

社会保障研究資料第3号
2004年3月5日

ISSN 1348-0537
Social Security Research
Series, No. 3
March 5, 2004

社会保障統計年報

平成15年版

ANNUAL REPORT ON SOCIAL SECURITY STATISTICS
(2003)



National Institute of Population and
Social Security Research
Tokyo, Japan

本年報の内容についてのお問い合わせは下記まで。

国立社会保障・人口問題研究所
企画部

TEL 03-3595-2985
FAX 03-3591-4912

研究所ホームページ <http://www.ipss.go.jp>

平成15年版

社会保障統計年報

まえがき

社会保障統計年報は、社会保障に関する統計資料を幅広く集め、編集した資料集として、昭和 33 年以来刊行を重ねてきました。国立社会保障・人口問題研究所が本書編集を旧総理府社会保障制度審議会事務局より引き継いでから、本号で 3 冊目の刊行となります。

我が国では予想を超えた急速な少子化・高齢化が進んでおり、社会のセーフティネットとしての社会保障制度はこの状況に対応するために、抜本的改革を迫られています。合計特殊出生率は平成 14 年に 1.32 を記録し、なお下げ止まりの気配がみえません。平成 15 年 7 月には「次世代育成支援対策推進法」が国会で成立し、8 月には法の基本理念に沿った行動計画策定が自治体や事業主に告示されました。同年 9 月に施行された「少子化社会対策基本法」に基づき設置された内閣府少子化社会対策大綱検討会では、政府が推進すべき少子化対策の総合的かつ長期的な指針を示す大綱を平成 16 年 5 月ごろ迄に策定するよう準備をすすめているところです。少子化対策は政府の重要政策課題のひとつとして定着した感があります。一方、高齢者対策としては平成 12 年度に導入された介護保険の初の見直し作業が始まっており、介護報酬の再検討や安定した財源を確保するための改革などが議論されています。医療については、医療費の増大等により医療保険財政が厳しい状況にある中で、給付と負担の公平を図るとともに、将来にわたり持続可能で安定的な制度としていくための法改正が平成 14 年度に行われました。年金についても、制度の長期的安定を図るため、将来にわたる保険料率の段階的引き上げと最終保険料率の設定、年金給付率の下限設定を柱とする年金改革案が今国会に提出されたところです。

少子高齢化の進展に対応した社会保障改革の達成には、国民の皆様の理解と参加が不可欠です。本書が、今日の社会保障の姿を理解し将来の社会保障の在り方についての議論に資する有益な情報を提供することを通じて、望ましい社会保障改革にいささかでも貢献できるならば、本書の編集に携わった者として望外の喜びです。本書が社会保障行政に携わる方、社会保障を学ぶ方など多くの方々に幅広く活用されることを希望してやみません。

本書の作成に当たりましては、行政の担当者をはじめ、たくさんの方々にご協力をいただきました。厚く御礼を申し上げる次第です。

平成 16 年 3 月

国立社会保障・人口問題研究所
所長 阿藤 誠

社会保障統計年報の構成内容

第I部 社会保障の動向

- 第1節 社会保障の背景—最近の経済・社会の動向—
- 第2節 社会保障の動向
- 第3節 社会保障給付費について
- 第4節 日本の将来推計人口(平成14年1月推計)について

(本文頁)	(目次頁)	節番号
25～30	7	1
31～78	7	2
79～108	7	3
109～129	8	4

第II部 社会保障の体系と現状

- 第1節 社会保障の体系と現状
- 第2節 社会保険各制度の成立経過

(本文頁)	(目次頁)	節番号
133～171	8	1
172～185	9	2

第III部 社会保障関係統計資料編

- 第1節 人口統計
- 第2節 社会保障給付及び再配分効果
- 第3節 国民所得と国民負担(率)の動向等
- 第4節 社会保険関係
- 第5節 高齢者保健(医療)福祉
- 第6節 医療供給と医療費
- 第7節 公衆衛生
- 第8節 福祉サービス
- 第9節 生活保護
- 第10節 恩給・戦争犠牲者援護
- 第11節 関連制度・関係機関
- 第12節 社会保障分野における人的資源の状況
- 第13節 財政
- 第14節 國際統計及び比較

(本文頁)	(目次頁)	節番号
189～203	9	1
204～218	9	2
219～233	10	3
234～378	10	4
379～402	15	5
403～412	16	6
413～433	16	7
434～451	17	8
452～457	18	9
458～463	18	10
464～486	19	11
487～493	19	12
494～504	20	13
505～561	20	14

目 次

第 I 部 社会保障の動向

第 1 節 社会保障の背景－最近の経済・社会の動向－

1	景気の動向.....	25
2	財政・金融.....	26
3	雇用.....	28
4	家計收支.....	29
5	人口・世帯.....	29

第 2 節 社会保障の動向

1	概況.....	31
2	高齢者保健医療福祉.....	34
3	児童福祉等.....	37
4	障害者福祉等.....	40
5	医療保険.....	45
6	年金保険.....	48
7	労働保険等.....	51
8	生活保護.....	53
9	保健医療と環境衛生.....	54
10	人材の確保と資質の向上.....	57
11	社会福祉基礎構造改革について.....	58
(表 1) 今後 5 か年間の高齢者保健福祉施策の方向(ゴールドプラン 21)の概要		60
(表 2) 重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について(新エンゼルプラン)の概要		63
(表 3) 少子化対策プラスワン(要点)		67
(表 4) 障害者基本計画(概要)		69
(表 5) 重点施策実施 5 か年計画		72

第 3 節 社会保障給付費について

I	社会保障給付費の範囲.....	79
II	平成 13 年度社会保障給付費の概要	80
III	平成 13 年度社会保障財源の概要	85

統計表.....	87
【付録】国際比較（ILO基準）.....	106

第4節 日本の将来推計人口（平成14年1月推計）について

I 日本の全国将来推計人口の概要.....	109
II 推計方法の概要.....	113

第II部 社会保障の体系と現状

第1節 社会保障の体系と現状

1 はじめに.....	133
2 社会保険、児童手当及び老人保健制度の内容一覧.....	134
① 医療保険制度.....	134
② 年金制度.....	136
③ 業務災害補償制度.....	144
④ 雇用保険制度.....	148
⑤ 児童手当.....	152
⑥ 老人保健.....	153
⑦ 介護保険.....	154
3 老人福祉.....	155
① 施設福祉対策.....	155
② 在宅福祉対策.....	156
③ 介護予防・地域支え合い対策.....	157
4 身体障害者福祉施策.....	158
① 身体障害者在宅福祉施策の概要.....	158
② 身体障害者施設福祉施策の概要.....	160
5 障害児（者）施策.....	161
① 在宅福祉施策.....	161
② 障害児（者）に対する施設福祉施策の概要.....	162
6 精神障害者施策の概要（平成15年度）.....	164
7 年齢別児童家庭福祉施策の一覧.....	165
8 社会（家族）手当.....	166
9 生活保護制度.....	167
【参考】1 社会保障制度の種類と行政機構の概略.....	168
2 審議会の整理合理化について.....	170

第2節 社会保険各制度の成立経過

① 医療保険制度.....	172
② 年金保険制度.....	174
③ 業務災害補償制度.....	176
④ 雇用保険制度.....	177
【参考】1 社会保障制度審議会勧告等一覧.....	178
2 各省白書のテーマからみた日本経済及び社会保障のあゆみ.....	180
3 平成13年1月以降の審議会意見書等一覧.....	183

第III部 社会保障関係統計資料編

第1節 人口統計

第1表 総人口等年次推移.....	189
第2表 「日本の将来推計人口」の要約.....	190
第3表 年齢3区分別人口の推移.....	191
第4表 総人口・日本人人口（性×年齢〔5歳階級〕別）.....	192
第5表 年齢3区分別人口及び構造係数（中位推計）.....	193
第6表 人口動態.....	196
第7表 平均余命（性×特定年齢×年次別）.....	198
第8表 主要死因別死亡率（人口10万対）の年次推移.....	199
第9表 年次別死因順位及び死亡率.....	200
第10表 世帯数（世帯業態別）.....	201
第11表 世帯種別にみた世帯数と構成割合の年次推移.....	201
第12表 世帯類型別にみた世帯数と構成割合の推移.....	202
第13表 世帯人員別にみた世帯数と構成割合及び平均世帯人員の推移.....	202
第14表 世帯構造別にみた世帯数と構成割合の推移.....	203
第15表 世帯構造別にみた65歳以上の者のいる世帯数と構成割合の推移.....	203

第2節 社会保障給付及び再配分効果

第16表 社会保障関係総費用、社会保障給付費、社会保障移転の推移.....	204
第17表 制度別社会保障給付費の推移.....	205
第18表 社会保障移転の推移.....	206
第19表 部門別社会保障給付費の前年度との比較.....	207
第20表 高齢者関係給付費の前年度との比較.....	207
第21表 一般会計予算の内訳.....	208
第22表 社会保障給付費等の年次推移.....	209

目 次

第 23 表	社会保障関係費の推移	209
第 24 表	社会保障の給付と負担の見通し	210
第 25 表	所得再分配による所得格差是正効果（ジニ係数）の年次比較	214
第 26 表	再分配による所得階級別の世帯分布の変化	214
第 27 表	世帯主の年齢階級別 1 世帯当たり平均金額等	215
第 28 表	世帯類型等別 1 世帯当たり平均金額等	216
第 29 表	世帯構造別 1 世帯当たり平均金額等	217
第 30 表	当初所得階級別 1 世帯当たり平均金額等	218

第 3 節 国民所得と国民負担（率）の動向等

第 31 表	国民負担率（租税負担率及び社会保障負担率）の対国民所得比の推移	219
第 32 表	国民所得及び国民可処分所得の配分（名目）	220
第 33 表	国内総支出（名目）	222
第 34 表	家計（個人企業を含む）	224
第 35 表	常用労働者 1 人当たり平均月間現金給与額	225
第 36 表	1 人平均月間きまって支給する現金給与額（通勤・住込別）	227
第 37 表	賞与支給状況	228
第 38 表	全世帯年平均 1 か月間の消費支出	228
第 39 表	勤労者世帯年平均 1 か月間の収入と支出	229
第 40 表	年間収入階級別勤労者 1 世帯当たり年平均 1 か月間の収入と支出（全国）	230
第 41 表	消費者物価指数（中分類）	232
第 42 表	農村消費者物価指数	232
第 43 表	農家家計費（全国 1 戸当たり平均）	233

第 4 節 社会保険関係**1 総 括**

第 44 表	医療保険適用者数（制度別）	234
第 45 表	公的年金適用者数（制度別）	235
第 46 表	雇用保険適用者数（制度別）	235
第 47 表	業務災害補償保険適用者数（制度別）	235
第 48 表	社会保険被保険者（組合員） 1 人当たり平均標準報酬月額（制度別）	236
第 49 表	制度別被保険者 1 人当たり診療費	237
第 50 表	公的年金受給権者数	238
第 51 表	公的年金における年金総額（制度別）	240
第 52 表	公的年金受給権者 1 人当たり年金額	242
第 53 表	公的年金積立金状況	244
第 54 表	年金財政指標	245
第 55 表	業務災害補償保険年金受給者数	248

目 次

第 56 表	業務災害補償保険年金支払総額	248
第 57 表	業務災害補償保険年金受給者 1 人当たり金額	249
第 58 表	介護保険適用者数	250
第 59 表	介護保険認定者数	250
第 60 表	介護保険給付における介護給付・予防給付	251
第 61 表	介護保険給付の高額介護（居宅支援）サービス費	251
第 62 表	介護保険保険料収納額	252
第 63 表	介護保険保険料基準額の分布状況	252
第 64 表	介護保険要介護認定者数の見込み	253
第 65 表	介護保険介護サービス量の見込み	253

2 健康保険**① 政府管掌健康保険**

第 66 表	政府管掌健康保険適用状況	254
第 67 表	政府管掌健康保険被保険者数（一般被保険者・標準報酬等級別）	255
第 68 表	政府管掌健康保険適用状況（一般被保険者・業態別）	256
第 69 表	政府管掌健康保険保険料徴収状況	257
第 70 表	政府管掌健康保険給付決定状況	258
第 71 表	政府管掌健康保険診療費決定状況	261
第 72 表	政府管掌健康保険給付諸率	263
第 73 表	政府管掌健康保険收支状況	265

② 組合管掌健康保険

第 74 表	組合管掌健康保険適用状況	266
第 75 表	組合管掌健康保険被保険者数（標準報酬等級別）	267
第 76 表	組合管掌健康保険適用状況（業態別）	268
第 77 表	組合管掌健康保険平均保険料率	268

第 78 表	組合管掌健康保険給付決定状況	269
第 79 表	組合管掌健康保険診療費決定状況	272
第 80 表	組合管掌健康保険給付諸率	273
第 81 表	組合管掌健康保険收支状況	275

3 国民健康保険

第 82 表	国民健康保険適用状況	276
第 83 表	国民健康保険給付決定状況	276
第 84 表	国民健康保険療養の給付等決定状況	277
第 85 表	国民健康保険療養費等決定状況	277
第 86 表	国民健康保険療養の給付諸率	278
第 87 表	国民健康保険「その他の給付」決定状況	278
第 88 表	国民健康保険諸率	279
第 89 表	国民健康保険診療施設経理状況	280

目 次	目 次
第 90 表 国民健康保険料（税）収納状況 280	第 121 表 国家公務員共済組合短期経理状況 308
第 91 表 国民健康保険収支状況 281	第 122 表 国家公務員共済組合長期経理状況 309
4 厚生年金保険	第 123 表 国家公務員共済組合業務経理状況 310
① 厚生年金保険	第 124 表 国家公務員共済組合保健経理状況 311
第 92 表 厚生年金保険適用状況 282	第 125 表 国家公務員共済組合旧令共済年金受給権者状況 312
第 93 表 厚生年金保険被保険者数（標準報酬等級別） 283	第 126 表 国家公務員共済組合等所要財源率 313
第 94 表 厚生年金保険適用状況（業態別） 284	8 地方公務員等共済組合
第 95 表 厚生年金保険年金受給権者状況 285	第 127 表 地方公務員等共済組合適用状況 314
第 96 表 厚生年金保険一時金裁定状況 286	第 128 表 地方公務員等共済組合短期部門給付支給状況 316
第 97 表 厚生年金保険給付受給権者 1 人当たり金額 286	第 129 表 地方公務員等共済組合短期部門療養の給付及び家族療養の給付支給状況（診療費分） 319
第 98 表 厚生年金保険料徴収状況 287	第 130 表 地方公務員等共済組合短期部門給付諸率 320
第 99 表 厚生年金保険収支状況 287	第 131 表 地方公務員等共済組合長期部門支給決定状況 322
② 厚生年金基金	第 132 表 地方公務員等共済組合長期部門年金受給権者状況 323
第 100 表 厚生年金基金適用状況 288	第 133 表 地方公務員等共済組合長期部門 1 人当たり金額 324
第 101 表 厚生年金基金年金受給権者状況 289	第 134 表 地方公務員等共済組合短期経理状況 325
第 102 表 厚生年金基金一時金裁定状況 289	第 135 表 地方公務員等共済組合長期経理状況 326
第 103 表 厚生年金基金給付 1 人当たり金額 289	第 136 表 地方公務員等共済組合業務経理状況 327
○ 参考 その他企業年金（適格退職年金、確定給付企業年金）	第 137 表 地方公務員等共済組合保健経理状況 327
第 104 表 加入件数 290	9 私立学校教職員共済
第 105 表 加入者数 290	第 138 表 私立学校教職員共済適用状況（学校種別） 328
5 国民年金	第 139 表 私立学校教職員共済平均標準給与月額（学校種別） 329
第 106 表 国民年金被保険者数 291	第 140 表 私立学校教職員共済加入者数（標準給与等級別） 330
第 107 表 国民年金印紙壳りさばき代金収納済額及び保険料収納済額状況 291	第 141 表 私立学校教職員共済短期部門給付決定状況 331
第 108 表 拠出制年金受給権者状況 292	第 142 表 私立学校教職員共済短期部門療養の給付及び家族療養費決定状況（診療費分） 333
第 109 表 福祉年金受給権者状況 293	第 143 表 私立学校教職員共済短期部門給付諸率 334
第 110 表 国民年金特別会計収支状況 294	第 144 表 私立学校教職員共済長期部門支給決定状況 336
6 農業者年金基金	第 145 表 私立学校教職員共済長期部門年金受給権者状況 337
第 111 表 農業者年金被保険者数 296	第 146 表 私立学校教職員共済長期部門 1 人当たり金額 338
第 112 表 農業者年金受給権者状況 296	第 147 表 私立学校教職員共済短期経理状況 339
第 113 表 農業者年金年金勘定経理状況 297	第 148 表 私立学校教職員共済長期経理状況 340
7 国家公務員共済組合	第 149 表 私立学校教職員共済業務経理状況 341
第 114 表 国家公務員共済組合適用状況 298	第 150 表 私立学校教職員共済保健経理状況 341
第 115 表 国家公務員共済組合短期部門給付決定状況 300	10 農林漁業団体職員共済組合
第 116 表 国家公務員共済組合短期部門療養の給付及び家族療養の給付状況（診療費分） 302	第 151 表 農林漁業団体職員共済組合適用状況 342
第 117 表 国家公務員共済組合短期部門給付諸率 303	第 152 表 農林漁業団体職員共済組合組合員数（標準給与等級別） 342
第 118 表 国家公務員共済組合長期部門支払状況 305	第 153 表 農林漁業団体職員共済組合支給状況 343
第 119 表 国家公務員共済組合長期部門年金受給権者状況 306	第 154 表 農林漁業団体職員共済組合年金受給権者状況 344
第 120 表 国家公務員共済組合長期部門 1 人当たり金額 307	第 155 表 農林漁業団体職員共済組合給付 1 人当たり金額 345

目 次

第 156 表 農林漁業団体職員共済組合給付経理状況	346
第 157 表 農林漁業団体職員共済組合業務経理状況	346
11 船員保険	
第 158 表 船員保険適用状況	347
第 159 表 船員保険被保険者数（標準報酬等級別）	348
第 160 表 船員保険疾病部門給付決定状況	349
第 161 表 船員保険疾病部門診療費決定状況	351
第 162 表 船員保険疾病部門給付諸率	352
第 163 表 船員保険年金部門（職務上）年金受給権者状況	353
第 164 表 船員保険年金部門（職務上）一時金裁定状況	353
第 165 表 船員保険年金部門（職務上）1人当たり金額	353
第 166 表 船員保険失業部門給付決定状況	354
第 167 表 船員保険収支状況	355
第 168 表 船員保険保険料徴収状況	356
12 雇用保険	
第 169 表 雇用保険適用状況	357
第 170 表 雇用保険適用状況（一般・高年齢及び短期雇用特例）（産業・規模別）	357
第 171 表 雇用保険給付状況	359
第 172 表 一般求職者給付の状況	360
第 173 表 労働保険保険料徴収状況（雇用勘定）	362
第 174 表 労働保険特別会計雇用勘定収支状況	362
13 労働者災害補償保険	
第 175 表 労働者災害補償保険適用状況	363
第 176 表 労働者災害補償保険保険給付支払状況	364
第 177 表 労働保険保険料徴収状況（労災勘定）	365
第 178 表 労働者災害補償保険保険給付平均支払額	365
第 179 表 労働保険特別会計労災勘定収支状況	366
14 公務災害補償	
第 180 表 国家公務員災害補償費支払状況	367
第 181 表 国家公務員災害補償1件当たり金額	367
第 182 表 地方公務員災害補償費支払状況	368
第 183 表 地方公務員災害補償1件当たり補償費	368
15 介護保険	
第 184 表 介護保険適用状況	369
第 185 表 介護保険要介護（要支援）認定者数	369
第 186 表 介護保険認定者の年齢階級別（男女別）・要介護度別状況	370
第 187 表 介護保険居宅介護（支援）サービス受給者数	374
第 188 表 介護保険施設介護サービス受給者数	374

目 次

第 189 表 居宅サービス受給者・施設サービス受給者の年齢階級別・要介護度別状況	375
第 190 表 介護保険給付における介護給付・予防給付の要介護度別状況	376
第 191 表 介護保険給付の高額介護（居宅支援）サービス費（世帯類型別）	376
第 192 表 介護保険における保険料収納額	376
第 193 表 介護保険特別会計経理状況（保険事業勘定）	378
第5節 高齢者保健（医療）福祉	
1 総 括	
第 194 表 ゴールドプラン21の推進	379
第 195 表 介護保険施設等の比較	380
2 老人福祉	
第 196 表 老人福祉施設の施設数及び在所者数	382
第 197 表 職種別にみた従事者数	383
第 198 表 性・年齢階級別にみた自立の状況別手助けや見守りを要する者の数	386
第 199 表 性・年齢階級別にみた手助けや見守りを要する者の数及び率	387
3 老人医療	
第 200 表 老人医療受給対象者数	388
第 201 表 老人医療費の状況	388
第 202 表 制度別老人医療費の状況	389
第 203 表 老人医療費（診療費）の状況	389
第 204 表 老人医療受給対象者数及び老人医療費の推移	390
第 205 表 老人医療費と国民医療費の推移	391
第 206 表 老人医療費の負担	392
第 207 表 老人医療費の負担の状況	392
第 208 表 老人医療費拠出金積算内訳	393
第 209 表 開設者別老人病院数、病床数	393
第 210 表 老人病院等の区分別状況	393
4 老人保健施設	
第 211 表 開設者別にみた施設数及び入所定員数	394
5 老人保健（ヘルス事業）	
第 212 表 老人保健事業の概要	395
第 213 表 老人保健事業実施状況	398
第 214 表 老人保健健康手帳の交付状況	399
第 215 表 基本健康診査・一般健康診査の受診者及び判定・指導区分別状況	399
第 216 表 基本健康診査による検査結果別要指導・要医療者数	400
第 217 表 がん検診の受診人員・結果別人員状況	401

第6節 医療供給と医療費**1 総 括**

第 218 表 国民医療費推計額	403
第 219 表 治療費支払方法別患者数（病院・診療所別）	404
第 220 表 患者数及び受療率（入院・外来、病院・診療所別）	404

2 医療機関

第 221 表 病院・診療所数（開設者別）	406
第 222 表 病床数（開設者・種類別）	407
第 223 表 医療法人数の推移	407
第 224 表 薬局数・無薬局町村数及び医薬品販売業数	408
第 225 表 1病院当たり収支状況（構成比率、病院種類、開設者別）	408
第 226 表 一般診療所1施設当たり収支状況（構成比率、有床・無床、開設者別）	409
第 227 表 歯科診療所（個人立）1施設当たり収支状況（構成比率）	409

3 地域医療計画

第 228 表 地域医療計画の内容	410
第 229 表 地域医療計画の作成手続きと達成の推進	411
第 230 表 都道府県別必要病床数及び既存病床数の状況	412

第7節 公衆衛生**1 結 核 等**

第 231 表 結核医療費推計額	413
第 232 表 結核医療費公費負担額	413
第 233 表 結核登録者	413
第 234 表 結核病床数・患者数・病床利用率	414
第 235 表 ハンセン病療養所入所者数	415
第 236 表 ハンセン病療養所入所者家族生活援護委託費・療養所運営費国庫負担額	415
第 237 表 エイズ対策の概要	416
第 238 表 H I V感染者及びエイズ患者の現状	417

2 感染症（伝染病）

第 239 表 感染症患者数	418
第 240 表 予防接種被接種者数	419

3 精神保健

第 241 表 精神病床数・患者数・病床利用率	420
第 242 表 措置入院患者数及び医療費国庫負担額	420
第 243 表 通院医療公費負担承認件数及び医療費国庫補助金額	420
第 244 表 医療保護入院届出件数	420

4 難 病

第 245 表 難病対策の概要	421
第 246 表 特定疾患治療研究事業対象疾患及び特定疾患医療受給者証交付件数	422

5 環境衛生

第 247 表 全国水道普及状況	423
第 248 表 下水道終末処理施設処理人口及びごみ・し尿処理施設の処理能力状況	423
第 249 表 下水道終末処理施設及びごみ・し尿処理施設事業費	423
第 250 表 廃棄物の分類と処理体制	424
第 251 表 ごみ処理等の流れ	425
第 252 表 市町村のごみ処理費用の推移	426

6 公 害

第 253 表 公害等調整委員会に係属した事件の処理件数	427
第 254 表 都道府県公害審査会等に係属した事件の受付及び終結状況	428
第 255 表 典型7公害の種類別苦情件数の推移	429
第 256 表 典型7公害以外の種類別苦情件数	429
第 257 表 公害健康被害の補償等に関する法律の指定地域及び被認定者数等	430
第 258 表 環境事業団事業状況	431

7 保健所及び保健センター

第 259 表 保健所の活動	432
第 260 表 保健所数及び保健所職員総数	432
第 261 表 保健所活動状況	433
第 262 表 市町村保健センター数	433

第8節 福祉サービス**1 身体障害者及び知的障害者福祉**

第 263 表 身体障害者手帳交付台帳登載数	434
第 264 表 福祉事務所における知的障害者相談状況	434
第 265 表 身体障害者更生援護施設・知的障害者援護施設の施設数及び在所者数	435
第 266 表 身体障害者更生援護状況	436
第 267 表 身体障害者に対する補装具交付等の状況	437
第 268 表 身体障害者に対する更生医療給付決定状況	438
第 269 表 障害者職業能力開発校修了者数	438
第 270 表 訪問介護（ホームヘルパー）設置市町村数・訪問介護員数及び派遣対象世帯数	439

2 児童福祉

第 271 表 児童相談所処理件数	440
第 272 表 児童福祉施設数及び在所者数	441
第 273 表 里親・保護受託者及び委託児童数	442
第 274 表 育成医療等の給付及び補装具等の交付状況	442

第 275 表 1歳6か月児健診実施件数	443
第 276 表 3歳児健康診査成績	443
第 277 表 児童扶養手当受給世帯数	443
第 278 表 特別児童扶養手当受給者数及び障害児福祉手当受給者数	443
第 279 表 児童手当受給者数、支給対象児童数及び支給額の状況	444
第 280 表 児童手当拠出金徴収状況	444
第 281 表 児童手当の新規認定及び受給資格の消滅状況	445
第 282 表 児童手当制度の費用負担	446
3 社会福祉関係機関・施設等	
第 283 表 社会福祉行政機関等設置状況	447
第 284 表 社会福祉施設数（施設の種類別）	448
第 285 表 生活福祉資金貸付状況	450
第 286 表 母子福祉資金貸付状況	450
第 287 表 災害救助法適用状況及び災害救助費国庫負担状況	451
第 9 節 生活保護	
第 288 表 被保護実世帯・被保護実人員・保護率	452
第 289 表 被保護実世帯数（世帯主の労働力類型別）	452
第 290 表 扶助別人員	453
第 291 表 保護開始世帯数（世帯類型・構造別）	453
第 292 表 保護廃止世帯数（世帯類型・構造別）	454
第 293 表 保護費（扶助別）	454
第 294 表 医療扶助決定状況（診療費分）	455
第 295 表 生活保護基準額改定の推移	456
第 296 表 保護施設の施設数及び在所者数	457
第 10 節 恩給・戦争犠牲者援護	
1 恩 給	
第 297 表 文官恩給年金受給権者状況	458
第 298 表 軍人恩給年金受給権者状況	458
第 299 表 都道府県知事裁定恩給年金受給権者状況	460
2 戦争犠牲者援護	
第 300 表 未帰還者留守家族等援護法による援護状況	462
第 301 表 戦傷病者特別援護法による療養の給付等の援護状況	462
第 302 表 戦傷病者特別援護法による補装具交付状況	462
第 303 表 戦傷病者戦没者遺族等援護法給付状況	463
第 304 表 原爆被爆者対策状況	463

第 11 節 関連制度・関係機関**1 関連制度****① 住宅関係**

第 305 表 住宅数・世帯数・世帯人員・1戸当たり居住室数・畳数・延べ面積・1人当たり 居住室の畳数	464
--	-----

第 306 表 居住状況（地域別）	465
-------------------	-----

第 307 表 住宅の所有関係	465
-----------------	-----

第 308 表 1か月当たり家賃階級別にみた借家数（住宅の所有関係別）	466
-------------------------------------	-----

第 309 表 公営住宅等建設戸数	466
-------------------	-----

第 310 表 住宅建設戸数	467
----------------	-----

② 雇用関係一般

第 311 表 労働力人口・非労働力人口（年平均）	468
---------------------------	-----

第 312 表 年齢階級別労働力人口比率の推移（年平均）	469
------------------------------	-----

第 313 表 就業者数（産業別、年平均）	470
-----------------------	-----

第 314 表 就業者数（従業上の地位・職業別、年平均）	472
------------------------------	-----

第 315 表 年齢別有効求人倍率	474
-------------------	-----

第 316 表 職業転換給付金関係予算の推移	475
------------------------	-----

第 317 表 地域別最低賃金額の改定状況	476
-----------------------	-----

第 318 表 産業別最低賃金決定件数、適用使用者数及び適用労働者数	477
------------------------------------	-----

2 関係機関

第 319 表 社会保険診療報酬支払基金取扱件数及び金額	478
------------------------------	-----

第 320 表 年金資金運用基金の資金別、融資実行額・回収額・融資残高	480
-------------------------------------	-----

第 321 表 年金資金運用基金の運用資産状況	482
-------------------------	-----

第 322 表 年金資金運用基金の資金別被保険者住宅資金融資決定状況	483
------------------------------------	-----

第 323 表 社会福祉・医療事業団医療貸付状況（施設・資金別）	484
----------------------------------	-----

第 324 表 社会福祉・医療事業団福祉貸付状況（事業種別）	485
--------------------------------	-----

第 325 表 労働福祉事業団経営施設数	485
----------------------	-----

第 326 表 雇用・能力開発機構設置運営施設数	486
--------------------------	-----

第 327 表 中小企業退職金共済加入状況	486
-----------------------	-----

第 328 表 中小企業退職金共済支給状況	486
-----------------------	-----

第 12 節 社会保障分野における人的資源の状況

第 329 表 医師数（業務別）	487
------------------	-----

第 330 表 歯科医師数（業務別）	487
--------------------	-----

第 331 表 歯科衛生士数（就業場所別）	488
-----------------------	-----

第 332 表 歯科技工士数（就業場所別）	488
-----------------------	-----

第 333 表 薬剤師数（業務別）	488
-------------------	-----

目 次

第 334 表	看護職員需給見通し	489
第 335 表	保健師数（就業場所別）	490
第 336 表	助産師数（就業場所別）	490
第 337 表	看護師数及び准看護師数（就業場所・資格別）	491
第 338 表	就業あん摩指圧師・はり師・きゅう師及び柔道整復師数	491
第 339 表	理学療法士及び作業療法士数（登録者数）	491
第 340 表	社会福祉士・介護福祉士登録者数	492
第 341 表	全医療施設の従事者数（業務の種類別）	493

第 13 節 財 政

第 342 表	一般関係歳出予算額の推移（当初予算）	494
第 343 表	一般会計歳入・歳出（目的別）	495
第 344 表	地方財政（普通会計）歳入歳出	496
第 345 表	地方の民生費と衛生費の状況	498
第 346 表	国内総支出に対する財政規模	502
第 347 表	国税及び地方税	503
第 348 表	高齢社会対策関係予算（一般会計分）の推移	503
第 349 表	市町村税納税義務者数	504

第 14 節 国際統計及び比較

1 人 口		
第 350 表	世界の主要地域別人口及び人口増加率	505
第 351 表	平均寿命の国際比較	506
第 352 表	主要国の 65 歳以上人口比率の推移と予測	507
第 353 表	主要先進国の合計特殊出生率（1950～2002 年）	510
第 354 表	諸外国の出生率	512
第 355 表	障害者雇用の現状	513
第 356 表	定年制等の状況	514
2 社会保障		
第 357 表	ILO 条約及び勧告（社会保障関係）	515
第 358 表	国民負担率の国際比較等	518
第 359 表	諸外国の社会保障費 ILO 基準第 19 次調査収入表	519
第 360 表	諸外国の社会保障費 ILO 基準第 19 次調査支出表	524
第 361 表	諸外国の社会保護支出欧州委員会統計局調べ	530
第 362 表	諸外国の社会保護支出欧州委員会統計局調べ（対国内総生産比）	532
第 363 表	イギリスの社会保障概況	534
第 364 表	フランスの社会保障概況	536
第 365 表	ドイツの社会保障概況	538

目 次

第 366 表	アメリカの社会保障概況	540
第 367 表	スウェーデンの社会保障概況	542
3 医 療		
第 368 表	医療保障制度の国際比較	544
第 369 表	医療費の対国内総生産比の国際比較	546
第 370 表	診療報酬支払方式の国際比較	547
第 371 表	医療供給に関する指標の国際比較（人口 1,000 人当たり）	547
4 年 金		
第 372 表	諸外国の公的年金制度の概要	548
第 373 表	公的老人年金のみ受給者の課税最低限の国際比較（夫婦世帯の場合）	550
第 374 表	主要国における公的年金に対する税制の概要	551
5 児童手当		
第 375 表	主要国の児童手当制度	552
6 労 働		
第 376 表	主要国の失業者数及び失業率	554
第 377 表	年間総実労働時間の国際比較（製造業生産労働者、2001 年）	554
第 378 表	ILO 労働統計報告による週当たり労働時間（製造業）	555
第 379 表	労働費用構成の国際比較	555
第 380 表	諸外国の育児休業制度について	556
第 381 表	諸外国の介護休業制度について	558
7 国際協力		
第 382 表	WHO への分担率（分担金の占有率）の推移	559
第 383 表	厚生労働省が実施及び協力した研修員等受入数・専門家派遣数の推移	559
8 国民所得		
第 384 表	国民所得（総額）	560
第 385 表	1 人当たり国民所得	561

「平成14年版 社会保障統計年報」に掲載、「平成15年版 社会保障統計年報」で削除された表

平成14年版時の表番号	表タイトル	備考
第196表	ホームヘルパー設置団体数・ホームヘルパー数及び派遣対象世帯数	1)
第239表	法定・指定感染症（伝染病）患者数	1)
第240表	届出感染症（伝染病）等患者数	1)
第246表	精神病床数・在院患者数・利用率の年次推移	2)
第298表	生活保護基準額改定の推移*	2)
第325表	資金運用事業各年度別運用額の推移	1)
第354表	年金積立金還元融資金配分の推移	1)
第364表	ILO第102号条約の批准状況	3)

(注) 備考欄の内容は、以下のとおり。

- 1) 制度等廃止による。
- 2) 他表とのデータ重複のため。
- 3) 統計データ元（報告書等）の廃止・未刊行による。

* 平成15年版では、データが重複していた表の表タイトルにしている。

「平成15年版 社会保障統計年報」から新規掲載された表

平成15年版の表番号	表タイトル	備考
第192表	介護保険における保険料収納額	
第367表	スウェーデンの社会保障概況	1)

(注) 備考欄の内容は、以下のとおり。

- 1) 統計データ元（報告書等）の変更。

第一部

社会保障の動向

第1節 社会保障の背景

—最近の経済・社会の動向—

1

1 景気の動向

日本経済は、平成14年1月に景気の谷を迎えた。景気循環上は、景気回復局面に移行した。しかし、その後の道のりは決して平坦ではなく、底入れ直後こそ輸出、生産は増加を続けたが、平成14年末から平成15年初にかけて弱い動きを見せ、景気は踊り場的な状況に入った。そうした中にあっても、企業収益や設備投資は改善を示し、平成15年秋以降景気は持ち直しに向けた動きを示すようになっている。

平成14年度のわが国の国内総生産(GDP)は、名目497兆6,466億円、実質536兆6,090億円となり、経済成長率は、名目-0.7%、実質1.2%となった。わが国の実質経済成長率は、1990年代に入ってバブル崩壊後低下している。また、名目成長率は、緩やかなデフレが進展する中で弱い動きとなっており、特に平成10年以降は平成12年を除きマイナス成長となっている。また、最近の特徴として、物価が持続的に下落し、緩やかなデフレ傾向にあることが挙げられる。

平成14年に入り景気は底入れしたもの、賃金の動向を見ると、平成14年の現金給与総額は前年比2.4%減と2年連続で減少した。内訳は、所定内給与が前年比1.2%減、所定外給与が0.9%減、特別給与が7.3%減となっており、実質賃金も前年比1.3%減と2年連続で減少した。所定内給与の減少には、パートタイム労働者構成比の

上昇が平均でみた労働時間の減少と時間当たり賃金の減少の双方に寄与したことによると、賃上げ率の低下を背景に一般労働者の所定内給与が0.3%減少したこと等が影響している。特別給与の大部分を占める賞与を見ると、夏季賞与は前年比5.9%減、年末賞与は前年比5.0%減となった。

平成14年の総実労働時間は前年比0.8%減となつた。内訳を見ると、所定内労働時間が前年比1.0%減、所定外労働時間は景気の底入れを反映して0.1%増となつた。所定外労働時間は、鉱業、建設業、サービス業以外の産業で増加した。製造業の所定外労働時間(季節調整値)は、生産の動向を反映して、平成13年10~12月期を底に平成14年は増加傾向で推移した。ただし、生産の伸びが年後半は鈍化し年末には弱含み傾向で推移した中で、所定外労働時間の増加テンポもやや鈍化した。所定内労働時間は1年を通して前年と比べて減少した。出勤日数の減少のほか、パートタイム労働者の構成比の上昇、パートタイム労働者の所定内労働時間の減少等が影響している。

平成15年の消費者物価は、総合指数は平成12年を100として98.1となり、前年比は0.3%の下落となつた。なお、総合指数は平成11年以降5年連続して下落している。

資料:「平成15年度年次経済財政報告」(平成15年10月)

内閣府HP
「平成14年度GDP確報（国内総支出系列等）」（平成15年12月4日 内閣府経済社会総合研究所HP）
「平成15年版労働経済の分析」（平成15年8月 厚生労働省HP）
「平成12年基準 消費者物価指数（全国 平成15年平均）」（平成16年1月30日 総務省統計局HP）

2 財政・金融

平成15年度予算は、活力ある経済社会と持続的な財政構造の構築を図るために、「改革断行予算」と位置づけた14年度予算の基本路線を継承して編成された。このため、「官から民へ」、「国から地方へ」の観点に立ち、制度・政策の抜本的な見直しの検討を踏まえ、歳出改革を加速するとともに、政策評価の結果を活用し、歳出全体にわたる徹底した見直しが行われ、一般歳出及び一般会計歳出全体について実質的に14年度の水準以下に抑制することとされた。また、14年度の「国債発行30兆円以下」の基本精神を受け継ぎ、国債発行額も極力抑制することとされた。

平成15年度の一般会計予算の規模は81兆7,891億円（対前年度比0.7%増）、一般歳出の規模は47兆5,922億円（対前年度比0.1%増）となっている。また、平成15年度における公債発行額は36兆4,450億円、公債依存度は44.6%となり、前年度当初予算の36.9%より7.7%増えている。

社会保障予算については、急速な少子・高齢化の進展に伴い、経済の伸びを上回って給付と負担が増大していくことが見込まれる中で、個人の自助・自立の精神を基本として世代間・世代内の給付と負担の均衡を図り、制度の合理化・効率化を行うことにより経済・財政と調和し、将来にわたって持続可能な安定した制度を構築していく必要がある、という考え方のもとで編成された。年金及び諸手当については、物価・賃金の状況等を踏まえ、14年の消費者物価の下落に応じた物価スライドを行うこととした。雇用対策については、若年者雇用対策の推進、官民による労働力需給調

整機能の強化、雇用関係情報の積極的提供、トライアル雇用への支援の実施、民間を活用した職業能力開発等、円滑な労働移動、早期再就職の実現等のための施策を推進するとともに、雇用保険制度について、制度の安定的運営を確保する観点から、保険給付の重点化・合理化を図るための制度改正を実施することとした。高齢者介護については、介護報酬の改定にあたって、賃金・物価の下落傾向、事業者の経営状況等を踏まえ、報酬水準全体を2.3%引き下げるとともに、介護保険給付費の適正化対策を推進するほか、介護保険制度の円滑な実施のため、PF1（民間資金等活用事業）等も活用した介護サービス基盤の整備を効率的に進めることとした。少子化対策については、安心して子供を産み育てができる社会を実現し、仕事と子育ての両立を支援するため、待機児童ゼロ作戦の推進、放課後児童受入れ体制の整備を着実に進めていくこととした。障害者対策については、障害者の自立と社会参加を推進するため、新たにとりまとめられた新障害者プラン等を推進するとともに、雇用と福祉の連携等による障害者雇用を推進することとしている。医療については、最近の医療費の動向、15年度に発現する14年度改革の効果等を折り込んだうえで、国庫負担7兆7,521億円（対前年度当初予算比4.2%増）を計上しているほか、医療安全対策や医療提供体制の整備等を推進することとしている。また、国立病院については、平成11年3月に見直された「国立病院・療養所の再編成・合理化の基本指針」に基づき再編成を進めるほか、経営の改善・

合理化を一層強化すること等により国立病院特別会計への一般会計繰入れを、前年度当初予算額に対して97億円縮減した。生活保護については、国民の消費動向や年金額の物価スライドの実施等を総合的に勘案し、生活扶助基準等について0.9%の引下げを行うとともに、運用について適正化対策等を実施することとした。これらの結果、15年度の社会保障関係費は、前年度予算額に対して7,139億円（3.9%）増の18兆9,907億円を計上している。

平成15年度財政投融資計画は、行財政改革の趣旨を踏まえ、全体規模を縮減しつつ、構造改革に資する分野に重点を置き対象事業を見直すとともに、現下の経済金融情勢を踏まえ、企業再生・中小企業金融等、真に必要と考えられる資金需要には的確に対応することとされ、一般財政投融資の規模は23兆4,115億円（対前年度当初計画比12.6%減）となっている。厚生福祉関係については、1兆184億円（対前年度当初計画比0.02%減）の財政投融資を予定し、社会福祉・医療事業団（平成15年10月からは独立行政法人福祉医療機構）において、高齢社会に対応するため、所要の貸付計画額を確保することとしているほか、公立病院特別会計、地方公共団体等において、病院、厚生福祉施設等の整備促進を図ることとされている。

一方、税制については、平成15年度税制改正においてわが国産業の競争力強化のための研究開発・設備投資減税の集中・重点化、次世代への資産移転の円滑化に資する相続税・贈与税の一体化及び税率の引下げ、「貯蓄から投資へ」の改革に資する金融・証券税制の軽減・簡素化、土地の有効利用の促進に資する登録免許税の軽減、人的控除の簡素化等の観点からの配偶者特別控除（上乗せ部分）の廃止、消費税に対する信頼性・透明性を向上させるための免税点制度等の改革、酒税及びたばこ税の見直しその他の所要の措置を一体として講じることとされた。

金融政策については、輸出環境が好転し、企業

の業況感も改善する等、緩やかな景気回復への基盤が整いつつあるものの、過剰債務や過剰雇用等の構造的な問題が根強く残り国内需要の自律的な回復力が高まるにはなお時間がかかるとみられる経済状況の中で、消費者物価指数（全国、除く生鮮食品）の前年比上昇率が安定的にゼロ%以上となるまで、以前から続けてきた量的緩和政策を堅持することとされた。日本銀行の現在の金融政策の大きな枠組みは、以下のとおりである。

- ① 新しい金融市場調節方式（日本銀行当座預金残高を主たる目標とする金融市場調節方式）
- ② 金融緩和の時間軸効果（量的緩和政策継続のコミットメント）
- ③ 長期国債の買い入れ増額
- ④ 補完貸付制度（いわゆるロンバート型貸出制度）
- ⑤ 金融緩和の波及メカニズム強化（資産担保証券の買入措置等）

平成15年10月10日の政策委員会・金融政策決定会合において、金融政策面から、最近の景気回復に向けた動きをより確実なものとすることに資する措置として次の措置が決定された。

- ① 金融調節の柔軟性を高め、流動性供給面から機動的に対応する余地を広げる観点から、日本銀行当座預金残高の目標値の上限を「27～30兆円程度」から「27～32兆円程度」に引き上げる。
- ② 金融調節を機動的に行う観点から、国際買現先オペの最長期間を「6か月」から「1年」に延長する。
- ③ 金融政策運営の透明性を強化する観点から、量的緩和政策継続のコミットメントをより明確化するとともに、経済・物価情勢に関する日本銀行の判断について説明を充実する。

資料：「15年度予算」（財務省HP）
「社会福祉の動向2003」（社会福祉の動向編集委員会 编集、中央法規出版）
「金融政策」（日本銀行HP）

3 雇用

新規求人は平成14年初めから増加基調で推移している。産業別に見ると、平成14年に入つてサービス業が前年比で増加する中で、製造業においても前年比の減少幅が縮小し、平成14年半ばより増加に転ずる等回復がみられたが、建設業では前年比減少が続いている。また、パートの求人が全体の求人を下支えしている。新規求職は平成14年以降も高水準で推移しており、特に離職以外の求職者の寄与が拡大している。

有効求人倍率は平成14年初より緩やかな上昇傾向にあるものの、平成14年平均では0.54倍と前年の0.59倍を0.05ポイント下回った。新規求人倍率も平成14年初より緩やかな上昇傾向にあるものの、平成14年平均では0.93倍と前年の1.01倍を0.08ポイント下回った。雇用形態別に有効求人倍率（平成14年平均）を見ると、一般は0.41倍、パートは1.32倍となった。

平成15年3月の新規学卒者の就職率は依然として低水準となっている。また、学卒労働市場の厳しさを反映して若年層で無業者等が増加している。

平成14年平均の就業者数は6,330万人（前年差82万人減）と5年連続の減少となった。雇用者数は平成14年平均で5,331万人（前年差38万人減）と3年ぶりの減少となった。

平成14年の雇用者数の動向をまとめると、(1)臨時・日雇は持ち直しているものの、常雇の減少が依然として大きい、(2)男性に比べて女性の方が良い動きとなっている、(3)サービス業は依然として前年比で増加しているのに対し、建設業、製造業、運輸・通信業、卸売・小売業、飲食店は前年比で減少している、といった特徴がみられる。また、自営業主・家族従業者は依然として減少している。

平成14年平均（原数値）の完全失業者数は359万人（前年差19万人増）となり、過去最高を更新した。求職理由別に見ると、景気の悪化に伴う勤め先や事業の都合等による非自発的理由による離職者が増加している。長期失業者も増加しており、平成15年1～3月期において失業期間1年以上の者は112万人（完全失業者の30.9%）を占めており、長期失業率（長期失業者の労働力人口に占める比率）も1.7%となっている。世帯主失業者も高水準となっており、平成14年平均で99万人となっている。平成14年平均（原数値）の完全失業率は男女計で5.4%、男性で5.5%、女性で5.1%と過去最高を更新した。

労働力率は低下傾向となっているが、この背景には労働力人口から非労働力人口への流出の動きが強まっていることがある。非労働力人口のうち「適当な仕事がありそうにない」ことを理由に求職活動を行っていない者（求職意欲喪失者）は平成15年1～3月期で207万人となっている。

男女とも長期的に失業率は上昇しているが、景気循環による変動を伴いつつも平成2年頃より失業頻度は上昇傾向、失業継続期間は長期化傾向にある。

近年では景気が回復し所定外労働時間が増加しても常用雇用がなかなか改善しない傾向があるが、この背景として、1990年代に総じて低い成長が続き、企業の期待成長率が低下する中で雇用過剰感が高く、雇用面での調整に時間を要し、しかも、景気の回復力が弱く、こうした調整が十分に終了しないうちに景気が反転するという状況がある。

資料：「平成15年版労働経済の分析」（平成15年8月 厚生労働省HP）

4 家計収支

平成14年の勤労者世帯（平均世帯人員3.46人、世帯主の平均年齢46.4歳）の実収入は、1世帯当たり1か月平均53万8,277円で、前年に比べ名目－2.3%、実質－1.2%と、名目、実質とも5年連続の減少となった。これは現行の家計調査開始（昭和38年）以来初めてである。また、実収入から税金・社会保険料等を控除した可処分所得は、1世帯当たり1か月平均45万2,501円で、名目－2.6%、実質－1.5%となり、名目、実質とも5年連続の減少となった。

勤労者世帯の消費支出の動向については、平成14年には1世帯当たり1か月平均33万651円で、名目－1.3%、実質－0.2%となり、名目、実質とも5年連続の減少となった。消費支出の内訳を見ると、住居（－2.4%）、教育（－2.0%）、保健

医療（－1.6%）、家具・家事用品（－1.0%）、光熱・水道（－0.4%）、交通・通信（－0.3%）、被服及び履物（－0.1%）が実質減少となった。一方、教養娯楽（+1.1%）、食料（+1.1%）が実質増加となった。

また、直接税や社会保険料等の非消費支出は85,776円で、名目－0.8%と5年連続の減少となった。非消費支出の内訳を見ると、前年の実収入の減少もあって個人住民税（名目－2.8%）、勤労所得税（名目－1.9%）が減少となった。一方、厚生年金や雇用保険等の社会保険料（名目+0.2%）は増加となった。

資料：「家計調査年報 平成14年」（総務省統計局HP）

5 人口・世帯

平成14年10月1日現在のわが国の総人口は、1億2,743万5千人であり、この1年間に14万5千人（0.11%）増加した。これを年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）、老人人口（65歳以上）の3区分別に見れば、平成14年では、それぞれ1,810万2千人（18万2千人減）、8,570万6千人（43万3千人減）、2,362万8千人（75万9千人増）となっている。平成7年以後生産年齢人口は減少し続け、平成9年には老人人口が年少人口よりも多くなった。なお、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口（平成14年1月推計）」の中位推計によると、総人口は平成18年にピークに達した後、長期の人口減少過程に入ると予測されている。老人人口の

割合は平成12年現在の17.4%から平成26年には25%台に達し、4人に1人が65歳以上となり、その後も上昇を続け、平成45年に30%台に達し、平成62年には35.7%（2.8人に1人が65歳以上）となるものと予測されている。

世帯数は、平成14年6月6日現在で、4,600万5千世帯となっている。世帯人員別にみると、2人世帯が最も多く1,265万1千世帯（全世帯の27.5%）、平均世帯人員は2.74人となっている。世帯構造別に見ると、「核家族世帯」が2,768万2千世帯で、全世帯の60.2%を占めている。世帯類型別に見ると、「高齢者世帯」は、718万2千世帯で全世帯に占める割合は15.6%となっている。また、65歳以上の高齢者のうち1

人暮らしの者は 340 万 5 千人で、高齢者世帯の 47.4% を占めている。

資料：「日本の将来推計人口（平成 14 年 1 月推計）」（国立
社会保障・人口問題研究所）
「平成 13 年 10 月 1 日現在推計人口」（総務省統計局
HP）
「平成 14 年 国民生活基礎調査」（厚生労働省大臣
官房統計情報部）

第2節 社会保障の動向

1 概況

わが国の社会保障制度は、戦後の経済発展の過程で逐次改善・充実が図られ、国民生活の安定向上に大きく貢献してきた。医学医療の進歩、栄養の改善、環境衛生の向上等と相伴って平均寿命は大幅な伸長を示してきた。平成 14 年簡易生命表によると、男の平均寿命は 78.32 年、女の平均寿命は 85.23 年で、前年と比較して男は 0.25 年、女は 0.30 年上回っており、男女とも世界最高の水準に達している。

一方で、出生率は持続的な低下傾向を示し、平成 13 年の人口動態統計によると、合計特殊出生率は 1.32 で、前年の 1.33 を下回って過去最低となった。このように、少子化が一層進行するとともに、人口の高齢化も例を見ない速さで進んでいく。また財政赤字の拡大等の社会保障を取り巻く社会経済環境の様々な変化に対し、社会保障制度が対応していくことが要請されている。

このような 21 世紀の少子・高齢社会に対応するため、平成 7 年以降、次のような動きが見られた。

まず、平成 7 年 7 月、社会保障制度審議会から、21 世紀の社会保障のあるべき姿を構想し、今後わが国社会保障体制の進むべき道を提示した、「社会保障体制の再構築～安心して暮らせる 21 世紀の社会を目指して～」と題する勧告が内閣総理大臣に提出された。同勧告は、平成 3 年から行って

きた社会保障についての理論及び将来像についての検討の成果を踏まえ、21 世紀に耐えうる社会保障制度の構築に向け、社会保障の理念として従来の「最低限度の生活保障」に替えて新たに「広く国民に健やかに安心できる生活を保障すること」を掲げるとともに、社会保障制度改革の具体策として、公的介護保険の導入をはじめ、医療保障と医療供給体制の整備、雇用・所得保障、子供の健全育成、女性の就業支援、障害者の社会参加、住宅対策等、広汎な分野にわたって提言したものである。

同年 11 月には、第 135 回臨時国会において、参議院国民生活に関する調査会の提出による「高齢社会対策基本法」が成立した。同法では、①公正で活力ある社会、②地域社会が自立と連帶の精神に立脚して形成される社会、③豊かな社会、が構築されることを基本理念とするとともに、内閣総理大臣を会長とする高齢社会対策会議を設置すること、政府が推進すべき高齢社会対策の大綱を定めること、等を規定している。なお、これに基づき、平成 8 年 7 月に「高齢社会対策大綱」が閣議決定された。この中では、政府が高齢社会対策を策定し、施策の展開を図るに当たっての基本的考え方として、①高齢者の自立、参加及び選択の重視、②国民の生涯にわたる施策の体系的な展開、③地域の自主性の尊重、④施策の効果的推進、⑤

第1部 社会保障の動向

関係行政機関の連携、⑥医療・福祉、情報通信等に係る科学技術の活用、の6つが示されている。

さらに、障害者施策については、平成7年12月、「障害者プラン～ノーマライゼーション7か年戦略～」が障害者対策本部により策定された。これは、リハビリテーションとノーマライゼーションの理念のもと、平成5年3月に策定された「障害者対策に関する新長期計画」の具体化を図るために重点施策実施計画として策定されたものである。

今日、少子・高齢化の進展、核家族化や女性の社会進出による家庭機能の変化、障害者の自立と社会参加の進展に伴い、社会福祉制度は、かつてのような限られた者の救済だけでなく、国民全体を対象として、その生活の安定を支える役割を果たすことが期待されている。こうした認識のもと、平成12年5月、第147回通常国会において、「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」が成立した。同法では、①昭和26年の社会福祉事業法制定以来大きな改正の行われていない社会福祉事業、社会福祉法人、措置制度等、社会福祉の共通基盤制度について、今後増大・多様化が見込まれる国民の福祉への要求に対応するため、見直しを行うこと、②この見直しは、平成12年4月から施行されている介護保険制度の円滑な実施や成年後見制度の補完、地方分権の推進、社会福祉法人による不祥事の防止等に資するものである、ということを趣旨とし、①利用者の立場に立った社会福祉制度の構築、②サービスの質の向上、③社会福祉事業の充実・活性化、④地域福祉の推進を行う、ことを内容としている。

平成14年度以降には、以下のような社会保障関係法が成立した。

〔障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律〕

公布年月日：平成14年5月7日

施行年月日：平成14年10月1日等

障害者の雇用の一層の促進を図るため、①障害者雇用率制度の改善、②障害者雇用率制度における除外率の縮小、③障害者就業・生活支援センターによる事業の実施、④職場適応援助者事業の実施、⑤精神障害者の雇用促進、等を行うことを内容としたものである。

〔中小企業退職金共済法の一部を改正する法律〕

公布年月日：平成14年5月10日

施行年月日：平成14年11月1日

経済及び金融の情勢に的確に対応できるよう、退職金額に係る規定の見直しを行うことにより、中小企業退職金共済制度の安定を図ること、等を内容としたものである。

〔身体障害者補助犬法〕

公布年月日：平成14年5月29日

施行年月日：平成14年10月1日

良質な身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化を図り、もって身体障害者の自立及び社会参加の促進に寄与するため、①身体障害者補助犬等についての定義づけ、②身体障害者補助犬の訓練、③施設等における身体障害者補助犬の同伴等、④身体障害者補助犬に関する認定等について法定したものである。

〔健康保険法等の一部を改正する法律〕

公布年月日：平成14年8月2日

施行年月日：平成14年10月1日、

平成15年4月1日

急速な高齢化等による医療費の増大等により、医療保険財政が厳しい状況にある中で、医療保険制度について、給付と負担の公平を図るとともに、将来にわたり持続可能で安定的な制度していくため、①患者一部負担金の見直し、②健康保険の保険料における総報酬制の導入、③政府管掌健康保険の保険料の引上げ、④老人医療費拠出金の算定方法の見直し、⑤国民健康保険の財政基盤の強化、等の措置を講ずることを内容としたものである。

2

第2節 社会保障の動向

施行年月日：平成16年3月1日

厳しい雇用失業情勢や働き方の多様化等に対応し、民間を中心とした多様な労働力需給調整機関が、労働力需給の迅速、円滑、的確な結合を促進するため、労働市場においてより積極的な役割を果たすことが可能となるよう、①職業紹介事業の許可の手続の簡素化、②兼業禁止規制、保証金の廃止等、③労働者派遣期間の延長、④派遣労働者の直接雇用の促進、派遣対象業務の拡大等の改正、等を内容としている。

〔労働基準法の一部を改正する法律〕

公布年月日：平成15年7月4日

施行年月日：平成16年1月1日

近年における離婚の急増等、母子家庭をめぐる諸状況の変化に鑑み、母子家庭等の自立を促進するため、総合的な母子家庭等対策を促進する一環として、①子育て支援の充実、②就業支援の強化、③扶養義務の履行の確保、④経済的支援策を総合的に展開すること、等を内容としている。

〔平成15年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律〕

公布年月日：平成15年3月31日

施行年月日：平成15年4月1日

平成14年の消費者物価は対前年比0.9%の下落となり、特段の措置を講じなければ、平成15年度の年金額は、平成12年度以降過去3年の特例措置として据え置いた-1.7%とあわせて2.6%自動的に下がることとなるが、年金額等を据え置いた過去3年とは異なり、現役世代の賃金の低下傾向が明らかとなっている中で、保険料を負担する現役世代との均衡を考慮し、高齢者等の生活にも配慮しつつ、平成14年の物価指数の下落分(0.9%)のみで改正を行うことを内容としたものである。

〔職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律〕

公布年月日：平成15年6月13日

〔児童福祉法の一部を改正する法律〕

公布年月日：平成15年7月16日

施行年月日：平成17年4月1日等

地域における子育て支援の取組みの強化を図るため、地域における子育て支援事業（①保護者からの相談に応じ、情報の提供及び助言を行う事業、②保育所等において児童の養育を支援する事業、③居宅において児童の養育を支援する事業）を法定化するとともに、市町村がその必要な措置の実施に努めるものとし、市町村は子育て支援総合コーディネートを行うことを内容としたものである。

〔次世代育成支援対策推進法〕

公布年月日：平成15年7月16日

施行年月日：平成15年7月16日等

次代の社会を担う子供が健やかに生まれ育つための環境整備のための取組みを全体として「次世

2

代育成支援対策」と位置づけ、都道府県、市町村及び事業主による行動計画の策定等について規定し、今後の次世代育成支援対策を集中的に進めるうえでの枠組みを作ることを内容としたものである。

〔少子化対策基本法〕

公布年月日：平成 15 年 7 月 30 日

施行年月日：平成 15 年 9 月 1 日

急速な少子化の進展に、長期的な視点に立って的確に対処するため、少子化社会において講ぜら

2

れる施策の基本理念を明らかにするとともに、国及び地方公共団体の責務、講すべき施策の基本事項等を定めることにより、少子化に対処するための施策を総合的に推進し、国民が豊かで安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的としたものである。

資料：「平成 14 年 簡易生命表」（厚生労働省 HP）
「平成 14 年 人口動態統計」（厚生労働省 HP）
「平成 15 年版 厚生労働白書」（厚生労働省 監修、
ぎょうせい）

2 高齢者保健医療福祉

わが国の高齢化は、先進諸国が経験したことのない速度で進展している。65 歳以上人口は、昭和 45 (1970) 年に約 740 万人（全人口の 7.1%）であったのが、平成 14 (2002) 年 10 月 1 日現在では約 2,363 万人（全人口の 18.5%）と急増しており、国立社会保障・人口問題研究所の平成 14 年 1 月推計の中位推計によれば、平成 25 (2013) 年に 3,000 万人を突破し、平成 30 (2018) 年の 3,417 万人（全人口の 27.3%）へと急速な増加を続けるものとみられている。その後も勢いは弱まるものの高齢化が進展し、平成 62 (2050) 年には 3,586 万人（全人口の 35.7%）になるものとみられている。

高齢化の進展に伴い、要援護老人の増加もみられる。平成 5 年で寝たきり老人（寝たきり痴呆を含む）、非寝たきり要介護痴呆性老人及び虚弱老人はそれぞれ約 90 万人、約 10 万人及び約 100 万人と推計されていたが、これが平成 12 年にはそれぞれ約 120 万人、約 20 万人及び約 130 万人に増加すると予想されていた（旧厚生省推計）。これらの要援護老人に対する施策の充実は今後最も重要な課題の一つである。また、元気な高齢者も増加していくが、これらの人たちが積極的に社会

に参加・貢献していくための条件を整える必要がある。

〔ゴールドプラン 21 の策定〕

このため、政府は、平成 6 年 12 月、「高齢者保健福祉推進十か年戦略」（いわゆる「ゴールドプラン」。平成元年策定）の全面的な見直しを行い、「新・高齢者保健福祉推進十か年戦略」（「新ゴールドプラン」）を策定した。これは、地域ニーズを踏まえて当面緊急に行うべき各種高齢者介護サービスの供給体制の整備目標の引上げ等を行うとともに、今後取り組むべき高齢者介護サービスの供給体制の整備に関する施策の基本的枠組みを新たに策定したものである。この中で、訪問介護員（ホームヘルパー）や特別養護老人ホーム等について整備目標が大幅に引き上げられたほか、施策の基本的理念として利用者本位・自立支援、普遍主義、総合的サービスの提供、地域主義が掲げられ、高齢者介護サービス基盤の総合的整備及び介護基盤整備のための支援施策の総合的実施につき施策の目標が示された。また、平成 7 年度以降平成 11 年度までの総事業費は 9 兆円を上回る規模とし、より効率的で国民誰もが円滑に利用できる介護サービスの実現を図る観点から新しい公的介

護システムの創設を含めた総合的な高齢者介護の検討を進めること等が合意された。

高齢化がますます進行し、世界最高水準に達する一方で、平成 12 年度から介護保険法が施行され、その一環として全国の地方自治体において介護保険事業計画等が策定されること、同じく平成 12 年度から「健康日本 21」とも連携して保健事業第 4 次計画が開始されること等から、政府は、平成 11 年 12 月、「今後 5 か年の高齢者保健福祉施策の方向」（「ゴールドプラン 21」）を策定した。これは、介護保険法に基づくサービスを中心据えながら、いかに地域の高齢者保健水準の向上を図るべきか、施策の大きな方向性を示したものである。

〔介護保険制度の創設〕

介護保険法は、平成 6 年 12 月の高齢者介護・自立支援システム研究会報告、平成 7 年 7 月の社会保障制度審議会勧告、老人保健福祉審議会や与党における検討を経て、平成 8 年 11 月 29 日に第 139 回臨時国会に提出され、以来約 1 年間にわたる国会審議を経て成立し、平成 9 年 12 月 17 日に公布された。

介護保険制度は、高齢化の進行に伴い高齢者介護の問題が社会全体にとって大きな問題となり新たな社会的支援体制の確立が求められている中、福祉と医療に分かれている高齢者の介護に関する制度を再編成し、利用者本位の仕組みとともに、増加する費用を社会全体の連帯によって、安定的に賄うことができるようしようとするものである。制度の概要は以下のとおり。

- ① 保険者 市町村（特別区を含む）
- ② 市町村への支援 市町村に対する支援策としては、要介護認定に係る事務経費の 2 分の 1 相当額を国が交付するとともに、都道府県に設置される財政安定化基金を通じての資金の貸付・交付や調整交付金の交付を通じて安定的な財政運営の確保を図り、また、実施体制面からも種々の支援策を講じることとしている。

③ 被保険者 第 1 号被保険者：65 歳以上の者
第 2 号被保険者：40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者

④ 保険給付 保険者による適切な要介護認定を受けたうえで在宅・施設両面にわたる介護サービスを計画的に提供。

当初、訪問通所サービスと短期入所サービスの利用限度額を別々に設定していたが、区分することによってサービスの選択性が低くなっていたため、平成 14 年 1 月からは限度額が一本化されている。

⑤ 公費負担 給付費の 2 分の 1

⑥ 利用者負担 費用の 1 割（施設の場合の食費は厚生労働大臣が定める標準負担額）

⑦ 保険料 65 歳以上の被保険者（第 1 号被保険者）のうち、一定額以上の老齢・退職年金受給者については、年金保険者による特別徴収（天引き）が行われ、それ以外の者については、市町村が個別に徴収。40 歳から 64 歳の被保険者（第 2 号被保険者）は医療保険者が徴収のうえ一括して社会保険診療報酬支払基金に納付し、全国プールしたものを市町村に配付。

⑧ 施行日 在宅サービス、施設サービスとともに平成 12 年 4 月 1 日から同時実施。

介護保険制度は、3 年を 1 つの事業運営期間としており、各自治体は、3 年ごとにそれぞれの自治体における介護サービスの見込み量や必要な介護サービスを確保するための方策等を定めた「介護保険事業計画」を策定することになる。この計画における介護サービスの見込み量をもとに、保険料の水準が決定される。

平成 15 年 4 月から各自治体で介護保険事業計画の見直し、保険料の改定が行われたのに合わせ、各サービス事業者に支払われる介護報酬の見直しも行われた。介護報酬の改定については、保険料の上昇幅をできる限り抑制する見地から引下げを行いつつも、必要な介護サービスの確保と質の向上を図る観点から所要の財源を確保すること

2

とし、在宅分は平均で0.1%のプラス改定、施設分は4.0%のマイナス改定、全体で2.3%のマイナス改定となった。

〔老人保健制度の見直し〕

平成6年6月、「老人保健法」等の改正によって医療の給付、付添看護・介護に係る医療費、入院時食事療養費等に關し健康保険制度等の改正に準じた改正を行うとともに、医療保険の保険者からの拠出金を財源とし、老人保健施設や老人訪問看護ステーションの整備等に対する社会保険診療報酬支払基金による助成事業、利用者本位のサービス提供体制の整備、老人保健福祉審議会の創設等の措置を講じることとされ、同年10月から全面的に施行されている。

また、平成7年3月の「老人保健法」等の改正により、老人医療費拠出金の算定に用いられる老人加入率の上下限の引上げが行われるとともに、実質的負担の著しく多い老人医療費拠出金に係る特別調整の実施、公費負担割合が5割となる老人医療費の対象拡大等の措置が同年4月から施行された。また、3年以内を目途として老人医療費拠出金の算定方法に關し検討を行い、所要の措置を講ずることとされた。

平成8年12月には、老人保健福祉審議会において「今後の老人保健制度改革と平成9年改正について」の意見書がとりまとめられた。この意見書では、厳しい医療保険財政の状況等にかんがみ、介護保険制度の施行時を目途に老人保健制度に代わる新たな仕組みの創設を含め、老人医療費負担の仕組みを抜本的に見直す必要があるとしたうえで、当面取り組むべき課題として、①高齢者の心身の特性に応じた適切な保健医療サービスの提供、保健事業の充実等、②老人医療の効率化、適正化、③老人医療費の公平な負担（給付と負担の見直し）、④拠出金算定方法の見直し、等を挙げている。

なお、平成10年6月に成立した国民健康保険法等の一部を改正する法律により、近年の人口高

齢化に伴い、退職者に係る老人医療費拠出金が増大していること及び老人加入率が著しく高い保険者数が増加してきてることを踏まえ、現行制度下における老人医療費拠出金の負担の公平化を図るため、退職者に係る老人医療費拠出金について、市町村国民健康保険が負担していた額の2分の1を、退職者医療制度において負担することとする改正が行われた。

平成12年4月からの介護保険制度の実施に合わせ、老人保健施設療養費、老人訪問看護療養費、療養型病床群等の介護的色彩が強い医療費の公費負担割合を5割とする仕組みを廃止し、老人保健制度による医療費に対する公費負担割合を3割に統一し、老人保健施設を要介護者に対しサービスを提供する施設として介護保険法に根拠を移す等の改正が行われた。

また、平成14年7月に成立した「健康保険法等の一部を改正する法律」により、平成14年10月から、高齢者の定率1割負担（一定以上所得者は2割）、老人医療の対象年齢の引上げ等が行われた。

〔その他の制度・施策の動向〕

平成7年6月には「育児休業等に関する法律」が改正され、介護休業も包括した「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福利に関する法律」となり、連続3か月を限度として、常時介護を要する対象家族1人につき1回の介護休業を請求する権利が平成11年4月より保障されることとなった。平成13年11月の改正では、介護休業者の不利益取扱いの禁止が盛り込まれた。

高齢者の生きがいや健康づくりを支援する対策としては、「長寿社会開発センター」や各都道府県の「明るい長寿社会づくり推進機構」において高齢者の社会活動、スポーツ活動、ボランティア活動等の支援が行われているほか、高齢者の自主的積極的活動の場となる老人クラブに対する助成等が行われている。なお、高齢者の就業意欲に応

えるため、平成11年度より、老人クラブとシルバー人材センター連合が共同で就業先の開拓や受け入れ体制の整備を検討することで生きがい促進のための臨時の・短期的な就業を支援する「高齢者の生きがい促進のための就業支援試行的事業」を実施している。

介護保険制度が実施された平成12年度には、高齢者が要介護状態になることを予防するためのサービス（介護予防）や、高齢者の自立した生活を支えるために必要なサービス（生活支援）によって高齢者の生活全体を支えることが重要である

ことから「介護予防・生活支援事業」が創設され、平成15年度には「介護予防・地域支え合い事業」に改称された。

資料：「日本の将来推計人口（平成14年1月推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）
「平成14年10月1日現在推計人口」（総務省統計局HP）
「平成15年版 厚生労働白書」（厚生労働省 監修、ぎょうせい）
「社会福祉の動向 2003」（社会福祉の動向編集委員会 編集、中央法規出版）

3 児童福祉等

わが国の年間出生数は第2次ベビーブームの昭和48年の約209万人以来減少し続け、平成14年には史上最低の約115.4万人となった。合計特殊出生率（1人の女性が一生の間に産む平均子供数）で見ると、平成14年は1.32人で史上最低記録を塗りかえ、総人口の規模を維持する水準（2.08人）を大きく下回った。少子化は、子供同士のふれあいの減少等により自主性や社会性が育ちにくいといった影響や、年金等の社会保障費用に係る現役世代の負担の増大、若年労働力の減少等による社会の活力の低下等、社会経済全般に大きな影響を及ぼすと懸念されている。

また保健衛生水準や生活水準の向上等に伴って、現在の子供はおおむね健康であり、物質的に豊かな生活を享受している反面、経済成長、産業構造や就業構造の変化、都市化、受験競争の激化といった様々な環境の変化は、新たな疾病、家族関係の希薄化、遊びの変質等、好ましくない影響を子供たちに与えている。これらの子供の成長をめぐる現代的な問題の解決に向け、保育、労働、住宅、教育等、様々な面において、次代の社会を担う子供たちが、健やかにたくましく育つことが

できるような環境づくりを進めていくことが求められている。

〔新エンゼルプランの策定等〕

このようなことから、平成6年12月、文部、厚生、労働、建設の4大臣により「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」（エンゼルプラン）が合意された。エンゼルプランでは、少子化への対応の必要性、わが国の少子化の原因と背景について分析したのち、子育て支援のための施策の趣旨及び基本的視点、施策の基本的方向、重点施策を掲げている。重点施策としては、①仕事と育児との両立のための雇用環境の整備、②多様な保育サービスの充実、③安心して子供を産み育てることができる母子保健医療体制の充実、④住居及び生活環境の整備、⑤ゆとりある学校教育の推進と学校外活動、家庭教育の充実、⑥子育てに伴う経済的負担の軽減、⑦子育て支援のための基盤整備を掲げている。

またエンゼルプランの施策の具体化の一環として、近年の女性の社会進出の増加等に伴う保育需要の多様化等に対応するため、平成6年12月、大蔵・厚生・自治の3大臣合意により、「当面の

緊急保育対策等を推進するための基本的考え方」（緊急保育対策等5か年事業）が策定され、低年齢児保育や時間延長型保育等の計画的な推進を図ってきた。

平成11年12月、大蔵、文部、厚生、労働、建設、自治の6大臣により、「少子化対策推進基本方針」が打ち出され、これまでの施策を見直した「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」（新エンゼルプラン）が合意され、平成12年度から実施されることになった。新エンゼルプランの主な施策は、①保育サービス等子育て支援サービスの充実、②仕事と子育ての両立のための雇用環境の整備、③働き方についての固定的な性別役割分業や職場優先の企業風土の是正、④母子保健医療体制の整備、⑤地域で子供を育てる教育環境の整備、⑥子供たちがのびのび育つ教育環境の実現、⑦教育に伴う経済的負担の軽減、⑧住まいづくりやまちづくりによる子育ての支援である。

さらに、平成13年3月に政府・与党社会保障改革協議会でとりまとめられた「社会保障改革大綱」や経済財政諮問会議の「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」（平成13年6月閣議決定）、「仕事と子育ての両立支援策の方針について」（平成13年7月閣議決定）においても、子育て不安の解消や虐待防止、地域交流の活性化等、総合的な少子化対策の推進が重要な柱と位置づけられ、保育所の待機児童ゼロ作戦や必要な地域すべてにおける放課後児童の受け入れ体制の整備等が盛り込まれた。

また、夫婦出生率の低下という新たな現象を踏まえ、少子化の流れを変えるため、平成11年12月の「少子化対策推進基本方針」のもとで、もう一段の少子化対策を推進し、「子育てと仕事の両立支援」が中心であった従前の対策に加え、「男性を含めた働き方の見直し」等、4つの柱に沿った対策を総合的かつ計画的に推進すべく、平成14年9月に「少子化対策プラスワン」が策定さ

れた。

平成15年3月の少子化対策推進関係閣僚会議において、「少子化対策プラスワン」を発展させた形で「次世代育成支援に関する当面の取組方針」が決定された。基本的な考え方は、家庭や地域の子育て力の低下に対応して、次世代を担う子供を育成する家庭を社会全体で支援（次世代育成支援）することにより、子供が心身ともに健やかに育つための環境を整備することである。具体的には、従来の「子育てと仕事の両立支援」に加え、「男性を含めた働き方の見直し」、「地域における子育て支援」、「社会保障における次世代支援」、「子供の社会性の向上や自立の促進」という4つの柱に沿って、総合的な取組みを効率的かつ効果的に進めることとされた。

平成15年2月に10年間の時限立法として「次世代育成支援対策推進法」が成立し、地方自治体や事業主の行動計画策定指針が示された。なお、成立時期は前後したが「少子化社会対策基本法」が同年9月に施行され、これに基づく少子化社会対策会議が招集され、少子化社会対策大綱案の策定を平成16年度中旬をめどにすすめている。

〔児童福祉法の改正〕

現行の児童家庭福祉制度の中心をなす児童福祉法は、法制定後半世紀を経る中で、児童をめぐる環境が大きく変化し、保育需要の多様化や児童をめぐる問題の複雑化・多様化に適切に対応することが困難となっていた。中央児童福祉審議会基本問題部会は、平成8年3月に設置されて以来、児童福祉家庭福祉制度のうち、①児童保育施策体系、②要保護児童施策体系、③母子家庭施策体系について、21世紀を見据え、昨今の児童や家庭を取り巻く社会経済環境に対応した見直しの審議を行い、同年12月、「少子社会にふさわしい保育システムについて」、「少子社会にふさわしい児童自立支援システムについて」、「母子家庭の実態と施策の方向について」の3つの中間報告をとりまとめた。政府はこれらの中間報告を受け、第140

回通常国会に児童福祉法等の一部を改正する法律案を提出し、同法案は平成9年6月に成立した。同法は、①保育所に入所する仕組みを市町村の措置（行政処分）から保護者が保育所に関する情報に基づき希望する保育所を選択する仕組みに改めること、所得に応じた保育料負担方式から年齢等に応じた保育サービスの費用に基づき家計への影響をも考慮した負担方式に改めること、保育所がその機能を活用して地域住民に対して子育てに関する相談・助言を行うよう努めなければならないこと、放課後児童健全育成事業を社会福祉事業と位置づけ普及を図ること等の児童保育施策の見直し、②児童をめぐる問題が複雑・多様化している状況等を踏まえ、教護院、養護施設、乳児院等の児童福祉施設の名称、対象児童、機能等の見直し、虐待等の困難な事例に対応できるよう都道府県審議会を活用した児童相談所の機能強化、地域における児童や家庭の相談支援体制強化のための児童家庭支援センターの創設等の児童の自立支援施策の充実、③母子寮の機能強化等、母子家庭の自立支援策の強化等を内容とするものである。

平成13年度には、地域において児童が安心して健やかに成長することができる環境を整備するため、認可外保育施設に対する監督の強化等を図るとともに児童委員の職務の明確化及びその資質の向上を図るために児童福祉法の改正が行われた。

また、平成15年3月、厚生労働省では、地域における子育て支援の取組みの強化を図るために、「児童福祉法の一部を改正する法律案」を第156回通常国会に提出し、同法案は平成15年7月9日に成立した。この改正は「主として要保護児童や保育に欠ける児童に着目した法律」から「すべての子供のための法律」に改めることが主たるねらいであり、地域における子育て支援事業（①保護者からの相談に応じ、情報の提供及び助言を行う事業、②保育所等において児童の養育を支援する事業、③居宅において児童の養育を支援する事業）を法定化するとともに、市町村がその必要

な措置の実施に努めるものとした。併せて、市町村は子育て支援事業に關し情報提供を行い、保護者が最も適切な子育て支援事業の利用ができるよう、相談に応じ、助言を行うとともに、子育て支援事業の利用のあっせん、調整等を行う「子育て支援総合コーディネート」を行うこととした。

〔その他の制度・施策の動向〕

平成6年3月に児童手当法の一部改正が行われ、従来の児童手当制度に基づく「福祉施設」が「児童育成事業」と改められ、それまでの手当給付のための拠出金に加えて新たに児童育成事業に要する費用に充てるための拠出金が徴収されることになった。これにより、事業所内保育施設への助成、児童館の施設整備、延長保育等の就労の実態に即した多様な育児支援サービスへの助成等、幅広い子育て支援事業推進の安定化が図られた。平成12年6月から、総合的な少子化対策の一環として、児童手当の支給対象年齢を3歳未満から義務教育就学前（6歳に達した日以後最初の年度末）までに拡大されたのに続き、平成13年6月から、児童手当支給の所得制限が緩和された。

平成6年10月からは健康保険法等の改正を受けて出産育児一時金の支給も行われている。

また、平成3年6月に「育児休業等に関する法律」が制定され、1歳までの1年間に育児休業を請求する権利等が保障されたが、平成7年4月からは、雇用保険法等に基づく育児休業給付の支給、健康保険や厚生年金保険等に係る育児休業中の本人負担分の保険料の免除措置、国家公務員・地方公務員に対する育児休業手当金の支給が実施されている。また、平成7年6月の「育児休業等に関する法律」の改正により、介護休業も包括した「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」となり労働者への育児休業中及び休業後の労働条件に関する事項の周知及び雇用管理上の措置、事業主の育児等、退職者の再雇用特別措置（努力義務）等が同年10月より実施されている。平成13年11月の改正では、労

働者が就業しつつ子の養育等を容易にするための環境整備として、不利益取扱いの禁止、時間外労働の制限、勤務時間短縮等措置の対象年齢の引上げ（1歳未満→3歳未満）、子の看護休暇（努力義務）、等が平成14年4月より施行された。

なお、近年児童虐待に関する相談件数が増加の一途をたどっており、児童虐待の早期発見・早期対応及び被虐待児童の適切な保護を行うため「児童虐待の防止等に関する法律」が制定され、平成12年11月に施行された。

また、近年の離婚件数の増大に伴い、母子家庭等が急増しているため、平成14年11月に「母子及び寡婦福祉法」等が改正され、母子家庭等に対

する「きめ細かな福祉サービスの展開」と「自立の支援」に主眼をおき、福祉事務所を設置する地方公共団体において相談、情報提供体制を整備しつつ、①子育てや生活支援策、②就業支援策、養育費の確保策、経済的支援策を総合的、計画的に展開することとされた。

資料：「平成14年 人口動態統計（確定数）の概況」（厚生労働省HP）
「平成15年版 厚生労働白書」（厚生労働省 監修、ぎょうせい）
「社会福祉の動向 2003」（社会福祉の動向編集委員会 編集、中央法規出版）

4 障害者福祉等

わが国の障害者総数は、身体障害（児）者約351.6万人（在宅者：平成13年、施設入所者：平成12年）、知的障害（児）者約45.9万人（平成12年）、精神障害者約204.1万人（平成11年）の計約601.6万人と推計され、わが国の総人口の約5%となっている。

障害者施策については、昭和56年の国際障害者年や昭和57年3月に策定された「障害者対策に関する長期計画」を通じて、その推進が図られてきた。最近では、平成5年3月に「国連・障害者の10年」（昭和58年から平成4年まで）以降の障害者施策の推進の基本指針として、「障害者対策に関する新長期計画－全員参加の社会づくりをめざして－」が策定されたのに続き、平成5年12月には、障害者の自立社会参加を一層推進するため、「心身障害者対策基本法」に代わって「障害者基本法」が制定され、障害者施策の基本理念の規定、障害者の日に関する規定、障害者基本計画の策定・雇用の促進・公共的施設や情報の利用等についての国及び地方公共団体の責務規定等が

設けられた。

このような新たな枠組みが整備される中、平成6年9月に厚生省内に「障害者保健福祉施策推進本部」が設置され、障害の各分野にわたる保健福祉施策について総合的な検討が行われ、平成7年7月、その検討結果が「中間報告」としてとりまとめられた。

〔障害者福祉サービスの支援費制度への移行〕

平成12年6月に「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」が成立し、身体障害者（児）や知的障害者（児）の福祉サービスについて、利用者の立場に立った制度とするため、行政がサービスの受け手を特定し、サービス内容を決定する「措置制度」から、新たな利用の仕組み（「支援費制度」）に、平成15年4月から移行した。

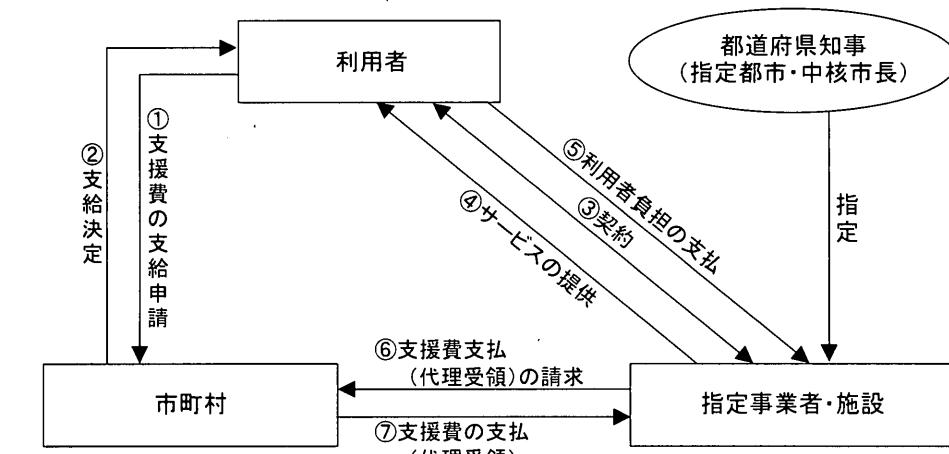
支援費制度においては、事業者との対等な関係に基づき、障害者自らがサービスを選択し、契約によりサービスを利用する仕組みとしたところであり、事業者は、サービス提供の主体として、利

用者の選択に十分こたえることができるようサービスの質の向上を図ることが求められることとなる。

基本的仕組み：

- (1) 障害者福祉サービスの利用について支援費の支給を希望する者は、必要に応じて適切なサービスを選択するための相談支援を市町村等から受け、市町村に対し支援費の支給申請を行う。
- (2) 市町村は、支給を行うことが適切であると認めるときは、申請者に対して支援費の支給決定を行う。
- (3) 支援費の支給決定を受けた者は、都道府県知

図 支援費制度の基本的仕組み



〔障害者プランの策定〕

さらに、同年12月、政府の障害者対策本部において、関係省庁の障害者施策を横断的に盛り込んだ「障害者プラン－ノーマライゼーション7か年戦略－」（平成8～14年度）が策定された。障害者プランは、「障害者対策に関する新長期計画」（平成5～14年度）の具体化を図るために重点施策実施計画として位置づけられた。このプランでは、ライフステージのすべての段階において全人間的復権を目指す「リハビリテーション」の理念と、障害者が障害のない者と同等に生活し活動する社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念

事等の指定を受けた指定事業者又は施設との契約により、サービスを利用する。

- (4) サービスを利用したときは、本人及び扶養義務者は、指定事業者又は施設に対し、サービスの利用に要する費用のうち、本人及び扶養義務者の負担能力に応じて定められた利用者負担額を支払うとともに、市町村は、サービスの利用に要する費用の全体額から利用者負担額を控除した額を支援費として支給する（ただし、当該支援費を指定事業者又は施設が代理受領する方式をとる）。

とを踏まえつつ、①地域で共に生活するために、②社会的自立を促進するために、③バリアフリー化を促進するために、④生活の質（QOL）の向上を目指して、⑤安全な暮らしを確保するために、⑥心のバリアを取り除くために、⑦わが国にふさわしい国際協力・国際交流、の7つの視点から施策の重点的な推進を図ることとしている。さらに、当面障害者施策として緊急に整備すべき平成14年度末までの目標として、「グループホーム・福祉ホームの増設やホームヘルパーの増員等、具体的な数値目標が掲げられた。

[社会福祉事業法等の改正]

平成11年1月に身体障害者福祉審議会、中央児童福祉審議会及び公衆衛生審議会精神保健福祉部会の合同企画分科会の意見具申「今後の障害者保健福祉施策のあり方について」を踏まえ、平成12年6月に「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」が公布され、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法等の改正が行われた。この改正は、障害者のノーマライゼーションや自己決定の理念の実現を図り、障害者の地域生活を支援するため、①障害者福祉サービスの利用方法を従来の「措置」から契約による「利用制度」へ変更すること（支援費制度）、②知的障害者及び障害者福祉に関する事務を市町村へ移譲すること、③身体障害者生活訓練等事業、知的障害者デイサービス事業等障害者の地域生活を支援するための事業を法定化すること、等を主な内容とするものであり、一部を除き、平成15年度から実施されている。

[障害者基本計画の策定]

「障害者対策に関する新長期計画」と「障害者プラン」が平成14年度に終了することに伴い、平成14年2月、障害者施策推進本部において、平成15年度を初年度とする新たな「障害者基本計画」及び「障害者プラン」の策定を決定し、検討を重ねた。12月、「障害者基本計画」が閣議決定され、平成15年度から24年度までの10年間に講すべき障害者施策の基本的方向が示された。新しい「障害者基本計画」は、リハビリテーションとノーマライゼーションのもと、障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現を目指し、生活支援、保健・医療等8つの分野について施策の基本的方向を定めている。

また、「障害者基本計画」に掲げた「共生社会」の実現に向け、障害者基本計画の前期5年間において重点的に実施する施策及びその達成目標、計画の推進方策を定めた「重点施策実施5か年計画」

も策定された。

[制度・施策の動向]**① 身体障害者施策**

身体障害者施策としては、平成2年6月の身体障害者福祉法の改正により、身体障害者の在宅介護が一層支援されることとなった。さらに、老人と身体障害者がそれぞれのデイサービスを利用できるような制度の改善がなされるとともに、「障害者の明るいくらし」促進事業において、身体障害者の地域生活にとって重要な移動対策について計画的な事業の充実が図られてきた。また、平成6年度からは、「障害者や高齢者にやさしいまちづくり推進事業」がゴールドプランの一つとして位置づけられたが、新ゴールドプランにおいては、その一層の推進を図るとともに、障害者・高齢者に配慮した住宅の整備促進を図ることが新たに盛り込まれた。一方、障害児に対して通園により生活訓練等の場を提供する心身障害児通園事業に加え、重症心身障害児（者）に対する在宅施策として、平成8年度より、新たに重症心身障害児（者）通園事業を実施している。

平成14年5月には、身体障害者の自立及び社会参加の促進に寄与するため「身体障害者補助犬法」が公布され、平成14年10月から順次施行されている。

② 知的障害者施策

知的障害者施策としては、従来、施設施策を中心として行われてきたところであるが、平成2年の精神薄弱者福祉法等の改正により、ショートステイやグループホーム等、在宅施策も法的な位置づけがなされることとなった。また、平成12年の改正では、第1条にこの法律の目的として「知的障害者の自立と社会経済活動への参加の促進」が新たに規定され、知的障害者デイサービスセンター及び知的障害者デイサービス事業が法定化された。同時に社会福祉事業法が社会福祉法に改正され、これらの事業が第2種社会福祉事業として明文化された。

近年においては、一般的な住宅地の中の通常のアパート・マンション等で共同生活を営む知的障害者に対し日常生活援助を行うグループホーム事業等による生活の場や、社会活動総合推進事業、デイサービス、ゆうあいピック（全国知的障害者スポーツ大会）等の実施による活動の場を確保することにより、知的障害者の社会活動の参加を促進しているところである。特に、グループホームについては、重度の障害を有する知的障害者に適切な処遇が確保されるよう平成8年度から新たに運営費の加算制度を設ける等、その充実を図ることとしている。また、グループホームの住宅地における設置を促進するため、公営住宅の活用等が可能となるようにするための公営住宅法の改正法が第136回通常国会において成立したところである。

なお、平成15年4月から、グループホームやショートステイの利用、施設入所等の知的障害者に関する事務等が市町村に移り、より地域に密着した施策が推進できるようになった。

③ 精神障害者施策

精神障害者施策については、「精神衛生法」を全面改正した「精神保健法」が昭和63年7月に施行され、以来、法定化された精神障害者の社会復帰施設の整備をはじめとして、小規模作業所に対する助成、保健所における社会復帰相談、通院患者リハビリテーション事業等各種施策の充実により、精神障害者の人権擁護と社会復帰の促進が図られてきた。平成5年6月には、精神障害者等の社会復帰のより一層の促進を図るとともに、精神障害者等の人権に配意しつつその適正な医療及び保護を実施するため、「精神保健法」の改正が行われ、グループホームの法定化、精神障害者の社会復帰を促進するための啓発活動等を行う民法人の指定、仮入院期間の3週間から1週間への短縮、精神障害者の定義規定の見直し、栄養士等の資格取得について精神障害者であることが絶対的欠格事由から相対的欠格事由に改められた。ま

た、平成7年5月には、精神障害者の福祉を法体系上位置づけ、法律の題名を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に改めるとともに、精神障害者保健福祉手帳の交付、正しい知識の普及や相談指導等の地域保健福祉施策の充実、生活訓練施設（援護寮）、授産施設、福祉ホーム、福祉工場の4施設類型を法律上明記、精神障害者社会適応訓練事業の法定化、市町村の役割の明示、精神医療に係る公費負担医療の公費優先から保険優先への移行等を内容とする改正が行われた。平成11年には、平成5年改正時の「5年後に見直す」規定を踏まえ、精神障害者の人権に配慮した医療を確保するため、精神医療審査会の機能強化、精神保健指定の役割の強化、医療保護入院の要件の明確化等の改正を行うとともに、緊急入院が必要となる精神障害者の移送に関する制度を創設し、保護者の義務を軽減した。さらに、精神障害者の保健福祉の充実を図るため、都道府県等に設置された精神保健福祉センターの機能を拡充し、社会復帰施設に「地域生活支援センター」を加え、また、居宅生活支援事業として、従来の地域生活援助事業に居宅介護等事業（ホームヘルプ）、短期入所事業（ショートステイ）を加えるとともに、福祉サービスの利用に関する相談・助言等の在宅精神障害者に対する福祉事業を市町村を中心として行う体制を整備する等の所要の改正が行われた。この改正により、平成14年度から市町村を中心として精神障害者居宅生活支援事業（ホームヘルプサービス、ショートステイ、グループホーム）を実施するとともに、社会復帰施設、居宅生活支援事業等の利用に関する相談のほか、通院医療費公費負担、精神障害者保健福祉手帳の申請の受理等を行うこととなった。

また、平成9年秋の臨時国会では、精神障害者の社会復帰を支援する精神科ソーシャルワーカーの国家資格化を図るため、「精神保健福祉士法」が成立した。

④ 障害者雇用施策

障害者雇用については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、一般民間企業、特殊法人、国、地方公共団体の機関は全従業員に占める障害者の割合が法定雇用率以上になるよう障害者を雇用することが義務づけられている。しかしながら、一般民間企業の障害者実雇用率が平成元年から平成3年まで1.32%と停滞傾向が続いたことから、労働省は平成4年3月に初めて雇用率未達成の企業のうち改善努力のみられない企業名の公表を行った。

また、平成4年5月の同法の改正により、労働大臣による障害者雇用対策基本方針の策定、短時間労働者の重度障害者に対する雇用率制度の適用、重度知的障害者に対するダブルカウントの適用及びこれらに対する納付金制度の適用、精神障害回復者を雇用する事業主に対する助成金の支給等が行われることとなった。さらに平成6年6月の同法改正では、都道府県知事による障害者雇用支援センターの指定、障害者を取り巻く職業生活環境の整備を図るための助成措置の拡充等が行われた。

当時の法定雇用率は身体障害者のみを対象としていたため、知的障害者は雇用義務がないが、身体障害者とみなして実雇用率にカウントできることがとされている。障害者雇用審議会は、平成9年1月27日に労働大臣に対して意見書を提出した。その趣旨は、①近年、知的障害者の雇用が進み、従来にはなかった産業分野にも拡がりをみせていること、②知的障害者について実雇用率の算定に当たってのみカウントするという取扱いが身体障害者の雇用に対して影響を及ぼすに至っていること、③近年の障害者の社会参加に関する社会的気運の盛り上がり等にかんがみると、雇用率制度上、

知的障害者を法定雇用率の算定基礎に加えるべき時期にきていること等から、知的障害者を含む法定雇用率の設定が必要なこと、及び障害者に対する雇用支援策を充実すべきこと（地域レベルでのきめ細かい職業リハビリテーションの推進等）等である。労働省はこの意見書を踏まえ、第140回通常国会に「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案」を提出し、同法案は同国会において成立した。これに伴い、平成10年7月からの法定雇用率は、①常用労働者数56人以上の一般民間企業は1.8%、②常用労働者数48人以上の特殊法人は2.1%、③職員数48人以上の国・地方公共団体は2.1%（ただし、職員数50人以上規模の都道府県等の教育委員会は2.0%）となった。

また、平成14年1月の労働政策審議会意見書を受け、第154回通常国会に、「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案」を提出し、同法案は同国会において成立した。主な柱は、①障害者の職域等雇用の場の拡大、②障害者への総合的支援の充実、③精神障害者の雇用の促進、の3つである。

民間企業の障害者実雇用率は、法定雇用率1.8%に対し、平成14年6月には1.47%、平成15年6月には1.48%となっている。特殊法人は、法定2.1%に対し、平成14年6月には1.96%、平成15年6月には2.09%となっている。

資料：「平成15年版 厚生労働白書」（厚生労働省 監修、ぎょうせい）
「平成15年版 障害者白書」（内閣府 ホームページ：政策統括官 総合企画調整担当）
「社会福祉の動向 2003」（社会福祉の動向編集委員会 編集、中央法規出版）
「身体障害者及び知的障害者の雇用状況について」（厚生労働省HP）

5 医療保険

21世紀の本格的な高齢社会を迎えるに当たって、国民の医療ニーズの多様化、高度化等に的確に対応した揺るぎない医療保険制度を確立することが、今後の重要な課題となっている。

平成13年度の国民医療費は31兆3,234億円、国民1人当たりの医療費は24万6,100円に達している。特に老人医療費について見ると、国民医療費に占める割合が次第に増加し平成13年度には37.2%に達している。今後も人口の高齢化の進展、医療技術の進歩等により、医療費の増加は避けられないところであり、伸び率を適正な範囲に抑えるための努力が求められている。

〔最近の医療保健改正の動向〕

このような観点から、医療保険審議会では、平成5年1月に、①公的医療保険の役割、②保険給付の範囲・内容、③給付と負担の公平、④医療費の規模及びその財源・負担のあり方、⑤医療保険制度の枠組み及び保険者運営のあり方、⑥現金給付のあり方、⑦保健施設事業のあり方、⑧その他、の8つの検討項目をまとめた。このうち、主として①及び②については、平成6年6月に成立した「健康保険法等の一部を改正する法律」に基づき、付添看護・介護についての給付の改革として看護の位置づけの明確化や付添看護療養費の原則廃止、在宅医療の推進のために在宅医療の法律上の位置づけの明確化及び訪問看護事業の拡大が行われた。また、同時に、入院時の食事についての給付の見直しとして療養の給付から入院時の食事療養を切り離して入院時食事療養費を創設し、患者は定額の標準負担額を支払うこととなったほか、出産育児の支援措置も講じられた。

平成7年3月以降、医療保険審議会では、上記検討項目のうち③～⑤を中心に審議を重ね、同年8月に「中間とりまとめ」を行った。さらに、こ

こで取り上げられた様々な論点等についてさらに掘り下げる検討を行った結果、平成8年6月に、「今後の国民医療と医療保険制度改革のあり方にについて（第2次報告）」がとりまとめられた。同報告では、高齢化と経済の低成長の中で国民医療費は増大し、医療保険財政が深刻な赤字構造に陥っている中で、年金、医療、福祉の各分野を通じた社会保障全体の効率化が必要であり、特に医療については、医療提供体制を含めた今後の国民医療のあり方について基本的な検討を行う必要があるとの認識に立って、医療保険制度改革に取り組んでいくことが必要であるとしている。そのうえで、医療提供体制の見直し、これから医療保険制度の役割、医療保険制度の構造の見直し、患者負担等の見直し、診療報酬体系等の見直し、等についての考え方を示している。

同報告を受けて、医療保険審議会では、平成8年7月、今後の医療保険制度改革において考えられる複数の改革メニューを提示し、これをもとに中期的な改革ビジョンと平成9年度を含む当面の制度改革案について審議を行った結果、同年11月、「今後の医療保険制度のあり方と平成9年改正について」の建議を厚生大臣に対して行った。

同建議では、医療の質の向上と効率化、少子高齢社会における国民皆保険体制の堅持、制度間の公平や給付と負担のバランスの確保、等を基本的な考え方として21世紀初頭に目指すべき医療保険制度の姿を示すとともに、今後の一連の医療保険制度改革の第一段階として、平成9年改正においては医療保険の財政収支の均衡を図るために必要な改革を実施するよう提言している。

その後、政府・与党内で平成9年度改正の内容についての検討が行われ、これを受けて、平成9年1月に、①患者負担について、老人の入院を

1日当たり710円から1,000円に、外来を1月当たり1,020円から1回当たり500円（1月4回、2,000円限度）に、被用者本人を1割から2割にするとともに、老人、被用者本人、家族、国民健康保険について外来の薬剤に対する一部負担を導入すること、②政府管掌健康保険の保険料率を1,000分の82から1,000分の85に改定すること等を内容とする「健康保険法等の一部を改正する法律案」が医療保険審議会、老人保健福祉審議会、社会保障制度審議会に諮問され、答申が行われた後、同年2月10日、第140回通常国会に提出された。同法は、平成9年6月に成立し、同年9月から施行された。

平成10年に入り、経済情勢が一層悪化し、患者負担増が不況を深刻化させたという議論がなされたことから、平成11年7月から1年限りの措置として、高齢者の薬剤一部負担を全額国費により免除することとなった。

平成12年2月18日、抜本改革の第一歩として、①老人定率一割負担（月額上限つき）の導入、②高額療養費の見直し、③保険料率の上限は一般保険料のみを対象とし、介護保険料を含まないこと等を内容とする健保法等の改正案が第147回通常国会に提出されたが、廃案となった。なお、この改正案には、月額上限つきの老人定率一割負担制導入に伴い、老人の薬剤一部負担を廃止することが盛り込まれていたが、廃案となつたため、与党3党の議員立法により、健保法が改正されるまでの間、国が引き続き老人薬剤一部負担を肩代わりすることとなつた。その後、健保法等改正案は9月に召集された第150回臨時国会に提出され、12月に成立し、平成13年1月から施行された。

その後も、引き続く経済の低迷、高齢化の進展、医療技術の進歩、国民の意識の変化といった医療制度を取り巻く環境の変化から、医療制度全般にわたる総合的な構造改革が求められた。厚生労働省は、平成13年9月に「医療制度改革試案」を公表し、政府・与党社会保障改革協議会は「医療

制度改革大綱」をまとめた。平成14年3月、「健康保険法等の一部を改正する法律案」が154回通常国会に提出され、100時間に及ぶ審議の末、7月に成立し、平成14年10月からと平成15年4月からの2段階施行となつた。改正の内容は、①患者一部負担金の見直し（15年4月）②健康保険の保険料における総報酬制の導入（15年4月）、③政府管掌健康保険の保険料の引上げ（15年4月）、④老人医療費拠出金の算定方法の見直し（14年10月）、⑤国民健康保険の財政基盤の強化（14年10月・15年4月）等である。

【医療保険制度抜本改革の検討】

医療費の伸びと経済成長との均衡が崩れ、このままでは医療保険の運営に支障が生じ必要な医療サービスを賄うことすら確保できなくなるおそれがあることから、国会の論議その他各方面から医療保険制度の抜本改革が求められており、与党3党は平成8年12月に与党医療保険制度改革協議会（与党協）を設置し、医療保険制度改革について検討を進め、平成9年4月に「医療制度改革の基本方針」をとりまとめた。

一方、厚生省では、国会における審議及び与党3党からの求めに応じ、平成9年8月に「21世紀の医療保険制度」（厚生省案）をとりまとめ、診療報酬体系、薬価基準制度、医療提供体制、医療保険の制度体系、高齢者医療制度等の改革案を提示した。与党3党は、この厚生省案や各方面的意見を踏まえ、同年8月29日に医療提供体制、薬価制度、診療報酬体系、高齢者医療保険制度等について「21世紀の国民医療（与党協案）」をとりまとめ、抜本改革は平成12年を目指すが、可能なものからできる限り速やかに実施することとした。

医療保険福祉審議会は、制度企画部会を設け、平成9年11月以降、与党協案を基本として抜本改革の審議を行つた。抜本改革の内容は診療報酬体系、薬価基準制度、医療提供体制、高齢者医療制度等、広範多岐にわたつてゐるが、12年の抜

本改革に向け、①診療報酬体系の見直し、②薬価基準制度の見直し、③高齢者医療制度の見直し、④医療提供体制の見直し、の4つの課題を中心検討が進められた。

平成13年省庁再編によって、従来の審議会組織が改編された。（後述「審議会の整理統合化」の表参照）社会保障審議会医療保険部会は平成13年9月より医療制度改革について検討を行い、同年11月社会保障審議会医療保険部会意見書（「平成14年度医療制度改革について」）が提出された。そこで議論された厚生労働省の「医療制度改革試案」では、①医療保険制度の給付と負担、②高齢者医療制度、③老人医療費の伸び率管理制度の3点を中心に提案がなされている。医療保険財政の深刻な状況や平成14年度医療制度改革の必要性、保険者の統合・再編の必要性、健康寿命の延伸のための健康づくり・疾病予防の推進、良質かつ効率的な医療を確保するための情報提供の推進を含めた医療供給体制の改革等、概ね共通認識がえられた部分もあるが、個別の項目については、意見の隔たりが大きく、全体的な意見の一一致には至らなかつた。

平成14年7月に成立した「健康保険法等の一部を改正する法律」の附則には、少子高齢化がピークを迎える将来においても医療保険制度の安定的な運営を確保していくための課題が期限付きで盛り込まれた。特に、①保険者の統合及び再編を含む医療保険制度の体系の在り方、②新しい高齢者医療制度の創設、③診療報酬の体系の見直し、の3点については、14年度中に「基本方針」を策定することとされた。厚生労働省では、14年3月、厚生労働大臣を本部長とする医療制度改革推進本部を省内に設置し、①医療保険制度の体系の見直し、②診療報酬体系の見直し、③医療提供体制の改革、④医療保険制度の運営効率化に関する4つの検討チームを作つて検討を進め、12月、「『医療保険制度の体系の在り方』と『診療報酬体系の見直し』について」（厚生労働省試案）を公

表した。15年3月には「健康保険法等の一部を改正する法律附則第2条第2項の規定に基づく基本方針（医療保険制度体系及び診療報酬体系に関する基本方針）」が閣議決定され、今後の改革の基本的な方向が示された。基本方針に基づく医療保険制度体系に関する改革については、平成20年度に向けての実現を目指すこととされ、法律改正を伴わずに実施できるものは逐次実施し、法律改正を伴うものについてはおおむね2年を目途に順次制度改正に着手し、診療報酬体系に関する改革は16年4月の診療報酬改定から逐次実施することとされた。

【国民健康保険制度の動向】

国民健康保険については、平成元年に社会保障制度審議会から「国民健康保険制度の長期安定確保策について」の意見が出され、平成2年の国民健康保険法改正では、保険基盤安定制度の恒久化、国庫助成の拡充と財政調整機能の強化等の措置が図られた。また、平成7年の国民健康保険法改正では、国民健康保険財政の安定化と保険料負担の公平化を図るため、保険料軽減制度の拡充、高額医療費共同事業の拡充・制度化等のほか、平成5年の改正で2年間の暫定措置とされた保険基盤安定制度に係る国庫負担の特例措置をさらに2年間継続した。また、平成9年度以降の国民健康保険制度のあり方については、平成8年12月の「国民健康保険制度の改革について」と題する医療保険審議会の建議書において、国民健康保険制度の基本構造に踏みこんだ改革の20世紀中の実現を目指して検討を進めるべきである旨の指摘がなされている。平成10年の国民健康保険法改正では、退職者の老人医療費拠出金負担の見直し、老人保健拠出金の算定に用いられる各保険者の老人加入率の上限の引上げ、診療報酬の不正請求の防止等の措置が図られた。

【診療報酬・薬価の改定】

診療報酬については、平成6年4月の改定において、診療報酬体系の簡素化を図る観点から甲乙

点数表が一本化されるとともに、許認可事項の簡素合理化が図られ、医療機関の機能・特質に応じた評価、医療技術の適正な評価、在宅医療の推進、難病患者、老人患者等の心身の特性にふさわしい医療の推進、薬剤使用や検査の適正化等が図られた。また、同年10月には改正健康保険法等の施行に伴う診療報酬の改定が行われた。また、平成8年4月の改定では、医療機関の機能分担の推進、老人外来医療等の包括化等診療報酬の合理化とともに、多剤投与の場合の薬剤料の低減措置の拡大等薬剤使用の適正化を推進する措置が講じられた。さらに、平成10年4月の改定では、医療機関における人件費・物件費の上昇に対応するため、1.5%の引上げを行うとともに、診療報酬点数の合理化を行い、その分の財源を充実すべき報酬項目に振り向けることとし、併せて、薬剤費等の適正化を図るために、薬価を医療費ベースで2.7%（薬価ベースで9.7%）、医療材料価格を医療費ベースで0.1%引き下げるのこととされた。平成12年4月の改定では、入院基本料の導入等包括払いの拡大が進められた。平成14年4月の改定では、賃金・物価の動向や厳しい経済動向を踏まえ、医師の技術料等に関する診療報酬本体について、初のマイナス改定となる△1.3%、薬価について△1.4%、合わせて2.7%の引下げが行われた。この改定においては、広範な項目について合理化を行う一方、医療の質の向上等の観点から、①小児入院医療の評価の充実、②がん緩和ケアチ

ームによる診療等を評価、③年間症例数等の基準を設定する手術の範囲の拡大、④社会的入院の保険給付の範囲見直し、⑤薬事法承認後で保険収載前の医薬品の投与等の特定療養費化、等メリハリの利いた重点的な評価が行われた。

なお、薬価については、平成3年5月の中央社会保険医療協議会の建議を受け、算定方式が従来よりも市場の実勢価格が反映されるような方式に改められた。また、平成8年4月の基準改定では、既存薬について、価格設定時の条件に変化が生じた場合に薬価の再算定を行うこととされた。平成12年4月の基準改定では、従来のR幅方式が廃止され、代わって逆ざや防止のための調整幅方式（2%）が導入された。

【医療提供体制】

医療提供体制についても、これまで「その他の病床」として整理があいまいになっていた病床区分を「一般病床」と「療養病床」とに区分すること等を内容とする医療法改正案が、平成12年の健保法等改正案とともに国会に提出され、12月に成立し、平成13年3月から施行された。

資料：「平成13年 国民医療費」（厚生労働省HP）
 「平成13年度 老人医療事業年報」（厚生労働省保険局）
 「平成15年版 厚生労働白書」（厚生労働省 監修、ぎょうせい）
 「保険と年金の動向 2003年版」（「厚生の指標」臨時増刊、厚生統計協会）

6 年金保険

公的年金制度は、現役世代が年金受給世代を支える「世代間扶養の仕組み」に基づき、すべての国民の老後生活を保障するとともに、障害を負った場合や生計維持者が死亡した場合の保障を行っている。

平成13年度末現在のわが国の国民年金被保険者数は7,017万人、受給権者数は2,131万人、被用者年金被保険者数は3,676万人、受給権者数は1,175万人、年金支給総額は約38.1兆円にのぼる。平成14年の国民生活基礎調査によれば、「高齢者

世帯」の所得を種類別に見ると、「公的年金・恩給」が212万6千円（総所得の69.8%）で最も多く、公的年金・恩給を受給している「高齢者世帯」の中で「公的年金・恩給の総所得に占める割合が100%の世帯」は59.5%となっており、公的年金は国民生活に欠くことのできないものとして深く浸透している。平成15年4月時点での厚生年金保険における標準的な年金月額は23万5,992円、また、老齢基礎年金（40年加入の場合）は月額66,417円となっている。

【最近の年金改正の動向】

平成元年の改正では、給付額の改善、完全自動物価スライド制の導入、従来任意加入とされていた学生に対する国民年金の適用及び自営業者等に基礎年金の上乗せ年金を支給する国民年金基金制度の創設等が行われた。

また、平成6年の改正では、活力ある長寿社会の構築に向け人生80年時代にふさわしい年金制度とし、また将来にわたり給付と負担の均衡を図るために、特別支給の老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢の段階的引上げ、在職老齢年金の改善等を行うとともに、財政再計算に伴う年金額の改善（なお、厚生年金の報酬比例部分の再評価率の改定方法については、これまでの現役世代の賃金の伸びに応じて行う方法から、税や社会保険料を差し引いた現役世代の手取り賃金の伸びに応じて行う方法（可処分所得スライド）に改めることとされた。）と保険料率の引上げ幅の見直し、遺族年金、障害年金、厚生年金基金等の改善、賞与等からの特別保険料徴収等を行うこととされた。また、65歳未満の厚生年金の受給権者が雇用保険法による失業給付を受けている場合は、その間、老齢厚生年金の支給を停止することとなった。

平成11年度の財政再計算においては、少子・高齢化の急速な進行、経済基調等の変化等により年金を取り巻く環境が厳しいものとなっていることから将来の負担を過重なものとしないよう制度全体の抜本的な見直しを図り、長期的に安定し

た制度を構築すること等が重要な課題となっていた。年金審議会では、平成9年5月27日より次期財政再計算に向けた検討を開始し、制度改正に係る基本的事項をはじめ、給付と負担の適正化、年金積立金の自主運用のあり方等幅広く検討した。平成9年12月5日には年金審議会での論点が整理され、また、それと同時に、厚生省も国民的合意形成に資するため、給付と負担の組合せについて5つの選択肢を提示した。平成10年3月には次期改正に向けた「有識者調査」を実施し、その結果を5月に公表した。年金審議会では、論点整理に示された論点について検討を深め、平成10年10月に意見書をとりまとめた。この意見書を踏まえて、政府は、①報酬比例部分の厚生年金の給付水準の5%適正化、②65歳以降の年金の改定方式の変更、③特別支給の老齢厚生年金（報酬比例部分）の支給開始年齢の引上げ、④60歳台後半の在職老齢年金の導入、⑤学生の国民年金保険料納付の特例制度導入、⑥国民年金保険料の半額免除制度の導入、⑦総報酬制の導入等を盛り込んだ年金改正法案を平成11年の国会に提出した。同法案は平成12年3月に成立し、平成12年4月から順次施行された。

【公的年金制度長期的安定のための措置等】

なお、公的年金の長期的安定を目指して、社会保障制度審議会の年金数理部会は、平成4年9月には、公的年金の一元化、支給開始年齢問題を中心とする給付と負担のあり方及び年金財政に関する情報公開等についての提言を行った「年金数理部会第3次報告書」を、平成5年12月には、年金制度の財政再計算のあり方及び年金財政の情報公開のあり方等について提言を行った「年金数理部会第4次報告書」をそれぞれ発表した。さらに平成10年3月には「年金数理部会第5次報告書」を発表し、公的年金制度の長期的安定のためには現行の段階保険料設定の方法を見直す必要があるとの提言を行った。

21世紀の超高齢社会に備え、老後の所得保障

の主柱である公的年金については、長期的に安定した、公正・公平な制度を確立していくことが重要である。このようなことから、政府は、昭和59年の閣議決定により、平成7年を目指して公的年金制度の一元化を完了するという目標を示した。これを受け、昭和61年4月に全国民共通の基礎年金制度が導入され、公的年金のいわゆる1階部分について一元化が図られた。平成元年には、基礎年金に上乗せされるいわゆる2階部分の給付面における一元化へ向けての当面の措置として「被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法」が制定され、被用者年金制度間の費用負担の調整措置が平成2年4月から実施された。

平成6年2月には、「公的年金制度の一元化に関する懇談会」が政府に設置され、検討を重ねてきたが、平成7年7月、「公的年金制度の一元化について」報告がとりまとめられ、これを受けて平成8年3月、「公的年金制度の再編成の推進について」と題する閣議決定が行われた。この閣議決定では、被用者年金制度の再編成の進め方として、①第一段階として、日本鉄道共済組合、日本たばこ産業共済組合、日本電信電話共済組合を平成9年度に厚生年金保険に統合する、②国家公務員共済組合及び地方公務員共済組合については、まず両制度において財政安定化のための措置を検討する、③農林漁業団体職員共済組合及び私立学校教職員共済組合については、被用者年金制度全体の中におけるそれぞれの制度の位置づけについて検討を行う、とされた。また、被用者年金制度の再編成を進めるに当たっては、制度運営に関する適切な情報の公開を行うとともに、社会保障制度審議会年金数理部会に要請し、制度の安定性、公平性の確保に関し、財政再計算時ごとに検証を行うこと、年金現業業務について基礎年金番号の導入等統一的な処理を推進すること、等も決定された。

この閣議決定を受けて、平成8年6月、「厚生

年金保険法等の一部を改正する法律」が成立し、①JR共済、JT共済、NTT共済の厚生年金への統合、②統合に伴い、旧三共済の組合員を新たに厚生年金の加入者とし、厚生年金のルールに従って年金を支給すること、③統合に際しては、三共済より必要な額の積立金を移管するとともに、被用者年金全制度が一定のルールに従って財政支援を行うこととされた。

ところで、完全自動物価スライド制のもとでは、本来、年金額は、前年の全国消費者物価指数の動向に応じて改定されることとなるが、最近の全国消費者物価指数は対前年比で下落傾向にある。しかし、平成14年度までは社会経済情勢にかんがみ、特例として物価スライドを行わないこととするための特例法が制定された。平成15年度においては、現役世代の賃金の低下傾向が明らかとなっている中で、保険料を負担する現役世代との均衡を考慮し、高齢者等の生活にも配慮して、(本来なら平成12年度からの累積で-2.6%だが)平成14年分だけの-0.9%スライドさせる特例法が制定された。

〔平成16年年金制度改革に向けた動き〕

その後も、公的年金制度を取り巻く環境は、少子高齢化の進行、厳しい経済情勢、雇用の流動化、女性のライフスタイルの変化等、急速に変化している。この状況を踏まえ、平成16年の年金制度改革に向け、公的年金制度を持続可能で安定的なものとするため、平成14年1月に社会保障審議会年金部会が発足し、公的年金の財政方式、制度体系や給付と負担の基本的なあり方について、検討が進められている。平成14年12月、厚生労働省は、「年金改革の骨格に関する方向性と論点」を公表した。その後も各方面で検討が進められ、平成15年9月には坂口厚労相試案「16年年金改革における給付と負担の見直しについて」が公表された。それを受けて11月には厚生労働省案「持続可能な安心できる年金制度構築に向けて」も公表された。

〔確定給付企業年金法の制定〕

少子・高齢化の進展、雇用の流動化、株価の低迷等の厳しい経済金融情勢等、公的年金制度を取り巻く環境は急速に変化している。企業がその従業員に対し、公的年金である厚生年金の上乗せ給付を行う確定給付型の企業年金としては、厚生年金基金と適格退職年金等があるが、近年の厳しい経済環境のもと、企業倒産等の際に年金資産が十分に確保されていない等の事例が出ており、受給権を保護するための制度整備が必要となってきた。確定給付企業年金法は、積立義務を定める等、受給権保護の措置を統一的に定めるとともに、確定給付型の企業年金を再編成し、国民に信頼される制度として再構築しようとするもので、政府は平成9年6月から関係省庁による企業年金に係る基本法の策定の検討を開始し、平成12年12月に法案要綱をとりまとめた。同法案は平成13年2月の第151回通常国会に提出され、6月8日に可決・成立し、6月15日に公布され、平成14年4月から施行された。

〔確定拠出年金法の制定〕

確定拠出年金は、拠出された掛け金が個人ごとに明確に区分され、掛け金とその運用収益との合計額をもとに給付額が決定される年金である。従来の確定給付型の企業年金等には、①中小零細企業に十分普及していない、②転職の際の年金資産の移換（ポータビリティ）が十分確保されておらず、労働移動への対応が困難、といった問題があり、公的年金に上乗せされる新たな選択肢として、確定拠出年金の導入が求められていた。平成11年1月以降、関係省庁による検討が進められ、12月に制度の概要案がまとめられ、平成12年3月の第147回通常国会に法案が提出され、廃案・再提出の末、第151回通常国会において、平成13年6月22日に可決・成立し、6月29日に公布され、平成13年10月から施行された。

資料：「平成15年版 厚生労働白書」（厚生労働省 監修、ぎょうせい）
「保険と年金の動向 2003年版」（「厚生の指標」臨時増刊、厚生統計協会）
「平成14年 国民生活基礎調査」（厚生労働省HP）

7 労働保険等

〔労災保険の動向〕

平成14年度における労災保険の適用労働者は4,819万人で、前年度比0.8%の微減となった。労働災害は累次の労働災害防止計画の推進等により全体としては減少傾向にあるものの、近年その減少率に鈍化傾向がみられ、平成13年度に新たに保険給付の支払を受けた被災労働者数（全国）は、業務災害による者が54万9,963人、通勤災害による者が5万247人、全体で60万210人となっており、前年度に比べ2,891人（0.05%）の微減となっている。給付費支払額は、年金受給者の累増等を反映して年々増加傾向にある。保険

給付の内訳では、年金の給付金額が年々増加し最も多くなっており、その割合は平成14年度には50.6%となっている。

平成7年3月には、介護補償給付の創設、遺族補償年金の給付内容等の改善、労働福祉事業の改善等を内容とする「労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律」が成立した。近年、厳しい雇用環境を背景として、長時間労働や仕事によるストレス等を原因とする脳・心臓疾患、精神障害や自殺に関する労災請求が増加していることから、「過労死」等を予防するため、平成13年4月から「二次健康診断等給付」が創設された。

また、厚生労働省では、事業場における労働者の心の健康の保持増進を図るため、事業者が行うことが望ましい基本的なメンタルヘルスケア的具体的な実施方法を総合的に示した「事業場における労働者の心の健康づくりのための指針」を平成12年8月に策定し、普及・定着を図るとともに、時間外労働の削減と一定以上の時間外労働を行わせた場合の健康管理措置等について定めた「過重労働による健康障害防止のための総合対策」を平成14年2月に策定し、周知徹底を図っている。

〔雇用保険の動向〕

雇用保険については、平成13年度平均の一般求職者給付基本手当受給者実人員は過去最高の水準で推移し、111万人に達した。

平成6年6月には「雇用保険法等の一部を改正する法律」が成立し、高年齢雇用継続給付（60歳時点に比べて賃金額が15%を超えて低下した状態で雇用を継続する高年齢者に支給）及び育児休業給付（1歳未満の子を養育するため育児休業を取得した被保険者に支給）の創設、求職者給付、就職促進給付の充実等が行われた。平成14年度実績は、高年齢雇用継続給付が1,437億円、育児休業給付が、基本給付金について563億円、職場復帰給付金（復帰後6か月雇用時点で給付）について145億円となっている。

なお、平成10年の「雇用保険法及び船員保険法の一部を改正する法律」により、労働者の主体的な能力開発の取組みを支援するための給付及び介護休業する労働者の雇用の継続を図るための給付を創設するとともに、高年齢求職者給付金の額等の改正、失業等給付に係る国庫負担の見直し等を行う改正が行われた。

また、平成12年3月の第147回通常国会において、現下の厳しい雇用失業情勢に加え、経済社会の変化に対応するため、①基本手当の所定給付日数の中高年リストラ層等への重点化、②育児休業給付及び介護休業給付の改善、③国庫負担及び雇用保険料率の見直し等を内容とする改正が審議

され、平成13年4月から施行された。

続いて平成14年8月には、雇用保険率を1000分の2引き上げる旨の告示も出され、10月から施行された。

さらに、平成15年1月の第156回通常国会においては、厳しい雇用失業情勢が長期化する中で、経済社会の構造的变化に的確に対応し、雇用保険制度の安定的運営を確保するため、給付について①早期再就職の促進、②多様な働き方への対応、③再就職の困難な状況に対応した重点化とともに、保険料率について労使負担の急増の緩和に配慮したうえで、制度の安定的運営のために必要最小限の引上げを行うこと等を内容とする改正が審議され、15年5月から施行された。

〔若年失業者・高齢者の雇用の確保等〕

近年増加している若年失業者への対応としては、短期間のトライアル雇用として受け入れる企業に支援を行い、その後常用雇用への移行を図る「若年者トライアル雇用事業」を平成13年12月から実施し、効果をあげている。

高齢化の進展に伴い高齢者の雇用・就業の場の確保が重要な課題となっており、平成2年6月に、事業主による定年到達者の65歳までの再雇用の努力義務等を内容とする「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」の改正が行われ、また平成6年6月の同法改正では、60歳定期が努力義務から義務化になる（施行は平成10年4月）とともに、労働大臣は、60歳定期後の継続雇用制度導入計画の作成指示ができるようになった。

さらに、平成8年5月の改正では、地域の企業、家庭、官公庁等から仕事を請け負い、委任により引き受け、おおむね60歳以上の高齢者である会員に提供する「シルバー人材センター」について、会員、仕事、事業実施地域の一層の拡大を図るために、2以上のシルバー人材センターを会員とする公益法人を「シルバー人材センター連合」として都道府県知事の指定を受けることができることとされた。

後は希望する者が65歳まで現役として働くような環境づくりを進めていくことが課題となっている。

資料：「平成15年版 厚生労働白書」（厚生労働省監修、ぎょうせい）
「平成15年雇用管理調査結果の概要」（厚生労働省HP）

8 生活保護

生活保護制度は国民生活の最終的なよりどころとして重要な役割を果たしてきているが、その中心となる生活扶助の基準については、従来から一般国民の生活水準の向上に即した改善が図られてきている。平成15年度については、国民の消費支出や物価が下落する中で、国民全体の消費水準との均衡を図るために、0.9%引き下げることとなり、世帯当たりの最低生活費は18万490円（標準3人世帯、1級地-1の場合）となった。また、被保護者数は、昭和59年をピークとして減少傾向で推移してきたが、平成6年度から横ばい傾向となり、平成8年度後半からは増加傾向に転じている。平成14年度の被保護人員は124万2,723人となっている。保護率について見ると、平成14年度は9.35%となっている。

平成15年8月、社会保障審議会福祉部会に、「生活保護制度の在り方にに関する専門委員会」が設置された。その背景には平成12年以降の国会における審議がある。すなわち、生活保護制度については、次のような指摘がされているところである。
ア 「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律案」に係る附帯決議（平成12年5月10日衆議院厚生委員会。同月25日参議院国民福祉委員会でも同旨）「社会福祉基礎構造改革を踏まえた今後の社会福祉の状

況変化や規制緩和、地方分権の進展、介護保険の施行状況等を踏まえつつ、介護保険制度の施行後5年後を目途とした同制度全般の見直しの際に、（中略）生活保護の在り方について、十分検討を行うこと」

イ 「今後の社会保障改革の方向性に関する意見」（平成15年6月16日社会保障審議会）「生活保護については、（中略）今後その在り方についてより専門的に検討していく必要がある」

ウ 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」（平成15年6月27日閣議決定）「生活保護その他福祉の各分野においても、制度、執行の両面から各種の改革を推進する」、「老齢加算等の扶助基準など制度、運営の両面にわたる見直しが必要である」

同専門委員会においては平成16年度においても引き続き保護基準の在り方について議論をすすめている。

資料：「社会福祉の動向 2003」（社会福祉の動向編集委員会編集、中央法規出版）
社会保障審議会・福祉部会「生活保護制度の在り方にに関する専門委員会」第1回（平成15年8月6日）
資料1 「生活保護制度の在り方にに関する専門委員会の設置について」

9 保健医療と環境衛生

わが国の疾病構造は、結核等の感染症から、がん、心疾患、脳血管疾患等の生活習慣病を中心とする慢性疾患へと疾病構造が変化しており、このような医療を取り巻く環境の変化に対応して、施策の面においても健康増進からリハビリテーションを通じた包括医療的重要性が高まっている。

【医療提供体制の整備等】

医療提供体制については、都道府県ごとの医療計画が作成され、少なくとも5年に一度見直しが行われているほか、地域の実情や特性に即した保健医療サービスの提供体制の整備を図るため、2次医療圏（日常生活圏）単位に地域保健医療計画が作成されている。また、平成4年6月には、患者の心身の状況に応じた良質かつ適切な医療を効率的に提供するための「医療法の一部を改正する法律」が成立し、医療施設機能の体系化を図るため高度医療を必要とする患者等に医療を提供する「特定機能病院」及び長期療養を必要とする患者等に医療を提供する「療養型病床群」が制度化されるとともに、医療に関する適切な情報提供が推進されることとなった。

さらに本格的な高齢社会に向けて、国民に良質かつ適切な医療提供体制を整備していくため、平成7年4月より、医療審議会では基本問題検討委員会を設置し、今後の医療提供体制のあり方について検討を行い、平成8年4月に意見具申をとりまとめた。これを踏まえ、要介護者の増大に対応し、地域に必要な医療を確保する観点からの措置を盛り込んだ「医療法の一部を改正する法律案」が医療審議会、社会保障制度審議会に諮問され、同年6月に答申が行われた。同法律案は、①医療の担い手は医療の提供に当たって適切な説明を行うよう努めることとすること、②要介護者の増大に対応するための療養型病床群制度の診療所への

拡大、③かかりつけ医・かかりつけ歯科医等を支援するための地域医療支援病院制度の創設、④地域医療支援病院や療養型病床群の整備目標等の医療計画における必要的記載事項化、⑤老人居宅介護事業等の医療法人の附帯業務への追加、⑥広告事項の追加、等を内容とするものである。同法律案は、平成8年11月第139回臨時国会に提出されたが継続審議とされ、平成9年10月、第141回臨時国会において可決成立した。

また、高齢化の進展等に伴う疾病構造の変化等を踏まえ、良質な医療を効率的に提供する体制を確立するとともに、入院医療を提供する体制の整備、医療における情報提供の推進及び医療従事者の資質の向上を図るため、「医療法の一部を改正する法律案」が平成12年3月の第147回通常国会に提出された。その後、継続審議となり、平成12年12月に可決成立し、平成13年3月から施行された。この改正で、従前の「その他の病床」（結核病床、精神病床、感染症病床を除いた病床）を「一般病床」と「療養病床」に区分するとともに、それらの人員配置基準が定められた。なお、新たな病床区分に係る届出は平成15年8月まで、人員配置基準については平成18年2月まで、経過措置が設けられている。

平成13年9月、厚生労働省は「21世紀の医療提供の姿」を公表し、医療の将来像（イメージ）を示すとともに、この将来像に向けて当面取り組むべき施策の内容とスケジュールを示した。「医療の将来像（イメージ）」は、①「患者の選択の尊重と情報提供」として、医療に関する適切な情報提供が行われ、患者が医療機関を選択し、治療方針の決定に患者の意向が尊重される等、患者も自覚と責任をもって医療に参加するようになること、②「質の高い効率的な医療提供体制」として、

患者の選択に対応して医療機関側は医療の質や患者サービスの向上で競い、医療の重点化、効率化と質の向上が進むこと、特に急性期病床と長期療養病床の機能分化が進むこと、③「国民の安心のための基盤づくり」として、地域（二次医療圏）で充足した医療が提供され、医療安全対策や救急医療等安心が確保され、さらに情報提供の基盤として電子カルテ等IT化が進むこと、の3点を基本的視点としている。

平成14年4月からは、医療に関する情報開示を進め、患者の選択の拡大を図る観点から、医療機関による広告について大幅な規制緩和が行われた。

医薬分業は、かかりつけ薬局が患者の服薬の記録を保存（薬歴管理）し、複数の病院等から処方される薬の飲み合わせを確認することを通じて、重複投薬や相互作用の発生を防止するもので、医薬品の適正使用に大きく資するものである。保健所を事務局とした医薬分業定着促進事業等を通じ、分業率は平成14年度には48.8%にまで達しているが、今後は、患者が複数の医療機関を受診した場合でも一つのかかりつけ薬局から薬を受け取る「面分業」体制を推進していくこととされている。

地域保健対策については、平成6年6月、「地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律」が成立し、「保健所法」から「地域保健法」への名称の変更、地域保健対策に関する地方公共団体及び国の責務の明確化、地域保健対策の推進に関する基本指針及び小規模町村の人材確保のための支援計画の策定、保健所及び市町村保健センターに関する規定の整備等が行われた。また、平成6年12月には、地域保健対策の円滑な実施及び総合的な推進を図るために、地域保健法に基づく「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」が告示された。平成9年4月には、「地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律」の全面施行により、母子保健に関する事務等の市町村への移譲、診療所の開設届出の受理等の事務が保

健所政令市へ権限移譲されるとともに、保健所の機能強化及び所管区域の見直しが実施された。

【健康づくり対策】

健康づくり対策については、がん、脳卒中、心臓病といった生活習慣病等の国民的課題を改善し一層の健康増進を図るために、従来の健康に関する計画を質的にも大きく転換し、健康に生きることができる期間の延長とともに生活の質（QOL）の向上を目的として、厚生労働省では、平成12年から「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」を推進している。ここでは、国民の健康増進、疾病予防等のために保健医療上重要な課題となる対象分野を「栄養」、「運動」、「休養」、「たばこ」、「アルコール」、「歯の健康」、「糖尿病」、「循環器病」、「がん」に設定し、平成22年を目指とした到達すべき具体的な数値目標を定め、達成するための諸施策を体系化しており、平成12年4月から実施されている。

また、政府は、平成14年3月には「健康増進法案」を第154回通常国会に提出した。同法案は、「健康日本21」を中心とする国民の健康づくりや疾病予防をさらに積極的に推進するための法的基盤を整備するため、①健康づくりを総合的に推進するため、国が全国的な目標や基本的な方向を提示するための基本方針を策定すること、②地域の実情に応じた健康づくりを進めるため、地方公共団体において、健康増進計画を策定すること、③職域、地域、学校等の健康診査を、生涯を通じた自らの健康づくりに一層活用できるものとするため、共通の指針を定めること、等を内容としており、平成14年7月に成立し、平成15年5月から施行された。

また、一定基準を満たした運動施設及び温泉利用施設を国が健康増進施設として認定する等、国民の健康づくりに対する民間施設を利用しての支援も行われている。

【感染症対策】

公衆衛生審議会は、新興・再興感染症の出現や、

感染症を取り巻く状況が大きく変化したことを踏まえた新しい時代の感染症対策について検討を重ね、平成9年12月「新しい時代の感染症対策について」と題する意見書を厚生大臣に提出した。これを踏まえ、厚生省は、総合的な感染症予防対策を図るため、伝染病予防法等を廃止し、国及び地方公共団体の責務を明確にするとともに、法の対象とする感染症の類型の見直しと法に基づく入院についての医療体制等について定めることを内容とする「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律案」等を国会に提出した。同法案は第142回通常国会に提出されたが継続審議とされ、その後、平成10年10月第143回臨時国会において可決成立し、平成11年4月から施行された。

なお、平成14年11月から、国内には発症の報告がないものの重症患者の3～15%の致命率を持つ「ウエストナイル熱」を四類感染症に位置づけ、平成15年7月から、「重症急性呼吸器症候群(SARS)」を感染症法上の指定感染症と位置づけ、より迅速に対応することとされた。

またエイズ対策では、依然として感染の拡大が続いていることから、平成11年10月に作成された「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針(エイズ予防指針)」に基づいて効果的なエイズ対策が総合的に推進されている。エイズ対策の総合的な推進のための予算規模は平成15年度で113.0億円にのぼっている。

〔環境衛生対策等その他の施策〕

環境衛生対策については、廃棄物対策では、平成3年10月に、廃棄物の減量化、リサイクルの促進、適正処理の確保等を内容とする「廃棄物処理法」の改正が行われた。平成7年6月には、容器包装廃棄物の減量化と再資源化の推進を目的とした「容器包装リサイクル法」が成立し、平成9年4月より施行されている。平成9年6月には、廃棄物の減量化・リサイクルの推進、廃棄物処理に関する信頼性と安全性の向上、不法投棄対策の

強化等の総合対策の実施を内容とする「廃棄物処理法」の改正が行われた。さらに、平成10年6月には、廃家電品のリサイクルを目的とした「家電リサイクル法」が成立した。廃棄物処理施設の整備については、平成8年6月に「廃棄物処理施設整備緊急措置法」が改正され、それに基づき、平成8年12月に「第8次廃棄物処理施設整備計画」が閣議決定されている。また、「バーゼル条約」等の的確かつ円滑な実施を確保するため、平成4年12月には「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」が成立した。

一方、水道法に関しては、平成8年6月に、内外から強く要望されていた水道の指定工事店制度の見直しを踏まえた水道法の改正が行われ、平成9年度より給水装置工事主任技術者の国家試験を実施することとなった。平成13年6月にも、管理業務の第三者への委託を制度化するとともに、利用者の多い未規制水道や貯水槽水道の管理体制の強化についての措置を講ずることを内容とした水道法の改正が行われた。

食品安全対策としては、牛海綿状脳症(BSE)の発生や基準違反の残留農薬、偽装表示等食品に関する様々な問題を契機に食品の安全性に対する国民の不安や不信が高まっている状況を踏まえ、平成15年2月、①食品の安全性の確保に関する基本理念の明示、②食品健康影響評価(リスク評価)を行う食品安全委員会の設置等を内容とする「食品安全基本法案」が第156回通常国会に提出され、7月から施行された。また、この法律や農林水産省の関係法律と相まって、食品の安全性を確保することにより、国民の健康の保護を図ることを目的として、食品衛生法や健康増進法も改正された。

資料:「平成15年版 厚生労働白書」(厚生労働省 監修、
ぎょうせい)
「保険と年金の動向 2003年版」(「厚生の指標」臨時増刊、厚生統計協会)

10 人材の確保と資質の向上

昭和62年に「社会福祉士及び介護福祉士法」が制定され、社会福祉従事者の資格化が図られたが、介護職員や看護職員等の一層の養成確保策が必要とされている。旧厚生省の推計によると、平成12年には保健医療関係者235万人、社会福祉関係者111万人が必要となるとされていた。また、平成11年12月には新ゴールドプランの見直しが行われ、ゴールドプラン21が策定され、平成16年度までのマンパワー等整備目標として、訪問介護員(ホームヘルパー)225百万時間(35万人)、訪問看護ステーション44百万時間(9,900か所)、短期入所生活介護(ショートステイ)4,785千週(9.6万人分)、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)36万人分、等が位置づけられている。さらに、訪問介護員(ホームヘルパー)については、平成14年12月の「新障害者プラン」において、平成14年度末まで緊急整備目標として6万人の上乗せを図ることとされた。

このように将来において膨大な人材の需要が見込まれることに応え、人材確保を強力に推進することが必要なことから、社会福祉事業従事者については、平成4年6月に、基本指針の策定、福祉人材センター及び福利厚生センターの指定、訪問介護員(ホームヘルパー)等に対する社会福祉施設職員退職手当共済制度の適用等を内容とする「社会福祉事業法及び社会福祉施設職員退職手当共済法の一部を改正する法律」(いわゆる「人材確保法」)が成立した。同法により「社会福祉事業に従事する者の確保を図るために措置に関する基本的な指針」の策定告示、都道府県福祉人材センターの全都道府県設置並びに中央福祉人材センター及び福利厚生センターの指定が行われた。また、同指針を踏まえ、福祉人材センターによる就労援助、研修、啓発・広報や、介護福祉士等に係

る修学資金の貸付等資質の向上及び社会的評価の確立等に係る総合的な人材確保対策が推進されている。

看護職員についても、同じく平成4年6月に、看護婦等の確保に関する指針の策定、国及び地方公共団体の責務、病院等の開設者等の責務、離職した看護婦等に対する無料職業紹介、講習会の開催等を行う中央ナースセンター及び都道府県ナースセンターの指定等を内容とする「看護婦等の人材確保の促進に関する法律」が成立した。同法に基づく「看護婦等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針」は、同年12月に策定告示された。同法及び同指針に基づき、離職の防止、再就業の支援、養成力の確保、資質の向上等総合的な看護職員確保対策が推進されている。平成13年の看護職員就業者数は118.8万人だが、平成12年12月に策定された「看護職員需給見通し」においては、平成17年に就業者を約130万人とすることで需給が均衡する見込みとなっている。

今後増大かつ多様化する国民の保健医療・福祉需要に対応し、きめの細かいサービスを必要に応じ提供するためには、これらの人材の確保に加え、様々な民間サービスや、住民参加型福祉サービス、ボランティア等、多様な形態で国民が保健医療・福祉サービスに積極的に参加することが求められている。住民参加型の組織は年々増加傾向にあり、全国社会福祉協議会の調査によれば、ボランティア活動者の数は、平成14年4月現在で約740万人に達している。全国の都道府県及び市区町村の社会福祉協議会にはボランティアセンターが多数設置されており、ボランティアの登録・斡旋等の情報提供をはじめとする各種事業を行っている。

また、平成4年5月には介護労働者の雇用管理の改善等計画の策定、介護労働安定センターの創

第1部 社会保障の動向

設等を内容とする「介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律」が成立した。

良質な医療サービスが安定的に提供されるためには、それを担う医療従事者の確保とともに資質の向上が重要だが、医療技術の高度化、専門化が進む中、患者を全人的に診られる医師の養成が求められていることから、平成16年4月から卒後臨床研修を必修化することとなった。具体的には、①研修医がアルバイトをせずに研修に専念できるよう研修医の待遇を確保し、②幅広い基本的な診

療能力が身につけられるよう、基本となる診療分野（内科、外科、救急部門（麻酔科を含む）、小児科、産婦人科、精神科及び地域保健・医療）の研修を必修とし、③臨床研修病院の指定基準を見直し、研修医に対する適切な指導体制を有する地域の医療機関等が連携して医師臨床研修に参加できるような取組みを進めることとしている。

資料：「平成15年版 厚生労働白書」（厚生労働省 監修、ぎょうせい）

11 社会福祉基礎構造改革について

昭和20年代に形づくられた現在の社会福祉の基礎制度を取り巻く環境は、少子・高齢化、女性の社会進出、核家族化等の急速な進展により、その対象者が一部の経済的な生活困窮者から国民一般に普遍化する等、大きく変化している。こうした状況変化に伴う福祉需要の増大・多様化に適切に対応するべく、近年、介護保険制度創設や児童福祉法改正等の各個別分野においては施策の充実が図られてきたが、一方、社会福祉事業、社会福祉法人、措置制度、福祉事務所等社会福祉の基礎構造については、社会福祉事業法制定以来、約半世紀の間、その基本的枠組みが維持されたままであり、時代の要請にそぐわない部分が種々生じていた。

こうした動きを踏まえ、厚生省では平成9年8月から「社会福祉事業等の在り方に関する検討会」が開催され、社会福祉の基礎構造について議論された結果、同年11月、検討会報告として「社会福祉の基礎構造改革について（主要な論点）」がとりまとめられ、国民の信頼と納得の得られる福祉サービスが提供されるよう改革の基本的方向が示された。さらに、同年11月からは、中央社会福祉審議会において社会福祉構造改革分科会を設

置し、検討会での論点整理を参考にしつつ審議を行い、平成10年6月、同分科会としての中間報告をとりまとめ、新しい社会福祉制度の方向性、改革の具体的な内容等が示された。その後も検討が続けられ、平成12年2月、第147回国会で「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」が審議され、平成12年5月29日に可決成立し、6月7日に公布・施行された。改正の趣旨は、昭和26年の社会福祉事業法制定以来大きな改正の行われていなかった社会福祉事業、社会福祉法人、措置制度等社会福祉の共通基盤制度について、今後増大・多様化が見込まれる国民の福祉への要求に対応するため、見直しを行い、平成12年4月から施行されている介護保険制度の円滑な実施や成年後見制度の補完、地方分権の推進、社会福祉法人による不祥事の防止等に資することである。これにより、平成15年4月から、行政がサービスの受け手を特定し、サービス内容を決定する「措置制度」から、利用者が事業者と直接契約をし、市町村が利用者に支援費を支給する「支援費制度」に移行した。

また、福祉サービスの利用者を支援する仕組みとして、平成11年から成年後見制度に併せて「地

第2節 社会保障の動向

資料：「平成15年版 厚生労働白書」（厚生労働省 監修、ぎょうせい）
「国民の福祉の動向 2003年版」（「厚生の指標」臨時増刊、厚生統計協会）

域福祉権利擁護事業」が開始され、痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が十分でない方が地域で自立した生活を送れるよう、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理に関する援助を行っている。

(表1)

今後5か年間の高齢者保健福祉施策の方向（ゴールドプラン21）の概要

○平成12年（2000年）には世界最高水準の高齢化率となる中で、高齢者保健福祉施策の一層の充実を図るため、新たなプランを策定。

1 プランの基本方向

(基本的な目標)

I 活力ある高齢者像の構築

「高齢者の世紀」である21世紀を明るく活力ある社会とするため、可能な限り多くの高齢者が健康で生きがいをもって社会参加できるよう、「活力ある高齢者像」を構築する。

II 高齢者の尊厳の確保と自立支援

要援護の高齢者が自立した生活を尊厳をもって送ることができるよう、また、介護家族への支援が図られるよう、在宅福祉を基本として、介護サービス基盤の質・量両面にわたる整備を進める。

III 支え合う地域社会の形成

地域において、介護にとどまらず、生活全般にわたる支援体制が整備されるよう、住民相互に支え合うことのできる地域社会づくりや高齢者の居住環境等の整備に向けて積極的に取り組む。

IV 利用者から信頼される介護サービスの確立

措置から契約への変更が利用者本位の仕組みとして定着するよう、利用者保護の環境整備や介護サービス事業の健全な発展を図り、介護サービスの信頼性を確立する。

(プランの期間)

平成12年度から平成16年度までの5か年。状況の変化に応じて適宜見直し。

2 今後取り組むべき具体的施策

介護サービス基盤の整備と生活支援対策等を車の両輪として実施する観点から、以下の事業の適切な実施に努力。また、地方公共団体の自主事業を支援。

(1) 介護サービス基盤の整備

～「いつでもどこでも介護サービス」～

- ・人材確保と研修強化
- ・介護関連施設の整備
- ・施設処遇の質的改善

(2) 痴呆性高齢者支援対策の推進

～「高齢者が尊厳を保ちながら暮らせる社会づくり」～

- ・痴呆性老人グループホームの整備

- ・痴呆介護の質的向上

- ・権利擁護体制の充実

(3) 元気高齢者づくり対策の推進

～「ヤング・オールド作戦」の推進～

- ・総合的な疾病管理の推進

- ・地域リハビリテーション体制の整備

- ・生きがい、介護予防、社会参加の推進

(4) 地域生活支援体制の整備

～「支え合うあたたかな地域づくり」～

- ・あたたかな地域社会づくりの支援

- ・生活支援サービスの充実

- ・居住環境等の整備

(5) 利用者保護と信頼できる介護サービスの育成

～「安心して選べるサービスづくり」～

- ・情報化と利用者保護の推進

- ・多様な事業者の参入促進

- ・福祉用具の開発・普及

(6) 高齢者の保健福祉を支える社会的基礎の確立

～「保健福祉を支える基礎づくり」～

- ・長寿科学の推進

- ・福祉教育の推進

- ・国際交流の推進

3 平成16年度における介護サービス提供量

各地方公共団体が作成する介護保険事業計画における介護サービス見込量の集計等を踏まえ、平成16年度における介護サービス提供の見込量は下記のとおりである。

(訪問系サービス)		
区分	(新G P目標) 平成11年度	平成16年度
訪問介護 (ホームヘルプサービス)	— 17万人	225百万時間 (35万人)※
訪問看護	—	44百万時間
訪問看護ステーション	5,000か所	(9,900か所)※
(通所系サービス)		
通所介護(デイサービス)／ 通所リハビリテーション (デイ・ケア)	— 1.7万か所	105百万回 (2.6万か所)※
(短期入所(ショートステイ)系サービス)		
短期入所生活介護／ 短期入所療養介護 (ショートステイ専用床)	— 6万人分 (ショートステイ専用床)	4,785千週 9.6万人分 (短期入所生活介護専用床)
(施設系サービス)		
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	29万人分	36万人分
介護老人保健施設	28万人分	29.7万人分
(生活支援系サービス)		
痴呆対応型共同生活介護 (痴呆性老人グループホーム)	—	3,200か所
介護利用型軽費老人ホーム (ケアハウス)	10万人分	10.5万人分
高齢者生活福祉センター	400か所	1,800か所

注1：平成16年度()※の数値については、一定の前提条件の下で試算した参考値である。

注2：介護療養型医療施設については、療養型病床群等の中から申請を受けて、都道府県知事が指定を行うこととなる。

(表2)

重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について(新エンゼルプラン)の概要

I 趣旨

- 少子化対策については、これまで「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」(平成6年12月文部・厚生・労働・建設4大臣合意)及びその具体化の一環としての「当面の緊急保育対策等を推進するための基本的考え方」(平成6年12月大蔵・厚生・自治大臣合意)等に基づき、その推進を図ってきたところ
- このプランは、「少子化対策推進関係閣僚会議」で決定された「少子化対策推進基本方針」に基づく重点施策の具体的実施計画として策定(大蔵、文部、厚生、労働、建設、自治の6大臣の合意)

II 主な内容と具体的目標

1 保育サービス等子育て支援サービスの充実

必要なときに利用できる多様な保育サービスを整備する。
また、在宅の乳幼児も含めた子育て支援を充実する。

	平成11年度	平成16年度
(1) 低年齢児の受入れの拡大 〔需要の多い0～2歳の保育所受入枠〕	58万人	→ 68万人
(2) 多様な需要に応える保育サービスの推進		
(1) 延長保育の推進 〔通常の11時間を超える保育〕	7,000か所	→ 10,000か所
(2) 休日保育の推進 〔休日や祝日の保育〕	100か所	→ 300か所
(3) 乳幼児健康支援一時預かりの推進 〔病気回復期にある乳幼児の保育〕	450か所	→ 500市町村
(4) 多機能保育所等の整備 〔多様なサービスを提供できる保育所〕		平成16年度までに 2,000か所
(3) 在宅児も含めた子育て支援の推進		
(1) 地域子育て支援センターの整備 〔育児相談や育児サークル支援等を行うセンター〕	1,500か所	→ 3,000か所
(2) 一時保育の推進 〔専業主婦家庭の休養・急病や育児疲れ解消、パート就労等に対応した一時預かり〕	1,500か所	→ 3,000か所
(3) ファミリー・サポート・センターの整備 〔地域において子育ての相互援助活動を行う会員制の組織〕	62か所	→ 180か所
(4) 放課後児童クラブの推進	9,000か所	→ 11,500か所

[保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童の放課後対策]

2 仕事と子育ての両立のための雇用環境の整備

(1) 育児休業を取りやすく、職場復帰をしやすい環境の整備

(1) 育児休業制度の充実に向けた検討

(2) 育児休業給付の見直し (25%→40%)

(3) 事業主による育児休業取得者の円滑な職場復帰への支援の促進

(2) 子育てのための時間確保の推進等子育てをしながら働き続けることのできる環境の整備

(1) フレーフレー・テレフォン事業の整備 35 都道府県 → 47 都道府県

[子育てサービス等に関し、電話等による相談、情報提供]

(2) 事業主による子育て支援の促進

(3) 子育てのための時間確保の推進に関する検討

(4) 労働時間の短縮等の推進

(5) 子どもの看護のための休暇制度の検討

(3) 出産・子育てのために退職した者に対する再就職の支援

・ 再就職希望登録者支援事業の整備 22 都道府県 → 47 都道府県

[子育て等のために退職した再就職希望登録者に対するセミナー、情報提供、自己啓発への援助等]

3 働き方についての固定的な性別役割分業や職場優先の企業風土の是正

(1) 固定的な性別役割分業の是正

(1) 職場における性別役割分担の是正

(2) 男女の雇用機会均等の確保

(2) 職場優先の企業風土の是正

(1) 国民的な広報活動の実施

(2) ファミリー・フレンドリー企業の普及促進

4 母子保健医療体制の整備

(1) 国立成育医療センター（仮称）の整備等

(2) 総合周産期母子医療センターを中心とした周産期医療ネットワークの整備

10 都道府県 → 47 都道府県

[リスクの高い妊娠婦や新生児に適切な医療を提供するための一般の産科病院等と高次の医療機関との連携体制]

(3) 小児救急医療支援の推進（2次医療圏）

(平成 13 年度)

118 地区 → 360 地区

[2次医療圏に小児専門の救急医療体制を整備]

(4) 不妊専門相談センターの整備

24 か所 → 47 か所

[不妊に悩む夫婦に対し、治療に関する情報提供や精神面での相談を実施]

5 地域で子どもを育てる教育環境の整備

(1) 体験活動等の情報提供及び機会と場の充実

(1) 子どもセンターの全国展開

365 か所（平成 11 年度） → 1,000 か所程度を目標に展開

[親や子どもに体験活動等に関する情報提供を行う組織の在り方の研究]

(2) 子ども放送局の推進

約 1,300 か所（平成 11 年度） → 5,000 か所程度を目標に推進

[教育情報衛星通信ネットワークを利用した、子ども向け番組の配信]

(3) 子どもの活動の機会と場の拡大のため各省庁等と連携した事業の推進

(4) 子どもの文化活動や鑑賞の機会を充実する地域こども文化プランの推進

(5) 子ども 24 時間電話相談（調査研究事業）の推進

16 府県（平成 11 年度） → 47 都道府県を目標に推進

(2) 地域における家庭教育を支援する子育て支援ネットワークの整備

(1) 家庭教育手帳・ノートを作成、乳幼児や小・中学生等を持つ親に順次配布

(2) 家庭教育 24 時間電話相談（調査研究事業）の推進

16 府県（平成 11 年度） → 47 都道府県を目標に推進

(3) 子育てサポーターの配置による地域における子育て支援ネットワーク構築事業を実施し、その成果を各市町村に普及

(3) 学校において子どもが地域の人々と交流し、様々な社会環境に触れられるような機会の充実

(4) 幼稚園における地域の幼児教育センターとしての機能等の充実

6 子どもたちがのびのび育つ教育環境の実現

(1) 学習指導要領等の改訂

(2) 平成 14 年度から完全学校週 5 日制を一斉に実施

(3) 高等学校教育の改革及び中高一貫教育の推進

(1) 総合学科の設置促進

124 校（平成 11 年度） → 総合学科を設置する公立高等学校を高等学校の通学範囲（全国で 500 程度）に少なくとも 1 校整備

(2) 単位制高等学校の設置促進

(3) 中高一貫教育校の設置促進

4 校（平成 11 年度） → 高等学校の通学範囲（全国で 500 程度）に少なくとも 1 校整備

(4) 子育ての意義や喜びを学習できる環境の整備

(1) 中学校、高等学校の全ての生徒が家庭科等において子どもの発達や家庭等に関する内容を学習するよう改訂した学習指導要領を平成 14 年度から中学校、平成 15 年度から高等学校で実施

(2) 高校生が幼稚園等で幼児とふれあう体験学習の機会の充実

(5) 問題行動へ適切に対応するための対策の推進

(1) 「心の教室」カウンセリング・ルームを平成 12 年度までに、5,234 校（全国の公立小中学校の

半数) 目途に整備

(2) スクールカウンセラー及び「心の教室相談員」を可能な限り多くの学校に配置

7 教育に伴う経済的負担の軽減

(1) 育英奨学事業の拡充

(2) 幼稚園就園奨励事業等の充実

(1) 第1子に比べて第2子、第3子について保護者負担を軽減

(2) 満3歳児について希望者が入園できるよう条件整備を推進

8 住まいづくりやまちづくりによる子育ての支援

(1) ゆとりある住生活の実現

(1) 「広くて良質な住宅の整備により、1人当たり床面積を欧州並みの水準に引き上げるとともに、居住環境を抜本的に改善

(2) 特定優良賃貸住宅制度の活用や公団賃貸住宅の供給により、良質なファミリー向け賃貸住宅の供給を促進

(3) 住宅金融公庫融資等の活用により、良質なファミリー向け民間賃貸住宅の供給を促進するとともに、三大都市圏において子育て世帯等が初めて共同住宅を取得する際の融資額の増額など子育て世帯の広くゆとりある住宅の取得を支援

(4) 公営住宅及び特定優良賃貸住宅における多子世帯等の優先入居を推進

(2) 仕事や社会活動をしながら子育てしやすい環境の整備

(1) 大都市の都心部等において、職住近接型の良質な市街地住宅の供給、良好な住宅市街地の整備の推進、公団賃貸住宅、特定優良賃貸住宅等の供給の促進により、職住近接で子育てのしやすい都心居住を推進

(2) 公共賃貸住宅の整備や市街地再開発事業等の実施の中で、住宅等と保育所等の一体的整備等を推進

(3) 安全な生活環境や遊び場の確保

(1) 住宅系地区等において、通過交通の進入を抑えるコミュニティ道路や歩車共存道路などの整備を推進

(2) コミュニティ道路やハンプ、クランクなどを面的に整備するコミュニティ・ゾーン形成事業を推進

(3) 「通学路点検」や「交通安全総点検」などによる、子どもの視点に立った歩道の補修などの改善を推進

(4) 市街地における幅の広い歩道の整備、既設歩道の段差・傾斜・勾配の改善などによるバリアフリー歩行空間ネットワークの形成を推進

(5) 都市公園のネットワーク、河川の機能を活かした遊び場等を整備

基本的考え方

○ 「夫婦出生率の低下」という新たな現象を踏まえ、少子化の流れを変えるため、少子化対策推進基本方針の下で、もう一段の少子化対策を推進。

○ 「子育てと仕事の両立支援」を中心であった従前の対策に加え、「男性を含めた働き方の見直し」など4つの柱に沿った対策を総合的かつ計画的に推進。

主な取組

すべての働きながら子どもを育てている人のために

1 男性を含めた働き方の見直し、多様な働き方の実現

- 子育て期間における残業時間の縮減
- 子どもが生まれたら父親誰もが最低5日間の休暇の取得
- 短時間正社員制度の普及

2 仕事と子育ての両立の推進

- 育児休業取得率（男性10%、女性80%）、子どもの看護休暇制度の普及率（25%）、小学校就学の始期までの勤務時間短縮等の措置の普及率（25%）として、具体的目標を設定
- 目標達成に向け、様々な促進策を展開

3 保育サービス等の充実

- 待機児童ゼロ作戦の推進
- パートタイムなどで働いている方々のための新しい「特定保育事業」（※）の創設
※週2～3日、午前又は午後の利用といった柔軟な保育サービスを提供
- 保育ママについて、利用者の必要に応じた、利用日数・時間の弾力化

子育てしているすべての家庭のために

1 地域の様々な子育て支援サービスの推進とネットワークづくりの導入

- 子育て中の親が集まる「つどいの場」づくり、地域の高齢者や子育て経験のある方等による子育て支援を推進
- 「子育て支援相談員」による子育て支援情報の発信
- 子どもとサービスをつなぐ「子育て支援委員会」の小学校区単位での設置

2 子育てを支援する生活環境の整備（子育てバリアフリー）

- 公共施設等への託児室、授乳コーナー、乳幼児に配慮したトイレの設置促進
- 「子育てバリアフリー」マップの作成、配布

少子化対策プラスワン（要点）

（表3）

3 社会保障における「次世代」支援

- 年金制度における配慮（年金額計算における育児期間への配慮の検討）

4 教育に伴う経済的負担の軽減

- 若者が自立して学べるようにするための奨学金制度の充実

次世代を育む親となるために

1 親になるための出会い、ふれあい

- 中高生の赤ちゃんとのふれあいの場の拡充

2 子どもの生きる力の育成と子育てに関する理解の促進

- 体験活動や世代間交流の推進

3 若者の安定就労や自立した生活の促進

- 若年者に対する職業体験機会の提供、職業訓練の推進、就労支援など

4 子どもの健康と安心・安全の確保

- 食を通じた家族形成や人間性の育成（食育）

- 安全で快適な「いいお産」の普及

5 不妊治療

- 子どもを産みたい方々に対する不妊治療対策の充実と支援の在り方の検討

今後の推進方策

(※)「多様就業型ワークシェアリング」も視野に入る。

少子化社会への対応を進める際の留意点

～「少子化社会を考える懇談会」中間とりまとめ（平成14年9月13日）抜粋～

(1) 「子どもにとっての幸せの視点で」

子どもの数だけを問題にするのではなく、子どもが心身ともに健やかに育つための支援という観点で取り組むこと。

(2) 「産む産まないは個人の選択」

子どもを産むか産まないかは個人の選択にゆだねるべきことであり、子どもを持つ意志のない人、子どもを産みたくても産めない人を心理的に追いつめることになってはならないこと。

(3) 「多様な家庭の形態や生き方に配慮」

共働き家庭や片働き家庭、ひとり親家庭など多様な形態の家庭が存在していることや、結婚しない、子どもを持つ持たないなどといった多様な生き方があり、これらを尊重すること。

障害者基本計画（概要）

(表4)

1 計画期間

平成15年度から24年度

2 計画の考え方

国民誰もが人格と個性を尊重して相互に支え合う共生社会の実現。

3 4つの横断的な視点

施策を推進する4つの横断的な視点を取り上げ、施策推進の基本方針を明確化。

(4つの視点)

○ 社会のバリアフリー化

- ・ ハード、ソフト両面にわたる社会のバリアフリー化
- ・ ユニバーサルデザインの観点からのまちづくり、ものづくりの推進

○ 利用者本位の支援

- ・ 障害者一人一人のニーズに対応したライフサイクルの全段階を通じた支援
- ・ 多様かつ十分なサービス確保のため企業等の積極活用も含め、供給主体を拡充
- ・ NPOや地域住民団体との連携・協力の推進

○ 障害の特性を踏まえた施策の展開

- ・ 個々の障害の特性に応じた適切な施策の推進
- ・ 現在障害者施策の対象になっていない障害等にも対応
- ・ WHOのICF（国際生活機能分類）の活用方策を検討

○ 総合的かつ効果的な施策の推進

広域的かつ計画的観点からの施策推進、施策体系の見直し等

4 4つの重点課題

重点的に取り組むべき4つの課題を打ち出し、施策を重点化

(4つの重点課題)

○ 活動し、参加する力の向上

- ・ 疾病、事故等の予防・防止と治療・医学的リハビリテーションの推進
- ・ 福祉用具等の研究開発とユニバーサルデザイン化の推進
- ・ IT革命への対応

○ 活動し、参加する基盤の整備

- ・ 地域での自立生活を可能とするため、住宅、公共施設、交通等の基盤整備と日常生活支援体制の充実
- ・ 雇用・就業など経済自立基盤の強化

- 精神障害者施策の総合的な取組

入院医療中心から、退院・社会復帰を可能とするための地域サービス基盤の整備へ

- アジア太平洋地域における域内協力の強化

5 新規・重点施策

- 啓発・広報

- ・ 共生社会の理念の普及
- ・ 公共サービス従事者に対する障害者理解の促進

- 生活支援

- ・ 身近な地域での相談窓口の総合化とケアマネジメント体制の整備
- ・ 地域福祉権利擁護事業、成年後見制度等の利用促進
- ・ 障害者本人による政策決定プロセスへの関与等の検討など本人活動の支援
- ・ 各種障害への対応

高次脳機能障害、強度行動障害、盲ろう等の重度・重複障害への対応の在り方の検討、難病患者等への支援策の充実等

- ・ 施設サービスの再構築
入所施設は、真に必要な場合に限定。施設は在宅サービスの拠点として位置付け、相互利用、身近で利用できる施設を整備。入所施設については、施設の小規模化、個室化を推進

- ・ サービスの質の向上

第三者機関によるサービス評価の検討、苦情解決体制の周知

- 生活環境

- ・ ユニバーサルデザインに配慮した生活環境
- ・ ハートビル法、交通バリアフリー法に基づくバリアフリー化の推進
- ・ 交通安全対策、防災、防犯対策を充実

- 教育・育成

- ・ 学習障害、注意欠陥／多動性障害、自閉症などにも対応
- ・ 関係機関の役割分担の下に適切な支援を行うための個別支援計画を策定するなど一貫した相談支援体制の整備

- ・ 盲・聾・養護学校、療育機関に専門機能を有する地域センターとしての役割を付与
- ・ 特殊教育に係る免許制度の改善
- ・ 福祉、医療、労働など幅広い分野との連携を強化

- 雇用・就業

- ・ 能力を最大限発揮して働くことができるための条件整備
- ・ 雇用率制度について、
精神障害者を対象とすることを検討
除外率制度の段階的縮小・廃止
- ・ 特例子会社制度の積極活用
- ・ 短時間雇用、在宅就業等の多様な雇用・就業形態の促進

- ・ I Tを活用した雇用の促進

・ 官公需における障害者雇用率達成状況等への配慮の方法を検討

- ・ 障害者の創業・起業を支援

・ 保健福祉、教育と連携した職業リハビリテーション

・ 職業能力開発における民間教育機関等の活用

・ 雇用の場における人権の擁護

- 保健・医療

- ・ 精神疾患、難治性疾患等についての関係機関によるサービス提供体制の充実と連携
- ・ 保健・医療サービス等に関する自主的な情報公開と第三者評価、情報提供
- ・ うつ対策等の自殺予防対策、思春期や心的外傷体験への相談体制
- ・ 精神医療における人権確保のための精神医療審査会の機能充実、適正化
- ・ 心神喪失等で重大な他害行為を行った者に対する適切な医療の確保
- ・ 最新の知見や技術を活用した研究開発の推進

- 情報・コミュニケーション

- ・ 情報バリアフリー化の推進

情報活用能力向上のための人的支援、使いやすい情報通信機器の開発・普及、公共調達において障害者に配慮した情報通信機器の調達に努力等

- ・ 電子投票の導入

- ・ I T活用による就業の推進

- 國際協力

「アジア太平洋障害者の十年」が更に10年延長されたことを踏まえた対応

6 推進体制

- ・ 重点施策実施計画の策定
- ・ 市町村計画の策定支援
- ・ 計画の必要に応じた見直し
- ・ 関係する各種法令の見直し等による将来的に必要な法制的整備について検討

(表5)

重点施策実施5か年計画

障害者基本計画（平成14年12月24日閣議決定）に沿って、同基本計画の前期5年間において重点的に実施する施策及びその達成目標並びに計画の推進方策を以下のとおり定める。

I 重点的に実施する施策及びその達成目標

1 活動し参加する力の向上のための施策

(1) 障害の原因となる疾病の予防及び治療・医学的リハビリテーション

- ・難治性疾患に関し、病因・病態の解明、治療法の開発及び生活の質につながる研究開発を推進する。
- ・周産期医療ネットワークを全都道府県に整備する。
- ・生活習慣の改善により循環器病等の減少を図る。
- ・糖尿病について、検診を受ける者の増加、有病者数の減少及び有病者の治療継続率の向上を図る。
- ・医療刑務所等に機能回復訓練に必要なリハビリテーション機器を更新整備する。8施設

(2) 福祉用具等の研究開発とユニバーサルデザイン化の促進

- ・基準やガイドライン等の作成における高齢者・障害者のニーズへの配慮指針である国際規格ISO／IECガイド71（規格作成における高齢者・障害者のニーズへの配慮ガイドライン）を平成15年度までにJIS規格化する。
- ・障害の特性に配慮したセキュリティシステム、防犯・防災設備の研究開発、普及を行う。
- ・個人適合型の生活環境・就業環境創出のためのデータベース整備・研究開発を行う。
- ・ユニバーサルデザインに配慮した設計に必要な人間の寸法・形態に関する知的基盤を整備するため、平成16年度までに人体寸法を、約10分間（従来約90分間）で測定する技術開発を行うとともに、少なくとも100人程度の人体寸法・形態を測定する。

(3) 情報バリアフリー化の推進

① デジタル・ディバイドの解消

- ・高齢者・障害者の利用するIT機器の設計ガイドラインを平成15年度までに作成し、以降IT機器別のJIS規格を順次整備する。
- ・障害者のIT利用を支援する技術者の養成・育成研修等の開催を推進し、平成19年度までに10,000人以上が受講することを目指す。
- ・障害者のIT活用を総合的に支援する拠点を整備する。
- ・ホームページ等のバリアフリー化の推進のための普及・啓発を推進する。

② 情報提供の充実

- ・字幕番組、解説番組及び手話番組の制作費に対する必要な助成を行う。
- ・効率的な番組制作技術の研究開発等の推進により障害者向け放送番組の拡充を図る。
- ・障害者の自立した食生活の実現のための関連情報の提供を推進する。

③ 研究開発

- ・障害者が使いやすい情報通信機器、システム等の開発・普及支援を行う。
- ・障害者ナビゲーションシステムを開発する。
- ・ユビキタスネットワークとロボットを結ぶネットワーク技術等の研究開発を行う。
- ・視覚障害者に音声情報を提供し、歩行、移動等を支援する案内システムを設計するための指針に関するJIS規格を、平成15年度までに整備する。

④ 欠格条項見直しに伴う環境整備

- 障害者施策推進本部申合せ（平成13年6月12日）に沿って、障害者に係る欠格事由の見直しに伴う教育、就業環境等の整備に努める。

2 地域基盤の整備

(1) 生活支援

- ① 利用者本位の相談支援体制の充実
市町村を中心とした相談・支援体制の充実を図り、これを拠点としてケアマネジメント体制を整備する。
- ② 在宅サービス
 - ・ホームヘルパーを約60,000人確保する。
 - ・ショートステイを約5,600人分整備する。
 - ・デイサービスを約1,600か所整備する。
 - ・障害児通園（児童デイサービス）事業を約11,000人分整備する。
 - ・重症心身障害児（者）通園事業を約280か所整備する。
 - ・グループホームを約30,400人分整備する。
 - ・福祉ホームを約5,200人分整備する。
 - ・市町村における社会参加促進事業を着実に推進する。
- ③ 施設サービス
 - ・通所授産施設を約73,700人分整備する。
 - ・施設サービスについては、通所施設の整備に努めるとともに、入所施設は真に必要なものに限りし、地域資源として有効に活用する。

(2) 生活環境

- ① ユニバーサルデザインによるまちづくり
地方公共団体が行うユニバーサルデザインによるまちづくりを支援する。
- ② 住宅、建築物のバリアフリー化の推進
 - ・新設されるすべての公共賃貸住宅について、バリアフリー化を実施する。
 - ・手すりの設置、広い廊下幅の確保、段差の解消等がなされた住宅ストックの形成を推進する。平成27年度までに全住宅ストックの2割
 - ・ハートビル法の利用円滑化基準に適合する特別特定建築物（新・増改築工事に係る部分の床面積が2,000m²以上のもの）の建築を推進する。100%
 - ・ハートビル法に基づいて、新営する国土交通省所管の官庁施設を、利用円滑化誘導基準に適合し

- た施設として整備する。100%
- ・窓口業務を行う官署が入居する国土交通省所管の既存官庁施設について、手すり、スロープ、視覚障害者誘導用ブロック、身体障害者用便所、自動ドア、エレベーター（延床面積1,000m²以上のもの）等の改修を実施する。平成22年度までに100%
- ・地方公共団体が行う公共施設等のバリアフリー化を支援する。
- ③ 公共交通機関、歩行空間等のバリアフリー化等の推進
 - ・一日当たりの平均利用者数が5,000人以上である鉄道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル及び航空旅客ターミナルに関し、原則すべてについて、段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの整備、便所がある場合には身体障害者用便所の設置を推進する。
 - 平成22年までに100%、
 - そのうち、段差の解消につき、平成17年までに、
鉄道駅については約60%、
バスターミナルについては約80%、
旅客船ターミナルについては約70%、
航空旅客ターミナルについては約70%
 - ・バリアフリー化された鉄道車両の導入を推進する。
平成17年までに約20%、
平成22年までに約30%
 - ・低床化されたバス車両の導入を推進する。
平成17年までに約30%、
平成27年までに100%
 - ・ノンステップバスの導入を推進する。
平成17年までに約10%、
平成22年までに20～25%
 - ・バリアフリー化された旅客船の導入を推進する。
平成17年までに約25%、
平成22年までに約50%
 - ・バリアフリー化された航空機の導入を推進する。
平成17年までに約35%、
平成22年までに約40%
 - ・福祉タクシーの導入を推進する。
平成17年度までに2,600台
 - ・主要な鉄道駅等周辺における主な道路のバリアフリー化を実施する。
平成19年度までに53%
 - ・今後整備する高速道路等のサービスエリア及びパーキングエリア並びに主要な幹線道路の道の駅については、身体障害者用便所、身体障害者用駐車スペースの整備を推進する。
 - ・直轄河川において新設される水辺プラザ等の河川利用の拠点において、手すり・緩傾斜スロープ等の設置、堤防・護岸の緩傾斜化等を実施する。

- ・人の利用に供するすべての新設港湾緑地において、手すり、スロープ、休憩施設、身体障害者用便所、身体障害者用駐車スペース等を整備する。
- ・バリアフリーに配慮した森林総合利用施設の整備を推進する。
- ・移動支援バリアフリーマップを提供する。
- ④ 交通安全の確保
 - ・バリアフリー対応型信号機の整備を推進し、交通バリアフリー法の特定経路を構成する道路上の信号機の約8割をバリアフリー対応型信号機とすることを目指す。
 - ・「あんしん歩行エリア」の形成を進め、エリア内の死傷事故の約2割を抑止、うち歩行者・自転車事故については約3割を抑止することを目指す。
- ⑤ 運転免許取得希望者等に対する利便の向上
 - ・指定自動車教習所に対する持ち込み車両等を使用した教習の実施等の指導を行う。
 - ・持ち込み車両等による技能試験の実施等を推進する。
 - ・免許申請時等における障害者等のプライバシー保護への配慮及び運転適性相談等に係る態勢の充実を図る。
- ⑥ 生活の安全の確保
 - ・Eメール、ファックス等による安全ネットワークを推進する。
 - ・「手話交番」を推進する。
 - ・地域における防犯ネットワークを確立する。
 - ・自主防災組織による支援体制を整備する。
 - ・行政機関と福祉関係者等による防火指導等を一層推進する。
 - ・緊急通報システムによる消防への緊急通報体制の一層の充実など障害者に係る火災予防体制を強化する。
 - ・砂防、地すべり対策及び急傾斜地崩壊対策事業の実施により、土砂災害のおそれのある自力避難の困難な障害者等の災害弱者が24時間入院・入居している施設を保全する。
平成19年度までに240施設
 - ・障害者等災害弱者関連施設に係るきめ細かな治山対策を実施する。
 - ・防災情報を住民等に一斉に伝達するための送信装置のモデルシステムを平成15年度に開発する。
- 3 精神障害者施策の充実
 - 条件が整えば退院可能とされる約72,000人の入院患者について、10年のうちに退院・社会復帰を目指す。このため、今後、更に総合的な推進方策を検討する。
 - (1) 保健・医療
 - ・精神科救急医療システムを全都道府県に整備する。
 - ・うつ病対策、心的外傷体験へのケア対策及び睡眠障害への対策について、それぞれ平成15年度までに地域保健医療福祉関係者向けマニュアルを作成し、普及させる。
 - ・「思春期精神保健ケースマネジメントモデル事業」事例集を平成15年度までに作成し、普及させる。
 - ・若齢層の「社会的ひきこもり」をめぐる地域精神保健活動のガイドラインを平成15年度までに作成し、普及させる。

- ・心的外傷体験へのケア対策及び思春期の心の健康対策に従事する専門家を養成する。

(2) 福祉

① 在宅サービス

- ・精神障害者地域生活支援センターを約 470 か所整備する。
- ・精神障害者ホームヘルパーを約 3,300 人確保する。
- ・精神障害者グループホームを約 12,000 人分整備する。
- ・精神障害者福祉ホームを約 4,000 人分整備する。

② 施設サービス

- ・精神障害者生活訓練施設（援護寮）を約 6,700 人分整備する。
- ・精神障害者通所授産施設を約 7,200 人分整備する。

※ 精神障害者ホームヘルパー、精神障害者グループホーム、精神障害者福祉ホーム及び精神障害者通所授産施設の達成目標については、2 (1) に掲げた達成目標の内数を掲げたものである。

4 アジア太平洋地域における域内協力の強化

(1) 政府開発援助における障害者に対する配慮

- ・JICA等を通じた研修員の受け入れ等を実施する。
- ・草の根無償資金協力を通じた支援を実施する。
- ・日本NGO支援無償資金協力及びNGO事業補助金を通じた支援を実施する。

(2) 國際機関を通じた協力の推進

- ・平成 16 年開所に向けてアジア・太平洋障害者センターに対する支援を推進する。
- ・日本・エスキップ協力基金への拠出を実施する。
- ・国連障害者基金への拠出を実施する。

5 啓発・広報

(1) 共生社会に関する国民理解の向上

「共生社会」の用語、考え方の周知度を障害者基本計画の計画期間中に成人国民の 50%以上とする。

(2) 関係機関・団体との連携による公共サービス事業者に対する障害者理解を促進する。

6 教育・育成

(1) 一貫した相談支援体制の整備

- ・地域において一貫して効果的な相談支援を行う体制を整備するためのガイドラインを平成 16 年度までに策定する。
- ・小・中学校における学習障害（LD）、注意欠陥／多動性障害（ADHD）等の児童生徒への教育支援を行う体制を整備するためのガイドラインを平成 16 年度までに策定する。
- ・盲・聾・養護学校において個別の支援計画を平成 17 年度までに策定する。

(2) 専門機関の機能の充実と多様化

- ・盲・聾・養護学校に関して地域における教育のセンター的役割を果たす学校についての制度的検討を行い、平成 15 年度中に結論を得るとともに、その検討状況も踏まえて特殊教育に係る免許制度

- についても改善を図る。

- ・大学と国立特殊教育総合研究所の連携協力の下に自閉症の教育研究を行う学校を平成 16 年度までに設置する。

(3) 指導力の向上と研究の推進

- ・盲・聾・養護学校に関して地域における教育のセンター的役割を果たす学校についての制度的検討を行い、平成 15 年度中に結論を得るとともに、その検討状況も踏まえて特殊教育に係る免許制度についても改善を図る。

- ・国立特殊教育総合研究所において、教育現場のニーズに対応した障害のある児童生徒の教育の総合的な教育情報提供体制を平成 16 年度までに整備する。

(4) 施設のバリアフリー化の推進

- ・小・中学校等の施設のバリアフリー化の参考となる指針を平成 15 年度中に取りまとめるとともに、計画・設計手法等に関する事例集を平成 16 年度中に作成する。

7 雇用・就業の確保

- ・トライアル雇用、職場適応援助者（ジョブコーチ）、各種助成金等の活用、職業訓練の実施などにより平成 19 年度までにハローワークの年間障害者就職件数を 30,000 人に、平成 20 年度の障害者雇用実態調査において雇用障害者数を 600,000 人に対することを目指す。

II 計画の推進方策

- ・本計画の推進に当たっては、個々の障害に係るニーズや社会・経済の状況等に適切に対応するとともに、必要に応じ計画の見直しを行う。
- ・本計画の着実かつ効果的な推進を図るため、障害者施策推進本部において、障害者関係団体との意見交換を毎年実施するとともに計画の進ちょく状況を毎年度調査し公表する。
- ・障害を理由とした不当な差別的取扱い等に対する救済措置を整備する。
- ・本計画の推進に当たり、地方公共団体と緊密な連携協力を図るため、全国都道府県会議を毎年開催するとともに、障害者計画未策定市町村に対する技術的協力を積極的に行い、全市区町村における障害者計画の策定を目指す。
- ・障害者に関する総合的データベースを平成 16 年度までに構築する。

重点施策実施5か年計画（新障害者プラン）

平成15年度予算（案） 1,301億円

- 新障害者基本計画（平成15年度から24年度までの10年間）に沿って、その前期5年間（平成15年度から19年度まで）において重点的に実施する施策及び達成目標を定め、これに基づき、障害者福祉サービスの基盤整備を図る。

1 在宅サービスの充実

区分	平成14年度 (障害者プラン目標)	平成19年度 (新障害者プラン目標)
訪問介護員（ホームヘルパー）	45,000人	約 60,000人
短期入所生活介護（ショートステイ）	4,500人分	約 5,600人分
日帰り介護施設（デイサービスセンター）	1,000か所	約 1,600か所
障害児通園（デイサービス）事業	1,300か所	約 11,000人分
重症心身障害児（者）通園事業		約 280か所
精神障害者地域生活支援センター	概ね人口30万人 当たり概ね各2か所	約 470か所

2 住まいや活動の場等の確保

区分	平成14年度 (障害者プラン目標)	平成19年度 (新障害者プラン目標)
地域生活援助事業（グループホーム）	20,000人分	約 30,400人分
福祉ホーム		約 5,200人分
通所授産施設	62,800人分	約 73,700人分
精神障害者生活訓練施設（援護寮）	6,000人分	約 6,700人分

第3節 社会保障給付費について

表章記号は次のとおりである

計数のない場合	—
比率が微小（0.05未満）の場合	0.0
推計数が表章単位の1/2未満の場合	0
減少数（率）の場合	△

3

I 社会保障給付費の範囲

1. 社会保障給付費の範囲は、ILO（国際労働機関）が国際比較上定めた社会保障の基準に基づいて決定されている。

ILOでは、社会保障の基準を次のように定めている。すなわち、以下の3基準を満たすすべての制度を社会保障制度と定義する。

- ①制度の目的が、次のリスクやニーズのいずれかに対する給付を提供すること。
 - (1) 高齢 (2) 遺族 (3) 障害 (4) 労働災害 (5) 保健医療 (6) 家族 (7) 失業 (8) 住宅 (9) 生活保護その他

②制度が法律によって定められ、それによって特定の権利が付与され、あるいは公的、準公的、若しくは独立の機関によって責任が課せられるものであること。

③制度が法律によって定められた公的、準公的、若しくは独立の機関によって管理されていること。あるいは法的に定められた責務の実行を委任された民間の機関であること。特に、労働者災害補償の制度については、民間機関により実行されていることがあるが、対象の中に含めるべきである。

上記の基準に従えば、社会保障制度として、社会保険制度（雇用保険や労働者災害補償保険を含む）、家族手当制度、公務員に対する特別制度、公衆衛生サービス、公的扶助、社会福祉制度、戦争犠牲者に対する給付などが含まれる。

社会保障給付費は、上記のILO基準に従い、国内の社会保障各制度の給付費について、毎年度の決算等をもとに推計したものである。

ILOは1949年以来19回の社会保障費用調査を実施し、各国から提供された社会保障費データを、“The Cost of Social Security”としてインターネットのホームページで公開している。

(ILO該当URLは <http://www.ilo.org/public/english/protection/socsec/publ/css/cssindex.htm>)

2. 社会保障給付費の「医療」「年金」「福祉その他」部門別分類は、次のとおりである。

「医療」には、医療保険、老人保健の医療給付、生活保護の医療扶助、労災保険の医療給付、結核、精神その他の公費負担医療、保健所等が行う公衆衛生サービスに係る費用等が含まれる。

- 「年金」には、厚生年金、国民年金等の公的年金、恩給及び労災保険の年金給付等が含まれる。
- 「福祉その他」には、社会福祉サービスや介護対策に係る費用、生活保護の医療扶助以外の各種扶助、児童手当等の各種手当、医療保険の傷病手当金、労災保険の休業補償給付、雇用保険の失業給付等が含まれる。なお、再掲した介護対策には、介護保険給付と生活保護の介護扶助、原爆被爆者介護保険法一部負担金及び介護休業給付が含まれる。
3. 社会保障給付費の機能別分類は、上記社会保障給付費の範囲①におけるリスクやニーズごとに給付費を集計したものである。

3

II 平成13年度社会保障給付費の概要

3

1. 平成13年度の社会保障給付費の総額は81兆4,007億円である。

- (1) 部門別社会保障給付費をみると、「医療」が26兆6,415億円(32.7%)、「年金」が42兆5,714億円(52.3%)、「福祉その他」が12兆1,878億円(15.0%)である。
- (2) 平成13年度社会保障給付費の対前年度伸び率は4.2%であり、対国民所得比は22.00%である。
- (3) 国民1人当たり社会保障給付費は63万9,500円であり、1世帯当たりでは176万800円となっている。

表1 部門別社会保障給付費

社会保障給付費	平成12年度	平成13年度	対前年度比	
			増加額	伸び率
計	781,272 (100.0)	814,007 (100.0)	32,735	4.2
医療	260,062 (33.3)	266,415 (32.7)	6,353	2.4
年金	412,012 (52.7)	425,714 (52.3)	13,702	3.3
福祉その他	109,198 (14.0)	121,878 (15.0)	12,680	11.6
介護対策(再掲)	32,635 (4.2)	41,462 (5.1)	8,827	27.0

(注) ()内は構成割合である。

表2 部門別社会保障給付費の対国民所得比

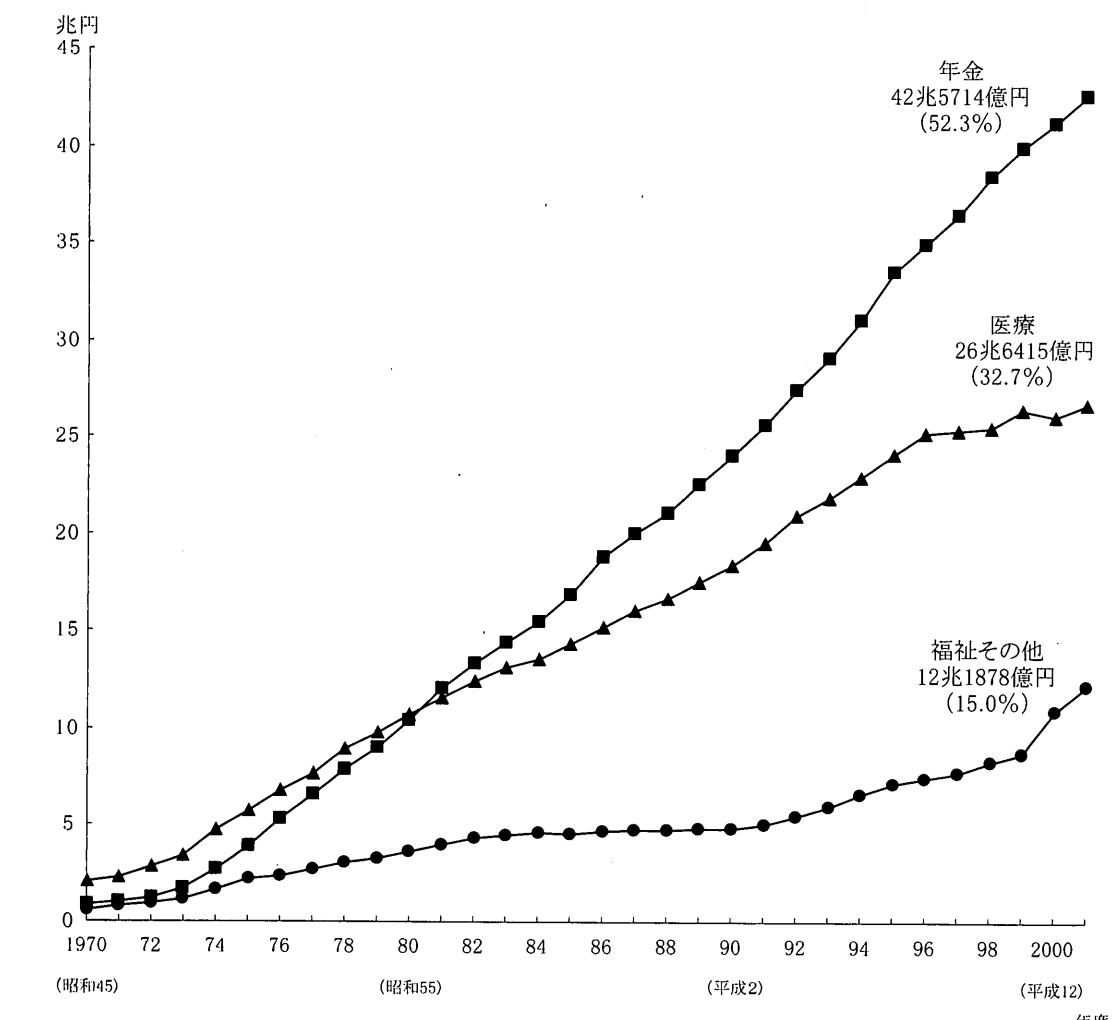
社会保障給付費	平成12年度	平成13年度	対前年度増加分
計	20.54	22.00	1.46
医療	6.84	7.20	0.36
年金	10.83	11.50	0.67
福祉その他	2.87	3.29	0.42
介護対策(再掲)	0.86	1.12	0.26

表3 1人(1世帯)当たり社会保障給付費

社会保障給付費	平成12年度	平成13年度	対前年度比	
			増加額	伸び率
1人当たり	千円 615.5	千円 639.5	千円 24.0	% 3.9
1世帯当たり	千円 1,696.7	千円 1,760.8	千円 64.1	% 3.8

(注) 1世帯当たり社会保障給付費 = (世帯員数/世帯総数) × 1人当たり社会保障給付費によって算出した。

図1 社会保障給付費の部門別推移



2. 機能別社会保障給付費をみると「高齢」が全体の47.9%で最も大きく、ついで「保健医療」が32.2%であり、この二つの機能で80.0%を占めている。これ以外の機能では、「遺族」(7.4%)、「失業」(3.3%)、「家族」(3.1%)、「障害」(2.3%)、「生活保護その他」(2.3%)、「労働災害」(1.3%)、「住宅」(0.3%)の順となっている。

表4 機能別社会保障給付費

社会保障給付費	平成12年度	平成13年度	対前年度比	
			増加額	伸び率
計	億円 781,272 (100.0)	億円 814,007 (100.0)	億円 32,735	% 4.2
高齢	368,270 (47.1)	389,509 (47.9)	21,239	5.8
遺族	58,747 (7.5)	60,057 (7.4)	1,309	2.2
障害	18,747 (2.4)	19,051 (2.3)	304	1.6
労働災害	10,377 (1.3)	10,346 (1.3)	△ 31	△ 0.3
保健医療	256,408 (32.8)	262,085 (32.2)	5,677	2.2
家族	22,826 (2.9)	25,559 (3.1)	2,733	12.0
失業	26,271 (3.4)	26,524 (3.3)	254	1.0
住宅	1,986 (0.3)	2,201 (0.3)	214	10.8
生活保護その他	17,641 (2.3)	18,676 (2.3)	1,035	5.9

(注)

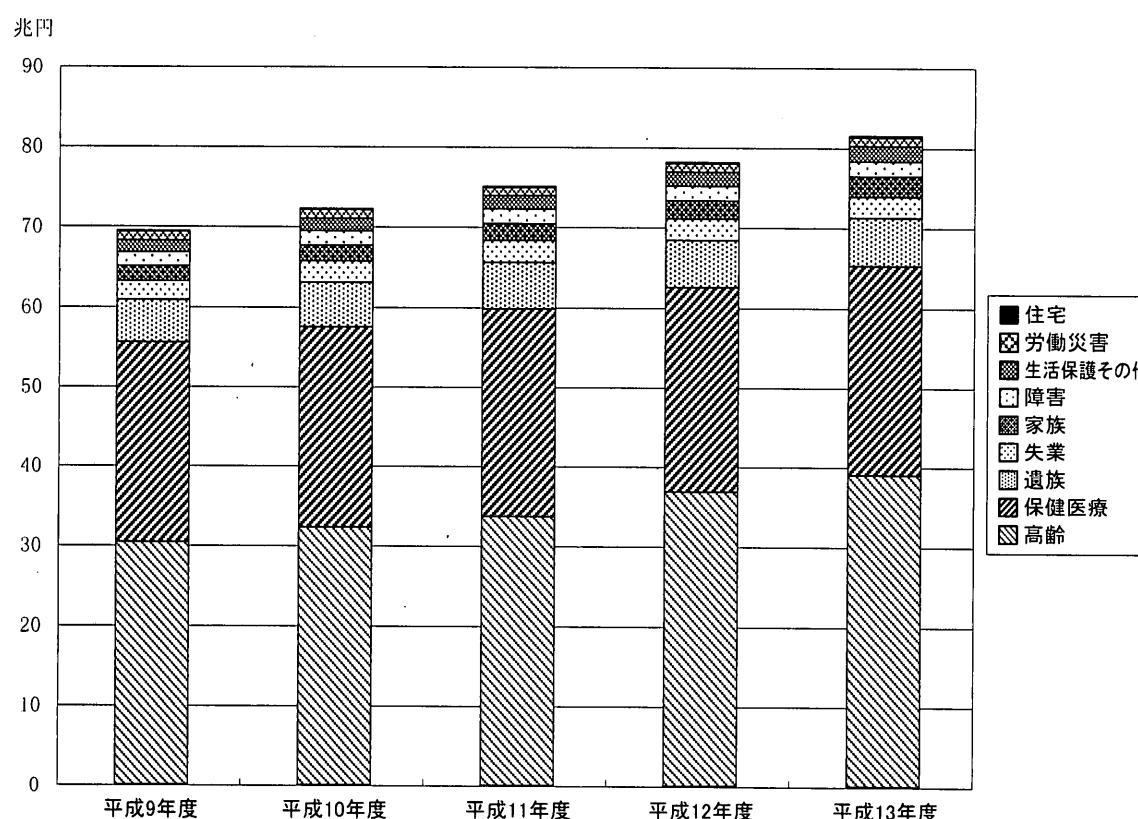
1. () 内は構成割合である。

2. 機能別の項目説明は、参考：機能別社会保障給付費の項目説明を参照。

表5 機能別社会保障給付費の対国民所得比

社会保障給付費	平成12年度	平成13年度	対前年度増加分		
				%	%
計				20.54	22.00
高齢				9.68	10.53
遺族				1.54	1.62
障害				0.49	0.51
労働災害				0.27	0.28
保健医療				6.74	7.08
家族				0.60	0.69
失業				0.69	0.72
住宅				0.05	0.06
生活保護その他				0.46	0.50

図2 機能別社会保障給付費の推移



3. 年金保険給付費、老人保健（医療分）給付費、老人福祉サービス給付費及び高年齢雇用継続給付費を合わせた高齢者関係給付費は、平成13年度には55兆9,517億円となり、社会保障給付費に対する割合は68.7%である。

表6 高齢者関係給付費

	平成12年度	平成13年度	対前年度伸び率
社会保障給付費	億円 781,272 (100.0)	億円 814,007 (100.0)	% 4.2
年金保険給付費	億円 391,729	億円 406,178	% 3.7
老人保健（医療分）給付費	103,469	107,216	3.6
老人福祉サービス給付費	35,698	44,873	25.7
高年齢雇用継続給付費	1,086	1,250	15.1
計	531,982 (68.1)	559,517 (68.7)	5.2
60歳以上人口	万人 2,979	万人 3,079	% 3.4
65歳以上人口	2,204	2,287	3.8
70歳以上人口	1,492	1,559	4.5
75歳以上人口	901	953	5.8

(注)
1. () 内は社会保障給付費に占める割合である。

2. 老人福祉サービス給付費は、介護対策給付費と介護保険以外の在宅福祉サービス費等からなる。

3. 高年齢雇用継続給付費は、60歳から65歳までの継続雇用、再就職の促進を図る観点から、60歳時点に比して賃金額が15%以上低下した状態で雇用を継続する高年齢者に対し、60歳以後の賃金額の25%相当額を65歳に達するまでの間支給するものである。

III 平成13年度社会保障財源の概要

平成13年度の社会保障財源の総額は90兆3902億円である。

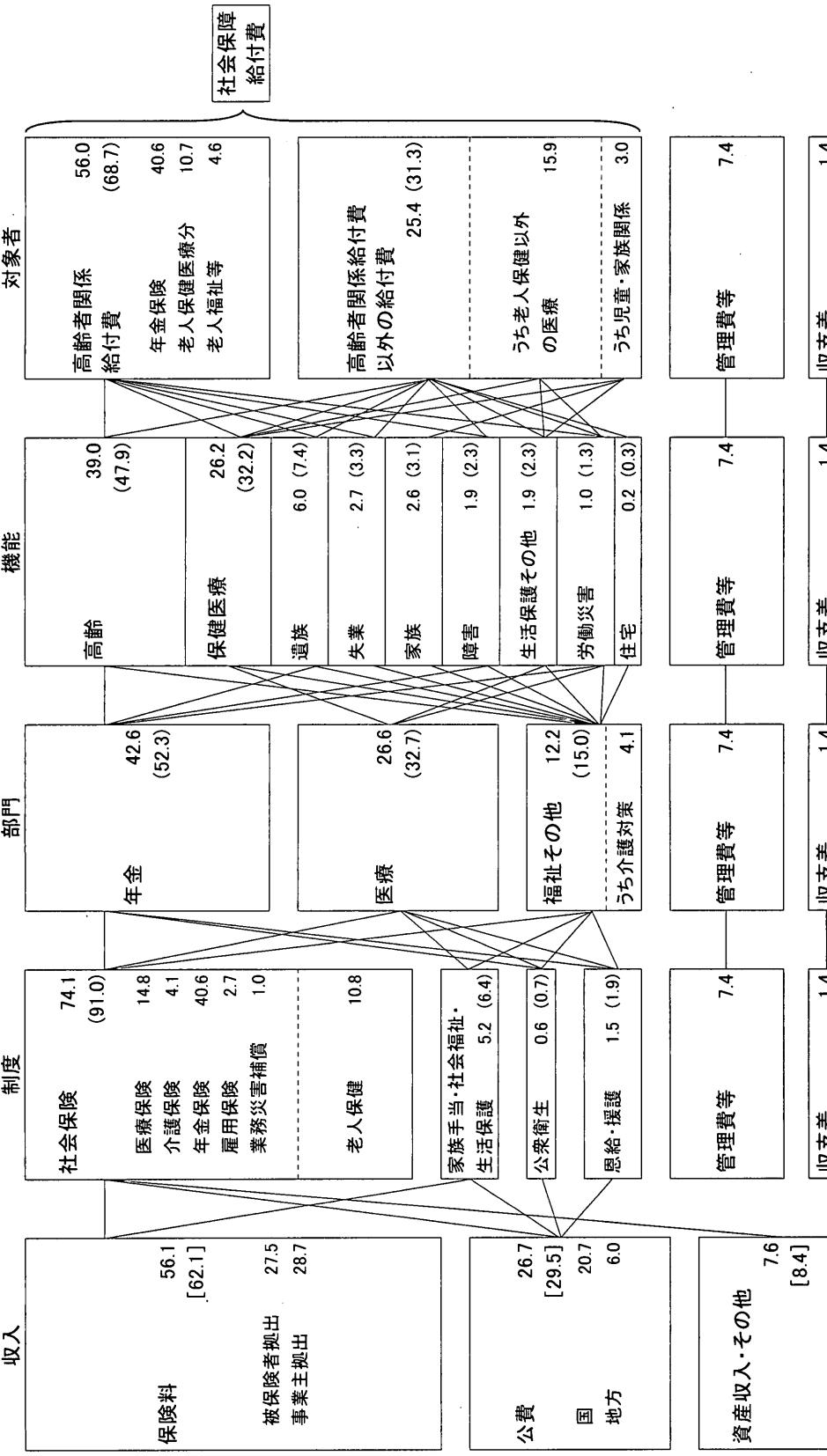
- (1) 項目別割合をみると、社会保険料が62.1%、税が29.5%、他の収入が8.4%となっている。
(2) 対前年度比は0.26%の増加となった。

表7 項目別社会保障財源

	平成12年度	平成13年度	対前年度比	
			増加額	伸び率
計	億円 901,562 (100.0)	億円 903,902 (100.0)	億円 2,340	% 0.26
I 社会保険料	549,694 (61.0)	561,257 (62.1)	11,563	2.10
事業主拠出	283,106 (31.4)	286,537 (31.7)	3,431	1.21
被保険者拠出	266,589 (29.6)	274,720 (30.4)	8,132	3.05
II 税	252,184 (28.0)	266,922 (29.5)	14,738	5.84
国	197,066 (21.9)	207,075 (22.9)	10,009	5.08
地方	55,118 (6.1)	59,847 (6.6)	4,729	8.58
III 他の収入	99,684 (11.1)	75,724 (8.4)	△ 23,961	△ 24.04
資産収入	64,976 (7.2)	43,464 (4.8)	△ 21,512	△ 33.11
その他	34,708 (3.8)	32,259 (3.6)	△ 2,449	△ 7.06

(注) () 内は構成割合である。

図3 収入、制度、部門、機能、対象者からみた社会保障給付費（2001（平成13）年度）



(注)

- 「児童・家族関係」は、社会保障給付費のうち、医療保険の出産育児一時金、雇用保険の育児休業給付、保育所運営費、児童手当、児童扶養手当等である。
- 平成13年度の社会保障収入は90.4兆円（他制度からの移転を除く）であり、〔 〕内は社会保障収入に対する割合。
- 平成13年度の社会保障給付費は81.4兆円であり、()内は社会保障給付費に対する割合。
- 「収入」から「制度」の「管理制度等」、「収支差」への矢印は省略した。

統計表

第1表 社会保障給付費の部門別推移

年 度	社会 保 隅 給 付 費				
	計 (億円)	医療 (億円)	構成割合 (%)	年金・福祉その他 (億円)	構成割合 (%)
1950(昭和25)	1,261	646	51.2	615	48.8
1951(26)	1,571	804	51.1	768	48.9
1952(27)	2,194	1,149	52.3	1,046	47.7
1953(28)	2,577	1,480	57.5	1,096	42.5
1954(29)	3,841	1,712	44.6	2,129	55.4
1955(30)	3,893	1,919	49.3	1,974	50.7
1956(31)	3,986	2,018	50.6	1,969	49.4
1957(32)	4,357	2,224	51.0	2,133	49.0
1958(33)	5,080	2,099	41.3	2,981	58.7
1959(34)	5,778	2,523	43.7	3,255	56.3
1960(35)	6,553	2,942	44.9	3,611	55.1
1961(36)	7,900	3,850	48.7	4,050	51.3
1962(37)	9,219	4,699	51.0	4,520	49.0
1963(38)	11,214	5,885	52.5	5,329	47.5
1964(39)	13,475	7,328	54.4	3,056	22.7
1965(40)	16,037	9,137	57.0	3,508	21.9
1966(41)	18,670	10,766	57.7	4,199	22.5
1967(42)	21,644	12,583	58.1	4,947	22.9
1968(43)	25,096	14,679	58.5	5,835	23.3
1969(44)	28,752	16,975	59.0	6,935	24.1
1970(45)	35,239	20,758	58.9	8,562	24.3
1971(46)	40,258	22,505	55.9	10,192	25.3
1972(47)	49,845	28,111	56.4	12,367	24.8
1973(48)	62,587	34,270	54.8	16,758	26.8
1974(49)	90,270	47,208	52.3	26,782	29.7
1975(50)	117,693	57,132	48.5	38,831	33.0
1976(51)	145,165	68,098	46.9	53,415	36.8
1977(52)	168,868	76,256	45.2	65,880	39.0
1978(53)	197,763	89,167	45.1	78,377	39.6
1979(54)	219,832	97,743	44.5	89,817	40.9
1980(55)	247,736	107,329	43.3	104,525	42.2
1981(56)	275,638	115,221	41.8	120,420	43.7
1982(57)	300,973	124,118	41.2	133,404	44.3
1983(58)	319,733	130,983	41.0	144,108	45.1
1984(59)	336,396	135,654	40.3	154,527	45.9
1985(60)	356,798	142,830	40.0	168,923	47.3
1986(61)	385,918	151,489	39.3	187,620	48.6
1987(62)	407,337	160,001	39.3	199,874	49.1
1988(63)	424,582	166,726	39.3	210,459	49.6
1989(平成元)	448,822	175,279	39.1	225,407	50.2
1990(2)	472,203	183,795	38.9	240,420	50.9
1991(3)	501,346	195,056	38.9	256,145	51.1
1992(4)	538,280	209,395	38.9	274,013	50.9
1993(5)	568,039	218,059	38.4	290,376	51.1
1994(6)	604,727	228,726	37.8	310,084	51.3
1995(7)	647,314	240,593	37.2	334,986	51.8
1996(8)	675,475	251,789	37.3	349,548	51.7
1997(9)	694,163	253,070	36.5	363,996	52.4
1998(10)	721,411	254,077	35.2	384,105	53.2
1999(11)	750,417	263,953	35.2	399,112	53.2
2000(12)	781,272	260,062	33.3	412,012	52.7
2001(13)	814,007	266,415	32.7	425,714	52.3
				121,878	15.0

(注) 四捨五入の関係で総数が一致しない場合がある。

第2表 社会保障給付費（対国民所得比）の部門別推移

年 度	社会保障給付費(対国民所得比)				国民所得 (億円)	(単位 %)
	計	医療	年金	福祉その他		
1951(昭和26)	3.54	1.81	1.73		44,346	
1952(27)	4.21	2.20	2.01		52,159	
1953(28)	4.29	2.47	1.83		60,015	
1954(29)	5.83	2.60	3.23		65,917	
1955(30)	5.58	2.75	2.83		69,733	
1956(31)	5.05	2.56	2.49		78,962	
1957(32)	4.91	2.51	2.41		88,681	
1958(33)	5.41	2.24	3.18		93,829	
1959(34)	5.23	2.28	2.95		110,421	
1960(35)	4.86	2.18	2.68		134,967	
1961(36)	4.91	2.39	2.52		160,819	
1962(37)	5.15	2.63	2.53		178,933	
1963(38)	5.31	2.79	2.53		210,993	
1964(39)	5.60	3.05	1.27	1.29	240,514	
1965(40)	5.98	3.41	1.31	1.26	268,270	
1966(41)	5.90	3.40	1.33	1.17	316,448	
1967(42)	5.76	3.35	1.32	1.10	375,477	
1968(43)	5.74	3.36	1.33	1.05	437,209	
1969(44)	5.52	3.26	1.33	0.93	521,178	
1970(45)	5.77	3.40	1.40	0.97	610,297	
1971(46)	6.11	3.41	1.55	1.15	659,105	
1972(47)	6.40	3.61	1.59	1.20	779,369	
1973(48)	6.53	3.58	1.75	1.21	958,396	
1974(49)	8.03	4.20	2.38	1.45	1,124,716	
1975(50)	9.49	4.61	3.13	1.75	1,239,907	
1976(51)	10.34	4.85	3.80	1.68	1,403,972	
1977(52)	10.85	4.90	4.23	1.72	1,557,032	
1978(53)	11.51	5.19	4.56	1.76	1,717,785	
1979(54)	12.06	5.36	4.93	1.77	1,822,066	
1980(55)	12.41	5.38	5.24	1.80	1,995,902	
1981(56)	13.14	5.49	5.74	1.91	2,097,489	
1982(57)	13.72	5.66	6.08	1.98	2,193,917	
1983(58)	13.85	5.68	6.24	1.93	2,308,057	
1984(59)	13.81	5.57	6.34	1.90	2,436,089	
1985(60)	13.71	5.49	6.49	1.73	2,602,784	
1986(61)	14.23	5.59	6.92	1.73	2,711,297	
1987(62)	14.35	5.64	7.04	1.67	2,838,955	
1988(63)	14.09	5.53	6.98	1.57	3,013,800	
1989(平成元)	13.93	5.44	7.00	1.49	3,221,436	
1990(2)	13.46	5.24	6.86	1.37	3,507,152	
1991(3)	13.44	5.23	6.87	1.34	3,730,039	
1992(4)	14.50	5.64	7.38	1.48	3,712,483	
1993(5)	15.30	5.87	7.82	1.61	3,711,869	
1994(6)	16.08	6.08	8.24	1.75	3,761,619	
1995(7)	17.20	6.39	8.90	1.91	3,764,543	
1996(8)	17.37	6.47	8.99	1.91	3,889,109	
1997(9)	17.69	6.45	9.28	1.96	3,924,334	
1998(10)	18.96	6.68	10.09	2.19	3,805,335	
1999(11)	20.03	7.05	10.65	2.33	3,746,015	
2000(12)	20.54	6.84	10.83	2.87	3,804,499	
2001(13)	22.00	7.20	11.50	3.29	3,700,468	

(資料) 国民所得出所は、昭和29年度以前は経済企画庁「昭和53年版国民所得統計年報」、

昭和30-52年度は同「長期戻及主要系列国民経済計算報告」、

昭和53- 平成元年度は同「平成12年版国民経済計算年報」、

平成2-13年度は内閣府経済社会総合研究所「平成15年版国民経済計算年報」による。

第3表 社会保障給付費・国民所得の対前年度伸び率の推移

年 度	社会保障給付費				(単位 %)
	計	医療	年金	福祉その他	
1951(昭和26)	24.6	24.5	24.9		—
1952(27)	39.7	42.9	36.2		17.6
1953(28)	17.5	28.8	4.8		15.1
1954(29)	49.0	15.7	94.3		9.8
1955(30)	1.4	12.1	△ 7.3		5.8
1956(31)	2.4	5.2	△ 0.3		13.2
1957(32)	9.3	10.2	8.3		12.3
1958(33)	16.6	△ 5.6	39.8		5.8
1959(34)	13.7	20.2	9.2		17.7
1960(35)	13.4	16.6	10.9		22.2
1961(36)	20.6	30.9	12.2		19.2
1962(37)	16.7	22.1	11.6		11.3
1963(38)	21.6	25.2	17.9		17.9
1964(39)	20.2	24.5	15.3		14.0
1965(40)	19.0	24.7	14.8	9.7	11.5
1966(41)	16.4	17.8	19.7	9.2	18.0
1967(42)	15.9	16.9	17.8	11.0	18.7
1968(43)	15.9	16.7	18.0	11.4	16.4
1969(44)	14.6	15.6	18.9	5.7	19.2
1970(45)	22.6	22.3	23.5	22.3	17.1
1971(46)	14.2	8.4	19.0	27.7	8.0
1972(47)	23.8	24.9	21.3	23.9	18.2
1973(48)	25.6	21.9	35.5	23.4	23.0
1974(49)	44.2	37.8	59.8	40.8	17.4
1975(50)	30.4	21.0	45.0	33.5	10.2
1976(51)	23.3	19.2	37.6	8.8	13.2
1977(52)	16.3	12.0	23.3	13.0	10.9
1978(53)	17.1	16.9	19.0	13.0	10.3
1979(54)	11.2	9.6	14.6	6.8	6.1
1980(55)	12.7	9.8	16.4	11.2	9.5
1981(56)	11.3	7.4	15.2	11.5	5.1
1982(57)	9.2	7.7	10.8	8.6	4.6
1983(58)	6.2	5.5	8.0	2.7	5.2
1984(59)	5.2	3.6	7.2	3.5	5.5
1985(60)	6.1	5.3	9.3	△ 2.5	6.8
1986(61)	8.2	6.1	11.1	3.9	4.2
1987(62)	5.6	5.6	6.5	1.4	4.7
1988(63)	4.2	4.2	5.3	△ 0.1	6.2
1989(平成元)	5.7	5.1	7.1	1.6	6.9
1990(2)	5.2	4.9	6.7	△ 0.3	8.9
1991(3)	6.2	6.1	6.5	4.5	6.4
1992(4)	7.4	7.4	7.0	9.4	△ 0.5
1993(5)	5.5	4.1	6.0	8.6	△ 0.0
1994(6)	6.5	4.9	6.8	10.6	1.3
1995(7)	7.0	5.2	8.0	8.8	0.1
1996(8)	4.4	4.7	4.3	3.4	3.3
1997(9)	2.8	0.5	4.1	4.0	0.9
1998(10)	3.9	0.4	5.5	8.0	△ 3.0
1999(11)	4.0	3.9	3.9	5.0	△ 1.6
2000(12)	4.1	△ 1.5	3.2	25.0	1.6
2001(13)	4.2	2.4	3.3	11.6	△ 2.7

第4表 1人当たり社会保障給付費と1人当たり国民所得の推移

年 度	1人当たり社会保障給付費		1人当たり国民所得	
	実額(千円)	指数 1973年=100	実額(千円)	指数 1973年=100
1951(昭和26)	1.9	3.3	52.5	6.0
1952(27)	2.6	4.5	60.8	6.9
1953(28)	3.0	5.2	69.0	7.8
1954(29)	4.4	7.7	74.7	8.5
1955(30)	4.4	7.7	78.2	8.9
1956(31)	4.4	7.7	87.6	10.0
1957(32)	4.8	8.4	97.6	11.1
1958(33)	5.5	9.6	102.3	11.6
1959(34)	6.2	10.8	119.2	13.6
1960(35)	7.0	12.2	144.5	16.4
1961(36)	8.4	14.6	170.6	19.4
1962(37)	9.7	16.9	188.1	21.4
1963(38)	11.7	20.4	219.5	25.0
1964(39)	13.7	23.9	247.6	28.2
1965(40)	16.2	28.2	273.2	31.1
1966(41)	18.9	32.9	319.6	36.4
1967(42)	21.6	37.7	375.0	42.7
1968(43)	24.8	43.2	431.7	49.1
1969(44)	28.0	48.9	508.7	57.9
1970(45)	33.7	58.7	586.0	66.7
1971(46)	37.9	66.1	621.7	70.7
1972(47)	46.3	80.8	724.9	82.5
1973(48)	57.4	100.0	879.1	100.0
1974(49)	81.6	142.3	1,018.1	115.8
1975(50)	105.1	183.3	1,108.7	126.1
1976(51)	128.4	223.8	1,242.4	141.3
1977(52)	147.9	257.9	1,364.7	155.2
1978(53)	171.7	299.3	1,492.2	169.7
1979(54)	189.3	329.9	1,569.6	178.5
1980(55)	211.6	368.9	1,706.1	194.1
1981(56)	233.8	407.5	1,780.1	202.5
1982(57)	253.5	441.9	1,848.9	210.3
1983(58)	267.5	466.3	1,931.9	219.8
1984(59)	279.6	487.4	2,026.0	230.5
1985(60)	294.8	513.8	2,151.6	244.7
1986(61)	317.2	553.0	2,229.7	253.6
1987(62)	333.2	580.9	2,323.9	264.3
1988(63)	345.9	603.0	2,456.8	279.5
1989(平成元)	364.3	635.0	2,616.2	297.6
1990(2)	382.0	665.9	2,838.6	322.9
1991(3)	404.2	704.6	3,008.7	342.2
1992(4)	432.5	754.0	2,985.1	339.6
1993(5)	455.3	793.7	2,977.0	338.6
1994(6)	483.7	843.1	3,009.8	342.4
1995(7)	515.5	898.6	3,002.9	341.6
1996(8)	536.7	935.5	3,091.9	351.7
1997(9)	550.2	959.1	3,111.8	354.0
1998(10)	570.3	994.3	3,009.7	342.4
1999(11)	592.3	1,032.6	2,957.3	336.4
2000(12)	615.5	1,073.0	2,998.1	341.0
2001(13)	639.5	1,114.8	2,909.5	331.0

第5表 高齢者関係給付費の推移

年 度	年金保険 給付費	老人保健 (医療分) 給付費	老人福祉 サービス 給付費	高齢者 雇用継続 給付費	計		社会保障給付費 対前年度 伸び率	社会保障給付費 対前年度 伸び率
					億円	億円	%	%
1973(昭和48)	10,756	4,289	596	—	15,641	—	25.0	62,587
1974(49)	19,204	6,652	877	—	26,733	70.9	29.6	90,270
1975(50)	28,924	8,666	1,164	—	38,754	45.0	32.9	117,693
1976(51)	40,697	10,780	1,489	—	52,966	36.7	36.5	145,165
1977(52)	50,942	12,872	1,798	—	65,612	23.9	38.9	168,868
1978(53)	61,329	15,948	2,060	—	79,337	20.9	40.1	197,763
1979(54)	70,896	18,503	2,306	—	91,705	15.6	41.7	219,832
1980(55)	83,675	21,269	2,570	—	107,514	17.2	43.4	247,736
1981(56)	97,903	24,280	2,822	—	125,005	16.3	45.4	275,638
1982(57)	109,552	27,450	3,129	—	140,131	12.1	46.6	300,973
1983(58)	120,122	32,660	3,306	—	156,088	11.4	48.8	319,733
1984(59)	130,497	35,534	3,467	—	169,498	8.6	50.4	336,396
1985(60)	144,549	40,070	3,668	—	188,287	11.1	52.8	356,798
1986(61)	163,140	43,584	4,316	—	211,040	12.1	54.7	385,918
1987(62)	175,081	46,638	4,278	—	225,997	7.1	55.5	407,337
1988(63)	185,889	49,824	4,569	—	240,282	6.3	56.6	424,582
1989(平成元)	201,126	53,730	5,106	—	259,962	8.2	57.9	448,822
1990(2)	216,182	57,331	5,749	—	279,262	7.4	59.1	472,203
1991(3)	231,909	61,976	6,552	—	300,437	7.6	59.9	501,346
1992(4)	249,728	66,685	7,456	—	323,869	7.8	60.2	538,280
1993(5)	266,199	71,394	8,171	—	345,764	6.8	60.9	568,039
1994(6)	286,248	77,804	9,066	—	373,118	7.9	61.7	604,727
1995(7)	311,565	84,525	10,902	117	407,109	9.1	62.9	647,314
1996(8)	326,713	92,166	11,537	—	369,430	5.8	63.8	675,475
1997(9)	341,699	96,392	12,743	—	451,401	4.8	65.0	694,163
1998(10)	362,379	101,092	13,797	773	478,041	5.9	66.3	721,411
1999(11)	378,061	109,443	15,106	—	503,564	5.3	67.1	750,417
2000(12)	391,729	103,469	35,698	1,086	531,982	5.6	68.1	781,272
2001(13)	406,178	107,216	44,873	1,250	559,517	5.2	68.7	814,007

第6表 児童・家族関係給付費の推移

年 度	児童手当 合計	合計			出産 関係費	総計	対前年度 伸び率	対前年度 伸び率
		児童手当	児童扶養 手当等	児童福祉 サービス 給付				
1975(昭和50)	1,829	1,444	385	3,549	5,378	1,229	6,608	5.6
1976(51)	2,333	1,691	642	4,258	6,591	915	7,505	

第7表 制度別社会保障給付費の推移

年 度	1992(平成4)	1993(平成5)	1994(平成6)	1995(平成7)	1996(平成8)
給 付 費	総計	53,828,002	56,803,907	60,472,707	64,731,417
	医療保険	13,170,263	13,611,148	14,115,415	14,623,415
	老人保健	6,791,681	7,271,074	7,909,604	8,582,796
	介護保険	—	—	—	—
	年金保険	24,972,833	26,619,877	28,624,789	31,156,538
	雇用保険等	1,355,230	1,634,738	1,904,201	2,207,155
	業務災害補償	981,419	1,002,597	1,007,279	1,028,878
	家族手当	526,733	507,158	492,821	511,187
	生活保護	1,300,998	1,337,804	1,383,898	1,484,894
	社会福祉	1,978,963	2,143,728	2,431,341	2,603,244
	公衆衛生	706,624	659,052	620,350	606,661
	恩給	1,830,506	1,809,489	1,771,104	1,720,624
	戦争犠牲者援護	212,751	207,242	211,908	206,023
構成割合 %	総計	100.0	100.0	100.0	100.0
	医療保険	24.5	24.0	23.3	22.6
	老人保健	12.6	12.8	13.1	13.3
	介護保険	—	—	—	—
	年金保険	46.4	46.9	47.3	48.1
	雇用保険等	2.5	2.9	3.1	3.4
	業務災害補償	1.8	1.8	1.7	1.6
	家族手当	1.0	0.9	0.8	0.8
	生活保護	2.4	2.4	2.3	2.3
	社会福祉	3.7	3.8	4.0	4.0
	公衆衛生	1.3	1.2	1.0	0.9
	恩給	3.4	3.2	2.9	2.7
	戦争犠牲者援護	0.4	0.4	0.4	0.3

(注)

1. 老人保健には医療を含む保健事業すべてが計上されている。
2. 家族手当は、児童手当のほか、社会福祉中の児童扶養手当及び特別児童扶養手当を含む。
3. 雇用保険等は雇用保険の総額と船員保険の失業・雇用対策の給付を含む。

(単位 百万円)	1997(平成9)	1998(平成10)	1999(平成11)	2000(平成12)	2001(平成13)
69,416,332	72,141,071	75,041,726	78,127,238	81,400,724	
14,665,248	14,360,954	14,436,281	14,572,699	14,791,576	
9,777,650	10,188,446	11,026,058	10,447,419	10,804,055	
—	—	—	3,252,114	4,122,775	
34,169,859	36,237,881	37,806,127	39,172,913	40,617,812	
2,313,828	2,703,379	2,836,289	2,664,958	2,713,358	
1,054,426	1,044,118	1,025,530	1,018,528	1,015,412	
530,420	537,013	552,367	711,649	857,359	
1,606,257	1,682,009	1,814,815	1,929,889	2,060,403	
2,915,792	3,082,738	3,312,714	2,186,116	2,315,279	
560,325	545,734	547,837	563,047	568,112	
1,599,757	1,547,077	1,486,055	1,419,745	1,350,930	
222,770	211,723	197,651	188,161	183,654	
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
21.1	19.9	19.2	18.7	18.2	
14.1	14.1	14.7	13.4	13.3	
—	—	—	4.2	5.1	
49.2	50.2	50.4	50.1	49.9	
3.3	3.7	3.8	3.4	3.3	
1.5	1.4	1.4	1.3	1.2	
0.8	0.7	0.7	0.9	1.1	
2.3	2.3	2.4	2.5	2.5	
4.2	4.3	4.4	2.8	2.8	
0.8	0.8	0.7	0.7	0.7	
2.3	2.1	2.0	1.8	1.7	
0.3	0.3	0.3	0.2	0.2	

第8表 機能別社会保障給付費の推移（平成9年度～13年度）

	平成9年度	平成10年度	平成11年度
社会保障給付費	69,416,332	72,141,071	75,041,726
I 高齢	30,332,570	32,229,683	33,648,527
現金給付	29,058,260	30,849,989	32,138,468
退職年金	28,633,048	30,330,605	31,541,584
早期退職年金	—	—	—
一括給付金	—	—	—
退職（老齢）給付金	421,872	516,919	594,049
その他の現金給付	3,339	2,465	2,835
現物給付	1,274,310	1,379,694	1,510,059
II 遺族	5,390,829	5,561,187	5,732,752
現金給付	5,389,536	5,560,093	5,731,778
遺族年金	5,255,318	5,429,594	5,610,573
一括給付金	10,279	10,732	11,174
遺族給付金	—	—	—
その他の現金給付	123,939	119,767	110,032
現物給付	1,293	1,094	974
埋葬費	—	—	—
その他	1,293	1,094	974
III 障害	1,746,067	1,802,210	1,846,131
現金給付	1,569,852	1,614,681	1,648,786
障害年金	1,525,400	1,568,021	1,601,586
軽度障害年金	—	—	—
早期退職年金	—	—	—
一括給付金	392	466	431
障害給付金	—	—	—
その他の現金給付	44,060	46,194	46,769
現物給付	176,215	187,529	197,346
IV 労働災害	1,074,392	1,063,877	1,044,946
被保険者に対する現金給付	520,945	515,184	504,920
短期現金給付	207,801	200,961	193,664
長期現金給付（年金）	239,494	241,579	240,185
その他の現金給付	73,650	72,644	71,072
遺族に対する現金給付	259,994	262,616	264,080
定期的給付	234,897	239,302	241,835
その他の現金給付	25,098	23,313	22,245
現物給付	293,453	286,078	275,946
医療の現物給付	291,723	284,183	274,227
その他の現物給付	1,729	1,895	1,718
V 保健医療	25,082,383	25,162,109	26,077,023
現金給付	970,688	982,187	962,596
疾病給付	296,086	292,487	280,324
出産給付	458,491	468,574	461,523
その他の現金給付	216,111	221,127	220,749
現物給付（保健）	24,111,695	24,179,922	25,114,426
VI 家族	1,868,277	1,932,071	2,036,964
現金給付	587,336	598,440	618,134
定期的現金給付	587,336	598,440	618,134
その他の現金給付	—	—	—
現物給付	1,280,940	1,333,631	1,418,830
VII 失業	2,288,079	2,674,227	2,803,719
現金給付	2,288,079	2,674,227	2,803,719
正規失業手当	1,939,845	2,283,387	2,334,626
特別失業手当	235,605	273,155	283,596
退職／余剰手当	—	—	—
その他の現金給付	112,630	117,685	185,497
現物給付	—	—	—
VIII 住宅	149,825	158,097	177,562
現金給付	149,825	158,097	177,562
家賃補助金	149,825	158,097	177,562
現物給付	—	—	—
家賃補助	—	—	—
家主補助金	—	—	—
その他の現物給付	—	—	—
IX 生活保護その他	1,483,910	1,557,610	1,674,102
現金給付	536,966	561,615	607,884
定期的現金給付	532,772	556,529	603,130
その他の現金給付	4,195	5,086	4,755
現物給付	946,944	995,995	1,066,218

(注) 第8表は、ILO事務局「第19次社会保障費用調査」の分類に従って算出したものである。

(単位 百万円)	
平成12年度	平成13年度
78,127,238	81,400,724
36,827,004	38,950,874
33,292,829	34,530,579
32,676,547	33,928,365
—	—
—	—
586,709	552,735
29,573	49,479
3,534,175	4,420,295
5,874,743	6,005,681
5,873,870	6,004,892
5,754,698	5,884,224
11,301	11,163
—	—
107,871	109,506
873	789
—	—
873	789
1,874,664	1,905,079
1,670,284	1,692,407
1,623,413	1,645,877
—	—
—	—
348	343
—	—
46,523	46,179
204,380	212,672
1,037,704	1,034,645
496,743	494,757
188,542	186,819
238,348	238,050
69,853	69,888
266,317	267,952
243,617	245,343
22,700	22,609
274,645	271,936
272,805	269,986
1,839	1,950
25,640,763	26,208,481
946,355	928,655
269,362	251,035
461,623	460,350
215,370	217,270
24,694,408	25,279,826
2,282,577	2,555,851
786,251	968,323
786,251	968,323
—	—
1,496,326	1,587,528
2,627,083	2,652,439
2,627,083	2,652,439
2,183,121	2,255,704
272,407	250,397
171,555	146,339
—	—
198,619	220,058
198,619	220,058
198,619	220,058
—	—
—	—
—	—
—	—
1,764,080	1,867,616
656,587	696,762
651,379	692,053
5,208	4,709
1,107,493	1,170,855

第9表 平成13年度社会保障費用 ①

	収			
	拠出		社会保障 特別税	国庫負担
	被保険者	事業主		
社会保険				
1. 健康保険				
(A) 政府管掌健康保険	3,103,076	3,124,528	—	1,311,209
(B) 組合管掌健康保険	2,699,977	3,404,503	—	78,923
2. 国民健康保険	3,816,395	—	—	3,928,495
退職者医療制度(再掲)	505,405	—	—	—
3. 老人保健	—	—	—	2,185,880
4. 介護保険	589,869	—	—	1,279,291
5. 厚生年金保険	9,967,993	9,967,993	—	3,861,504
6. 厚生年金基金等	945,127	3,272,746	—	589
7. 国民年金	1,953,760	—	—	1,578,337
8. 農業者年金基金等	178,199	—	—	101,119
9. 船員保険	22,848	48,145	—	5,668
10. 農林漁業団体職員共済組合	162,448	162,448	—	60,487
11. 私立学校振興・共済事業団	208,830	202,625	—	42,022
12. 雇用保険	912,535	1,447,236	—	515,793
13. 労働者災害補償保険	—	1,273,386	—	1,307
家族手当				
14. 児童手当	—	177,993	—	189,804
公務員				
15. 国家公務員共済組合	746,321	1,283,844	—	135,631
16. 存続組合等	—	461,001	—	606
17. 地方公務員等共済組合	2,163,729	3,639,281	—	1,514
18. 旧令共済組合等	—	849	—	18,215
19. 国家公務員災害補償	—	13,526	—	—
20. 地方公務員等災害補償	0	28,523	—	—
21. 旧公共企業体職員業務災害	—	6,883	—	—
22. 国家公務員恩給	931	55,298	—	177
23. 地方公務員恩給	—	82,847	—	—
公衆保健サービス				
24. 公衆衛生	—	—	—	559,604
公的扶助及び社会福祉				
25. 生活保護	—	—	—	1,581,977
26. 社会福祉	—	—	—	1,866,971
戦争犠牲者				
27. 戦争犠牲者	—	—	—	1,402,379
総計	27,472,038	28,653,657	—	20,707,501

(注)

1. 第9表は、ILO事務局「第18次社会保障費用調査」の分類に従って算出したものである。
2. 「老人保健」は、医療、特定療養費の支出及び老人保健施設療養費、老人訪問看護療養費の支出に関するものを計上しており、これらを除く保健事業に関するものは「公衆衛生」に計上している。
3. 国民年金は、福祉年金及び基礎年金を含む。
4. 厚生年金保険及び国民年金の資産收入は、「厚生年金保険及び国民年金における年金積立金運用報告書(平成13年度)」中、年金積立金の運用実績(承継資産の損益を含む場合)を参照して計上している。
5. 農業者年金基金等は、国民年金基金を含む。
6. 公衆衛生は、結核医療等の公費負担医療を含む。
7. 家族手当は、児童手当のほか、社会福祉中の児童扶養手当及び特別児童扶養手当を含む。
8. 平成9年4月より「旧公共企業体職員共済組合」は、短期給付については組合管掌健康保険に継承され、長期給付については厚生年金に統合されたが、一部年金給付については、「16. 存続組合等」に引き継がれている。

入						(単位 百万円)
他の公費負担	資産収入	その他	小計	他制度からの移転	収入合計	
—	877	23,796	7,563,486	204	7,563,690	1. (A)
—	93,378	561,221	6,838,002	—	6,838,002	1. (B)
982,091	—	500,535	9,227,516	1,325,252	10,552,768	2.
—	—	—	505,405	1,325,252	1,830,657	
1,091,807	—	—	3,277,687	7,501,211	10,778,898	3.
1,232,244	329	215,834	3,317,566	1,339,046	4,656,612	4.
—	2,654,098	21,244	26,472,832	2,163,632	28,636,465	5.
—	113,987	9,101	4,341,550	122,117	4,463,667	6.
—	145,470	1,034,170	4,711,736	10,900,947	15,612,683	7.
—	2,037	6,489	287,845	—	287,845	8.
—	3,004	515	80,179	2,373	82,552	9.
—	50,688	7,653	443,725	52,488	496,213	10.
7,668	78,488	887	540,520	23,227	563,748	11.
—	19,221	521,099	3,415,884	—	3,415,884	12.
—	160,871	252,960	1,688,525	—	1,688,525	13.
125,119	—	11,509	504,426	—	504,426	14.
—	209,400	44,491	2,419,686	199,359	2,619,045	15.
—	64,237	236	526,081	—	526,081	16.
356,496	747,480	13,354	6,921,854	454,585	7,376,439	17.
—	78	—	19,142	—	19,142	18.
—	—	—	13,526	—	13,526	19.
—	2,777	841	32,141	—	32,141	20.
—	—	—	6,883	—	6,883	21.
—	—	—	56,406	—	56,406	22.
—	—	—	82,847	—	82,847	23.
255,659	—	—	815,263	—	815,263	24.
524,886	—	—	2,106,863	—	2,106,863	25.
1,408,691	—	—	3,275,662	—	3,275,662	26.
—	—	—	1,402,379	—	1,402,379	27.
5,984,660	4,346,421	3,225,934	90,390,211	24,084,441	114,474,652	

9. 四捨五入の関係で計に一致しない場合がある。0は百万円単位で四捨五入するとゼロであることを示す。

10. 「失業・雇用対策」には高年齢雇用継続給付等を含む。

11. 介護保険の国庫負担には臨時特例交付金(円滑導入基金)を含む。

備考 社会保障費用の項目説明

1. 収入項目

(1) 資産収入：利子、配当金、施設利用料、賃貸料、財産処分益、償還差益等

(2) 他制度からの移転：政府管掌健康保険が組合管掌健康保険及び国民健康保険から受ける日雇拠出金、国民健康保険が医療保険各制度から受ける退職者医療費にかかる療養給付費交付金、老人保健が医療保険各制度から受ける医療費拠出金。国民年金が年金保険制度から受け取る基礎年金拠出金、年金保険各制度が国民年金から受ける基礎年金交付金、介護保険が各健康保険の拠出によって支払基金より移転される交付金等。

(3) その他の収入：受取延滞金、損害賠償金、手数料、繰入金、繰越金、雑収入等。

第9表 平成13年度社会保障費用②

	支 給			
	疾病・出産		業 務	
	医 療	現 金	医 療	医療以外の現物
社会保険				
1. 健康保険				
(A) 政府管掌健康保険	3,869,394	327,629	—	—
(B) 組合管掌健康保険	2,940,389	242,478	—	—
2. 国民健康保険	6,109,306	96,667	—	—
退職者医療制度（再掲）	1,592,657	—	—	—
3. 老人保健	10,721,586	—	—	—
4. 介護保険	—	—	—	—
5. 厚生年金保険	—	—	—	—
6. 厚生年金基金等	—	—	—	—
7. 国民年金	—	—	—	—
8. 農業者年金基金等	—	—	—	—
9. 船員保険	16,578	2,562	10,108	—
10. 農林漁業団体職員共済組合	—	—	—	—
11. 私立学校振興・共済事業団	93,278	7,291	—	—
12. 雇用保険	—	59,749	—	—
13. 労働者災害補償保険	—	—	247,929	1,912
家族手当				
14. 児童手当	—	—	—	—
公務員				
15. 国家公務員共済組合	226,204	19,691	—	—
16. 存続組合等	—	—	—	—
17. 地方公務員等共済組合	665,758	79,477	—	—
18. 旧令共済組合等	58	1,764	—	—
19. 国家公務員災害補償	—	—	4,430	14
20. 地方公務員等災害補償	—	—	7,486	25
21. 旧公共企業体職員業務災害	—	—	32	—
22. 国家公務員恩給	—	—	—	—
23. 地方公務員恩給	—	—	—	—
公衆保健サービス				
24. 公衆衛生	499,104	112,083	—	—
公的扶助及び社会福祉				
25. 生活保護	1,126,449	230	—	—
26. 社会福祉	101,632	—	—	—
戦争犠牲者				
27. 戦争犠牲者	1,757	—	—	—
総計	26,371,492	949,620	269,986	1,950

2. 支出項目

- (1) 管理費：業務取扱費、事務費、事務所費、総務費、基金運営費、業務委託費、組合会費、旅費等。

(2) 他制度への移転：医療保険各制度から日雇特例、退職者医療及び老人保健への拠出金。年金保険各制度の国民年金に対する基礎年金拠出金、国民年金の年金保険各制度に対する基礎年金交付金、各健康保険から拠出される介護納付金等。

(3) その他の支出：支払基金事務費、施設整備費、保健施設費、福祉施設費、營繕費、組合債費、保険料等還付金等。

(单位 百万円)

出 付						
災 害		年 金	失業・雇用対策	家族手当		
現 金	年金以外の現金					
—	—	—	—	—	1. (A)	
—	—	—	—	—	1. (B)	
—	—	—	—	—	2.	
—	—	—	—	—	3.	
—	—	—	—	—	4.	
—	—	19,622,798	—	—	5.	
—	—	2,282,886	—	—	6.	
—	—	11,926,577	—	—	7.	
—	—	200,554	—	—	8.	
5,600	2,201	—	6,822	—	9.	
—	—	391,634	—	—	10.	
—	—	202,262	—	—	11.	
—	—	—	2,645,617	—	12.	
493,389	207,265	—	—	—	13.	
—	—	—	—	406,194	14.	
4,704	—	1,682,016	—	—	15.	
5,693	—	28,995	—	—	16.	
6,635	—	4,256,198	—	—	17.	
—	—	6,859	—	—	18.	
6,498	2,584	—	—	—	19.	
17,151	4,139	—	—	—	20.	
6,826	24	—	—	—	21.	
—	—	56,229	—	—	22.	
—	—	82,847	—	—	23.	
—	—	1,618	—	—	24.	
—	—	—	—	—	25.	
—	—	—	—	451,166	26.	
—	—	1,283,457	—	—	27.	
546,496	216,213	42,024,930	2,652,439	857,359		

第9表 平成13年度社会保障費用 ③

(単位 百万円)

	支 給 付				
	介護対策		その他の現物		計
	現物	現金	医療以外の現物	現金	
社会保険					
1. 健康保険					
(A) 政府管掌健康保険	—	—	—	21,843	4,218,865
(B) 組合管掌健康保険	—	—	—	16,625	3,199,491
2. 国民健康保険	—	—	—	32,418	6,238,390
退職者医療制度(再掲)	—	—	—	—	1,592,657
3. 老人保健	—	—	—	—	10,721,586
4. 介護保険	4,076,255	46,519	—	—	4,122,775
5. 厚生年金保険	—	—	—	—	19,622,798
6. 厚生年金基金等	—	—	—	—	2,282,886
7. 国民年金	—	—	—	—	11,926,577
8. 農業者年金基金等	—	—	—	—	200,554
9. 船員保険	—	—	1	684	44,556
10. 農林漁業団体職員共済組合	—	—	—	—	391,634
11. 私立学校振興・共済事業団	—	—	—	2,000	304,830
12. 雇用保険	—	1,171	—	—	2,706,536
13. 労働者災害補償保険	—	—	—	—	950,494
家族手当					
14. 児童手当	—	—	55,473	—	461,667
公務員					
15. 国家公務員共済組合	—	62	—	4,925	1,937,602
16. 存続組合等	—	—	—	—	34,688
17. 地方公務員等共済組合	—	1,038	—	11,258	5,020,364
18. 旧令共済組合等	—	—	—	—	8,681
19. 国家公務員災害補償	—	—	—	—	13,526
20. 地方公務員等災害補償	—	—	—	—	28,801
21. 旧公共企業体職員業務災害	—	—	—	—	6,883
22. 国家公務員恩給	—	—	—	—	56,229
23. 地方公務員恩給	—	—	—	—	82,847
公衆保健サービス					
24. 公衆衛生	2,991	—	34,783	1	650,581
公的扶助及び社会福祉					
25. 生活保護	18,203	—	—	915,521	2,060,403
26. 社会福祉	—	—	2,111,978	46,195	2,710,972
戦争犠牲者					
27. 戦争犠牲者	—	—	789	109,506	1,395,508
総計	4,097,449	48,792	2,203,023	1,160,974	81,400,724

管理費	その他	小計	出		収支差	
			他制度への移転	支出合計		
56,666	185,323	4,460,853	3,290,445	7,751,298	△ 187,608	1. (A)
135,164	524,391	3,859,046	2,709,610	6,568,656	269,346	1. (B)
227,397	349,900	6,815,687	3,404,549	10,220,236	332,532	2.
—	—	1,592,657	—	1,592,657	238,000	
—	47,942	10,769,528	—	10,769,528	9,370	3.
210,602	160,499	4,493,876	—	4,493,876	162,737	4.
80,853	200,743	19,904,394	9,424,490	29,328,884	△ 692,419	5.
270,221	2,889,899	5,443,007	—	5,443,007	△ 979,340	6.
167,377	43,643	12,137,597	2,286,120	14,423,717	1,188,965	7.
15,378	74,850	290,782	—	290,782	△ 2,937	8.
2,154	2,855	49,566	36,132	85,697	△ 3,146	9.
3,620	1,274	396,528	136,424	532,953	△ 36,740	10.
4,284	1,458	310,572	194,607	505,179	58,568	11.
113,870	506,734	3,327,140	—	3,327,140	88,745	12.
50,529	233,115	1,234,138	—	1,234,138	454,386	13.
10,841	8,546	481,053	—	481,053	23,373	14.
4,722	4,871	1,947,194	581,570	2,528,764	90,281	15.
2,206	4	36,898	549,500	586,398	△ 60,317	16.
26,379	9,461	5,056,205	1,611,510	6,667,715	708,724	17.
325	10,100	19,106	—	19,106	36	18.
—	—	13,526	—	13,526	0	19.
2,132	596	31,529	—	31,529	612	20.
—	—	6,883	—	6,883	0	21.
177	—	56,406	—	56,406	0	22.
—	—	82,847	—	82,847	0	23.
2,235	162,448	815,263	—	815,263	0	24.
46,460	—	2,106,863	—	2,106,863	0	25.
25,790	538,901	3,275,662	—	3,275,662	0	26.
6,871	—	1,402,379	—	1,402,379	0	27.
1,466,251	5,957,552	88,824,528	24,224,958	113,049,486	1,425,167	

第10表 社会保障財源の項目別推移

年 度	被保険者拠出	割合	事業主拠出	割合	公費負担	割合	国庫負担		割合
1951(昭和26)	568	28.1	578	28.6	738	36.5	478	23.6	
1954(29)	1,047	23.7	912	20.7	2,238	50.7	1,768	40.0	
1957(32)	1,383	23.7	2,649	45.4	1,415	24.2	1,068	18.3	
1960(35)	2,430	26.2	3,860	41.7	2,288	24.7	1,897	20.5	
1961(36)	3,038	26.3	3,514	30.4	4,053	35.1	3,629	31.4	
1962(37)	3,633	26.7	4,227	31.0	4,521	33.2	4,019	29.5	
1963(38)	4,282	26.2	5,119	31.3	5,439	33.3	4,815	29.4	
1964(39)	5,031	26.3	5,921	30.9	6,415	33.5	5,570	29.1	
1965(40)	6,475	27.0	7,293	30.4	7,792	32.5	6,798	28.3	
1966(41)	7,750	26.9	8,680	30.1	8,946	31.0	7,801	27.0	
1967(42)	8,814	26.1	10,213	30.2	10,303	30.5	9,023	26.7	
1968(43)	10,580	26.5	11,854	29.7	12,065	30.2	10,607	26.6	
1969(44)	13,205	29.2	13,992	30.9	13,588	30.0	11,964	26.4	
1970(45)	15,558	28.5	17,043	31.2	16,420	30.0	14,425	26.4	
1971(46)	18,638	28.7	20,743	31.9	18,481	28.4	16,285	25.1	
1972(47)	21,779	28.0	24,242	31.1	23,096	29.7	20,041	25.7	
1973(48)	26,906	27.4	30,131	30.7	30,933	31.5	26,701	27.2	
1974(49)	37,219	27.6	41,415	30.7	42,939	31.8	37,238	27.6	
1975(50)	44,238	26.4	50,826	30.4	55,421	33.1	48,519	29.0	
1976(51)	52,368	26.1	60,324	30.1	66,306	33.1	58,334	29.1	
1977(52)	62,801	26.7	70,687	30.1	77,090	32.8	68,003	28.9	
1978(53)	71,177	26.4	79,081	29.3	90,384	33.5	80,040	29.7	
1979(54)	78,591	26.4	86,247	28.9	100,626	33.7	89,031	29.9	
1980(55)	88,844	26.5	97,394	29.1	110,409	32.9	97,936	29.2	
1981(56)	100,214	26.8	109,937	29.4	119,044	31.8	105,794	28.3	
1982(57)	107,434	26.8	117,678	29.4	125,474	31.3	111,839	27.9	
1983(58)	112,755	26.9	124,646	29.7	125,644	29.9	111,057	26.5	
1984(59)	118,918	26.7	132,208	29.7	131,142	29.4	115,417	25.9	
1985(60)	131,583	27.1	144,363	29.7	138,059	28.4	117,880	24.3	
1986(61)	136,729	26.7	155,063	30.3	142,984	27.9	119,920	23.4	
1987(62)	143,348	26.9	161,273	30.2	145,322	27.2	121,474	22.8	
1988(63)	151,122	26.4	171,707	30.0	162,899	28.4	137,404	24.0	
1989(平成元)	163,037	27.0	188,134	31.2	153,186	25.4	127,420	21.1	
1990(2)	184,985	27.9	210,206	31.7	161,974	24.4	134,559	20.3	
1991(3)	200,343	28.3	224,342	31.7	170,286	24.1	141,106	19.9	
1992(4)	208,474	28.2	234,789	31.8	180,766	24.5	147,363	19.9	
1993(5)	216,892	28.2	242,599	31.6	188,316	24.5	153,403	20.0	
1994(6)	225,468	28.3	249,454	31.4	194,766	24.5	156,934	19.7	
1995(7)	244,146	28.7	268,075	31.5	207,901	24.4	165,683	19.5	
1996(8)	252,511	29.0	274,649	31.5	213,323	24.5	168,348	19.3	
1997(9)	262,394	29.1	285,840	31.7	217,552	24.1	171,127	19.0	
1998(10)	263,358	29.5	286,449	32.1	219,898	24.6	171,697	19.2	
1999(11)	261,087	26.9	284,271	29.3	246,626	25.4	195,064	20.1	
2000(12)	266,589	29.6	283,106	31.4	252,184	28.0	197,066	21.9	
2001(13)	274,720	30.4	286,537	31.7	266,922	29.5	207,075	22.9	

(注) 第10表は、ILO事務局「第18次社会保障費用調査」の分類（他制度からの移転を除く部分）に従って算出したものである。

但し、「社会保障特別税」はわが国では存在しないため表示していない。

2. 公費負担とは「国庫負担」と「他の公費負担」の合計である。また、「他の公費」とは地方自治体の負担を示す。

他の公費	割合	資産収入	割合	その他	割合	合計	
260	12.9	22	1.1	117	5.8	2,023	
470	10.6	96	2.2	124	2.8	4,417	
346	5.9	148	2.5	245	4.2	5,839	
391	4.2	458	4.9	224	2.4	9,260	
423	3.7	621	5.4	319	2.8	11,545	
502	3.7	787	5.8	448	3.3	13,616	
624	3.8	965	5.9	549	3.4	16,353	
845	4.4	1,203	6.3	567	3.0	19,137	
994	4.1	1,516	6.3	921	3.8	23,996	
1,145	4.0	1,938	6.7	1,536	5.3	28,850	
1,280	3.8	2,459	7.3	2,030	6.0	33,820	
1,457	3.6	3,087	7.7	2,349	5.9	39,933	
1,624	3.6	3,925	8.7	536	1.2	45,247	
1,995	3.6	4,796	8.8	864	1.6	54,681	
2,196	3.4	6,158	9.5	957	1.5	64,978	
3,055	3.9	7,535	9.7	1,226	1.6	77,877	
4,232	4.3	9,137	9.3	1,095	1.1	98,202	
5,701	4.2	11,737	8.7	1,678	1.2	134,988	
6,903	4.1	14,641	8.7	2,249	1.3	167,375	
7,972	4.0	17,391	8.7	4,094	2.0	200,483	
9,086	3.9	20,894	8.9	3,515	1.5	234,987	
10,344	3.8	23,815	8.8	5,114	1.9	269,571	
11,595	3.9	27,284	9.1	5,502	1.8	298,251	
12,473	3.7	32,682	9.7	5,929	1.8	335,258	
13,250	3.5	38,830	10.4	6,098	1.6	374,123	

第11表 社会保障財源の項目別推移（平成9年度～13年度）

	(単位 百万円)					
	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	
合計	90,136,608	89,261,009	97,102,826	90,156,212	90,390,211	
I 社会保険料	54,823,392	54,980,748	54,535,810	54,969,440	56,125,696	
事業主拠出	28,584,030	28,644,912	28,427,077	28,310,569	28,653,657	
民間事業主拠出	23,339,075	23,401,548	23,243,086	23,154,013	23,511,410	
公的事業主拠出	5,244,955	5,243,364	5,183,991	5,156,556	5,142,247	
被保険者拠出	26,239,362	26,335,837	26,108,733	26,658,872	27,472,038	
被用者拠出	20,701,758	20,738,659	20,398,403	20,570,291	20,933,815	
自営業者及び年金受給者拠出	5,537,604	5,597,178	5,710,330	6,088,581	6,538,224	
II 税	21,755,222	21,989,802	24,662,561	25,218,359	26,692,161	
普通税	21,755,222	21,989,802	24,662,561	25,218,359	26,692,161	
国	17,112,745	17,169,697	19,506,390	19,706,578	20,707,501	
地方	4,642,477	4,820,105	5,156,171	5,511,781	5,984,660	
目的税	—	—	—	—	—	
国	—	—	—	—	—	
地方	—	—	—	—	—	
III 他の収入	13,557,994	12,290,459	17,904,455	9,968,412	7,572,355	
資産収入	10,442,394	8,998,895	14,438,148	6,497,578	4,346,421	
その他	3,115,599	3,291,564	3,466,307	3,470,834	3,225,934	
IV 積立金からの受入	—	—	—	—	—	

対前年度比(%)

	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
合計	3.46	△ 0.97	8.79	△ 7.15	0.26
I 社会保険料	4.00	0.29	△ 0.81	0.80	2.10
事業主拠出	4.07	0.21	△ 0.76	△ 0.41	1.21
民間事業主拠出	4.53	0.27	△ 0.68	△ 0.38	1.54
公的事業主拠出	2.10	△ 0.03	△ 1.13	△ 0.53	△ 0.28
被保険者拠出	3.91	0.37	△ 0.86	2.11	3.05
被用者拠出	4.10	0.18	△ 1.64	0.84	1.77
自営業者及び年金受給者拠出	3.21	1.08	2.02	6.62	7.39
II 税	1.98	1.08	12.15	2.25	5.84
普通税	1.98	1.08	12.15	2.25	5.84
国	1.65	0.33	13.61	1.03	5.08
地方	3.22	3.83	6.97	6.90	8.58
目的税	—	—	—	—	—
国	—	—	—	—	—
地方	—	—	—	—	—
III 他の収入	3.72	△ 9.35	45.68	△ 44.32	△ 24.04
資産収入	8.11	△ 13.82	60.44	△ 55.00	△ 33.11
その他	△ 8.70	5.65	5.31	0.13	△ 7.06
IV 積立金からの受入	—	—	—	—	—

(注) 第11表は、ILO事務局「第19次社会保障費用調査」の分類(他制度からの移転を除く)に従って算出したものである。

参考：機能別社会保障給付費の項目説明

社会保障給付費	ILO定義	日本の例
高齢	退職によって労働市場から引退した人に提供される全ての給付が対象	厚生年金：老齢年金 国民年金：老齢年金、老齢福祉年金 厚生年金基金、農業者年金基金等：老齢年金等 各種共済組合：退職共済年金 各種恩給 介護保険の給付および社会福祉の老人福祉サービス等 (注) 高齢者の医療費は「保健医療」に含む (注) 生活保護の医療扶助は「生活保護その他」に含む
遺族	保護対象者の死亡により生じる給付が対象	厚生年金：遺族年金 国民年金：遺族年金および一時金 各種共済組合：遺族年金および一時金 戦争犠牲者：遺族等年金等 (注) 遺族に係る年金給付のうち業務災害制度から支給される給付は「労働災害」に含む
障害	部分的又は完全に就労不能な障害により保護対象者に支払われる給付が対象	厚生年金：障害年金および一時金 国民年金：障害年金 各種共済組合：障害年金および一時金 公衆衛生：予防接種事故救済給付 社会福祉：特別児童扶養手当等給付金、身体障害者保護費等
労働災害	保護対象者の業務上の災害、病気、障害、死亡に対する労働災害補償制度から支払われる給付が対象	労働者災害補償保険、船員保険、公務員の災害補償保険
保健医療	病気、傷害、出産による保護対象者の健康状態を維持、回復、改善する目的で提供される給付が対象 (傷病で休職中の所得保障を含む)	健康保険制度（組合管掌健康保険、政府管掌健康保険、国民健康保険）の療養給付・出産給付、傷病手当金等 各種共済組合：短期（医療）給付・出産給付、休業給付 公衆衛生：予防接種事故救済給付・現金給付等 (注) 労働災害補償制度から支給される給付は「労働災害」に含む (注) 生活保護の医療扶助は「生活保護その他」に含む
家族	子どもその他の被扶養者がいる家族（世帯）を支援するために提供される給付が対象	雇用保険等の育児休業給付、介護休業給付 児童手当 公衆衛生：家族介護手当、介護加算 社会福祉：児童扶養手当、児童福祉サービス（児童保護費、児童健全育成事業等）
失業	失業した保護対象者に提供される給付が対象	雇用保険、船員保険：求職者給付、雇用継続給付、雇用安定事業 (注) 雇用継続給付の育児休業給付および介護休業給付は「家族」に含む (注) 雇用安定事業は、失業者以外に在職者や雇用主対象の給付も含む
住宅	住居費の援助目的で提供される給付（資力調査を行うもの）	生活保護制度：住宅扶助費
生活保護その他	定められた最低所得水準や最低限の生活必需品を得るために、援助を必要とする特定の個人又は集団に対して提供される現金及び現物給付が対象	生活保護：諸扶助費 各種共済組合：灾害見舞金等 (注) ただし、生活保護の住宅扶助は「住宅」に含む

(注) ILO 定義とは「第19次社会保障費用調査」の基準である。

【付録】国際比較（ILO基準）

第19次調査について、報告を行っている国が昨年度と同様限られているため、日本についてだけ2001年を更新した。

図1 社会保障給付費の対国民所得比の国際比較

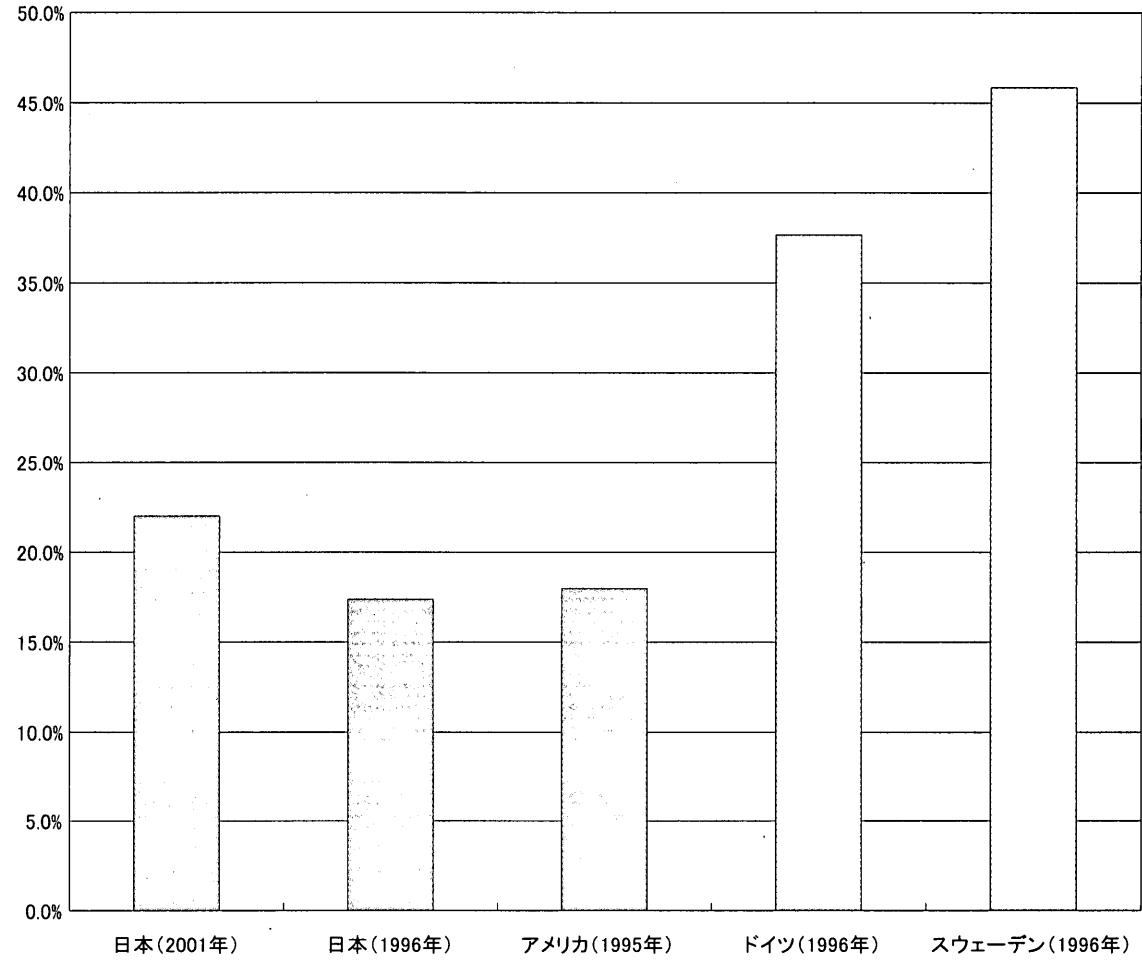


表1 社会保障給付費の対国民所得比及び対国内総生産比の国際比較

	日本(2001年)	日本(1996年)	アメリカ(1995年)	ドイツ(1996年)	スウェーデン(1996年)
対国民所得比	22.00%	17.37%	17.99%	37.68%	45.85%
対国内総生産比	16.20%	13.07%	14.49%	28.21%	33.11%

(資料) 日本の国民所得及び国内総生産については、内閣府経済社会総合研究所「平成15年版国民経済計算年報」による(以下同じ)。

アメリカ、ドイツ及びスウェーデンの国民所得及び国内総生産については、National Accounts of OECD countries, volume 2, OECD, 2002 による(以下同じ)。

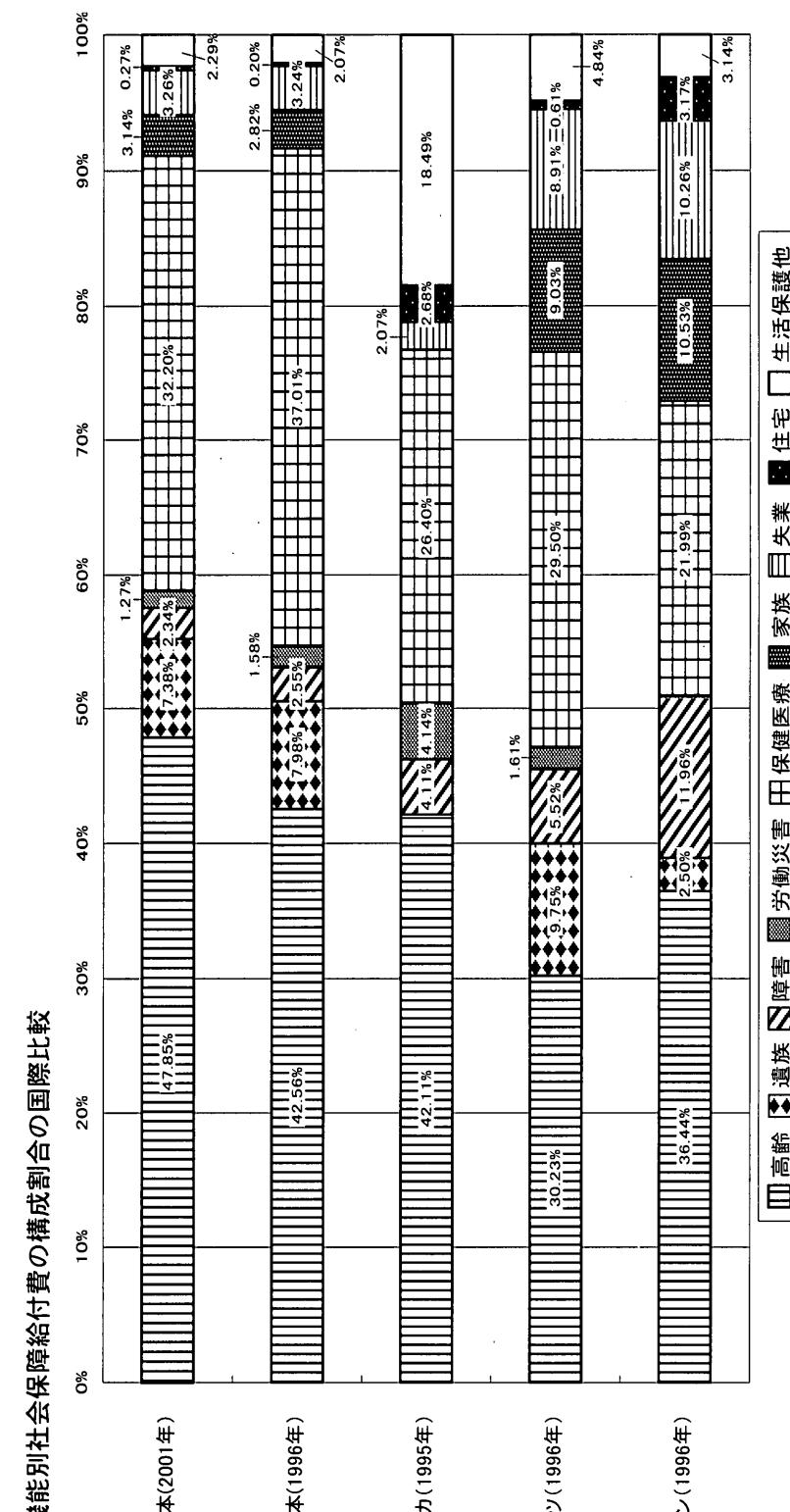


図2 機能別社会保障給付費の構成割合の国際比較

	高齢	遺族	障害	労働災害	家族	失業	住宅	保健医療	田	労働災害	家族	失業	住宅	保健医療	給付費合計
日本(2001年)	10.53%	1.62%	0.51%	0.28%	7.08%	0.69%	0.72%	0.06%	0.50%	0.36%	0.03%	0.03%	0.06%	0.27%	22.00%
日本(1996年)	7.39%	1.39%	0.44%	0.27%	6.43%	0.49%	0.56%	—	0.37%	0.48%	3.33%	1.82%	1.82%	0.33%	17.37%
アメリカ(1995年)	7.58%	—	0.74%	0.74%	4.75%	—	—	0.37%	0.37%	0.48%	—	—	—	—	17.99%
ドイツ(1996年)	11.39%	3.68%	2.08%	0.61%	11.12%	3.40%	3.36%	0.23%	0.23%	1.82%	3.33%	1.82%	1.82%	1.82%	37.68%
スウェーデン(1996年)	16.71%	1.15%	5.48%	10.08%	4.83%	4.70%	4.70%	1.45%	1.45%	1.44%	4.5%	4.5%	4.5%	4.5%	45.85%

(注) アメリカは、「遺族」が「高齢」に含まれる。
スウェーデンは、「労働災害」が「障害」に含まれる。

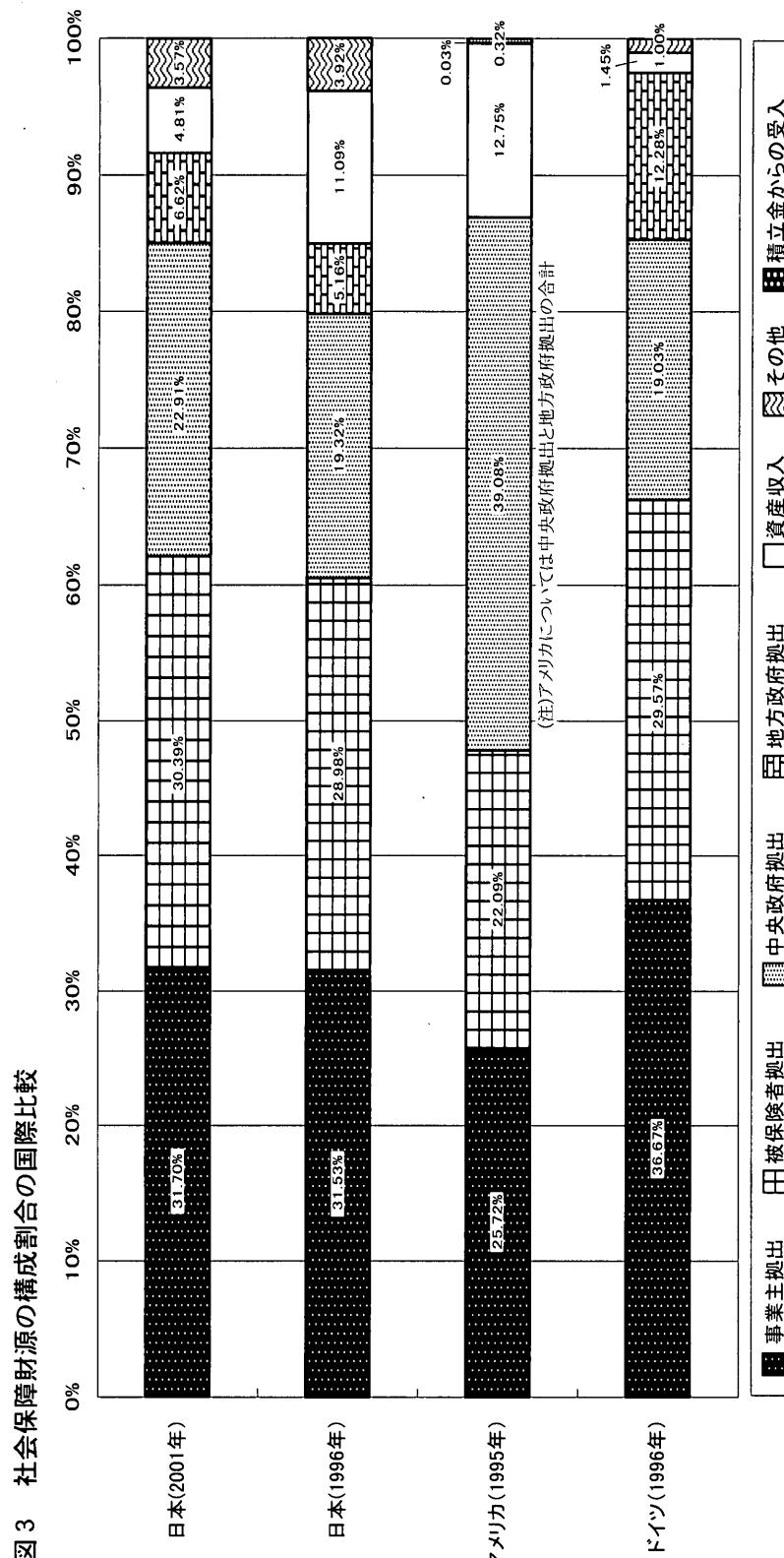


表3 社会保障財源の対国民所得比の国際比較

	税		その他の収入		積立金からの受入	収入合計
	社会保険料拠出	被保険者拠出	中央政府拠出	地方政府拠出		
日本(2001年)	7.74%	7.42%	5.60%	1.62%	0.87%	24.43%
日本(1996年)	7.06%	6.49%	4.33%	1.16%	0.88%	22.40%
アメリカ(1995年)	5.67%	4.87%	8.62%		2.81%	22.05%
ドイツ(1996年)	14.43%	11.63%	7.49%	4.83%	0.57%	39.35%

(注) アメリカは一般政府を中央と地方に分離していない。

第4節 日本の将来推計人口 (平成14年1月推計)について

—平成13(2001)年～平成62(2050)年—
附:参考推計 平成63(2051)年～平成112(2100)年

国立社会保障・人口問題研究所は、旧人口問題研究所時代から定期的に将来人口推計を行い、公表してきた。前回推計は平成7年国勢調査人口を基準人口とする「平成9(1997)年1月推計」であるが、今回の全国将来推計人口は、第12回目の推計にあたり、平成12年国勢調査の第一次基本集計結果、ならびに同年人口動態統計の確定数が公表されたことをふまえ、新たに全国将来人口推計を実施し、その結果をとりまとめたものである。

I 日本の全国将来推計人口の概要

1. 総人口の推移

人口推計のスタート時点である平成12(2000)年の日本の総人口は同年の国勢調査によれば1億2,693万人であった。中位推計の結果に基づけば、この総人口は今後も緩やかに増加し、平成18(2006)年に1億2,774万人でピークに達した後、以後長期の人口減少過程に入る。平成25(2013)年にはほぼ現在の人口規模に戻り、平成62(2050)年にはおよそ1億60万人になるものと予測される(表1、図1)。

高位推計によれば、総人口は、中位推計よりやや遅れて、平成21(2009)年に1億2,815万人でピークに達する。そして、それ以降は減少に転じ平成62(2050)年には1億825万人に達するものと見込まれる(表2、図1)。

一方、低位推計では平成16(2004)年に1億2,748万人でピークに達し、以後減少して平成62(2050)年には9,203万人に達する(表3、図1)。

このように日本の人口はまもなく人口減少時代に突入し、右肩上がりの人口増加の趨勢は終焉する。日本の出生率が1970年代半ばから人口を一定の規模で保持する水準(人口置換水準、合計特殊出生率で2.08前後の水準)を大きく割り込んでいるため、このような過去四半世紀続いた低出生率水準と今後の見通しは今世紀初頭から始まる人口減少をほぼ避けることの出来ない現象としている。

2. 年齢3区分別人口の推移

(1) 年少(0～14歳)人口の推移

出生数は昭和48年(1973)年の209万人から平成12(2000)年の119万人まで減少してきた。その結果、年少(0～14歳)人口も1980年代初めの2,700万人規模から平成12(2000)年国勢調査

の1,851万人まで減少してきた。

中位推計の結果によると年少人口は、2003年に1,700万人台に減少する（表1、図3）。その後も低い出生率のもとで減少が続き、平成28（2016）年には1,600万人を割り込み、緩やかな長期減少過程に入る。そして推計の最終年次の2050年には1,084万人の規模となるものと予測される。

高位ならびに低位推計によって、今後の出生率仮定の違いによる年少人口の傾向をみると、高位推計においても、長期的な低出生率のもとで減少傾向に向かい、平成62（2050）年にはおよそ1,400万人に達する（表2）。低位推計では、超低出生率のもとで、急速な年少人口減少が予測される。現在の年少人口およそ1,800万人規模から、平成26（2014）年には1,500万人を割り込み、今世紀半ばにはおよそ750万人に達すると予測される（表3）。

4

（2）生産年齢（15～64歳）人口の推移

生産年齢人口（15～64歳）は戦後一貫して増加を続け、平成7（1995）年の国勢調査では8,717万人に達したが、その後減少局面に入り、平成12（2000）年国勢調査によると8,638万人を記録した。

中位推計の結果によれば、生産年齢人口は平成7（1995）年をピークに以後一転して減少過程に入り、平成42（2030）年には7,000万人を割り込み、平成62（2050）年には5,389万人に達する（表1、図3）。

高位ならびに低位推計によって、今後の出生率仮定の違いによる傾向をみると、高位推計では、出生率が高く推移するぶん生産年齢人口の減少の勢いはやや遅く、平成45（2033）年に7,000万人を割り込むと予測される。そしてその後も生産年齢人口の減少が続き、平成62（2050）年に5,838万人に達する（表2）。低位推計の生産年齢人口は平成40（2028）年に7,000万人を割り込むものと予測される。さらに平成61（2049）年に5,000万人を割り込み、平成62（2050）年には4,868万人へと縮小するものとみられる（表3）。

（3）老年（65歳以上）人口の推移

中位推計結果によれば年少人口の減少に続いて、今後生産年齢人口の減少が始まる一方で、老年（65歳以上）人口はおよそ現在の2,200万人から平成25（2013）年に3,000万人を突破し、平成30（2018）年の3,417万人へと急速な増加を続ける（表1、図3）。すなわち、団塊の世代（昭和22～24年出生世代）が65歳以上の年齢層に入りきるまで急速な老人人口の増加を生じることになる。その後、戦後の出生規模の縮小世代が老人人口に参入するため、増加の勢いは弱まり、緩やかな増加期となるが、第二次ベビーブーム世代が老人人口となる平成55（2043）年に老人人口はピークに達し、その後緩やかな減少に転じ、平成62（2050）年に3,586万人となる。なお、高位と低位推計では、将来的の生残率や国際移動の仮定が同じであるため、中位推計と同じ結果である（表2、表3）。

3. 年齢3区分別人口割合の推移

（1）年少（0～14歳）人口割合の推移

今回の中位推計によると、年少人口割合は、平成12（2000）年の14.6%から減少を続け、平成17（2005）年には14%台を割り込み、平成33（2021）年に12.0%に達する（表1、図4）。その後も年少人口割合は減少を続け、平成48（2036）年に11.0%を経て、平成62（2050）年に10.8%になるも

のと見込まれる。

高位推計では、年少人口割合の減少テンポがやや緩やかで、平成19（2007）年に14%台を割り込み、平成62（2050）年に12.9%に達する。

低位推計では、年少人口割合の減少は急速で、平成16（2004）年に14%台を切り、平成36（2024）年に10%を割り込んだ後、平成62（2050）年に8.1%に達するものと見込まれる。

（2）生産年齢（15～64歳）人口割合の推移

中位推計結果による生産年齢人口は、平成12（2000）年の68.1%から減少を続け、平成32（2020）年には60.0%に縮小する（表1、図4）。そして、その後も緩やかな縮小を続け、平成47（2035）年に現在の水準より10ポイント低い58.0%に達する。その後も減少傾向が続き、平成55（2043）年の54.9%を経て、平成62（2050）年に53.6%になるものと見込まれる。

高位推計でも、その年次推移は中位推計結果とほぼ似通っており、わずかに縮小傾向が弱まるに過ぎない。平成62（2050）年の生産年齢人口割合は、中位推計結果より0.3ポイント高い53.9%に過ぎない。

低位推計では、生産年齢人口割合は、中位推計結果より、その縮小は緩やかで、60.0%に縮小するのが平成42（2030）年である。しかし、その後の縮小は急速で、平成62（2050）年52.9%に達する。このような一見矛盾した動きは、生産年齢人口割合が、相対的な指標であることから現れている。

（3）老年（65歳以上）人口割合の推移

老人人口の割合は平成12（2000）年現在の17.4%から平成26（2014）年には25%台に達し、日本人口の4人に1人が65歳以上人口となる。その後、平成29（2017）年に27.0%になる（表1、図4）。老人人口は、平成30（2018）年以降平成46（2034）年頃まで、おおよそ3,400万人台で推移するが、老人人口割合は低出生率の影響を受けて平成30（2018）年以降も上昇を続け、平成45（2033）年には30%台に達する。そして、その後も持続的に上昇が続き、平成62（2050）年には、35.7%の水準に達する。すなわち2.8人に1人が65歳以上人口となるものとみられる。

将来の出生率仮定の違いによる高齢化の傾向の差異を、高位と低位推計の結果の比較によってみると、平成30（2018）年ころまでの趨勢に仮定値の違いによる差異は小さい。平成37（2025）年に低位推計では29.5%と高位推計の28.0%に比べ、1.5ポイントの違いが生じている（表2、表3）。この差が、今後の出生率水準が高齢化におよぼす影響である。この高齢化水準の違いは年次が経過すればさらに拡大し、平成62（2050）年では、高位が33.1%、低位が39.0%と5.9ポイントもの差が生じる。このように低出生率社会が長期に続くとすれば、それだけ相対的に高齢化水準が高くなることを示している（図2）。

4. 人口ピラミッドの変化

日本の人口ピラミッドは全体として高齢化していくことになるが、過去における出生数の急増、すなわち昭和22～24年の出生数の急増（第1次ベビーブーム）と昭和25～32年の出生数の急減（ベーベースト）により、過去の出生数の変動が、年齢層の高い部分で凹凸を持つ人口ピラミッドとなる（図5）。

平成 12（2000）年の人口ピラミッドでは第1次ベビーブーム世代が50歳代の前半、第2次ベビーブーム世代が20歳代後半にあるが、平成 37（2025）年に第1次ベビーブーム世代は70歳代の後半、第2次ベビーブーム世代は50歳代前半となる。平成 37（2025）年頃までの人口高齢化は第1次ベビーブーム世代を中心とするものであることがわかる。一方、平成 62（2050）年頃の高齢化水準の高まりは第2次ベビーブーム世代が高齢者となることによって起きるとともに、出生率低迷の影響を受け、世代毎に人口規模が縮小することを反映する姿となっている。

このようにわが国の人口ピラミッドは、戦前の富士山型から近年のような釣鐘型を経て、将来ツボ型へと姿を変えることになる。

5. 従属人口指数の推移

生産年齢人口に対する年少人口と老人人口の相対的な大きさを比較し、生産年齢人口の扶養負担の程度をあらわすための指標として従属人口指数がある。中位推計に基づく老年従属人口指数（老人人口を生産年齢人口で除した値）は、現在の26%（働き手3.9人で老人1人を扶養）から2030年代には50%台（2人で1人を扶養）に上昇し、2050年には67%（1.5人で1人を扶養）となるものと予測される（表4）。一方、年少従属人口指数（年少人口を生産年齢人口で除した値）は、現在の21%（働き手4.7人で年少者1人を扶養）の水準から今後19～21%の水準の範囲で推移するものと予測される。

低出生率によって年少人口が減少するにもかかわらず、年少従属人口指数の水準が大きく低下しないのは親世代に当たる生産年齢人口そのものが減少していくからである。

年少従属人口指数と老年従属人口指数を足した値を従属人口指数といい、生産年齢人口に対する全体の扶養の程度をみることができるが、全体の従属人口指数は老年従属人口指数の動きに沿って上昇する。従属人口指数は生産年齢人口の縮小傾向のもとで、現在の47%水準から平成34（2022）年には67%水準にまで上昇し、その後平成62（2050）年に87%に達するものと予測される。

6. 人口動態率と人口動態数の推移

中位推計結果によると、普通死亡率（人口千人当たりの死亡数）は平成13（2001）年の7.7‰（パーセント）から一貫して上昇を続け、平成32（2020）年には12.1‰、平成62（2050）年には16.2‰に達する（表5）。平均寿命が伸び続けると仮定しているにもかかわらず普通死亡率が上昇を続けるのは、日本の人口が今後急速に高齢化し死亡率の高い老人人口の割合が増えていくためである。

普通出生率（人口千人当たりの出生数）は平成13（2001）年の9.4‰から低下を続け、平成25（2013）年には8.0‰に達する。その後も普通出生率は低下を続け、平成47（2035）年に7.0‰となり、平成62（2050）年に6.7‰となる。

普通出生率と普通死亡率の差である自然増加率は、平成12（2001）年の1.7‰からしばらくプラスを保つが、平成18（2006）年からはマイナスとなり平成62（2050）年には-9.5‰となる。

今回の中位推計によると、年間の出生数は平成12（2001）年の119万人から減少を続け、平成20（2008）年には110万人を切り、平成26（2014）年には100万人の大台を割り込む。そして出生数の規模は減少を続け、平成62（2050）年の67万人に達するものと見込まれる（表5）。

一方、死亡数は平成12（2001）年の98万人から一貫して増加を続け、平成33（2021）年の151万

人を経て、平成50（2038）年にはピークの170万人に達する。その後、やや減少して平成62（2050）年には162万人となる。

II 推計方法の概要

1. 推計期間

推計期間は平成13（2001）年～平成62（2050）年の50年間とした。

2. 推計の方法

推計の方法としては、前回同様コホート要因法を採用した。この方法は、国際人口移動を考慮しつつ、すでに生存する人口については将来生命表を用いて年々加齢していく人口を求める同時に、新たに生まれる人口については、将来の出生率を用いて将来の出生数を計算してその生存数を求める方法である。コホート要因法によって将来人口を推計するためには、（1）基準人口、（2）将来の生残率、（3）将来の出生率、（4）将来の出生性比、（5）将来の国際人口移動数（率）の5つのデータが必要である。

3. 基準人口

推計の出発点となる基準人口は、総務省統計局『平成12年国勢調査』による平成12（2000）年10月1日現在男女年齢各歳別人口（総人口）を用いた。ただし、年齢「不詳」の人口を各歳別に按分して含めた。

4. 生残率の仮定（将来生命表）

ある年の人口から翌年の人口を推計するには男女年齢各歳別の生残率が必要であり、将来の生残率を得るために将来生命表を作成する必要がある。

将来生命表の作成方法には、大きく分けて、経験的方法、数学的方法、そしてリレーショナルモデルの3種類の方法がある。本推計では、リレーショナルモデルを用いた方法であるリー・カーター・モデルを採用し修正して使用した。リー・カーター・モデルは、「平均的な」年齢別死亡率、死亡の一般的な水準（死亡指數）、「死亡の一般的な水準が変化するときの」年齢別死亡率変化率および誤差項に分解することで、死亡の一般的な水準の変化に応じて年齢毎に異なる変化率を記述するモデルである。最近30年間に徐々に緩やかになっている死亡水準の変化を反映させるために、昭和45（1970）年以降のデータを用い閑数当てはめを行った。ただし、平成7（1995）年は阪神大震災の影響があるために除外し、また、平成13（2001）年の2月の死亡数が例年になく極めて少ないことから、平成13年については別途生命表を作成し、最終的な閑数当てはめを行った。以上の手続きにより求められたパラメータと変数から最終的に平成62（2050）年までの死亡率を男女別各歳別で算出し、将来生命表を推計した。

将来生命表に基づくと、平成12（2000）年に男子77.64年、女子84.62年であった平均寿命は、平成17（2005）年には男子78.11年、女子85.20年、平成37（2025）年には男子79.76年、女子87.52

年、平成62（2050）年には男子80.95年、女子89.22年に到達する（表6、図6）。

5. 出生率の仮定

将来の出生数を推計するには、将来における女子の年齢別出生率が必要である。将来の出生率を推計する方法としては期間出生率法とコーホート出生率法があるが、本推計では後者の方法を採用した。コーホート出生率法は、毎年の女子出生コーホート毎に出生過程を観察し、出生過程が完結していないコーホートについて完結出生力の水準と出生タイミングを予測しようとするものである。将来の各年の年齢別出生率ならびに合計特殊出生率は、推計されたコーホート出生率データを年次別データに変換することによって得られる。出生率の将来については不確定要素が大きいため以下の三つの仮定（中位、高位、低位）を設け、それぞれについて出生率を推計した。

4

（1）中位の仮定について

- ① コーホート別にみた晩婚化は昭和25（1950）年出生コーホートの24.4歳から昭和60（1985）年出生コーホートの27.8歳まで進み、平成12（2000）年出生コーホート以後は変わらない。
- ② 生涯未婚率は昭和25（1950）年出生コーホートの4.9%から昭和60（1985）年出生コーホートの16.8%まで進み、平成12（2000）年出生コーホート以後は変わらない。
- ③ 夫婦の完結出生児数は、晩婚・晚産の影響および夫婦の出生行動の変化によって、昭和23～27（1948～52）年出生コーホートの2.14人から昭和60（1985）年出生コーホートの1.72人まで低下し、平成12（2000）年出生コーホート以後は変わらない。
- ④ 全女子の完結出生児数別の分布は以下のように変化し、平成12（2000）年出生コーホート以後一定となる。

出生コーホート	完結出生児数分布（%）					平均出生児数
	0人	1人	2人	3人	4人以上	
昭和25年 (1950年)	10.0	12.3	52.1	21.1	4.6	1.98
昭和60年 (1985年)	31.2	18.5	33.9	12.9	3.5	1.39

この場合、合計特殊出生率は平成12（2000）年の1.36から平成19（2007）年の1.31まで低下した後は上昇に転じ、平成61（2049）年には1.39の水準に達する（表7、図7）。

（2）高位の仮定について

- ① コーホート別にみた晩婚化は昭和25（1950）年出生コーホートの24.4歳から昭和60（1985）年出生コーホートの27.3歳まで進み、平成12（2000）年出生コーホート以後は変わらない。
- ② 生涯未婚率は昭和25（1950）年出生コーホートの4.9%から昭和60（1985）年出生コーホートの13.3%まで進み、平成12（2000）年出生コーホート以後は変わらない。
- ③ 夫婦の完結出生児数は、晩婚・晚産の影響で昭和23～27（1948～52）年出生コーホートの2.14人から昭和60（1985）年出生コーホートの1.93人まで低下し、平成12（2000）年出生コーホー

ト以後は変わらない。

- ④ 全女子の完結出生児数別の分布は以下のように変化し、平成12（2000）年出生コーホート以後一定となる。

出生コーホート	完結出生児数分布（%）					平均出生児数
	0人	1人	2人	3人	4人以上	
昭和60年 (1985年)	21.1	20.1	38.6	15.5	4.7	1.62

この場合、合計特殊出生率は平成12（2000）年の1.36から直ちに上昇に転じ、平成61（2049）年には1.63の水準に到達する（表7、図7）。

（3）低位の仮定について

- ① コーホート別にみた晩婚化は昭和25（1950）年出生コーホートの24.4歳から昭和60（1985）年出生コーホートの28.7歳まで進み、平成12（2000）年出生コーホート以後は変わらない。
- ② 生涯未婚率は昭和25（1950）年出生コーホートの4.9%から昭和60（1985）年出生コーホートの22.6%まで進み、平成12（2000）年出生コーホート以後は変わらない。
- ③ 夫婦の完結出生児数は、晩婚・晚産の影響および夫婦の出生行動の変化によって、昭和23～27（1948～52）年出生コーホートの2.14人から昭和60（1985）年出生コーホートの1.49人まで低下し、平成12（2000）年出生コーホート以後は変わらない。
- ④ 全女子の完結出生児数別の分布は以下のように変化し、平成12（2000）年出生コーホート以後一定となる。

出生コーホート	完結出生児数分布（%）					平均出生児数
	0人	1人	2人	3人	4人以上	
昭和60年 (1985年)	42.0	17.5	29.1	9.3	2.1	1.12

この場合、合計特殊出生率は平成12（2000）年の1.36から低下を続け、平成61（2049）年に1.10に達する（表7、図7）。

6. 出生性比の仮定

将来の出生数を男児と女児に分けるための出生性比については、最近の5年間の実績に基づき女子100に対して男子105.5とし、平成13（2001）年以降一定とした（表8、図8）。

7. 国際人口移動率の仮定

国際人口移動は、わが国の国際化の進展や経済変動に伴い大きく変化する。さらに、国の政策や施策あるいは諸外国における経済・社会状況によっても変動する。

従来の将来人口推計における国際人口移動の仮定は、性・年齢別入国超過率を一定とした仮定設定

を行った。しかし、国際人口移動の動向は、日本人と外国人では異なった推移を示している。さらに、人口移動、特に入国情況の発生は、人口規模ならびに構造に依存しない。

今回の推計では、将来の国際人口移動は、日本人と外国人とに分けて仮定した。すなわち、日本人の入国情況、ならびに外国人の入国情況の2種類について仮定した。

日本人の国際人口移動については、比較的安定し、かつ出国超過を示していることから次のように仮定した。まず、性別・年齢別純移動率（入国情況）の1995～2000年平均値を求め、さらに、偶然変動によるブレを取り除くため補整した率を、2001年以降一定とした。なお、移動数の発生母数（人口）は、日本人であるため、別途日本人口の推定が必要になる。そこで、算出された将来の性別・年齢別人口に日本人口割合（2000年の国勢調査人口と人口動態統計出生数より算定）を乗することにより、日本人口を求めた。

つぎに、外国人の国際人口移動については、ほぼ入国情況であり、近年増加傾向にあることから、1970年以降について性別に回帰線の当てはめを行った。しかし、1990年前後の急激な変動は、全体の傾向との乖離が大きいため1988～95年を除いた年次を用いて、ロジスティック曲線により補外し、将来の外国人の性別入国情況を求めた。なお、入国情況の年齢別割合は、1995～2000年の平均値を一定とした（図9～図11）。

図1 総人口の推移：中位・高位・低位

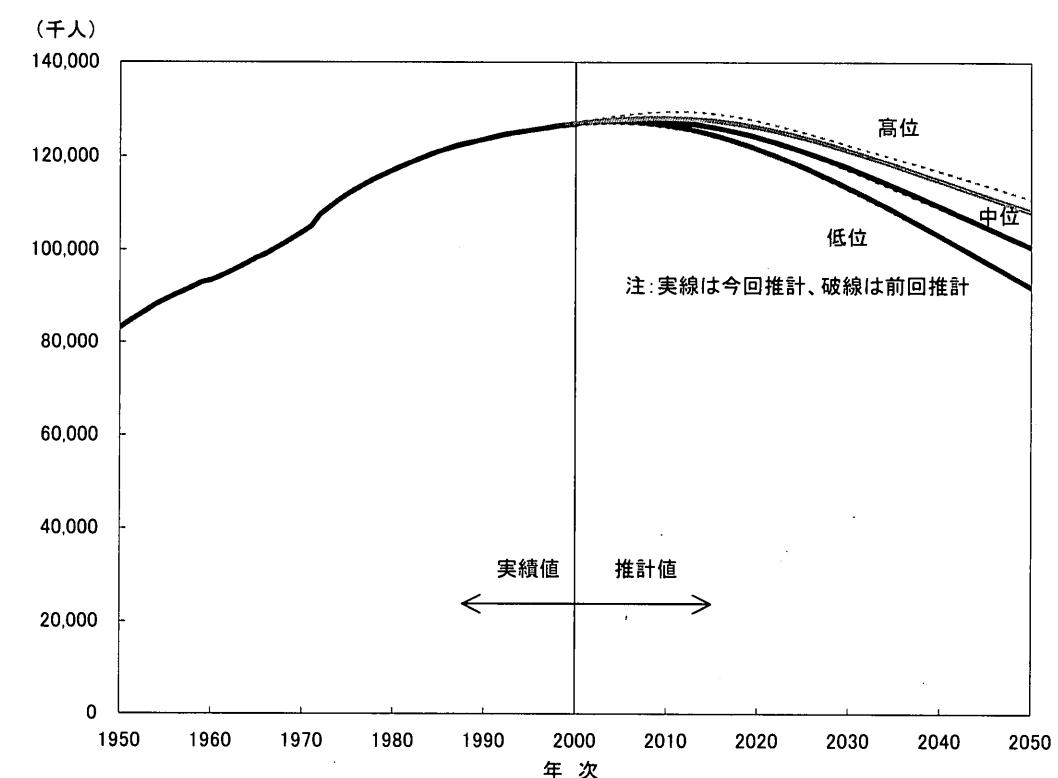


図2 65歳以上人口割合の推移：中位・高位・低位

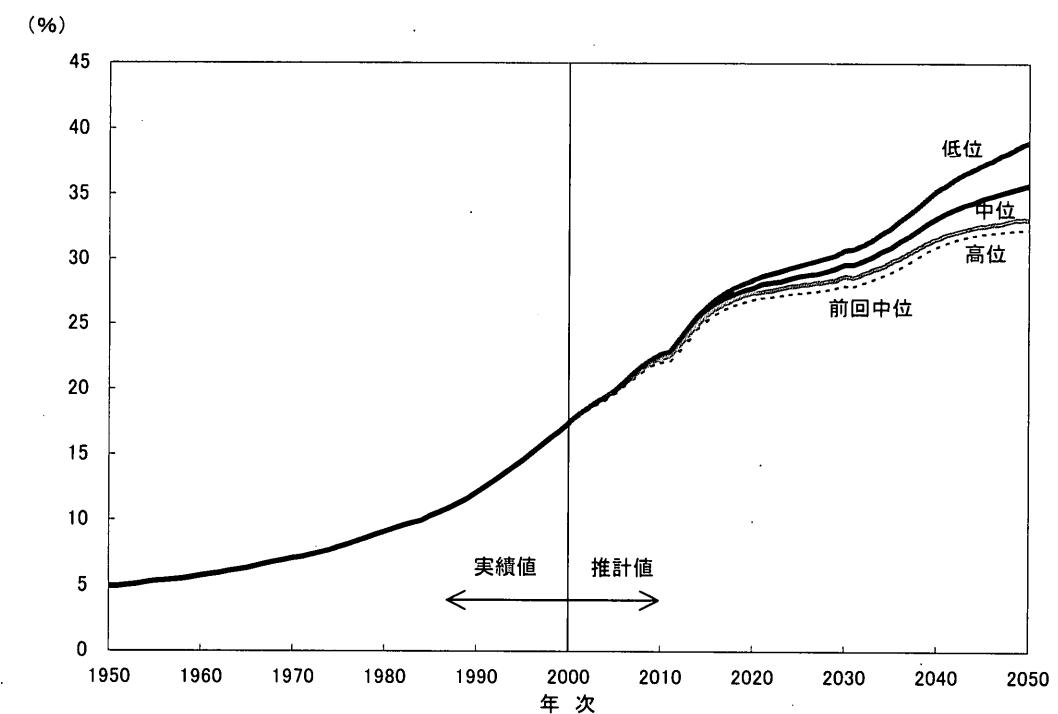


図3 年齢3区分別人口の推移：中位推計

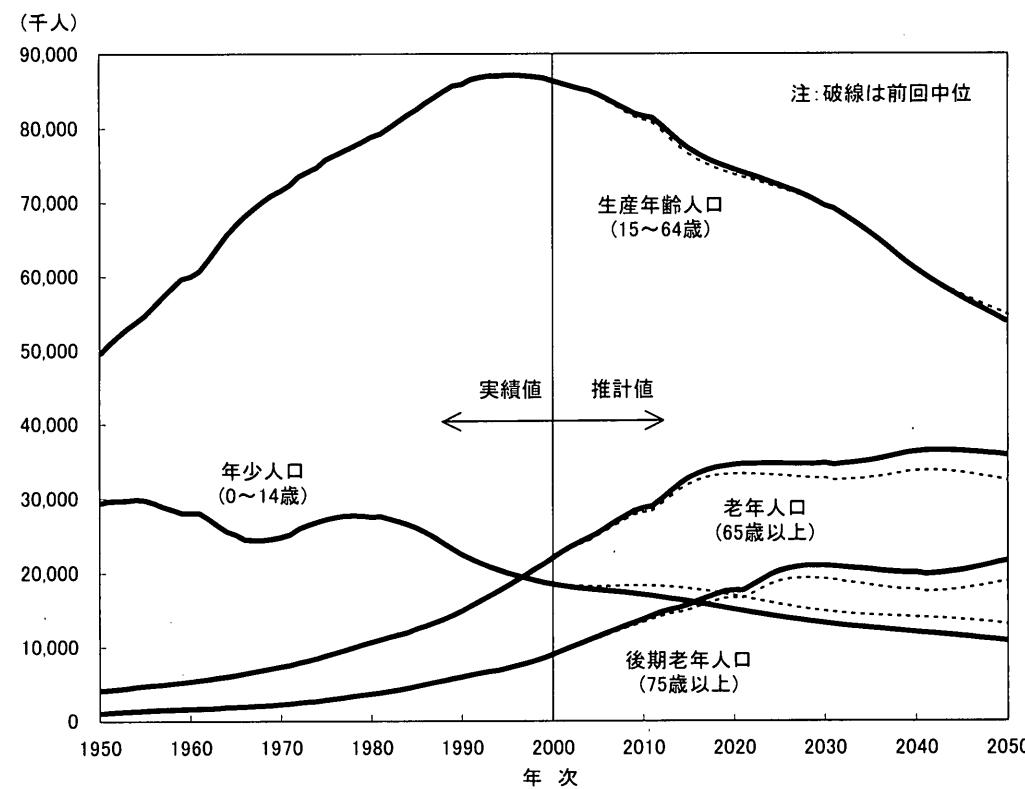


図4 年齢3区分別人口割合の推移：中位推計

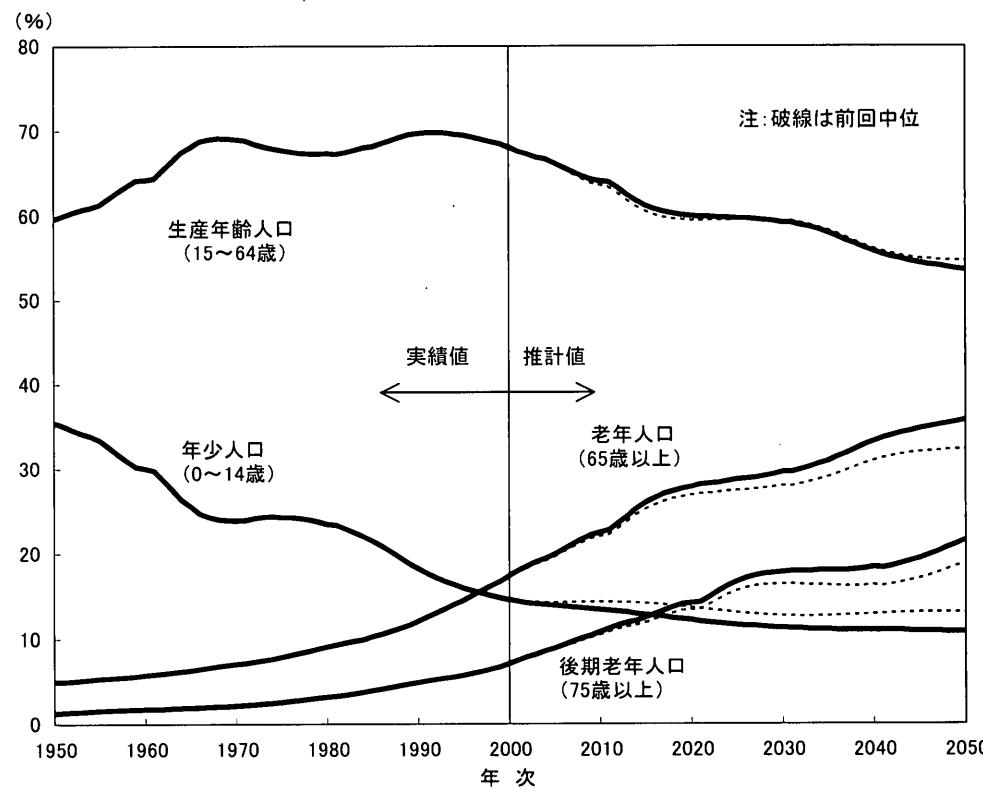


図5 人口ピラミッドの変化：中位推計

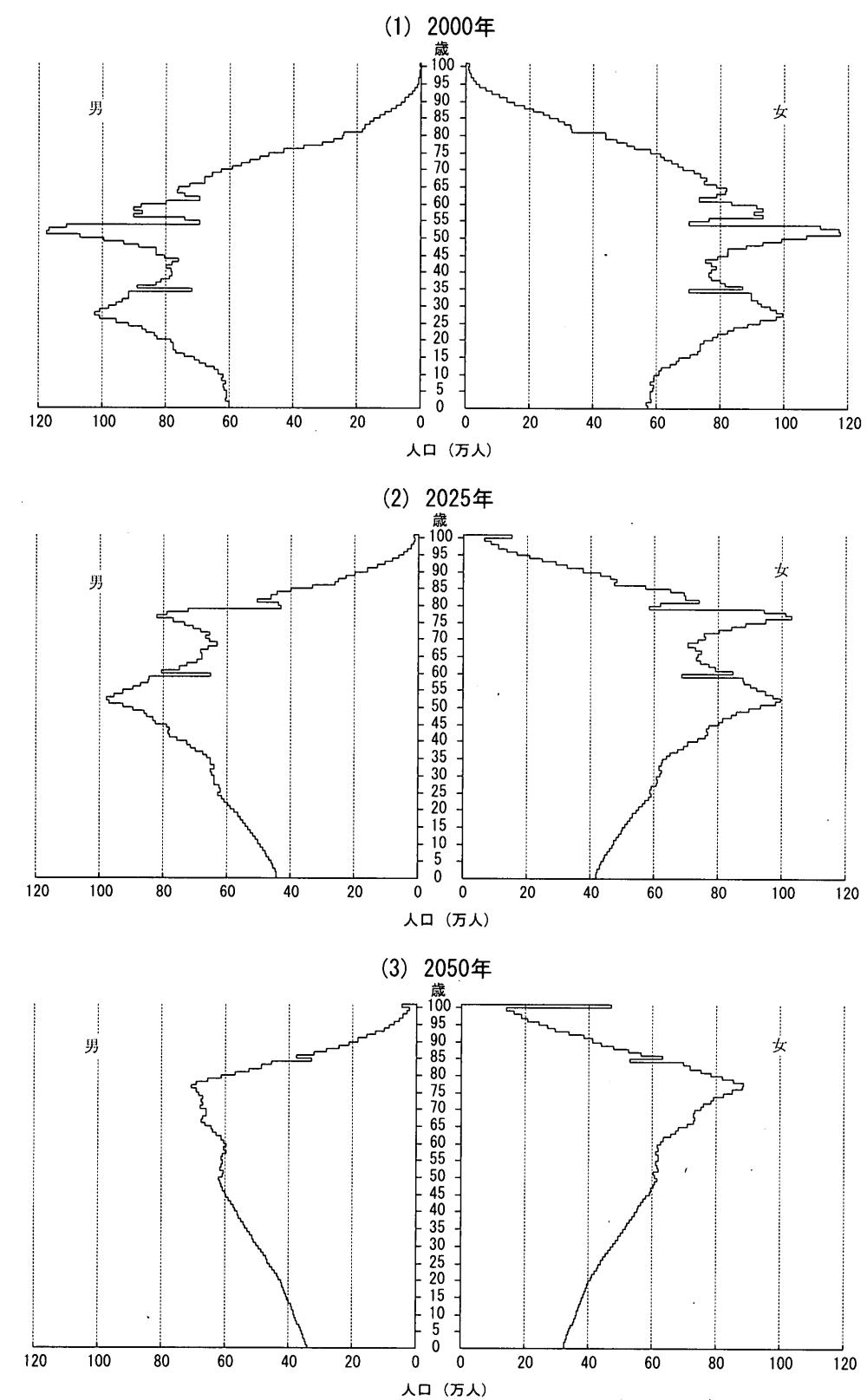


表1 総人口、年齢3区分（0～14歳、15～64歳、65歳以上）別人口および年齢構造係数：中位推計

年 次	人 口（1,000人）				割 合（%）		
	総 数	0～14歳	15～64歳	65歳以上	0～14歳	15～64歳	65歳以上
平成 12(2000)	126,926	18,505	86,380	22,041	14.6	68.1	17.4
13(2001)	127,183	18,307	86,033	22,843	14.4	67.6	18.0
14(2002)	127,377	18,123	85,673	23,581	14.2	67.3	18.5
15(2003)	127,524	17,964	85,341	24,219	14.1	66.9	19.0
16(2004)	127,635	17,842	85,071	24,722	14.0	66.7	19.4
17(2005)	127,708	17,727	84,590	25,392	13.9	66.2	19.9
18(2006)	127,741	17,623	83,946	26,172	13.8	65.7	20.5
19(2007)	127,733	17,501	83,272	26,959	13.7	65.2	21.1
20(2008)	127,686	17,385	82,643	27,658	13.6	64.7	21.7
21(2009)	127,599	17,235	81,994	28,370	13.5	64.3	22.2
22(2010)	127,473	17,074	81,665	28,735	13.4	64.1	22.5
23(2011)	127,309	16,919	81,422	28,968	13.3	64.0	22.8
24(2012)	127,107	16,746	80,418	29,942	13.2	63.3	23.6
25(2013)	126,865	16,558	79,326	30,981	13.1	62.5	24.4
26(2014)	126,585	16,385	78,207	31,992	12.9	61.8	25.3
27(2015)	126,266	16,197	77,296	32,772	12.8	61.2	26.0
28(2016)	125,909	15,980	76,556	33,372	12.7	60.8	26.5
29(2017)	125,513	15,759	75,921	33,832	12.6	60.5	27.0
30(2018)	125,080	15,536	75,374	34,170	12.4	60.3	27.3
31(2019)	124,611	15,314	74,918	34,379	12.3	60.1	27.6
32(2020)	124,107	15,095	74,453	34,559	12.2	60.0	27.8
33(2021)	123,570	14,881	74,026	34,663	12.0	59.9	28.1
34(2022)	123,002	14,673	73,658	34,671	11.9	59.9	28.2
35(2023)	122,406	14,471	73,242	34,694	11.8	59.8	28.3
36(2024)	121,784	14,275	72,775	34,734	11.7	59.8	28.5
37(2025)	121,136	14,085	72,325	34,726	11.6	59.7	28.7
38(2026)	120,466	13,901	71,877	34,688	11.5	59.7	28.8
39(2027)	119,773	13,724	71,397	34,652	11.5	59.6	28.9
40(2028)	119,061	13,553	70,858	34,650	11.4	59.5	29.1
41(2029)	118,329	13,389	70,275	34,665	11.3	59.4	29.3
42(2030)	117,580	13,233	69,576	34,770	11.3	59.2	29.6
43(2031)	116,813	13,085	69,174	34,554	11.2	59.2	29.6
44(2032)	116,032	12,944	68,398	34,689	11.2	58.9	29.9
45(2033)	115,235	12,812	67,608	34,815	11.1	58.7	30.2
46(2034)	114,425	12,686	66,771	34,968	11.1	58.4	30.6
47(2035)	113,602	12,567	65,891	35,145	11.1	58.0	30.9
48(2036)	112,768	12,453	64,953	35,362	11.0	57.6	31.4
49(2037)	111,923	12,341	63,962	35,619	11.0	57.1	31.8
50(2038)	111,068	12,233	62,928	35,908	11.0	56.7	32.3
51(2039)	110,207	12,125	61,919	36,163	11.0	56.2	32.8
52(2040)	109,338	12,017	60,990	36,332	11.0	55.8	33.2
53(2041)	108,465	11,908	60,126	36,432	11.0	55.4	33.6
54(2042)	107,589	11,798	59,329	36,462	11.0	55.1	33.9
55(2043)	106,712	11,686	58,555	36,471	11.0	54.9	34.2
56(2044)	105,835	11,572	57,824	36,439	10.9	54.6	34.4
57(2045)	104,960	11,455	57,108	36,396	10.9	54.4	34.7
58(2046)	104,087	11,336	56,449	36,302	10.9	54.2	34.9
59(2047)	103,213	11,215	55,800	36,198	10.9	54.1	35.1
60(2048)	102,339	11,092	55,146	36,102	10.8	53.9	35.3
61(2049)	101,466	10,967	54,498	36,001	10.8	53.7	35.5
62(2050)	100,593	10,842	53,889	35,863	10.8	53.6	35.7

各年10月1日現在人口。平成12(2000)年は、総務省統計局『国勢調査報告』(年齢「不詳人口」を按分補正した) 人口による。

表2 総人口、年齢3区分（0～14歳、15～64歳、65歳以上）別人口および年齢構造係数：高位推計

年 次	人 口（1,000人）				割 合（%）		
	総 数	0～14歳	15～64歳	65歳以上	0～14歳	15～64歳	65歳以上
平成 12(2000)	126,926	18,505	86,380	22,041	14.6	68.1	17.4
13(2001)	127,198	18,322	86,033	22,843	14.4	67.6	18.0
14(2002)	127,419	18,165	85,673	23,581	14.3	67.2	18.5
15(2003)	127,603	18,043	85,341	24,219	14.1	66.9	19.0
16(2004)	127,762	17,969	85,071	24,722	14.1	66.6	19.4
17(2005)	127,894	17,913	84,590	25,392	14.0	66.1	19.9
18(2006)	128,000	17,882	83,946	26,172	14.0	65.6	20.4
19(2007)	128,078	17,846	83,272	26,959	13.9	65.0	21.0
20(2008)	128,128	17,828	82,643	27,658	13.9	64.5	21.6
21(2009)	128,151	17,787	81,994	28,370	13.9	64.0	22.1
22(2010)	128,145	17,746	81,665	28,735	13.8	63.7	22.4
23(2011)	128,110	17,720	81,422	28,968	13.8	63.6	22.6
24(2012)	128,043	17,683	80,418	29,942	13.8	62.8	23.4
25(2013)	127,943	17,636	79,326	30,981	13.8	62.0	24.2
26(2014)	127,809	17,609	78,207	31,992	13.8	61.2	25.0
27(2015)	127,640	17,571	77,296	32,772	13.8	60.6	25.7
28(2016)	127,435	17,491	76,571	33,372	13.7	60.1	26.2
29(2017)	127,193	17,398	75,963	33,832	13.7	59.7	26.6
30(2018)	126,914	17,293	75,452	34,170	13.6	59.5	26.9
31(2019)	126,600	17,178	75,043	34,379	13.6	59.3	27.2
32(2020)	126,250	17,053	74,638	34,559	13.5	59.1	27.4
33(2021)	125,867	16,921	74,284</td				

表3 総人口、年齢3区分(0~14歳、15~64歳、65歳以上) 別人口および年齢構造係数: 低位推計

年 次	人 口 (1,000人)			割 合 (%)			
	総 数	0~14歳	15~64歳	65歳以上	0~14歳	15~64歳	65歳以上
平成 12(2000)	126,926	18,505	86,380	22,041	14.6	68.1	17.4
13(2001)	127,165	18,290	86,033	22,843	14.4	67.7	18.0
14(2002)	127,328	18,074	85,673	23,581	14.2	67.3	18.5
15(2003)	127,431	17,871	85,341	24,219	14.0	67.0	19.0
16(2004)	127,483	17,690	85,071	24,722	13.9	66.7	19.4
17(2005)	127,482	17,501	84,590	25,392	13.7	66.4	19.9
18(2006)	127,426	17,308	83,946	26,172	13.6	65.9	20.5
19(2007)	127,315	17,084	83,272	26,959	13.4	65.4	21.2
20(2008)	127,152	16,851	82,643	27,658	13.3	65.0	21.8
21(2009)	126,937	16,573	81,994	28,370	13.1	64.6	22.3
22(2010)	126,673	16,274	81,665	28,735	12.8	64.5	22.7
23(2011)	126,362	15,972	81,422	28,968	12.6	64.4	22.9
24(2012)	126,004	15,644	80,418	29,942	12.4	63.8	23.8
25(2013)	125,601	15,294	79,326	30,981	12.2	63.2	24.7
26(2014)	125,152	14,953	78,207	31,992	11.9	62.5	25.6
27(2015)	124,661	14,593	77,296	32,772	11.7	62.0	26.3
28(2016)	124,129	14,217	76,539	33,372	11.5	61.7	26.9
29(2017)	123,556	13,850	75,873	33,832	11.2	61.4	27.4
30(2018)	122,944	13,493	75,281	34,170	11.0	61.2	27.8
31(2019)	122,296	13,150	74,767	34,379	10.8	61.1	28.1
32(2020)	121,613	12,826	74,228	34,559	10.5	61.0	28.4
33(2021)	120,898	12,522	73,713	34,663	10.4	61.0	28.7
34(2022)	120,152	12,238	73,243	34,671	10.2	61.0	28.9
35(2023)	119,379	11,975	72,711	34,694	10.0	60.9	29.1
36(2024)	118,580	11,729	72,117	34,734	9.9	60.8	29.3
37(2025)	117,755	11,500	71,529	34,726	9.8	60.7	29.5
38(2026)	116,907	11,285	70,935	34,688	9.7	60.7	29.7
39(2027)	116,037	11,083	70,301	34,652	9.6	60.6	29.9
40(2028)	115,144	10,894	69,601	34,650	9.5	60.4	30.1
41(2029)	114,231	10,715	68,851	34,665	9.4	60.3	30.3
42(2030)	113,297	10,546	67,981	34,770	9.3	60.0	30.7
43(2031)	112,344	10,384	67,406	34,554	9.2	60.0	30.8
44(2032)	111,372	10,229	66,454	34,689	9.2	59.7	31.1
45(2033)	110,381	10,079	65,487	34,815	9.1	59.3	31.5
46(2034)	109,373	9,933	64,473	34,968	9.1	58.9	32.0
47(2035)	108,349	9,789	63,416	35,145	9.0	58.5	32.4
48(2036)	107,309	9,645	62,302	35,362	9.0	58.1	33.0
49(2037)	106,255	9,501	61,135	35,619	8.9	57.5	33.5
50(2038)	105,188	9,355	59,925	35,908	8.9	57.0	34.1
51(2039)	104,112	9,207	58,741	36,163	8.8	56.4	34.7
52(2040)	103,025	9,056	57,637	36,332	8.8	55.9	35.3
53(2041)	101,932	8,903	56,597	36,432	8.7	55.5	35.7
54(2042)	100,833	8,747	55,624	36,462	8.7	55.2	36.2
55(2043)	99,732	8,589	54,672	36,471	8.6	54.8	36.6
56(2044)	98,630	8,430	53,761	36,439	8.5	54.5	36.9
57(2045)	97,529	8,269	52,863	36,396	8.5	54.2	37.3
58(2046)	96,429	8,109	52,018	36,302	8.4	53.9	37.6
59(2047)	95,328	7,949	51,181	36,198	8.3	53.7	38.0
60(2048)	94,228	7,792	50,335	36,102	8.3	53.4	38.3
61(2049)	93,129	7,637	49,491	36,001	8.2	53.1	38.7
62(2050)	92,031	7,486	48,683	35,863	8.1	52.9	39.0

各年10月1日現在人口。平成12(2000)年は、総務省統計局『国勢調査報告』(年齢「不詳人口」を按分補正した) 人口による。

表4 人口の平均年齢、中位数年齢および年齢構造指数: 中位推計

年 次	平均年齢 (歳)	中位数 年齢 (歳)	生産年齢人口を15~64歳とした場合			生産年齢人口を20~69歳とした場合		
			従属人口指数(%)		老年化 指数(%)	従属人口指数(%)		老年化 指数(%)
			総 数	年少人口	老年人口	総 数	年少人口	老年人口
平成 12(2000)	41.4	41.5	46.9	21.4	25.5	119.1	47.6	30.2
13(2001)	41.8	41.8	47.8	21.3	26.6	124.8	48.0	29.9
14(2002)	42.1	42.1	48.7	21.2	27.5	130.1	48.4	29.5
15(2003)	42.5	42.4	49.4	21.0	28.4	134.8	48.8	29.1
16(2004)	42.8	42.6	50.0	21.0	29.1	138.6	49.1	28.8
17(2005)	43.1	42.9	51.0	21.0	30.0	143.2	49.6	28.5
18(2006)	43.4	43.2	52.2	21.0	31.2	148.5	50.2	28.3
19(2007)	43.7	43.5	53.4	21.0	32.4	154.0	50.8	28.1
20(2008)	44.0	43.8	54.5	21.0	33.5	159.1	51.3	27.9
21(2009)	44.3	44.2	55.6	21.0	34.6	164.6	51.6	27.7
22(2010)	44.6	44.4	56.1	20.9	35.2	168.3	52.3	27.6
23(2011)	44.9	44.7	56.4	20.8	35.6	171.2	53.2	27.6
24(2012)	45.2	45.0	58.1	20.8	37.2	178.8	54.2	27.6
25(2013)	45.5	45.4	59.9	20.9	39.1	187.1	55.1	27.6
26(2014)	45.7	45.7	61.9	21.0	40.9	195.3	55.9	27.5
27(2015)	46.0	46.1	63.4	21.0	42.4	202.3	56.1	27.4
28(2016)	46.2	46.5	64.5	20.9	43.6	208.8	56.2	27.2
29(2017)	46.5	46.8	65.3	20.8	44.6	214.7	57.6	27.2
30(2018)	46.7	47.2	65.9	20.6	45.3	219.9	59.1	27.2
31(2019)	47.0	47.6</						

表5 出生、死亡および自然増加の実数ならびに率：中位推計

年 次	実 数 (1,000人)			率 (人口1,000対)		
	出 生	死 亡	自然增加	出 生	死 亡	自然增加
平成 13 (2001)	1,194	982	212	9.4	7.7	1.7
14 (2002)	1,183	1,033	150	9.3	8.1	1.2
15 (2003)	1,170	1,067	102	9.2	8.4	0.8
16 (2004)	1,154	1,092	62	9.0	8.6	0.5
17 (2005)	1,137	1,117	20	8.9	8.7	0.2
18 (2006)	1,119	1,142	-23	8.8	8.9	-0.2
19 (2007)	1,102	1,167	-66	8.6	9.1	-0.5
20 (2008)	1,085	1,193	-108	8.5	9.4	-0.8
21 (2009)	1,069	1,219	-150	8.4	9.6	-1.2
22 (2010)	1,055	1,245	-191	8.3	9.8	-1.5
23 (2011)	1,041	1,272	-231	8.2	10.0	-1.8
24 (2012)	1,027	1,298	-271	8.1	10.2	-2.1
25 (2013)	1,013	1,325	-312	8.0	10.5	-2.5
26 (2014)	999	1,351	-352	7.9	10.7	-2.8
27 (2015)	985	1,376	-392	7.8	10.9	-3.1
28 (2016)	971	1,401	-431	7.7	11.2	-3.4
29 (2017)	956	1,426	-470	7.6	11.4	-3.8
30 (2018)	941	1,449	-508	7.6	11.6	-4.1
31 (2019)	928	1,472	-544	7.5	11.9	-4.4
32 (2020)	914	1,493	-579	7.4	12.1	-4.7
33 (2021)	902	1,514	-612	7.3	12.3	-5.0
34 (2022)	891	1,533	-643	7.3	12.5	-5.3
35 (2023)	880	1,552	-671	7.2	12.7	-5.5
36 (2024)	871	1,569	-698	7.2	13.0	-5.8
37 (2025)	863	1,585	-723	7.2	13.2	-6.0
38 (2026)	855	1,601	-746	7.1	13.4	-6.2
39 (2027)	847	1,615	-768	7.1	13.6	-6.4
40 (2028)	840	1,628	-788	7.1	13.8	-6.7
41 (2029)	834	1,641	-807	7.1	14.0	-6.9
42 (2030)	828	1,652	-825	7.1	14.1	-7.1
43 (2031)	821	1,663	-842	7.1	14.3	-7.3
44 (2032)	815	1,672	-857	7.1	14.5	-7.4
45 (2033)	808	1,680	-872	7.1	14.7	-7.6
46 (2034)	801	1,687	-886	7.1	14.8	-7.8
47 (2035)	794	1,692	-899	7.0	15.0	-8.0
48 (2036)	786	1,697	-910	7.0	15.2	-8.1
49 (2037)	778	1,699	-921	7.0	15.3	-8.3
50 (2038)	770	1,700	-930	7.0	15.4	-8.4
51 (2039)	761	1,699	-938	7.0	15.5	-8.6
52 (2040)	753	1,697	-944	6.9	15.6	-8.7
53 (2041)	744	1,693	-949	6.9	15.7	-8.8
54 (2042)	735	1,686	-951	6.9	15.8	-8.9
55 (2043)	726	1,679	-952	6.9	15.9	-9.0
56 (2044)	717	1,669	-952	6.8	15.9	-9.1
57 (2045)	708	1,659	-951	6.8	15.9	-9.1
58 (2046)	700	1,649	-950	6.8	16.0	-9.2
59 (2047)	691	1,641	-950	6.8	16.0	-9.3
60 (2048)	682	1,633	-950	6.7	16.1	-9.4
61 (2049)	674	1,624	-950	6.7	16.1	-9.4
62 (2050)	667	1,617	-950	6.7	16.2	-9.5

日本における外国人を含む。

図6 平均寿命の推移：実績値および仮定値

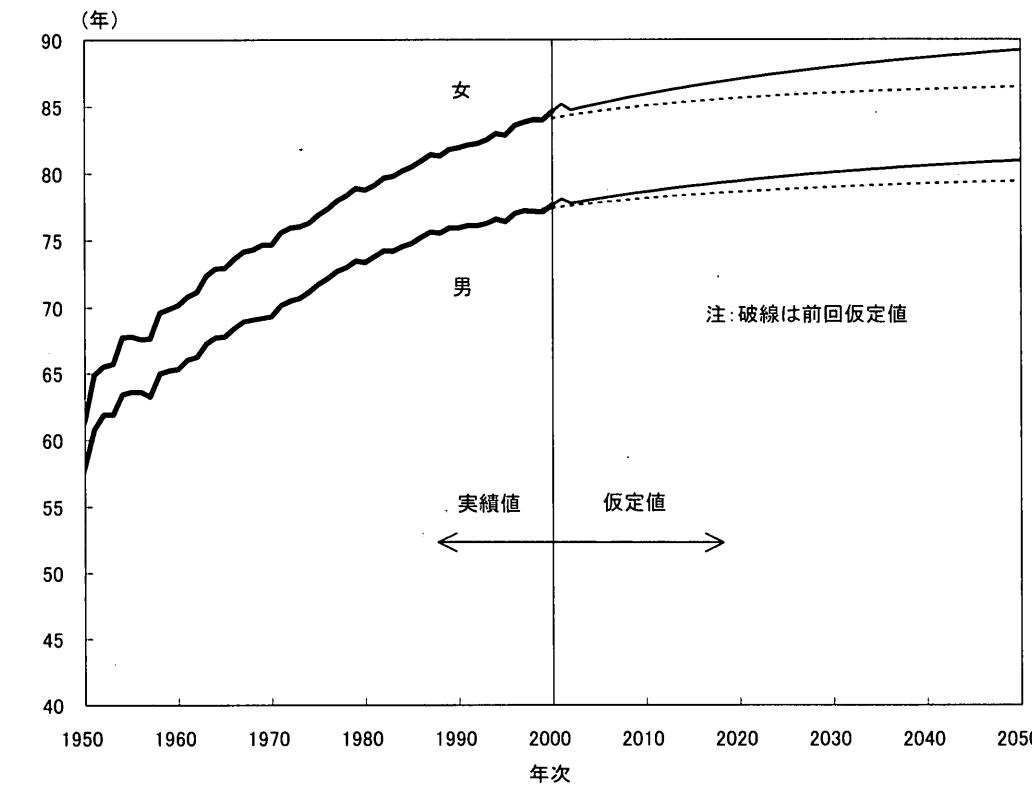


表6 仮定された平均寿命(出生時の平均余命)の推移

年 次	(年)			年 次	(年)		
	男	女	男女差		男	女	男女差
平成12(2000)	77.64	84.62	6.98	平成38(2026)	79.82	87.60	7.78
13 (2001)	78.08	85.18	7.10	14 (2002)	77.76	84.73	6.97
15 (2003)	77.88	84.89	7.01	16 (2004)	77.99	85.05	7.06
17 (2005)	78.11	85.20	7.10	18 (2006)	78.21	85.35	7.14
19 (2007)	78.32	85.50	7.18	20 (2008)	78.42	85.64	7.21
21 (2009)	78.52	85.77	7.25	22 (2010)	78.62	85.90	7.29
23 (2011)	78.71	86.03	7.32	24 (2012)	78.80	86.16	7.36
25 (2013)	78.89	86.28	7.39	26 (2014)	78.97	86.40	7.43
27 (2015)	79.05	86.51	7.46	28 (2016)	79.13	86.63	7.49
29 (2017)	79.21	86.73	7.52	30 (2018)	79.29	86.84	7.56
31 (2019)	79.36	86.95	7.59	32 (2020)	79.43	87.05	7.61
33 (2021)	79.50	87.15	7.64	34 (2022)	79.57	87.24	7.67
35 (2023)	79.64	87.34	7.70	36 (2024)	79.70	87.43	7.73
37 (2025)	79.76	87.52	7.75	62 (2050)	80.95	89.22	8.27

平成12(2000)年は実績値である。

図7 合計特殊出生率の年次推移：実績値および仮定値

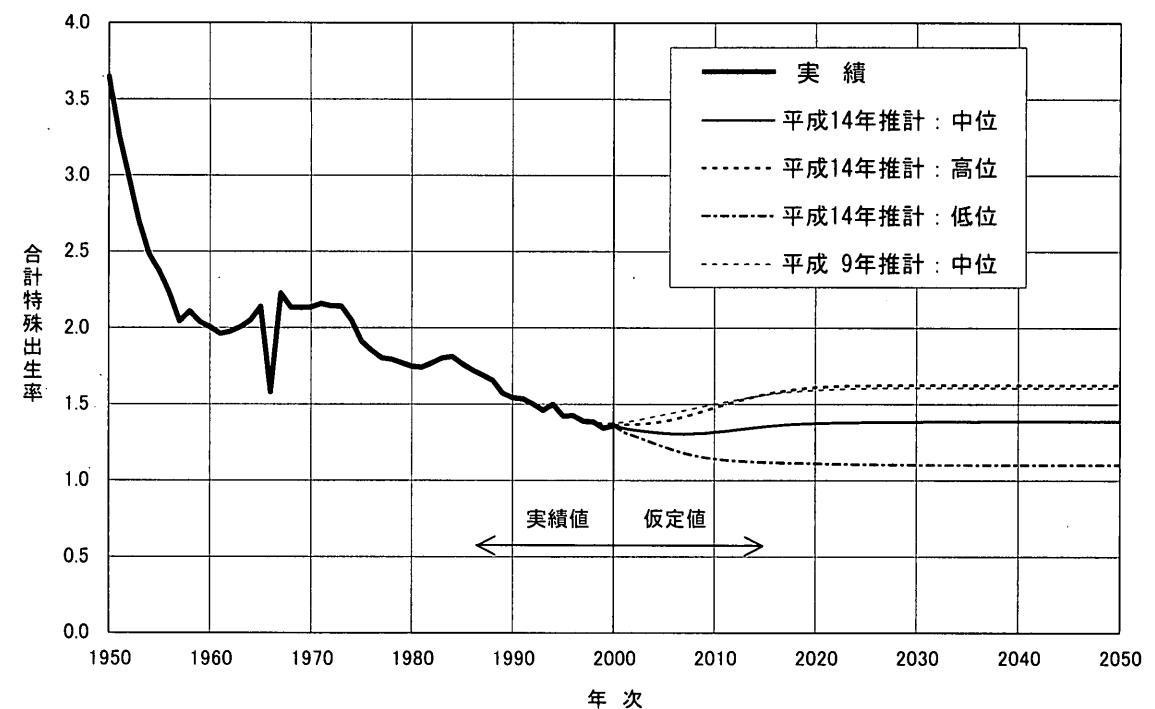


表7 仮定された合計特殊出生率の推移

年次	中位	高位	低位	年次	中位	高位	低位
平成12(2000)	1.36009	1.36009	1.36009	平成38(2026)	1.38214	1.62256	1.10603
13(2001)	1.34277	1.36761	1.31671	39(2027)	1.38253	1.62303	1.10527
14(2002)	1.33240	1.36752	1.29344	40(2028)	1.38304	1.62348	1.10475
15(2003)	1.32344	1.37084	1.26896	41(2029)	1.38361	1.62391	1.10441
16(2004)	1.31686	1.37857	1.24511	42(2030)	1.38420	1.62429	1.10419
17(2005)	1.31076	1.38831	1.22074	43(2031)	1.38477	1.62460	1.10404
18(2006)	1.30696	1.40118	1.19843	44(2032)	1.38528	1.62485	1.10392
19(2007)	1.30622	1.41744	1.17963	45(2033)	1.38565	1.62496	1.10375
20(2008)	1.30816	1.43632	1.16432	46(2034)	1.38599	1.62505	1.10363
21(2009)	1.31166	1.45585	1.15156	47(2035)	1.38629	1.62514	1.10356
22(2010)	1.31786	1.47677	1.14260	48(2036)	1.38654	1.62521	1.10351
23(2011)	1.32471	1.49694	1.13555	49(2037)	1.38673	1.62526	1.10347
24(2012)	1.33225	1.51606	1.13025	50(2038)	1.38688	1.62530	1.10344
25(2013)	1.33929	1.53359	1.12556	51(2039)	1.38699	1.62533	1.10342
26(2014)	1.34688	1.55023	1.12258	52(2040)	1.38708	1.62535	1.10340
27(2015)	1.35370	1.56484	1.12022	53(2041)	1.38714	1.62536	1.10339
28(2016)	1.36028	1.57793	1.11880	54(2042)	1.38718	1.62537	1.10339
29(2017)	1.36509	1.58814	1.11677	55(2043)	1.38721	1.62538	1.10338
30(2018)	1.36881	1.59634	1.11469	56(2044)	1.38723	1.62538	1.10338
31(2019)	1.37303	1.60418	1.11407	57(2045)	1.38725	1.62538	1.10338
32(2020)	1.37522	1.60924	1.11222	58(2046)	1.38725	1.62538	1.10338
33(2021)	1.37673	1.61295	1.11039	59(2047)	1.38726	1.62538	1.10338
34(2022)	1.37890	1.61674	1.10983	60(2048)	1.38726	1.62538	1.10338
35(2023)	1.37992	1.61885	1.10857	61(2049)	1.38726	1.62538	1.10338
36(2024)	1.38091	1.62060	1.10769	62(2050)	1.38726	1.62538	1.10338
37(2025)	1.38191	1.62208	1.10713				

注：平成12(2000)年は実績値である。ただし、7月1日(年次)人口にもとづく実績値。

人口動態統計公表値は10月1日人口にもとづく。

図8 出生性比の推移

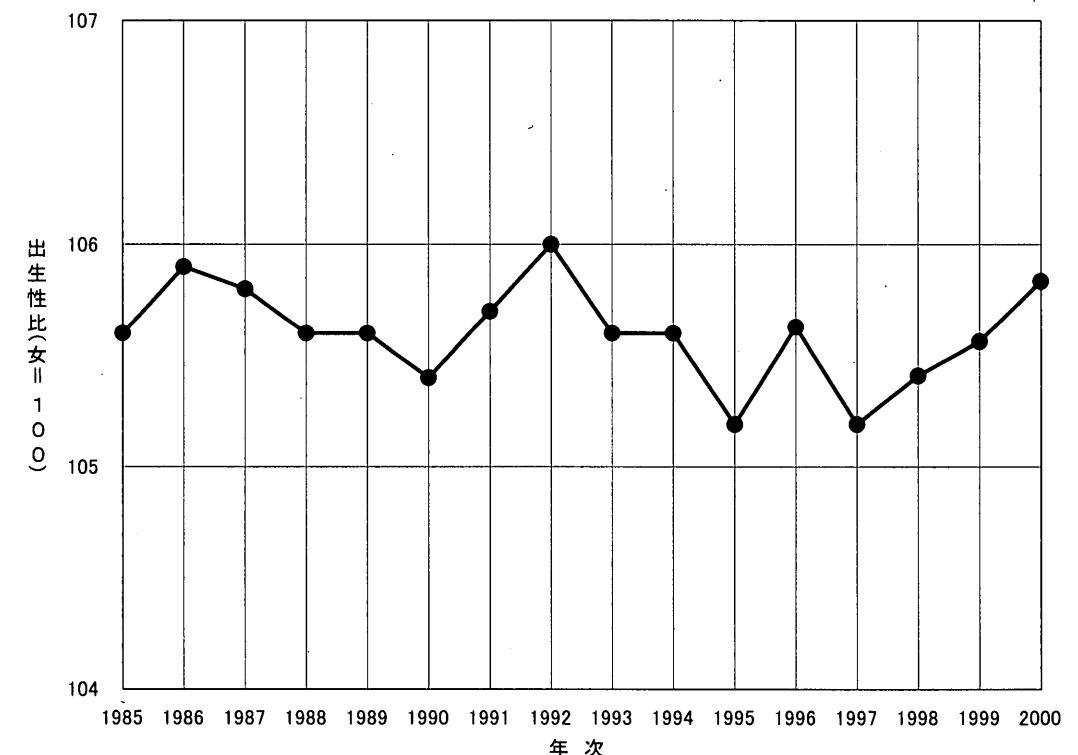


表8 性別出生数および出生性比：1970～2000年

年次	総数	男	女	出生性比 ¹⁾
1970	1,934,239	1,000,403	933,836	107.1
1975	1,901,440	979,091	922,349	106.2
1976	1,832,617	943,829	888,788	106.2
1977	1,755,100	903,380	851,720	106.1
1978	1,708,643	879,149	829,494	106.0
1979	1,642,580	845,884	796,696	106.2
1980	1,576,889	811,418	765,471	106.0
1981	1,529,455	786,596	742,859	105.9
1982	1,515,392	777,855	737,537	105.5
1983	1,508,687	775,206	733,481	105.7
1984	1,489,780	764,597	725,183	105.4
1985	1,431,577	735,284	696,293	105.6
1986	1,382,946	711,301	671,645	105.9
1987	1,346,658	692,304	654,354	105.8
1988	1,314,006	674,883	639,123	105.6
1989	1,246,802	640,506	606,296	105.6
1990	1,221,585	626,971	594,614	105.4
1991	1,223,245	628,615	594,630	105.7
1992	1,208,989	622,136	586,853	106.0
1993	1,188,317	610,268	578,049	105.6
1994	1,238,247	635,863	602,384	105.6
1995	1,187,064	608,547	578,517	105.2
1996	1,206,555	619,793	586,762	105.6
1997	1,191,665	610,905	580,760	105.2
1998	1,203,147	617,414	585,733	105.4
1999	1,177,669	604,769	572,900	105.6
2000	1,190,547	612,148	578,399	105.8

厚生労働省統計情報部『人口動態統計』による。

注：日本人のみ。1970年は沖縄県を含まない。

1) 出生性比は女100に対する男の数。

図9 日本人入国超過率の仮定

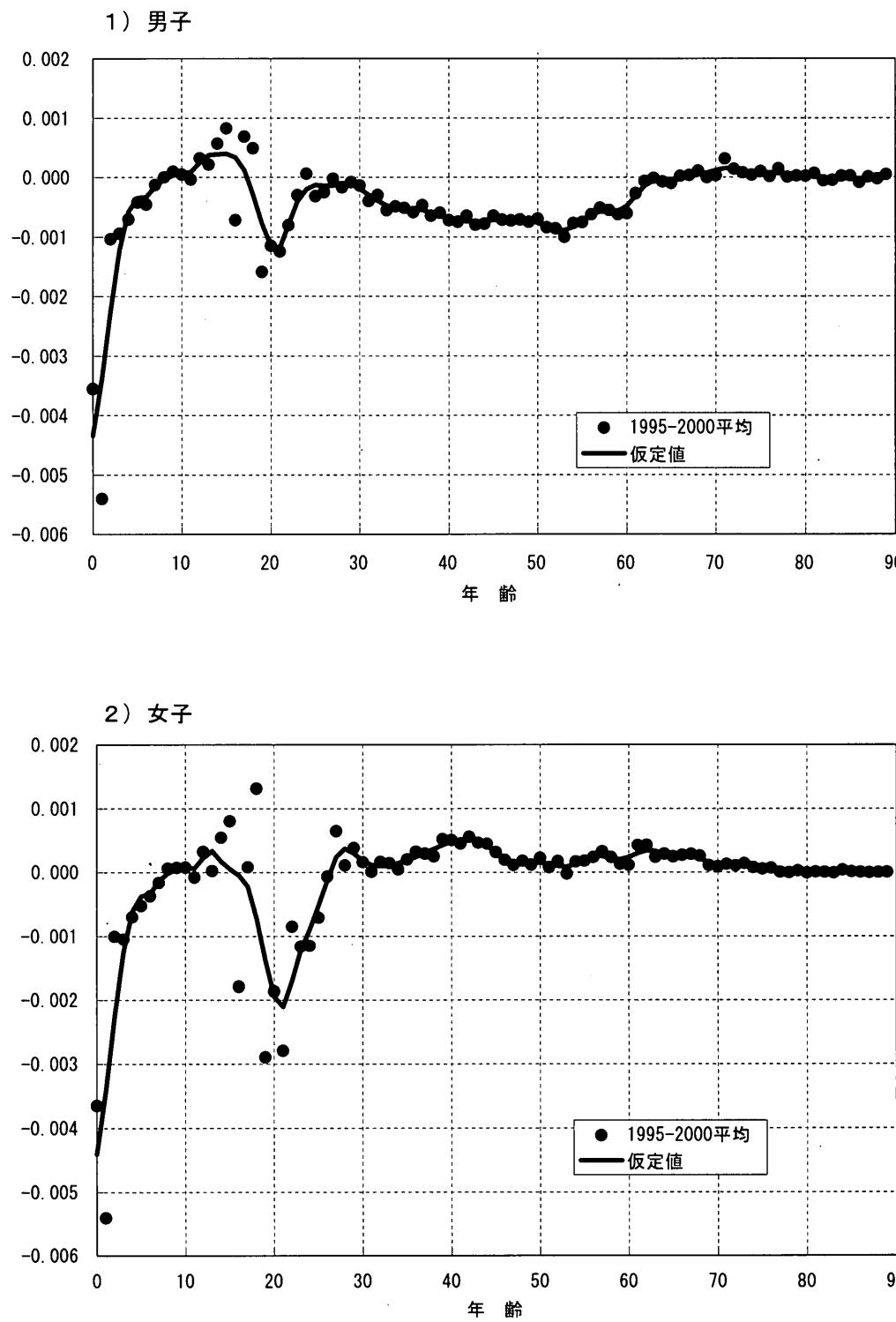


図10 外国人入国超過数の仮定値

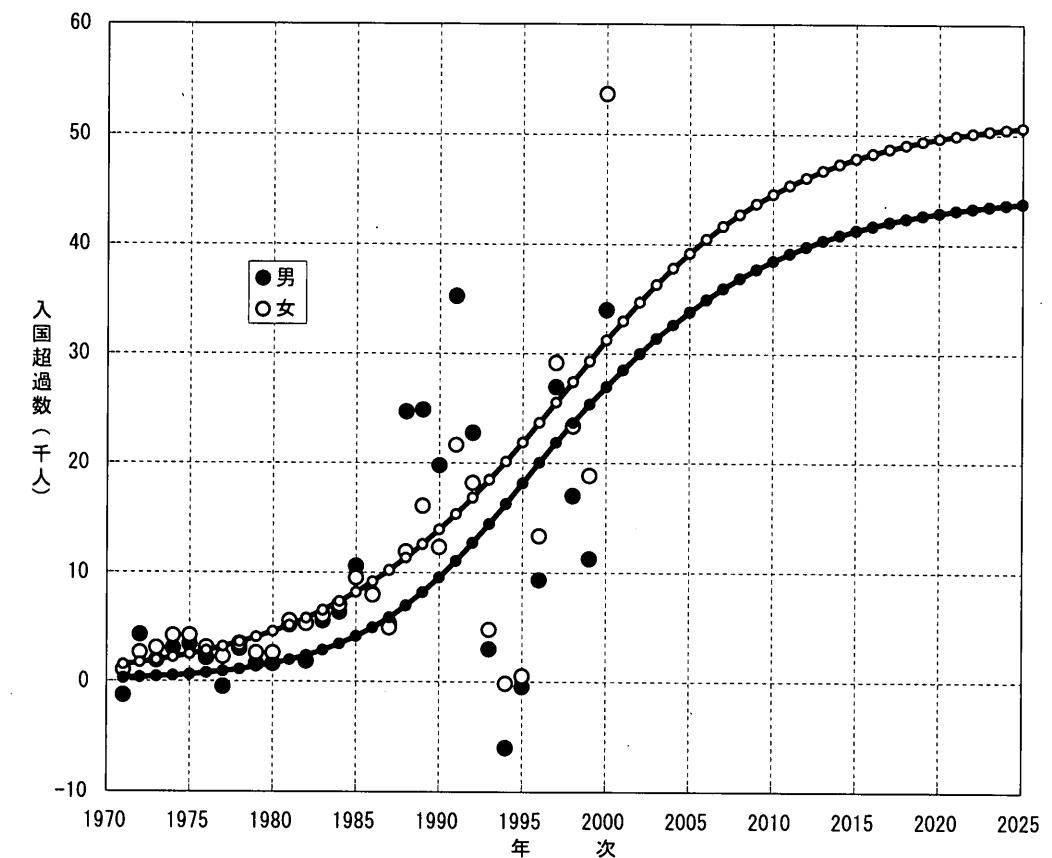
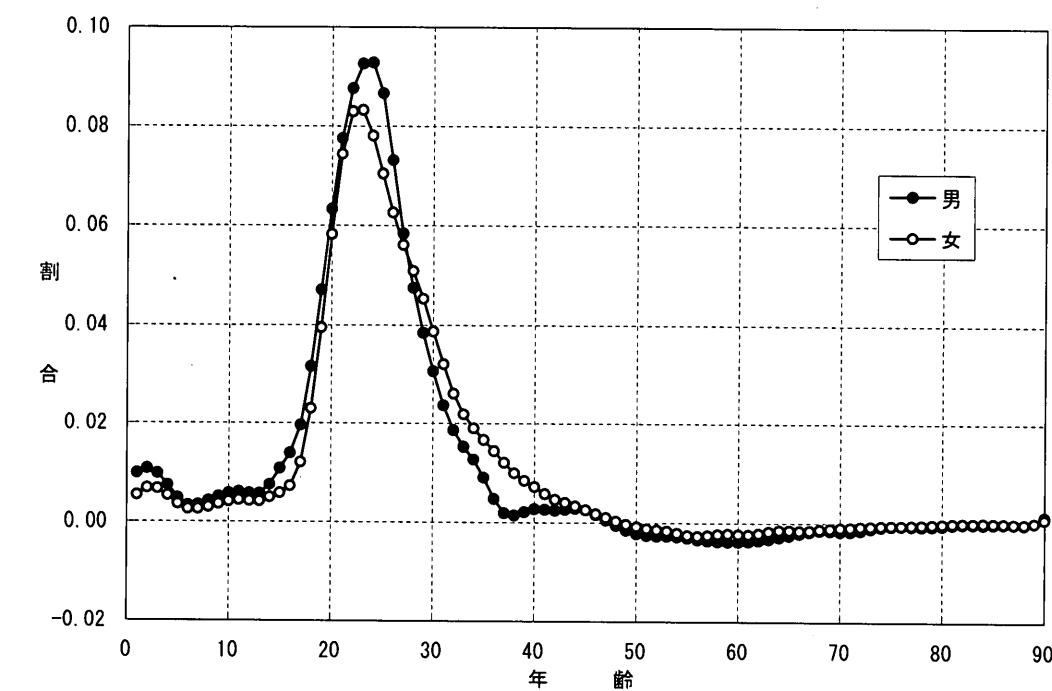


図11 外国人入国超過年齢別割合



第Ⅱ部

社会保障の体系と現状

第1節 社会保障の体系と現状

1 はじめに

中央省庁再編（中央省庁等改革基本法）によって、総理府社会保障制度審議会事務局が平成13年1月6日をもって廃止された。そのため本統計年報において平成11年版まで掲載してきた同事務局の推計「社会保障関係総費用」の更新ができなくなった。これまで本節、1. 社会保障の体系は社会保障制度審議会の「勧告」に基づく社会保障制度の定義において整理してきた。基本的にその枠組みが変更されることは無いが、「社会保障関係総費用」において採用されてきた3分類すなわち「狭義の社会保障」「広義の社会保障」「社会保障関連制度」の区分による、費用を示すことができない。そこで代わりに社会保障費用統計としては、国立社会保障・人口問題研究所が推計公表している「社会保障給付費」を掲載し、理解の助けとなるよう配慮した。

なお、社会保障給付費の範囲は、ILO（国際労働機関）が国際比較上定めた社会保障の基準に基づいて決定されている。

ILOでは、社会保障の基準を次のように定めている。すなわち、以下の3基準を満たすすべての制度を社会保障制度と定義する。

- 1 制度の目的が、次のリスクやニーズのいずれかに対する給付を提供するものであること。
 - (1) 高齢 (2) 遺族 (3) 障害 (4) 労働災害 (5) 保健医療 (6) 家族 (7) 失業 (8) 住宅 (9) 生活保護その他
- 2 制度が法律によって定められ、それによって特定の権利が付与され、あるいは公的、準公的、若しくは独立の機関によって責任が課せられるものであること。
- 3 制度が法律によって定められた公的、準公的、若しくは独立の機関によって管理されていること。あるいは法的に定められた責務の実行を委任された民間の機関であること。

特に、労働者災害補償の制度については、民間機関により実行されていることがあるが、対象の中に含めるべきである。

上記の基準に従えば、社会保障制度として、社会保険制度（雇用保険、労働者災害補償保険、介護保険を含む）、家族手当制度、公務員に対する特別制度、公衆衛生サービス、公的扶助、社会福祉制度、戦争犠牲者に対する給付などが含まれる。

2 社会保険、児童手当及び老人保健制度の内容一覧

① 医療保険制度

制度の種類		職域		保険	
健康保険		船員保険		地元保険	
根拠法 〔施行〕		健康保険法(大11.4.22法70) 〔昭2.1.1〕		船員保険法 (昭14.4.6法73) 〔昭和15.6.1〕	
対象		一般被用者	法第3条第2項の規定による労働者	船員	
経営主体 (平成13年度未現在)	政 府	各種健康保険組合 (1,722)	政 府	政 府	
加入者数 (平成13年度未現在)	19,124千人 (家族数17,175千人)	14,936千人 (16,081千人)	28千人 (14千人)	78千人 (134千人)	
財源	一般保険料 〔掛金〕 本使用者 計	4.1% } 8.2% 4.1% } 8.591% 3.778% } 8.591% 4.814% } (平成14年3月末現在の 平均)	1級日額～13級日額 (平均) 50 } 130 1,010 } 2,640 80 } 円 1,630 } 円	4.55% } 9.1% 4.55% }	
保険給付	国庫負担・補助 (平成14年度予算)	給付費の13.0% (老人保健医療費) 103.3億円(定額)	事務費 給付費の補助 103.3億円(定額)	の全額 給付費の13.0% (老人保健医療費) 給付費の補助 30億円(定額)	
保険給付	3歳未満 診療等 (一部負担) 70歳～74歳	3割 3歳～69歳 1割(一定以上所得者は2割)	2割		
入院時食事療養費	標準負担額	・一般 1日780円 但し、91日目以降は1日500円			
高額療養費	自己負担額が72,300円+(医療費-241,000円)×1% (低所得者は35,400円、上位所得者は ※ ①世帯合算(同一月に21,000円以上の負担が複数生じた場合はこれを合算して世帯単位で高 ②多數回数該当世帯の負担軽減(前12カ月間に高額療養費の支給が4月以上になった場合は、 ③長期高額疾病患者の負担軽減(血友病、人工透析を行う慢性腎不全の患者等について)				
出産育児一時金	300,000円				
家族出産育児一時金	300,000円				
埋葬料	標準報酬月額の1月分 (最低額100,000円)	最大月間標準賃金日額総額相当(最低額100,000円)	標準報酬月額の2月分 (最低額100,000円)		
家族埋葬料	100,000円		標準報酬月額の2月分× 7/10(最低額100,000円)		
休業給付	傷病手当金 1日につき標準報酬日額×6/10 1年6月まで	1日につき最大月間標準賃金日額総額×1/50 相当額 6月(結核性1.5年)まで	1日につき標準報酬日額×6/10 3年まで		
災害給付	出産手当金 1日につき標準報酬日額×6/10 分娩日(分娩が分娩予定期後であるときは、分娩予定期)以前42日(多胎妊娠の場合は、98日)から分娩日後56日まで	1日につき標準報酬日額×6/10 分娩日(分娩が分娩予定期後であるときは、分娩予定期)以前42日(多胎妊娠の場合は、98日)から分娩日後56日まで	1日につき標準報酬日額×6/10 分娩日以前未就労期間、分娩日後56日分まで		
休業手当金	—				
弔慰金	—				
家族弔慰金	—				
災害見舞金	—				

(注) 1 被用者保険の保険料には、老人保健拠出金、退職者給付拠出金を含む。(法第3条第2項被保険者を使用する事業主の

2 健康保険組合及び各共済組合の保険給付には、付加給付あり。

3 各種共済組合の保険料率は最高・最低の短期掛金率である。

4 各国民健康保険組合の定率国庫補助については、健保の適用除外承認を受けて、平成9年9月1日以降新規に加入す

資料:厚生統計協会「保険と年金の動向」

保険		地域保険	
国家公務員共済組合	地方公務員共済組合	私立学校教職員共済	国民健康保険
国家公務員共済組合法 (昭33.5.1法128) 〔昭33.7.1〕	地方公務員等共済組合法 (昭37.9.8法152) 〔昭37.12.1〕	私立学校教職員共済法 (昭28.8.21法245) 〔昭29.1.1〕	国民健康保険法 (昭33.12.27法192) 〔昭34.1.1〕
国家公務員	地方公務員	私立学校教職員	一般国民(農業者・自営業者等)
各省庁等共済組合 (23)	各地方公務員等共済組合 (54)	日本私立学校振興・共済事業団	各市町村(特別区) (3,235)
1,138千人 (1,490千人)	2,889千人 (3,599千人)	451千人 (374千人)	44,770千人 4,183千人 退職者 5,343千人
2.06%～3.57% 2.06%～3.57% (平成15年4月1日現在)	4.13～ 7.15% (平成15年4月1日現在)	4.44% } 8.89% 4.44% }	(1世帯当たり平均保険料(税)調定期額)(市町村) (166,990円) (12年度)
事務費の全額	各地方公共団体が事務費の全額負担	事務費の一部	事務費の全額 給付費等の50% 給付費等の32～52% なし
低所得者のうち特に所得の低い者 1日300円			
139,800円+(医療費-466,000円)×1% を超える場合その超える額を支給する。 額療養費を支給) 4月目以降の自己負担額は40,200円(低所得者24,600円、上位所得者77,700円) 自己負担限度額は10,000円) [長期高額疾患は厚生労働大臣が指定]			
条例・規定の定めるところによる (基準額300,000円)		条例・規定の定めるところによる *(基準額300,000円)	
条例・規定の定めるところによる (基準額300,000円)		—	
標準報酬月額の1月分 (最低額100,000円)	給料の1月分 (最低額100,000円)	標準給与月額の1月分 (最低額100,000円)	条例・規定の定めるところによる ※ほとんどの市町村が実施(1～5万円程度としているところが多い)
標準報酬月額×70/100 (最低額100,000円)	給料月額×70/100 (最低額100,000円)	標準給与月額×70/100 (最低額100,000円)	—
1日につき標準報酬日額 ×65/100 1年6月(結核性3年)まで	1日につき給料日額×80/100 1年6月(結核性3年)まで	1日につき標準給与日額 ×80/100 1年6月(結核性3年)まで	(任意給付) *実施市町村なし
1日につき標準報酬日額 ×65/100 分娩日(分娩が分娩予定期後であるときは、分娩予定期)以前42日から分娩日後56日まで	1日につき給料日額×80/100 分娩日(分娩が分娩予定期後であるときは、分娩予定期)以前42日から分娩日後56日まで	1日につき標準給与日額 ×80/100 分娩日(分娩が分娩予定期後であるときは、分娩予定期)以前42日から分娩日後56日まで	—
1日につき標準報酬日額×50/100 1日につき給料日額×60/100	1日につき標準給与日額×6/10 給料月額の1月分	1日につき標準給与日額×6/10 標準給与月額の1月分	—
標準報酬月額の1月分	給料月額の1月分	標準給与月額の1月分	—
標準報酬月額×70/100	給料月額×70/100	標準給与月額×70/100	—
損害の程度に応じ標準報酬月額の半月分～3ヶ月分	損害の程度に応じ給料の半月分～3ヶ月分	損害の程度に応じ標準給与月額の半月分～3ヶ月分	—

設立する健康保険組合にあっては、日雇い拠出金を含む)

る者及びその家族については政管健保並である。

② 年金制度

平成15(2003)年4月1日現在

制度の種類		国民年金	
根拠法〔施行〕		国民年金法(昭34.4.16法141)〔(拠出制年金)昭36.4.1〕	
対象		第1号被保険者…日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者であって、次の第2号被保険者及び第3号被保険者以外の者 第2号被保険者…被用者年金制度の被保険者又は組合員 第3号被保険者…第2号被保険者の被扶養配偶者であって、20歳以上60歳未満の者	
経営主体		政府	
被保険者数(平成13年度末現在)		3,341万人(第1号・3号・任意加入被保険者の数)	
財源	保険料	第1号被保険者…(一般保険料)月額13,300円 (付加保険料)月額400円 第2号被保険者…被用者年金制度から、基礎年金拠出金として国民年金に拠出 第3号被保険者…基礎年金給付費の1/3、保険料免除期間に係る老齢基礎年金の給付に要する費用、付加年金給付費の1/4、事務費の全額	
		基礎年金給付費の1/3、保険料免除期間に係る老齢基礎年金の給付に要する費用、付加年金給付費の1/4、事務費の全額	
給付		支給要件	年金額
老齢給付	老齢基礎年金	保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間(合算対象期間も含む。)が25年以上である者が65歳に達したとき支給(支給の繰上げ、繰下げの制度がある。)	$797,000 \text{円} \times \frac{\text{保険料納付済月数}}{\text{付加保険料納付済月数}} + \frac{\text{保険料半額}}{\text{免除月数}} \times \frac{2}{3} + \frac{\text{保険料全額}}{\text{免除月数}} \times \frac{1}{3}$ 480 (平成12年)
	付加年金	付加保険料納付者が老齢基礎年金の受給権を取得したとき支給	200円×付加保険料納付済月数
障害給付	障害基礎年金	(1)被保険者期間中に初診日のある傷病等で、障害認定において障害等級表に該当する者に支給(初診日前に滞納期間が1/3未満の場合に限る。 ^(平成13年)) (2)20歳前に初診日のある傷病で、20歳に到達した日(又は障害認定日)に障害等級表に該当する者に支給	1級 996,300円+加算額 2級 797,000円+加算額 (加算額は子(18歳の誕生日の属する年度の年度末を経過していない者又は20歳未満の障害者)2人目まで1人につき229,300円、3人目以上は1人につき76,400円)
	遺族給付	次のいずれかに該当する被保険者等が死亡したときに、生計を維持しているその者の子のある妻又は子に支給。ただし、(1)又は(2)に該当するときは死亡前の滞納期間が1/3未満の場合に限る。 (1)被保険者 (2)被保険者であった者であって、日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の者 (3)老齢基礎年金の資格期間を満たしている者	子のある妻に支給する場合 797,000円+加算額(子(18歳の誕生日の属する年度の年度末を経過していない者又は20歳未満の障害者)2人目まで1人につき229,300円、3人目以上は1人につき76,400円) 子に支給する場合 797,000円+加算額(2人目の子には229,300円、3人目以上は1人につき76,400円)
寡婦年金	寡婦年金	第1号被保険者としての被保険者期間について老齢基礎年金の例によって計算した額×3/4	第1号被保険者としての被保険者期間について老齢基礎年金の例によって計算した額×3/4
	死亡一時金	第1号被保険者としての保険料納付済期間が3年以上の者(基礎年金受給者を除く。)が死亡した場合にその者の遺族に支給	保険料納付済期間に応じた額(12万円~32万円) 付加保険料納付済期間が3年以上の場合 8,500円を加算

- (注) 1 昭和5年4月1日以前に生まれた者については、生年月日に応じて24~21年の期間短縮措置がある。
 2 昭和16年4月1日以前に生まれた者については、25~39年の加入可能年数を12倍した数になる。
 3 平成18年4月1日以前に初診日のある傷病による障害については、初診日前の1年間に保険料の滞納がない場合にも支給する。

資料:厚生統計協会「保険と年金の動向」

制度の種類		厚生年金保険			
根拠法〔施行〕		厚生年金保険法(昭29.5.19法115)〔昭29.5.1(昭和16年法律第60号の全部改正)〕			
対象		70歳未満の一般被用者並びに船員、旅客鉄道会社等、日本たばこ産業㈱及び日本電信電話㈱の役職員、農林漁業団体等職員			
経営主体		政府			
加入者数(平成13年度末現在)		3,158万人(農林漁業団体等職員を除く。農林漁業団体職員共済の12年度末の組合員数は47万人)			
財	掛 金 率	被 保 本 人 計	(坑内員及び船員)(日本鉄道) ^(平成11)	(たばこ) ^(平成11)	(農林漁業) ^(平成2)
源		6.79% 6.79%	13.58% 7.48%	7.845% 14.96%	7.775% 15.69%
			7.48% 7.845%	7.845% 15.55%	7.775% 15.22%
国庫負担		基礎年金拠出金の1/3等、事務費の全額			
給付		支給要件	年金額		
老 齢 給 付	老 齢 基 礎 年 金	老齢基礎年金の受給要件を満たしている者に65歳から支給			$\textcircled{A} \left\{ \left(\frac{\text{平成15年3月以前の平均標準報酬月額}}{1,000} \times \frac{7.125}{\text{平成15年3月以前の加入期間月数}} \right) + \left(\frac{\text{平成15年4月以後の平均標準報酬月額}}{1,000} \times \frac{5.481}{\text{平成15年4月以後の加入期間月数}} \right) \right\} \times \text{スライド率} 0.991 + \text{加給年金額(配偶者229,300円、子(18歳の誕生日の属する年度の年度末を経過していない者又は20歳未満の障害者)2人目まで1人につき229,300円、3人目以上は1人につき76,400円)} \right.$ 新たな給付率による年金額が、改正前の年金額の計算方式(物価スライドを含む)による年金額を下回る場合には、改正前の年金額の計算方式(物価スライドを含む)による年金額を支給
		(特別支給) 老齢基礎年金の受給要件を満たしており厚生年金の被保険者期間が1年以上である者が、60歳に達した後65歳まで支給			$[(1,676 \text{円}) \times \text{加入期間月数} \times \text{スライド率} 0.991] + (\text{上記計算式}\textcircled{A})$
障 害 給 付	障 害 基 礎 年 金	被保険者であった間に初診日のある傷病に關し、障害基礎年金の受給要件を満たしている者に障害の程度に応じて支給			1級 老齢厚生年金額×1.25+加給年金額 2級 老齢厚生年金額+加給年金額 3級 老齢厚生年金額(最低保障597,800円)
		障害厚生年金に準ずる(障害厚生年金に該当しない障害の程度)			老齢厚生年金額×2(最低保障1,206,400円)
遺 族 給 付	遺 族 基 礎 年 金	遺族厚生年金に該当した場合に支給 (1)被保険者が死亡したとき又は被保険者資格を喪失後被保険者であった間に初診日がある傷病により、初診日から5年内に死亡したとき(遺族基礎年金と同様の国民年金の被保険者期間の要件が必要) (2)障害厚生年金(1級、2級)の受給権者が死亡したとき (3)老齢厚生年金の受給権者又は老齢厚生年金の受給要件を満たしている者が死亡したとき			老齢厚生年金額×3/4 子のない寡婦で権利を取得した当時35歳以上の者等には40歳から65歳に達するまで597,800円を加算する
		順位 配偶者 1 父母 2 孫 3 祖父母 4			

(注) 1 日本鉄道、日本電信電話、日本たばこ産業の各共済組合は平成9年4月に厚生年金保険に統合された。なお、厚生年金の保険料率が追いつくまでの間、日本鉄道及び日本たばこ産業に使用される被保険者の保険料率は据え置くこととしている。

2 農林漁業団体職員共済組合は平成14年4月に、厚生年金保険に統合された。なお、農林漁業団体等の適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者の保険料率は、厚生年金保険法の保険料率(13.58%)に1.64%を加算した15.22%である。

3 昭和21年4月1日以前に生まれた者については、生年月日に応じて $\frac{9.5}{1,000} \sim \frac{7.23}{1,000}$ とする。

4 昭和21年4月1日以前に生まれた者については、生年月日に応じて $\frac{7.308}{1,000} \sim \frac{5.562}{1,000}$ とする。

5 昭和21年4月1日以前に生まれた者については、生年月日に応じて3,143円~1,730円となる。

資料:厚生統計協会「保険と年金の動向」

平成15(2003)年4月1日現在

制度の種類		国家公務員共済組合	
根拠法【施行】		国家公務員共済組合法(昭33.5.1法128)【昭33.7.1(昭和23年法律第69号の全部改正)】	
対象		国家公務員及び国家公務員共済組合連合会の職員	
経営主体		国家公務員共済組合連合会	
加入者数 (平成13年度末現在)		111万人(旧3公社の組合員を除く) ^(注1)	
財源	掛金率	(連合会) 7.19% } 14.38% 7.19% } [一般組合員]	
	国庫負担	基礎年金拠出金の1/3等、事務費の全額	
給付		支給要件	年金額
老齢給付	退職共済年金	老齢基礎年金の受給要件を満たしている組合員が、65歳に達した後に退職し、又は退職した後に65歳に達したとき支給 老齢基礎年金の受給要件を満たしている65歳以上の組合員に、標準報酬月額に応じて減額支給	$\textcircled{A} \left\{ \left(\frac{\text{平成15年3月以前の平均標準報酬月額}}{1000} \times \text{平成15年3月以前の加入期間月数} \right) + \left(\frac{\text{平成15年4月以後の平均標準報酬月額}}{1000} \times \text{平成15年4月以後の加入期間月数} \right) + \left(\frac{\text{平成15年3月以前の平均標準報酬月額}}{1000} \times \text{平成15年3月以前の加入期間月数} \right) + \left(\frac{\text{平成15年4月以後の平均標準報酬月額}}{1000} \times \text{平成15年4月以後の加入期間月数} \right) \right\} \times \text{スライド率} 0.991 + \text{加給年金額(老齢基礎年金と同じ)}$ 新たな給付乗率による年金額が、改正前の年金額の計算方式(物価スライドを含む)による年金額を下回る場合には、改正前の年金額の計算方式(物価スライドを含む)による年金額を支給
		(特別支給) 老齢基礎年金の受給要件を満たし組合員期間が1年以上ある組合員が、60歳に達した後65歳まで支給	$(1,676\text{円})^{\text{(注6)}} \times \text{加入期間月数} \times \text{スライド率} 0.991 + (\text{上記計算式}\textcircled{A})$
障害給付	障害共済年金	組合員である間に初診日のある傷病に関して、障害の程度に応じて支給 (受給権者が組合員である間は支給停止)	1級 退職共済年金額×1.25+加給年金額 2級 退職共済年金額+加給年金額 3級 退職共済年金額(最低保障597,800円)
	障害一時金	障害共済年金に準ずる(障害共済年金に該当しない障害の程度)	退職共済年金額×2(最低保障1,206,400円)
遺族給付	遺族共済年金	組合員又は組合員であった者が、次のいずれかに該当した場合に支給 (1)組合員が死亡したとき (2)組合員が退職後、組合員であった期間中に初診日がある傷病によって、初診日から5年以内に死亡したとき (3)障害共済年金(1級、2級)の受給権者が死亡したとき (4)退職共済年金の受給権者又は退職共済年金の受給要件を満たしている者が死亡したとき	退職共済年金額×3/4 子のない寡婦等には、40歳から65歳に達するまで597,800円を加算する
	順位		
	配偶者	1	配偶者 1 子 父 母 孫 祖 父 母
	父 母	2	
	孫	3	
	祖 父 母	4	

(注) 1 日本鉄道、日本電信電話、日本たばこ産業の各共済組合は、平成9年4月に厚生年金保険に統合された。

2 昭和21年4月1日以前に生まれた者については、生年月日に応じて $\frac{9.5}{1000} \sim \frac{7.23}{1000}$ とする。3 昭和21年4月1日以前に生まれた者については、生年月日に応じて $\frac{7.308}{1000} \sim \frac{5.562}{1000}$ とする。4 昭和21年4月1日以前に生まれた者については、生年月日に応じて $\frac{0.475}{1000} \sim \frac{1.397}{1000}$ とする。5 昭和21年4月1日以前に生まれた者については、生年月日に応じて $\frac{0.365}{1000} \sim \frac{1.075}{1000}$ とする。

6 昭和21年4月1日以前に生まれた者については、生年月日に応じて3,143円~1,730円となる。

資料: 厚生統計協会「保険と年金の動向」

制度の種類		地方公務員共済組合		私立学校教職員共済	
根拠法【施行】		地方公務員等共済組合法(昭37.9.8法152)【昭37.12.1】		私立学校教職員共済法(昭28.8.21法245)【昭29.1.1】	
対象		地方公務員		私立学校教職員	
経営主体 (平成13年度末現在)		各地方公務員共済組合(79組合)		日本私立学校振興・共済事業団	
加入者数 (平成13年度末現在)		321万人		41万人	
財源	掛け金率	6.48% } 12.96% [一般組合員] 6.48% }		5.23% } 10.46% 5.23% }	
	国庫負担	基礎年金拠出金の1/3等、事務費の全額(地方公共団体負担)		基礎年金拠出金の1/3等、事務費の一部	
給付		支給要件	年金額	支給要件	年金額
老齢給付	退職共済年金	(国)	(国)	(国)	(国)
		(家)	(家)	(公)	(公)
障害給付	障害共済年金	(公)	(公)	(務)	(務)
	障害一時金	(員)	(員)	(員)	(員)
遺族給付	遺族共済年金	(順位)	(順位)	(共済組合)	(共済組合)
		配偶者	1	配偶者	1
		子		子	
		父 母	2	父 母	2
		孫	3	孫	3
		祖 父 母	4	祖 父 母	4

資料: 厚生統計協会「保険と年金の動向」

平成15(2003)年3月31日現在			
制度の種類		厚生年金基金	
根拠法【施行】		厚生年金保険法(昭29.5.19法115)【昭40.6.1法104で追加、昭41.10.1】	
対象		65歳未満の一般被用者及び船員(いずれも基金加入者)	
経営主体 (平成14年度末現在)		各厚生年金基金(1,656基金)	
加入者数 (平成14年度末現在)		1,038万6千人	
財源	掛金率	1.6%~1.9% } 3.2%~3.8% 1.6%~1.9%	
	本人 計 使用者		
国庫負担		なし	
給付		支給要件	年金額
老齢給付		(年金給付) 加入員又は加入員であった者が老齢厚生年金の受給権を取得したときに支給	
		給付形態には次の3通りがある ①代行型 加入員期間の標準給与の平均×一定率×加入員期間 ②加算型 ・基本部分 加入員期間の標準給与の平均×一定率×加入員期間 ・加算部分 定率又は定額給付 ③共済型 標準給与×一定率(又は加入期間別乗率)	
平成15(2003)年1月1日現在			
制度の種類		国民年金基金	
根拠法【施行】		国民年金法(昭34.4.16法141)【平元.12.22法86で追加、平3.4.1】	
対象		国民年金の第1号被保険者(国民年金の保険料免除者、農業者年金の被保険者を除く)	
経営主体 (平成14年度末現在)		各国民年金基金 72基金 地域型国民年金基金・職能型国民年金基金	
加入者数 (平成14年度末現在)		77万人	
財源	保険料 (掛金)	給付の型や加入時の年齢により異なる。上限額 月額 68,000円	
	国庫負担	国民年金本体の付加年金と同様、事務費	
給付		支給要件	年金額
年金	老齢年金	65歳に達したとき	終身年金A型・B型と確定年金I型・II型・III型の5種類、加入する口数によって、受け取る年金額が決まる。
一時金	遺族一時金	保証期間のあるタイプの年金に加入していた人が、年金を受ける前や保証期間分の年金をすべて受ける前に亡くなった場合に、生活を共にしていた遺族(次の①~⑥の順位①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹)に支給。	加入する口数によって、受け取る年金額が決まる。

資料: 法研「14年度年金制度のあらまし」他

	厚生年金基金	確定給付企業年金	適格退職年金
根拠法	厚生年金保険法 (制度創設:昭和41年)	確定給付企業年金法 (制度創設:平成14年)	法人税法 (制度創設:昭和37年)
設立	厚生労働大臣の認可を受けて基金を設立	基金型企業年金:厚生労働大臣の認可を受けて基金を設立 規約型企業年金:信託会社、生命保険会社等と契約を締結し厚生労働大臣の承認を受ける。	信託契約・生保契約等について国税庁長官の承認(平成14年4月以降新たなものは認められず、既存のものは平成24年3月末までに他制度へ移行等する必要あり。)
運営主体	厚生年金基金	基金型企業年金:企業年金基金 規約型企業年金:事業主	事業主
給付	①給付水準 厚生年金の代行部分の1割以上 の上乗せ給付	なし	なし
	②給付期間 原則として終身年金	5年以上	5年以上
掛金負担	原則事業主と加入者で折半であるが、上乗せ部分は大半が事業主負担。	事業主負担を原則とし、本人も任意で拠出可能	事業主負担を原則とし、本人も任意で拠出可能
積立基準	少なくとも5年ごとに財政再計算を実施 給付債務に見合った積立金の積立を義務づけ (継続基準、非継続基準)	同左	少なくとも5年ごとに財政再計算を実施 積立を行う義務はなし。
受託者責任	制度の管理・運営に関わる者の責任、行為準則を規定	同左	明文規定はない。
情報開示	財務状況等について加入者等への情報開示	同左	明文規定はない。
税制上の取扱い	①掛金 事業主負担:損金算入 加入者負担:社会保険料控除	事業主負担:損金算入 加入者負担:生命保険料控除	事業主負担:損金算入 加入者負担:生命保険料控除
	②積立金 代行相当分の2.7倍に相当する水準を超える部分について1.173%(国税1%、地方税0.173%)の特別法人税が課税(平成16年度までは凍結)	本人掛金を除いた部分について1.173%(国税1%、地方税0.173%)の特別法人税が課税(平成16年度までは凍結)	本人掛金を除いた部分について1.173%(国税1%、地方税0.173%)の特別法人税が課税(平成16年度までは凍結)
③給付	年金:雑所得課税 (公的年金等控除) 一時金:退職手当等として課税(一定額控除)	年金:雑所得課税 (公的年金等控除) 一時金:退職手当等として課税(一定額控除) (いずれも本人拠出分を除く)	年金:雑所得課税 (公的年金等控除) 一時金:退職手当等として課税(一定額控除) (いずれも本人拠出分を除く)

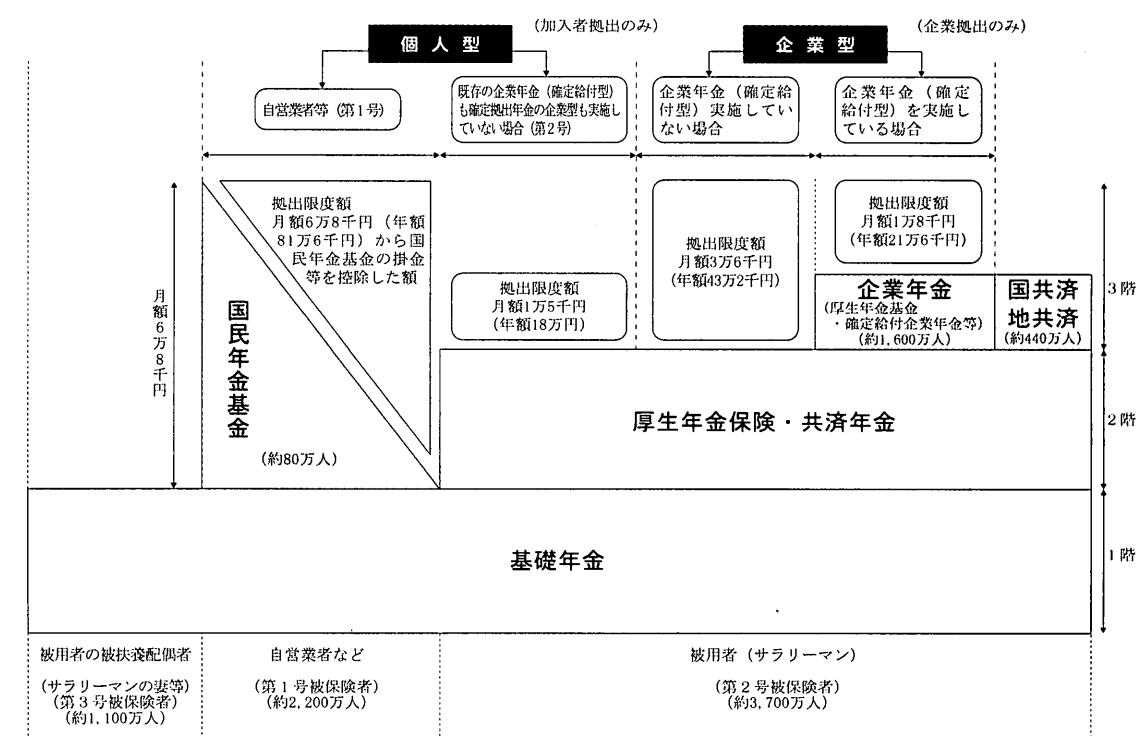
資料: 法研「厚生年金基金の手引」

平成15(2003)年1月1日現在

確定拠出年金			
企業型年金加入者		個人型年金加入者	
厚生年金被保険者		国民年金第1号被保険者	厚生年金被保険者
企業年金あり	企業年金なし	自営業者等	企業型年金、企業年金なし
加入資格	60歳未満の企業型年金規約に定めた者	20歳以上60歳未満の自営業者	60歳未満の企業従業員
拠出方法	企業拠出	自己拠出	自己拠出(原則給与天引き)
税制	損金算入(年額21万6,000円が拠出限度)	損金算入(年額43万2,000円が拠出限度)	所得控除(年額81万6,000円が拠出限度)
運用時	運用益については非課税(年金資産には特別法人税が課されるが、特別法人税は平成14年度末まで課税停止中)	運用益については非課税(年金資産には特別法人税が課されるが、特別法人税は平成14年度末まで課税停止中)	所得控除(年額18万円が拠出限度)
給付時	老齢給付金において、一時金:退職所得控除/年金:公的年金等控除	老齢給付金において、一時金:退職所得控除/年金:公的年金等控除	
運用商品	運営管理機関が示した商品のなかから加入者が選択	加入者が運営管理機関の用意する複数のプランのなかから1つのプランを選択	
給付方法	老齢給付金を60歳から受けるには10年以上の加入期間が必要。加入期間によって支給開始が繰り下げられ、遅くとも70歳までに受け取りを開始すること	老齢給付金を60歳から受けるには10以上の加入期間が必要。加入期間によって支給開始が繰り下げられ、遅くとも70歳までに受け取りを開始すること	
ポータビリティ	あり(ただし、規約の定めで掛金が事業主に返還される場合あり)	あり	
途中引き出し	不可(ただし例外的に脱退一時金制度あり)	不可(ただし脱退一時金が支給される)	

資料: ライフデザイン研究所「平成14年版企業年金白書」

確定拠出年金の対象者・拠出限度額と既存の年金制度への加入の関係



資料: 社会保障審議会年金部会「企業年金等関係参考資料(資料1-2、平成15年6月)」

制度の種類		農業者年金基金	
根拠法〔施行〕	対象	農業者年金法(昭45.5.20法78) [昭46.1.1]	平成13年改正法施行
対象	経営主体	農業者	農業者年金基金
加入者数 (平成13年度末現在)		6万2千人	
財源	保険料	通常保険料 政策支援を受けない者が納付する保険料 月額 2万円から6万7千円まで千円単位で加入者が決定	
	特例保険料	認定農業者等政策支援を受ける者が納付する保険料 月額 基本となる保険料2万円から補助額(2割、3割及び5割)を除いた額	
	国庫負担	政策支援(保険料の国庫補助)にあたる部分	
給付	支給要件	年金額	
(平成14年1月1日から、任意加入方式の新制度となつた。)			
年金	農業者老齢年金 (新制度)	65歳に達したとき (60歳まで繰上げ受給可)	納付した保険料及びその運用収入の総額を予定利率及び予定死亡率を勘案して農林水産大臣が定める数で除して得た額
	特例付加年金 (新制度)	①65歳到達、②農業経営の廃止(経営継承)、③60歳までの保険料納付済期間等が20年以上である場合の3つの要件全てを満たしたとき(農業廃止後60歳まで繰上げ受給可)	国庫助成額及びその運用収入の総額を基礎として、予定利率及び予定死亡率を勘案して農林水産大臣が定める数で除して得た額
一時金	死亡一時金 (新制度)	加入者及び受給権者が80歳に達する前に死亡したとき	死亡した日の翌月から80歳に達する月までに、そのものに支給されることとなる農業者老齢年金の額の現価に相当する額
(旧制度の加入者は平成14年1月1日で全員資格喪失となつた。)			
経過措置への加入者への措置	脱退一時金 (旧制度)	旧制度の保険料納付済期間が3年以上ある場合	納付済保険料総額の約3割
	特例脱退一時金 (旧制度)	旧制度の加入者や待期者で、旧制度の保険料納付済期間等と特別カラ期間を合算した期間が20年以上ある場合	将来年金を受給するか特例脱退一時金を受給するか選択 納付済保険料総額の8割に相当する額
経過措置への受給者への措置	農業者老齢年金 (旧制度)	これのみの受給の場合、削減なし。物価スライド廃止	
	経営移譲年金 (旧制度)	給付適正化措置により平均9.8%の削減。物価スライド廃止	

資料: 農業者年金基金「農業者年金入門ガイド」

(3) 業務災害補償制度

平成15(2003)年8月1日現在

制度の種類		労働者災害補償保険	
根拠法〔施行〕		労働者災害補償保険法 (昭22.4.7法50) [昭22.9.1]	
対象		一般被用者	
経営主体		政府(厚生労働省)	
対象人員 (平成14年度末現在)		4,819万人	
財源	使用者掛金率	事業の種類に応じ賃金総額に対し0.5~12.9%	
国庫負担等		予算の範囲で一部費用補助	
負傷、疾病に対するもの		右以外の場合	療養開始後1年6ヶ月を経過しても治らず傷病等級に該当する場合
		療養補償給付(療養給付) 療養の給付又は療養費の支給10割。ただし	
		休業補償給付(休業給付) 休業4日目から1日につき原則として給付基礎日額(平均賃金相当額)の60% [労働福祉事業] 休業特別支給金 休業4日目から1日につき原則として給付基礎日額の20%	傷病補償年金(傷病年金) 給付基礎日額の313日分(1級)~245日分(3級) [労働福祉事業] 傷病特別支給金 114万円(1級)~100万円(3級) 傷病特別年金 算定基礎日額の313日分(1級)~245日分(3級)
		年金	障害補償年金(障害年金) 給付基礎日額の313日分(1級)~131日分(7級) [労働福祉事業] 障害特別支給金 342万円(1級)~159万円(7級) 障害特別年金 算定基礎日額の313日分(1級)~131日分(7級)
		一時金	障害補償一時金(障害一時金) 給付基礎日額の503日分(8級)~56日分(14級) [労働福祉事業] 障害特別支給金 65万円(8級)~8万円(14級) 障害特別一時金 算定基礎日額の503日分(8級)~56日分(14級)
遺族に対するもの		年金	遺族補償年金(遺族年金) 給付基礎日額の153日分(遺族1人)~245日分(遺族4人以上) [労働福祉事業] 遺族特別年金 算定基礎日額の153日分(遺族1人)~245日分(遺族4人以上) 遺族特別支給金 300万円(労働者の死亡当時の遺族補償給付(遺族給付)の受給権者に支給)
		一時金	○遺族補償年金(遺族年金)を受けることができる遺族がない場合に支給 遺族補償一時金(遺族一時金) 給付基礎日額の1,000日分を限度 [労働福祉事業] 遺族特別一時金 算定基礎日額の1,000日分を限度 遺族特別支給金 300万円(労働者の死亡当時の遺族補償給付(遺族給付)の受給権者に支給)
介護に対するもの		介護補償給付(介護給付) 介護の費用として支出した額(上限額:常時介護は月106,100円、随時介護は53,050円)、あるいは一律定額	
葬祭に対するもの		葬祭料(葬祭給付) 315,000円+給付基礎日額の30日分(この額が給付基礎日額の60日分に満たない場合は給付基礎日額の60日分)	
二次健康診断に対するもの		二次健康診断・脳血管及び心臓の状態を把握するために必要な検査 特定保健指導…二次健康診断の結果に基づき、脳・心臓疾患の発症の予防を図るため 医師等により行われる保健指導	
労働福祉事業		労災病院、特別支給金、義肢等補装具支給等	

(注) 1 () 内は通勤災害の場合の給付の名称である。

2 労災保険では、賃金の変動率に応じて自動的に給付額の改定を行う(スライド制)。船員保険では、労災保険と同様に
資料:厚生統計協会「保険と年金の動向」

平成15(2003)年6月1日現在

船員保険	
船員保険法(災害補償部門創設) (昭22.9.5法103) [昭22.12.1]	船員
政 府	6万7千人
7.0%	支給費用のうち船員法を超える部分の一部 (受給に加入期間による制限はない)
療養の給付(又は療養費) 通勤災害の場合は初回のみ一定の負担あり	傷病手当金 4月まで1日につき標準報酬日額の全額 4月をこえる1日につき標準報酬日額の60% [福祉事業] 傷病手当特別支給金 4月をこえる1日につき標準報酬日額の20%
障害年金 最終標準報酬月額の10.4月分(1級)~4.4月分(7級) [福祉事業] 障害第一種特別支給金 342万円(1級)~159万円(7級) 障害第二種特別支給金 障害年金の8%	障害手当金 最終標準報酬月額の20月分(1級)~2月分(7級) [福祉事業] 障害第一種特別支給金 65万円(1級)~8万円(7級) 障害第二種特別支給金 障害手当金の8%
遺族年金 最終標準報酬月額の5.5月(加給金の対象となる子の数0人)~8.2月(加給金の対象となる子の数3人以上) [福祉事業] 遺族第一種特別支給金 300万円 遺族第二種特別支給金 遺族年金の8%	遺族年金 最終標準報酬月額の36月分 行方不明手当金 1日につき最終標準報酬日額相当額 受給期間3月まで [福祉事業] 遺族第一種特別支給金 300万円 遺族第二種特別支給金 遺族一時金の8%
○遺族年金を受ける者がいないとき支給 遺族一時金 最終標準報酬月額×36月分 行方不明手当金 1日につき最終標準報酬日額相当額 受給期間3月まで [福祉事業] 遺族第一種特別支給金 300万円 遺族第二種特別支給金 遺族一時金の8%	介護料 介護の費用として支出した額(上限額:常時介護は月106,100円、随時介護は53,050円)、あるいは一律定額
葬祭料 最終標準報酬月額の2月分(最終標準報酬月額が315,000円未満の場合は、315,000円+1月分)	葬祭料 最終標準報酬月額の2月分(最終標準報酬月額が315,000円未満の場合は、315,000円+1月分)
なし	なし
船員保険病院、特別支給金、義肢等補装具支給等	船員保険病院、特別支給金、義肢等補装具支給等

スライドされる。

(関係制度及び年金保険部門のうち業務上・職務上(通勤災害を含む)障害・死亡の場合にのみ支給される給付を含む)

制度の種類		国家公務員災害補償	地方公務員災害補償
根拠法【施行】		国家公務員災害補償法 (昭60.6.2法191)【昭67.7.1】	地方公務員災害補償法 (昭42.8.1法121) 【昭42.12.1】
対象		国家公務員	地方公務員
経営主体		政府	地方公務員災害補償基金
適用者数		114万人(平成12年度末現在)	329万人(平成12年度末現在)
財源		(全額負担)	地方公共団体負担
負傷・疾病に対するもの	右以外の場合	療養の開始後1年6ヶ月を経過しても治らず、傷病等級に該当する場合	
	療養補償給付	療養の給付又は療養費の支給 10割。 ただし、通勤災害の場合は初回のみ一定の負担あり。	
	休業補償給付	傷病補償年金 平均給与額の60% 【福祉事業】 ~245日分(3級)	
	休業援護金	傷病特別支給金 平均給与額の20% * 平均給与額とは最終3カ月間の平均日額 114万円(1級)~100万円(3級) 傷病特別給付金 傷病補償年金×特別給支給率	
障害に対するもの	年金	障害補償年金 平均給与額の313日分(1級)~131日分(7級) 【福祉事業】 障害特別支給金 342万円(1級)~159万円(7級) 障害特別援護金 1,460万円(1級)~450万円(7級) (通勤途上の場合は、910万円(1級)~285万円(7級)) 障害特別給付金 障害補償年金×特別給支給率	
	一時金	障害補償一時金 平均給与額の503日分(8級)~56日分(14級) 【福祉事業】 障害特別支給金 65万円(8級)~8万円(14級) 障害特別給付金 障害補償一時金×特別給支給率	
	介護に対するもの	介護補償 介護の費用として支出した額 (上限額: 常時介護は月106,100円、随時介護は53,050円)	
	年金	遺族補償年金 平均給与額の153日分(遺族1人)~245日分(遺族4人以上) 【福祉事業】 遺族特別支給金 300万円 遺族特別援護金 1,860万円(通勤途上の場合は1,200万円) 遺族特別給付金 遺族補償年金×特別給支給率	
遺族に対するもの	年金	遺族補償年金を受けることができる遺族がない場合に支給 遺族補償一時金 平均給与額の1000日分~400日分 【福祉事業】 遺族特別支給金 300万円~120万円 遺族特別援護金 1,860万円~744万円 (通勤途上の場合は、1,200万円~480万円) 遺族特別給付金 遺族補償一時金×特別給支給率	
	二次健康診断に対するもの	葬祭補償 315,000円+平均給与額の30日分(この額が平均給与額の60日分に満たない場合は、平均給与額の60日分)	
	労働福祉事業	なし	
	労働福祉事業	特別支給金、義肢等補装具支給等	

資料: 週刊社会保障編集部「社会保障便利事典」

制度の種類		国家公務員共済組合	地方公務員等共済組合	私立学校教職員共済組合	農林漁業団体職員共済組合	
財源	使用者掛金率 国庫負担	公務上の障害年金、 遺族年金の費用の全額		地方公共団体負担	事務費の一部	
負傷・疾病に対するもの		(受給に加入期間による制限はない)				
障害に対するもの		障害共済年金【公務上】 厚生年金相当部分(①)+300月以下分の職域年金相当部分(②)+300月超分の職域年金相当部分(③) ☆①・②・③とも平成15年4月前と以後の期間に分けて計算し、平成15年4月以後の期間については、 $\frac{7.125}{1000} \times 5.481$ と、 $\frac{19}{100}$ は $\frac{14.615}{100}$ と、 $\frac{1.425}{1000}$ は $\frac{1.096}{1000}$ となる。 (平均標準 $\times \frac{7.125}{1000} \times \text{組合員}(注) \times \text{物価}$) ^① + (平均標準 $\times 12 \times \frac{19}{100} \times \text{物価}$) ^② + (平均標準 $\times \frac{1.425}{1000} \times (\text{組合員}(300\text{月を越えるとき}) - 300\text{月}) \times \text{物価}$) ^③ 報酬月額 $\times \frac{1.425}{1000} \times \text{スライド率}$ ☆1級の場合は、①の額 $\times \frac{125}{100}$ と②の支給乗率 $\frac{19}{100}$ は $\frac{28.5}{100}$ と、 $\frac{14.615}{100}$ は $\frac{21.923}{100}$ と、③の支給乗率 $\frac{1.425}{1000}$ は $\frac{1.781}{1000}$ と、 $\frac{1.096}{1000}$ は $\frac{1.37}{1000}$ となる。				
		障害共済年金【公務上】 ・短期要件 (平均標準 $\times \frac{7.125}{1000} \times \text{組合員}(注) \times \text{物価} \times \frac{3}{4}$) + (報酬月報 $\times \frac{3.20600}{1000} \times \text{組合員}(注) \times \text{物価}$) ・長期要件 (平均標準 $\times \frac{9.5 \sim 7.125}{1000} \times \text{組合員}(注) \times \text{物価} \times \frac{3}{4}$) + (平均標準 $\times \frac{2.85000 \sim 3.20450}{1000} \times \text{組合員}(注) \times \text{物価}$) 報酬月報 $\times \frac{2.85000 \sim 3.20450}{1000} \times \text{スライド率}$ ☆すべて平成15年4月前と以後の期間に分けて計算し、平成15年4月以後の期間について は、 $\frac{7.125}{1000}$ は $\frac{5.481}{1000}$ と、 $\frac{3.20600}{1000}$ は $\frac{2.46600}{1000}$ となる。また、 $\frac{2.85000 \sim 3.20450}{1000}$ は $\frac{2.19200 \sim 2.46550}{1000}$ となる。				

(注) 組合員期間月数が300月未満のときは、300月として計算する。

資料: 週刊社会保障編集部「社会保障便利事典」

④ 雇用保険制度

平成15(2003)年8月1日現在

制 度 の 種 別		雇 用 保 険																																							
根拠法〔施行〕		雇用保険法(昭49.12.28法116) [昭50.4.1]																																							
対 象		一 般 雇 用 者	短 期 雇 用 者	高 年 齢 雇 用 者																																					
保 険 者		政 府																																							
被保険者数 (平成14年度末現在)		3,362万人																																							
財 源	保 險 料 率 本 人 計 使 用 者	農林水産業、清酒製造業については、0.80% 1.15% 1.95% 建設業については、0.80% 1.25% 2.05% (うち0.35%(建設業は0.45%)は三事業分)																																							
		(0.70% 1.05%) 1.75%																																							
国 庫 負 担		求職者給付(高齢求職者給付金を除く)は給付費の1/4、就職促進給付及び教育訓練給付はなし、雇用継続給付は給付費の1/8																																							
失 業 等 給 付	求 職 者 基 本 手 当 給 付	(1)受給要件…離職の日以前1年間に被保険者期間が6ヵ月以上 (2)日額…前職賃金(賞与等を除く)の8割~5割(60歳以上65歳未満の者については、8割~4.5割) (3)給付日数 ①倒産・解雇等による離職者(③を除く) <table border="1"><tr><th colspan="2">被保険者であった期間</th></tr><tr><td>1年未満</td><td>30日</td></tr><tr><td>1年以上5年未満</td><td>120日</td></tr><tr><td>5年以上10年未満</td><td>180日</td></tr><tr><td>10年以上20年未満</td><td>240日</td></tr><tr><td>20年以上</td><td>—</td></tr></table> ②倒産・解雇等以外の事由による離職者(③を除く) <table border="1"><tr><th colspan="2">被保険者であった期間</th></tr><tr><td>1年未満</td><td>30日</td></tr><tr><td>1年以上5年未満</td><td>120日</td></tr><tr><td>5年以上10年未満</td><td>180日</td></tr><tr><td>10年以上20年未満</td><td>240日</td></tr><tr><td>20年以上</td><td>—</td></tr></table> ③就職困難者 <table border="1"><tr><th colspan="2">被保険者であった期間</th></tr><tr><td>1年未満</td><td>30日</td></tr><tr><td>1年以上5年未満</td><td>120日</td></tr><tr><td>5年以上10年未満</td><td>180日</td></tr><tr><td>10年以上20年未満</td><td>240日</td></tr><tr><td>20年以上</td><td>—</td></tr></table>	被保険者であった期間		1年未満	30日	1年以上5年未満	120日	5年以上10年未満	180日	10年以上20年未満	240日	20年以上	—	被保険者であった期間		1年未満	30日	1年以上5年未満	120日	5年以上10年未満	180日	10年以上20年未満	240日	20年以上	—	被保険者であった期間		1年未満	30日	1年以上5年未満	120日	5年以上10年未満	180日	10年以上20年未満	240日	20年以上	—	基本手当の日額の50日分に相当する特例一時金が支給される。 公共職業訓練等受講者は、その訓練等が終わるまで、基本手当が支給される。 ただし、任意加入による被保険者に対しては、一律に50日分が支給される。	高齢求職者給付金 (1)受給要件…離職の日以前1年間に被保険者期間が6ヵ月以上 (2)給付金の額…次表に定める日数分の基本手当の額に相当する額	
被保険者であった期間																																									
1年未満	30日																																								
1年以上5年未満	120日																																								
5年以上10年未満	180日																																								
10年以上20年未満	240日																																								
20年以上	—																																								
被保険者であった期間																																									
1年未満	30日																																								
1年以上5年未満	120日																																								
5年以上10年未満	180日																																								
10年以上20年未満	240日																																								
20年以上	—																																								
被保険者であった期間																																									
1年未満	30日																																								
1年以上5年未満	120日																																								
5年以上10年未満	180日																																								
10年以上20年未満	240日																																								
20年以上	—																																								
<table border="1"><tr><th>被保険者であった期間</th><th>給付金額</th></tr><tr><td>1年未満</td><td>30日分</td></tr><tr><td>1年以上</td><td>50日分</td></tr></table>		被保険者であった期間	給付金額	1年未満	30日分	1年以上	50日分	給付日額(第1級7,500円、第2級6,200円、第3級4,100円)の13日~17日分 失業前の2月間(前月及び前々月)に26日分以上印紙保険料を納めた者に支給 ①第1級給付金 第1級印紙保険料が24日分以上 ②第2級給付金 イ第1級及び第2級印紙保険料が24日分以上 ロ第1級から順に選んだ24日分の印紙保険料の平均額が第2級印紙保険料の日額以上の場合(①の場合を除く) ③第3級給付金 前記①、②以外のとき 継続する6月間に各月11日分以上かつ通算して78日分以上印紙保険料を納付した者に60日分を限度として特例給付が支給される。																																	
被保険者であった期間	給付金額																																								
1年未満	30日分																																								
1年以上	50日分																																								
<table border="1"><tr><th>被保険者であった期間</th><th>給付金額</th></tr><tr><td>1年未満</td><td>30日分</td></tr><tr><td>1年以上</td><td>50日分</td></tr></table>		被保険者であった期間	給付金額	1年未満	30日分	1年以上	50日分	・失業保険金 (1)離職の日以前1年間に被保険者期間が6ヵ月以上 (2)標準報酬日額(最終2ヵ月間の平均)の8割~5割 (3)給付日数 ①一般的な離職者(②、③に該当する者を除く。) 被保険者で あつた期間 1年未満 5年未満 10年未満 20年未満 20年以上																																	
被保険者であった期間	給付金額																																								
1年未満	30日分																																								
1年以上	50日分																																								
<table border="1"><tr><th>日 数</th><th>50日</th><th>90日</th><th>90日</th><th>120日</th><th>150日</th></tr></table>		日 数	50日	90日	90日	120日	150日	②障害者等の就職困難者 <table border="1"><tr><th>被保険者で あつた期間</th><th>1年未満</th><th>1年以上</th></tr><tr><td>45歳未満</td><td>110日</td><td>300日</td></tr><tr><td>45歳以上60歳未満</td><td>110日</td><td>360日</td></tr></table>		被保険者で あつた期間	1年未満	1年以上	45歳未満	110日	300日	45歳以上60歳未満	110日	360日																							
日 数	50日	90日	90日	120日	150日																																				
被保険者で あつた期間	1年未満	1年以上																																							
45歳未満	110日	300日																																							
45歳以上60歳未満	110日	360日																																							
<table border="1"><tr><th colspan="2">被保険者であった期間</th></tr><tr><td>1年未満</td><td>30日</td></tr><tr><td>1年以上5年未満</td><td>120日</td></tr><tr><td>5年以上10年未満</td><td>180日</td></tr><tr><td>10年以上20年未満</td><td>240日</td></tr><tr><td>20年以上</td><td>—</td></tr></table>		被保険者であった期間		1年未満	30日	1年以上5年未満	120日	5年以上10年未満	180日	10年以上20年未満	240日	20年以上	—	③倒産・解雇等により、再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた者 <table border="1"><tr><th>被保険者で あつた期間</th><th>1年未満</th><th>5年未満</th><th>10年未満</th><th>20年未満</th></tr><tr><td>30歳未満</td><td>90日</td><td>120日</td><td>180日</td><td>—</td></tr><tr><td>30歳以上35歳未満</td><td>90日</td><td>180日</td><td>210日</td><td>240日</td></tr><tr><td>35歳以上45歳未満</td><td>90日</td><td>180日</td><td>240日</td><td>270日</td></tr><tr><td>45歳以上60歳未満</td><td>180日</td><td>240日</td><td>270日</td><td>330日</td></tr></table>		被保険者で あつた期間	1年未満	5年未満	10年未満	20年未満	30歳未満	90日	120日	180日	—	30歳以上35歳未満	90日	180日	210日	240日	35歳以上45歳未満	90日	180日	240日	270日	45歳以上60歳未満	180日	240日	270日	330日	
被保険者であった期間																																									
1年未満	30日																																								
1年以上5年未満	120日																																								
5年以上10年未満	180日																																								
10年以上20年未満	240日																																								
20年以上	—																																								
被保険者で あつた期間	1年未満	5年未満	10年未満	20年未満																																					
30歳未満	90日	120日	180日	—																																					
30歳以上35歳未満	90日	180日	210日	240日																																					
35歳以上45歳未満	90日	180日	240日	270日																																					
45歳以上60歳未満	180日	240日	270日	330日																																					
<table border="1"><tr><th colspan="2">被保険者であった期間</th></tr><tr><td>1年未満</td><td>30日</td></tr><tr><td>1年以上5年未満</td><td>120日</td></tr><tr><td>5年以上10年未満</td><td>180日</td></tr><tr><td>10年以上20年未満</td><td>240日</td></tr><tr><td>20年以上</td><td>—</td></tr></table>		被保険者であった期間		1年未満	30日	1年以上5年未満	120日	5年以上10年未満	180日	10年以上20年未満	240日	20年以上	—	・高齢求職者給付金 60歳前から引き続き被保険者である者が60歳に達した日以後失業したときは、失業保険金の支給に代えて支給する。																											
被保険者であった期間																																									
1年未満	30日																																								
1年以上5年未満	120日																																								
5年以上10年未満	180日																																								
10年以上20年未満	240日																																								
20年以上	—																																								
<table border="1"><tr><th>被保険者で あつた期間</th><th>1年未満</th><th>5年未満</th><th>10年未満</th><th>20年未満</th></tr><tr><td>1年未満</td><td>90日</td><td>120日</td><td>180日</td><td>—</td></tr><tr><td>1年以上5年未満</td><td>90日</td><td>180日</td><td>210日</td><td>240日</td></tr><tr><td>5年以上10年未満</td><td>90日</td><td>180日</td><td>240日</td><td>270日</td></tr><tr><td>10年以上20年未満</td><td>180日</td><td>240日</td><td>270日</td><td>330日</td></tr></table>		被保険者で あつた期間	1年未満	5年未満	10年未満	20年未満	1年未満	90日	120日	180日	—	1年以上5年未満	90日	180日	210日	240日	5年以上10年未満	90日	180日	240日	270日	10年以上20年未満	180日	240日	270日	330日	算定基礎期間 1年以上 1年未満 高齢求職者給付金の額 失業保険金日額の 50日分 失業保険金日額の 30日分														
被保険者で あつた期間	1年未満	5年未満	10年未満	20年未満																																					
1年未満	90日	120日	180日	—																																					
1年以上5年未満	90日	180日	210日	240日																																					
5年以上10年未満	90日	180日	240日	270日																																					
10年以上20年未満	180日	240日	270日	330日																																					
<table border="1"><tr><th colspan="2">被保険者であった期間</th></tr><tr><td>1年未満</td><td>30日</td></tr><tr><td>1年以上5年未満</td><td>120日</td></tr><tr><td>5年以上10年未満</td><td>180日</td></tr><tr><td>10年以上20年未満</td><td>240日</td></tr><tr><td>20年以上</td><td>—</td></tr></table>		被保険者であった期間		1年未満	30日	1年以上5年未満	120日	5年以上10年未満	180日	10年以上20年未満	240日	20年以上	—	*給付日数の延長は次の2種類 イ. 職業補導延長給付 ロ. 全国延長給付																											
被保険者であった期間																																									
1年未満	30日																																								
1年以上5年未満	120日																																								
5年以上10年未満	180日																																								
10年以上20年未満	240日																																								
20年以上	—																																								
<table border="1"><tr><th>技能 習得 手当</th><td>(1)受講手当…日額500円 (2)通所手当…42,500円を限度とする交通費実費</td></tr></table>		技能 習得 手当	(1)受講手当…日額500円 (2)通所手当…42,500円を限度とする交通費実費	(1)受講手当…日額500円 (2)通所手当…42,500円を限度とする交通費実費																																					
技能 習得 手当	(1)受講手当…日額500円 (2)通所手当…42,500円を限度とする交通費実費																																								
<table border="1"><tr><th>寄宿 手当</th><td>月額10,700円</td></tr></table>		寄宿 手当	月額10,700円	月額10,700円																																					
寄宿 手当	月額10,700円																																								
<table border="1"><tr><th>傷病 手当</th><td>基本手当日額と同額</td></tr></table>		傷病 手当	基本手当日額と同額	傷病給付金 失業保険金日額と同額																																					
傷病 手当	基本手当日額と同額																																								

		船 員 保 険																												
		船員保険法(失業部門創設)昭22.12.24法235 [昭22.11.1]																												
日 領 労 働 者		船 員																												
政 府		政 府																												
3万8千人		5万5千人																												
次の印紙保険料 1級 88円 176円 88円 176円 2級 73円 146円 73円 146円 3級 48円 96円 48円 96円		0.9% 1.8% 0.9% 1.8%																												
給付費の1/3		求職者給付は1/4(高齢求職者給付はなし)、就職促進給付はなし、雇用継続給付は1/8																												
給付日額(第1級7,500円、第2級6,200円、第3級4,100円)の13日~17日分 失業前の2月間(前月及び前々月)に26日分以上印紙保険料を納めた者に支給 ①第1級給付金 第1級印紙保険料が24日分以上 ②第2級給付金 イ第1級及び第2級印紙保険料が24日分以上 ロ第1級から順に選んだ24日分の印紙保険料の平均額が第2級印紙保険料の日額以上の場合(①の場合を除く) ③第3級給付金 前記①、②以外のとき 継続する6月間に各月11日分以上かつ通算して78日分以上印紙保険料を納付した者に60日分を限度として特例給付が支給される。		・失業保険金 (1)離職の日以前1年間に被保険者期間が6ヵ月以上 (2)標準報酬日額(最終2ヵ月間の平均)の8割~5割 (3)給付日数 ①一般的な離職者(②、③に該当する者を除く。) 被保険者で あつた期間 1年未満 5年未満 10年未満 20年未満 20年以上																												
		②障害者等の就職困難者 <table border="1"><tr><th>被保険者で あつた期間</th><th>1年未満</th><th>1年以上</th></tr><tr><td>45歳未満</td><td>110日</td><td>300日</td></tr><tr><td>45歳以上60歳未満</td><td>110日</td><td>360日</td></tr></table>				被保険者で あつた期間	1年未満	1年以上	45歳未満	110日	300日	45歳以上60歳未満	110日	360日																
被保険者で あつた期間	1年未満	1年以上																												
45歳未満	110日	300日																												
45歳以上60歳未満	110日	360日																												
		③倒産・解雇等により、再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた者 <table border="1"><tr><th>被保険者で あつた期間</th><th>1年未満</th><th>5年未満</th><th>10年未満</th><th>20年未満</th></tr><tr><td>30歳未満</td><td>90日</td><td>120日</td><td>180日</td><td>—</td></tr><tr><td>30歳以上35歳未満</td><td>90日</td><td>180日</td><td>210日</td><td>240日</td></tr><tr><td>35歳以上45歳未満</td><td>90日</td><td>180日</td><td>240日</td><td>270日</td></tr><tr><td>45歳以上60歳未満</td><td>180日</td><td>240日</td><td>270日</td><td>330日</td></tr></table>				被保険者で あつた期間	1年未満	5年未満	10年未満	20年未満	30歳未満	90日	120日	180日	—	30歳以上35歳未満	90日	180日	210日	240日	35歳以上45歳未満	90日	180日	240日	270日	45歳以上60歳未満	180日	240日	270日	330日
被保険者で あつた期間	1年未満	5年未満	10年未満	20年未満																										
30歳未満	90日	120日	180日	—																										
30歳以上35歳未満	90日	180日	210日	240日																										
35歳以上45歳未満	90日	180日	240日	270日																										
45歳以上60歳未満	180日	240日	270日	330日																										
		・高齢求職者給付金 60歳前から引き続き被保険者である者が60歳に達した日以後失業したときは、失業保険金の支給に代えて支給する。																												
		算定基礎期間 1年以上 1年未満 高齢求職者給付金の額 失業保険金日額の 50日分 失業保険金日額の 30日分																												
		*給付日数の延長は次の2種類 イ. 職業補導延長給付 ロ. 全国延長給付																												
		(1)受講手当…日額500円 (2)通所手当…42,500円を限度とする交通費実費																												
		月額10,700円																												
		傷病給付金 失業保険金日額と同額																												

平成15(2003)年8月1日現在

制度の種別		雇用保険		
根拠法【施行】		雇用保険法(昭49.12.28法116) [昭50.4.1.]		
対象		一般雇用者	短期雇用者	高年齢雇用者
就職促進給付	(1)就業促進手当 ①就業手当…就業日ごとに基本手当日額の30% ②再就職手当…支給残日数の30%、基本手当の日額の13.5日～108日分 ③常用就職支度手当…基本手当の日額の13.5日～27日分 (2)移転費…鉄道賃、船賃、車賃、移転料、着後手当 (3)広域求職活動費…鉄道賃、船賃、車賃、宿泊料	同左(①②を除く。)	—	—
教育訓練給付金	(1)受給要件…被保険者又は被保険者であった者が、一定の教育訓練を受け、かつ、その教育訓練を修了した場合 対象となる被保険者又は被保険者であった者については、被保険者であった期間が通算して3年以上あること、過去に教育訓練給付金の支給を受けてから3年以上経過していることを要件とする。 また、対象となる教育訓練については、雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な職業に関する教育訓練を厚生労働大臣が予め指定する。 (2)支給額…労働者が負担した教育訓練の入学及び受講にかかる費用の一定額。具体的には被保険者期間が (1) 3年以上5年未満の場合20%(上限10万円) (2) 5年以上の場合40%(上限20万円)	—	—	—
失業等給付	(1)受給要件…被保険者であった期間が5年以上ある60歳以上65歳未満の者であって、各月に支払われる賃金が60歳時点の賃金の75%未満の場合 (2)支給額…60歳以後の賃金の15%(賃金と給付の合計額が60歳時点の賃金の70.15%を超える75%未満の場合は遞減した率) (3)支給期間…65歳に達するまでの期間(失業給付受給後に再就職した場合は、失業給付の支給残日数200日以上は2年間、100日以上は1年間)	—	—	—
雇用継続給付	(1)受給要件…1歳未満の子を養育するための育児休業をした被保険者であって、休業開始前2年間に賃金支払いの基礎となった日数が11日以上ある月が12カ月以上ある場合 (2)支給額…原則として、休業前賃金の40%(30%を休業期間中、残額は職場復帰後6カ月間雇用された後) (3)支給期間…1歳に満たない子を養育する期間	—	—	—
介護休業給付	(1)受給要件…対象家族を介護するための介護休業をした被保険者であって、休業開始前2年間に賃金支払いの基礎となった日数が11日以上ある月が12カ月以上ある場合 (2)支給額…原則として、休業前賃金の40%(3)支給期間…3ヶ月	—	—	—
三事業	(1)雇用安定事業…景気の変動、産業構造の変化等に対処して失業の予防、雇用機会の増大その他雇用の安定を図る事業。 (2)能力開発事業…被保険者に関し、職業生活の全期間を通じて、能力を開発、向上させることを促進するための事業。 (3)雇用福祉事業…被保険者等に関し、職業生活上の環境の整備改善、就職の援助その他福祉の増進			

資料：厚生統計協会「保険と年金の動向」

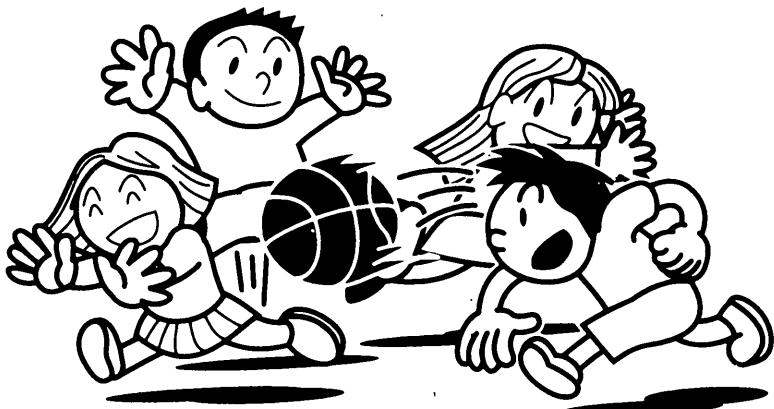
		船員保険
		船員保険法(失業部門創設)昭22.12.24法235 [昭22.11.1.]
日雇労働者		船員
同左(①②を除く。)	(③の基本手当は日雇労働 求職者給付金と読み替え)	(1)就業促進手当 ①就業手当…失業保険金日額の30% ②再就職手当…失業保険金日額の15日～120日分 (2)移転費…鉄道賃、船賃、車賃、移転料、着後手当
—	—	支給要件期間に応じて、教育訓練費用の20%または40%
—	—	(1)高齢雇用継続基本給付金 ・対象月報酬月額の15% (2)高齢再就職給付金 ・高齢者雇用継続基本給付金と同じ
—	—	(1)育児休業基本給付金 ・給付基礎日額に30を乗じて得た額の30% (2)育児休業者職場復帰給付金 ・給付基礎日額に30を乗じて得た額の10%
—	—	介護休業給付金 ・給付基礎日額に30を乗じて得た額の40%
用の安定を図る事業。 進するための事業。 を図る事業。	—	—

⑤ 児童手当

平成13(2001)年4月1日現在

制度の種類		児童手当				
根拠法〔施行〕		児童手当法(昭46.5.27法73) [昭47.1.1]				
対象		一般国民				
経営主体		政府				
受給者数 (平成14年2月末現在)		575万2千人				
財源			3歳未満			
	非被用者	被用者	特例給付分	公務員等		
	国庫	児童手当に要する費用の 4/6	児童手当に要する費用の 2/10	—	—	
	都道府県	1/6	0.5/10	—	—	
	市町村	1/6	0.5/10	—	—	
	事業主	—	7/10	10/10	所属庁10/10	
			3歳以上義務教育就学前			
	非被用者	被用者	特例給付分	公務員等		
	国庫	児童手当に要する費用の 4/6		—		
	都道府県	1/6		—		
	市町村	1/6		—		
	事業主	—		所属庁10/10		
児童手当	支給対象者及び 支給要件		<ul style="list-style-type: none"> ・義務教育就学前の児童を監護する者に支給 ・監護している者が父母の場合は生計を同一にしていること ・父母以外の者の場合は児童の生計を維持していること ・上記の者に一定額以上の所得があるときは支給されない(所得制限4人世帯415万円未満、ただし給与所得者には574万円未満) 			
	手当額		第1子及び第2子月額5,000円、第3子以降1人月額10,000円			

資料:厚生労働省「厚生労働白書」



⑥ 老人保健

平成15(2003)年4月1日現在

制度の種類		老人保健	
根拠法		老人保健法(昭57.8.17法80) [施行昭58.2.1]	
経営主体		各市町村(特別区)	
対象人員 (平成14年3月現在)		1,540万5千人	
保健事業	医療以外の保健事業	医療	
対象	市町村(特別区を含む。以下同じ)の区域内に居住地を有する40歳以上の者(職域等においてこれらの事業に相当する事業の対象となる場合を除く)を対象とする	医療は、医療保険各法の被保険者若しくは組合員又は被扶養者であつて75歳以上の者(平成14年9月30日までに70歳になった者を含む。65歳以上75歳未満の者であつて政令で定める程度の障害の状態にある者を含む。)を対象とする。	
	医療以外の保健事業に要する費用の1/3	医療に要する費用のうち152/600(平成16年9月30日まで)の他、保険者の拠出金の一部について医療保険各法の定めるところにより補助	
財源	都道府県	同上 1/3	医療に要する費用のうち 38/600(平成16年9月30日まで)
	市町村	同上 1/3	同上 38/600(平成16年9月30日まで)
	保険者	医療に関する事務の執行に要する費用(事務費拠出金を除く。)については1/2を負担	医療保険各法の保険者は、医療費拠出金(保険料と国庫補助で構成)及び事務費拠出金(保険料)を納付
保健事業の種類		健康手帳の交付、健康教育、健康相談、健康診査、機能訓練、訪問指導及びその他政令で定めるもの	医療は、疾病又は負傷に関して診察・薬剤又は治療材料の支給等が行われる。 医療を受ける者は、保険医療機関等ごとに1割(一定以上所得者は2割)の一部負担金を支払う。 世帯で以下の一部負担額を超えた場合、その超えた額が申請により払い戻される(入院は現物給付)
負担限度額			
外來 (個人ごと)		入院	
一定以上所得者		40,200円	72,300円+(医療費-361,500円)×1%(多数該当 40,200円)
一般		12,000円	40,200円
低所得者		24,600円	
低所得者のうち特に所得の低い者		8,000円	15,000円
入院時食事療養費 標準負担額(1日につき)			
一般		780円	
低所得者(3カ月めまで)		650円	
低所得者(4カ月め以後)		500円	
低所得者のうち特に所得の低い者		300円	

資料:厚生労働省「厚生労働白書」

⑦ 介護保険

平成15(2003)年4月1日現在

制 度 の 種 類		介 護 保 險	
根拠法〔施行〕		平成12.12.17法123〔平12.4.1〕	
経営主体		市町村(地方自治体)	
対象		一般国民	
対象人員 (平成14年3月末現在)		2,317万人(第1号被保険者)	4,286万人(第2号被保険者)
財源	第1号被保険者(65歳以上)		第2号被保険者(40~64歳)
	保険料	17%	33%
	国庫負担	25%	
	地方政府共団体	都道府県	12.5%
	市町村	12.5%	
自己負担		1割	
給付		保険給付(介護サービス)には要介護者に対する介護給付と要支援者に対する予防給付がある。そのほかに、市町村は介護者と要支援者を対象とした市町村特別給付を行うことができる。	要介護状態にある人で、その要介護状態の原因である身体上または精神上の障害が特定疾病(外傷性、先天性等でない脳血管障害、初老期痴呆などの加齢とともに生じる心身の変化に起因する疾病)によって生じた者である人。
備考		保険料は原則年金より天引き。	保険料は医療保険料と一体的に徴収。特定疾患とは、パーキンソン病、慢性関節リウマチなど、15種類の疾病。

資料：国立社会保障・人口問題研究所作成

3 老人福祉

① 施設福祉対策

	施設名	事業の概要
入所型	特別養護老人ホーム	65歳以上の、身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とする者で、居宅において適切な介護を受けることが困難な者を入所させる施設(平成12年度からは介護保険法に規定する施設サービスのひとつ(指定介護老人福祉施設))。
	養護老人ホーム	65歳以上の、身体上、精神上、環境上の理由や経済的な理由により居宅での生活が困難な者を入所させる施設。
	軽費老人ホーム	60歳以上の(夫婦で入所する場合はどちらかが60歳以上の)、家庭環境、住宅事情等の理由により居宅での生活が困難な者を低額な料金で利用させる施設。A型とB型に区分され、A型は給食サービスが付いていて、B型は自炊が原則となっている(平成12年度からは介護保険法に規定する居宅サービスのひとつ(特定施設入所者生活介護事業者)の指定を受けることが可能)。
	介護利用型軽費老人ホーム(ケアハウス)	高齢者のケアに配慮しつつ自立した生活を確保できるよう工夫された施設で、自炊ができない程度の身体機能の低下があり、独立して生活するには不安が認められ、家族による援助を受けることが困難な者が、食事、入浴、生活相談、緊急時の対応を行う。

利用型	老人福祉センター	地域の高齢者に対して各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上、レクリエーション等の便宜を総合的に提供する施設。
	老人憩の家	老人福祉センターより小規模で、市町村の60歳以上の高齢者に対し、教養の向上、レクリエーション等のための場を提供する施設。
	老人休養ホーム	景勝地、温泉地等の休養地に高齢者の保養・休養、安らぎの場として設置された宿泊利用施設。

資料：厚生統計協会「国民の福祉の動向」

② 在宅福祉対策

事業の名称	事業の概要
訪問介護（ホームヘルプサービス）事業	訪問介護員（ホームヘルパー）等が要介護高齢者等の自宅を訪問し、入浴の介助、身体の清拭、洗髪等の身体介護サービス、調理、衣類の洗濯、掃除等の家事援助サービス、及びこれに付随する相談、助言を行い、日常生活を支援することを目的とする事業（平成12年度からは介護保険法に規定する居宅サービスのひとつ）。
短期入所生活介護（ショートステイ）	居宅において、要介護高齢者等を介護している者が病気、出産等の場合や、介護疲れ、旅行等の場合に、特別養護老人ホーム等に短期間入所し、介護者の負担の軽減を図るなど、要介護高齢者等やその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする事業（平成12年度からは介護保険法に規定する居宅サービスのひとつ）。
日帰り介護（デイサービス）	在宅の要介護高齢者等を日帰り介護施設（デイサービスセンター）等に通所させ、入浴サービス、食事サービス、日常生活動作訓練、生活指導、家族介護者教室等の総合的なサービスを行う事業（平成12年度からは介護保険法に規定する居宅サービスのひとつ）。
痴呆対応型老人共同生活援助事業（グループホーム）	要介護者であって痴呆の状態にあるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者を対象に、小規模な居住空間、なじみの人間関係、家庭的な雰囲気の中で、住み慣れた地域での生活を継続しながら、一人一人の生活のあり方を支援することを目的とする事業（平成12年度からは介護保険法に規定する居宅サービスのひとつ）。
在宅介護支援センター運営事業	在宅の要援護高齢者を抱える家族等に対し、ソーシャルワーカーや看護師等の専門家により、在宅介護に関する総合的な相談に応じるとともに、要援護高齢者及びその家族等の需要に対応した保健、福祉サービス等が円滑に受けられるよう市町村との連絡、調整等を行う事業。夜間等の緊急の相談等に対応できるよう、24時間にわたり機能している特別養護老人ホーム、老人保健施設、病院等で事業を行う。
老人日常生活用具給付等事業	おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者、寝たきり高齢者等またはその家族の生活の利便を図るとともに、介護する家族の負担を軽減するため、市町村が身体の機能低下の防止と介護補助のための日常生活用具を、ひとり暮らし高齢者、寝たきり高齢者等に対し給付または貸与するものである。
高齢者総合相談センター（シルバー110番）事業	高齢者やその家族が抱える保健・福祉・医療・介護等広範多岐にわたる心配ごと、悩みごとの相談に総合的かつ迅速に対応するため、各都道府県に1か所の高齢者総合相談センター（シルバー110番）を設置し、医師等の専門家等により高齢者等からの電話などによる相談に応じるとともに、市町村の相談体制の支援のため各種情報の提供を行う事業。

資料：厚生統計協会「国民の福祉の動向」

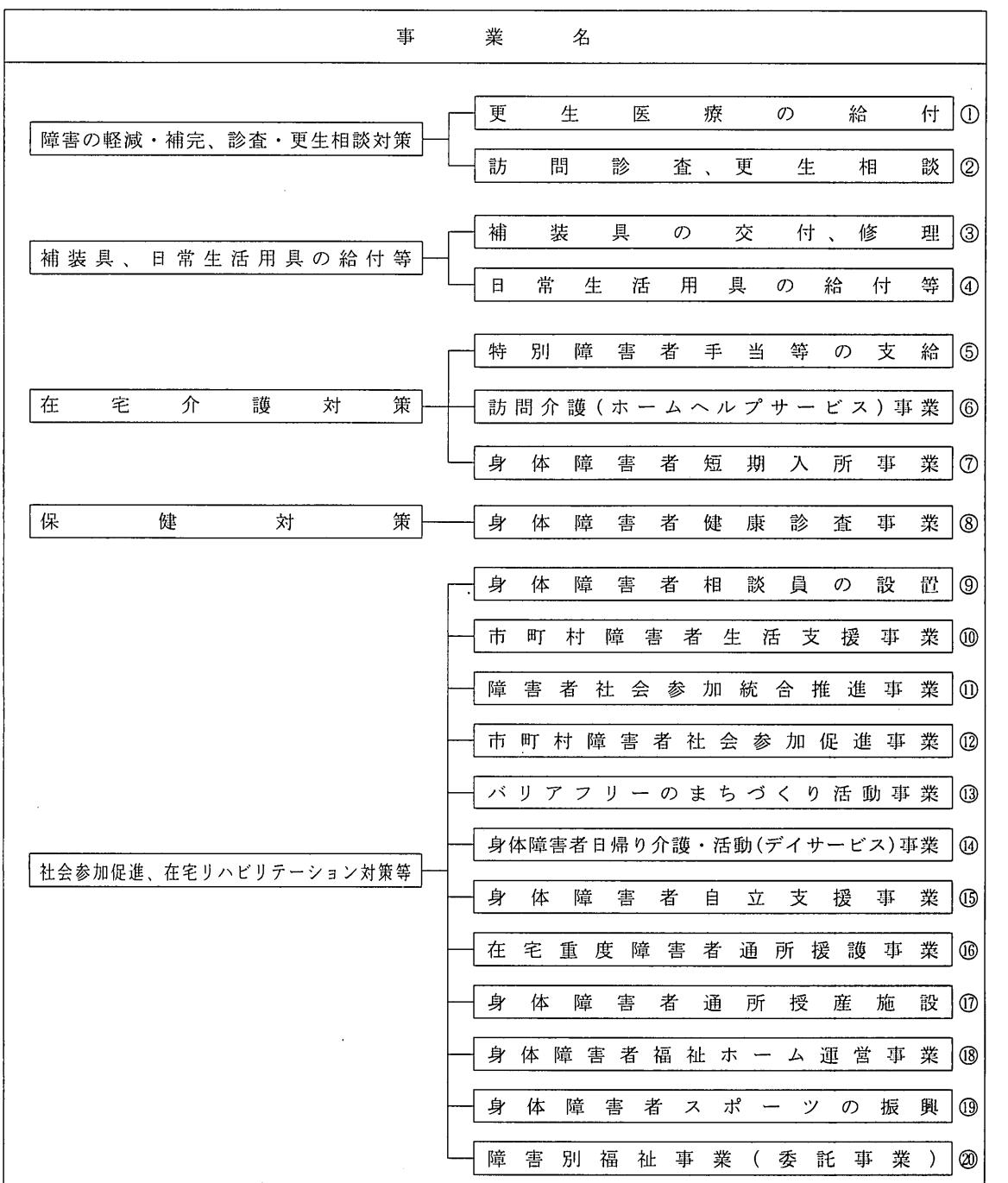
③ 介護予防・地域支え合い対策

事業の名称	事業の概要
介護予防・地域支え合い事業	<p>要援護高齢者及びひとり暮らし高齢者並びにその家族等に対し、介護予防サービス、生活支援サービス、家族介護支援サービスを提供することにより、これらの者の自立と生活の質の確保を図るとともに、在宅の高齢者に対する生きがいや健康づくり活動、寝たきり予防のための知識の普及啓発等により、健やかで活力ある地域づくりを推進し、総合的な保健福祉の向上に資することを目的とした事業</p> <p>(1)市町村事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者等の生活支援事業 ● 介護予防・生きがい活動支援事業 ● 家族介護支援事業 ● 在宅介護支援事業 ● 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業 ● 成年後見制度利用支援事業 ● 緊急通報体制等整備事業 ● 寝たきり予防対策事業（寝たきり予防対策普及啓発事業） ● 健やかで活力あるまちづくり基本計画策定・普及啓発推進事業 ● 高齢者地域支援体制整備・評価事業 ● 高齢者住宅等安心確保事業 <p>(2)都道府県・指定都市事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者自身の取り組み支援事業 ● 寝たきり予防対策事業 ● 介護予防指導者養成事業 ● 高齢者訪問支援活動推進事業 ● 高齢者に関する介護知識・技術等普及促進事業 ● 高齢者地域支援体制整備・評価事業 ● 老人性痴呆指導対策事業 ● 高齢者介護施設等支援事業 <p>(3)老人クラブ活動等事業</p>

資料：法研「高齢者の尊厳を支える介護」

4 身体障害者福祉施策

① 身体障害者在宅福祉施策の概要



番号	事業の概要
①	身体上の障害を軽くしたり除いたりするための医療 関節形成術、角膜移植術、穿孔閉鎖術、人工透析、ペースメーカーのうめ込み手術等
②	医療、生活、職業等の各種の相談、施設への紹介等
③	身体上の障害を補うための用具の交付、修理 ○補装具の種類 (視覚障害) 盲人安全つえ、義眼、眼鏡、点字器 (聴覚障害) 補聴器 (言語機能障害) 人工喉頭 (肢体不自由) 義肢、装具、座位保持装置、車いす、電動車いす、歩行器等 (内部障害) ストマ用装具
④	重度障害者の日常生活がより円滑に行われるための用具の給付等 (下肢・体幹障害) 便器、特殊マット、特殊寝台、特殊尿器、移動用リフト、歩行支援用具等 (上肢・障害) 特殊便器、パーソナルコンピュータ (視覚障害) 盲人用テープレコーダー、時計、点字図書、体重計、拡大読書器、点字ディスプレイ、視覚障害者用活字文書読み上げ装置等 (聴覚障害) 聴覚障害者用屋内信号装置、聴覚障害者用通信装置、聴覚障害者用情報受信装置等 (じん臓機能障害) 透析液加温器 (貸与品目) 福祉電話、ファックス
⑤	在宅の重度障害者で、日常生活において常時特別の介護を要する状態にある者に対し、特別障害者手当等を支給する。 ・特別障害者手当(月額) 26,860円 ・障害児福祉手当(月額) 14,610円 等
⑥	重度の身体上の障害等のため日常生活を営むのに支障がある身体障害者の家庭等を訪問して、食事、洗濯等身のまわりの世話および外出時の付添いを行う。
⑦	重度身体障害者等を介護している保護者が疾病等によって家庭における介護が困難な場合、施設に一時保護する。
⑧	常時車いすを使用する身体障害者に対して、褥瘡や膀胱障害等の二次障害を予防するための健康診査を行う。
⑨	身体障害者の更生相談に応じ、必要な指導を行うとともに福祉事務所など関係機関の業務に対する協力、援護思想の普及を行う。
⑩	在宅の障害者等に対し、在宅福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援、当事者相談等を総合的に実施する。
⑪	障害者が地域で自立した生活をするために、生活訓練、コミュニケーション手段の確保等必要な社会参加推進施策を都道府県が選択して実施する。
⑫	障害者の社会参加を促進するために、コミュニケーション支援、情報支援、移動支援、生活訓練、スポーツ振興支援、福祉機器リサイクル、知的障害者支援、精神障害者支援などの各事業の中から市町村が事業を選択して実施する。
⑬	バリアフリーのまちづくりの整備を進めるため、当事者自らが実地に点検・調査を行い、これを反映させたバリアフリーのまちづくりに関する基本計画を策定するとともに、これに基づく必要な環境整備事業を実施する。これと併せ、バリアフリー化された施設等の情報を障害者等にわかりやすく提供する。
⑭	在宅の重度障害者に対して、通所より、創作的活動、機能訓練、社会適応訓練、入浴サービス、給食サービス等の便宜を提供するほか、訪問による入浴サービスを提供し、その自立の促進、生活の改善、身体機能の維持向上等を図る。
⑮	公営住宅、身体障害者福祉ホーム等に居住する5世帯以上の重度の身体障害者を対象として、専任ケアグループによる安定的な介助サービスを提供する。
⑯	就労の機会が得がたい在宅重度障害者等を対象に小規模な通所による軽作業等の援護事業に対する補助
⑰	雇用困難または生活に困窮する人を対象とし、必要な訓練を行い、職業を与えて自活させる施設
⑱	身体上の障害のために家庭で日常生活を営むのに支障のある者に対し、その日常生活に適するような居室その他の施設を利用して自立した生活を営む施設に対する運営費の補助
⑲	身体障害者の健康の維持、機能の回復、体力の向上等の効果を上げるとともに、社会生活への適応性の向上を図る。
⑳	視覚障害者福祉事業(点字・声の図書事業等)、聴覚・言語障害者福祉事業(手話通訳指導者養成研修等事業等)、視覚・聴覚(重複)障害者福祉事業(盲ろう者向通訳養成研修等事業)、福祉機器開発普及等事業、全国身体障害者総合福祉センター運営事業等

(注) 番号は、前ページの事業名の番号と対応している。

資料: 厚生労働省「厚生労働白書」

② 身体障害者施設福祉施策の概要

事業名		事業の概要
施設 福祉 施策	更生施設	障害の程度の如何に問わりなく相当程度の作業能力を回復し得る見込のある人を対象とし、更生訓練を行う施設(入所期間は1年を原則) あんまマッサージ指圧師、はり師及びきゅう師等職業についての知識技能、訓練を行う施設(入所期間2~5年)
	視覚障害者更生施設	更生に必要な治療及び訓練を行う施設(入所期間1年を原則)
	聴覚・言語障害者更生施設	医学的管理の下に更生に必要な指導、訓練を行う施設(入所期間は1年を原則)
	内部障害者更生施設	重度の肢体不自由者または重度の内部障害者を入所させ、家庭復帰に必要な日常生活能力の回復に重点をおいて各種のリハビリテーションを行う施設(入所期間おおむね5年以内)
	重度身体障害者更生援護施設	身体上の著しい障害のため當時介護を必要とするが、家庭ではこれを受けることの困難な最重度の障害者を入所させ、医学的管理の下に必要な保護を行う施設
	身体障害者療護施設	身体上の障害のため家庭において日常生活を営むのに支障のある身体障害者が自立した生活を営む施設
	身体障害者福祉ホーム	雇用困難または生活に困窮する人を対象とし、必要な訓練を行い、職業を与えて自活させる施設(最終的には一般事務所に就職若しくは自営等で、自活させることを目的としているので、入所期間は一定ではない)
	身体障害者授産施設	重度の身体障害のため、ある程度の作業能力を有しながら、特別の設備と職員を準備しなければ、就業不可能な障害者を入所させ、施設内で自活させることを目的とする施設
	重度身体障害者授産施設	身体障害者授産施設の一種であり、内容は身体障害者授産施設と同じであるが、利用者は通所者に限られる
	身体障害者通所授産施設	通所施設である授産施設であって常時利用する者が20人未満10人以上であるもの
	身体障害者小規模通所授産施設	生産能力があつても、通勤事情等のため、一般の企業に就職することの困難な車いす障害者等のための工場
	身体障害者福祉工場	身体障害者の各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上、運動、娯楽など保健・休養のための施設
	身体障害者福祉センター(A型)	外出や就労の機会が得られない在宅重度障害者が通所して、創作活動、軽作業、日常生活訓練等を行うための施設
	身体障害者福祉センター(B型)	身体障害者日帰り生活・介護(デイサービス)事業を行うための施設
	在宅障害者デイサービス施設	障害者、家族、ボランティア等が気軽に宿泊、休養するための施設
障害者更生センター	視覚障害者の求めに応じて点字刊行物や声の図書の閲覧貸出しを行う施設	
点字図書館	点字刊行物を出版する施設	
点字出版施設	字幕(手話)入ビデオカセットの製作貸出、手話通訳者の派遣、情報機器の貸出等を行う施設	
聴覚障害者情報提供施設	補装具製作施設	
盲導犬訓練施設	盲導犬の訓練及び盲導犬の利用に必要な訓練を行う施設	
盲人ホーム	あんまマッサージ指圧師、はり師及びきゅう師免許を有する視覚障害者の職業生活の便宜を図るために施設を利用させ、技術の指導を行う施設	

資料：厚生労働省「厚生労働白書」

5 障害児(者)施策

① 在宅福祉施策

障害児(者)に対する在宅福祉施策		
施策の種類	障害児施策	知的障害者施策
早期発見 早期療育	先天性代謝異常等検査 健康診査(乳児、1歳6か月児、3歳児) 育成医療の給付	—
通所事業 通園事業	障害児各種通園施設・通園事業 重症心身障害児(者)通園事業	知的障害者接護施設(通所) 知的障害者日帰り介護・活動(デイサービス)事業① 同 左
在宅 サービス	日常生活用具の給付等 訪問介護(ホームヘルプサービス)事業② 短期入所(ショートステイ)事業③ 障害児(者)地域療育等支援事業④ 補装具の交付・修理	同 左 同 左 同 左 同 左
社会参加	—	知的障害者地域生活援助事業⑤ 知的障害者生活支援事業 「障害者の明るいくらし」促進事業 知的障害者スポーツの振興 知的障害者通所援護事業⑥
就労関連	—	職親制度⑦
総合的 サービス	相談指導(児童相談所等)	療育手帳制度⑧ 同 左 (福祉事務所等)

各種主要施策の概要

- ① 在宅の知的障害者が通所して文化的活動、機能訓練等を行い、自立を図るとともに生きがいを高める。
- ② 日常生活を営むのに著しく支障のある障害児・者のいる家庭に訪問介護者を派遣して必要な介護、援助を行う。
- ③ 障害児・者を介護している家族が疾病等によって家庭における介護が困難となった場合に施設に一時的に保護する。
- ④ 在宅の障害児、知的障害者及びその保護者に対して身近なところでの相談・指導及び在宅サービスの利用の援助等の提供を総合的に実施する。
- ⑤ 知的障害者に対する日常生活上の援護を行い、地域での自立生活を援助する。グループホーム事業ともいう。
- ⑥ 通所による援護事業(小規模作業所)に対し助成する。
- ⑦ 事業経営者等が知的障害者を自己の下に預かり必要な訓練を行うことにより、自立更生を図る。
- ⑧ 知的障害児・者に対し一貫した指導・相談を行うとともに、各種援助措置を受けやすくするために手帳を交付する。

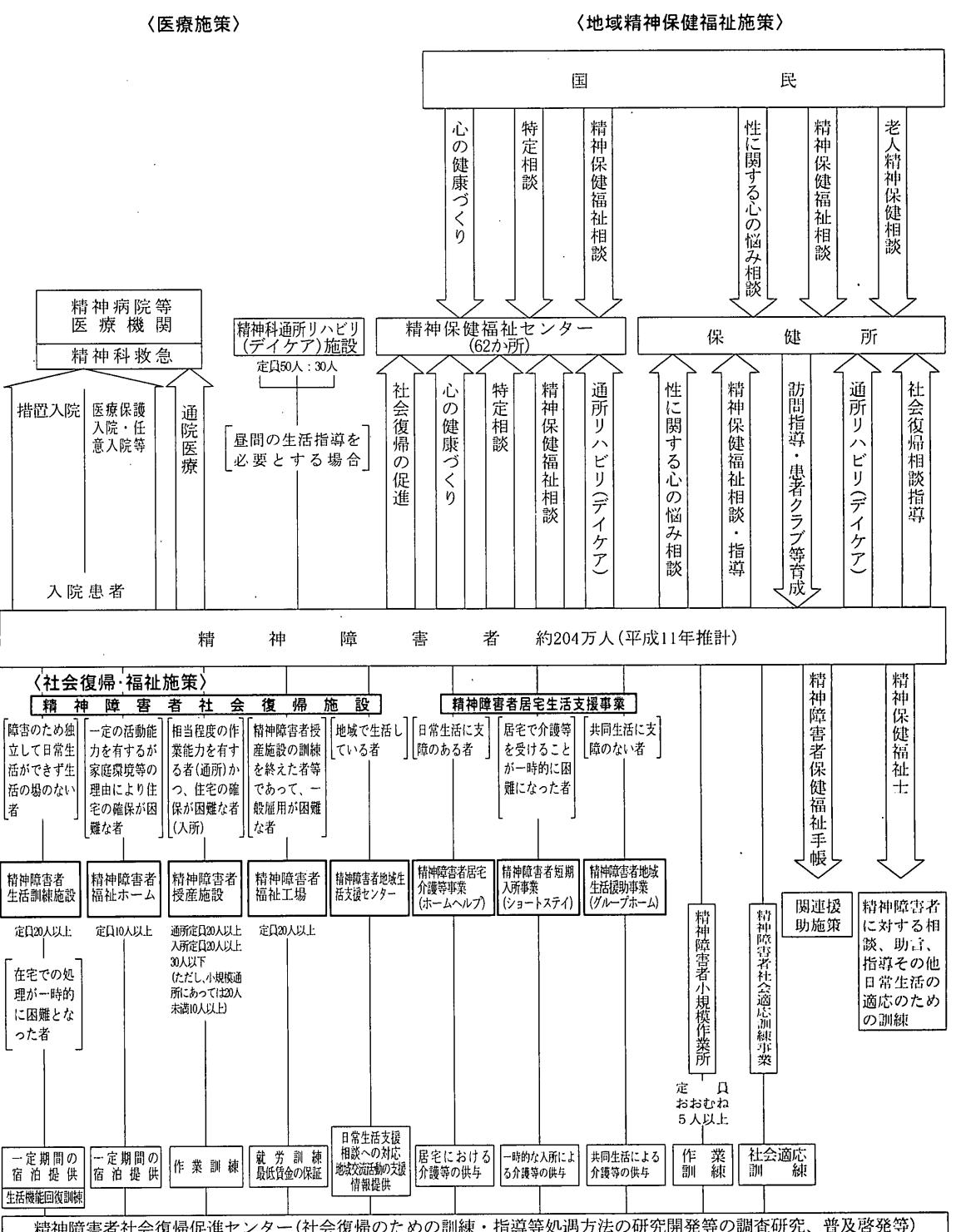
資料：厚生労働省「厚生労働白書」

② 障害児（者）に対する施設福祉施策の概要

事業名	事業の概要
施設福祉施策	知的障害の児童を入所させて、保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与える施設
児童のための施設	自閉症を主たる症状とする児童を入所させて保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与える施設
児童福祉施設	知的障害の児童を日々保護者のもとから通わせて、保護するとともに、独立自活に必要な知識を与える施設
盲児施設	盲児（強度の弱視児を含む。）を入所させて、保護するとともに、独立自活に必要な指導または援助をする施設
ろうあ児施設	ろうあ児（強度の難聴児を含む）を入所させて、保護するとともに、独立自活に必要な指導または援助をする施設
難聴幼児通園施設	強度の難聴の幼児に対し、早期に聴力及び言語能力の機能訓練を実施、残存能力の開発と障害の除去を行うとともに、家庭で一貫した適切な指導訓練が行えるよう母親等に対し指導訓練の技術等について指導する施設
肢体不自由児施設	上肢、下肢または体幹の機能障害のある児童を通園させて治療するとともに、独立自活に必要な知識・技能を与える施設
肢体不自由児通園施設	上肢、下肢または体幹の機能障害のある児童を通園させて治療するとともに、独立自活に必要な知識・技能を与える施設
肢体不自由児療護施設	上肢、下肢または体幹の機能障害のある児童で家庭における養育が困難なものを入所させる施設
重症心身障害児施設	重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童を入所させて保護するとともに、治療及び日常生活の指導をする施設
心身障害児総合通園センター	障害の相談・指導・診断・検査・判定等を行うとともに、時宜を失うことなく障害に応じた療育訓練を行う施設
心身障害児通園事業	複数の児童福祉施設の複合体
国立療養所等	市町村が通園の場を設けて、障害児に通園の方法により指導を行い、地域社会が一体となって育成助長を図る事業
進行性筋萎縮症児病床	進行性筋萎縮症児・者を入院させて治療及び日常生活の指導を行う
重症心身障害児病床	重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童を入所させて、治療及び日常生活の指導を行う
在宅知的障害者日帰り介護・活動（デイサービス）センター	地域において就労が困難な在宅の知的障害者が通所して文化的活動、機能訓練等を行うことにより、その自立を図るとともに生きがいを高めることを目的とする施設
知的障害者更生施設（入所）	知的障害者を入所させて、保護するとともに、その更生に必要な指導訓練を行う施設
知的障害者更生施設（通所）	知的障害者を通所させて、保護するとともに、その更生に必要な指導訓練を行う施設
知的障害者授産施設（入所）	知的障害者で雇用されることが困難な者を入所させて、自活に必要な訓練を行うとともに、職業を与えて自活させる施設
知的障害者授産施設（通所）	知的障害者で雇用されることが困難な者を通所させて、自活に必要な訓練を行うとともに、職業を与えて自活させる施設
知的障害者小規模通所授産施設	通所施設である授産施設であって、常時利用する者が20人未満10人以上であるもの
知的障害者福祉ホーム	就労している知的障害者が、家庭環境、住宅事情等の理由により住居を求めている場合に低額な料金で入居させ、社会参加の助長を図る施設
知的障害者通勤寮	就労している知的障害者を職場に通勤させながら一定期間利用させて対人関係の調整、余暇の活用、健康管理等独立自活に必要な指導を行う施設
知的障害者自活訓練事業	知的障害者援護施設の入所者に地域での自立生活に必要な基本的生活の知識・技術を一定期間集中して個別的指導を行うことにより、知的障害者の社会参加の円滑化を図る事業
知的障害者福祉工場	一般企業に就労できない知的障害者を雇用し、社会的自立を促進する施設

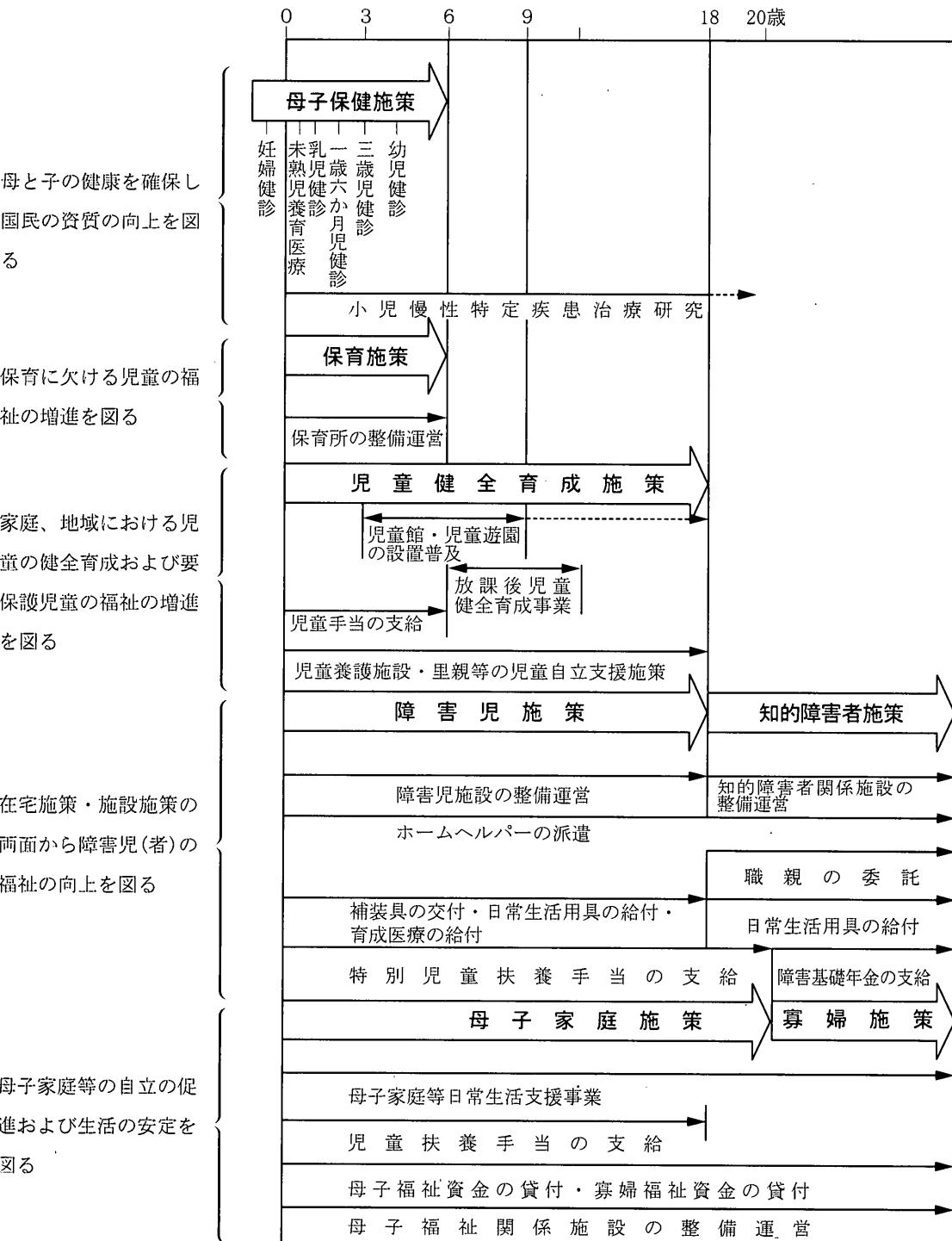
資料：厚生労働省「厚生労働白書」

6 精神障害者施策の概要（平成15年度）



資料：厚生労働省「厚生労働白書」

7 年齢別児童家庭福祉施策の一覧



資料：厚生統計協会「国民の福祉の動向」

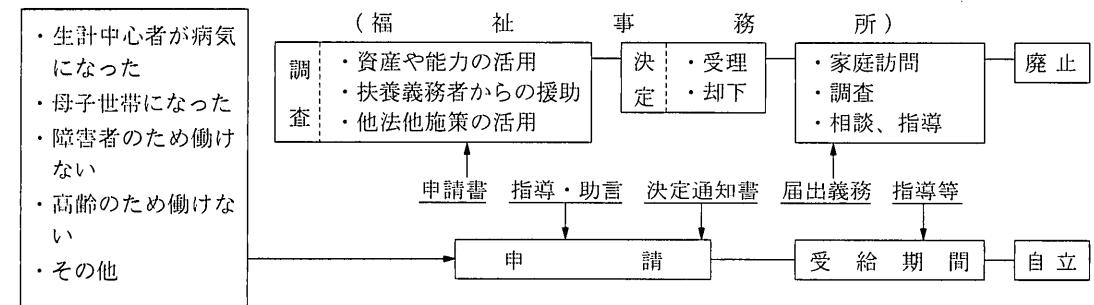
8 社会（家族）手当

	児童扶養手当	特別児童扶養手当	特別障害者手当等	児童手当	原爆諸手当（主なもの）	
					医療特別手当	健康管理手当
支給対象者	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）を監護、養育している生別の母子世帯等の母又は養育者	20歳未満で精神又は身体に中程度以上の障害を有する児童を家庭で監護、養育している父母又はその他の者	①特別障害者手当 義務教育就学前の児童を監護し、かつ、認定された負傷、疾病的状態にある（認定被爆者） ②障害児福祉手当 精神又は身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の者 ③障害児福祉手当 精神又は身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の者	原爆の放射線に起因すると認定された負傷、疾病的状態にある（認定被爆者）	原爆の影響に關係がある障害（11障害）のいずれかを伴う疾病にかかっている被爆者	
手当額月額 (平成15年度)	(8月～) ○児童1人 収入130万円未満 42,000円 収入130万円以上 365万円未満 41,990円 ～9,910円 (所得に応じて 10円きざみ) ○2人目 5,000円加算 ○3人目以降 3,000円加算	○児童1人 1級 26,620円 51,100円 2級 34,030円	①特別障害者手当 26,620円 ②障害児福祉手当 14,480円 ③福祉手当 (経過措置) 14,480円	○第1子及び 第2子 5,000円 ○第3子以降 10,000円	138,380円 34,030円	
所得制限額 (収入ベース) (平成14年度)	○本人 (2人世帯) 365.0万円 ○扶養義務者等 (6人世帯) 610.0万円	○本人 (4人世帯) 770.7万円 ○扶養義務者等 (6人世帯) 954.2万円	○本人 (2人世帯) 565.6万円 ○扶養義務者等 (6人世帯) 954.2万円	○児童手当 (4人世帯) 415.0万円 ○特例給付 (4人世帯) 574.0万円	なし	なし

資料：厚生労働省「厚生労働白書」、週刊社会保障編集部「社会保障便利事典」

9 生活保護制度

[生活保護の流れ]



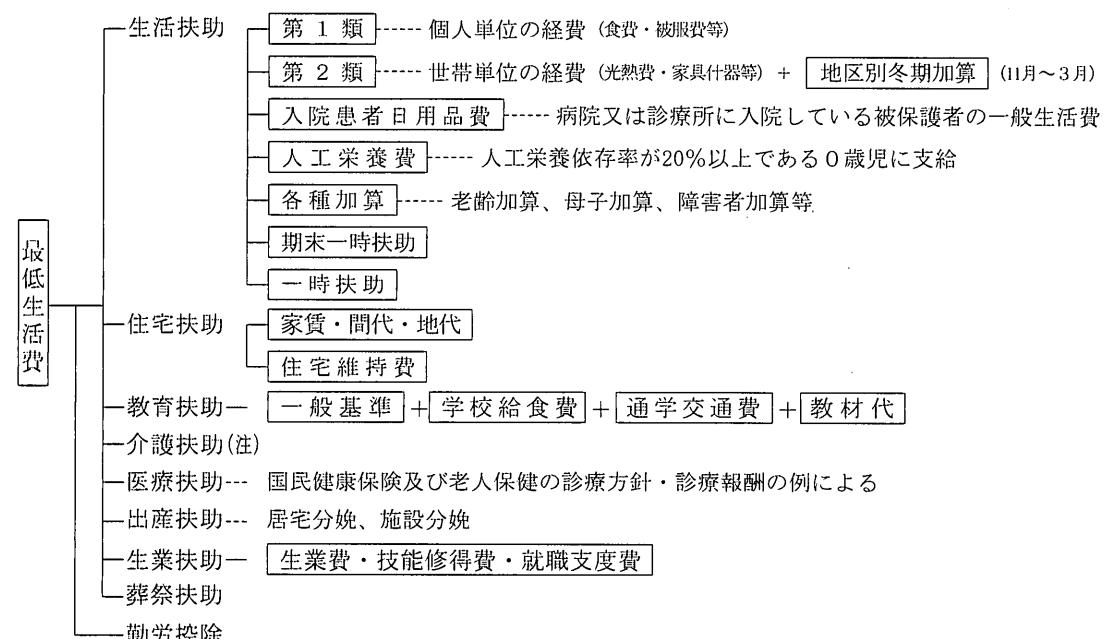
[生活保護費の決め方]

(最低生活費の計算)

$$\begin{array}{l} \text{生活扶助} + \text{住宅扶助} + \text{教育扶助} + \text{介護扶助} + \text{医療扶助} = \text{最低生活費} \\ \text{生活費} \quad \text{家賃等} \quad \text{義務教育費} \quad \text{介護費} \quad \text{医療費} \end{array}$$

- このほか、出産、葬祭等がある場合は、その基準額が加えられる。
- (収入充当額の計算) 平均月額収入 - (必要経費の実費 + 各種控除) = 収入充当額
- (扶助額の計算) 最低生活費 - 収入充当額 = 扶助額

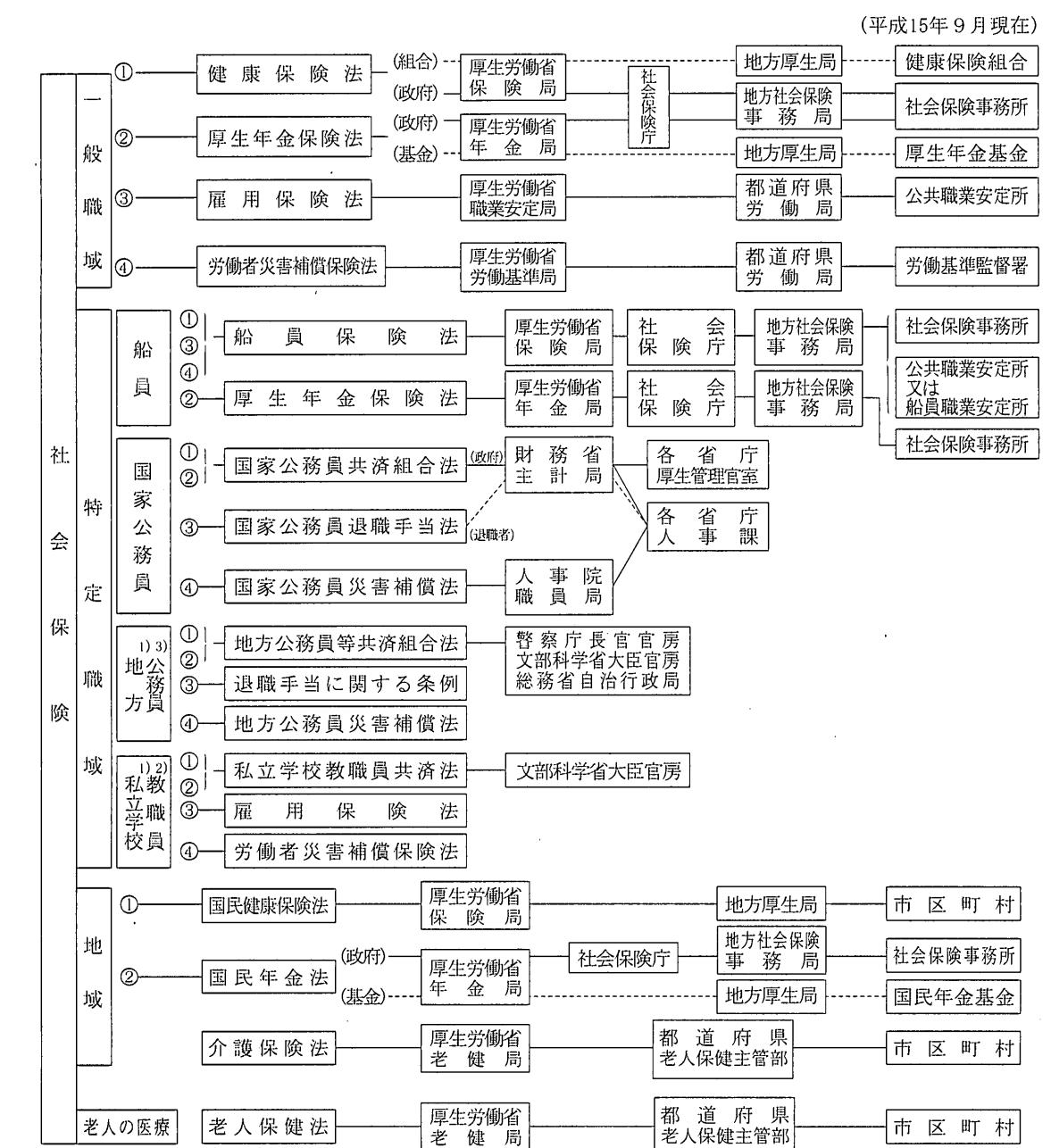
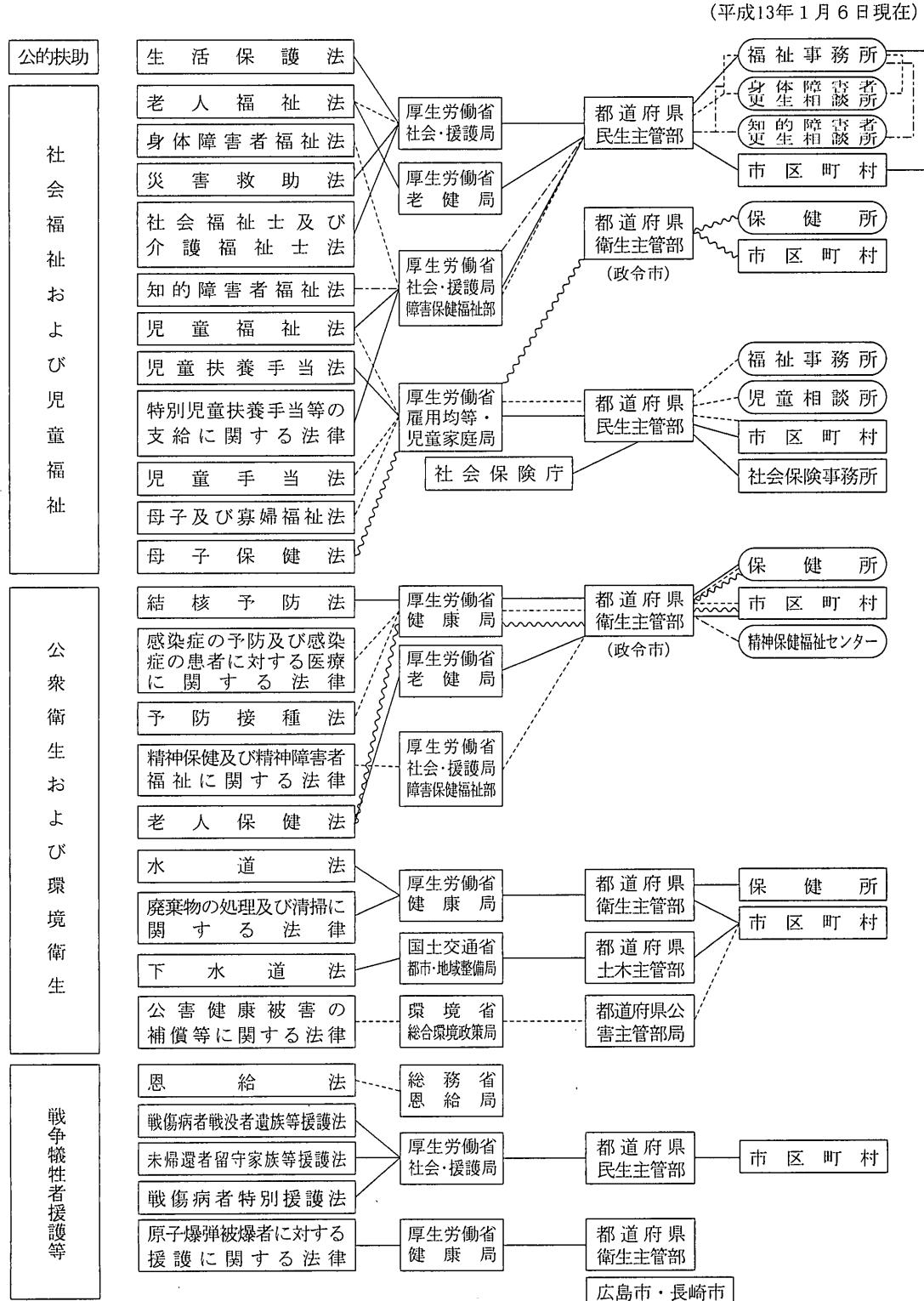
[最低生活費の体系]



(注) 平成12年4月1日より施行

資料：厚生労働省「厚生労働白書」

[参考] 1 社会保障制度の種類と行政機構の概略

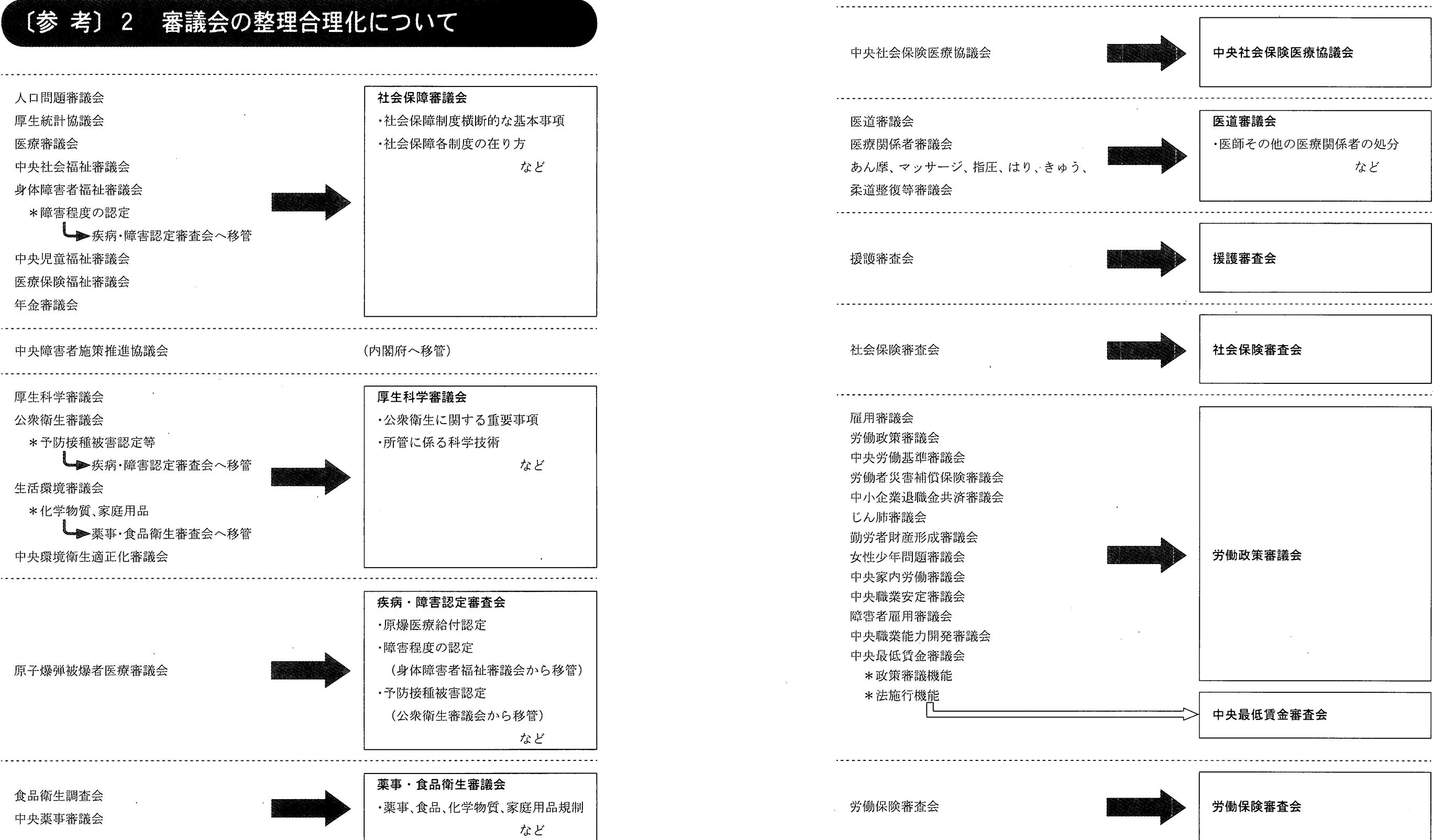


備考 制度
 ①…医療保険
 ②…年金保険
 ③…雇用保険(これに代わるものも含む)
 ④…労災保険(")

(注) 1 地方公務員と私立学校教職員のうちには健康保険法の適用を受けている者がある。
 2 私立学校教職員のうちには厚生年金保険法の適用を受けている者がある。
 3 地方公務員のうち、市町村職員については雇用保険法の適用を受けている者がある。
 4 農林漁業団体職員共済組合は平成14年4月に厚生年金保険に統合された。

資料: 厚生統計協会「保険と年金の動向」

[参考] 2 審議会の整理合理化について



第2節 社会保険各制度の成立経過

① 医療保険制度

	大15	昭10	昭20	昭30	昭40
被用者	一般被用者	健康保険法(大11.法70) (施行 昭2.1.1)		職員健康保険法 (昭14.法72)	
	日雇労働者			日雇労働者健康保険法 (昭28.法207) (施行 昭28.11.1)	
	船員		船員保険法(昭14.法73) (施行 昭15.6.1)		
	国家公務員	政府職員共済組合令(昭15.勅827)	旧国家公務員共済組合法(昭23.法69)	国家公務員共済組合法(昭33.法128) (施行 昭33.7.1)	
	公務員等	国有鉄道共済組合など、明40から勅令により設立され、医療費の支給等を行っていた。		公共企業体職員等共済組合法(昭31.法152) (施行 昭31.7.1)	
	地方公務員	政府職員共済組合令(昭15.勅827)	国家公務員共済組合法	地方公務員等共済組合法(昭37.法152) (施行 昭37.12.1)	
	私立職員		①	私立学校教職員共済組合法(昭28.法245) (施行 昭29.1.1)	
	農林漁業団体職員		健康保険法(大11.法70) (施行 昭2.1.1)		
	非被用者		旧国民健康保険法(昭13.法60) ②	国民健康保険法(昭33.法192) (施行 昭34.1.1) ③	
	全国民				

① 教員については、健康保険は任意包括であった。昭和27年2月に保健、罹災、休業の短期給付を行う財團法人私学教職員共済会が創設されたが、私立学校教職員共済組合法の制定により吸収された。

② はじめは任意設立の市町村の区域を単位とする国民健康保険組合を保険者としていた。
市町村公営方式が確立したのは昭和23年である。

	昭50	昭60	平7	平9	平12
			④		
				国家公務員等共済組合法	国家公務員共済組合法
			⑤		健康保険法(大11.法70) ⑥
					私立学校教職員共済法
					介護保険法(平9.法123) (施行 平12.4.1)

③ 全国普及が達成されたのは、昭和36年4月である。

④ 日雇労働者健康保険法は昭和59年10月1日に廃止された。

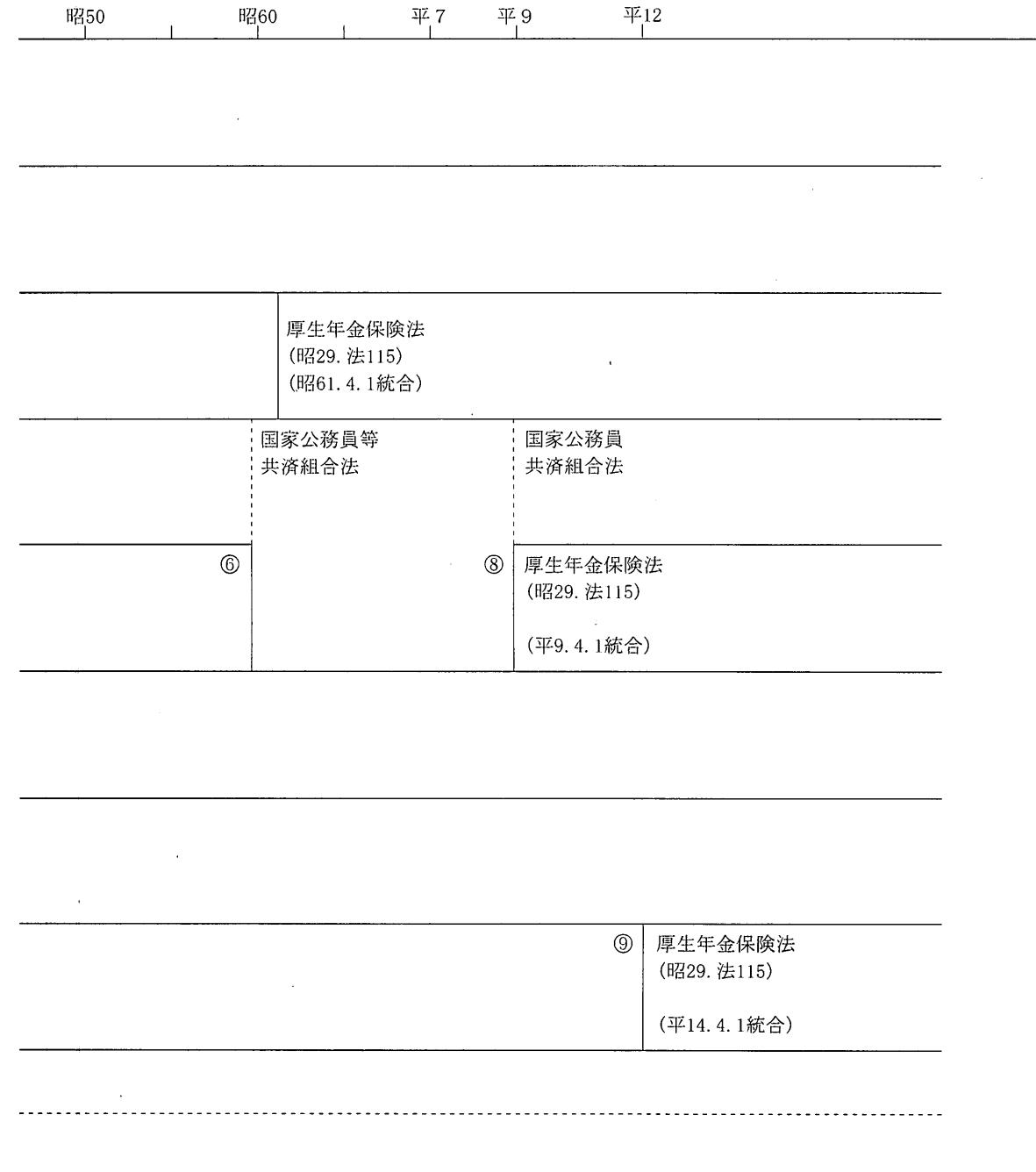
⑤ 公共企業体職員等共済組合法の廃止により、昭和59年4月1日から国家公務員等共済組合に統合された。

⑥ 適用法人については、平成9年4月にそれぞれ健康保険組合が設立された。

② 年金保険制度

		大15	昭10	昭20	昭30	昭40
被用者	一般被用者		労働者年金保険法(昭16.法60)(施行昭17.6.1) 〔退職積立金及退職手当法(昭11.法42)〕	旧厚生年金保険法(昭19.法21) (施行 昭19.10.1) ①	厚生年金保険法(昭29.法115) (施行 昭29.5.1)	
	日雇労働者				国民年金法(昭34.法141) (施行 昭34.11.1)	
	船員		船員保険法(昭14.法73) (施行 昭15.6.1)			
	国家公務員	官吏恩給法② 恩給法(大12.法48)		旧国家公務員共済組合法(昭23.法69)	国家公務員共済組合法(昭33.法128) (施行 昭33.7.1)	
	公務員等	大正9年から国有鉄道共済組合など官業共済組合では、年金給付を実施していた。			公共企業体職員等共済組合法(昭31.法134) (施行 昭31.7.1)	
	適用法人	官吏恩給法 恩給法(大12.法48)		旧国家公務員共済組合法(昭23.法69)	国家公務員共済組合法(昭37.法152) (施行 昭37.12.1)	
	役員	退職年金条例③		市町村職員共済組合法(昭29.法204) 〔町村職員恩給組合恩給条例 町村職員恩給組合法(昭27.法118)〕		
	地方公務員	財団法人私学恩給財團(大13.10.1発足)	④	私立学校教職員共済組合法(昭28.法245) (施行 昭29.1.1)		
	私立学校教職員		⑤			
	農林漁業団体職員			厚生年金保険法(昭29.法115)	農林漁業団体職員共済組合法(昭33.法99) (施行 昭34.1.1)	
非被用者					国民年金法(昭34.法141) (施行 昭34.11.1)	
					農業者年金基金法(昭45.法78号) (施行 昭46.1.1)	

- ① 旧厚生年金保険法となったときに、職員、女子も対象者となった。
 - ② 國家公務員関係では、明治8年に海軍退隠令、同9年陸軍恩給令、同17年に官吏恩給令が公布され、これが明治23年、軍人恩給法、官吏恩給法に集成され、これが大正12年恩給法に統一された。
 - ③ 退職年金条例は、地方公務員共済組合法制定まで残った。
 - ④ 昭和27年に財団法人私立中等学校恩給財団より、財団法人私学恩給財団に名称を改め、対象を大学から幼稚園まで拡大した。



- ⑤ 教員については、厚生年金保険は任意包括であった。
 - ⑥ 公共企業体職員等共済組合法の廃止により、昭和59年4月1日から国家公務員等共済組合に統合された。
 - ⑦ 昭和61年4月1日からの基礎年金の創設に伴い、国民年金法が被用者、非被用者のいずれにも適用されることとなつた。
 - ⑧ 平成9年4月1日から、被用者年金制度の再編成の第1段階として、旧公共企業体(日本鉄道、日本電信電話、日本たばこ産業)の各共済組合は厚生年金保険に統合された。
 - ⑨ 農林漁業団体職員共済組合法の廃止により、平成14年4月1日から厚生年金保険法に統合された。

③ 業務災害補償制度

		大15	昭10	昭20	昭30	昭40	昭60
一般被用者				健康保険法(大11.法70)(施行 昭2.1.1)①			
				労働者災害扶助責任保険法② (昭6.法55)	労働者災害補償保険法 (昭22.法50) (施行 昭22.9.1)		
				労働者年金保険法 旧厚生年金保険法			
船員			船員保険法 (昭14.法73) (施行 昭15.6.1)		昭和22年法103号をもって 労災補償部門を明確に区分		
公務員	国家公務員	国有鉄道共済組合及びその他共済組合は大正9年から 昭和15年にかけて公傷病年金給付を開始していた。		③	國家公務員災害補償法 (昭26.法191)(施行 昭26.7.1)		
公務員	適用役職法人員			旧國家公務員共済組合法 (昭23.法59)	國家公務員共済組合法 (昭33.法128) (施行 昭33.7.1)		
等	地方公務員				業務災害補償 に関する協約	労働者災害 補償保険法 (適用昭60.4.1) ④	
				市町村職員共済組合法 (昭29.法204)	地方公務員等共済組合法 (昭37.法152) (施行 昭37.12.1)		
				災害補償に関する条例	地方公務員災害補償法(昭42. 法121)(施行 昭42.12.1)		

- ① 業務災害補償というよりも、業務上の傷病も対象としていた。厚生年金、船員保険についても同様で業務災害補償部分が明確になったのは、労働者災害補償保険法が制定されてからである。
 ② 労働者災害扶助法(昭和6年4月2日法律第54号)が同時に制定されている。事業主の扶助義務を明確化したものである。
 ③ 昭和23年に「労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律」が公布され、一般政府職員の公務災害補償は、これにより行なわれていた。
 ④ 旅客鉄道会社等(旧日本国有鉄道)は、昭和62年4月1日より適用。



④ 雇用保険制度

		昭10	昭20	昭30	昭40	昭49	昭60
一般被用者		退職積立金及退職手当法(昭11.法42)		失業保険法(昭22.法146) (適用 昭22.11.1)①		雇用保険法(昭49.法116) (適用 昭50.4.1)②	
日雇労働者				日雇労働者の制度創設 (昭24.法87) (施行 昭22.6.1)			
船員				船員保険法失業部門創設 (昭22.法235) (施行 昭22.11.1)			
公務員	国家公務員				國家公務員退職手当法 (昭28.法182) (適用 昭28.8.1)		
公務員	適用役職法人員					雇用保険法 (適用昭60.4.1) ③	
等	地方公務員					退職手当に関する条例	

- ① 失業保険法と同時に、経過的なものとして失業手当法(昭22.法145)が制定されている。
 ② 失業保険制度を抜本的に改善発展させた雇用に関する総合的機能を有する保険制度である。
 ③ 旅客鉄道会社等(旧日本国有鉄道)は、昭和62年4月1日より適用



[参考] 1 社会保障制度審議会勧告等一覧

(●印は主要なもの)

勧 告 等	
昭和24年 ～ 昭和29年	<p>24. 8. 1 健康保険等の給付費に対する国庫負担の件</p> <p>24. 9. 13 生活保護制度の改善強化に関する件</p> <p>24. 11. 14 社会保障制度確立のための覚え書</p> <p>●25. 10. 16 社会保障制度に関する勧告</p> <p>26. 7. 24 社会保障制度推進に関する申入書</p> <p>26. 10. 20 社会保障制度推進に関する件</p> <p>27. 4. 16 戦争遺族等の援護に関する立法の件</p> <p>27. 5. 20 社会保障の最低基準に関する国際労働条約案について</p> <p>27. 12. 23 厚生年金保険、公務員の恩給、軍人恩給等年金問題に関する件</p> <p>●28. 12. 10 年金制度の整備改革に関する件</p> <p>29. 1. 11 建議書(昭和29年度予算編成における社会保障に関する国庫負担に関する件)</p> <p>29. 3. 1 建議書(年金制度の総合的調整に関する件)</p> <p>29. 12. 24 社会保障制度の推進に関する要望</p> <p>〃 結核対策の強化改善に関する申入書</p>
昭和30年 ～ 昭和39年	<p>30. 3. 30 社会保障制度の企画運営方法の改善に関する件</p> <p>〃 結核対策の強化改善に関する件</p> <p>●31. 11. 8 医療保障制度に関する勧告について</p> <p>32. 12. 19 恩給等の増額に関する意見書について</p> <p>●33. 6. 14 国民年金制度に関する基本方策について(答申)</p> <p>●33. 10. 6 年金制度の通算等について(答申)</p> <p>〃 中小企業労働者等福利共済制度について</p> <p>35. 8. 1 社会保障制度の推進についての申入れ</p> <p>35. 10. 12 公的年金積立金の運用についての要望</p> <p>36. 10. 26 申入書(社会保険医療協議会の改組に関する件)</p> <p>36. 11. 10 社会保障制度の推進に関する申入れ</p> <p>●37. 8. 22 社会保障制度の総合調整に関する基本方策についての答申および社会保障制度の推進に関する勧告</p> <p>38. 2. 25 臨時医療報酬調査会設置法案の取扱いについて(申入れ)</p> <p>38. 12. 21 申入書(昭和39年度予算編成に関する件)</p> <p>39. 12. 17 厚生年金保険法の一部を改正する法律案および船員保険法の一部を改正する法律案について(申入れ)</p>

勧 告 等	
昭和40年 ～ 昭和49年	<p>40. 2. 10 申入書(恩給および共済組合両制度の調整について)</p> <p>40. 6. 1 医療問題混亂に対する緊急措置について(申入れ)</p> <p>40. 9. 15 医療費問題に関する意見及び保険三法改正案に対する答申</p> <p>41. 8. 25 内閣総理大臣はじめ関係大臣との懇談における要望要旨</p> <p>42. 6. 21 公害対策について(申入れ)</p> <p>〃 各種公的年金の給付額の調整等について(申入れ)</p> <p>42. 12. 15 申入書(財政硬直化と社会保障との関係について)</p> <p>43. 12. 23 申入書(社会保障の推進について)</p> <p>45. 12. 19 医療保険制度について(意見)</p> <p>〃 申入書(社会保障の推進について)</p> <p>46. 6. 22 申入書(保険医総辞退に関する政府の対処について)</p> <p>●46. 9. 13 医療保険制度の改革について(答申)</p> <p>48. 9. 18 申入れ(生活扶助基準改訂について)</p> <p>48. 11. 19 当面する社会保障の危機回避のための建議—インフレーション下の社会保障—</p> <p>48. 12. 6 社会保障制度における家族の取り扱いについて</p> <p>49. 10. 7 当面の社会保障施策について(意見)</p>
昭和50年 ～ 昭和59年	<p>●50. 12. 1 今後の老齢化社会に対応すべき社会保障の在り方について(建議)</p> <p>●52. 12. 19 皆年金下の新年金体系</p> <p>53. 2. 10 共済組合制度に関する意見</p> <p>54. 2. 13 共済組合制度に関する意見</p> <p>●54. 10. 18 高齢者の就業と社会保険年金一統・皆年金下の新年金体系—</p> <p>●55. 12. 12 老人保健医療対策について(意見)</p>
昭和60年 ～	<p>●60. 1. 24 老人福祉の在り方について(建議)</p> <p>60. 4. 10 公的年金制度に関する意見</p> <p>4月. 12. 14 國民健康保険制度の長期安定確保策について(意見)</p> <p>2. 12. 19 新しい時代を担う子どもたちのために(申入れ)</p> <p>●7. 7. 4 社会保障体制の再構築(勧告)—安心して暮らせる21世紀の社会を目指して—</p> <p>11. 6. 17 介護保険の確実な実施に向けて(会長談話)発表</p> <p>●12. 9. 14 新しい世紀に向けた社会保障(意見)</p> <p>●13. 1. 6 中央省庁等再編に伴い社会保障制度審議会廃止(機能は経済財政諮問会議及び社会保障審議会に引き継ぐ)</p>

[参考] 2 各省白書のテーマからみた日本経済及び社会保障のあゆみ

年 次	経 濟 白 書	厚 生 白 書	労 働 白 書
1956(S 31)	日本経済の成長と近代化	国民の生活と健康はいかに守ら れているか	とくに題はなし
1957(S 32)	速すぎた拡大とその反省	貧困と疾病の追放	"
1958(S 33)	景気循環の復活	厚生省創立20周年記念号	"
1959(S 34)	速やかな景気回復と今後の課題	福祉計画と人間の福祉のための 投資	"
1960(S 35)	日本経済の成長力と競争力	福祉国家への途	"
1961(S 36)	成長経済の課題	変動する社会と厚生行政	"
1962(S 37)	景気循環の変貌	人口革命	"
1963(S 38)	先進国への道	健康と福祉	"
1964(S 39)	開放体制下の日本経済	社会開発の推進	"
1965(S 40)	安定成長の課題	40年代の道標	変貌課程にある労働経済 一人手不足経済への移行課程に おける諸問題—
1966(S 41)	持続的成長への道	生活に密着した行政	労働経済の構造変化と今後の課 題
1967(S 42)	能率と福祉の向上		人手不足への適応と今後の問題 —最近の労働経済にみられる新 しい動き—
1968(S 43)	国際化のなかの日本経済	広がる障害とその克服	労働力不足の進行と構造変化 —複雑になった構造変化—
1969(S 44)	豊かさへの挑戦	繁栄への基礎条件	40年代の労働経済
1970(S 45)	日本経済の新しい次元	老齢者問題をとらえつつ	労働経済の長期的諸問題
1971(S 46)	内外均衡達成への道	こどもと社会	同 上
1972(S 47)	新しい福祉社会の建設	近づく年金時代	転機に立つ労働経済 —長期的にみた問題点—
1973(S 48)	インフレなき福祉をめざして	転機に立つ社会保障	労働者福祉充実への途 —長期展望と労使の課題—
1974(S 49)	成長経済を越えて	人口変動と社会保障	高度成長からの転換と今後の課 題
1975(S 50)	新しい安定軌道をめざして	これから社会保障	長期的にみた労働経済の構造変 化 —控え目な経済成長の下におけ る労働経済の課題—

年 次	経 濟 白 書	厚 生 白 書	労 働 白 書
1976(S 51)	新たな発展への基礎がため	婦人と社会保障	長期的にみた労働経済の構造変化 —労働経済の構造変化と安定成 長の条件—
1977(S 52)	安定成長への適応を進める日本 経済	高齢者社会の入口に立つ社会保 障	安定成長下における労働経済の 課題
1978(S 53)	構造転換を進めつつある日本經 済	健康な老後を考える	労働力需給構造の変化と中高年 齢労働者問題
1979(S 54)	すぐれた適応力と新たな出発	日本の子供たちーその現状と未 来	労働力需給の展望と均衡回復へ の課題
1980(S 55)	先進国日本の試練と課題	高齢化社会への軟着陸をめざし て	わが国経済社会の条件変化と労 働経済の課題
1981(S 56)	日本経済の創造的活力を求めて	国際障害者年「完全参加と平 等」をめざして	労働経済の新たな課題
1982(S 57)	経済効率性を活かす道	高齢化社会を支える社会保障を めざして	労働市場の変化と新たな課題
1983(S 58)	技術的成長への足固め	新しい時代の潮流と社会保障	労働力需給、失業の長期的变化 と課題
1984(S 59)	新たな国際化に対応する日本經 済	人生80年時代の生活と健康を考 える	勤労者生活の動向と課題
1985(S 60)	新しい成長とその課題	長寿社会に向かって選択する	技術革新下の労働問題とその課題
1986(S 61)	国際的調和をめざす日本經濟	未知への挑戦— 明るい長寿社会をめざして	中長期的な職業生活の変化と新 たな課題—雇用の多様化と労 働時間短縮—
1987(S 62)	進む構造転換と今後の課題	社会保障を担う人々 社会サービスはこう展開する	経済構造調整と労働経済の課題
1988(S 63)	内需型成長の持続と国際社会へ の貢献	新たな高齢者像と活力ある長 寿・福祉社会をめざして(厚生省 創設50周年記念号)	構造変化のなかでの雇用安定と 勤労者生活の課題
1989(H 1)	平成経済の門出と日本經濟の新 しい潮流	長寿社会における子供・家庭・ 地域	高齢者雇用と女子パートタイ ム労働の現状と課題
1990(H 2)	持続的拡大への道	真の豊かさに向かっての社会シ ステムの再構築 豊かさのコスト —廃棄物問題を考える—	勤労者をめぐる環境変化と勤労 者生活充実への課題
1991(H 3)	長期拡大の条件と国際社会にお ける役割	広がりゆく福祉の担い手たち —皆が参加する「ぬくもりの ある福祉社会」の創造—	女子労働者、若者労働者の現状 と課題
1992(H 4)	調整をこえて新たな展開をめざ す日本經濟	国連・障害者の十年 —活発化する民間サービス と社会参加活動—	労働力不足、労働移動の活発化 と企業の対応
1993(H 5)	バブルの教訓と新たな発展への 課題	未来をひらく子どもたちのために —子育ての社会的支援を考える—	職業をめぐる諸問題と今後の対 応
1994(H 6)	厳しい調整を越えて新たなプロ ンティアへ		雇用安定を基盤とした 豊かな勤労者生活への課題
1995(H 7)	日本經濟のダイナミズムの復活 をめざして	医療—「質」「情報」「選択」 そして「納得」	雇用創出を通じた 労働市場の構造変化への対応

年次	経済白書	厚生白書	労働白書
1996(H8)	改革が展望を切り開く	家族と社会保障 －家族の社会的支援のために－	労働経済の分析
1997(H9)	改革へ本格起動する日本経済	「健康」と「生活の質」の向上 めざして	構造転換期の雇用・賃金と高齢化への対応
1998(H10)	創造的発展への基礎固め	少子社会を考える －子どもを産み育てることに 「夢」を持てる社会を－	中長期的にみた働き方と生活の 変化
1999(H11)	経済再生への挑戦	社会保障と国民生活	急速に変化する労働市場と新たな雇用の創出
2000(H12)	新しい世の中が始まる	新しい高齢者像を求めて－21世紀 の高齢社会を迎えるにあたって－	高齢社会の下での若年と中高年の ベストミックス
年次	経済財政白書 (内閣府)	厚生労働白書 (厚生労働省)	労働経済白書 (厚生労働省)
2001(H13)	改革なくして成長なし	生涯にわたり個人の自立を支援する厚生労働行政	情報通信技術(IT)の革新と雇用
2002(H14)	改革なくして成長なしII	現役世代の生活像－経済的側面を中心として－	最近の雇用・失業の動向とその背景
2003(H15)	改革なくして成長なしIII	活力ある高齢者像と世代間の 新たな関係の構築	経済社会の変化と働き方の多様化

(注) 厚生白書は昭和42年度版からは「発行年版」に改定した。



[参考] 3 平成13年1月以降の審議会意見書等一覧

平成13年2月27日	厚生年金保険及び国民年金の積立金の運用に関する基本方針について(答申)	社会保障審議会
平成13年11月26日	平成14年度医療制度改革について(意見書)	社会保障審議会医療保険部会
平成13年12月14日	女性自身の貢献がみのる年金制度(報告書)	女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の在り方に関する検討会
平成14年1月9日	今後の障害者雇用施策の充実強化について(意見書)	労働政策審議会
平成14年1月24日	中小企業退職金共済制度の改正について(建議)	労働政策審議会
平成14年1月28日	市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方について(一人ひとりの地域住民への訴え)	社会保障審議会福祉部会
平成14年3月12日	厚生年金保険及び国民年金の積立金の運用に関する基本方針の変更について(答申)	社会保障審議会
平成14年3月28日	医療提供体制に関する意見	社会保障審議会医療部会
平成14年6月3日	平成15年度予算編成の基本的考え方(建議)	財政制度等審議会財政制度分科会
平成14年7月1日	介護報酬体系の見直しについて	社会保障審議会介護給付費分科会
平成14年7月23日	中間とりまとめ－経済活性化のために重点的に推進すべき規制改革	総合規制改革会議
平成14年7月25日	社会保障負担等のあり方に関する研究会報告書	社会保障負担等のあり方等に関する研究会
平成14年8月23日	今後の難病対策の在り方について(中間報告)	厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会
平成14年9月13日	「子どもを育てたい、育てて良かったと思える社会をつくる～いのちを愛おしむ社会へ～」(中間とりまとめ)	少子化社会を考える懇談会
平成14年11月20日	平成15年度予算の編成等に関する建議	財政制度等審議会財政制度分科会
平成14年11月26日	保健師助産師看護師行政処分の考え方	医道審議会保健師助産師看護師分科会看護倫理部会
平成14年12月5日	年金改革の骨格に関する方向性と論点(改革議論のたたき台)	厚生労働省年金局
平成14年12月9日	介護報酬見直しの考え方	社会保障審議会介護給付費分科会
平成14年12月13日	医師及び歯科医師に対する行政処分の考え方について	医道審議会医道分科会
平成14年12月17日	「医療保険制度の体系の在り方」「診療報酬体系の見直し」について(厚生労働省試案)	厚生労働省保険局
平成14年12月19日	今後の精神保健医療福祉施策について(報告書)	社会保障審議会障害者部会
平成14年12月20日	ライフスタイルの選択と税制・社会保障制度・雇用システム(報告)	男女共同参画会議影響調査専門調査会
平成14年12月25日	今後のたばこ対策の基本的考え方について(意見具申)	厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会
平成14年12月26日	雇用保険制度の見直しについて(報告書)	労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会
平成14年12月26日	職業紹介事業制度、労働者派遣事業制度等の改正について(建議)	労働政策審議会

平成15年2月7日	今後の化学物質の審査及び規制の在り方について(報告書)	厚生科学審議会化学物質制度改革検討部会
平成15年3月12日	多様な働き方に対応できる中立的な年金制度を目指して(報告書)	雇用と年金に関する研究会
平成15年3月13日	株式を含む分散投資の是非に関する意見	社会保障審議会年金資金運用分科会
平成15年3月26日	厚生年金保険及び国民年金の積立金の運用に関する基本方針の変更について(答申)	社会保障審議会
平成15年3月26日	これから医業経営の在り方に関する検討会(最終報告書)	これから医業経営の在り方に関する検討会
平成15年4月28日	水質基準の見直し等について(答申)	厚生科学審議会生活環境水道部会
平成15年4月30日	医療提供体制の改革のビジョン	医療提供体制の改革に関する検討チーム
平成15年5月21日	精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療制度の整備に関する報告書	厚生科学審議会生殖補助医療部会
平成15年6月9日	看護師等によるALS患者の在宅療養支援に関する分科会(報告書)	看護師等によるALS患者の在宅療養支援に関する分科会
平成15年6月9日	平成16年度予算編成の基本的考え方について(建議)	財政制度等審議会財政制度分科会
平成15年6月10日	診療に関する情報提供等の在り方に関する検討会(報告書)	診療に関する情報提供等の在り方に関する検討会
平成15年6月16日	今後の社会保障改革の方向性に関する意見	社会保障審議会
平成15年6月18日	児童虐待の防止等に関する専門委員会(報告書)	社会保障審議会児童部会
平成15年6月26日	2015年の高齢者介護～高齢者の尊厳を支えるケアの確立に向けて～(報告書)	高齢者介護研究会
平成15年6月27日	経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003(閣議決定)	経済財政諮問会議
平成15年7月28日	10代・20代を中心とした「ひきこもり」をめぐる地域精神保健活動のガイドライン～精神保健福祉センター・保健所・市町村でどのように対応するか・援助するか～	厚生労働科学研究事業
平成15年7月31日	今後の高齢者雇用対策について～雇用と年金との接続を目指して～(報告書)	今後の高齢者雇用対策に関する研究会
平成15年8月7日	社会連帯による次世代育成支援に向けて(報告書)	次世代育成支援施策の在り方に関する研究会
平成15年8月27日	運用利回りの範囲について(検討結果の報告)	社会保障審議会年金資金運用分科会
平成15年9月5日	16年年金改革における給付と負担の見直しについて(坂口厚労相試案)	厚生労働大臣
平成15年9月12日	年金制度改革に関する意見	社会保障審議会年金部会
平成15年9月19日	若者の未来のキャリアを育むために～若年者キャリア支援政策の展開～(報告書)	若年者キャリア支援研究会
平成15年10月27日	社会的養護のあり方に関する専門委員会(報告書)	社会保障審議会児童部会

平成15年11月17日	持続可能な安心できる年金制度構築に向けて(厚生労働省案)	厚生労働省
平成15年11月26日	平成16年度予算の編成等に関する建議	財政制度等審議会財政制度分科会
平成15年12月16日	労働委員会の審査迅速化等を図るための方策について(建議)	労働政策審議会
平成15年12月24日	公的年金財政状況報告－平成13年度－	社会保障審議会年金数理部会
平成15年12月25日	仕事と家庭の両立支援対策の充実について(建議)	労働政策審議会
平成16年1月8日	育児休業給付制度及び介護休業給付制度の見直しについて(報告書)	労働政策審議会職業安定分科会 雇用保険部会
平成16年1月20日	今後の高齢者雇用対策について(建議)	労働政策審議会

第 III 部

社会保障關係統計資料編

凡例		
1 本表の記号は次による。	… 不問	△ 負数
— なし	0または0.0 単位未満	統計項目のありえない場合
2 統計表で内訳の合計と合計数とが一致しない場合があるがそれは四捨五入によるものである。		
3 統計数字のうち1円、1人、1件というような1位単位のものについては統計表から円、人、件等の単位を省略した。		

第1節 人口統計

第1表 総人口等年次推移

(単位 人口：千人)

区分	昭和35年 (1960)	昭和45年 (1970)	昭和55年 (1980)	平成2年 (1990)	平成10年 (1998)	平成11年 (1999)	平成12年 (2000)	平成13年 (2001)	平成14年 (2002)
総人口	93,419	103,720	117,060	123,611	126,486	126,686	126,926	127,291	127,435
年齢階級別人口									
0～14歳人口	28,067	24,823	27,507	22,486	19,059	18,742	18,472	18,283	18,102
(%)	30.4	23.9	23.5	18.2	15.1	14.8	14.6	14.4	14.2
15～64歳人口	60,002	71,566	78,835	85,904	86,920	86,758	86,220	86,139	85,706
(%)	64.2	69.0	67.3	69.5	68.7	68.5	67.9	67.7	67.3
65歳以上人口	5,350	7,331	10,647	14,895	20,508	21,186	22,005	22,869	23,628
(%)	5.7	7.1	9.1	12.0	16.2	16.7	17.3	18.0	18.5
出生	1,606	1,934	1,577	1,222	1,203	1,178	1,191	1,171	1,154
人口千対	17.2	18.8	13.6	10.0	9.6	9.4	9.5	9.3	9.2
死亡	707	713	723	820	936	982	962	970	982
人口千対	7.6	6.9	6.2	6.7	7.5	7.8	7.7	7.7	7.8
自然増加	899	1,221	854	401	267	196	229	200	171
人口千対	9.6	11.8	7.3	3.3	2.1	1.6	1.8	1.6	1.4
平均余命(年)									
男 0歳	65.32	69.31	73.35	75.92	77.16	77.10	77.72	78.07	78.32
65歳	11.62	12.50	14.56	16.22	17.13	17.02	17.54	17.78	17.96
女 0歳	70.19	74.66	78.76	81.90	84.01	83.99	84.60	84.93	85.23
65歳	14.10	15.34	17.68	20.03	21.96	21.89	22.42	22.68	22.96
合計特殊出生率	2.00	2.13	1.75	1.54	1.38	1.34	1.36	1.33	1.32

(注) 1 「出生」「死亡」「自然増加」「平均余命」「合計特殊出生率」の昭和45年以前には、沖縄県を含まない。

2 昭和55年、平成2年、平成7年、平成12年の総人口には、年齢不詳を含む。

資料：「総人口」「年齢階級別人口」は、総務省統計局「国勢調査」「10月1日現在推計人口」

上記以外は、厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」「完全生命表」「簡易生命表」

1

第2表 「日本の将来推計人口」の要約

	平成9年1月 将来推計人口	平成14年1月将来推計人口			
		中位	高位	低位	
基準人口	平成7年10月1日 国勢調査人口	平成12年10月1日国勢調査人口			
平均寿命	平成7年 (1915) 男 76.36 → 79.43 女 82.84 → 86.47	平成62年 (2050) 男 77.64 → 80.95 女 84.62 → 89.22	平成12年 (2000) 男 77.64 → 80.95 女 84.62 → 89.22	平成62年 (2050)	
合計特殊出生率	平成7年 (1995) ↓ (最低値)	1.42 ↓ 平成12年 (2000) ↓ 平成62年 (2050)	1.36 ↓ 1.31 ↓ 1.39	1.36 ↓ 1.36 ↓ 1.63	
総人口	平成12(2000)年 22(2010)年 32(2020)年 42(2030)年 52(2040)年 62(2050)年	千人 126,892 127,623 124,133 117,149 108,964 100,496	千人 126,926 127,473 124,107 117,580 109,338 100,593	千人 126,926 128,145 126,250 121,262 114,824 108,246	千人 126,926 126,673 121,613 113,297 103,025 92,031
65歳以上人口比率	ピーク	平成19(2007)年 127,782	平成18(2006)年 127,741	平成21(2009)年 128,151	平成16(2004)年 127,483
		% 17.2	% 17.4	% 17.4	% 17.4
		22.0	22.5	22.4	22.7
		26.9	27.8	27.4	28.4
		28.0	29.6	28.7	30.7
		31.0	33.2	31.6	35.3
		32.3	35.7	33.1	39.0

(注) 平成12年は、総務省統計局「国勢調査報告」(年齢「不詳人口」を按分補正した)人口による。

資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口－平成14年1月推計－」

第3表 年齢3区分別人口の推移

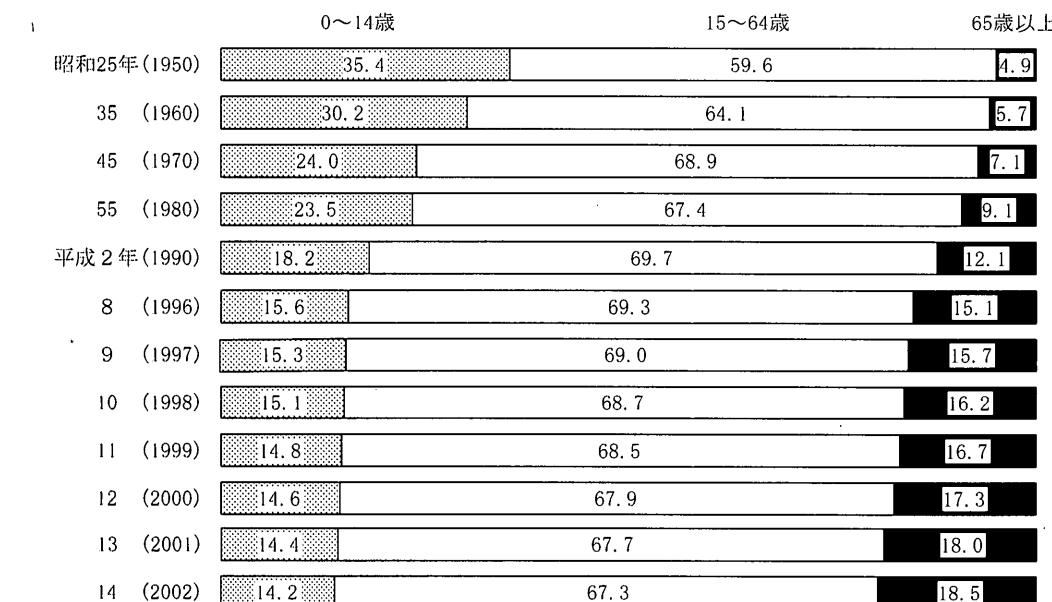
年次 (西暦)	総人口 (万人)	総人口に占める割合(%)			年少人口指数
		0~14歳	15~64歳	65歳以上	
昭和25年(1950)	8,411	35.4	59.6	4.9	59.4
30(1955)	9,008	33.4	61.2	5.3	54.6
35(1960)	9,430	30.2	64.1	5.7	47.0
40(1965)	9,921	25.7	68.0	6.3	37.9
45(1970)	10,467	24.0	68.9	7.1	34.9
50(1975)	11,194	24.3	67.7	7.9	35.9
55(1980)	11,706	23.5	67.4	9.1	34.9
60(1985)	12,105	21.5	68.2	10.3	31.6
平成2年(1990)	12,361	18.2	69.7	12.1	26.2
7(1995)	12,557	15.9	69.5	14.6	23.0
10(1998)	12,649	15.1	68.7	16.2	21.9
11(1999)	12,669	14.8	68.5	16.7	21.6
12(2000)	12,693	14.6	67.9	17.3	21.4
13(2001)	12,729	14.4	67.7	18.0	21.2
14(2002)	12,744	14.2	67.3	18.5	21.1
平成17年(2005)	12,771	13.9	66.2	19.9	21.0
22(2010)	12,747	13.4	64.1	22.5	20.9
27(2015)	12,627	12.8	61.2	26.0	21.0

資料：平成13年以前は、総務省統計局「国勢調査」「10月1日現在推計人口」

平成17年以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口－平成14年1月推計－」の中位推計値

〈年齢別人口の割合の推移〉

(数字は%)



(小数第2位を四捨五入(及び年齢不詳を含む)のため合計は100%にならない)

第4表 総人口・日本人人口(性別×年齢〔5歳階級〕別)

平成14年10月1日現在(単位 千人)

年齢階級	総人口			日本人人口		
	総数	男	女	総数	男	女
総 数	127,435	62,252	65,183	126,008	61,591	64,417
0~4歳	5,875	3,012	2,862	5,819	2,985	2,834
5~9	5,983	3,064	2,919	5,935	3,039	2,895
10~14	6,245	3,200	3,045	6,196	3,175	3,021
15~19	7,194	3,687	3,507	7,118	3,650	3,468
20~24	8,011	4,103	3,911	7,828	4,021	3,807
25~29	9,431	4,786	4,645	9,236	4,699	4,538
30~34	9,492	4,793	4,699	9,292	4,707	4,586
35~39	8,261	4,163	4,099	8,101	4,090	4,011
40~44	7,797	3,921	3,876	7,679	3,866	3,813
45~49	8,149	4,086	4,064	8,059	4,044	4,017
50~54	10,608	5,286	5,321	10,535	5,250	5,285
55~59	8,657	4,262	4,394	8,604	4,236	4,368
60~64	8,102	3,930	4,172	8,062	3,911	4,150
65~69	7,374	3,493	3,881	7,346	3,480	3,865
70~74	6,212	2,829	3,382	6,191	2,820	3,371
75~79	4,673	1,928	2,745	4,657	1,922	2,736
80~84	2,856	982	1,873	2,845	977	1,868
85~89	1,658	514	1,145	1,654	513	1,143
90歳以上	856	211	645	854	210	643
(再掲)						
0~14歳	18,103	9,276	8,826	17,950	9,199	8,750
15~64	85,702	43,017	42,688	84,514	42,474	42,043
65歳以上	23,629	9,957	13,671	23,547	9,922	13,626

資料：総務省統計局「平成14年10月1日現在推計人口」

第5表 年齢3区分別人口及び構造係数(中位推計)

年 次	人 口 (千人)				割 合 (%)		
	総数	0~14歳	15~64歳	65歳以上	0~14歳	15~64歳	65歳以上
平成12(2000)年	126,926	18,505	86,380	22,041	14.6	68.1	17.4
13(2001)	127,183	18,307	86,033	22,843	14.4	67.6	18.0
14(2002)	127,377	18,123	85,673	23,581	14.2	67.3	18.5
15(2003)	127,524	17,964	85,341	24,219	14.1	66.9	19.0
16(2004)	127,635	17,842	85,071	24,722	14.0	66.7	19.4
17(2005)	127,708	17,727	84,590	25,392	13.9	66.2	19.9
18(2006)	127,741	17,623	83,946	26,172	13.8	65.7	20.5
19(2007)	127,733	17,501	83,272	26,959	13.7	65.2	21.1
20(2008)	127,686	17,385	82,643	27,658	13.6	64.7	21.7
21(2009)	127,599	17,235	81,994	28,370	13.5	64.3	22.2
22(2010)	127,473	17,074	81,665	28,735	13.4	64.1	22.5
23(2011)	127,309	16,919	81,422	28,968	13.3	64.0	22.8
24(2012)	127,107	16,746	80,418	29,942	13.2	63.3	23.6
25(2013)	126,865	16,558	79,326	30,981	13.1	62.5	24.4
26(2014)	126,585	16,385	78,207	31,992	12.9	61.8	25.3
27(2015)	126,266	16,197	77,296	32,772	12.8	61.2	26.0
28(2016)	125,909	15,980	76,556	33,372	12.7	60.8	26.5
29(2017)	125,513	15,759	75,921	33,832	12.6	60.5	27.0
30(2018)	125,080	15,536	75,374	34,170	12.4	60.3	27.3
31(2019)	124,611	15,314	74,918	34,379	12.3	60.1	27.6
32(2020)	124,107	15,095	74,453	34,559	12.2	60.0	27.8
33(2021)	123,570	14,881	74,026	34,663	12.0	59.9	28.1
34(2022)	123,002	14,673	73,658	34,671	11.9	59.9	28.2
35(2023)	122,406	14,471	73,242	34,694	11.8	59.8	28.3
36(2024)	121,784	14,275	72,775	34,734	11.7	59.8	28.5
37(2025)	121,136	14,085	72,325	34,726	11.6	59.7	28.7
38(2026)	120,466	13,901	71,877	34,688	11.5	59.7	28.8
39(2027)	119,773	13,724	71,397	34,652	11.5	59.6	28.9
40(2028)	119,061	13,553	70,858	34,650	11.4	59.5	29.1
41(2029)	118,329	13,389	70,275	34,665	11.3	59.4	29.3
42(2030)	117,580	13,233	69,576	34,770	11.3	59.2	29.6
43(2031)	116,813	13,085	69,174	34,554	11.2	59.2	29.6
44(2032)	116,032	12,944	68,398	34,689	11.2	58.9	29.9
45(2033)	115,235	12,812	67,608	34,815	11.1	58.7	30.2
46(2034)	114,425	12,686	66,771	34,968	11.1	58.4	30.6
47(2035)	113,602	12,567	65,891	35,145	11.1	58.0	30.9
48(2036)	112,768	12,453	64,953	35,362	11.0	57.6	31.4
49(2037)	111,923	12,341	63,962	35,619	11.0	57.1	31.8
50(2038)	111,068	12,233	62,928	35,908	11.0	56.7	32.3
51(2039)	110,207	12,125	61,919	36,163	11.0	56.2	32.8

年 次	人 口 (千人)				割 合 (%)		
	総数	0~14歳	15~64歳	65歳以上	0~14歳	15~64歳	65歳以上
平成52(2040)年	109,338	12,017	60,990	36,332	11.0	55.8	33.2
53(2041)	108,465	11,908	60,126	36,432	11.0	55.4	33.6
54(2042)	107,589	11,798	59,329	36,462	11.0	55.1	33.9
55(2043)	106,712	11,686	58,555	36,471	11.0	54.9	34.2
56(2044)	105,835	11,572	57,824	36,439	10.9	54.6	34.4
57(2045)	104,960	11,455	57,108	36,396	10.9	54.4	34.7
58(2046)	104,087	11,336	56,449	36,302	10.9	54.2	34.9
59(2047)	103,213	11,215	55,800	36,198	10.9	54.1	35.1
60(2048)	102,339	11,092	55,146	36,102	10.8	53.9	35.3
61(2049)	101,466	10,967	54,498	36,001	10.8	53.7	35.5
62(2050)	100,593	10,842	53,889	35,863	10.8	53.6	35.7
63(2051)	99,719	10,718	53,331	35,669	10.7	53.5	35.8
64(2052)	98,840	10,599	52,787	35,454	10.7	53.4	35.9
65(2053)	97,956	10,483	52,268	35,205	10.7	53.4	35.9
66(2054)	97,067	10,372	51,787	34,907	10.7	53.4	36.0
67(2055)	96,171	10,266	51,318	34,586	10.7	53.4	36.0
68(2056)	95,268	10,166	50,865	34,237	10.7	53.4	35.9
69(2057)	94,358	10,071	50,404	33,883	10.7	53.4	35.9
70(2058)	93,442	9,982	49,952	33,508	10.7	53.5	35.9
71(2059)	92,520	9,899	49,475	33,146	10.7	53.5	35.8
72(2060)	91,593	9,822	48,993	32,778	10.7	53.5	35.8
73(2061)	90,663	9,752	48,520	32,392	10.8	53.5	35.7
74(2062)	89,732	9,687	48,035	32,010	10.8	53.5	35.7
75(2063)	88,802	9,629	47,541	31,633	10.8	53.5	35.6
76(2064)	87,875	9,576	47,064	31,235	10.9	53.6	35.5
77(2065)	86,953	9,528	46,580	30,845	11.0	53.6	35.5
78(2066)	86,039	9,483	46,077	30,479	11.0	53.6	35.4
79(2067)	85,136	9,440	45,580	30,116	11.1	53.5	35.4
80(2068)	84,244	9,398	45,091	29,755	11.2	53.5	35.3
81(2069)	83,367	9,356	44,613	29,398	11.2	53.5	35.3
82(2070)	82,506	9,316	44,147	29,043	11.3	53.5	35.2
83(2071)	81,662	9,275	43,695	28,692	11.4	53.5	35.1
84(2072)	80,837	9,234	43,256	28,347	11.4	53.5	35.1
85(2073)	80,031	9,194	42,829	28,008	11.5	53.5	35.0
86(2074)	79,244	9,152	42,416	27,676	11.5	53.5	34.9
87(2075)	78,478	9,111	42,013	27,354	11.6	53.5	34.9
88(2076)	77,732	9,069	41,622	27,041	11.7	53.5	34.8
89(2077)	77,004	9,026	41,241	26,737	11.7	53.6	34.7
90(2078)	76,296	8,983	40,872	26,441	11.8	53.6	34.7
91(2079)	75,605	8,940	40,512	26,153	11.8	53.6	34.6

年 次	人 口 (千人)				割 合 (%)		
	総数	0~14歳	15~64歳	65歳以上	0~14歳	15~64歳	65歳以上
平成92(2080)年	74,931	8,897	40,164	25,870	11.9	53.6	34.5
93(2081)	74,274	8,854	39,827	25,593	11.9	53.6	34.5
94(2082)	73,631	8,812	39,500	25,319	12.0	53.6	34.4
95(2083)	73,004	8,772	39,185	25,047	12.0	53.7	34.3
96(2084)	72,390	8,732	38,880	24,778	12.1	53.7	34.2
97(2085)	71,789	8,694	38,584	24,510	12.1	53.7	34.1
98(2086)	71,201	8,659	38,298	24,244	12.2	53.8	34.1
99(2087)	70,625	8,625	38,020	23,980	12.2	53.8	34.0
100(2088)	70,061	8,594	37,748	23,719	12.3	53.9	33.9
101(2089)	69,508	8,566	37,482	23,461	12.3	53.9	33.8
102(2090)	68,966	8,540	37,221	23,205	12.4	54.0	33.6
103(2091)	68,435	8,517	36,965	22,953	12.4	54.0	33.5
104(2092)	67,914	8,497	36,713	22,704	12.5	54.1	33.4
105(2093)	67,404	8,479	36,466	22,459	12.6	54.1	33.3
106(2094)	66,904	8,464	36,222	22,218	12.7	54.1	33.2
107(2095)	66,416	8,451	35,982	21,982	12.7	54.2	33.1
108(2096)	65,938	8,441	35,746	21,750	12.8	54.2	33.0
109(2097)	65,471	8,432	35,515	21,524	12.9	54.2	32.9
110(2098)	65,015	8,425	35,288	21,302	13.0	54.3	32.8
111(2099)	64,570	8,420	35,067	21,084	13.0	54.3	32.7
112(2100)	64,137	8,415	34,851	20,871	13.1	54.3	32.5

(注) 1 各年10月1日現在人口。

2 平成12年は、総務省統計局「国勢調査」(年齢「不詳人口」を按分補正した) 人口による。

資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口－平成14年1月推計－」

第6表 人口動態

区分	人口	出生		死 亡		自然増加	
		実数	率 (人口千対)	実数	率 (人口千対)	実数	率 (人口千対)
昭和30年(1955)	* 89,275,529	1,730,692	19.4	693,523	7.8	1,037,169	11.6
35 (1960)	* 93,418,501	1,606,041	17.2	706,599	7.6	899,442	9.6
40 (1965)	* 98,274,961	1,823,697	18.6	700,438	7.1	1,123,259	11.4
45 (1970)	* 103,119,447	1,934,239	18.8	712,962	6.9	1,221,277	11.8
50 (1975)	* 111,251,507	1,901,440	17.1	702,275	6.3	1,199,165	10.8
55 (1980)	* 116,320,358	1,576,889	13.6	722,801	6.2	854,088	7.3
56 (1981)	117,204,000	1,529,455	13.0	720,262	6.1	809,193	6.9
57 (1982)	118,008,000	1,515,392	12.8	711,883	6.0	803,509	6.8
58 (1983)	118,786,000	1,508,687	12.7	740,038	6.2	768,649	6.5
59 (1984)	119,523,000	1,489,780	12.5	740,247	6.2	749,533	6.3
60 (1985)	* 120,265,700	1,431,577	11.9	752,283	6.3	679,294	5.6
61 (1986)	120,946,000	1,382,946	11.4	750,620	6.2	632,326	5.2
62 (1987)	121,535,000	1,346,658	11.1	751,172	6.2	595,486	4.9
63 (1988)	122,026,000	1,314,006	10.8	793,014	6.5	520,992	4.3
平成元年(1989)	122,460,000	1,246,802	10.2	788,594	6.4	458,208	3.7
2 (1990)	* 122,721,397	1,221,585	10.0	820,305	6.7	401,280	3.3
3 (1991)	123,102,000	1,223,245	9.9	829,797	6.7	393,448	3.2
4 (1992)	123,476,000	1,208,989	9.8	856,643	6.9	352,346	2.9
5 (1993)	123,788,000	1,188,282	9.6	878,532	7.1	309,750	2.5
6 (1994)	124,069,000	1,238,328	10.0	875,933	7.1	362,395	2.9
7 (1995)	* 124,298,947	1,187,064	9.6	922,139	7.4	264,925	2.1
8 (1996)	124,709,000	1,206,555	9.7	896,211	7.2	310,344	2.5
9 (1997)	124,963,000	1,191,665	9.5	913,402	7.3	278,263	2.2
10 (1998)	125,252,000	1,203,147	9.6	936,484	7.5	266,663	2.1
11 (1999)	125,432,000	1,177,669	9.4	982,031	7.8	195,638	1.6
12 (2000)	* 126,925,843	1,190,547	9.5	961,653	7.7	228,894	1.8
13 (2001)	127,291,000	1,170,662	9.3	970,331	7.7	200,331	1.6
14 (2002)	127,435,000	1,153,855	9.2	982,379	7.8	171,476	1.4

(注) 1 人口は各年10月1日現在であり、*印は国勢調査人口、他は推計人口である。なお、昭和40年以前の人口は

2 昭和50年以降は、沖縄県を含む。

3 乳児（生後1年末満）死亡（実数）は、死亡（実数）の再掲である。

4 死産とは、妊娠満12週以後のものである。

5 周産期死亡とは、妊娠満22週以後の死産に早期新生児死亡を加えたものである。（昭和50年以前は、妊娠満

6 「婚姻」「離婚」の実数は件数を示す。

資料：「人口」は、総務省統計局「国勢調査」「各年10月1日現在推計人口」

上記以外は、厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」

乳児死亡		死 産		周産期死亡		婚 姻		離 婚	
実数	率 (出生千対)	実数	率 (出産千対)	実数	率 (出産千対)	実数	率 (人口千対)	実数	率 (人口千対)
68,801	39.8	183,265	95.8	75,918	43.9	714,861	8.0	75,267	0.84
49,293	30.7	179,281	100.4	66,552	41.4	866,115	9.3	69,410	0.74
33,742	18.5	161,617	81.4	54,904	30.1	954,852	9.7	77,195	0.79
25,412	13.1	135,095	65.3	41,917	21.7	1,029,405	10.0	95,937	0.93
19,103	10.0	101,862	50.8	30,513	16.0	941,628	8.5	119,135	1.07
11,841	7.5	77,446	46.8	32,422	20.2	774,702	6.7	141,689	1.22
10,891	7.1	79,222	49.2	30,274	19.5	776,531	6.6	154,221	1.32
9,969	6.6	78,107	49.0	28,204	18.3	781,252	6.6	163,980	1.39
9,406	6.2	71,941	45.5	25,925	16.9	762,552	6.4	179,150	1.51
8,920	6.0	72,361	46.3	25,149	16.6	739,991	6.2	178,746	1.50
7,899	5.5	69,009	46.0	22,379	15.4	735,850	6.1	166,640	1.39
7,251	5.2	65,678	45.3	20,389	14.6	710,962	5.9	166,054	1.37
6,711	5.0	63,834	45.3	18,699	13.7	696,173	5.7	158,227	1.30
6,265	4.8	59,636	43.4	16,839	12.7	707,716	5.8	153,600	1.26
5,724	4.6	55,204	42.4	15,183	12.1	708,316	5.8	157,811	1.29
5,616	4.6	53,892	42.3	13,704	11.1	722,138	5.9	157,608	1.28
5,418	4.4	50,510	39.7	10,426	8.5	742,264	6.0	168,969	1.37
5,477	4.5	48,896	38.9	9,888	8.1	754,441	6.1	179,191	1.45
5,169	4.3	45,090	36.6	9,226	7.7	792,658	6.4	188,297	1.52
5,261	4.2	42,962	33.5	9,286	7.5	782,738	6.3	195,106	1.57
5,054	4.3	39,403	32.1	8,412	7.0	791,888	6.4	199,016	1.60
4,546	3.8	39,536	31.7	8,080	6.7	795,080	6.4	206,955	1.66
4,403	3.7	39,546	32.1	7,624	6.4	775,651	6.2	222,635	1.78
4,380	3.6	38,988	31.4	7,447	6.2	784,595	6.3	243,183	1.94
4,010	3.4	38,452	31.6	7,102	6.0	762,028	6.1	250,529	2.00
3,830	3.2	38,393	31.2	6,881	5.8	798,138	6.4	264,246	2.10
3,599	3.1	37,467	31.0	6,476	5.5	799,999	6.4	285,911	2.27
3,497	3.0	36,978	31.1	6,333	5.5	757,331	6.0	289,836	2.30

総人口(日本に定住している外国人を含む)であり、昭和45年以降は日本人口である。

28週以後の数値である

第7表 平均余命(性×特定年齢×年次別)

	昭和 22年 (1947)	25~27 (1950~ 1952)	30 (1955)	40 (1965)	50 (1975)	60 (1985)	平成2年 (1990)	7 (1995)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
《男》														
0歳	50.06	59.57	63.60	67.74	71.73	74.78	75.92	76.38	77.19	77.16	77.10	77.72	78.07	78.32
5	53.61	60.10	62.45	64.57	67.80	70.39	71.45	71.87	72.61	72.58	72.49	73.10	73.42	73.66
10	49.49	55.68	57.89	59.80	62.94	65.47	66.53	66.94	67.67	67.64	67.55	68.15	68.47	68.71
20	40.89	46.43	48.47	50.18	53.27	55.74	56.77	57.16	57.86	57.85	57.74	58.33	58.64	58.87
30	34.23	38.10	39.70	40.90	43.78	46.16	47.16	47.55	48.21	48.22	48.11	48.69	48.99	49.21
40	26.88	29.65	30.85	31.73	34.41	36.63	37.58	37.96	38.62	38.66	38.56	39.13	39.43	39.64
50	19.44	21.54	22.41	23.00	25.56	27.56	28.40	28.75	29.38	29.46	29.37	29.91	30.21	30.42
60	12.83	14.36	14.97	15.20	17.38	19.34	20.01	20.28	20.87	20.99	20.91	21.44	21.72	21.93
70	7.93	8.82	9.13	8.99	10.53	12.00	12.66	12.97	13.50	13.62	13.48	13.97	14.17	14.32
80	4.62	5.04	5.25	4.81	5.70	6.51	6.88	7.13	7.56	7.68	7.53	7.96	8.13	8.25
85	3.46	3.72	3.90	3.51	4.14	4.64	4.93	5.05	5.39	5.49	5.36	5.76	5.87	5.97
90	3.28	3.51	3.58	3.81	3.86	3.76	4.10
95	2.60	2.72	2.73	2.64	2.97
100	2.20	2.26	
《女》														
0歳	53.96	62.97	67.75	72.92	76.89	80.48	81.90	82.85	83.82	84.01	83.99	84.60	84.93	85.23
5	57.45	63.28	66.41	69.47	72.78	76.03	77.37	78.29	79.22	79.41	79.35	79.95	80.26	80.55
10	53.31	58.82	61.78	64.62	67.87	71.08	72.42	73.34	74.26	74.45	74.39	74.98	75.30	75.60
20	44.87	49.58	52.25	54.85	58.04	61.20	62.54	63.46	64.36	64.56	64.50	65.08	65.39	65.69
30	37.95	41.20	43.25	45.31	48.35	51.41	52.73	53.65	54.53	54.75	54.69	55.26	55.56	55.86
40	30.39	32.77	34.34	35.91	38.76	41.72	43.00	43.91	44.79	45.01	44.94	45.52	45.82	46.12
50	22.64	24.47	25.70	26.85	29.46	32.28	33.51	34.43	35.29	35.51	35.43	36.01	36.29	36.58
60	15.39	16.81	17.72	18.42	20.68	23.24	24.39	25.31	26.14	26.37	26.29	26.85	27.13	27.40
70	9.41	10.34	10.95	11.09	12.78	14.89	15.87	16.76	17.53	17.75	17.67	18.19	18.43	18.69
80	5.09	5.64	6.12	5.80	6.76	8.07	8.72	9.47	10.08	10.27	10.18	10.60	10.80	11.02
85	3.58	3.97	4.42	4.19	4.79	5.60	6.10	6.67	7.18	7.35	7.26	7.61	7.76	7.94
90	3.82	4.18	4.64	5.03	5.15	5.05	5.29
95	3.33	3.60	3.66	3.57	3.73	3.77
100	2.65	2.73	

(注) 1 0歳の平均余命を「平均寿命」と呼んでいる。

2 昭和40年以前は、沖縄県を含まない。

資料：平成2年以前及び平成7、12年は、厚生労働省大臣官房統計情報部「完全生命表」
それ以外は、厚生労働省大臣官房統計情報部「簡易生命表」

第8表 主要死因別死亡率(人口10万対)の年次推移

死因名	昭和30年 (1955)	35 (1960)	40 (1965)	45 (1970)	50 (1975)	55 (1980)	60 (1985)	平成2年 (1990)	7 (1995)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
結核	52.3	34.2	22.8	15.4	9.5	5.5	3.9	3.0	2.6	2.3	2.1	2.0	1.8
悪性新生物	87.1	100.4	108.4	116.3	122.6	139.1	156.1	177.2	211.6	231.6	235.2	238.8	241.7
心疾患(高血圧性を除く)	60.9	73.2	77.0	86.7	89.2	106.2	117.3	134.8	112.0	120.4	116.8	117.8	121.0
脳血管疾患	136.1	160.7	175.8	175.8	156.7	139.5	112.2	99.4	117.9	110.8	105.5	104.7	103.4
肺炎	38.4	40.2	30.4	27.1	27.4	28.4	37.5	55.6	64.1	74.9	69.2	67.8	69.4
肝疾患	13.2	14.3	13.9	16.6	16.3	16.3	16.5	16.1	13.7	13.2	12.8	12.6	12.3
不慮の事故	37.3	41.7	40.9	42.5	30.3	25.1	24.6	26.2	36.5	32.0	31.4	31.4	30.7
自殺	25.2	21.6	14.7	15.3	18.0	17.7	19.4	16.4	17.2	25.0	24.1	23.3	23.8

(注) 1 「肺炎」及び「肝疾患」は、平成7年よりICD-10の死因分類が適用されたことに伴い、それぞれ従来の「肺炎及び気管支炎」と「慢性肝疾患及び肝硬変」を分類変更、遡及した。

2 「不慮の事故」は、平成7年より従来の「不慮の事故及び有害作用」を名称変更した。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」

第9表 年次別死因順位及び死亡率

	第1位		第2位		第3位		第4位		第5位	
	死因	死亡率	死因	死亡率	死因	死亡率	死因	死亡率	死因	死亡率
昭和10年 (1935)	全結核	190.8	肺炎及び 気管支炎	186.7	胃腸炎	173.2	脳血管疾患	165.4	老衰	114.0
15 (1940)	全結核	212.9	肺炎及び 気管支炎	185.8	脳血管疾患	177.7	胃腸炎	159.2	老衰	124.5
22 (1947)	全結核	187.2	肺炎及び 気管支炎	174.8	胃腸炎	136.8	脳血管疾患	129.4	老衰	100.3
25 (1950)	全結核	146.4	脳血管疾患	127.1	肺炎及び 気管支炎	93.2	胃腸炎	82.4	悪性新生物	77.4
30 (1955)	脳血管疾患	136.1	悪性新生物	87.1	老衰	67.1	心疾患	60.9	全結核	52.3
35 (1960)	脳血管疾患	160.7	悪性新生物	100.4	心疾患	73.2	老衰	58.0	肺炎及び 気管支炎	49.3
40 (1965)	脳血管疾患	175.8	悪性新生物	108.4	心疾患	77.0	老衰	50.0	不慮の事故	40.9
45 (1970)	脳血管疾患	175.8	悪性新生物	116.3	心疾患	86.7	不慮の事故	42.5	老衰	38.1
50 (1975)	脳血管疾患	156.7	悪性新生物	122.6	心疾患	89.2	肺炎及び 気管支炎	33.7	不慮の事故	30.3
55 (1980)	脳血管疾患	139.5	悪性新生物	139.1	心疾患	106.2	肺炎及び 気管支炎	33.7	老衰	27.6
60 (1985)	悪性新生物	156.1	心疾患	117.3	脳血管疾患	112.2	肺炎及び 気管支炎	42.7	不慮の事故 及び有害作用	24.6
平成2年 (1990)	悪性新生物	177.2	心疾患	134.8	脳血管疾患	99.4	肺炎及び 気管支炎	60.7	不慮の事故 及び有害作用	26.2
7 (1995)	悪性新生物	211.6	脳血管疾患	117.9	心疾患	112.0	肺炎	64.1	不慮の事故	36.5
11 (1999)	悪性新生物	231.6	心疾患	120.4	脳血管疾患	110.8	肺炎	74.9	不慮の事故	32.0
12 (2000)	悪性新生物	235.2	心疾患	116.8	脳血管疾患	105.5	肺炎	69.2	不慮の事故	31.4
13 (2001)	悪性新生物	238.8	心疾患	117.8	脳血管疾患	104.7	肺炎	67.8	不慮の事故	31.4
14 (2002)	悪性新生物	241.7	心疾患	121.0	脳血管疾患	103.4	肺炎	69.4	不慮の事故	30.7

(注) 1 死亡率は、人口10万対の率である。

2 平成7年よりICD-10の死因分類の適用に伴い、「肺炎及び気管支炎」は「肺炎」に分類変更し、「不慮の事故及び有害作用」は「不慮の事故」と名称変更した。

3 平成7年に死因順位の第2位と第3位が入れ替わったがこれは死亡傾向の急激な変化ではなく、死因分類等の改正に伴う死因の変更による脳血管疾患の増加と死因診断書等の改正による心疾患の減少によるものと考えられる。

4 「心疾患」は、「心疾患(高血圧性を除く)」である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」

第10表 世帯数(世帯業態別)

区分	平成7年 (1995)	8 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
《推計数》(千世帯)							
総数	40,770	43,807	44,669	44,496	44,923	45,545	45,664
雇用者・自営業者等の世帯	37,883	41,143	41,990	44,496	44,923	45,545	44,813
常雇者世帯	23,750	25,853	25,868	25,427	26,188	26,317	25,439
臨時雇用者世帯	667	726	643	844	829	918	1,008
日雇労働者世帯	229	265	244	241	257	276	261
自営業者世帯	5,692	5,636	5,712	6,711	6,524	6,328	6,826
その他世帯	7,544	8,663	9,523	11,273	11,125	11,705	11,280
世帯業態不詳	·	·	·	·	·	·	851
農耕世帯	2,887	2,664	2,679	·	·	·	·
《構成割合》(%)							
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
雇用者・自営業者等の世帯	92.9	93.9	94.0	100.0	100.0	100.0	98.1
常雇者世帯	58.3	59.0	57.9	57.1	58.3	57.8	55.7
臨時雇用者世帯	1.6	1.7	1.4	1.9	1.8	2.0	2.2
日雇労働者世帯	0.6	0.6	0.5	0.5	0.6	0.6	0.6
自営業者世帯	14.0	12.9	12.8	15.1	14.5	13.9	14.9
その他世帯	18.5	19.8	21.3	25.3	24.8	25.7	24.7
世帯業態不詳	·	·	·	·	·	·	1.9
農耕世帯	7.1	6.1	6.0	·	·	·	·

(注) 1 臨時雇用者世帯：1ヶ月以上1年未満の契約の雇用者世帯

2 日雇労働者世帯：日々又は1ヶ月未満の契約の雇用者世帯

3 平成7年の数値は、兵庫県を除いたものである。

4 平成10年以降の農耕世帯については調査していないため、雇用者・自営業者等の世帯に振り分けられている。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」

第11表 世帯種別にみた世帯数と構成割合の年次推移

年次	総数	国保加入世帯	被用者保険加入世帯	国保・被用者保険加入世帯	その他の世帯	被保護世帯	その他の世帯	不詳
《推計数》(千世帯)								
昭和50年(1975)	32,877	9,867	18,218	3,870	414	509	·	·
55(1980)	35,338	11,488	18,642	4,410	440	358	·	·
60(1985)	37,226	11,803	19,234	5,301	474	414	·	·
平成2年(1990)	40,273	12,575	20,644	6,111	407	535	·	·
7(1995)	40,770	13,057	20,600	6,437	342	335	·	·
9(1997)	44,669	14,531	22,631	6,893	613	·	·	·
10(1998)	44,496	15,870	20,853	7,000	773	·	·	·
11(1999)	44,923	15,654	21,649	6,990	630	·	·	·
12(2000)	45,545	16,211	21,546	7,006	782	·	·	·
13(2001)	45,664	16,948	20,513	6,882	809	512	·	·
《構成割合》(%)								
昭和50年(1975)	100.0	30.0	55.4	11.8	1.3	1.6	·	·
55(1980)	100.0	32.5	52.8	12.5	1.2	1.0	·	·
60(1985)	100.0	31.7	51.7	14.2	1.3	1.1	·	·
平成2年(1990)	100.0	31.2	51.3	15.2	1.0	1.3	·	·
7(1995)	100.0	32.0	50.5	15.8	0.8	0.8	·	·
9(1997)	100.0	32.5	50.7	15.4	1.4	1.7	·	·
10(1998)	100.0	35.7	46.9	15.7	1.7	1.4	·	·
11(1999)	100.0	34.8	48.2	15.6	1.4	1.2	·	·
12(2000)	100.0	35.6	47.3	15.4	1.7	1.3	·	·
13(2001)	100.0	37.1	44.9	15.1	1.8	1.1	·	·

(注) 1 その他の世帯の「被保護世帯」「その他の世帯」は、平成8年以前の区分である。

2 被保護世帯：生活保護法による何ら

第12表 世帯類型別にみた世帯数と構成割合の推移

年 次	総 数	高齢者世帯	母子世帯	父子世帯	その他の世帯
《推計数》(千世帯)					
昭和50年(1975)	32,877	1,089	374	65	31,349
55 (1980)	35,338	1,684	439	95	33,121
60 (1985)	37,226	2,192	508	99	34,427
平成2年(1990)	40,273	3,113	543	102	36,515
7 (1995)	40,770	4,390	483	84	35,812
9 (1997)	44,669	5,159	535	79	38,895
10 (1998)	44,496	5,614	502	78	38,302
11 (1999)	44,923	5,791	448	88	38,596
12 (2000)	45,545	6,261	597	83	38,604
13 (2001)	45,664	6,654	587	80	38,343
《構成割合》(%)					
昭和50年(1975)	100.0	3.3	1.1	0.2	95.4
55 (1980)	100.0	4.8	1.2	0.3	93.7
60 (1985)	100.0	5.9	1.4	0.3	92.5
平成2年(1990)	100.0	7.7	1.3	0.3	90.7
7 (1995)	100.0	10.8	1.2	0.2	87.8
9 (1997)	100.0	11.5	1.2	0.2	87.1
10 (1998)	100.0	12.6	1.1	0.2	86.1
11 (1999)	100.0	12.9	1.0	0.2	85.9
12 (2000)	100.0	13.7	1.3	0.2	84.8
13 (2001)	100.0	14.6	1.3	0.2	84.0

(注) 平成7年の数値は、兵庫県を除いたものである。

資料：昭和60年以前は、厚生省大臣官房統計情報部「厚生行政基礎調査」

昭和61年以降は、同部「国民生活基礎調査」

平成11年以降は、厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」

第13表 世帯人員別にみた世帯数と構成割合及び平均世帯人員の推移

年 次	総 数	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上の世帯	平均世帯人員(人)
《推計数》(千世帯)								
昭和50年(1975)	32,877	5,991	5,078	5,982	8,175	4,205	3,446	3.35
55 (1980)	35,338	6,402	5,983	6,274	9,132	4,280	3,268	3.28
60 (1985)	37,226	6,850	6,895	6,569	9,373	4,522	3,017	3.22
平成2年(1990)	40,273	8,446	8,542	7,334	8,834	4,228	2,889	3.05
7 (1995)	40,770	9,213	9,600	7,576	7,994	3,777	2,611	2.91
9 (1997)	44,669	11,156	10,964	8,183	8,438	3,322	2,605	2.79
10 (1998)	44,496	10,627	11,188	8,375	8,234	3,482	2,589	2.81
11 (1999)	44,923	10,585	11,542	8,640	8,469	3,254	2,432	2.79
12 (2000)	45,545	10,988	11,968	8,767	8,211	3,266	2,345	2.76
13 (2001)	45,664	11,017	12,106	8,782	8,068	3,327	2,363	2.75
《構成割合》(%)								
昭和50年(1975)	100.0	18.2	15.4	18.2	24.9	12.8	10.5	.
55 (1980)	100.0	18.1	16.9	17.8	25.8	12.1	9.2	.
60 (1985)	100.0	18.4	18.5	17.6	25.2	12.1	8.1	.
平成2年(1990)	100.0	21.0	21.2	18.2	21.9	10.5	7.2	.
7 (1995)	100.0	22.6	23.5	18.6	19.6	9.3	6.4	.
9 (1997)	100.0	25.0	24.5	18.3	18.9	7.4	5.8	.
10 (1998)	100.0	23.9	25.1	18.8	18.5	7.8	5.8	.
11 (1999)	100.0	23.6	25.7	19.2	18.9	7.2	5.4	.
12 (2000)	100.0	24.1	26.3	19.2	18.0	7.2	5.1	.
13 (2001)	100.0	24.1	26.5	19.2	17.7	7.3	5.2	.

(注) 平成7年の数値は、兵庫県を除いたものである。

資料：昭和60年以前は、厚生省大臣官房統計情報部「厚生行政基礎調査」

昭和61年以降は、同部「国民生活基礎調査」

平成11年以降は、厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」

第14表 世帯構造別にみた世帯数と構成割合の推移

年 次	総 数	単独世帯			核家族世帯			三世代世帯	その他の世帯
		総数	住み込み寄宿舎等	その他	総数	夫婦のみ世帯	夫婦と未婚の子のみの世帯		
《推計数》(千世帯)									
昭和50年(1975)	32,877	5,991	2,248	3,743	19,304	3,877	14,043	1,385	5,548
55 (1980)	35,338	6,402	1,643	4,759	21,318	4,619	15,220	1,480	5,714
60 (1985)	37,226	6,850	1,647	5,204	22,744	5,423	15,604	1,718	5,672
平成2年(1990)	40,273	8,446	1,664	6,782	24,154	6,695	15,398	2,060	5,428
7 (1995)	40,770	9,213	1,385	7,828	23,997	7,488	14,398	2,112	5,082
9 (1997)	44,669	11,156	1,864	9,292	25,911	8,661	14,903	2,347	4,999
10 (1998)	44,496	10,627	1,235	9,392	26,096	8,781	14,951	2,364	5,125
11 (1999)	44,923	10,585	1,213	9,372	26,963	9,164	15,443	2,356	4,754
12 (2000)	45,545	10,988	1,388	9,600	26,938	9,422	14,924	2,592	4,823
13 (2001)	45,664	11,017	1,226	9,790	26,894	9,403	14,872	2,618	4,844
《構成割合》(%)									
昭和50年(1975)	100.0	18.2	6.8	11.4	58.7	11.8	42.7	4.2	16.9
55 (1980)	100.0	18.1	4.6	13.5	60.3	13.1	43.1	4.2	16.2
60 (1985)	100.0	18.4	4.4	14.0	61.1	14.6	41.9	4.6	15.2
平成2年(1990)	100.0	21.0	4.1	16.8	60.0	16.6	38.2	5.1	13.5
7 (1995)	100.0	22.6	3.4	19.2	58.9	18.4	35.3	5.2	12.5
9 (1997)	100.0	25.0	4.2	20.8	58.0	19.4	33.4	5.3	11.2
10 (1998)	100.0	23.9	2.8	21.1	58.6	19.7	33.6	5.3	11.5
11 (1999)	100.0	23.6	2.7	20.9	60.0	20.4	34.4	5.2	10.6
12 (2000)	100.0	24.1	3.0	21.1	59.1	20.7	32.8	5.7	10.6
13 (2001)	100.0	24.1	2.7	21.4	58.9	20.6	32.6	5.7	10.6

(注) 平成7年の数値は、兵庫県を除いたものである。

第2節 社会保障給付及び再配分効果

第16表 社会保障関係総費用、社会保障給付費、社会保障移転の推移

区分	国民所得(分配)	社会保障関係総費用		社会保障給付費		社会保障移転					
		伸率	対国民所得比	伸率	対国民所得比	伸率	対国民所得比				
昭和45年度(1970)	610,297	17.1	41,844	24.0	6.9	35,239	22.6	5.8	35,364	—	5.8
50 (1975)	1,239,907	10.2	135,312	29.1	10.9	117,693	30.4	9.5	118,260	30.2	9.5
55 (1980)	1,995,902	9.5	287,422	12.4	14.4	247,736	12.7	12.4	249,082	12.3	12.5
60 (1985)	2,602,784	6.8	405,548	6.8	15.6	356,798	6.1	13.7	357,639	6.3	13.7
61 (1986)	2,711,297	4.2	437,858	8.0	16.1	385,918	8.2	14.2	387,428	8.3	14.3
62 (1987)	2,838,955	4.7	463,831	5.9	16.3	407,337	5.6	14.4	409,071	5.6	14.4
63 (1988)	3,013,800	6.2	479,629	3.4	15.9	424,582	4.2	14.1	426,030	4.1	14.1
平成元年度(1989)	3,221,436	6.9	505,931	5.5	15.7	448,822	5.7	13.9	450,226	5.7	14.0
2 (1990)	3,507,153	9.0	538,714	6.5	15.6	472,203	5.2	13.5	484,239	7.6	13.8
3 (1991)	3,730,039	6.4	568,844	5.6	15.7	501,346	6.2	13.4	511,355	5.6	13.7
4 (1992)	3,712,482	△ 0.5	621,521	9.3	16.8	538,280	7.4	14.5	548,108	7.2	14.8
5 (1993)	3,711,869	△ 0.0	672,330	8.2	18.1	568,039	5.5	15.3	575,069	4.9	15.5
6 (1994)	3,761,619	1.3	702,644	4.5	18.8	604,727	6.5	16.1	611,470	6.3	16.3
7 (1995)	3,764,543	0.1	750,400	6.8	19.7	647,314	7.0	17.2	650,898	6.4	17.3
8 (1996)	3,889,109	3.3	778,773	3.8	19.9	675,475	4.4	17.4	678,746	4.3	17.5
9 (1997)	3,924,334	0.9	787,377	1.1	20.2	694,163	2.8	17.7	694,496	2.3	17.7
10 (1998)	3,805,335	△ 3.0	•	•	•	721,411	3.9	19.0	722,136	4.0	19.0
11 (1999)	3,746,015	△ 1.6	•	•	•	750,417	4.0	20.0	747,952	3.6	20.0
12 (2000)	3,804,499	1.6	•	•	•	781,272	4.1	20.5	789,550	5.6	20.8
13 (2001)	3,700,468	△ 2.7	•	•	•	814,007	4.2	22.0	817,700	3.6	22.1

(注) 「社会保障関係総費用」は、決算額である。平成10年度以降は、省庁再編により社会保障制度審議会がなくなりたために算出されていない。

資料: 「国民所得」「社会保障移転」は、内閣府経済社会総合研究所「国民経済計算年報」による実績。平成2年度以降は、93SNA基準による。

「社会保障給付費」は、国立社会保障・人口問題研究所「社会保障給付費」

第17表 制度別社会保障給付費の推移

(単位 百万円)

区分	平成8年度 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
総 計	67,547,515	69,416,332	72,141,071	75,041,726	78,127,238	81,400,724
医療保険	15,019,579	14,665,248	14,360,954	14,436,281	14,572,699	14,791,576
老人保健	9,300,376	9,777,650	10,188,446	11,026,058	10,447,419	10,804,055
介護保険	•	•	•	•	3,252,114	4,122,775
年金保険	32,671,304	34,169,859	36,237,881	37,806,127	39,172,913	40,617,812
雇用保険等	2,209,495	2,313,828	2,703,379	2,836,289	2,664,958	2,713,358
業務災害補償	1,045,874	1,054,426	1,044,118	1,025,530	1,018,528	1,015,412
家族手当	520,129	530,420	537,013	552,367	711,649	857,359
生活保護	1,502,467	1,606,257	1,682,009	1,814,815	1,929,889	2,060,403
社会福祉	2,832,488	2,915,792	3,082,738	3,312,714	2,186,116	2,315,279
公衆衛生	594,807	560,325	545,734	547,837	563,047	568,112
恩給	1,659,031	1,599,757	1,547,077	1,486,055	1,419,745	1,350,930
戦争犠牲者援護	191,963	222,770	211,723	197,651	188,161	183,654

(注) 1 「老人保健」には、医療を含む保健事業すべてが計上されている。

2 「家族手当」には、児童手当のほか、社会福祉中の児童扶養手当及び特別児童扶養手当を含む。

3 「雇用保険等」には、雇用保険の総額と船員保険の失業・雇用対策の給付を含む。

資料: 国立社会保障・人口問題研究所「社会保障給付費」

第18表 社会保障移転の推移

区分		平成8年度 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
1. 社会保障給付		59,184.9	60,452.5	63,076.1	65,160.2	69,456.4	72,151.4
(1) 特別会計	計	31,885.0	34,007.9	36,025.9	37,237.8	38,178.4	39,444.5
a. 厚生保険(除児童手当)		20,474.7	21,826.2	22,627.7	22,964.7	23,381.8	23,853.4
(a) 健康保険		4,793.4	4,544.9	4,354.7	4,237.6	4,237.0	4,238.8
(b) 厚生年金		15,681.3	17,281.4	18,273.0	18,727.1	19,144.7	19,614.6
b. 国民年金		8,189.3	8,861.4	9,697.5	10,466.4	11,180.2	11,922.2
c. 労働保険		3,161.2	3,263.2	3,644.5	3,753.6	3,567.1	3,624.0
(a) 労災保険		970.0	971.9	963.3	941.0	938.6	936.9
(b) 雇用保険		2,191.2	2,291.3	2,681.1	2,812.6	2,628.5	2,687.1
d. 船員保険		59.9	57.1	56.2	53.2	49.3	44.8
(a) 疾病給付		45.5	42.3	39.1	37.1	35.6	31.7
(b) 年金給付		5.9	6.1	6.1	6.0	6.2	6.3
(c) 失業給付		8.5	8.7	11.0	10.1	7.5	6.8
(2) 国民健康保険		5,627.5	5,614.2	5,776.0	5,934.2	6,098.8	6,258.8
(3) 老人保健医療		9,279.0	9,661.3	10,272.7	10,906.3	10,286.4	10,788.1
(4) 共済組合	合	8,635.4	7,467.4	7,416.8	7,511.3	7,589.8	7,672.9
a. 国家公務員共済組合		1,869.4	1,865.5	1,891.5	1,901.1	1,927.0	1,932.3
(a) 短期経理		258.8	242.5	240.9	241.3	248.0	246.8
(b) 長期経理		1,610.6	1,623.0	1,650.6	1,659.8	1,679.0	1,685.4
b. 地方公務員共済組合		4,671.3	4,686.1	4,792.9	4,849.4	4,886.2	4,945.6
(a) 短期経理		793.1	750.8	742.9	735.9	745.3	756.5
(b) 長期経理		3,878.2	3,935.3	4,050.0	4,113.6	4,140.8	4,189.1
c. その他の		2,094.7	915.7	732.4	760.8	776.7	795.0
(a) 短期経理		238.9	102.7	101.7	100.5	102.1	102.4
(b) 長期経理		1,855.8	813.0	630.7	660.3	674.5	692.6
(5) 組合管掌健康保険		3,377.3	3,333.0	3,220.0	3,181.9	3,183.7	3,191.5
(6) 児童手当		152.6	148.6	147.6	153.6	294.3	401.3
(7) 基本金		228.0	220.1	217.1	235.1	247.6	236.9
(8) 介護保険		·	·	·	·	3,577.5	4,157.5
2. 無基金雇用者社会給付		2,245.6	2,295.6	2,182.1	2,375.9	2,700.6	2,759.7
うち公務災害補償		9.9	10.7	10.7	10.7	12.0	11.1
3. 社会扶助給付		6,444.2	6,701.5	6,955.4	7,259.1	6,798.1	6,858.9
うち恩給		1,667.2	1,608.2	1,554.4	1,495.8	1,428.8	1,359.8
合計		67,874.6	69,449.6	72,213.6	74,795.2	78,955.0	81,770.0

(注) 93SNA基準による。

資料: 内閣府経済社会総合研究所「国民経済計算年報」

第19表 部門別社会保障給付費の前年度との比較

区分	平成12年度 (2000)	平成13年度 (2001)	対前年度比	
			増加額	伸び率
合計	億円 781,272	億円 814,007	億円 32,735	% 4.2
医療	(100.0)	(100.0)		
年金	260,062	266,415	6,353	2.4
福祉その他	(33.3)	(32.7)		
介護対策(再掲)	412,012	425,714	13,702	3.3
	(52.7)	(52.3)		
	109,198	121,878	12,680	11.6
	(14.0)	(15.0)		
	32,635	41,462	8,827	27.0
	(4.2)	(5.1)		

(注) () 内は構成割合である。

資料: 国立社会保障・人口問題研究所「社会保障給付費」

第20表 高齢者関係給付費の前年度との比較

区分	平成12年度 (2000)	平成13年度 (2001)	対前年度伸び率
社会保障給付費	億円 781,272	億円 814,007	% 4.2
合計	(100.0)	(100.0)	
年金保険給付費	億円 531,982	億円 559,517	% 5.2
老人保健(医療分)給付費	(68.1)	(68.7)	
老人福祉サービス給付費	391,729	406,178	3.7
高年齢雇用継続給付費	103,469	107,216	3.6
	35,698	44,873	25.7
	1,086	1,250	15.1
60歳以上人口	万人 2,979	万人 3,079	% 3.4
65歳以上人口	2,204	2,287	3.8
70歳以上人口	1,492	4,559	4.5
75歳以上人口	901	953	5.8

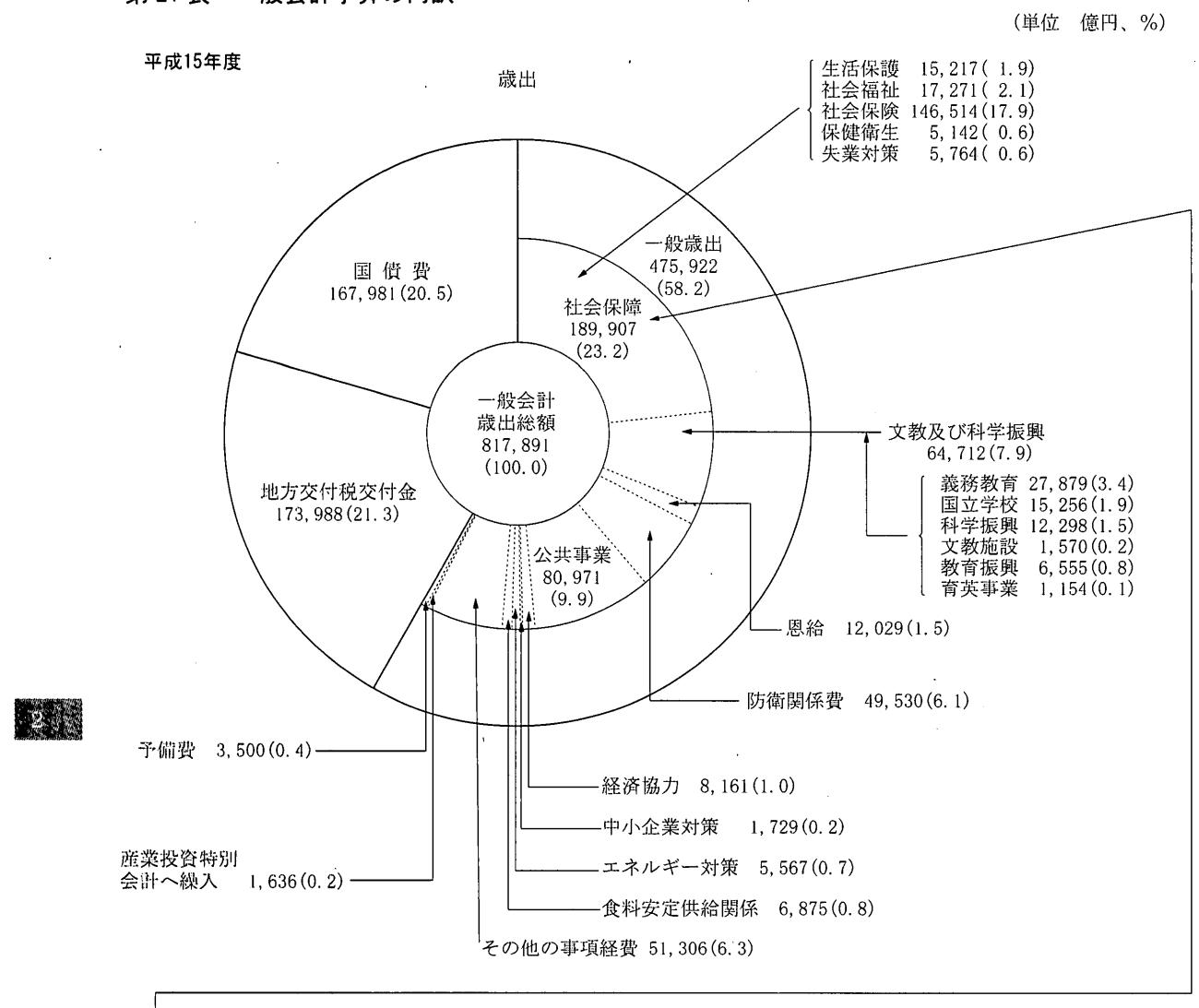
(注) 1 () 内は社会保障給付費に占める割合である。

2 「老人福祉サービス給付費」は、介護対策給付費と介護保険以外の在宅福祉サービス費等からなる。

3 「高年齢雇用継続給付費」は、60歳から65歳までの継続雇用、再就職の促進を図る観点から、60歳時点に比して賃金が15%以上低下した状態で雇用を継続する高齢者に対し、60歳以後の賃金額の25%相当額を65歳に達するまでの間支給するものである。

資料: 国立社会保障・人口問題研究所「社会保障給付費」

第21表 一般会計予算の内訳



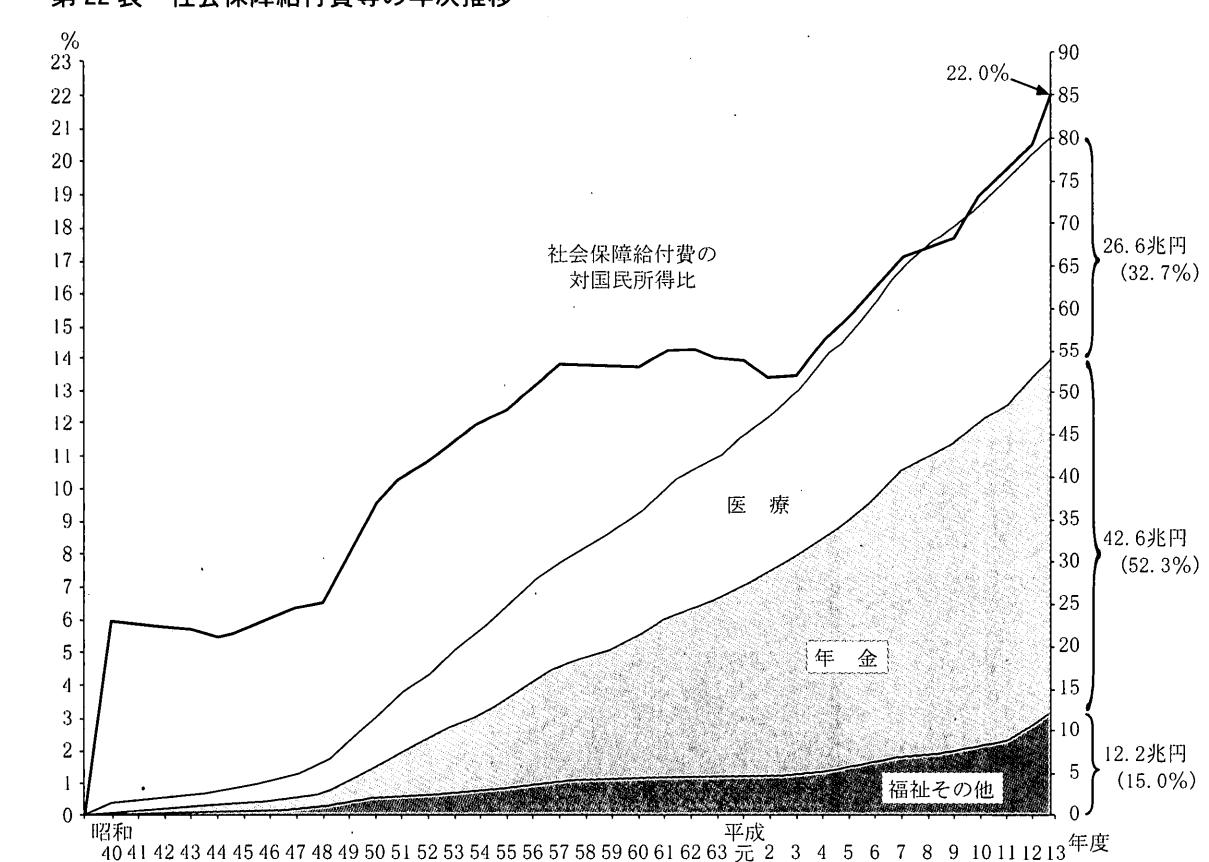
社会保障内訳

区分	15年度予算
1 医療費	77,772
(1) 医療保険	46,077
国民健康保険	37,809
政府管掌健康保険	8,087
その他の	181
(うち老人保健分)	(16,074)
(2) 公費負担医療	31,695
老人医療給付費	22,615
生保・医療扶助	7,520
その他の	1,560
(老人医療費再掲)	(38,689)
2 年金	56,284
(1) 厚生年金	41,045
(2) 国民年金	14,963
(3) 福祉年金	276

区分	15年度予算
3 介護	15,594
(1) 給付費負担金等	12,011
(2) 2号保険料国庫負担	3,530
(3) 財政安定化基金用	53
4 雇用	5,756
5 福祉・その他	34,501
(1) 生活扶助	5,239
(2) 保育所運営費	4,220
(3) その他の(生活保護費再掲)	(15,217)
合計	189,907

資料：年金金融研究所「新財政と社会保障のポイント」

第22表 社会保障給付費等の年次推移



資料：国立社会保障・人口問題研究所作成

第23表 社会保障関係費の推移

区分	昭和50年度 (1975)	55 (1980)	60 (1985)	平成2年度 (1990)	7 (1995)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
一般歳出	158,408	307,332	325,854	353,731	421,417	480,914	486,589	475,472	475,922
厚生労働省予算	39,067	81,495	95,028	115,652	140,115	155,054	180,421	186,684	193,787
社会保険関係費	39,282	82,124	95,740	116,154	139,244	167,666	175,552	182,795	189,907
生活保護費	5,348	9,559	10,816	11,087	10,532	12,306	13,091	13,837	15,217
社会福祉費	6,178	13,698	20,042	24,056	34,728	36,580	16,944	17,218	17,271
社会保険費	23,277	51,095	56,587	71,953	84,700	109,551	135,896	141,584	146,514
保健衛生対策費	2,738	3,981	4,621	5,587	6,348	5,434	5,323	5,276	5,142
失業対策費	1,741	3,791	3,674	3,471	2,936	3,795	4,298	4,881	5,764
《対前年伸び率》(%)									
一般歳出	23.2	5.1	0.0	3.8	3.1	2.6	1.2	△ 2.3	0.1
厚生労働省予算	36.2	7.9	2.7	6.7	2.9	△ 4.6	16.4	3.5	3.8
《構成比》(%)									
社会保険関係費	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
生活保護費	13.6	11.6	11.3	9.5	7.6	7.3	7.5	7.6	8.0
社会福祉費	15.7	16.7	20.9	20.7	24.9	21.8	9.7	9.4	9.1
社会保険費	59.3	62.2	59.1	61.9	60.8	65.3	77.4	77.5	77.2
保健衛生対策費	7.0	4.8	4.8	4.6	3.2	3.0	2.9	2.7	2.7
失業対策費	4.4	4.6	3.8	3.0	2.1	2.3	2.4	2.7	3.0

(注) 1 「厚生労働省予算」の平成12年度以前は、「厚生省予算」である。

2 「社会保険費」には、福祉年金及び児童手当に要する費用が含まれ、労災保険に要する費用は含まれていない。
また、雇用保険に要する費用は「失業対策費」に含まれている。

資料：財務省財務総合政策研究所「財政金融統計月報」

第24表 社会保障の給付と負担の見通し

(i) 基礎年金の国庫負担割合が1/3の場合

	平成14年度(予算ベース) (2000)	平成17年度 (2005)		平成22年度 (2010)		平成37年度 (2025)		
		対NI		対NI		対NI		
		兆円	%	兆円	%	兆円	%	
社会 保 障 給 付 費	82	22 1/2	兆円 91 (100)	% 24 (23)	兆円 110 (127)	% 26 1/2 (26)	兆円 176 (207)	% 31 1/2 (31 1/2)
年 金	44	12	48 (53)	13 (12)	57 (67)	14 (13 1/2)	84 (99)	15 (15)
医 療	26	7	28 (32)	7 1/2 (7 1/2)	35 (40)	8 1/2 (8)	60 (71)	11 (11)
福 祉 等	12	3 1/2	14 (16)	3 1/2 (3 1/2)	17 (21)	4 (4 1/2)	32 (36)	5 1/2 (5 1/2)
う ち 介 護	5	1	6 (7)	1 1/2 (1 1/2)	8 (10)	2 (2)	20 (21)	3 1/2 (3)
社会保障に係る負担	82	22 1/2	86 (99)	23 (23)	103 (122)	25 (25)	182 (204)	32 1/2 (31)
保険料負担	58	16	59 (69)	15 1/2 (16)	70 (85)	17 (17 1/2)	124 (142)	22 (21 1/2)
公費負担	24	6 1/2	27 (29)	7 (7)	33 (37)	8 (7 1/2)	58 (62)	10 1/2 (9 1/2)
國 民 所 得	365	—	376 (433)	— (—)	414 (490)	— (—)	557 (660)	— (—)

(注) 1 () は、平成12年10月推計による推計値である。

2 仮に、社会保障以外の支出に係る公費負担の対国民所得比が近年の水準（2割程度）で変化しないものとすれば、本推計においては、2025年度の国民負担率（国及び地方の財政赤字を含めない場合）は約52 1/2%程度となる。

なお、潜在的国民負担である国及び地方の財政赤字は、平成14年度（予算ベース）対国民所得比で約8.6%となっている。

(ii) 平成16年から基礎年金の国庫負担割合を1/2とした場合

	平成14年度(予算ベース) (2000)	平成17年度 (2005)		平成22年度 (2010)		平成37年度 (2025)		
		対NI		対NI		対NI		
		兆円	%	兆円	%	兆円	%	
社会 保 障 給 付 費	82	22 1/2	兆円 91 (101)	% 24 (23)	兆円 110 (128)	% 26 1/2 (26)	兆円 176 (207)	% 31 1/2 (31 1/2)
年 金	44	12	48 (53)	13 (12)	58 (67)	14 (13 1/2)	84 (100)	15 (15)
医 療	26	7	28 (32)	7 1/2 (7 1/2)	35 (40)	8 1/2 (8)	60 (71)	11 (11)
福 祉 等	12	3 1/2	14 (16)	3 1/2 (3 1/2)	17 (21)	4 (4 1/2)	32 (36)	5 1/2 (5 1/2)
う ち 介 護	5	1	6 (7)	1 1/2 (1 1/2)	8 (10)	2 (2)	20 (21)	3 1/2 (3)
社会保障に係る負担	82	22 1/2	87 (99)	23 (23)	104 (123)	25 (25)	180 (203)	32 1/2 (31)
保険料負担	58	16	57 (67)	15 (15 1/2)	67 (82)	16 (16 1/2)	116 (134)	21 (20 1/2)
公費負担	24	6 1/2	30 (32)	8 (7 1/2)	37 (41)	9 (8 1/2)	64 (69)	11 1/2 (10 1/2)
國 民 所 得	365	—	376 (433)	— (—)	414 (490)	— (—)	557 (660)	— (—)

(注) 1 () は、平成12年10月推計による推計値である。

2 仮に、社会保障以外の支出に係る公費負担の対国民所得比が近年の水準（2割程度）で変化しないものとすれば、本推計においては、2025年度の国民負担率（国及び地方の財政赤字を含めない場合）は約52 1/2%程度となる。

なお、潜在的国民負担である国及び地方の財政赤字は、平成14年度（予算ベース）対国民所得比で約8.6%となっている。

《推計の前提》

	平成12年10月推計の前提	今回推計
(1)経済前提	名目賃金上昇率 年率 2.5% 物価上昇率 年率 1.5% 運用利回り 年率 4.0% 名目国民所得の伸び率 2010年度まで 年率 2.5% 2011年度以降 年率 2.0%	2007年度までについて、 名目賃金上昇率 年率 1.0% 物価上昇率 年率 0.0% 運用利回り 年率 2.5% 名目国民所得の伸び率 年率 1.0% に修正。
(2)人口推計	国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成9年1月推計)の中位推計による。	国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成14年1月推計)の中位推計による。
(3)年金	平成11年財政再計算に基づき推計（現行制度）。	平成11年財政再計算に上記の経済前提及び平成14年1月将来推計人口の影響を織り込んだ推計（現行制度）。
(4)医療	平成10年度実績を足下とし、最近の1人当たり医療費の伸び（3%程度 平成2～11年度実績平均）を前提に、人口変動（人口高齢化及び人口増減）の影響を考慮して医療費を伸ばして推計（改正前）。	平成14年度予算を足下とし、最近の1人当たり医療費の伸び（一般医療費2.1%、老人医療費3.2% 平成7～11年度実績平均）を前提に、人口変動（人口高齢化及び人口増減）及び今般の医療制度改革の影響を考慮して医療費を伸ばして推計。
(5)福祉等	a. 介護 各市町村における介護保険事業計画及び平成12年度予算に基づき、賃金上昇率（年率2.5%）を勘案して推計。 b. 介護以外 人口や経済の伸び率を勘案して推計。	平成14年度予算及び最近の認定者の状況を足下とし、サービス利用状況、最近の経済状況、賃金上昇率及び人口変動（人口高齢化及び人口増減）の影響を考慮して推計。 人口や経済の伸び率を勘案して推計。

《社会保障に係る負担の内訳》

(i) 基礎年金の国庫負担割合が1/3の場合

	平成14年度(予算ベース) (2000)	平成17年度 (2005)		平成22年度 (2010)		平成37年度 (2025)	
		対NI		対NI		対NI	
		兆円	%	兆円	%	兆円	%
社会保障に係る負担	82	22 1/2		86	23	103	25
年 金	43	12		(99)	(23)	(122)	(25)
医 療	26	7		(51)	(12)	(61)	(12 1/2)
福 祉 等	13	3 1/2		28	7 1/2	35	8 1/2
うち介護	5	1		(32)	(7 1/2)	(40)	(8)
保険料負担	58	16		14	3 1/2	17	4
年 金	36	10		(16)	(3 1/2)	(21)	(4 1/2)
医 療	17	4 1/2		14	3 1/2	21	5
福 祉 等	6	1 1/2		(1 1/2)	(1 1/2)	7	2
うち介護	2	1/2		(1 1/2)	(1 1/2)	4	1
公 費 負 担	24	6 1/2		27	7	33	8
年 金	7	2		(29)	(7)	(37)	(7 1/2)
医 療	9	2 1/2		8	2	9	2
福 祉 等	7	2		(9)	(2)	(10)	(2)
うち介護	3	1/2		3	1	5	1

(注) ()は、平成12年10月推計による推計値である。

(ii) 平成16年から基礎年金の国庫負担割合を1/2とした場合

	平成14年度(予算ベース) (2000)	平成17年度 (2005)		平成22年度 (2010)		平成37年度 (2025)	
		対NI		対NI		対NI	
		兆円	%	兆円	%	兆円	%
社会保障に係る負担	82	22 1/2		87	23	104	25
年 金	43	12		(99)	(23)	(123)	(25)
医 療	26	7		(51)	(12)	(62)	(12 1/2)
福 祉 等	13	3 1/2		28	7 1/2	35	8 1/2
うち介護	5	1		(32)	(7 1/2)	(40)	(8)
保険料負担	58	16		14	3 1/2	17	4
年 金	36	10		(16)	(3 1/2)	(21)	(4 1/2)
医 療	17	4 1/2		6	1 1/2	7	2
福 祉 等	6	1 1/2		(1 1/2)	(1 1/2)	2	1/2
うち介護	2	1/2		(1 1/2)	(1 1/2)	4	1
公 費 負 担	24	6 1/2		30	8	37	9
年 金	7	2		(32)	(7 1/2)	(41)	(8 1/2)
医 療	9	2 1/2		11	3	12	3
福 祉 等	7	2		(12)	(2 1/2)	(14)	(3)
うち介護	3	1/2		11	3	14	3 1/2

(注) ()は、平成12年10月推計による推計値である。

資料：厚生労働省政策統括官付政策評価官室「社会保障の給付と負担の見通し－平成12年10月改訂版」

第25表 所得再分配による所得格差是正効果(ジニ係数)の年次比較

調査年次	当初所得	再分配所得		税による再分配所得		社会保障による再分配所得	
	ジニ係数	ジニ係数	改善度	ジニ係数	改善度	ジニ係数	改善度
昭和56年	0.3491	0.3143	%	0.3301	5.4	0.3317	5.0
59	0.3975	0.3426	10.0	0.3824	3.8	0.3584	9.8
62年	0.4049	0.3382	13.8	0.3879	4.2	0.3564	12.0
平成2年	0.4334	0.3643	16.5	0.4207	2.9	0.3791	12.5
5年	0.4394	0.3645	15.9	0.4255	3.2	0.3812	13.2
8年	0.4412	0.3606	17.0	0.4338	1.7	0.3721	15.7
11年	0.4720	0.3814	18.3	0.4660	1.3	0.3912	17.1

(注) 1 「当初所得」とは、雇用者所得、事業所得、農耕所得、畜産所得、財産所得、家内労働所得、雑収入、私の給付の合計額をいう。

2 再分配所得=当初所得-(税+社会保険料)+社会保障給付

3 税による再分配所得=当初所得-税金

4 社会保障による再分配所得=当初所得+医療費+社会保障給付金-社会保険料

5 ジニ係数の改善度= $\frac{\text{当初所得のジニ係数}-\text{再分配所得のジニ係数}}{\text{当初所得のジニ係数}} \times 100$

資料: 厚生労働省政策統括官付政策評価官室「平成11年所得再分配調査結果」

第26表 再分配による所得階級別の世帯分布の変化

所得階級	当初所得		再分配所得		世帯数	世帯構成 (%)		
	世帯数	世帯構成 (%)		構成比	累積比			
		構成比	累積比					
総 数	7,991	100.0	—	7,991	100.0	—		
50万円未満	1,225	15.3	15.3	145	1.8	1.8		
50~100	286	3.6	18.9	227	2.8	4.7		
100~150	290	3.6	22.5	364	4.6	9.2		
150~200	319	4.0	26.5	393	4.9	14.1		
200~250	287	3.6	30.1	409	5.1	19.2		
250~300	267	3.3	33.5	433	5.4	24.7		
300~350	296	3.7	37.2	462	5.8	30.4		
350~400	316	4.0	41.1	519	6.5	36.9		
400~450	373	4.7	45.8	517	6.5	43.4		
450~500	389	4.9	50.7	452	5.7	49.1		
500~600	720	9.0	59.7	865	10.8	59.9		
600~700	641	8.0	67.7	737	9.2	69.1		
700~800	545	6.8	74.5	609	7.6	76.7		
800~900	438	5.5	80.0	448	5.6	82.3		
900~1,000	362	4.5	84.5	321	4.0	86.4		
1,000万円以上	1,237	15.5	100.0	1,090	13.6	100.0		
平均当初(再分配)所得	583.1万円 (年額)		612.9万円 (年額)					

資料: 厚生労働省政策統括官付政策評価官室「平成11年所得再分配調査結果」

第27表 世帯主の年齢階級別1世帯当たり平均金額等

区分	総数	30歳未満	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~69歳	70歳以上	(単位 人、万円)
世帯数	7,991	683	1,093	1,436	1,798	1,604	1,377	
世帯人員数	2,94	1.87	3.21	3.73	3.15	2.71	2.45	
有業人員数	1.43	0.92	1.32	1.68	2.02	1.37	0.84	
当初所得	583.1	349.5	609.9	741.9	853.3	487.4	270.6	
税・社会保険料控除前所得	665.7	354.0	620.4	768.5	882.1	647.5	487.5	
可処分所得	558.8	306.3	518.6	635.4	723.8	554.2	426.2	
再分配所得	612.9	321.0	546.9	677.8	771.2	612.3	536.2	
再分配係数(%)	5.1	△ 8.2	△ 10.3	△ 8.6	△ 9.6	25.3	98.2	
拠出合計額	108.1	47.7	101.8	133.1	158.3	99.5	61.3	
税金	54.1	19.2	44.9	63.9	81.0	53.6	33.6	
社会保険料計	54.0	28.4	56.8	69.2	77.3	45.9	27.7	
長期間	30.1	17.9	34.8	41.2	46.7	20.1	10.9	
短期間	22.6	9.6	20.5	26.4	28.3	24.9	16.4	
その他	1.4	1.0	1.6	1.6	2.4	0.9	0.4	
受給合計額	137.9	19.2	38.8	69.1	76.3	224.4	326.9	
現金給付	82.6	4.5	10.4	26.7	28.8	160.1	217.0	
(再掲)年金・恩給	79.6	2.8	7.6	24.4	25.7	155.8	214.1	
現物給付	55.3	14.7	28.3	42.4	47.4	64.3	110.0	
(再掲)医療	54.6	14.4	26.4	42.1	46.8	63.8	109.6	

(注) 再分配係数= $\frac{\text{再分配所得}-\text{当初所得}}{\text{当初所得}} \times 100$

資料: 厚生労働省政策統括官付政策評価官室「平成11年所得再分配調査結果」

第28表 世帯類型等別1世帯当たり平均金額等

区分		総数	一般世帯	高齢者世帯	母子世帯	(単位 人、万円)
世	帶	7,991	6,774	1,142	75	
世	帶	人	員	數	2.94	3.17
有	業	人	員	數	1.43	1.62
當	初	所	得	583.1	665.0	122.2
稅	・	社	會	保	險	料
可	處	分	所	得	665.7	335.7
再	分	配	所	得	558.8	606.3
再	分	配	所	得	612.9	654.1
再	分	配	係	數	(%)	5.1
拠	出	合	計	額	108.1	121.2
稅		金			54.1	59.8
社	会	保	險	料	54.0	61.4
長		期			30.1	35.2
短		期			22.6	24.6
そ	の	他			1.4	1.6
受	給	合	計	額	137.9	110.3
現	金	給	付		82.6	61.0
(再掲)	年	金	・	恩	79.6	58.5
現	物	給	付		55.3	49.3
(再掲)	医	療			54.6	48.7
						92.6
						15.3

資料：厚生労働省政策統括官付政策評価官室「平成11年所得再分配調査結果」

第29表 世帯構造別1世帯当たり平均金額等

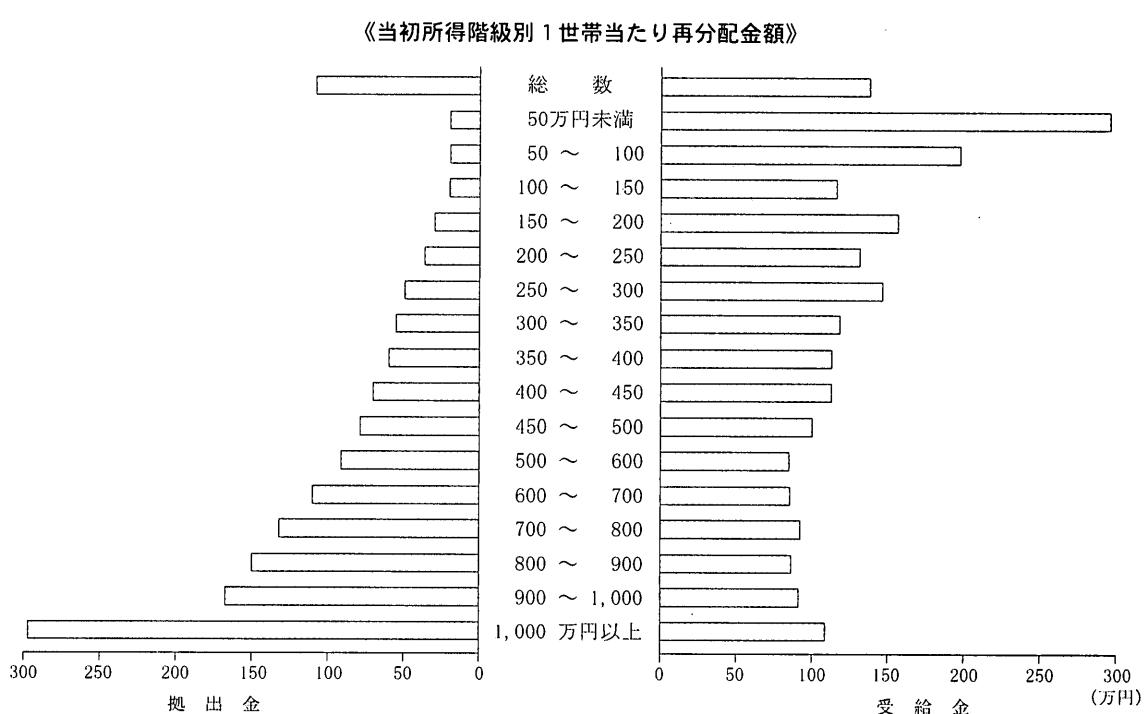
区分		総数	単独世帯	夫婦のみの世帯	夫婦と未婚の子のみの世帯	一人親と未婚の子のみの世帯	三世代世帯	その他の世帯	(単位 人、万円)
世	帶	7,991	1,444	1,744	2,942	408	964	489	
世	帶	人	員	數	2.94	1.00	2.00	3.71	2.36
有	業	人	員	數	1.43	0.51	0.98	1.80	1.28
當	初	所	得	583.1	247.3	445.4	764.6	381.4	881.4
稅	・	社	會	保	險	料	控除前所得	553.5	
可	處	分	所	得	665.7	307.4	588.5	798.7	456.9
再	分	配	所	得	558.8	261.7	502.2	660.8	392.5
再	分	配	所	得	612.9	285.6	559.6	698.1	453.0
再	分	配	係	數	(%)	5.1	15.5	25.3	△ 8.7
拠	出	合	計	額	108.1	45.7	92.1	137.8	64.4
稅		金			54.1	23.6	50.0	67.0	27.4
社	会	保	險	料	54.0	22.1	42.1	70.9	37.0
長		期			30.1	12.3	20.4	41.9	20.8
短		期			22.6	9.2	20.7	27.0	15.4
そ	の	他			1.4	0.5	1.0	2.0	0.9
受	給	合	計	額	137.9	84.0	206.3	71.3	136.0
現	金	給	付		82.6	60.1	143.1	34.1	75.5
(再掲)	年	金	・	恩	79.6	56.8	140.3	32.0	67.0
現	物	給	付		55.3	23.9	63.2	37.2	60.5
(再掲)	医	療			54.6	23.7	63.1	36.4	58.2
									100.8
									131.9

資料：厚生労働省政策統括官付政策評価官室「平成11年所得再分配調査結果」

第30表 当初所得階級別1世帯当たり平均金額等

当初所得階級	当初所得	税・社会保険料控除前所得	再分配所得	再分配係数(%)	拠出		受給総額
					税金	社会保険料	
総 数	583.1	665.7	612.9	5.1	54.1	54.0	137.9
50万円未満	4.6	212.2	281.1	5,971.9	7.4	12.1	295.9
50～100	74.6	203.2	252.6	238.4	7.4	12.0	197.4
100～150	123.1	208.0	219.0	77.9	5.8	14.1	115.8
150～200	171.4	263.3	297.3	73.5	11.2	18.6	155.7
200～250	221.4	296.2	316.5	43.0	13.1	23.1	131.3
250～300	270.7	350.0	367.7	35.8	15.0	34.1	146.1
300～350	319.6	389.6	383.3	19.9	19.0	35.7	118.4
350～400	371.0	436.5	424.2	14.3	22.4	37.9	113.6
400～450	421.5	483.0	464.0	10.1	27.4	42.9	112.8
450～500	472.3	528.2	493.4	4.5	29.7	49.3	100.1
500～600	544.9	588.7	538.3	△ 1.2	35.3	56.0	84.7
600～700	643.9	689.1	619.3	△ 3.8	45.6	64.4	85.4
700～800	743.6	791.0	703.1	△ 5.4	56.2	76.2	92.0
800～900	847.0	891.2	780.9	△ 7.8	68.6	83.7	86.2
900～1,000	943.1	983.4	866.8	△ 8.1	84.3	83.3	91.3
1,000万円以上	1,560.7	1,614.1	1,372.2	△ 12.1	183.9	113.2	108.6

資料：厚生労働省政策統括官付政策評議官室「平成11年所得再分配調査結果」



資料：厚生労働省政策統括官付政策評議官室「平成11年所得再分配調査結果」

第3節 国民所得と国民負担(率)の動向等

第31表 国民負担率(租税負担率及び社会保障負担率)の対国民所得比の推移

(単位 %)

年 度	国民負担率	租税負担率	社会保障負担率
昭和30年度 (1955)	22.2	18.9	3.3
35 (1960)	22.4	18.9	3.6
40 (1965)	23.0	18.0	5.0
45 (1970)	24.3	18.9	5.4
50 (1975)	25.7	18.3	7.5
55 (1980)	31.3	22.2	9.1
60 (1985)	34.4	24.0	10.4
61 (1986)	35.5	24.9	10.6
62 (1987)	37.0	26.4	10.6
63 (1988)	37.9	27.3	10.6
平成元年度 (1989)	38.4	27.6	10.8
2 (1990)	38.8	27.4	11.3
3 (1991)	37.7	26.3	11.4
4 (1992)	36.6	24.8	11.8
5 (1993)	36.6	24.4	12.1
6 (1994)	35.4	23.0	12.4
7 (1995)	36.8	23.5	13.3
8 (1996)	36.5	23.2	13.2
9 (1997)	36.9	23.4	13.5
10 (1998)	36.9	22.9	14.0
11 (1999)	36.6	22.5	14.1
12 (2000)	37.2	23.2	14.0
13 (2001)	37.8	23.1	14.7
14 (2002)	36.7	21.7	15.0
15 (2003)	36.1	20.9	15.2

(注) 1 平成13年度までは実績、平成14年度は実績見込み、平成15年度は見通しである。

2 国民負担率=租税負担率+社会保障負担率

資料：年金金融研究所「新財政と社会保障のポイント」

3

第32表 国民所得及び国民可処分所得の配分(名目)

項目		(単位 10億円)					
		平成8年度 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
1. 品用者報酬		278,531.2	284,629.0	280,056.9	276,425.9	278,618.1	275,630.5
(1) 貨金俸給		238,620.1	242,389.5	237,818.8	234,210.7	236,194.8	232,488.3
(2) 雇主の社会負担		39,911.1	42,239.5	42,238.1	42,215.2	42,423.3	43,142.2
a. 雇主の現実社会負担		29,699.8	30,952.9	31,047.7	30,839.8	30,843.9	31,370.7
b. 雇主の雇用基盤部門		10,211.3	11,286.6	11,190.4	11,375.3	11,579.5	11,771.5
2. 財産所得(非企業部門)		22,088.0	20,804.2	18,818.0	15,905.6	14,522.8	8,252.4
(a) 受取		47,423.4	46,181.1	44,250.7	40,664.7	38,571.2	31,405.3
(b) 支払		25,335.4	25,376.9	25,432.8	24,759.1	24,048.4	23,152.9
(1) 一般政	府	△ 6,463.2	△ 6,357.8	△ 7,177.4	△ 7,029.6	△ 7,181.0	△ 6,733.6
a. 利子		△ 6,940.0	△ 6,831.2	△ 7,572.9	△ 7,451.3	△ 7,571.9	△ 7,105.5
(a) 受取		10,797.0	10,888.2	10,172.4	9,812.8	9,159.1	8,642.9
(b) 支払		17,737.0	17,719.4	17,745.2	17,264.2	16,731.0	15,748.4
b. 法人企業の分配所得(受取)		700.4	706.9	645.1	679.7	656.2	649.2
(a) 配当(受取)		29.7	28.6	28.5	47.8	22.1	16.7
(b) 準法人企業所得からの引き出し(受取)		670.8	678.3	616.6	631.9	634.0	632.5
c. 保険契約者に帰属する財産所得(受取)		0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2
d. 貸料		△ 223.9	△ 233.7	△ 250.0	△ 258.2	△ 265.5	△ 277.5
(a) 受取		47.4	48.5	47.1	44.6	42.3	42.3
(b) 支払		271.3	282.2	297.0	302.9	307.8	319.8
(2) 家計	計	28,245.5	26,821.6	25,796.5	22,766.3	21,533.8	14,909.3
a. 利子		9,429.6	8,093.6	7,439.9	5,639.5	5,260.8	△ 463.4
(a) 受取		15,910.1	14,716.4	14,099.8	12,228.0	11,736.3	6,132.4
(b) 支払(消費者負債利子)		6,480.5	6,622.8	6,659.8	6,588.5	6,475.5	6,595.8
b. 配当(受取)		2,258.6	2,128.1	2,254.7	2,228.7	2,912.1	2,487.2
c. 保険契約者に帰属する財産所得(受取)		13,077.3	13,201.1	12,620.1	11,910.6	10,588.5	9,767.2
d. 貸料		3,480.0	3,398.8	3,481.8	2,987.5	2,772.3	3,118.3
(3) 対家計民間非営利団体	体	305.7	340.3	198.8	168.9	170.0	76.7
a. 利子		287.4	323.2	183.0	157.8	159.7	61.3
(a) 受取		1,124.1	1,065.0	900.7	747.1	679.8	536.1
(b) 支払		836.7	741.8	717.7	589.3	520.0	474.8
b. 配当(受取)		1.6	1.6	1.5	1.4	1.5	1.4
c. 保険契約者に帰属する財産所得(受取)		0.6	0.7	0.7	0.6	0.6	0.5
d. 貸料		16.1	14.8	13.6	9.0	8.2	13.5
(a) 受取		25.9	25.5	26.6	23.3	22.3	27.7
(b) 支払		9.8	10.6	13.0	14.3	14.1	14.2
3. 企業所得(法人企業の分配所得受取後)		88,291.7	87,000.2	81,658.7	82,270.1	87,309.0	86,163.8
(1) 民間法人企業		42,425.3	39,438.8	35,072.1	33,713.2	41,434.4	39,174.6
a. 非金融法人企業		31,757.6	29,301.3	25,950.7	22,751.9	29,898.8	26,813.1
b. 金融機関		10,667.7	10,137.5	9,121.4	10,961.2	11,535.6	12,361.5
(2) 公的企業		675.9	890.3	1,269.8	1,134.7	2,693.4	5,485.6
a. 非金融法人企業		1,613.8	△ 1,644.0	△ 1,303.2	△ 1,147.7	△ 642.1	△ 819.5
b. 金融機関		2,289.7	2,534.3	2,573.0	2,282.4	3,335.5	6,305.1
(3) 個人企業	業	45,190.5	46,671.0	45,316.8	47,422.2	43,181.2	41,503.7
a. 農林水産業		3,807.7	3,349.2	3,271.0	2,947.2	2,828.0	2,697.7
b. その他の産業(非農林水産・非金融)		20,505.1	21,737.3	19,875.3	21,162.1	16,242.9	13,955.8
c. 持ち家		20,877.8	21,588.1	22,170.5	23,312.9	24,110.3	24,850.1
4. 国民所得(要素費用表示)		388,910.9	392,433.4	380,533.5	374,601.5	380,449.9	370,046.8
5. 生産・輸入品に課される税(控除)補助金		36,173.0	37,387.1	39,450.6	39,021.8	38,402.2	38,259.7
6. 国民所得(市場価格表示)		425,084.0	430,270.5	419,984.1	413,623.3	418,852.1	408,306.6
7. その他経常移転(純)		△ 930.0	△ 702.4	△ 1,233.0	△ 927.5	△ 745.8	△ 498.1
(1) 非金融法人企業・金融機関		△ 17,204.2	△ 14,875.6	13,802.0	△ 12,977.1	△ 13,718.0	△ 12,964.7
a. 民間		15,810.6	13,774.9	12,134.9	△ 11,577.3	△ 12,199.7	△ 11,141.8
b. 公的		△ 1,393.6	△ 1,100.7	△ 1,667.2	△ 1,399.8	△ 1,518.4	△ 1,822.9
(2) 一般政	府	52,566.0	51,851.4	43,337.7	38,425.2	43,978.0	41,055.3
(3) 家計(個人企業を含む)		△ 44,346.7	△ 45,350.9	△ 38,078.8	△ 33,684.0	△ 37,050.1	△ 34,834.9
(4) 対家計民間非営利団体	体	8,054.9	7,672.7	7,310.2	7,308.3	6,044.2	5,246.1
8. 国民可処分所得		424,154.0	429,568.1	418,751.1	412,695.8	418,106.3	407,808.5
(1) 非金融法人企業・金融機関		25,897.0	25,453.5	22,539.9	21,870.8	30,409.8	31,695.5
a. 民間		26,614.7	25,663.9	22,937.3	22,135.9	29,234.7	28,032.8
b. 公的		△ 717.7	△ 210.4	△ 397.4	△ 265.1	1,175.1	3,662.7
(2) 一般政	府	82,275.9	83,330.8	75,610.9	70,417.4	75,199.3	72,581.5
(3) 家計(個人企業を含む)		307,620.5	312,770.7	313,091.4	312,930.4	306,283.1	297,208.7
(4) 対家計民間非営利団体	体	8,360.5	8,013.0	7,509.0	7,477.2	6,214.2	6,322.8

(注) 1 国民所得は通常4の額をいう。
2 企業所得=営業余利+財産所得の受取-財産所得の支払
3 93SNA基準による。

資料: 内閣府経済社会総合研究所「国民経済計算年報」

構成比		(単位 %)					
		平成8年度 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
1. 品用者報酬		71.6	72.5	73.6	73.8	73.2	74.5
(1) 貨金俸給		61.4	61.8	62.5	62.5	62.1	62.8
(2) 雇主の社会負担		10.3	10.8	11.1	11.3	11.2	11.7
a. 雇主の現実社会負担		7.6	7.9	8.2	8.2	8.1	8.5
b. 雇主の雇用基盤部門		2.6	2.9	2.9	3.0	3.0	3.2
2. 財産所得(非企業部門)		5.7	5.3	4.9	4.2	3.8	2.2
(1) 一般政	府	12.2	11.8	11.6	10		

第33表 国内総支出(名目)

(実数)

(単位 10億円)

項目		平成8年度 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
1. 民間最終消費支出		286,471.3	286,348.0	287,933.4	287,364.7	286,107.0	285,708.9
(1) 家計最終消費支出		281,174.1	280,961.6	281,598.4	280,850.7	280,181.3	279,397.3
a. 国内家計最終消費支出		278,237.1	278,230.5	278,896.6	278,104.1	277,623.0	277,194.6
b. 居住者家計の海外での直接購入		3,271.2	3,095.9	3,044.7	3,021.9	2,828.7	2,513.2
c. (控除) 非居住者家計の国内での直接購入		334.2	364.8	342.9	275.3	270.4	310.5
(再掲)							
家計最終消費支出(除く帰属家賃)		235,484.3	233,822.6	233,417.8	231,665.5	230,010.0	228,115.2
帰属家賃		45,689.8	47,139.0	48,180.6	49,185.2	50,171.3	51,282.1
(2) 対家計民間非営利団体最終消費支出		5,297.2	5,386.5	6,335.0	6,514.0	5,925.7	6,311.5
2. 政府最終消費支出		78,094.6	79,575.9	81,418.0	83,365.5	86,946.4	88,645.1
(再掲)							
家計現実最終消費		330,316.0	330,595.7	332,993.7	333,196.3	334,940.8	335,509.6
政府現実最終消費		34,249.9	35,328.2	36,357.7	37,533.9	38,112.6	38,844.4
3. 国内総資本形成		150,026.4	148,058.6	135,496.2	132,128.6	136,228.6	124,379.1
(1) 総固定資本形成		146,843.2	145,043.4	136,232.8	133,909.7	135,261.8	126,178.9
a. 民間		104,867.9	105,450.5	96,701.2	95,624.7	100,126.6	93,359.8
(a) 住宅		27,718.1	22,744.9	19,815.1	20,426.6	20,338.3	18,485.2
(b) 企業設備		77,149.8	82,705.5	76,886.1	75,198.1	79,788.3	74,874.6
b. 公的		41,975.3	39,592.9	39,531.6	38,284.9	35,135.2	32,819.1
(a) 住宅		1,587.7	1,541.0	1,379.8	1,237.1	1,049.8	1,032.0
(b) 企業設備		9,774.6	9,521.3	8,796.4	8,638.9	8,087.6	7,476.5
(c) 一般政府		30,612.9	28,530.6	29,355.4	28,409.0	25,997.8	24,310.6
(2) 在庫品増加		3,183.2	3,015.2	△ 736.6	△ 1,781.1	966.8	△ 1,799.8
a. 民間企業		2,905.2	2,748.7	△ 711.4	△ 1,846.8	849.6	△ 1,759.9
(a) 製品在庫		·	·	·	·	191.6	△ 507.1
(b) 仕掛品在庫		·	·	·	·	719.6	△ 1,079.9
(c) 流通在庫		·	·	·	·	△ 429.7	251.9
(d) 原材料在庫		·	·	·	·	368.1	△ 424.9
b. 公的		278.0	266.5	△ 25.2	65.7	117.2	△ 39.9
(a) 公的企業		225.8	222.6	△ 47.1	41.3	95.9	△ 74.4
(b) 一般政府		52.2	43.9	22.0	24.4	21.3	24.6
4. 財貨・サービスの純輸出		2,136.6	7,170.7	9,570.3	7,828.5	6,195.8	3,869.2
(1) 財貨・サービスの輸出		51,054.0	56,397.5	53,493.8	52,151.4	55,632.4	52,272.5
(除く非居住者家計の国内での直接購入)		50,719.8	56,032.7	53,150.9	51,876.1	55,362.0	51,962.0
(2) (控除) 財貨・サービスの輸入		48,917.4	49,226.8	43,923.5	44,322.9	49,436.6	48,403.3
(除く非居住者家計の国内での直接購入)		45,646.2	46,130.9	40,878.8	41,301.0	46,607.9	45,890.1
5. 国内総支出		516,728.8	521,153.2	514,417.9	510,687.3	515,477.9	502,602.3
(参考) 海外からの所得の純受取		6,082.2	6,763.9	6,853.9	6,339.9	6,950.0	8,541.7
海外からの所得		13,414.5	14,403.4	13,562.7	11,141.9	12,197.5	13,716.0
(控除) 海外に対する所得		7,332.3	7,639.5	6,708.8	4,802.0	5,247.5	5,174.3
国民総所得		522,811.0	527,917.1	521,271.8	517,027.2	522,427.9	511,144.0
(参考) 国内需要		514,592.2	513,982.5	504,847.6	502,858.8	509,282.1	498,733.1
民間需要		394,244.4	394,547.2	383,923.2	381,142.6	387,083.3	377,308.8
公的需要		120,347.9	119,435.3	120,924.4	121,716.2	122,198.8	121,424.3

(注) 1 民間需要=民間最終消費支出+民間住宅+民間企業設備+民間在庫品増加

2 公的需要=政府最終消費支出+公的固定資本形成+公的在庫品増加

3 國内需要=民間需要+公的需要

4 93SNA基準による。

資料: 内閣府経済社会総合研究所「国民経済計算年報」

(構成比)

(単位 %)

項目		平成8年度 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
1. 民間最終消費支出		55.4	54.9	56.0	56.3	55.5	56.8
(1) 家計最終消費支出		54.4	53.9	54.7	55.0	54.4	55.6
a. 国内家計最終消費支出		53.8	53.4	54.2	54.5	53.9	55.2
b. 居住者家計の海外での直接購入		0.6	0.6	0.6	0.6	0.5	0.5
c. (控除) 非居住者家計の国内での直接購入		0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
(再掲)							
家計最終消費支出(除く帰属家賃)		45.6	44.9	45.4	45.4	44.6	45.4
帰属家賃		8.8	9.0	9.4	9.6	9.7	10.2
(2) 対家計民間非営利団体最終消費支出		1.0	1.0	1.2	1.3	1.1	1.3
2. 政府最終消費支出		15.1	15.3	15.8	16.3	16.9	17.6
(再掲)							
家計現実最終消費		63.9	63.4	64.7	65.2	65.0	66.8
政府現実最終消費		6.6	6.8	7.1	7.3	7.4	7.7
3. 国内総資本形成		29.0	28.4	26.3	25.9	26.4	24.7
(1) 総固定資本形成		28.4	27.8	26.5	26.2	26.2	25.1
a. 民間		20.3	20.2	18.8	18.7	19.4	18.6
(a) 住宅		5.4	4.4	3.9	4.0	3.9	3.7
(b) 企業設備		14.9	15.9	14.9	14.7	15.5	14.9
b. 公的		8.1	7.6	7.7	7.5	6.8	6.5
(a) 住宅		0.3	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2
(b) 企業設備		1.9	1.8	1.7	1.7	1.6	1.5
(c) 一般政府		5.9	5.5	5.7	5.6	5.0	4.8
(2) 在庫品増加		0.6	0.6	△ 0.1	△ 0.3	0.2	△ 0.4
a. 民間企業		0.6	0.5	△ 0.1	△ 0.4	0.2	△ 0.4
(a) 製品在庫		·	·	·	·	0.0	△ 0.1
(b) 仕掛け品在庫		·	·	·	·	0.1	△ 0.2
(c) 流通在庫		·	·	·	·	·	△ 0.1
(d) 原材料在庫		·	·	·	·	0.1	△ 0.1
b. 公的		0.1	0.1	△ 0.0	0.0	0.0	△ 0.0
(a) 公的企業		0.0	0.0	△ 0.0	0.0	0.0	△ 0.0
(b) 一般政府		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
4. 財貨・サービスの純輸出		0.4	1.4	1.9	1.5	1.2	0.8
(1) 財貨・サービスの輸出		9.9	10.8	10.4	10.2	10.8	10.4
(除く非居住者家計の国内での直接購入)		9.8	10.8	10.3	10.2	10.7	10.3
(2) (控除)							

第34表 家 計(個人企業を含む)

(単位 金額: 10億円)

区分	可処分所得	最終消費支出	貯蓄	貯蓄率(%)	可処分所得対前年増加額	最終消費支出対前年増加額	貯蓄対前年増加額	平均消費性向(%)	限界消費性向(%)	限界貯蓄性向(%)
昭和55年度 (1980)	172,744.0	141,781.5	30,962.5	17.9	13,666.5	10,450.2	3,216.3	82.1	76.5	23.5
56 (1981)	183,313.8	150,444.6	32,869.2	17.9	10,569.8	8,663.1	1,906.7	82.1	82.0	18.0
57 (1982)	192,235.4	161,366.8	30,868.6	16.1	8,921.6	10,922.2	△ 2,000.6	83.9	122.4	△ 22.4
58 (1983)	201,461.4	169,676.3	31,785.1	15.8	9,226.0	8,309.5	916.5	84.2	90.1	9.9
59 (1984)	211,816.1	178,360.4	33,455.7	15.8	10,354.7	8,684.1	1,670.6	84.2	83.9	16.1
60 (1985)	223,497.0	188,217.1	35,279.9	15.8	11,680.9	9,856.7	1,824.2	84.2	84.4	15.6
61 (1986)	230,916.3	196,329.0	34,587.4	15.0	7,419.3	8,111.9	△ 692.5	85.0	109.3	△ 9.3
62 (1987)	238,832.8	205,823.1	33,009.6	13.8	7,916.5	9,494.1	△ 1,577.8	86.2	119.9	△ 19.9
63 (1988)	250,554.3	218,434.8	32,119.5	12.8	11,721.5	12,611.7	△ 890.1	87.2	107.6	△ 7.6
平成元年度 (1989)	265,712.1	233,604.6	32,107.4	12.1	15,157.8	15,169.8	△ 12.1	87.9	100.1	△ 0.1
2 (1990)	266,076.4	234,324.1	35,605.3	13.2	364.3	719.5	3,497.9	88.1	197.5	960.2
3 (1991)	284,973.2	247,300.4	41,550.4	14.4	18,896.8	12,976.3	5,945.1	86.8	68.7	31.5
4 (1992)	293,576.1	255,124.5	42,145.9	14.2	8,602.9	7,824.1	595.5	86.9	90.9	6.9
5 (1993)	296,073.6	261,861.7	38,163.3	12.7	2,497.5	6,737.2	△ 3,982.6	88.4	269.8	△ 159.5
6 (1994)	304,923.3	268,448.5	39,834.9	12.9	8,849.7	6,586.8	1,671.6	88.0	74.4	18.9
7 (1995)	303,860.2	274,259.7	33,303.6	10.8	△ 1,063.1	5,811.2	△ 6,531.3	90.3	△ 546.6	614.4
8 (1996)	307,620.5	281,174.1	29,727.0	9.6	3,760.3	6,914.4	△ 3,576.6	91.4	183.9	△ 95.1
9 (1997)	312,770.7	280,961.6	35,457.1	11.2	5,150.2	△ 212.5	5,730.1	89.8	△ 4.1	111.3
10 (1998)	313,091.4	281,598.4	34,482.0	10.9	320.7	636.8	△ 975.1	89.9	198.6	△ 304.1
11 (1999)	312,930.4	280,850.7	34,688.5	11.0	△ 161.0	△ 747.7	206.5	89.7	464.4	△ 128.3
12 (2000)	306,283.1	280,181.3	28,743.4	9.3	△ 6,647.3	△ 669.4	△ 5,945.1	91.5	10.1	89.4
13 (2001)	297,208.7	279,397.3	19,755.7	6.6	△ 9,074.4	△ 784.0	△ 8,987.7	94.0	8.6	99.0

(注) 1 平成2年度以降は、93SNA基準による。平成2年度のイタリック体は、前年度との基準が違うために正確な増加額ではない。

2 平均消費性向=最終消費支出÷可処分所得

限界消費性向=最終消費支出対前年増加額÷可処分所得対前年増加額

限界貯蓄性向=貯蓄対前年増加額÷可処分所得対前年増加額

資料: 「可処分所得」「最終消費支出」「貯蓄」「貯蓄率」は、内閣府経済社会総合研究所「国民経済計算年報」

第35表 常用労働者1人当たり平均月間現金給与額

(i) 事業所規模30人以上

(単位 円)

区分	現金給与総額	平成8年度 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
調査産業計	413,096	421,384	415,675	396,291	398,069	397,366	387,638	
きまつて支給する給与	312,034	316,622	315,829	306,167	308,930	309,254	305,700	
特別に支払われた給与	101,062	104,762	99,846	90,124	89,139	88,112	81,938	
企業	464,508	460,511	466,026	452,664	456,449	458,207	392,711	
きまつて支給する給与	356,741	359,099	362,295	348,583	351,138	351,659	318,540	
特別に支払われた給与	107,767	101,412	104,081	105,311	106,548	74,171		
建設業	461,718	468,282	457,617	456,758	455,622	455,503	420,069	
きまつて支給する給与	355,256	360,618	361,505	366,732	369,261	372,338	348,473	
特別に支払われた給与	106,462	107,664	96,112	90,026	86,361	83,165	71,596	
製造業	401,051	412,799	407,789	399,088	406,707	406,089	401,469	
きまつて支給する給与	303,363	310,166	310,219	309,651	314,680	315,259	316,698	
特別に支払われた給与	97,688	102,633	97,570	89,437	92,027	90,830	84,771	
電気・ガス・水道・熱供給業	589,967	601,639	605,573	613,686	605,360	610,385	612,601	
きまつて支給する給与	424,181	427,841	433,635	440,224	444,182	444,898	450,423	
特別に支払われた給与	165,786	173,798	171,938	173,462	161,178	165,487	162,178	
運輸・通信業	435,284	432,889	429,638	404,130	408,243	402,474	396,045	
きまつて支給する給与	337,648	335,411	332,186	320,124	323,014	320,068	321,834	
特別に支払われた給与	97,636	97,478	97,452	84,006	85,229	82,406	74,211	
卸売・小売業・飲食店	348,094	356,854	344,984	307,182	307,103	309,285	291,587	
きまつて支給する給与	265,893	271,560	267,453	241,913	242,326	244,899	232,886	
特別に支払われた給与	82,201	85,294	77,531	65,269	64,777	64,386	58,701	
金融・保険業	546,258	554,038	535,058	532,913	456,375	546,639	529,761	
きまつて支給する給与	388,792	389,165	384,294	387,310	399,779	403,700	394,230	
特別に支払われた給与	157,466	164,873	150,764	145,603	146,596	142,939	135,531	
不動産業	419,150	431,801	419,777	445,571	445,355	442,131	417,619	
きまつて支給する給与	315,873	321,353	319,098	336,912	336,915	335,373	320,857	
特別に支払われた給与	103,277	110,448	100,679	108,659	108,440	106,758	96,762	
サービス業	413,434	422,461	421,869	407,498	403,621	402,939	397,636	
きまつて支給する給与	310,216	315,107	316,610	309,931	310,885	310,191	309,786	
特別に支払われた給与	103,218	107,354	105,259	97,567	92,736	92,748	87,850	

(注) 年平均である。

(ii) 事業所規模5人以上

(単位 千円)

区分	平成8年度 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
調査産業計 現金給与総額	365,810	371,670	366,481	353,679	355,474	351,335	343,480
きまつて支給する給与	284,976	288,641	287,853	281,283	283,846	281,882	278,933
特別に支払われた給与	80,834	83,029	78,628	72,396	71,628	69,453	64,547
鉱業 現金給与総額	378,196	379,281	375,359	378,542	396,948	389,831	346,588
きまつて支給する給与	303,674	307,386	310,593	312,011	319,916	317,885	297,933
特別に支払われた給与	74,522	71,895	64,766	66,531	77,032	71,946	48,655
建設業 現金給与総額	383,906	386,555	374,424	377,894	380,680	373,442	355,879
きまつて支給する給与	316,399	319,436	315,695	321,159	325,946	322,159	311,313
特別に支払われた給与	67,507	67,119	58,729	56,735	54,734	51,283	44,566
製造業 現金給与総額	366,103	375,612	371,437	366,793	371,452	368,915	363,937
きまつて支給する給与	284,707	290,717	290,978	292,117	295,195	294,608	294,665
特別に支払われた給与	81,396	84,895	80,459	74,676	76,257	74,307	69,272
電気・ガス・水道・熱供給業 現金給与総額	578,687	590,565	588,146	597,669	590,222	597,995	596,036
きまつて支給する給与	417,473	421,620	421,502	430,149	433,894	437,803	439,088
特別に支払われた給与	161,214	168,945	166,644	167,520	156,328	160,192	156,948
運輸・通信業 現金給与総額	411,368	411,035	408,570	390,653	396,076	382,738	375,961
きまつて支給する給与	323,118	322,675	321,010	313,439	316,788	308,818	308,773
特別に支払われた給与	88,250	88,360	87,560	77,214	79,288	73,920	67,188
卸売・小売業・飲食店 現金給与総額	295,676	299,155	292,527	270,862	271,644	268,636	256,376
きまつて支給する給与	236,780	238,377	236,946	222,482	222,712	221,886	214,159
特別に支払われた給与	58,896	60,778	55,581	48,380	48,932	46,750	42,217
金融・保険業 現金給与総額	498,411	506,035	489,726	482,677	492,507	491,253	483,903
きまつて支給する給与	356,090	359,416	353,794	353,297	363,932	365,698	362,927
特別に支払われた給与	142,321	146,619	135,932	129,380	128,575	125,555	120,976
不動産業 現金給与総額	394,083	409,108	393,729	394,416	414,075	402,019	393,110
きまつて支給する給与	307,816	317,977	309,191	309,023	323,981	320,568	314,595
特別に支払われた給与	86,267	91,131	84,538	85,393	90,094	81,451	78,515
サービス業 現金給与総額	372,313	379,436	378,320	371,942	369,424	366,503	362,819
きまつて支給する給与	284,013	288,399	289,535	287,577	289,216	287,105	287,644
特別に支払われた給与	88,300	91,037	88,785	84,365	80,208	79,398	75,175

(注) 年平均である。

資料: 厚生労働省大臣官房統計情報部「毎月勤労統計調査月報」

第36表 1人平均月間きまつて支給する現金給与額(通勤・住込別)

《事業所規模1~4人》

各年7月末日現在(単位 千円)

区分	全労働者			男			女		
	平均	通勤	住込	平均	通勤	住込	平均	通勤	住込
調査産業計									
平成8年	198.7	199.9	189.0	274.3	277.5	239.5	142.0	138.2	165.7
9年	199.6	200.5	192.1	276.2	279.1	240.6	141.6	136.8	172.0
10年	201.5	202.2	195.4	278.0	280.1	250.3	142.6	137.9	172.9
11年	196.7	197.0	193.3	272.6	274.9	240.8	141.5	137.2	173.6
12年	196.7	197.4	190.0	272.0	274.3	240.2	141.2	137.9	167.4
13年	194.8	195.0	192.6	266.8	269.2	236.5	141.6	137.8	171.6
14年	193.8	194.3	188.4	263.8	265.6	238.7	140.0	136.8	165.4
平成14年									
鉱業	236.1	237.1	…	302.6	305.0	…	139.0	127.2	…
建設業	263.3	271.4	203.5	289.5	290.1	279.9	159.8	168.1	142.8
製造業	212.6	216.3	186.3	273.6	276.1	242.8	127.5	120.9	155.4
電気・ガス・熱供給・水道業	368.4	373.9	…	396.2	399.2	…	309.2	318.7	…
運輸・通信業	244.8	246.1	181.3	291.0	290.6	337.1	180.8	182.5	139.2
卸売・小売業・飲食店	169.1	168.4	175.9	245.8	247.7	217.5	125.5	121.6	160.8
金融・保険業	239.0	236.0	317.4	329.5	328.9	…	173.6	165.2	308.9
不動産業	200.6	201.5	186.1	246.1	246.2	245.1	163.9	165.2	144.1
サービス業	189.2	188.4	196.3	257.3	259.7	229.8	153.9	150.7	182.0

資料: 厚生労働省大臣官房統計情報部「毎月勤労統計調査特別調査報告」

第37表 賞与支給状況

区分	夏季賞与(6、7、8月)				年末賞与(11、12、翌年1月)				(調査産業計)
	支給労働者 1人平均 支給額	対前年 増減率	きまつて支給 する給与に對 する支給割合	所定内給与 に對する 支給割合	支給労働者 1人平均 支給額	対前年 増減率	きまつて支給 する給与に對 する支給割合	所定内給与 に對する 支給割合	
《事業所規模5人以上》	円	%	力月分	力月分	円	%	力月分	力月分	
平成8年(1996)	470,819	1.8	1.20	1.26	519,376	1.7	1.34	1.42	
9(1997)	478,058	1.5	1.21	1.28	519,072	△0.1	1.32	1.39	
10(1998)	467,902	△2.1	1.17	1.22	504,221	△2.9	1.27	1.34	
11(1999)	440,665	△3.6	1.12	1.18	477,805	△3.0	1.22	1.29	
12(2000)	442,921	0.6	1.13	1.19	471,809	△1.2	1.20	1.27	
13(2001)	438,079	△1.0	1.10	1.15	454,251	△3.7	1.14	1.20	
14(2002)	412,853	△5.9	1.04	1.09	432,261	△5.0	1.10	1.16	
《事業所規模30人以上》									
平成8年(1996)	559,522	2.3	1.48	1.59	623,489	2.6	1.68	1.81	
9(1997)	568,083	1.5	1.49	1.60	627,138	0.6	1.67	1.80	
10(1998)	556,252	△2.1	1.44	1.54	603,177	△3.8	1.60	1.71	
11(1999)	512,258	△4.5	1.33	1.42	558,405	△4.1	1.46	1.56	
12(2000)	507,440	△1.0	1.31	1.40	551,096	△1.4	1.44	1.55	
13(2001)	512,649	1.0	1.30	1.39	534,604	△3.0	1.38	1.48	
14(2002)	474,148	△7.4	1.19	1.27	506,671	△5.1	1.28	1.38	

(注) 1 対前年増減率は、調査事業所の標本抽出替えに伴うギャップを修正して算出している。

2 「きまつて支給する給与(又は所定内給与)に対する支給割合」とは賞与を支給した事業所について、それぞれ「賞与」の「きまつて支給する給与(又は所定内給与)」に対する支給月数を求め単純平均したものである。

資料: 厚生労働省大臣官房統計情報部「毎月労働統計調査年報」

第38表 全世帯年平均1か月間の消費支出

区分	平成8年 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	(単位 円、人)
《全国》								
集計世帯数	7,927	7,935	7,941	7,901	7,803	7,782	7,769	
世帯人員数	3.34	3.34	3.31	3.30	3.24	3.22	3.19	
有業人員数	1.54	1.54	1.52	1.49	1.47	1.46	1.41	
消費支出	328,849	333,313	328,186	323,008	317,133	308,692	306,129	
食料	77,042	78,306	78,156	76,590	73,844	71,534	71,286	
住居	22,226	22,308	20,392	21,041	20,787	20,018	20,256	
光熱・水道	20,309	21,065	21,029	20,873	21,477	21,367	21,014	
家具・家事用品	12,227	12,133	11,861	11,662	11,018	11,151	10,512	
被服及び履物	19,394	19,336	18,013	17,565	16,188	15,170	14,565	
保健医療	10,270	10,772	11,182	11,367	11,323	11,549	11,590	
交通・通信	34,865	34,738	34,950	34,403	36,208	36,420	36,469	
教育	14,819	15,248	14,643	13,539	13,860	12,765	12,795	
教養娯楽	31,860	32,833	32,434	33,378	32,126	31,418	31,000	
その他の消費支出	85,837	86,575	85,527	82,589	80,302	77,300	76,644	
現物総額	13,734	13,104	12,219	11,414	11,114	10,622	9,944	
《人口5万以上の都市》								
集計世帯数	6,902	6,904	6,908	6,887	6,836	6,831	6,827	
世帯人員数	3.31	3.30	3.30	3.26	3.21	3.18	3.16	
有業人員数	1.50	1.49	1.50	1.46	1.43	1.42	1.38	
消費支出	333,763	339,275	334,147	327,519	321,332	311,439	309,978	
現物総額	13,690	12,947	12,407	11,393	10,965	10,409	9,732	

(注) 「現物総額」の数字は現物評価額を示し、それ以外は現物を含まない。

資料: 総務省統計局「家計調査年報」

第39表 勤労者世帯年平均1か月間の収入と支出

区分	平成9年 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	(単位 円、人)
《全国》							
集計世帯員数	4,912	4,874	4,803	4,654	4,532	4,475	
世帯人員数	3.53	3.50	3.52	3.46	3.47	3.46	
有業人員数	1.66	1.66	1.65	1.65	1.66	1.64	
収入総額	1,078,257	1,081,992	1,060,740	1,044,312	1,040,564	1,011,609	
実収入	595,214	588,916	574,676	560,954	551,160	538,277	
勤め先収入	558,596	551,283	537,461	526,331	514,328	504,452	
世帯主収入	487,356	480,122	468,310	460,436	449,310	438,613	
世帯主の配偶者の収入	56,465	56,263	55,943	53,645	52,949	55,154	
他の世帯員収入	14,775	14,898	13,208	12,250	12,070	10,685	
事業・内職収入	3,977	3,312	3,427	3,747	4,322	3,102	
その他の実収入	32,641	34,322	33,788	30,876	32,510	30,723	
実収入以外の収入	394,096	405,673	400,347	400,890	407,180	394,768	
預貯金引出	360,489	369,729	362,157	362,605	364,984	360,032	
保険金取入	4,718	5,398	5,198	4,540	5,299	6,042	
借入	6,101	4,444	8,005	8,503	11,318	4,564	
掛出	14,988	16,001	16,851	17,084	17,860	18,283	
その他	7,799	10,101	8,135	8,158	7,720	5,847	
総入金	88,946	87,402	85,717	82,468	82,223	78,564	
支出総額	1,078,257	1,081,992	1,060,740	1,044,312	1,040,564	1,011,609	
実支出	455,815	446,581	436,943	429,109	421,479	416,427	
消費支出	357,636	353,552	346,177	340,977	335,042	330,651	
食料	79,879	80,169	78,059	74,889	73,180	73,396	
住居	24,114	22,242	22,614	21,674	22,168	21,528</	

第40表 年間収入階級別勤労者1世帯当たり年平均1か月間の収入と支出(全国)

平成14年(2002) (単位 円、人)

区分	平均	~ 1,999,999	2,000,000 ~ 2,499,999	2,500,000 ~ 2,999,999	3,000,000 ~ 3,499,999	3,500,000 ~ 3,999,999	4,000,000 ~ 4,499,999	4,500,000 ~ 4,999,999	5,000,000 ~ 5,499,999
集計世帯数	4,475	53	91	100	160	228	281	300	320
世帯人員数	3.46	2.57	2.86	3.03	3.06	3.10	3.30	3.19	3.37
有業人員数	1.64	1.25	1.39	1.45	1.35	1.39	1.38	1.46	1.53
収入総額	1,011,609	342,474	473,667	518,702	548,384	598,037	687,707	723,349	784,501
実収入	538,277	152,195	242,305	257,960	270,785	305,946	337,677	363,104	400,194
勤め先収入	504,452	121,389	220,080	231,000	240,167	275,298	302,690	330,015	368,944
世帯主収入	438,613	113,727	205,626	212,541	220,241	256,100	279,537	304,516	328,513
世帯主の配偶者の収入	55,154	6,101	10,251	14,449	14,932	16,000	18,828	21,627	34,635
他の世帯員収入	10,685	1,562	4,203	4,010	4,994	3,199	4,325	3,871	5,796
事業・内職収入	3,102	1,042	1,131	1,139	577	1,339	1,566	2,873	2,024
その他の実収入	30,723	29,763	21,093	25,820	30,041	29,309	33,421	30,216	29,225
実収入以外の収入	394,768	144,385	173,316	193,623	213,035	226,045	283,267	287,837	316,003
繰入金	78,564	45,895	58,046	67,118	64,564	66,045	66,763	72,408	68,304
支出総額	1,011,609	342,474	473,667	518,702	548,384	598,037	687,707	723,349	784,501
実支出	416,427	162,718	212,149	230,082	235,585	250,036	279,504	295,818	329,707
消費支出	330,651	149,110	181,759	205,703	204,617	214,391	236,235	249,129	275,118
食料	73,396	41,040	47,389	50,423	52,752	52,413	58,283	58,644	64,609
住居	21,528	21,179	19,643	26,253	23,056	26,886	25,323	28,656	20,878
光熱・水道	20,740	13,055	15,950	16,188	16,273	17,135	17,613	18,010	18,329
家具・家事用品	10,801	4,236	6,266	6,889	6,369	7,393	7,135	7,607	9,393
被服及び履物	15,823	4,970	7,548	9,711	7,638	8,383	9,311	10,487	10,593
保健医療	10,456	4,472	7,097	7,800	8,139	8,362	9,631	8,446	10,997
交通・通信	43,544	15,024	23,295	33,921	23,964	28,121	31,614	31,245	42,386
教育	17,499	4,303	5,044	6,446	7,585	6,734	8,400	7,139	12,005
教養娯楽	33,142	10,962	15,878	13,121	16,323	17,427	20,772	22,880	26,094
その他の消費支出	83,721	29,870	33,648	34,950	42,518	41,536	48,152	56,013	59,834
非消費支出	85,776	13,608	30,391	24,379	30,968	35,644	43,269	46,689	54,589
実支出以外の支出	520,213	134,419	203,588	220,783	248,874	282,138	341,513	357,645	388,335
繰越金	74,968	45,337	57,929	67,836	63,925	65,863	66,690	69,886	66,459

5,500,000 ~ 5,999,999	6,000,000 ~ 6,499,999	6,500,000 ~ 6,999,999	7,000,000 ~ 7,499,999	7,500,000 ~ 7,999,999	8,000,000 ~ 8,999,999	9,000,000 ~ 9,999,999	10,000,000 ~ 12,499,999	12,500,000 ~ 14,999,999	15,000,000 ~
291	308	279	272	230	437	326	451	189	158
3.54	3.49	3.61	3.46	3.60	3.64	3.62	3.71	3.64	3.71
1.52	1.57	1.58	1.59	1.62	1.75	1.78	1.93	1.99	2.09
834,930	887,425	959,991	994,951	1,078,801	1,148,668	1,242,016	1,398,887	1,636,563	2,045,852
428,551	456,590	511,368	515,658	571,891	633,305	671,732	766,655	911,249	1,157,466
395,781	419,583	480,857	485,835	542,757	597,831	640,049	736,728	858,908	1,101,220
356,786	374,048	441,915	437,984	491,857	519,225	556,879	620,861	672,758	851,819
33,899	36,943	31,975	43,576	45,046	62,932	69,143	94,552	162,980	210,073
5,096	8,591	6,966	4,275	5,854	15,674	14,027	21,315	23,170	39,329
1,403	1,213	3,955	2,925	2,907	1,781	4,963	4,883	5,684	12,592
31,367	35,794	26,556	26,897	26,226	33,693	26,718	25,044	46,658	43,653
340,838	354,020	373,705	403,972	418,087	436,996	481,832	540,146	625,040	766,201
65,540	76,815	74,918	75,321	88,823	78,366	88,452	92,086	100,274	122,185
834,930	887,425	959,991	994,951	1,078,801	1,148,668	1,242,016	1,398,887	1,636,563	2,045,852
349,874	352,102	388,609	401,475	437,691	470,042	514,874	581,514	658,062	847,391
289,574	288,485	313,017	321,035	352,445	367,429	398,879	446,434	488,239	603,268
67,783	70,895	73,705	74,921	80,485	81,162	83,606	92,289	91,240	106,882
22,771	17,768	19,807	15,135	20,135	20,221	18,990	21,724	19,225	26,412
19,896	20,192	20,853	21,005	22,366	22,051	22,807	24,317	24,757	27,798
10,351	9,876	11,074	9,975	11,416	11,285	13,588	14,506	17,374	16,396
13,529	13,115	13,949	14,445	17,881	17,664	18,381	23,984	26,515	39,211
9,381	10,166	9,831	9,405	11,583	11,049	12,299	11,898	13,359	14,631
39,942	40,262	39,087	46,111	42,617	47,468	51,800	54,068	70,899	75,752
13,848	13,908	18,484	20,951	22,433	22,779	24,553	28,394	25,981	30,309
28,955	31,084	32,546	33,079	36,661	38,590</td				

第41表 消費者物価指数(中分類)

区分	総合	食料	住居	光熱・水道	家具・家事用品	被服及び履物	保健医療	交通・通信	教育	教養・娯楽	諸雑費	平成12年(2000)=100
《全国》												
平成8年平均(1996)	98.6	99.3	97.8	97.0	106.9	97.7	90.6	101.5	93.7	100.1	97.2	
9(1997)	100.4	101.1	99.3	101.6	105.9	99.9	94.8	101.5	95.7	101.6	98.7	
10(1998)	101.0	102.5	99.9	100.0	104.3	101.3	101.5	99.9	97.5	101.7	99.4	
11(1999)	100.7	102.0	99.8	98.4	103.1	101.1	100.8	99.7	98.9	100.9	100.4	
12(2000)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
13(2001)	99.3	99.4	100.2	100.6	96.4	97.8	100.7	99.1	101.1	97.0	99.8	
14(2002)	98.4	98.6	100.1	99.4	92.9	95.6	99.5	98.5	102.1	94.9	100.0	
《人口5万以上の都市》												
平成8年平均(1996)	98.8	99.4	98.4	96.8	107.2	97.7	90.6	101.3	93.6	100.0	97.3	
9(1997)	100.4	101.2	99.6	101.3	106.1	99.9	94.8	101.4	95.6	101.6	98.8	
10(1998)	101.1	102.6	100.1	99.9	104.4	101.3	101.5	99.9	97.4	101.7	99.5	
11(1999)	100.7	102.0	100.0	98.5	103.2	101.1	100.7	99.8	98.9	110.9	100.4	
12(2000)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
13(2001)	99.2	99.3	99.8	100.8	96.3	97.8	100.7	99.0	101.1	97.0	99.9	
14(2002)	98.3	98.6	99.6	99.5	92.5	95.5	99.5	98.5	102.2	94.9	100.0	

資料：総務省統計局「消費者物価指数年報」

第42表 農村消費者物価指数

区分	総合	食料	住居	光熱・水道	家具・家事用品	被服及び履物	保健医療	交通・通信	教育	教養・娯楽	諸雑費	臨時費	平成7年(1995)=100
平成元年度(1989)	93.5	90.8	91.1	98.3	105.5	88.0	89.6	103.2	78.9	96.1	93.4	94.9	
2(1990)	96.9	95.9	92.7	98.8	102.6	96.2	92.1	104.8	84.0	97.0	96.5	98.3	
3(1991)	99.2	99.6	95.0	100.3	103.7	99.7	92.6	103.8	87.7	98.9	98.8	100.4	
4(1992)	100.4	99.7	96.4	100.6	104.6	101.5	96.8	104.0	91.3	102.1	100.1	101.4	
5(1993)	100.8	100.9	99.1	100.8	103.6	100.5	97.7	102.3	94.6	101.9	100.5	101.2	
6(1994)	100.5	100.2	100.1	100.3	101.3	99.9	99.4	101.4	98.1	101.8	100.4	100.6	
7年(1995)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
8(1996)	99.5	100.1	100.3	99.5	97.7	101.3	101.1	97.0	102.2	98.4	99.7	99.2	
9(1997)	101.1	101.7	103.0	104.4	96.7	103.7	108.3	95.9	104.2	99.5	101.2	100.6	
10(1998)	101.6	103.4	101.6	101.6	94.9	105.2	121.0	92.1	105.9	99.4	101.7	100.8	
11(1999)	102.2	102.6	103.5	101.3	94.5	104.6	112.0	97.5	108.1	99.7	103.7	100.1	

(注)1 平成6年度までは年度値、平成7年以降は曆年値である。

2 平成12年より調査中止である。

資料：農林水産省統計情報部「農村物価統計」

第43表 農家家計費(全国1戸当たり平均)

区分	平成9年(1997)	10(1998)	11(1999)	12(2000)	13(2001)	14(2002)
年間月平均世帯員数	3.98	4.12	4.04	3.98	3.94	3.85
家計費合計	5,723,300	5,626,200	5,543,800	5,397,000	5,273,700	5,150,400
飲食費	1,187,400	1,169,700	1,174,800	—	—	—
住居費	400,500	393,100	457,500	—	—	—
家計光熱費・水道料	249,500	256,200	265,000	—	—	—
家具・家事用品費	220,400	210,600	211,800	—	—	—
被服及び履物費	255,400	237,900	219,000	—	—	—
保健医療費	154,000	181,600	208,200	—	—	—
交通通信費	666,300	646,900	639,200	—	—	—
教育費	167,200	192,600	178,900	—	—	—
教養娯楽費	515,700	478,900	457,600	—	—	—
雑費	1,739,300	1,617,100	1,498,200	—	—	—
臨時費	167,600	241,600	234,100	—	—	—
農家経済の総括計算						
(1)農業所得	949,600	1,246,300	1,141,400	1,084,200	1,034,000	1,021,200
(農業粗収益-農業経営費)						
(2)農外所得	5,549,600	5,310,600	5,130,200	4,974,600	4,750,900	4,527,200
(農外収入-農外支出)						
(3)農家所得((1)+(2))	6,499,200	6,556,900	6,271,600	6,058,800	5,784,900	5,548,400
(4)年金・被贈等の収入	2,260,800	2,123,200	2,187,500	2,221,000	2,237,000	2,293,700
(5)農家総所得((3)+(4))	8,760,300	8,680,100	8,459,100	8,279,800	8,021,900	7,842,100
(6)租税公課諸負担	1,488,000	1,450,400	1,445,100	1,398,800	1,371,400	1,342,200
(7)可処分所得((5)-(6))	7,272,300	7,229,700	7,014,000	6,881,000	6,650,500	6,499,900
(8)農家経済余剰	1,549,000	1,603,500	1,470,200	1,484,000	1,376,800	1,349,500
(7)一家計費合計						
農業依存度(%)(農業所得/農家所得)	14.6	19.0	18.2	17.9	17.9	18.4
家計費充足率(%)(農業所得/家計費合計)	16.6	22.2	20.6	20.1	19.6	19.8
農業所得率(%)(農業所得/農業粗収益)	32.4	33.6	31.9	30.9	29.8	29.4

(注)1 農業経営費等の計上範囲の見直し後の数値である。

2 平成12年より「家計費」内訳の調査はなくなった。

資料：農林水産省統計情報部「農業経営統計調査(農業経営動向統計)」

第4節 社会保険関係

1 総 括

第44表 医療保険適用者数(制度別)

年度末現在(単位 千人)								
区分	昭和45年度 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
合 計	103,645	117,037	124,260	125,961	126,067	126,407	126,353	126,465
被用者保険	60,282	72,501	81,191	81,625	80,613	79,826	78,725	77,512
被保険者	28,146	31,753	37,926	40,481	40,009	39,568	39,246	38,645
被扶養者	32,136	40,748	43,265	41,144	40,604	40,258	39,479	38,867
政府管掌健康保険								
一般被保険者	26,020	31,289	36,666	37,975	37,575	37,321	36,758	36,299
被保険者	13,183	14,562	17,983	19,959	19,685	19,527	19,451	19,124
被扶養者	12,837	16,727	18,683	18,016	17,890	17,794	17,307	17,175
法第69条の7被保険者	1,192	518	155	65	59	51	47	41
被保険者	638	318	103	42	38	34	31	28
被扶養者	554	200	52	23	20	17	15	14
組合管掌健康保険	21,236	27,502	32,009	33,085	32,578	32,115	31,677	31,018
被保険者	9,697	11,431	14,668	15,810	15,650	15,394	15,182	14,936
被扶養者	11,539	16,071	17,341	17,275	16,928	16,721	16,495	16,081
船員保険	741	672	409	278	259	244	228	212
被保険者	262	212	137	100	94	89	84	78
被扶養者	479	460	272	178	165	155	145	134
国家公務員共済組合 (各省各庁組合)	2,960	3,042	2,805	2,668	2,648	2,630	2,652	2,628
組合員	1,149	1,200	1,158	1,148	1,137	1,131	1,145	1,138
被扶養者	1,811	1,842	1,647	1,520	1,511	1,499	1,507	1,490
国家公務員等共済組合 (適用法人組合)	2,203	2,072	1,475	•	•	•	•	•
組合員	789	807	513	•	•	•	•	•
被扶養者	1,414	1,265	962	•	•	•	•	•
地方公務員等共済組合	5,583	6,803	6,902	6,729	6,670	6,637	6,539	6,488
組合員	2,237	2,902	2,963	2,978	2,960	2,946	2,905	2,889
被扶養者	3,346	3,901	3,939	3,750	3,710	3,691	3,634	3,599
私立学校教職員共済	347	603	770	825	825	826	826	825
組合員	191	321	401	443	445	446	448	451
被扶養者	156	282	369	381	380	379	377	374
国民健康保険	43,363	44,536	43,069	44,336	45,454	46,581	47,628	48,953

(注) 1 法第69条の7被保険者の「被保険者数」は、有効手帳所有者数である。
2 法第69条の7被保険者の「被扶養者数」は、昭和45、55年度は社会保険庁推定数値。

第45表 公的年金適用者数(制度別)

年度末現在(単位 千人)

区分	昭和45年度 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
合 計	51,934	59,032	66,311	70,344	70,502	70,616	70,491	70,168
厚生年金保険	22,260	25,239	30,997	33,468	32,957	32,481	32,192	31,576
(再掲) 旧三共済	•	•	•	478	470	461	456	429
(再掲) 厚生年金基金	3,910	5,964	9,845	12,254	12,002	11,692	11,396	10,871
船員保険(再掲)	262	205	126	89	82	78	74	69
国家公務員共済組合 (各省各庁組合)	1,149	1,179	1,126	1,122	1,111	1,106	1,119	1,110
国家公務員等共済組合 (適用法人組合)	789	788	496	•	•	•	•	•
地方公務員等共済組合	2,536	3,225	3,286	3,326	3,306	3,288	3,239	3,207
私立学校教職員共済	194	319	373	401	403	404	406	408
農林漁業団体職員共済組合	407	481	498	490	482	475	467	459
国民年金	24,337	27,596	29,535	31,538	32,244	32,861	33,068	33,408
(再掲) 農業者年金	787	1,057	574	314	294	276	258	248

(注) 1 「船員保険」は、平成2年度以降は厚生年金の再掲。

2 「農業者年金」の昭和45年度数値は、昭和46年9月末現在。

第46表 雇用保険適用者数(制度別)

年度末現在(単位 千人)

区分	昭和45年度 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
合 計	21,401	25,295	31,586	33,704	33,560	33,632	33,707
雇用保険	21,220	25,128	31,483	33,635	33,494	33,569	33,649
船員保険	181	167	103	70	66	63	59

第47表 業務災害補償適用者数(制度別)

年度末現在(単位 千人)

区分	昭和45年度 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
合 計	31,507	37,193	47,713	52,959	53,330	52,974	52,967	52,948
労働者災害補償保険	26,530	31,840	43,222	48,435	48,824	48,493	48,546	48,579
船員保険	262	205	127	91	84	80	76	71
国家公務員災害補償								
国家公務員	1,423	1,125	1,081	1,107	1,116	1,113	1,106	1,091
公共企業体職員	789	807	•	•	•	•	•	•
地方公務員災害補償	2,503	3,216	3,283	3,326	3,306	3,288	3,239	3,207

(注) 「国家公務員災害補償」は、各年7月1日現在である。

資料: 「国家公務員災害補償」は、人事院勤務条件局調べ

第48表 社会保険被保険者（組合員）1人当たり平均標準報酬月額（制度別）

区分	昭和45年度 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	年度末現在 (単位 円)
政府管掌健康保険									
一般被保険者	49,960	167,852	251,505	293,914	292,492	290,719	290,472	289,250	
法第69条の7被保険者	1,899	5,870	10,604	13,654	13,555	13,563	13,893	13,468	
組合管掌健康保険	61,915	210,985	315,243	369,066	369,053	369,209	372,650	373,956	
船員保険									
普通保険	66,200	234,778	323,582	382,606	380,501	379,634	372,001	372,691	
失業保険	71,316	245,662	343,582	405,455	404,140	397,399	398,860		
国家公務員共済組合 (各省各庁組合)	60,730	190,796	339,463	398,709	406,067	411,952	417,562	420,055	
国家公務員等共済組合 (適用法人組合)	62,716	173,546	358,471	·	·	·	·	·	
地方公務員等共済組合	65,643	204,035	292,057	352,637	357,957	362,306	365,905	368,639	
私立学校教職員共済	50,731	199,827	302,599	368,427	373,086	376,634	378,558	379,665	
厚生年金保険	54,806	188,534	273,684	316,881	316,186	315,353	318,688	318,679	
厚生年金基金	57,726	202,550	293,162	341,578	341,926	343,059	349,231	350,795	
農林漁業団体職員共済組合	43,986	165,201	238,183	286,727	289,986	292,577	295,153	196,925	
(参考)国民年金	450	3,770	8,400	12,800	13,300	13,300	13,300	13,300	

(注) 1 「法第69条の7被保険者」は、平均賃金日額である。
2 「地方公務員等共済組合」は、平均給料月額である。

3 「私立学校教職員共済」は、平均標準給与月額である。

4 平成2年度以降の「厚生年金保険」には、船員保険（年金分）を含む。

第49表 制度別被保険者1人当たり診療費

区分	昭和55年度 (1980)	平成2年度 (1990)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	年度末現在 (単位 円)
政府管掌健康保険								
一般被保険者	172,608	176,482	199,440	189,660	186,452	186,303	187,297	
被保険者分	107,009	108,183	113,982	103,140	101,121	100,204	99,934	
被扶養者分	65,599	68,299	85,458	86,520	85,331	86,099	87,363	
法第69条の7被保険者	246,433	208,368	246,549	220,045	214,702	226,293	229,787	
被保険者分	196,079	170,048	162,900	138,885	134,402	133,305	138,473	
被扶養者分	50,354	38,320	83,649	81,160	80,300	92,988	91,314	
組合管掌健康保険	143,855	141,206	164,408	157,853	157,583	158,605	160,083	
被保険者分	75,280	82,466	92,341	84,544	84,429	84,928	85,532	
被扶養者分	68,575	58,740	72,067	73,309	73,154	73,677	74,551	
船員保険	260,687	215,891	246,887	235,823	236,654	234,912	232,029	
被保険者分	124,783	143,720	158,002	146,014	145,402	144,693	140,556	
被扶養者分	135,904	72,171	88,885	89,809	91,252	90,219	91,473	
国家公務員共済組合 (各省各庁組合)	149,003	158,185	170,648	162,799	162,607	163,567	164,706	
組合員分	72,402	78,333	81,284	71,794	72,075	72,321	73,035	
被扶養者分	76,601	79,852	89,364	91,005	90,532	91,246	91,671	
国家公務員等共済組合 (適用法人組合)	161,595	181,433	·	·	·	·	·	
組合員分	82,510	85,731	·	·	·	·	·	
被扶養者分	79,085	95,702	·	·	·	·	·	
地方公務員等共済組合	158,764	175,271	190,538	181,147	180,707	182,575	183,022	
組合員分	85,180	97,184	106,431	96,432	96,680	98,151	98,915	
被扶養者分	73,584	78,087	84,107	84,715	84,027	84,424	84,107	
私立学校教職員共済	145,417	160,420	178,786	166,342	164,985	165,663	165,663	
組合員分	94,568	102,072	113,729	101,142	100,406	100,302	100,726	
被扶養者分	50,849	58,348	65,057	65,200	64,579	65,361	64,428	
国民健康保険	97,993	207,418	282,287	286,698	294,355	291,396	295,474	
一世帯当たり医療費	279,268	488,434	580,577	581,379	591,586	580,132	581,333	

(注) 1 「1人当たり診療費」とは、療養の給付（家族療養の給付）と特定療養給付費（家族特定療養給付費）を加えた額を年度平均被保険者又は組合員数で除した額をいう。

2 国民健康保険の医療費には一部負担金を含むが、その他の社会保険では一部負担金を含まない。
なお、国民健康保険以外の保険の被扶養者分には、法定給付費を掲げた。

3 平成2年度以降は、老人保健による給付分を除く。ただし、国民健康保険は老人保健分を含む。

第50表 公的年金受給権者数

(i) 新制度分

		年度末現在 (単位 人)						
区分	昭和45年度 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
合 計	3,074,220	3,314,262	9,829,857	27,189,294	29,929,494	32,754,211	35,667,818	38,644,167
老齢年金(退職年金)	1,536,952	2,029,461	6,559,504	21,990,371	24,457,940	26,932,326	29,576,029	32,294,209
老 齢 基 礎 年 金	·	·	973,344	8,180,227	9,363,050	10,539,065	11,763,913	12,990,383
老齢厚生年金(老齢相当)	·	·	1,294,713	4,816,493	5,349,985	5,852,661	6,417,604	7,023,529
(通老相当)	·	·	823,128	3,322,549	3,730,301	4,163,538	4,621,473	5,116,613
退職共済年金	·	·	140,880	310,350	327,633	343,696	367,572	393,119
国共済 [各省各府組合]	·	·	78,912	·	·	·	·	·
適用法人組合	·	·	268,726	736,047	792,394	844,066	900,766	973,861
地方公務員等共済組合	·	·	44,063	126,375	135,527	145,093	154,441	164,989
私立学校教職員共済	·	·	47,479	132,854	145,503	157,682	173,329	190,604
農林漁業団体職員共済組合	·	·	41,758	690,701	1,923,638	3,730,173	4,027,812	4,348,990
厚 生 年 金 基 金	41,758	690,701	1,923,638	3,730,173	4,027,812	4,348,990	4,682,329	4,991,811
文 官	100,507	61,626	27,221	12,469	11,022	9,675	8,645	7,585
恩 給	1,256,409	1,187,941	892,517	600,657	554,986	510,361	470,422	428,094
軍 人	138,278	89,193	44,883	22,177	19,727	17,499	15,535	13,621
都道府県知事裁定	136,104	132,317	1,098,871	1,476,008	1,533,585	1,594,520	1,653,665	1,711,557
障 害 年 金	·	·	904,093	1,179,134	1,220,554	1,265,675	1,309,985	1,352,764
障害基礎年金	·	·	87,196	206,970	225,794	244,315	261,221	278,359
障害厚生年金	·	·	1,460	5,238	5,706	6,167	6,813	7,421
障害共済年金	·	·	423	·	·	·	·	·
国共済 [各省各府組合]	·	·	4,208	13,319	14,644	15,916	17,181	18,727
適用法人組合	·	·	264	901	981	1,080	1,163	1,223
地方公務員等共済組合	·	·	875	2,477	2,800	3,030	3,272	3,497
私立学校教職員共済	·	·	1,292	1,101	718	448	404	371
農林漁業団体職員共済組合	·	·	134,389	130,917	99,238	66,990	62,158	57,418
文 官	423	299	172	110	99	91	87	78
都道府県知事裁定	·	·	224	421	445	457	470	479
船員保険(職務上)	·	·	1,401,164	1,152,484	2,171,482	3,722,915	3,937,969	4,227,365
遺 族 年 金	·	·	206,834	268,640	271,496	317,410	317,321	313,849
遺族基礎年金	·	·	755,145	2,040,212	2,223,072	2,433,069	2,612,574	2,790,739
遺族厚生年金	·	·	41,926	114,000	124,640	135,327	147,202	157,518
遺族共済年金	·	·	36,528	·	·	·	·	·
国共済 [各省各府組合]	·	·	91,019	246,790	270,468	293,232	314,639	335,829
適用法人組合	·	·	8,866	24,538	26,599	29,328	31,717	34,043
地方公務員等共済組合	·	·	13,580	38,620	42,214	46,484	50,347	54,490
私立学校教職員共済	·	·	96,339	92,077	68,813	48,140	44,855	41,790
農林漁業団体職員共済組合	·	·	1,223,970	980,110	881,620	893,080	888,604	887,521
文 官	80,855	80,297	66,524	47,655	44,728	41,864	39,136	36,419
都道府県知事裁定	·	·	627	1,240	1,293	1,340	1,387	1,457
船員保険(職務上)	·	·	·	·	·	·	·	·

(注) 1 昭和61年度からの新年金制度の受給権者数並びに厚生年金基金及び恩給の受給権者数を掲げた。

2 恩給の「老齢年金」には普通恩給を、「障害年金」には増加恩給及び傷病年金を、「遺族年金」には扶助料及び傷病者遺族特別年金を掲げた。

(ii) 旧制度分

区 分	昭和45年度 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
合 計	5,976,687	16,823,448	20,296,449	15,534,838	14,791,607	14,065,041	13,379,249	12,685,650
老齢年金(退職年金)	4,528,024	12,128,225	13,094,960	9,472,092	8,951,932	8,444,236	7,974,557	7,503,178
厚生年金保険	520,073	2,022,741	3,464,916	3,005,678	2,867,182	2,727,539	2,596,421	2,462,783
船員保険	13,945	40,308	·	·	·	·	·	·
国共済 [各省各府組合]	120,366	287,006	364,542	287,989	276,168	264,372	256,481	244,838
適用法人組合	169,534	281,252	398,974	·	·	·	·	·
地方公務員等共済組合	228,418	567,067	798,673	643,028	618,120	593,324	564,229	539,694
私立学校教職員共済	3,590	10,430	16,350	12,818	12,311	11,762	11,282	10,725
農林漁業団体職員共済組合	17,684	60,106	87,055	71,328	68,910	66,187	63,722	61,155
老 齢 年 金	—	5,323,938	6,752,662	5,095,477	4,823,349	4,551,419	4,297,230	4,039,346
国民年金	3,454,414	3,535,377	1,211,788	355,774	285,892	229,633	185,192	144,637
老齢福祉年金	94,743	1,945,213	4,626,376	4,075,827	3,930,907	3,781,310	3,635,783	3,483,551
通算老齢年金(通算退職年金)	90,157	1,349,589	2,349,413	1,976,163	1,894,278	1,811,120	1,730,666	1,647,210
厚生年金保険	290	9,025	·	·	·	·	·	·
国共済 [各省各府組合]	150	4,320	9,686	7,810	7,502	7,161	6,877	6,576
適用法人組合	19	290	871	·	·	·	·	·
地方公務員等共済組合	940	26,620	47,554	38,203	36,679	35,170	33,683	32,226
私立学校教職員共済	2,681	23,947	32,853	21,444	19,931	18,394	17,012	15,685
農林漁業団体職員共済組合	506	16,308	28,417	21,634	20,577	19,483	18,701	17,708
國民年金	—	515,114	2,157,582	2,010,573	1,951,940	1,889,982	1,828,844	1,764,146
障害年金(疾病年金)	543,396	1,091,445	546,299	402,503	383,568	365,985	349,793	333,929
厚生年金保険	95,166	200,598	239,710	186,165	177,925	170,645	163,892	157,294
船員保険	3,869	5,857	·</td					

第51表 公的年金における年金総額（制度別）

(i) 新制度分

区分	昭和45年度 (1970)	年度末現在（単位 百万円）						
		55 (1980)	平成2年度 (1990)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
合 計	345,432	1,387,461	8,244,535	24,216,123	26,824,521	29,264,165	31,582,275	33,667,396
老 齢 年 金（退 職 年 金）	122,601	283,293	5,298,699	19,076,213	21,337,746	23,424,557	25,478,704	27,313,515
老 齢 基 礎 年 金	·	·	372,487	5,167,033	6,073,312	6,931,645	7,795,288	8,646,256
老 齢 厚 生 年 金（老 齢 相 当）	·	·	2,287,685	8,388,395	9,296,996	10,091,382	10,876,675	11,443,137
（通老相当）	·	·	282,434	961,579	1,079,027	1,193,049	1,300,340	1,399,115
退 職 共 济 年 金	·	·	343,119	696,565	725,413	742,419	770,731	787,513
国共済〔各省各庁組合〕	·	·	343,119	696,565	725,413	742,419	770,731	787,513
適用法人組合	·	·	149,389	·	·	·	·	·
地方公務員等共済組合	·	·	669,297	1,681,128	1,800,019	1,886,902	1,976,194	2,069,558
私立学校教職員共済	·	·	48,427	151,419	162,167	171,017	177,654	183,186
農林漁業団体職員共済組合	·	·	63,879	166,182	178,249	187,771	198,880	205,784
厚 生 年 金 基 金	892	68,745	489,660	1,432,531	1,621,308	1,850,196	2,040,760	2,269,245
文 官	22,449	64,063	34,461	17,166	15,337	13,424	12,218	10,865
恩 給〔軍 人〕	64,610	43,011	490,715	379,370	355,119	329,711	306,244	278,350
都道府県知事裁定	34,650	107,474	67,146	34,747	30,799	27,040	23,720	20,509
障 害 年 金	24,441	171,948	977,236	1,384,909	1,449,079	1,503,707	1,546,323	1,586,209
障 害 基 礎 年 金	·	·	729,130	1,065,252	1,118,763	1,165,696	1,202,378	1,237,748
障 害 厚 生 年 金	·	·	58,209	156,442	173,221	187,816	200,122	212,683
障 害 共 济 年 金	·	·	1,643	5,559	6,077	6,539	7,162	7,764
国共済〔適用法人組合〕	·	·	340	·	·	·	·	·
地方公務員等共済組合	·	·	5,387	16,197	17,917	19,452	20,914	22,799
私立学校教職員共済	·	·	269	931	1,035	1,142	1,228	1,287
農林漁業団体職員共済組合	·	·	905	2,484	2,819	3,050	3,275	3,487
文 官	390	2,190	1,947	1,356	1,229	1,140	1,057	953
恩 給〔軍 人〕	23,913	169,125	178,534	135,491	126,791	117,660	108,953	98,254
都道府県知事裁定	138	633	473	302	279	252	242	214
船 員 保 険（職 務 上）	·	·	399	896	946	961	992	1,021
遺 族 年 金	198,390	932,220	1,968,600	3,755,001	4,037,697	4,335,901	4,557,249	4,767,672
遺 族 基 礎 年 金	·	·	135,836	205,441	211,819	248,145	248,589	246,530
遺 族 厚 生 年 金	·	·	587,863	1,973,326	2,198,424	2,418,163	2,603,747	2,788,909
遺 族 共 济 年 金	·	·	55,583	171,962	190,811	207,800	225,139	240,033
国共済〔適用法人組合〕	·	·	45,747	·	·	·	·	·
地方公務員等共済組合	·	·	120,308	379,230	422,720	461,250	495,923	530,919
私立学校教職員共済	·	·	5,791	17,672	19,484	21,662	23,518	25,355
農林漁業団体職員共済組合	·	·	12,780	40,747	45,139	49,762	53,681	57,797
文 官	11,607	68,884	68,132	53,919	50,625	47,256	44,346	41,083
恩 給〔軍 人〕	177,332	857,197	864,730	852,319	841,260	827,841	811,716	790,018
都道府県知事裁定	9,451	6,139	70,751	57,848	54,734	51,233	47,683	43,995
船 員 保 険（職 務 上）	·	·	1,079	2,536	2,681	2,789	2,908	3,032

(注) 1 昭和61年度からの新年金制度並びに厚生年金基金及び恩給の受給権者状況を掲げた。

2 恩給の「老齢年金」には普通恩給を、「障害年金」には増加恩給及び傷病年金を、「遺族年金」には扶助料及び傷病者遺族特別年金を掲げた。

3 平成3年度以降の「厚生年金」は、基金代行分を含む。

(ii) 旧制度分

区分	昭和45年度 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
合 計	499,097	8,857,568	16,198,037	14,444,021	14,022,996	13,437,260	12,799,016	12,153,148
老 齢 年 金（退 職 年 金）	374,339	6,760,927	12,616,635	11,121,730	10,773,201	10,291,713	9,775,695	9,253,864
厚 生 年 金 保 険	89,032	2,443,658	5,820,604	6,027,390	5,841,303	5,580,210	5,301,399	5,015,681
船 員 保 険	3,205	65,394	·	·	·	·	·	·
國共済〔各省各庁組合〕	40,119	449,559	793,355	706,000	687,940	661,401	640,924	610,800
適用法人組合	62,968	475,041	875,227	·	·	·	·	·
地方公務員等共済組合	91,679	990,889	1,913,554	1,763,366	1,726,354	1,668,228	1,588,513	1,520,530
私立学校教職員共済	850	13,563	31,229	27,660	26,997	25,905	24,814	23,724
農林漁業団体職員共済組合	3,580	65,499	143,588	136,543	134,472	130,127	125,415	120,443
老 齢 年 金	—	1,430,985	2,616,655	2,317,607	2,239,034	2,131,233	2,018,331	1,903,095
國民年金〔老齢福祉年金〕	82,906	826,339	422,423	143,163	117,101	94,609	76,299	59,590
通算老齢年金（通算退職年金）	6,355	484,513	1,302,977	1,301,895	1,273,086	1,227,587	1,176,789	1,123,957
厚 生 年 金 保 険	6,213	410,410	853,078	821,947	798,451	764,922	728,393	690,734
船 員 保 険	24	2,797	·	·	·	·	·	·
國共済〔各省各庁組合〕	8	1,957	6,748	6,256	6,110	5,858	5,638	5,393
適用法人組合	1	145	503	·	·	·	·	·
地方公務員等共済組合	39	11,238	32,908	30,559	29,912	28,833	27,634	26,424
私立学校教職員共済	55	7,595	17,774	13,072	12,341	11,448	10,583	9,729
農林漁業団体職員共済組合	15	4,936	13,319	11,534	11,150	10,603	10,088	9,528
國 民 年 金	—	45,435	378,647	418,528	415,123	405,922	394,454	382,150
障害年金（疾病年金）	35,							

第52表 公的年金受給権者1人当たり年金額

(i) 新制度分

区分	昭和45年度 (1970)	年度末現在 (単位 円)						
		55 (1980)	平成2年度 (1990)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
老齢年金(退職年金)								
老齢基礎年金	.	382,688	631,649	648,647	657,710	622,644	665,589	
老齢厚生年金(老齢相当) (通老相当)	.	1,766,944	2,098,458	2,131,866	2,145,653	2,138,119	2,086,498	
退職共済年金	.	343,123	701,254	727,242	741,070	748,377	747,788	
国共済[各省各庁組合] 適用法人組合	.	2,435,541	2,244,449	2,214,102	2,160,105	2,096,816	2,003,242	
地方公務員等共済組合	.	1,893,109	
私立学校教職員共済	.	2,490,630	2,283,995	2,271,622	2,235,491	2,193,904	2,125,107	
農林漁業団体職員共済組合	.	1,099,040	1,198,169	1,196,565	1,178,670	1,150,303	1,110,293	
厚生年金基金	21,361	99,529	254,549	384,065	402,528	425,431	435,843	454,593
恩給[文官]	223,358	1,039,545	1,265,971	1,376,673	1,391,445	1,387,487	1,413,307	1,432,378
軍人	51,424	36,206	549,810	631,591	639,870	646,035	650,998	650,207
都道府県知事裁定	250,582	1,204,960	1,496,023	1,566,801	1,561,270	1,545,234	1,526,875	1,505,665
障害年金								
障害基礎年金	.	806,477	903,419	916,603	921,007	917,856	914,977	
障害厚生年金	.	1,057,708	1,189,586	1,208,936	1,231,623	1,240,076	1,242,515	
障害共済年金	.	1,125,342	1,061,208	1,065,092	1,060,329	1,051,250	1,046,159	
国共済[各省各庁組合] 適用法人組合	.	803,783	
地方公務員等共済組合	.	1,280,181	1,216,058	1,223,478	1,222,183	1,217,301	1,217,451	
私立学校教職員共済	.	1,018,939	1,033,352	1,055,333	1,057,423	1,055,788	1,052,262	
農林漁業団体職員共済組合	.	1,034,286	1,002,896	1,006,953	1,006,574	1,000,901	997,038	
恩給[文官]	301,858	1,989,101	2,711,699	3,026,931	3,040,886	3,073,391	3,054,798	3,024,121
軍人	177,939	1,291,849	1,799,049	2,022,548	2,039,824	2,049,179	2,050,811	2,017,794
都道府県知事裁定	326,241	2,117,057	2,750,000	2,748,555	2,822,333	2,768,967	2,778,851	2,744,628
船員保険(職務上)	.	1,781,250	2,127,181	2,125,829	2,102,210	2,110,351	2,130,856	
遺族年金								
遺族基礎年金	.	656,739	764,746	780,191	781,781	783,400	785,506	
遺族厚生年金	.	889,630	1,033,822	1,052,503	1,063,448	1,061,954	1,060,296	
遺族共済年金	.	1,325,741	1,508,443	1,530,897	1,535,542	1,529,458	1,523,847	
国共済[各省各庁組合] 適用法人組合	.	1,252,382	
地方公務員等共済組合	.	1,321,790	1,536,651	1,562,920	1,572,987	1,576,164	1,580,922	
私立学校教職員共済	.	653,169	720,186	732,518	738,614	741,499	744,786	
農林漁業団体職員共済組合	.	941,090	1,055,064	1,069,278	1,070,516	1,066,217	1,060,681	
恩給[文官]	120,481	748,113	990,104	1,120,056	1,128,636	1,130,786	1,127,869	1,122,251
軍人	144,883	874,593	980,842	954,359	946,721	932,756	917,730	900,357
都道府県知事裁定	116,888	76,454	1,063,541	1,213,883	1,223,703	1,223,801	1,218,381	1,208,024
船員保険(職務上)	.	1,720,893	2,045,536	2,073,766	2,081,037	2,096,364	2,081,062	

(注) 1 昭和61年度からの新年金制度の受給権者数並びに厚生年金基金及び恩給の受給権者数を掲げた。

2 恩給の「老齢年金」には普通恩給を、「障害年金」には増加恩給及び傷病年金を、「遺族年金」には扶助料及び傷病者遺族特別年金を掲げた。

(ii) 旧制度分

区分	昭和45年度 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	年度末現在 (単位 円)
老齢年金(退職年金)									
厚生年金保険	171,191	1,208,092	1,679,869	2,005,335	2,037,297	2,045,877	2,041,810	2,036,591	
船員保険	229,831	1,622,358	
国共済[各省各庁組合] 適用法人組合	333,308	1,566,375	2,176,306	2,451,482	2,491,019	2,501,782	2,498,914	2,494,712	
地方公務員等共済組合	371,418	1,689,023	2,193,694	
私立学校教職員共済組合	401,365	1,747,393	2,395,917	2,742,285	2,792,910	2,811,665	2,815,369	2,817,392	
農林漁業団体職員共済組合	236,769	1,300,384	1,910,031	2,157,873	2,192,934	2,202,429	2,199,426	2,212,054	
老齢年金	—	268,783	387,500	454,836	464,207	468,257	469,682	471,139	
国民年金	24,000	233,734	348,595	402,400	409,600	412,000	412,000	412,000	
通算老齢年金(通算退職年金)									
厚生年金保険	68,913	304,100	363,103	415,931	421,507	422,348	420,874	419,336	
船員保険	82,759	309,917	
国共済[各省各庁組合] 適用法人組合	53,333	453,009	696,676	801,007	814,407	818,057	819,823	820,078	
地方公務員等共済組合	52,632	500,000	577,497	
私立学校教職員共済組合	41,489	422,164	692,013	799,904	815,502	819,828	820,415	819,972	
農林漁業団体職員共済組合	20,515	317,159	541,016	609,603	619,180	622,367	622,070	620,257	
国民年金	—	88,204	175,496	208,164	212,672	214,775	215,685	216,620	
障害年金(疾病年金)									
厚生年金保険	133,703	836,060	1,125,018	1,259,978	1,275,347	1,281,148	1,277,736	1,273,535	
船員保険	169,553	1,165,785	
国共済[各省各庁組合] 適用法人組合	186,528	1,286,338	1,888,615	2,076,561	2,098,548	2,092,351	2,080,369	2,070,657	
地方公務員等共済組合	155,276	964,422	1,493,592	
私立学校教職員共済組合	243,284	1,439,288	2,071,069	2,237,104	2,259,703	2,262,184	2,249,414	2,237,578	
農林漁業団体職員共済組合	173,267	897,921	1,457,380	1,556,065	1,587,773	1,579,760	1,593,314	1,599,081	
国民年金	113,218	574,613	779,438	887,050	902,092	907,374	906,748	905,848	
障害福祉年金	37,200								

第53表 公的年金積立金状況

年度末現在 (単位 百万円)									
区分	昭和45年度 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	
合 計	7,964,568	48,610,970	138,714,453	229,988,264	240,659,318	255,830,156	255,263,685	255,821,954	
厚生年金保険	4,420,194	27,983,796	76,860,463	125,755,992	130,844,587	134,798,756	136,880,413	137,393,381	
厚生年金基金	187,058	5,020,242	25,853,067	50,108,987	53,326,144	62,241,792	57,956,748	57,015,407	
国民年金	727,124	2,638,731	4,356,319	9,192,897	9,686,544	10,186,332	10,545,404	10,673,623	
船員保険	110,757	410,679	69,557	122,707	121,483	114,876	111,754	108,325	
国家公務員共済組合 (各省各庁組合)	668,552	2,631,396	5,740,766	7,894,229	8,133,689	8,318,911	8,595,085	8,649,999	
国家公務員等共済組合 (適用法人組合)	466,264	1,341,812	2,162,060	·	·	·	·	·	
地方公務員等共済組合	1,207,585	7,466,385	20,485,949	32,245,484	33,735,765	35,234,559	36,150,680	36,926,665	
私立学校教職員共済	55,474	468,022	1,709,999	2,694,301	2,814,963	2,927,022	3,012,269	3,079,961	
農林漁業団体職員共済組合	121,560	649,907	1,476,273	1,973,668	1,996,142	2,007,910	2,011,332	1,974,592	

(注) 1 「船員保険」は、船員保険特別会計全体の積立金である。

2 「国民年金」は、国民年金勘定と基礎年金勘定の合計である。

3 「厚生年金基金」は、平成9年度より時価、平成8年度以前は簿価である。

資料：厚生年金基金は、厚生年金基金連合会「厚生年金基金事業年報」

私立学校教職員共済は、日本私立学校振興・共済事業団「私学共済制度事業統計」

第54表 年金財政指標

(i) 平成9年度(1997年度)年金財政指標総括表

保険者	被保険者・組合員数 (千人)	老齢・退職 年金受給権 者数(千人)	同左(老齢・ 退年相当) (千人)	年 金 扶養比率	補正した 年金扶養 比率	総 合 費 用 率 (%)	獨 自 給 付 費 用 率 (%)	収 支 比 率 (%)	積 立 比 率 (倍)
厚生年金	33,468	13,121	7,822	4.28	—	15.1	11.1	73.8	6.1
国共済連合会	1,122	606	576	1.95	2.99	19.1	15.5	75.7	7.6
地共済連合会	3,326	1,417	1,322	2.52	4.06	13.5	10.4	57.8	13.0
私学共済	401	158	57	7.06	—	11.8	8.4	60.6	12.7
農林年金	490	226	140	3.49	—	21.7	17.3	88.9	5.3

(ii) 平成10年度(1998年度)年金財政指標総括表

保険者	被保険者・組合員数 (千人)	老齢・退職 年金受給権 者数(千人)	同左(老齢・ 退年相当) (千人)	年 金 扶養比率	補正した 年金扶養 比率	総 合 費 用 率 (%)	獨 自 給 付 費 用 率 (%)	収 支 比 率 (%)	積 立 比 率 (倍)
厚生年金	32,957	13,842	8,217	4.01	—	16.4	12.0	80.6	6.0
国共済連合会	1,111	611	579	1.92	2.94	19.5	15.5	80.8	7.8
地共済連合会	3,306	1,447	1,349	2.45	3.81	14.5	11.3	63.4	12.6
私学共済	403	165	60	6.70	—	12.5	8.9	64.4	12.5
農林年金	482	235	144	3.35	—	23.0	18.5	95.5	5.1

(iii) 平成11年度(1999年度)年金財政指標総括表

保険者	被保険者・組合員数 (千人)	老齢・退職 年金受給権 者数(千人)	同左(老齢・ 退年相当) (千人)	年 金 扶養比率	補正した 年金扶養 比率	総 合 費 用 率 (%)	獨 自 給 付 費 用 率 (%)	収 支 比 率 (%)	積 立 比 率 (倍)
厚生年金	32,481	14,555	8,580	3.79	—	17.0	12.3	84.9	6.2
国共済連合会	1,106	615	580	1.91	2.83	20.3	16.2	85.1	7.6
地共済連合会	3,288	1,473	1,372	2.40	3.61	15.4	11.9	64.6	12.4
私学共済	404	173	64	6.36	—	13.1	9.3	67.3	12.3
農林年金	475	243	147	3.24	—	23.5	18.6	98.2	5.1

(iv) 平成12年度(2000年度)年金財政指標総括表

保険者	被保険者・組合員数(千人)	老齢・退職年金受給権者数(千人)	同左(老齢・退年相当)(千人)	年金扶養比率	補正した年金扶養比率	総合費用率(%)	独自給付費用率(%)	収支比率(%)	積立比率(倍)
厚生年金	32,192	15,366	9,014	3.57	—	17.9	13.0	91.0	6.1
国共済連合会	1,119	631	592	1.89	2.73	20.9	16.6	89.3	7.3
地共済連合会	3,239	1,499	1,394	2.32	3.41	16.1	12.5	72.8	12.4
私学共済	406	182	68	5.98	—	13.8	9.7	74.3	11.9
農林年金	467	256	151	3.09	—	24.1	19.0	100.3	5.0

(v) 平成13年度(2001年度)年金財政指標総括表

保険者	被保険者・組合員数(千人)	老齢・退職年金受給権者数(千人)	同左(老齢・退年相当)(千人)	年金扶養比率	補正した年金扶養比率	総合費用率(%)	独自給付費用率(%)	収支比率(%)	積立比率(倍)
厚生年金	31,576	16,250	9,486	3.33	—	18.8	13.7	102.4	5.9
国共済連合会	1,110	645	601	1.85	2.61	21.5	17.1	95.2	7.3
地共済連合会	3,207	1,546	1,434	2.24	3.23	16.7	13.0	78.3	12.3
私学共済	408	191	72	5.65	—	14.3	10.1	79.2	11.7
農林年金	459	269	157	2.93	—	25.3	19.8	110.7	4.8

(注) 1 老齢・退職年金受給権者には、老齢・退年相当受給権者のほか、通算老齢(通算退職)年金相当受給権者を含む。

2 厚生年金の総合費用率、独自給付費用率、収支比率、積立比率の算出に用いられる諸数値には、厚生年金基金が代行している部分は含まない。

資料: 厚生労働省年金局調べ

年金財政指標について

○年金扶養比率

1人の老齢・退職年金受給者を何人の被保険者で支えているかを表す指標である。

この場合、老齢・退職年金受給権者(老齢・退年相当)とは、その制度における被保険者期間が老齢基礎年金の资格期間である25年を満たしている者(経過的に20~24年の者を含むほか、中高齢の特例による期間短縮を受けている者を含む)及び旧法の老齢・退職年金受給権者を対象とする。

$$\text{年金扶養率} = \frac{\text{年度末被保険者・組合員数}}{\text{年度末老齢・退職年金受給権者数(老齢・退年相当)}}$$

補正した年金扶養比率とは、上記の年金扶養比率を「支出額から追加費用を控除した額の支出額に対する割合」で除して補正したものである。

ここでいう支出額とは、

$$\text{支出額} = \text{給付費} + \text{基礎年金拠出金} - \text{基礎年金交付金}$$

のことである。

$$\text{補正した年金扶養比率} = \frac{\text{年金扶養比率}}{\left[\frac{\text{支出額} - \text{追加費用}}{\text{支出額}} \right]}$$

○総合費用率

被用者年金制度について、ある年度の実質的な支出のうち、保険料拠出によって賄う部分(国庫・公経済負担を除いたもの)が、その年度の標準報酬総額に対してどれくらいの比率になっているかを表す指標である。積立金及びその運用収入がない状態で、単年度ごとに完全な賦課方式の財政運営を行った場合の保険料率に相当する。

$$\text{総合費用率} = \frac{\text{実質的な支出} - \text{国庫・公経済負担}}{\text{被保険者・組合員の標準報酬総額}}$$

ここで、実質的な支出とは、給付費から追加費用や基礎年金交付金を控除すること等により定められる独自給付費と基礎年金拠出金とからなっており、制度横断的な給付と負担を行う仕組みである基礎年金制度を考慮して、公的年金各制度が、ある年度において社会保険方式として実質的に負担することとなる費用のことである。

$$\begin{aligned} \text{実質的な支出} &= \text{給付費} + \text{基礎年金拠出金} - \text{基礎年金交付金} \\ &+ \text{制度間調整拠出金} - \text{制度間調整交付金} \\ &+ \text{年金保険者拠出金} - \text{国共済連合会等拠出金収入} \\ &- \text{追加費用} \\ &- \text{職域等費用納付金} \end{aligned}$$

独自給付費とは、実質的な支出から基礎年金拠出金を控除したものであり、制度横断的な給付と負担を行う仕組みである基礎年金制度に対する負担を除外して、公的年金各制度独自に社会保険方式として負担することとなる費用のことである。

○独自給付費用率

被用者年金制度について、ある年度の独自給付費のうち、保険料拠出によって賄う部分(国庫・公経済負担を除いたもの)が、その年度の標準報酬総額に対してどれくらいの比率になっているかを表す指標である。基礎年金制度に係る保険料負担を除外して、被用者年金制度の独自給付費に関して単年度ごとに完全な賦課方式の財政運営を行った場合の保険料率に相当する。

$$\text{独自給付費用率} = \frac{\text{実質的な支出} - \text{国庫・公経済負担} - \text{基礎年金拠出金} \times 2/3}{\text{被保険者・組合員の標準報酬総額}}$$

○収支比率

ある年度の実質的な支出のうち、保険料拠出によって賄わなければならない部分(国庫・公経済負担を除いたもの)が、保険料収入と運用収入の計に対してどれ位の比率になっているかを表す指標である。

$$\text{収支比率} = \frac{\text{実質的な支出} - \text{国庫・公経済負担}}{\text{保険料収入} + \text{運用収入}}$$

○積立比率

ある年度の実質的な支出のうち、保険料拠出によって賄わなければならない部分(国庫・公経済負担を除いたもの)に対して、前年度末に保有する積立金がその何年分に相当しているかを表す指標である。

$$\text{積立比率} = \frac{\text{前年度末積立金}}{\text{実質的な支出} - \text{国庫・公経済負担}}$$

第55表 業務災害補償保険年金受給者数

区分		年度末現在 (単位 人)						
		昭和55年度 (1980)	平成2年度 (1990)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
合 計		153,656	202,492	220,915	222,504	223,892	224,920	225,520
障 害 術 償 年 金		58,815	84,786	94,767	95,821	96,608	97,211	97,540
労働者災害補償保険		57,276	83,310	93,067	94,096	94,891	95,489	95,785
国家公務員災害補償								
國家公務員		396	490	541	540	529	524	525
公共企業体職員		564	·	·	·	·	·	·
地方公務員災害補償		579	986	1,159	1,185	1,188	1,198	1,230
傷 病 術 償 年 金		21,773	20,814	15,494	14,779	14,150	13,509	12,901
労働者災害補償保険		21,607	20,653	15,350	14,646	14,029	13,392	12,790
国家公務員災害補償								
國家公務員		71	61	52	51	48	45	40
地方公務員災害補償		95	100	92	82	73	72	71
遺 族 術 償 年 金		73,068	96,892	110,654	111,904	113,134	114,200	115,079
労働者災害補償保険		67,871	92,800	106,072	107,265	108,466	109,505	110,382
国家公務員災害補償								
國家公務員		1,044	1,392	1,533	1,555	1,569	1,577	1,569
公共企業体職員		2,290	·	·	·	·	·	·
地方公務員災害補償		1,863	2,700	3,049	3,084	3,099	3,118	3,128

(注) 「障害補償年金」「遺族補償年金」には、差額一時金、前払一時金を含む。

第56表 業務災害補償保険年金支払総額

区分		年度末現在 (単位 千円)						
		昭和55年度 (1980)	平成2年度 (1990)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
合 計		164,791,118	302,289,518	385,998,228	392,520,252	394,118,634	394,509,075	396,291,793
障 害 術 償 年 金		52,933,337	110,301,551	149,647,877	153,589,695	154,963,487	155,723,668	156,989,985
労働者災害補償保険		50,468,972	107,302,275	145,509,603	149,216,464	150,673,180	151,387,183	152,377,324
国家公務員災害補償								
國家公務員		480,397	883,880	1,158,191	1,201,082	1,157,706	1,192,145	1,252,514
公共企業体職員		1,155,942	·	·	·	·	·	·
地方公務員災害補償		828,026	2,115,396	2,980,083	3,172,149	3,132,601	3,144,340	3,360,147
傷 病 術 償 年 金		35,974,870	50,920,240	44,626,718	43,218,519	41,164,127	39,245,961	37,645,760
労働者災害補償保険		35,622,119	50,421,033	44,068,052	42,680,940	40,648,521	38,792,040	37,199,911
国家公務員災害補償								
國家公務員		140,235	159,487	180,088	177,866	206,348	150,860	146,990
地方公務員災害補償		212,516	339,720	378,578	359,713	309,258	303,061	298,859
遺 族 術 償 年 金		75,882,911	141,067,727	191,723,633	195,712,038	197,991,020	199,539,446	201,656,048
労働者災害補償保険		69,468,344	133,114,151	180,663,744	184,223,606	186,488,782	187,693,566	189,767,525
国家公務員災害補償								
國家公務員		1,288,428	2,459,444	3,391,738	3,526,375	3,593,654	3,772,496	3,665,320
公共企業体職員		2,578,285	·	·	·	·	·	·
地方公務員災害補償		2,547,854	5,494,132	7,668,151	7,962,057	7,908,584	8,073,384	8,223,203

(注) 「障害補償年金」「遺族補償年金」には、差額一時金、前払一時金を含む。

第57表 業務災害補償保険年金受給者1人当たり金額

区分		年度末現在 (単位 円)						
		昭和55年度 (1980)	平成2年度 (1990)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
障 害 術 償 年 金		881,154	1,287,988	1,563,493	1,585,790	1,587,855	1,585,389	1,590,827
労働者災害補償保険								
國家公務員災害補償		1,213,124	1,803,837	2,140,834	2,224,226	2,188,480	2,275,086	2,385,741
公共企業体職員		2,049,543	·	·	·	·	·	·
地方公務員災害補償		1,430,097	2,145,432	2,571,254	2,676,919	2,636,870	2,624,658	2,731,827
傷 病 術 償 年 金		1,648,638	2,441,342	2,870,883	2,914,170	2,897,464	2,896,658	2,908,515
労働者災害補償保険								
國家公務員災害補償		1,975,141	2,614,541	3,463,231	3,487,569	4,298,917	3,352,444	3,674,750
地方公務員災害補償		2,237,011	3,397,200	4,114,978	4,386,744	4,236,411	4,209,181	4,209,282
遺 族 術 償 年 金		1,023,535	1,434,420	1,703,218	1,717,462	1,719,329	1,714,018	1,719,189
労働者災害補償保険								
國家公務員災害補償		1,234,126	1,766,842	2,212,484	2,267,765	2,290,410	2,392,198	2,336,087
公共企業体職員		1,125,889	·	·	·	·	·	·
地方公務員災害補償		1,367,708	2,034,864	2,514,972	2,581,731	2,551,979	2,589,283	2,628,901

(注) 「障害補償年金」「遺族補償年金」には、差額一時金、前払一時金を含む。

第58表 介護保険適用者数

区分		年度末現在(単位人)	
		平成12年度 (2000)	13 (2001)
保 険 者 数		2,899	2,877
世帯数(第1号被保険者のいる世帯)		15,832,694	16,306,097
被 保 険 者 数			
第 1 号 被 保 険 者 数		22,422,221	23,168,174
65歳以上 75歳未満		13,191,688	13,423,681
75歳以上		9,230,533	9,744,493
第 2 号 被 保 険 者 数		43,000,000	42,860,000

(注) 1 「保険者数」とは、市町村及び特別区(広域連合及び一部事務組合を含む。)の数である。

2 「第2号被保険者数」の平成12年度は年度平均であり、平成13年度は見込み数である。

第59表 介護保険認定者数

区分		年度末現在(単位人)	
		平成12年度 (2000)	13 (2001)
被 保 険 者 数		2,561,594	2,985,683
第 1 号 被 保 険 者 数		2,470,982	2,877,249
65歳以上 75歳未満		451,250	519,537
75歳以上		2,019,732	2,357,712
第 2 号 被 保 険 者 数		90,612	105,434

第60表 介護保険給付における介護給付・予防給付

		年度累計(単位 金額:千円)	
		平成12年度 (2000)	13 (2001)
《件 数》			
合 計		44,354,711	59,891,371
居宅介護(支援)サービス		37,346,226	51,743,899
施設介護サービス		7,008,485	8,147,472
《単位数》			
合 計		316,562,976,325	402,712,059,142
居宅介護(支援)サービス		116,632,829,099	168,963,236,242
施設介護サービス		199,930,147,226	233,748,822,900
《費用額》			
合 計		3,627,338,408	4,591,924,164
居宅介護(支援)サービス		1,208,104,258	1,756,333,796
施設介護サービス		2,419,234,150	2,835,590,367
《支給額》			
合 計		3,229,138,269	4,088,447,098
居宅介護(支援)サービス		1,095,571,475	1,592,646,138
施設介護サービス		2,133,566,794	2,495,800,960

(注) 1 平成12年度累計は、平成12年4月サービス分から平成13年2月サービス分までである。

2 平成13年度累計は、平成13年3月サービス分から平成14年2月サービス分までである。

第61表 介護保険給付の高額介護(居宅支援)サービス費

		(単位 金額:千円)	
		平成12年度 (2000)	13 (2001)
《件 数》			
合 計		1,927,890	3,825,969
世帯合算		162,768	377,199
その他		1,765,122	3,448,770
《支給額》			
合 計		13,575,768	25,809,562
世帯合算		1,514,543	3,281,567
その他		12,061,225	22,527,994

第62表 介護保険保険料収納額

(単位 千円)

区分	平成12年度 (2000)	13 (2001)
調定額累計	194,546,973	596,503,271
収納額累計	192,027,731	588,128,315
還付未済額(別掲)	364,522	851,746
不納欠損額	444	718
未収額	2,517,306	8,373,112
減免額(別掲)	85,597	200,548

(注) 調定額の変更等に関する事務処理の不備により、特別徴収の「調定額累計」と「収納額累計」が一致しない。

第63表 介護保険保険料基準額の分布状況

平成14年6月現在

区分	現行保険料		次期保険料Ⅱ		次期保険料Ⅲ	
	市町村数	分布(%)	市町村数	分布(%)	市町村数	分布(%)
合計	2,895		2,816		2,816	
1,000円超~1,500円以下	0	0.0	2	0.1	6	0.2
1,500円超~2,000円以下	85	2.9	37	1.3	56	2.0
2,000円超~2,500円以下	617	21.3	343	12.2	376	13.4
2,500円超~3,000円以下	1,422	49.1	910	32.3	919	32.6
3,000円超~3,500円以下	673	23.2	904	32.1	802	28.5
3,500円超~4,000円以下	97	3.4	454	16.1	416	14.8
4,000円超~4,500円以下	1	0.0	111	3.9	134	4.8
4,500円超~5,000円以下	0	0.0	42	1.5	51	1.8
5,000円超~5,500円以下	0	0.0	7	0.2	27	1.0
5,500円超~6,000円以下	0	0.0	3	0.1	23	0.8
6,000円超~	0	0.0	3	0.1	6	0.2

(注) 分布状況は、広域化の進展等により、今後変わりうるものである。
資料: 厚生労働省老健局「介護サービス量等の見込み(6月値)」

第64表 介護保険要介護認定者数の見込み

(単位 千人)

区分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
合計	3,279	3,453	3,627	3,791	3,956
要支援	424	450	476	499	523
要介護1	953	1,004	1,055	1,103	1,150
要介護2	615	648	679	710	741
要介護3	430	452	473	494	516
要介護4	434	455	477	498	519
要介護5	424	445	466	487	507
認定率(%)	13.7	14.0	14.3	14.6	14.9

(注) 1 要支援・要介護認定者には、第2号被保険者が含まれている。

2 認定率は、要支援・要介護認定者数を65歳以上人口で除したもの。

資料: 厚生労働省老健局「介護サービス量等の見込み(6月値)」

第65表 介護保険介護サービス量の見込み

区分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
訪問介護千回	142,194	155,040	16,681	182,580	198,033
訪問入浴介護千回	4,776	5,190	5,631	6,077	6,565
訪問看護千回	16,227	17,459	18,779	20,145	21,607
訪問リハビリテーション千回	1,228	1,344	1,470	1,602	1,748
通所介護千回	61,707	67,021	72,655	78,400	84,459
通所リハビリテーション千回	37,754	40,501	43,388	46,322	49,392
居宅療養管理指導千人	403	435	473	511	554
短期入所サービス千日	20,681	22,539	24,580	26,618	28,784
痴呆対応型共同生活介護千人	34	40	44	48	51
特定施設入所者生活介護千人	21	24	26	29	31
介護老人福祉施設千人	359	383	405	424	441
介護老人保健施設千人	276	291	304	316	325
介護療養型医療施設千人	140	146	152	157	163

資料: 厚生労働省老健局「介護サービス量等の見込み(6月値)」

2 健康保険

① 政府管掌健康保険

第66表 政府管掌健康保険適用状況

(i) 一般被保険者関係

区分		平成8年度 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	年度末現在
事業所数	被保険者数	1,512,176	1,562,493	1,554,123	1,548,221	1,541,989	1,522,868	
被保険者数	男	19,979,961	19,958,883	19,684,895	19,526,999	19,450,872	19,124,131	
	女	12,572,950	12,559,204	12,399,559	12,301,808	12,240,349	12,026,592	
強制適用	男	7,407,011	7,399,679	7,285,336	7,225,191	7,210,523	7,097,539	
任意包括適用	女	18,775,502	18,741,865	18,458,850	18,300,266	18,245,184	17,921,466	
任意継続適用	男	641,891	633,032	600,447	589,151	583,144	566,723	
(再掲)	女	562,568	583,986	625,598	637,582	622,544	635,942	
介護保険第2号被保険者数	男	9,665,692	9,468,794	
	女	6,147,589	6,038,698	
被扶養者数	男	18,232,986	18,016,404	17,889,980	17,794,321	17,306,965	17,174,814	
(再掲)	女							
介護保険第2号被扶養者数	男	3,347,197	3,331,141	
被保険者1人当たり被扶養者数	女	0.913	0.903	0.909	0.911	0.890	0.898	
平均標準報酬月額	男	290,622	293,914	292,492	290,719	290,472	289,250	
	女	339,403	342,587	339,413	336,080	334,989	332,502	
(再掲)		207,819	211,303	212,631	213,485	214,902	215,960	
介護保険第2号被保険者	男	326,343	324,515	
	女	384,705	380,884	
						224,361	225,277	

(ii) 法第69条の7被保険者関係

区分		平成8年度 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	年度末現在
印紙購入通帳数	(事業所数)	4,825	4,338	3,938	3,535	3,210	2,883	
有効手帳所有者数	(被保険者数)	47,954	42,177	38,212	33,984	31,460	27,751	
	男	30,846	28,283	25,572	22,727	21,590	19,835	
	女	17,108	13,894	12,640	11,257	9,870	7,916	
(再掲)		22,494	20,161	
介護保険第2号被保険者数	被扶養者数	25,539	22,920	20,392	17,288	15,102	13,648	
(再掲)		3,889	3,673	
介護保険第2号被扶養者数	被保険者1人当たり被扶養者数	0.533	0.543	0.534	0.509	0.480	0.492	
平均賃金日額	平	13,477	13,654	13,555	13,563	13,893	13,468	
(再掲)		14,553	13,957	

資料：社会保険庁「事業年報」

第67表 政府管掌健康保険被保険者数（一般被保険者・標準報酬等級別）

平成13年度末現在

等級	標準報酬 (千円)	被保険者数			
		計	男	女	(再掲)介護保険
総数	19,124,131	12,026,592	7,097,539	9,468,794	
第1級	92	4,195	2,860	1,335	1,118
2	98	436,233	192,309	243,924	204,325
3	104	87,348	22,406	64,942	47,087
4	110	152,648	37,589	115,059	83,783
5	118	271,195	66,451	204,744	145,877
6	126	289,824	57,479	232,345	159,079
7	134	386,153	85,439	300,714	197,675
8	142	422,105	93,373	328,732	205,260
9	150	673,450	213,559	459,891	313,199
10	160	639,271	188,610	450,661	267,909
11	170	666,860	218,994	447,866	257,670
12	180	732,591	282,502	450,089	267,010
13	190	686,707	282,668	404,039	235,418
14	200	1,282,908	645,373	637,535	475,483
15	220	1,390,202	786,371	603,831	472,987
16	240	1,297,015	839,539	457,476	457,821
17	260	1,322,627	936,562	386,065	522,842
18	280	1,076,392	818,490	257,902	451,696
19	300	1,344,752	1,074,349	270,403	673,033
20	320	810,693	668,513	142,180	413,453
21	340	685,141	581,318	103,823	383,085
22	360	670,789	572,943	97,846	408,608
23	380	610,659	539,572	71,087	403,040
24	410	686,288	596,210	90,078	486,011
25	440	466,852	417,892	48,960	352,825
26	470	309,752	282,779	26,973	246,149
27	500	361,874	309,649	52,225	278,341
28	530	169,568	156,320	13,248	140,166
29	560	147,069	133,243	13,826	118,989
30	590	163,669	141,885	21,784	128,175
31	620	72,876	67,157	5,719	59,481
32	650	72,304	65,123	7,181	57,088
33	680	42,750	39,588	3,162	34,254
34	710	97,828	83,807	14,021	72,801
35	750	52,503	47,290	5,213	40,790
36	790	78,554	66,998	11,556	58,867
37	830	42,375	38,285	4,090	32,203
38	880	47,098	41,629	5,469	35,834
39	930	25,968	23,546	2,422	19,692
40	980	347,045	307,922	39,123	259,670

資料：社会保険庁「事業年報」

第68表 政府管掌健康保険適用状況（一般被保険者・業態別）

区分	事業所数	被保険者数			平均標準報酬月額(円)		
		計	男	女	平均	男	女
合計	1,511,851	18,543,500	11,580,676	6,962,824	289,500	333,016	217,122
農林水産業	14,508	128,322	90,155	38,167	275,413	308,275	197,788
石炭鉱業	101	1,726	1,437	289	328,633	355,890	193,100
石炭以外の鉱業	4,427	59,191	48,209	10,982	319,635	340,121	229,707
総合工事業	121,777	1,183,845	986,688	197,157	320,625	340,679	220,264
職別工事業	72,147	398,144	324,552	73,592	323,041	344,910	226,599
設備工事業	71,317	540,997	451,196	89,801	332,049	352,095	231,328
食料品・たばこ製造業	29,202	680,480	354,048	326,432	252,517	321,044	178,193
繊維製品製造業	25,748	317,363	133,463	183,900	233,286	322,965	168,203
木製品・家具等製造業	20,954	209,189	157,630	51,559	272,995	299,657	191,483
紙製品製造業	6,880	130,070	91,443	38,627	290,496	329,992	196,996
出版・印刷・同関連産業	24,529	278,480	193,998	84,482	324,330	361,498	238,982
化学工業・同類似業	25,770	498,303	359,371	138,932	304,975	343,556	205,180
金属加工業	37,830	503,682	396,610	107,072	314,685	341,809	214,210
機械器具製造業	70,242	1,317,245	960,183	357,062	302,531	341,604	197,460
その他の製造業	21,566	296,643	202,253	94,390	299,029	342,813	205,210
卸売業	114,210	1,334,518	926,079	408,439	317,368	359,051	222,856
飲食料品小売業	52,764	457,415	244,326	213,089	257,864	317,671	189,291
飲食料品以外の小売業	179,571	1,680,160	1,012,927	667,233	285,390	332,396	214,029
飲食店	39,178	311,424	189,559	121,865	269,533	310,839	205,281
金融・保険業	12,433	165,721	102,852	62,869	329,907	387,349	235,935
不動産業	53,373	285,998	178,874	107,124	310,074	349,647	243,995
運輸・通信業	54,771	1,241,977	1,073,892	168,085	278,742	290,139	205,927
電気・ガス・熱供給・水道業	6,513	86,519	67,723	18,796	325,385	352,417	227,987
物品賃貸業	8,609	109,515	74,710	34,805	303,571	340,962	223,311
旅館・その他の宿泊所	12,499	240,943	130,548	110,395	248,260	290,778	197,980
対個人サービス業	27,431	294,262	147,197	147,065	272,062	326,452	217,623
放送・情報サービス業	39,063	366,437	254,891	111,546	330,660	365,747	250,484
その他の対事業所サービス業	48,645	1,049,568	659,771	389,797	257,533	293,211	197,146
修理業	36,445	261,791	211,864	49,927	303,326	322,178	223,331
映画・娯楽業	16,369	322,491	179,825	142,666	282,687	326,818	227,061
医療・保健・廃棄物処理業	73,644	1,513,667	404,898	1,108,769	291,934	398,924	252,863
教育	12,991	212,929	88,196	124,733	261,746	312,585	225,798
社会保険・社会福祉	31,523	753,539	186,009	567,530	239,423	288,760	223,253
学術研究機関	2,073	33,960	19,623	14,337	330,082	407,917	223,549
政治・経済・文化団体	27,304	214,396	118,013	96,383	296,205	348,815	231,789
その他サービス業	95,363	696,336	440,601	255,735	313,545	358,595	235,929
公務	20,081	366,254	117,062	249,192	185,813	217,800	170,786

(注)1 産業分類は、社会保険庁「政府管掌健康保険及び厚生年金保険業態分類標準」による。

2 任意継続被保険者を除く。

資料：社会保険庁調べ

第69表 政府管掌健康保険料徴収状況

(i) 一般被保険者関係

(単位 千円)

区分	平成8年度 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
微収決定額	5,899,563,456	6,116,521,115	6,188,090,804	6,084,807,465	6,296,716,982	6,422,224,804
前年度より繰越額(再掲)	93,791,256	100,708,562	118,276,598	134,326,133	150,217,693	167,405,584
収納済額	5,788,696,810	5,987,306,277	6,043,861,531	5,921,770,033	6,116,881,466	6,220,772,958
不納欠損額	8,480,169	8,957,920	8,514,224	11,434,855	10,884,847	20,239,181
収納未済額	102,386,478	120,256,918	135,715,050	151,602,507	168,950,668	181,212,665
収納率(%)	98.1	97.9	97.7	97.3	97.1	96.9

(ii) 法第69条の7被保険者関係

(単位 金額：千円)

区分	平成8年度 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
《印紙売さばき状況》						
印紙枚数(枚)	7,064,128	6,163,960	5,234,155	4,782,741	4,420,232	3,824,769
第1級	5,150	4,354	4,389	3,936	3,429	2,628
2	25,762	20,374	19,472	18,778	16,109	12,981
3	98,844	87,848	82,693	77,878	74,196	53,037
4	202,905	172,419	155,930	121,630	107,374	99,266
5	467,885	388,976	325,372	288,400	251,453	177,099
6	413,729	309,562	268,955	257,800	213,535	171,267
7	942,742	568,537	466,323	414,235	402,109	334,948
8	1,159,459	1,198,869	1,040,184	981,895	936,514	874,621
9	1,340,538	1,253,101	1,053,641	1,028,410	946,817	870,943
10	957,976	799,880	675,572	596,584	520,318	426,100
11	563,863	547,093	505,230	452,521	433,465	340,318
12	547,324	488,875	398,663	335,201	311,515	280,675
13	337,951	324,072	237,731	205,473	203,398	180,886
《保険料徴収状況》						
微収決定額	1,578,424	1,519,244	1,262,245	1,120,568	1,081,931	1,007,763
収納済額	1,553,810	1,504,031	1,248,775	1,105,519	1,061,992	981,025
不納欠損額	6,168	268	665	385	538	54
収納未済額	18,445	14,944</				

第70表 政府管掌健康保険給付決定状況

(i) 一般被保険者関係

区分		平成8年度 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
合	計 件数	311,837,541	311,589,887	316,827,369	316,111,829	321,644,555	329,905,245
	金額	4,750,092,942	4,482,614,929	4,281,400,219	4,207,568,509	4,199,899,233	4,197,767,319
被 保 険 者	分 件数	172,959,423	172,223,399	172,293,079	171,278,380	174,219,315	177,863,015
	金額	3,049,210,484	2,797,760,424	2,582,040,573	2,524,797,095	2,510,861,875	2,496,580,700
診 療 費	件数	143,040,490	139,548,275	135,685,841	132,054,558	131,431,945	131,608,151
	日数	346,969,346	329,176,706	310,784,915	297,036,429	287,911,959	281,203,775
	金額	2,516,151,666	2,263,192,006	2,021,371,004	1,954,622,287	1,930,103,643	1,907,695,549
薬 剤 支 給	件数	22,788,709	25,465,866	29,295,490	32,139,010	35,735,021	39,050,820
	枚数	36,104,370	39,451,075	44,581,018	48,387,493	52,746,214	56,552,045
	金額	151,374,062	150,526,671	153,076,395	176,014,037	197,690,162	224,232,083
入院時食事療養費	件数	2,249,998	2,174,502	2,058,773	1,950,957	1,887,939	1,818,039
(標準負担額差額支給除く)	日数	29,805,919	28,117,382	25,814,136	24,004,886	22,460,084	21,072,635
	金額	43,782,974	39,663,502	36,417,737	34,015,875	31,904,847	29,697,175
訪問看護療養費	件数	4,988	7,042	8,608	9,773	6,012	6,359
	日数	28,776	42,507	52,364	59,855	38,924	43,862
	金額	236,854	324,980	388,603	444,042	287,397	323,106
入院時食事療養費	件数	1,456	1,324	1,444	1,753	1,503	1,730
(標準負担額差額支給)	日数	87,575	74,798	72,920	79,143	67,201	73,231
	金額	18,269	13,546	12,491	13,100	10,828	12,907
療養費	件数	5,403,973	5,411,357	5,258,172	5,090,808	5,134,588	5,390,215
	金額	40,359,570	39,086,264	35,296,609	33,897,042	33,938,921	35,798,276
看護費	件数	578	142	2	—	—	—
	日数	13,075	3,265	35	—	—	—
	金額	49,615	12,414	109	—	—	—
移送費	件数	220	169	140	145	122	128
	金額	12,854	15,476	8,521	7,530	8,284	9,205
高額療養費	件数	217,964	335,194	610,940	624,159	608,685	580,288
	金額	12,498,394	24,001,255	53,604,075	54,558,292	55,005,129	51,525,612
傷病手当金	件数	1,209,083	1,163,879	1,134,548	1,067,181	1,008,618	929,560
	日数	38,786,263	37,341,167	36,176,185	34,212,927	32,388,123	29,563,934
	金額	193,477,514	188,929,439	186,369,268	177,254,044	167,193,989	151,058,121
埋葬料	件数	46,800	47,133	48,319	46,693	44,319	42,949
	金額	14,734,195	15,022,743	15,294,899	14,693,152	13,734,243	13,197,763
出産育児一時金	件数	125,377	123,446	125,227	122,886	124,691	126,778
	金額	37,613,100	37,033,800	37,567,214	36,865,800	37,407,300	38,033,478
分娩婦費	件数	44	—	△ 1	—	—	—
	金額	10,645	—	△ 240	—	—	—
出産手当金	件数	119,705	119,572	124,350	121,414	123,811	126,037
	日数	10,112,075	10,179,654	10,673,477	10,489,445	10,698,259	10,926,611
	金額	38,890,698	39,938,328	42,633,891	42,381,931	43,577,131	41,997,427
育児手当金	件数	36	—	△ 1	—	—	—
	金額	72	—	△ 2	—	—	—
被扶養者分	件数	138,852,150	139,334,578	144,485,222	144,779,892	147,370,150	151,986,295
	金額	1,698,193,659	1,681,266,723	1,693,264,541	1,676,123,696	1,682,131,925	1,694,520,960
診療費	件数	114,969,472	112,945,533	113,884,653	111,727,571	111,266,771	112,407,617
	日数	264,643,483	256,179,957	254,274,578	245,688,001	239,402,492	236,803,812
	金額	1,427,209,566	1,404,354,931	1,401,011,714	1,373,845,039	1,367,488,950	1,364,040,767
薬剤支給	件数	20,200,764	22,738,637	26,888,559	29,411,797	32,430,167	35,769,797
	枚数	32,997,327	36,757,372	43,167,031	46,625,402	50,464,185	54,954,402
	金額	83,154,018	91,908,015	104,950,792	119,699,129	133,878,376	153,113,039
入院時食事療養費	件数	2,078,856	2,044,328	2,023,412	1,941,211	1,889,202	1,846,986
(標準負担額差額支給除く)	日数	28,046,456	27,110,583	26,154,669	24,875,212	23,464,749	22,431,225
	金額	40,548,907	37,543,023	36,269,426	34,656,964	32,687,169	30,980,040

訪問看護療養費	件数	11,489	19,055	25,864	33,038	25,507	28,203
	日数	61,056	105,543	148,254	189,453	151,879	175,095
	金額	394,107	680,064	962,908	1,234,083	988,532	1,138,575
入院時食事療養費	件数	672	631	739	820	883	921
(標準負担額差額支給)	日数	35,602	31,449	32,491	34,908	36,499	37,727
	金額	7,437	6,169	6,042	6,069	6,976	7,067
療養費	件数	2,862,498	2,820,286	2,859,373	2,792,019	2,834,986	2,994,072
	金額	17,798,308	18,004,168	18,590,360	18,279,925	17,990,712	18,720,335
看護費	件数	672	102	4	—	—	—
	日数	16,403	2,429	72	—	—	—
	金額	53,206	8,064	232	—	—	—
移送費	件数	176	178	142	137	119	119
	金額	8,638	9,041	5,835	6,365	4,819	5,668
高額療養費	件数	395,603	398,646	412,710	415,372	410,169	394,027
	金額	25,084,457	25,690,532	27,056,683	27,645,022	27,810,228	26,265,935
家族埋葬料	件数	96,476	101,955	97,714	94,958	95,941	86,062
	金額	9,647,600	10,195,500	9,771,350	9,495,725	9,594,045	8,606,200
配偶者出産育児一時金	件数	314,252	309,559	315,464	304,186	305,607	305,477
	金額	94,275,600	92,867,700	94,639,200	91,256,100	91,682,118	91,643,334
配偶者分娩費	件数	49	△ 2				

移 送 費 件数	1	—	1	2	—	—
高額療養費 件数	43	—	49	147	—	—
高額療養費 金額	40,839	—	61,429	1,483	1,446	1,190
特 別 療 養 費 件数	815	962	116,213	116,139	92,741	109,633
特 別 療 養 費 金額	23,697	20,832	23,221	18,704	14,110	15,207
傷 病 手 当 金 件数	10,442	8,321	8,066	6,161	5,411	7,744
傷 病 手 当 金 金額	315,662	248,603	236,850	180,240	155,904	219,855
埋 葬 料 件数	1,465,024	1,239,526	1,251,474	911,047	806,484	1,016,421
埋 葯 料 金額	24,801	19,473	19,780	17,498	14,611	15,947
出 産 育 児 一 時 金 件数	8	12	4	1	12	6
出 産 育 児 一 時 金 金額	2,400	3,600	1,200	300	3,600	1,800
分 婦 費 件数	—	—	—	—	—	—
分 婦 費 金額	—	—	—	—	—	—
出 産 手 当 金 件数	8	9	5	2	10	7
出 産 手 当 金 金額	582	594	409	199	940	677
育 児 手 当 金 件数	1,905	2,336	1,610	679	2,832	2,465
育 児 手 当 金 金額	—	—	—	—	—	—
被 扶 養 者 分 件数	134,258	120,011	110,340	99,703	98,829	94,397
被 扶 養 考 金額	2,421,509	2,104,958	1,839,029	1,574,687	1,518,894	1,367,191
診 療 費 件数	107,992	94,824	85,514	75,893	73,809	68,820
診 療 費 日数	333,812	282,776	249,947	214,547	201,874	181,166
薬 劑 支 給 件数	2,063,697	1,794,936	1,561,510	1,333,622	1,282,395	1,136,677
薬 劑 支 給 枚数	20,461	20,200	20,735	20,390	21,598	22,270
入 院 時 食 事 療 養 費 件数	102,418	98,270	95,704	99,566	105,868	112,823
(標準負担額差額支給除く) 日数	3,390	2,828	2,436	1,941	1,826	1,539
入 院 時 食 事 療 養 費 金額	66,601	53,918	44,205	33,300	30,162	23,993
入 院 時 食 事 療 養 費 金額	100,675	77,681	64,174	48,051	42,829	33,311
訪 問 看 護 療 養 費 件数	43	56	31	40	27	13
訪 問 看 護 療 養 費 日数	485	556	145	236	227	98
訪 問 看 護 療 養 費 金額	2,713	3,174	1,024	1,573	1,449	633
入 院 時 食 事 療 養 費 件数	15	20	10	6	8	1
(標準負担額差額支給) 日数	1,089	1,051	610	154	268	42
入 院 時 食 事 療 養 費 金額	262	184	128	17	43	5
疗 养 費 件数	2,954	2,586	2,004	1,801	1,776	1,919
疗 养 費 金額	22,408	23,663	16,661	15,026	14,952	14,596
看 護 費 件数	—	—	—	—	—	—
看 護 費 日数	—	—	—	—	—	—
看 護 費 金額	—	—	—	—	—	—
移 送 費 件数	1	1	1	—	—	—
移 送 費 金額	4	69	11	—	—	—
高 額 療 養 費 件数	1,254	898	765	603	528	431
高 額 療 養 費 金額	60,588	46,100	43,237	34,738	31,207	26,225
特 別 療 養 費 件数	1,215	1,149	1,039	763	911	746
特 別 療 養 費 金額	12,644	10,780	14,281	7,193	7,952	6,619
家 族 埋 葯 料 件数	204	165	150	136	97	114
家 族 埋 葯 料 金額	20,400	16,500	15,000	13,600	9,700	11,400
配偶者出産育児一時金 件数	119	112	91	71	75	83
配偶者出産育児一時金 金額	35,700	33,600	27,300	21,300	22,500	24,900
配偶者 分 婦 費 件数	—	—	—	—	—	—
配偶者 分 婦 費 金額	—	—	—	—	—	—
世 帯 合 算 高 額 療 養 費 件数	67	60	65	49	46	30
世 帯 合 算 高 額 療 養 費 金額	6,030	5,149	5,966	4,119	8,168	3,723

(注) 1 「傷病手当金」「(家族) 埋葬料」「(配偶者) 出産育児一時金」「出産手当金」には、老人保健対象者を含むが、それ以外の給付には含まれない。

2 「入院時食事療養費(標準負担額差額支給除く)」の件数は診療費の再掲であり、件数の合計には含まれていない。

3 「薬剤支給」の枚数は、処方箋枚数である。

資料：社会保険庁「事業年報」

第71表 政府管掌健康保険診療費決定状況

(i) 一般被保険者関係

(単位 金額：千円)

区 分	平成8年度 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
被保険者分 件数	143,040,490	139,548,275	135,685,841	132,054,558	131,431,945	131,608,151
日数	346,969,346	329,176,706	310,784,915	297,036,429	287,911,959	281,203,775
金額	2,516,151,666	2,263,192,006	2,021,371,004	1,954,622,287	1,930,103,643	1,907,695,549
般 診 療 件数	116,039,819	112,763,625	109,897,594	106,882,395	106,393,800	106,428,783
日数	273,749,815	257,549,665	242,391,186	230,752,912	223,077,201	217,036,029
金額	2,101,755,365	1,884,667,280	1,680,887,502	1,625,142,451	1,604,472,399	1,579,317,924
入 院 件数	2,418,197	2,338,373	2,215,924	2,101,312	2,033,395	1,960,447
日数	34,322,377	32,500,532	29,852,407	27,837,955	26,113,266	24,572,801
金額	761,377,618	710,311,247	649,794,370	629,564,946	626,137,992	612,051,165
入 院 外 件数	113,621,622	110,425,252	107,681,670	104,781,083	104,360,405	104,468,336
日数	239,427,438	225,049,133	212,538,779	202,914,957	196,963,935	192,463,228
金額	1,340,377,747	1,174,356,033	1,031,093,132	995,577,505	978,334,407	967,266,759
歯 科 診 療 件数	27,000,671	26,784,650	25,788,247	25,172,163	25,038,145	25,179,368
日数	73,219,531	71,627,041	68,393,729	66,283,517	64,834,758	64,167,746
金額	414,396,301	378,524,726	340,483,502	329,479,835	325,631,244	328,377,625
被扶養者分 件数	114,969,472	112,945,533	113,884,653	111,727,571	111,266,771	112,407,617
日数	264,643,483	256,179,957	254,274,578	245,688,001	239,402,492	236,803,812
金額	1,427,209,566	1,404,354,931	1,401,011,714	1,373,845,039	1,367,488,950	1,364,040,767
般 診 療 件数	95,191,416	93,611,937	94,698,539	92,941,154	92,720,367	93,930,909
日数	216,910,235	209,944,586	208,655,473	201,298,608	196,173,925	194,502,609
金額	1,251,205,517	1,232,245,560	1,229,320,173	1,206,100,232	1,202,584,642	1,200,140,973
入 院 件数	2,302,873	2,269,943	2,256,359	2,176,749	2,128,129	2,089,571
日数	31,801,798	30,842,196	29,820,572	28,469,579	26,995,129	25,895,707
金額	527,406,873	532,017,794	537,056,644	528,259,633	532,640,236	

(ii) 法第69条の7被保険者関係

(単位 金額: 千円)

区分	平成8年度 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
被保険者分件数	449,365	374,595	312,622	270,196	243,915	213,093
	日数	1,460,444	1,191,092	978,905	821,305	726,093
	金額	9,109,104	6,911,832	5,401,926	4,626,780	4,125,804
一般診療件数	392,056	325,535	271,584	232,773	208,669	181,827
	日数	1,286,208	1,046,111	858,913	711,567	624,113
	金額	8,084,439	6,114,411	4,781,813	4,062,818	3,589,299
入院件数	9,527	7,756	6,496	5,143	4,282	3,983
	日数	169,385	135,887	113,125	86,362	67,694
	金額	3,040,458	2,328,738	1,885,063	1,603,949	1,362,741
入院外件数	382,529	317,779	265,088	227,630	204,387	177,844
	日数	1,116,823	910,224	745,788	625,205	556,419
	金額	5,043,981	3,785,673	2,896,750	2,458,869	2,226,558
歯科診療件数	57,309	49,060	41,038	37,423	35,246	31,266
	日数	174,236	144,981	119,992	109,738	101,980
	金額	1,024,665	797,422	620,114	563,962	536,505
被扶養者分件数	107,992	94,824	85,514	75,893	73,809	68,820
	日数	333,812	282,776	249,947	214,547	201,874
	金額	2,063,697	1,794,936	1,561,510	1,333,622	1,282,395
一般診療件数	91,587	80,385	72,443	64,286	62,190	58,153
	日数	287,170	242,041	213,361	181,947	169,730
	金額	1,874,965	1,625,379	1,413,008	1,199,370	1,149,295
入院件数	3,608	3,014	2,585	2,081	1,934	1,682
	日数	73,145	58,452	47,850	36,264	32,815
	金額	968,453	854,785	732,479	571,452	551,618
入院外件数	87,979	77,371	69,858	62,205	60,256	56,471
	日数	214,025	183,589	165,511	145,683	136,915
	金額	906,512	770,594	680,529	627,918	597,677
歯科診療件数	16,405	14,439	13,071	11,607	11,619	10,667
	日数	46,642	40,735	36,586	32,600	32,144
	金額	188,732	169,558	148,501	134,251	133,100
						122,994

(注) 老人保健による給付分を除く。

資料: 社会保険庁「事業年報」

第72表 政府管掌健康保険給付諸率

(i) 一般被保険者関係

区分	平成8年度 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
《被保険者分》						
診療費	1000人当件数	7,236.01	7,028.15	6,923.35	6,831.72	6,823.48
	1件当目数	2.43	2.36	2.29	2.25	2.19
	1件当金額	17,590	16,218	14,897	14,802	14,685
	1人当金額	127,285	113,982	103,140	101,121	99,934
般診療	1000人当件数	5,870.12	5,679.18	5,607.51	5,529.46	5,523.59
	1件当目数	2.36	2.28	2.21	2.16	2.10
	1件当金額	18,112	16,713	15,295	15,205	14,839
入院	1000人当件数	106,322	94,919	85,767	84,075	82,732
	1件当目数	14.19	13.90	13.47	13.25	12.84
	1件当金額	314,853	303,763	293,239	299,606	307,927
	1人当金額	38,516	35,774	33,156	32,570	32,507
入院外	1000人当件数	5,747.79	5,561.41	5,494.44	5,420.75	5,418.02
	1件当目数	2.11	2.04	1.97	1.94	1.84
	1件当金額	11,797	10,635	9,575	9,502	9,375
	1人当金額	67,806	59,145	52,611	51,505	50,792
歯科診療	1000人当件数	1,365.89	1,348.97	1,315.84	1,302.26	1,299.89
	1件当目数	2.71	2.67	2.65	2.63	2.59
	1件当金額	15,348	14,132	13,203	13,089	13,005
	1人当金額	20,963	19,064	17,373	17,045	16,906
看護費	1000人当目数	0.66	0.16	0.00	—	—
	1日当金額	3,795	3,802	3,107	—	—
傷病手当金	1000人当件数	60.00	57.44	56.66	53.99	51.19
	1人当目数	1.92	1.84	1.81	1.73	1.64
	1件当金額	160,020	162,327	164,267	166,096	165,765
埋葬料	1000人当件数	2.32	2.33	2.41	2.36	2.25
出産育児一時金	1000人当件数	6.22	6.09	6.25	6.22	6.33
分娩費	1000人当件数	0.00	—	—	—	—
出産手当金	1000人当件数	5.94	5.90	6.21	6.14	6.28
	1件当金額	324,888	334,011	342,854	349,070	351,965
《被扶養者分》						
診療費	1000人当件数	6,968.89	6,872.98	7,033.01	6,939.54	7,005.51
	1件当目数	2.30	2.27	2.23	2.20	2.15
	1件当金額	12,414	12,434	12,302	12,296	12,290
	1人当金額	86,510	85,458	86,520	85,331	86,099
般診療	1000人当件数	5,770.04	5,696.49	5,848.16	5,772.69	5,837.81
	1件当目数	2.28	2.24	2.20	2.17	2.12
	1件当金額	13,144	13,163	12,981	12,977	12,777
入院	1000人当件数	75,842	74,985	75,917	74,912	75,716
	1件当目数	139,59	138,13	139,34	135,20	133,99
	1件当金額	13,81	13,59	13,22	13,08	12,68
	1人当金額	229,021	234,375	238,019	242,683	250,286
入院外	1000人当件数	5,630.45	5,558.36	5,708.82	5,637.49	5,703.82
	1件当目数	1.99	1.96	1.93	1.90	1.87
	1件当金額	7,792	7,666	7,489	7,468	7,395
	1人当金額	43,873	42,610	42,751	42,102	42,181
歯科診療	1000人当件数	1,198.85	1,176.49	1,184.85	1,166.85	1,167.71
	1件当目数	2.41	2.39	2.38	2.36	2.29
	1件当金額	8,899	8,902	8,949	8,929	8,891
	1人当金額	10,669	10,473	10,603	10,419	10,383
看護費	1000人当目数	0.99	0.15	0.00	—	—
	1日当金額	3,244	3,320	3,216	—	—
家族埋葬料	1000人当件数	5.31	5.63	5.47	5.34	5.48
配偶者出産育児一時金	1000人当件数	17.30	17.08	17.65	17.12	17.44
配偶者分娩費	1000人当件数	0.00	—	—	—	—

(ii) 法第69条の7被保険者関係

区分		平成8年度 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
《被保険者分》							
診療費	1000人当件数	9,314.81	8,828.54	8,037.59	7,848.83	7,880.94	7,636.10
	1件当日数	3.25	3.18	3.13	3.04	2.98	3.11
	1件当金額	20,271	18,451	17,279	17,124	16,915	18,134
	1人当金額	188,821	162,900	138,885	134,402	133,305	138,473
一般診療	1000人当件数	8,126.86	7,672.28	6,982.49	6,761.74	6,742.13	6,515.70
	1件当日数	3.28	3.21	3.16	3.06	2.99	3.16
	1件当金額	20,621	18,783	17,607	17,454	17,201	18,586
	1人当金額	167,581	144,106	122,942	118,019	115,971	121,099
入院	1000人当件数	197.48	182.80	167.01	149.40	138.35	142.73
	1件当日数	17.78	17.52	17.41	16.79	15.81	16.14
	1件当金額	319,141	300,250	290,188	311,870	318,249	348,267
	1人当金額	63,025	54,884	48,465	46,593	44,030	49,708
入院外	1000人当件数	7,929.38	7,489.49	6,815.48	6,612.35	6,603.78	6,372.97
	1件当日数	2.92	2.86	2.81	2.75	2.72	2.87
	1件当金額	13,186	11,913	10,928	10,802	11,202	11,202
	1人当金額	104,556	89,222	74,476	71,427	71,940	71,391
歯科診療	1000人当件数	1,187.95	1,156.26	1,055.10	1,087.09	1,138.80	1,120.40
	1件当日数	3.04	2.96	2.92	2.93	2.89	2.87
	1件当金額	17,880	16,254	15,111	15,070	15,222	15,507
	1人当金額	21,240	18,794	15,943	16,382	17,335	17,374
看護費	1000人当日数	2.38	0.05	—	—	—	—
	1日当金額	3,802	3,515	—	—	—	—
傷病手当金	1000人当件数	208.58	189.07	199.62	171.84	167.79	265.78
	1人当日数	6.31	5.65	5.86	5.03	4.83	7.55
	1件当金額	140,301	148,964	155,154	147,873	149,045	131,253
埋葬料(費)	1000人当件数	3.02	2.41	2.62	2.59	2.42	2.37
出産育児一時金	1000人当件数	0.16	0.27	0.10	0.03	0.37	0.21
分娩娩費用	1000人当件数	—	—	—	—	—	—
出産手当金	1000人当件数	0.16	0.20	0.12	0.06	0.31	0.24
	1件当金額	238,121	259,555	322,095	339,688	283,172	352,172
《被扶養者分》							
診療費	1000人当件数	4,580.78	4,419.05	4,444.59	4,569.67	5,351.97	5,528.60
	1件当日数	3.09	2.98	2.92	2.83	2.74	2.63
	1件当金額	19,110	18,929	18,260	17,572	17,375	16,517
	1人当金額	87,538	83,649	81,160	80,300	92,988	91,314
一般診療	1000人当件数	3,884.92	3,746.16	3,765.23	3,870.79	4,509.46	4,671.67
	1件当日数	3.14	3.01	2.95	2.83	2.73	2.61
	1件当金額	20,472	20,220	19,505	18,657	18,480	17,431
	1人当金額	79,532	75,747	73,441	72,216	83,337	81,433
入院	1000人当件数	153.04	140.46	134.36	125.30	140.24	135.12
	1件当日数	20.27	19.39	18.51	17.43	16.97	15.78
	1件当金額	268,418	283,605	283,357	274,605	285,221	272,271
	1人当金額	41,080	39,835	38,071	34,408	39,998	36,790
入院外	1000人当件数	3,731.88	3,605.69	3,630.87	3,745.48	4,369.23	4,536.55
	1件当日数	2.43	2.37	2.37	2.34	2.27	2.22
	1件当金額	10,304	9,960	9,742	10,094	9,919	9,841
	1人当金額	38,452	35,912	35,371	37,808	43,338	44,644
歯科診療	1000人当件数	695.86	672.90	679.37	698.88	842.51	856.92
	1件当日数	2.84	2.82	2.80	2.81	2.77	2.73
	1件当金額	11,505	11,743	11,361	11,566	11,455	11,530
	1人当金額	8,006	7,902	7,718	8,084	9,651	9,881
看護費	1000人当日数	—	—	—	—	—	—
	1日当金額	7.61	6.82	6.92	7.24	6.18	8.04
家族埋葬料	1000人当件数	4.44	4.63	4.20	3.78	4.78	5.85
配偶者出産育児一時金	1000人当件数	—	—	—	—	—	—
配偶者分娩費	1000人当件数	—	—	—	—	—	—

(注) 1 「1人当診療費」及び「1人当日数」は、年度平均被保険者1人当たりの診療費及び日数であり、「1000人当件数」及び「1000人当日数」は、年度平均1000人当り件数及び日数である。

2 「傷病手当金」「(家族)埋葬料」「(配偶者)出産一時金」「出産手当金」は、老人保健医療給付対象者を含む数値で除しているが、その他の給付は含まない数値で除している。

3 平成13年度の平均被保険者数：27,906人（老人保健対象者除く）、29,137人（老人保健対象者含む）
平成13年度の平均被扶養者数：12,448人（老人保健対象者除く）、14,184人（老人保健対象者含む）

資料：社会保険庁「事業年報」

第73表 政府管掌健康保険収支状況

(単位 億円)

区分	平成8年度 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
収入	67,509	69,257	69,805	69,091	70,939	72,217
保険料収入	57,997	59,969	60,524	59,597	61,247	62,276
国庫補助	9,227	9,028	8,980	9,597	9,522	9,768
その他	285	260	301	200	170	173
支出	71,702	70,207	69,771	72,254	72,484	76,927
保険給付費	47,712	45,755	43,187	42,584	42,290	42,534
医療給付費	42,818	40,786	37,892	37,432	37,221	37,634
現金給付費	4,894	4,969	5,295	5,152	5,069	4,890
老人保健拠出金	18,566	18,897	20,769	23,372	20,568	21,836
退職者給付拠出金	3,816	3,948	4,215	4,754	5,086	5,816
介護納付金	•	•	•	•	3,016	5,252
その他	1,608	1,607	1,600	1,544	1,524	1,499
收支差引残	△ 4,193	△ 950	34	△ 3,163	△ 1,545	△ 4,710
国庫補助繰延べ返済額	—	—	—	4,183	—	2,885
事業運営安定資金残高	6,260	6,857	6,932	8,039	6,725	5,071

(注) 1 単年度における実質的な財政状況である。

2 法第69条の7に係るものを含む。

3 支出の「その他」には、健康勘定から業務勘定への繰入が含まれる。

4 「收支差引算」のくは、健康保険組合の解散に伴う承継財産を除いた場合の計数である。

5 昭和60年度から平成6年度までの間に計7回、総額7,139億円の国庫補助額の特別減額(繰延べ)が行われている。

6 平成4年度より「積立金」は、「事業運営安定資金」となった。

7 「事業運営安定資金残高」は、健康勘定から業務勘定への繰入に係る剩余金の組入れ等を含む。

資料：社会保険庁「事業年報」

② 組合管掌健康保険

第74表 組合管掌健康保険適用状況

区分		年度末現在					
		平成8年度 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
組合	被保険者数	1,815	1,813	1,794	1,780	1,756	1,722
被保険者数	15,373,355	15,810,062	15,650,147	15,394,378	15,182,187	14,936,439	
男	11,105,180	11,519,480	11,426,987	11,264,607	11,111,775	10,939,919	
女	4,268,175	4,290,582	4,223,160	4,129,771	4,070,412	3,996,520	
(再掲)							
介護2号被保険者数					7,124,353	7,058,417	
男					5,640,213	5,583,261	
女					1,484,140	1,475,156	
介護特定被保険者数					54,277	83,774	
男					49,851	78,991	
女					4,426	4,783	
被扶養者数	16,605,515	17,274,766	16,928,252	16,721,062	16,494,530	16,081,393	
(再掲)							
介護保険被扶養者数					3,544,953	3,473,203	
扶養率	1.080	1.093	1.082	1.086	1.086	1.077	
平均標準報酬月額	361,679	369,066	369,053	369,209	372,650	373,956	
男	409,749	417,411	416,457	415,399	418,922	419,423	
女	234,784	239,267	240,788	243,219	246,332	249,496	
(再掲)							
介護保険被保険者					445,190	446,339	
男					492,501	491,138	
女					265,059	266,604	

(注) 1 介護保険関係の値は、年間平均である。

2 介護保険被保険者の「平均標準報酬月額」は、介護2号被保険者たる被保険者と特定被保険者の平均である。

資料：健康保険組合連合会「事業年報」

第75表 組合管掌健康保険被保険者数(標準報酬等級別)

平成13年度末現在

等級	標準報酬 (千円)	被保険者数		
		計	男	女
総数	14,769,935	10,789,913	3,980,022	
第1級	98	53,370	16,164	37,206
2	104	25,642	4,110	21,532
3	110	49,334	8,875	40,459
4	118	84,920	12,795	72,125
5	126	109,822	14,869	94,953
6	134	129,652	17,283	112,369
7	142	137,628	19,883	117,745
8	150	172,846	33,155	139,691
9	160	202,856	43,491	159,365
10	170	224,264	54,797	169,467
11	180	253,798	70,693	183,105
12	190	283,984	86,588	197,396
13	200	506,633	189,523	317,110
14	220	749,476	338,621	410,855
15	240	780,498	424,267	356,231
16	260	789,243	494,972	294,271
17	280	769,516	534,937	234,579
18	300	758,295	568,592	189,703
19	320	723,604	574,296	149,308
20	340	705,412	585,810	119,602
21	360	687,558	589,578	97,980
22	380	802,836	708,585	94,251
23	410	900,703	813,014	87,689
24	440	812,703	744,061	68,642
25	470	716,043	660,655	55,388
26	500	620,455	577,780	42,675
27	530	518,371	489,480	28,891
28	560	422,907	402,255	20,652
29	590	346,272	331,061	15,211
30	620	276,611	266,228	10,383
31	650	217,172	209,541	7,631
32	680	172,011	166,330	5,681
33	710	161,015	155,600	5,415
34	750	127,974	123,830	4,144
35	790	96,791	93,141	3,650
36	830	77,050	74,329	2,721
37	880	58,495	56,254	2,241
38	930	42,078	40,503	1,575
39	980	202,097	193,967	8,130

(注) 特例退職被保険者分を除く。

資料：健康保険組合連合会「事業年報」

第76表 組合管掌健康保険適用状況(業態別)

平成14年3月末現在

区分	組合数	被保険者数(人)			平均標準報酬月額(円)		
		計	男	女	平均	男	女
総 数	1,755	14,936,439	10,939,919	3,996,520	373,956	419,423	249,496
単一・連合組合の計	1,416	9,847,384	7,296,747	2,550,637	387,857	435,331	252,048
化 学 工 業	161	853,290	678,229	175,061	402,157	442,794	244,718
窯業並びに土石業	27	79,658	65,989	13,669	396,361	426,985	248,522
紡 織 工 業	37	57,887	38,496	19,391	312,828	370,577	198,180
機 械 器 具 工 業	372	3,238,068	2,719,777	518,291	392,050	420,084	244,941
そ の 他 の 工 業	97	467,836	348,976	118,860	360,620	409,201	217,987
金 属 鉱 業	4	33,247	28,212	5,035	379,681	409,335	213,523
運 送 の 事 業	107	995,468	846,339	149,129	378,055	402,102	241,583
物 品 販 売 事 業	164	956,485	566,819	389,666	321,424	396,805	211,773
金融保険の事業	187	1,280,228	638,799	641,429	377,724	504,028	251,938
そ の 他 の 事 業	184	1,304,867	1,014,683	290,184	424,612	467,359	275,138
法人又は団体の事務所	75	577,481	347,827	229,654	438,756	501,840	343,212
石 炭 鉱 業	1	2,869	2,601	268	326,121	337,260	218,015
総 合 組 合 の 計	306	5,089,055	3,643,172	1,445,883	347,057	387,562	244,995

資料:健康保険組合連合会「健康保険組合の現勢」

第77表 組合管掌健康保険平均保険料率

年度末現在

区分	保険料率(%)			負担割合(%)		
	計	被保険者	事業主	計	被保険者	事業主
平成7年度	83.93	36.57	47.36	100	44	56
8	84.56	36.87	47.69	100	44	56
9	84.88	37.06	47.82	100	44	56
10	85.12	37.22	47.90	100	44	56
11	85.14	37.27	47.87	100	44	56
12	85.51	37.51	48.00	100	44	56
13	85.91	37.78	48.14	100	44	56

資料:健康保険組合連合会「健康保険組合の現勢」

第78表 組合管掌健康保険給付決定状況

(i) 法定給付

(単位 金額:千円)

区分	平成8年度 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
合 計 件数	249,984,917	258,571,387	265,792,833	266,535,432	271,438,095	278,460,165
金額	3,266,121,938	3,215,591,920	3,119,315,568	3,094,188,039	3,101,213,149	3,108,260,621
被 保 険 者 分 件数	119,213,565	121,877,498	123,371,338	123,710,271	125,775,495	128,625,342
金額	1,871,785,379	1,782,041,043	1,665,335,578	1,652,955,979	1,653,219,990	1,657,080,469
診 療 費 件数	98,750,762	99,072,253	97,813,805	96,264,292	95,708,996	96,053,164
日数	217,334,471	213,271,120	205,337,135	199,399,479	193,907,431	190,555,538
金額	1,569,855,900	1,470,891,156	1,338,177,221	1,314,096,042	1,301,113,428	1,292,509,806
薬 剤 支 給 件数	16,359,967	18,404,951	21,010,430	23,125,767	25,730,832	28,163,162
枚数	24,515,967	27,107,762	30,444,571	33,313,654	36,450,889	39,301,531
金額	101,454,429	101,554,847	102,547,442	118,806,380	134,584,321	154,028,733
入院時食事療養費 件数	1,278,108	1,285,284	1,244,459	1,204,531	1,172,491	1,139,522
(差額支給分除く) 日数	15,142,179	14,927,655	14,070,049	13,341,459	12,615,235	11,964,390
金額	22,413,639	21,190,053	19,950,853	19,020,647	18,014,516	16,939,113
訪問看護療養費 件数	3,050	4,969	5,497	6,474	4,358	4,647
日数	20,704	27,405	34,701	41,019	29,471	33,059
金額	139,380	205,035	245,308	302,534	218,935	244,862
入院時食事療養費 件数	227	224	166	79	142	192
(差額支給分) 日数	9,796	6,772	3,951	2,268	2,835	5,036
金額	2,206	2,110	709	380	681	1,249
療 養 費 件数	3,290,462	3,495,823	3,449,641	3,252,241	3,284,681	3,415,423
金額	22,224,578	22,555,205	19,529,472	19,032,026	18,768,097	19,544,988
高額療養費 件数	180,490	280,912	476,751	473,392	471,554	425,242
金額	9,803,288	18,886,245	37,356,045	37,745,736	38,432,563	34,095,034
看 護 費 件数	274	49	3	3	3	0
日数	5,547	807	45	65	41	0
金額	21,456	2,948	149	403	264	0
移 送 費 件数	353	308	310	294	214	196
金額	23,999	26,675	24,665	23,667	19,550	17,307
傷 病 手 当 金 件数	416,047	408,222	400,465	377,117	367,149	359,524
日数	12,577,681	12,285,886	11,890,278	11,495,592	11,306,973	11,056,573
金額	75,680,464	75,181,667	74,163,737	71,499,926	70,167,836	68,621,157
埋 葬 料 件数	23,278	23,248	23,645	23,191	21,816	21,165
金額	9,237,586	9,353,638	9,549,429	9,293,728	8,763,216	8,426,878
出産育児一時金 件数	91,878	93,432	94,879	94,249	94,183	93,097
金額	27,554,042	28,030,007	28,463,954	28,274,890	28,254,900	27,928,180
出産手当金 件数	96,777	93,107	95,746	93,172	91,567	89,530
日数	9,510,246	9,154,418	9,412,317	9,163,248	9,001,540	8,491,603
金額	33,374,412	34,161,457	35,326,594	34,859,620	34,881,683	34,723,162

被扶養者分件数	130,744,969	136,661,176	142,376,857	142,781,325	145,617,360	149,792,630
金額	1,391,967,675	1,430,513,872	1,449,439,169	1,436,573,240	1,443,100,859	1,446,860,292
診療費件数	107,118,825	109,641,499	111,144,557	109,201,630	108,871,866	109,815,522
日数	231,845,446	233,721,901	233,558,121	225,933,826	220,667,613	218,927,363
金額	1,151,643,088	1,176,075,828	1,182,847,928	1,159,824,541	1,155,603,358	1,149,420,773
薬剤支給件数	20,185,837	23,559,032	27,578,332	30,111,842	33,231,244	36,412,235
枚数	32,078,153	37,717,101	43,254,110	46,673,519	50,646,835	54,935,103
金額	78,299,059	88,565,351	100,351,941	114,144,212	128,001,232	145,217,983
入院時食事療養費件数	1,508,639	1,542,083	1,542,118	1,479,145	1,440,534	1,402,033
(差額支給分除く)日数	17,382,955	17,507,597	17,129,080	16,283,991	15,434,498	14,734,985
金額	24,917,237	24,006,871	23,516,300	22,475,767	21,295,129	20,162,389
訪問看護療養費件数	7,244	11,494	16,391	20,570	17,745	19,899
日数	41,096	65,804	96,603	119,807	106,981	123,760
金額	251,384	421,036	606,842	781,002	699,057	762,339
入院時食事療養費件数	292	160	88	81	208	85
(差額支給分)日数	3,544	19,250	2,364	1,930	2,419	2,221
金額	1,642	1,631	521	534	1,606	376
第二家族療養費件数	2,694,759	2,691,483	2,861,205	2,680,959	2,737,799	2,859,106
金額	15,288,870	17,456,487	16,029,872	15,842,737	15,767,955	16,193,468
高額療養費件数	367,059	382,826	395,216	398,270	401,525	336,570
金額	21,284,803	22,466,632	23,291,759	23,698,557	24,262,897	20,061,081
看護費件数	493	95	12	4	1	0
日数	12,268	2,327	224	12	6	0
金額	40,057	7,690	607	77	10	0
移送費件数	317	237	306	261	198	161
金額	14,987	13,677	13,141	16,561	15,615	10,372
家族埋葬料件数	53,945	54,024	57,230	52,617	47,891	48,402
金額	5,394,680	5,426,486	5,724,040	5,261,952	4,789,100	4,840,200
配偶者出産育児一時金件数	316,198	320,326	323,520	315,091	308,883	300,650
金額	94,831,868	96,072,183	97,056,218	94,527,300	92,664,900	90,191,311
世帯合算高額療養費件数	26,383	32,713	44,638	43,836	45,240	42,193
金額	2,368,884	3,037,005	4,540,821	4,658,820	4,892,300	4,319,860

(注) 1 「傷病手当金」「(家族)埋葬料」「(配偶者)出産育児一時金」「出産手当金」には、老人保健医療給付対象者を含むが、それ以外の給付には含まれない。
 2 「入院時食事療養費(差額支給分除く)」の件数は診療費の再掲であり、件数の合計には含まれていない。
 3 「薬剤支給」の枚数は、処方箋枚数である。

(ii) 附加給付

(単位 金額：千円)

区分	平成8年度 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
合計 件数	16,122,051	10,701,198	7,392,596	5,277,946	4,254,895	3,690,864
金額	119,498,992	104,576,467	95,450,265	81,933,327	75,140,282	78,101,851
被保険者分 件数	3,546,090	3,185,827	3,319,268	2,464,337	2,074,367	1,868,394
金額	44,978,481	48,735,191	53,399,197	47,461,476	44,637,395	46,659,566
・部負担還元金 件数	3,294,748	2,939,657	3,078,808	2,235,121	1,852,067	1,648,220
金額	26,461,016	29,276,179	34,019,701	28,570,446	25,958,480	27,769,562
傷病手当に関するもの 件数	182,014	175,990	172,115	161,468	156,550	155,758
金額	12,556,811	13,384,306	13,383,403	13,064,514	13,355,957	13,657,668
その他の 件数	69,328	70,180	68,345	67,748	65,750	64,416
金額	5,960,654	6,074,706	5,996,093	5,826,516	5,322,958	5,232,336
被扶養者分 件数	12,554,738	7,489,205	4,040,851	2,783,683	2,151,800	1,795,755
金額	73,635,076	54,940,001	41,076,151	33,660,236	29,765,417	30,480,265
家族療養附加金 件数	12,344,468	7,283,283	3,833,838	2,586,739	1,969,557	1,623,425
金額	67,317,547	48,638,851	34,608,670	27,411,506	23,836,037	24,790,512
その他の 件数	210,270	205,922	207,013	196,944	182,243	172,330
金額	6,317,529	6,301,150	6,467,481	6,248,730	5,929,380	5,689,753
合算高額療養附加金 件数	21,223	26,166	32,477	29,926	28,728	26,715
金額	885,435	901,275	974,917	811,615	737,470	962,020

(iii) 法定給付・附加給付合計

(単位 金額：千円)

区分	平成8年度 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
合計 件数	266,106,968	269,272,585	273,185,429	271,813,378	275,692,990	282,151,029
金額	3,385,620,930	3,320,168,387	3,214,765,833	3,176,121,366	3,176,353,431	3,186,362,472
被保険者分 件数	122,759,655	125,063,325	126,690,606	126,174,608	127,849,862	130,493,736
金額	1,916,763,860	1,830,776,234	1,718,734,775	1,700,417,455	1,697,857,385	1,703,740,035
被扶養者分 件数	143,299,707	144,150,381	146,417,708	145,565,008	147,769,160	151,588,385
金額	1,465,602,751	1,485,453,873	1,490,515,320	1,470,233,476	1,472,866,276	1,477,340,557

(注) 合計には、世帯合算高額療養費及び合算高額療養附加金を含む。

資料：健康保険組合連合会「事業年報」

第79表 組合管掌健康保険診療費決定状況

(単位 金額: 千円)

区分	平成8年度 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
被保険者分 件数	98,750,762	99,072,253	97,813,805	96,264,292	95,708,996	96,053,164
日数	217,334,471	213,271,120	205,337,135	199,399,479	193,907,431	190,555,538
金額	1,569,855,900	1,470,891,156	1,338,177,221	1,314,096,042	1,301,113,428	1,292,509,806
一般診療 件数	77,234,489	77,383,743	76,777,499	75,653,583	75,461,837	75,830,874
日数	161,850,343	157,999,126	152,020,831	147,467,844	143,743,263	141,270,123
金額	1,260,374,506	1,175,286,833	1,075,767,353	1,057,980,342	1,051,252,610	1,042,407,678
入院 件数	1,382,176	1,381,262	1,342,626	1,303,130	1,265,192	1,233,372
日数	17,599,471	17,481,466	16,356,376	15,575,446	14,780,323	14,033,293
金額	434,662,393	420,672,661	393,452,437	387,085,153	387,730,036	381,041,857
入院外 件数	75,852,313	76,002,481	75,434,873	74,350,453	74,196,645	74,597,502
日数	144,250,872	140,517,660	135,664,455	131,892,398	128,962,940	127,236,830
金額	825,712,113	754,614,172	682,314,916	670,895,189	663,522,574	661,365,821
歯科診療 件数	21,516,273	21,688,510	21,036,306	20,610,709	20,247,159	20,222,290
日数	55,484,128	55,271,994	53,316,304	51,931,635	50,164,168	49,285,415
金額	309,481,394	295,604,323	262,409,868	256,115,700	249,860,818	250,102,128
被扶養者分 件数	107,118,825	109,641,499	111,144,557	109,201,630	108,871,866	109,815,522
日数	231,845,446	233,721,901	233,558,121	225,933,826	220,667,613	218,927,363
金額	1,151,643,088	1,176,075,828	1,182,847,928	1,159,824,541	1,155,603,358	1,149,420,773
一般診療 件数	87,124,002	89,291,617	90,982,119	89,482,445	89,502,233	90,605,320
日数	185,127,908	186,735,892	187,246,054	180,981,467	177,161,883	176,235,375
金額	982,807,516	1,004,714,606	1,012,389,074	993,562,147	993,108,395	988,934,859
入院 件数	1,696,801	1,736,941	1,742,669	1,690,977	1,640,654	1,600,150
日数	20,222,248	20,695,704	19,979,154	19,101,846	18,149,515	17,369,556
金額	371,554,549	389,141,492	396,217,857	389,638,759	395,062,273	388,207,509
入院外 件数	85,427,201	87,554,676	89,239,450	87,791,468	87,861,579	89,005,170
日数	164,905,660	166,040,188	167,266,900	161,879,621	159,012,368	158,865,819
金額	611,252,967	615,573,114	616,171,217	603,923,388	598,046,122	600,727,350
歯科診療 件数	19,994,823	20,349,882	20,162,438	19,719,185	19,369,633	19,210,202
日数	46,717,538	46,986,009	46,312,067	44,952,359	43,505,730	42,691,988
金額	168,835,572	171,361,222	170,458,854	166,262,394	162,494,963	160,485,914

(注) 老人保健医療給付対象者は含まれていない。

資料: 健康保険組合連合会「事業年報」

第80表 組合管掌健康保険給付諸率

区分	平成8年度 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
《被保険者分》						
診療費	1000人当件数	6,386.36	6,219.68	6,179.70	6,184.87	6,247.22
1件当日数	2.20	2.15	2.10	2.07	2.03	1.98
1件当金額	15,897	14,847	13,681	13,651	13,594	13,456
1人当金額	101,525	92,341	84,544	84,429	84,928	85,532
人院	1000人当件数	89.39	86.71	84.82	83.72	82.58
1件当日数	12.73	12.66	12.18	11.95	11.68	11.38
1件当金額	314,477	304,557	293,047	297,043	306,459	308,943
1人当金額	28,110	26,409	24,858	24,870	25,308	25,216
入院外	1000人当件数	4,905.49	4,771.37	4,765.84	4,776.93	4,843.04
1件当日数	1.90	1.85	1.80	1.77	1.74	1.71
1件当金額	10,886	9,929	9,045	9,023	8,943	8,866
1人当金額	53,400	47,374	43,107	43,104	43,310	43,766
歯科診療	1000人当件数	1,391.49	1,361.59	1,329.04	1,324.21	1,321.59
1件当日数	2.58	2.55	2.53	2.52	2.48	2.44
1件当金額	14,384	13,630	12,474	12,426	12,341	12,368
1人当金額	20,015	18,558	16,579	16,455	16,309	16,551
薬剤支給	1000人当件数	1,058.02	1,155.45	1,327.40	1,485.80	1,679.53
1件当金額	6,201	5,518	4,881	5,137	5,230	5,469
1人当金額	6,561	6,376	6,479	7,633	8,785	10,193
人院時食事療養費	1000人当件数	82.66	80.69	78.62	77.39	76.53
(差額支給分除く)	1件当日数	11.85	11.61	11.31	11.08	10.76
1件当金額	17,537	16,487	16,032	15,791	15,364	14,865
1人当金額	1,450	1,330	1,260	1,222	1,176	1,121
訪問看護療養費	1000人当件数	0.20	0.31	0.35	0.42	0.28
1件当日数	6.79	5.52	6.31	6.34	6.76	7.11
1件当金額	45,698	41,263	44,626	46,731	50,237	52,692
1人当金額	9	13	15	19	14	16
入院時食事療養費	1000人当件数	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
(差額支給)	1件当日数	43.15	30.23	23.80	28.71	19.96
1件当金額	9,718	9,420	4,271	4,810	4,796	6,505
1人当金額	0	0	0	0	0	0
療養費	1000人当件数	212.80	219.46	217.94	208.95	214.40
1件当金額	6,754	6,452	5,661	5,852	5,714	5,723
1人当金額	1,437	1,416	1,234	1,223	1,225	1,293
看護費	1000人当日数	0.36	0.05	0.00	0.00	0.00
1日当金額	3,868	3,653	3,311	6,200	6,439	0
移送病用手当金	1000人当件数	0.02	0.02	0.02	0.01	0.01
1人当日数	0.80	0.76	0.74	0.73	0.73	0.73
1件当金額	181,904	184,169	185,194	189,596	191,115	190,867
埋葬費用	1000人当件数	1.50	1.45	1.49	1.42	1.39
1人当金額	5.91	5.84	5.97	6.03	6.12	6.13
出産手当金	1000人当件数	6.23	5.82	6.02	5.96	5.90
1件当金額	344,859	366,905	368,962	374,143	380,942	387,838

《被扶養者分》								
診療費	1000人当件数	6,838.97	6,719.59	6,888.40	6,887.68	6,941.28	7,122.64	
1件当日数	2.16	2.13	2.10	2.07	2.03	1.99		
1件当金額	10,751	10,727	10,642	10,621	10,614	10,467		
1人当金額	73,526	72,067	73,309	73,154	73,677	74,551		
人院	1000人当件数	108.33	106.44	108.01	106.66	104.60	103.79	
	1件当日数	11.92	11.92	11.46	11.30	11.06	10.85	
	1件当金額	218,974	224,038	227,363	230,422	240,796	242,607	
	1人当金額	23,722	23,846	24,556	24,576	25,188	25,179	
人院外	1000人当件数	5,451.08	5,365.16	5,530.79	5,537.28	5,601.74	5,772.88	
	1件当日数	1.93	1.90	1.87	1.84	1.81	1.78	
	1件当金額	7,155	7,031	6,905	6,879	6,807	6,749	
	1人当金額	39,025	37,721	38,188	38,091	38,129	38,963	
歯科診療	1000人当件数	1,276.56	1,247.00	1,249.61	1,243.75	1,234.94	1,245.97	
	1件当日数	2.34	2.31	2.30	2.28	2.25	2.22	
	1件当金額	8,444	8,421	8,454	8,432	8,389	8,354	
	1人当金額	10,779	10,501	10,565	10,487	10,360	10,409	
薬剤支給	1000人当件数	1,288.76	1,443.65	1,709.22	1,899.25	2,118.71	2,361.70	
	1件当金額	3,879	3,759	3,639	3,791	3,852	3,988	
	1人当金額	4,999	5,427	6,220	7,199	8,161	9,419	
入院時食事療養費(差額支給分除く)	1000人当件数	96.32	94.50	95.58	93.29	91.84	90.94	
	1件当日数	11.52	11.35	11.11	11.01	10.71	10.51	
	1件当金額	16,516	15,568	15,249	15,195	14,783	14,381	
	1人当金額	1,591	1,471	1,457	1,418	1,358	1,308	
家族訪問看護療養費	1000人当件数	0.46	0.70	1.02	1.30	1.13	1.29	
	1件当日数	5.67	5.73	5.89	5.82	6.03	6.22	
	1件当金額	34,702	36,631	37,023	37,968	39,395	38,310	
	1人当金額	16	26	38	49	45	49	
入院時食事療養費(差額支給)	1000人当件数	0.02	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	
	1件当日数	12.14	120.31	26.86	23.83	11.63	26.13	
	1件当金額	5,623	10,194	5,920	6,593	7,721	4,424	
	1人当金額	0	0	0	0	0	0	
第二家族療養費	1000人当件数	172.05	164.93	177.33	169.10	174.55	185.41	
	1件当金額	5,671	6,486	5,602	5,909	5,759	5,664	
	1人当金額	976	1,070	993	999	1,005	1,050	
看護費	1000人当日数	0.78	0.14	0.01	0.00	0.00	0.00	
	1日当金額	3,265	3,305	2,710	6,417	1,667	0	
家族移送費	1000人当件数	0.02	0.01	0.02	0.02	0.01	0.01	
家族埋葬料	1000人当件数	3.26	3.14	3.36	3.15	2.90	2.99	
配偶者出産育児一時金	1000人当件数	19.13	18.59	19.01	18.86	18.71	18.55	

(注) 1 特定健康保険組合を含む。

2 「傷病手当金」「(家族)埋葬料」「(配偶者)出産一時金」「出産手当金」は、老人保健医療給付対象者を含む数値で除しているが、その他の給付は含まない数値で除している。

3 「1000人当件数」「1人当金額」は、それぞれ年度平均被保険者数及び年度平均被扶養者数で除した数値である

資料: 健康保険組合連合会「事業年報」

第81表 組合管掌健康保険収支状況

(単位 千円)

区分	平成8年度 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
収入	6,175,486,283	6,356,752,991	6,347,390,998	6,427,197,457	6,281,220,289	6,438,094,559
保険料	5,489,151,061	5,836,195,058	5,871,767,456	5,795,126,321	5,704,024,541	5,715,408,513
国庫支出金	72,809,160	45,164,431	46,121,001	31,591,573	58,292,329	78,922,885
事務負担金	5,635,023	5,703,052	4,402,908	4,396,002	5,084,554	4,945,076
国庫補助金	67,174,137	39,461,379	41,718,093	27,195,571	53,207,775	73,977,809
前年度より繰越金	86,464,136	58,816,624	58,126,939	90,333,534	69,453,438	86,406,174
積立金より繰入金	279,650,638	170,209,256	130,744,890	270,608,518	206,928,642	294,171,124
その他の収入	247,411,288	246,367,622	240,630,712	239,537,511	242,521,339	263,185,863
支出	5,945,589,672	6,044,406,571	6,028,555,111	6,181,076,374	6,008,658,005	6,190,895,308
保険給付費	3,353,282,819	3,358,117,826	3,215,025,431	3,181,395,332	3,171,016,257	3,199,491,273
老人保健拠出金	1,506,534,160	1,567,834,184	1,710,665,086	1,880,067,920	1,705,942,989	1,813,754,190
退職者給付拠出金	346,415,332	369,347,881	382,249,961	420,615,167	454,832,066	525,109,953
日雇拠出金	1,280,443	1,183,594	738,449	661,336	582,740	201,004
事務費	137,132,250	142,451,380	143,138,039	142,164,191	137,520,861	135,163,982
保健事業費	385,015,378	365,187,304	359,087,847	343,169,111	323,163,967	307,199,731
その他の支出	242,929,290	240,284,402	217,650,298	213,003,317	215,599,125	209,975,175
収支差引残	229,896,611	312,346,420	318,835,887	246,121,084	272,562,284	247,199,251
翌年度への繰越	52,715,191	58,560,078	90,107,342	72,082,882	86,377,289	86,586,573
法定準備金へ繰入	51,581,705	47,467,992	32,227,247	25,243,592	50,275,940	53,559,824
別途積立金へ繰入	125,098,300	205,609,455	195,430,291	146,519,374	127,978,315	104,145,143
その他	501,415	708,895	1,071,007	2,275,236	7,930,740	2,907,711
年度末現在積立金	3,235,802,400	3,551,635,007	3,644,429,847	3,551,788,139	3,521,617,383	3,380,606,746
法定準備金	1,241,880,499	1,334,710,468	1,351,086,494	1,339,399,002	1,358,071,843	1,368,167,964
別途積立金	1,993,921,901	2,216,924,539	2,293,343,353	2,212,389,137	2,163,545,540	2,012,438,782

資料: 健康保険組合連合会「組合決算概況報告」

3 国民健康保険

第82表 国民健康保険適用状況

区分		年度末現在					
		平成8年度 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
保険者数		3,415	3,415	3,415	3,411	3,408	3,401
市町村		3,249	3,249	3,249	3,245	3,242	3,235
国保組合		166	166	166	166	166	166
世帯数		20,839,774	21,418,622	22,201,704	22,984,623	23,747,087	24,613,450
市町村		18,886,943	19,519,293	20,337,626	21,153,483	21,948,183	22,833,889
国保組合		1,952,831	1,899,329	1,864,078	1,831,140	1,798,904	1,779,561
被保険者数		43,687,578	44,335,810	45,454,003	46,581,219	47,627,952	48,952,557
市町村		39,018,781	39,813,757	41,020,566	42,241,677	43,374,015	44,769,558
国保組合		4,668,797	4,522,053	4,433,437	4,339,542	4,253,937	4,182,999
(再掲)							
介護保険第2号被保険者数		·	·	·	15,421,100	15,618,057	
市町村		·	·	·	13,809,079	14,035,861	
国保組合		·	·	·	1,612,021	1,582,196	

資料：厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」

第83表 国民健康保険給付決定状況

区分		(単位 金額：千円)					
		平成8年度 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
総 数 件数		500,019,371	525,200,404	574,376,005	616,705,510	655,308,436	696,898,470
金額		14,043,735,756	14,577,025,383	15,362,987,825	16,438,286,981	16,246,026,174	17,085,505,490
療養諸費用件数		497,561,991	522,715,567	571,617,949	613,374,025	651,573,126	692,700,554
金額		13,927,654,340	14,460,761,218	15,241,173,390	16,313,759,096	16,120,747,037	16,956,476,111
療養の給付等 件数		484,723,621	509,684,821	558,192,328	599,329,639	636,712,599	677,237,050
金額		13,762,062,029	14,291,792,581	15,063,454,693	16,125,802,510	15,922,340,376	16,747,702,960
療養費等 件数		12,838,370	13,030,746	13,425,621	14,044,386	14,860,527	15,463,504
金額		165,592,311	168,968,637	177,718,697	187,956,586	198,406,661	208,773,150
高額療養費(再掲) 件数		5,620,259	5,625,382	5,792,413	5,935,447	6,029,995	5,998,824
金額		468,003,560	481,494,302	504,294,114	526,825,498	550,552,522	548,843,517
医療給付費(再掲) 金額		12,170,391,063	12,533,575,995	13,140,060,350	14,094,604,335	13,867,279,871	14,553,310,206
その他の給付 件数		2,457,380	2,484,837	2,758,056	3,331,485	3,735,310	4,197,916
金額		116,081,416	116,264,165	121,814,435	124,527,885	125,279,137	129,029,379

(注) 1 「医療給付費(再掲)」は、療養諸費用合計の保険者負担額+高額療養費である。

2 老人保健分を含む。

3 平成6年度より、「療養の給付等」及び「療養費等」のうち入院時の食事にかかる給付として食事療養が導入された。

資料：厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」

第84表 国民健康保険療養の給付等決定状況

(単位 金額：千円)

区分	平成8年度 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
合 計 件数	484,723,621	509,684,821	558,192,328	599,329,639	636,712,599	677,237,050
金額	13,762,062,030	14,291,792,581	15,063,454,693	16,125,802,510	15,922,340,376	16,747,703,151
診療費 件数	409,196,523	419,659,779	444,740,405	465,159,392	484,803,143	504,861,307
日数	1,327,247,500	1,324,560,647	1,369,358,433	1,415,783,643	1,418,760,777	1,445,840,973
金額	12,138,486,404	12,435,159,533	12,907,605,002	13,597,376,953	13,776,445,971	14,308,609,811
入院 件数	15,593,554	15,779,380	16,443,788	16,925,143	16,497,699	16,864,086
日数	313,303,437	314,204,094	321,151,381	328,546,306	309,448,568	315,257,638
金額	5,574,079,388	5,791,432,986	6,119,313,745	6,452,961,258	6,480,205,746	6,731,451,623
入院外 件数	339,047,780	348,344,654	370,707,438	388,099,013	406,069,088	423,455,779
日数	862,743,235	858,718,744	892,487,666	925,417,162	944,080,533	960,037,328
金額	5,635,428,926	5,698,582,965	5,805,381,343	6,113,925,985	6,230,435,037	6,466,449,529
歯科診療 件数	54,555,189	55,535,745	57,589,179	60,135,236	62,236,356	64,541,442
日数	151,200,828	151,637,809	155,719,386	161,820,175	165,231,676	170,546,007
金額	928,978,090	945,143,583	982,909,914	1,030,489,710	1,065,805,188	1,110,708,659
入院時食事療養費 件数	14,718,194	14,875,105	15,489,423	15,930,191	15,494,138	15,809,801
金額	621,506,913	627,883,793	639,485,485	656,992,432	616,070,398	627,581,529
薬剤の支給 件数	73,309,400	87,044,518	109,661,370	129,559,771	151,553,126	171,995,133
金額	692,308,312	828,304,420	1,016,682,809	1,275,811,881	1,509,197,142	1,788,813,403
施設療養費 件数	1,656,380	2,158,346	2,676,674	3,162,061	8,838	△ 13
金額	282,755,426	360,087,132	443,504,016	521,486,126	967,036	△ 95,966
訪問看護療養費 件数	561,318	822,178	1,113,879	1,448,415	347,492	380,623
金額	27,004,975	40,357,703	56,177,381	74,135,118	19,659,829	22,794,374

(注) 1 老人保健分を含む。

2 「入院時食事療養費」の件数については、再掲扱いになるので合計には計上されていない。

資料：厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」

第85表 国民健康保険療養費等決定状況

(単位 金額：千円)

区分	平成8年度 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
合 計 件数	12,838					

第86表 国民健康保険療養の給付諸率

(単位 金額：円)

区分		平成8年度 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
診 療 費	1000人当件数	9,402.66	9,526.59	9,878.38	10,069.74	10,254.43	10,425.45
	1件 当 日 数	3.24	3.16	3.08	3.04	2.93	2.86
	1件 当 金 額	29,664	29,632	29,023	29,232	28,417	28,342
	1人 当 金 額	278,922	282,287	286,698	294,355	291,396	295,474
入 院	1000人当件数	358.31	358.20	365.24	366.39	348.96	348.25
	1件 当 日 数	20.09	19.91	19.53	19.41	18.76	18.69
	1件 当 金 額	357,460	367,025	372,135	381,265	392,795	399,159
	1人 当 金 額	128,083	131,470	135,920	139,693	137,068	139,005
入 院 外	1000人当件数	7,790.76	7,907.68	8,233.99	8,401.55	8,589.07	8,744.41
	1件 当 日 数	2.54	2.47	2.41	2.38	2.32	2.27
	1件 当 金 額	16,621	16,359	15,660	15,754	15,343	15,271
	1人 当 金 額	129,493	129,362	128,947	132,354	131,785	133,533
歯 科 診 療	1000人当件数	1,253.59	1,260.70	1,279.15	1,301.80	1,316.41	1,332.79
	1件 当 日 数	2.77	2.73	2.70	2.69	2.65	2.64
	1件 当 金 額	17,028	17,019	17,068	17,136	17,125	17,209
	1人 当 金 額	21,346	21,455	21,832	22,308	22,544	22,936
療 養 費 等	1000人当件数	295.00	295.81	298.20	304.03	314.33	319.32

(注) 老人保健分を含む。
資料: 厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」

第87表 国民健康保険「その他の給付」決定状況

(単位 金額: 千円)

区分		平成8年度 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
合 計	件数	2,457,380	2,484,837	2,758,056	3,331,485	3,735,310	4,197,916
	金額	116,081,416	116,264,165	121,814,435	124,527,885	125,279,137	129,029,379
葬 祭 給 付	件数	579,248	575,590	616,837	631,095	626,940	652,733
	金額	26,839,774	27,795,364	30,318,423	31,188,172	31,125,648	32,408,221
出 産 育 児 給 付	件数	244,451	243,145	248,179	248,054	250,784	253,016
	金額	73,382,800	72,993,269	75,751,724	75,927,047	76,824,443	77,517,741
そ の 他	件数	1,633,681	1,666,102	1,893,040	2,452,336	2,857,586	3,292,167
	金額	15,858,842	15,475,532	15,744,288	17,412,666	17,329,045	19,103,417

資料: 厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」

第88表 国民健康保険諸率

(単位 金額: 円)

区分	平成8年度 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
保険料(税)現年分						
1世帯当調定額	162,264	166,608	163,721	162,336	166,990	165,660
被保険者1人当調定額	77,044	80,202	79,689	79,843	82,954	83,113
被保険者1人当収納額	72,436	74,942	74,062	73,860	76,686	76,440
収入(1人当金額)						
国庫支出金	70,528	70,495	69,450	74,252	73,986	78,297
事務費負担金	171	172	68	65	92	85
療養給付費等	56,549	56,532	55,702	58,796	58,970	62,697
普通調整交付金	9,712	9,890	9,922	10,971	11,529	12,202
特別調整交付金	3,604	3,512	3,424	3,570	3,109	3,163
その他	491	389	333	850	287	149
都道府県支出金	1,524	1,463	1,309	1,241	886	692
一般会計繰入金	7,142	6,502	6,798	7,155	6,762	7,156
支出(1人当金額)						
総務費	4,894	4,934	4,856	5,220	4,843	4,696
療養諸費	320,034	328,270	338,530	353,159	340,982	350,153
老人保健拠出金						
事務費	443	495	546	608	654	724
事業費	200	184	176	156	•	•
医療費	48,757	49,740	53,363	59,159	53,457	59,334
介護納付金	•	•	•	•	9,281	10,246
保健事業費	1,261	1,349	1,311	1,250	1,194	1,227

(注) 1 経理関係諸率の算出に当たって使用した被保険者数には、老人保健医療給付対象者を含む。

2 平成12年度の調定額は、介護納付金を含む。

資料: 厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」

第89表 国民健康保険診療施設経理状況

(単位 金額:千円)

区分	平成8年度 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
収入	85,608,479	84,399,405	85,987,679	86,128,562	84,698,299	84,751,179
診療収入	60,031,638	58,029,214	57,466,596	58,380,709	59,513,810	60,174,327
入院	2,731,484	2,565,974	2,803,887	2,818,240	3,007,949	3,036,823
外来	55,902,423	53,959,256	53,092,327	53,972,659	54,770,027	55,120,060
その他	1,397,730	1,503,985	1,570,381	1,589,810	1,735,834	2,017,444
国庫支出金	476,696	292,376	158,670	230,218	138,997	181,666
繰入金	14,891,294	16,461,619	17,405,070	16,853,751	16,067,028	15,628,150
他会計	11,003,875	12,425,695	13,223,210	12,598,813	12,237,225	11,843,804
基金	810,600	820,363	841,472	1,258,311	634,944	1,004,270
事業勘定	3,076,819	3,215,561	3,340,388	2,996,627	3,194,859	2,780,076
前年度繰越金	5,087,423	5,098,180	4,653,438	4,731,982	5,121,828	5,363,648
その他	5,121,428	4,518,016	6,303,905	5,931,903	3,856,635	3,403,387
支出	84,032,121	83,514,612	84,847,450	84,325,412	82,133,397	81,820,762
総務費	43,445,135	44,091,221	44,393,761	42,743,983	43,730,121	42,895,249
医業費	29,296,105	28,685,015	28,116,905	28,319,677	28,384,432	28,871,611
医業費	28,934,039	28,344,800	27,760,219	27,954,686	28,023,014	28,509,177
給食費	362,066	340,215	356,686	364,991	361,418	362,434
施設整備費	4,762,780	3,771,129	4,925,995	6,259,423	2,671,764	3,165,212
公債費	2,304,588	2,410,124	2,581,346	2,754,892	2,978,835	3,017,984
その他	4,223,514	4,557,124	4,829,445	4,247,438	4,368,245	3,870,706
収支差引額	1,576,358	884,793	1,140,229	1,803,150	2,564,902	2,930,417
積立金保有額	8,561,124	8,923,010	10,293,925	10,239,436	14,376,259	11,256,129
市町村債	16,721,887	18,674,342	21,611,310	22,965,411	26,743,222	24,079,760

(注) 国民健康保険直営診療施設のうち、地方公営企業法の適用を受けない施設に係る分である。

資料: 厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」

第90表 国民健康保険料(税)収納状況

(単位 金額:千円)

区分	平成8年度 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
保険料(税)現年分						
調定期額	3,352,915,272	3,532,993,027	3,587,728,121	3,688,228,606	3,921,865,202	4,024,827,488
収納額	3,152,371,498	3,301,288,183	3,334,377,605	3,411,850,724	3,625,526,103	3,701,673,102
収納率(%)	94.04	93.47	92.97	92.55	92.49	92.02

(注) 1 「収納率」は、居所不明者分調定期額を控除した調定期額を用いて算出している。

2 平成12年度の調定期額は、介護納付金分を含む。

資料: 厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」

第91表 国民健康保険収支状況

(単位 千円)

区分	平成8年度 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
収入	8,541,555,204	8,713,277,028	8,996,526,554	9,537,006,841	10,025,266,969	10,552,768,329
保険料(税)	3,230,790,200	3,382,356,377	3,419,953,563	3,502,256,737	3,721,484,602	3,816,395,471
国庫支出金	3,069,310,508	3,105,414,239	3,126,743,833	3,429,956,214	3,497,863,465	3,791,592,715
事務費負担金	7,455,310	7,595,377	3,066,022	2,999,323	4,338,297	4,114,316
療養給付費等負担金	2,460,973,523	2,490,310,070	2,507,804,919	2,731,090,042	2,787,927,497	3,036,137,209
調整交付金	579,539,432	590,376,018	600,877,843	656,594,438	692,008,243	744,098,305
その他の	21,342,243	17,132,774	14,995,049	39,272,411	13,589,428	7,242,885
療養給付費交付金	888,923,168	911,059,886	1,039,185,679	1,172,602,016	1,296,864,471	1,325,252,226
都道府県支出金	66,318,166	64,462,385	58,942,958	57,348,867	41,873,430	33,503,766
保険基盤安定継入金	160,233,144	177,668,967	194,817,196	215,197,003	248,191,116	271,772,543
基準超過費用	1,372,766	1,976,992	3,639,533	3,451,087	3,235,285	3,233,628
職員給与費等	123,037,320	129,526,037	138,111,498	144,714,293	158,899,151	160,733,716
出産育児一時金等	40,865,560	40,482,538	41,807,574	42,109,169	44,148,964	44,805,532
財政安定化支援	121,169,515	126,974,822	112,448,831	119,671,165	129,090,873	106,347,576
一般会計継入金	310,820,881	286,437,660	306,043,450	330,534,605	319,710,019	346,530,804
基金継入金	71,195,294	44,179,219	48,711,042	58,325,002	37,616,106	63,628,453
継越金	315,955,604	294,733,393	364,173,157	314,506,681	334,004,579	391,595,895
その他の	141,563,079	148,004,514	141,948,240	146,334,003	192,284,908	197,376,003
支出	8,274,230,201	8,363,034,603	8,718,439,927	9,235,820,804	9,667,499,951	10,220,236,104
総務費	212,981,682	217,364,352	218,614,501	241,113,450	228,968,504	227,396,664
保険料給付費	5,640,931,800	5,639,956,197	5,770,122,726	5,948,740,079	6,112,130,166	6,262,880,300
一般被保険者分						
療養諸費	3,826,411,992	3,792,128,682	3,838,946,898	3,890,065,206	3,967,995,877	4,051,653,425
高額療養費	404,513,935	414,990,067	432,957,711	449,491,118	467,474,682	464,970,637
退職被保険者等分						
療養諸費	1,209,265,877	1,228,159,375	1,281,796,230	1,383,247,869	1,444,085,980	1,508,489,445
高額療養費	63,735,941	66,757,558	71,543,898	77,659,524	83,385,848	84,160,251
育児諸費	18,024	13,934	44,447	24,395	14,650	20,502
出産育児諸費	73,412,126	73,029,598	75,749,106	75,952,991	76,850,019	77,551,982
葬祭諸費	26,850,719	27,804,845	30,330,906	31,200,033	31,135,575	32,417,502
その他(傷病・出産手当等)	15,882,578	15,499,332	15,785,456	17,434,219	17,371,108	19,126,125
手数料	20,840,608	21,572,806	22,968,074	23,664,725	23,8	

4 厚生年金保険

① 厚生年金保険

第92表 厚生年金保険適用状況

区分		年度末現在					
		平成8年度 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
事業所数		1,652,179	1,702,932	1,691,358	1,682,652	1,674,165	1,651,493
船舶所有者数		7,259	7,057	6,752	6,525	6,327	6,092
被保険者数		33,462,460	33,467,745	32,956,551	32,481,408	32,192,494	31,575,928
男		22,358,019	22,361,008	22,039,056	21,720,107	21,507,818	21,087,129
女		11,001,340	11,010,696	10,829,893	10,679,660	10,608,106	10,418,661
坑内員		3,257	3,088	3,000	2,842	2,656	906
船員		94,623	89,475	82,351	77,582	73,802	69,232
任意継続		5,221	3,478	2,251	1,217	112	—
船員任意継続(再掲)		—	—	—	—	—	—
平均標準報酬月額		312,909	316,881	316,186	315,353	318,688	318,679
男		361,162	365,532	363,777	361,901	365,917	365,143
女		214,361	217,624	218,915	220,278	222,587	224,311
坑内員		404,524	406,838	406,776	370,827	369,175	376,364
船員		371,698	373,917	371,121	370,737	366,382	366,802
任意継続		210,999	215,229	216,685	218,859	267,625	—
船員任意継続(再掲)		—	—	—	—	—	—

資料：社会保険庁「事業年報」

第93表 厚生年金保険被保険者数（標準報酬等級別）

平成14年3月末現在

等級	月額 (千円)	被保険者数				
		計	男	女	坑内員	船員
総数	31,575,928	21,087,129	10,418,661	906	69,232	
第1級	98	326,987	109,336	216,895	—	756
2	104	94,777	16,547	78,063	—	167
3	110	171,703	29,921	141,416	1	365
4	118	308,549	54,399	253,869	—	281
5	126	358,585	53,010	305,331	1	243
6	134	464,056	76,753	386,962	—	341
7	142	511,430	88,211	422,835	—	384
8	150	750,937	186,451	563,779	1	706
9	160	775,864	190,468	584,936	3	457
10	170	829,579	233,286	595,648	—	645
11	180	926,021	311,361	613,757	5	898
12	190	917,103	331,376	584,769	1	957
13	200	1,665,345	743,812	919,692	6	1,835
14	220	2,032,153	1,044,428	985,606	13	2,106
15	240	1,982,400	1,191,477	788,368	12	2,543
16	260	2,005,214	1,349,840	652,153	25	3,196
17	280	1,756,196	1,283,021	469,148	32	3,995
18	300	1,782,857	1,364,325	413,018	35	5,479
19	320	1,474,527	1,196,248	273,523	307	4,449
20	340	1,320,668	1,109,962	206,749	38	3,919
21	360	1,282,776	1,099,295	179,481	36	3,964
22	380	1,338,918	1,184,288	149,927	53	4,650
23	410	1,503,157	1,339,552	158,271	48	5,286
24	440	1,213,188	1,109,423	99,066	108	4,591
25	470	976,085	908,096	64,261	40	3,688
26	500	930,985	849,670	78,246	61	3,008
27	530	657,891	622,424	33,247	33	2,187
28	560	539,369	509,573	27,999	17	1,780
29	590	483,342	449,434	32,611	8	1,289
30	620	2,195,266	2,051,142	139,035	22	5,067

(注) 任意継続被保険者及び船員任意継続被保険者を除く。

資料：社会保険庁「事業年報」

第94表 厚生年金保険適用状況（業態別）

平成14年10月1日現在

区分	事業所数	被保険者数			平均標準報酬月額(円)				
		計	男	女	坑内員	平均	男	女	坑内員
合 計	1,638,647	32,167,344	21,472,639	10,693,785	920	315,743	360,712	225,441	393,828
農林水産業	13,027	123,101	86,536	36,565	0	278,600	313,125	196,892	0
石炭鉱業	108	2,243	1,491	388	364	328,469	344,456	193,536	406,813
石炭以外の鉱業	4,638	94,940	79,886	14,681	373	341,949	363,076	225,690	392,922
総合工事業	129,271	1,709,042	1,444,564	264,414	64	342,183	364,004	222,942	445,719
職別工事業	75,689	477,667	392,416	85,249	2	318,725	339,086	225,007	170,000
設備工事業	76,414	769,083	652,249	116,833	1	338,743	358,032	231,061	360,000
食料品・たばこ製造業	30,700	987,830	567,377	420,453	0	277,151	346,024	184,211	0
繊維製品製造業	27,857	439,306	194,476	244,829	1	246,270	330,368	179,469	170,000
木製品・家具等製造業	22,366	252,662	192,462	60,200	0	279,687	306,165	195,037	0
紙製品製造業	8,261	280,351	213,246	67,105	0	323,660	360,629	206,179	0
出版・印刷・同関連産業	30,834	605,031	443,174	161,856	1	348,428	383,050	253,633	300,000
化学工業・同類似業	29,474	1,234,828	961,494	273,330	4	353,225	389,548	225,453	349,000
金属工業	42,194	901,502	734,994	166,500	8	331,451	357,650	215,795	412,500
機械器具製造業	79,309	3,735,007	2,983,750	751,257	0	350,999	384,390	218,377	0
その他の製造業	23,971	567,233	412,497	154,736	0	330,078	372,260	217,630	0
卸売業	130,459	2,553,699	1,775,482	778,182	35	329,733	372,974	231,075	295,714
飲食料品小売業	54,478	606,190	334,800	271,389	1	260,943	319,328	188,915	530,000
飲食料品以外の小売業	191,797	2,860,535	1,740,659	1,119,875	1	286,665	335,997	209,986	320,000
飲食店	40,312	486,246	306,066	180,178	2	269,530	309,308	201,961	210,000
金融・保険業	15,620	1,381,802	720,250	661,552	0	363,096	462,853	254,488	0
不動産業	55,350	421,022	278,927	142,095	0	316,466	356,291	238,290	0
運輸・通信業	65,021	2,785,127	2,386,586	398,537	4	329,516	344,852	237,682	285,000
電気・ガス・熱供給・水道業	7,031	295,772	250,915	44,857	0	417,442	442,664	276,359	0
物品貸業	9,093	152,612	104,203	48,409	0	310,899	350,089	226,542	0
旅館・その他の宿泊所	13,088	314,699	178,858	135,841	0	256,234	297,418	202,009	0
対個人サービス業	27,896	339,561	167,076	172,484	1	266,478	317,858	216,707	620,000
放送・情報サービス業	47,628	1,170,872	856,006	314,864	2	358,098	390,919	268,867	445,000
その他の対事業所サービス業	48,355	1,265,496	741,053	524,399	44	264,672	304,761	208,016	329,545
修理業	40,547	372,578	307,287	65,291	0	310,351	329,053	222,327	0
映画・娯楽業	17,140	400,582	222,501	178,080	1	275,691	318,417	222,305	620,000
医療・保健・廃棄物処理業	80,395	1,870,912	491,976	1,378,934	2	287,058	369,724	257,564	405,000
教 育	13,229	238,943	102,173	136,770	0	274,997	330,958	233,192	0
社会保険・社会福祉	33,201	778,281	194,395	583,886	0	241,480	292,907	224,358	0
学術研究機関	2,277	56,239	35,824	20,415	0	360,165	423,611	248,831	0
政治・経済・文化団体	28,889	249,196	139,425	109,770	1	308,668	363,802	238,636	590,000
その他のサービス業	102,257	964,875	638,464	326,403	8	320,951	362,432	239,810	312,500
公 務	20,471	422,279	139,101	283,178	0	190,120	227,846	171,588	0

(注) 1 産業分類は、社会保険庁「政府管掌健康保険及び厚生年金保険業態分類標準」による。

2 任意継続被保険者及び船員たる被保険者を除く。

資料：社会保険庁調べ

第95表 厚生年金保険年金受給権者状況

(i) 新規裁定分

(単位 金額：千円)

区分	平成8年度 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
合計人員	1,188,286	1,364,990	1,320,351	1,311,811	1,427,042	1,524,210
金額	1,455,636,628	1,666,870,456	1,614,852,544	1,599,073,059	1,736,747,001	1,514,838,831
老齢厚生年金人員 (老齢相当) 金額	499,641	599,337	576,324	536,703	620,835	670,829
老齢厚生年金人員 (通老相当) 金額	1,082,639,959	1,259,053,845	1,198,221,070	1,166,179,930	1,301,883,894	1,079,791,168
障害厚生年金人員 金額	428,468	492,057	459,680	481,369	522,753	565,341
遺族厚生年金人員 金額	141,913,416	158,799,475	148,281,462	152,026,973	162,268,385	156,541,359
老齢年金人員 金額	206,530,850	226,051,232	242,826,311	256,341,390	249,536,653	255,374,879
通算老齢年金人員 金額	1,886	1,027	814	438	340	274
通算老齢年金人員 金額	3,031,256	1,635,205	1,456,679	690,839	526,492	425,962
障害年金人員 金額	10,553	8,498	5,854	4,178	3,374	2,474
遺族年金人員 金額	2,546,103	1,683,007	1,173,710	848,213	685,357	506,523
老齢年金人員 金額	414,723	355,024	362,142	347,874	260,549	257,023
障害年金人員 金額	137	121	82	90	64	55
通算遺族年金人員 金額	117,848	107,386	77,763	77,977	57,633	56,238
老齢年金人員 金額	200	209	122	144	116	84
通算遺族年金人員 金額	50,910	51,212	26,654	34,304	30,329	21,390

(ii) 年度末現在

(単位 金額：千円)

区分	平成8年度 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
合計人員	15,239,181	16,812,6				

第96表 厚生年金保険一時金裁定状況

区分		平成8年度 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
合 計 件数		19,638	23,998	26,199	29,440	30,501	29,641
金額		6,828,505	8,271,509	9,347,911	10,454,148	11,095,969	10,938,746
障害手当金 件数		262	253	300	271	201	226
金額		391,403	375,659	448,626	420,189	322,390	358,867
脱退手当金 件数		12,336	14,151	15,282	15,842	16,178	14,213
金額		2,597,866	3,098,461	3,632,794	3,929,471	4,118,305	3,671,077
脱退一時金 件数		7,040	9,594	10,617	13,327	14,122	15,202
金額		3,839,235	4,797,389	5,266,491	6,104,487	6,655,275	6,908,803

(注) 船員保険の旧法分を含む。

資料:社会保険庁「事業年報」

第97表 厚生年金保険給付受給権者1人当たり金額

区分		平成8年度 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
《年金》							
新規裁定		1,269,173	1,268,660	1,267,560	1,265,677	1,259,649	1,034,298
老齢厚生年金(老齢相当)		2,169,475	2,102,704	2,080,757	2,174,515	2,097,811	1,610,385
老齢厚生年金(通老相当)		366,136	359,015	362,663	356,537	351,850	318,348
障害厚生年金		1,248,734	1,248,436	1,267,461	1,301,555	1,311,298	1,297,971
遺族厚生年金		1,037,342	1,052,060	1,080,300	1,087,004	1,087,567	1,085,338
老齢年金		1,607,241	1,592,215	1,789,532	1,577,257	1,548,507	1,554,606
通算老齢年金		241,268	198,047	200,497	203,019	203,129	204,738
障害年金		980,433	970,010	1,055,808	1,032,268	1,025,784	1,015,898
遺族年金		860,204	887,487	948,327	866,407	900,520	1,022,513
通算遺族年金		254,547	245,032	218,472	238,224	261,459	254,646
年度末現在		1,338,958	1,372,676	1,401,539	1,413,176	1,414,679	1,399,037
老齢厚生年金(老齢相当)		2,108,712	2,098,458	2,131,866	2,145,653	2,138,119	2,086,498
老齢厚生年金(通老相当)		686,676	701,254	727,242	741,070	748,377	747,788
障害厚生年金		1,194,115	1,189,586	1,208,936	1,231,623	1,240,076	1,242,515
遺族厚生年金		1,013,525	1,033,822	1,052,503	1,063,148	1,061,954	1,060,296
老齢年金		1,946,593	2,005,335	2,037,297	2,045,877	2,041,810	2,036,591
通算老齢年金		417,784	415,931	421,507	422,348	420,874	419,336
障害年金		1,254,624	1,259,978	1,275,347	1,281,148	1,277,736	1,273,535
遺族年金		1,015,604	1,035,366	1,056,635	1,065,334	1,068,113	1,070,741
通算遺族年金		256,838	256,925	261,626	263,206	263,399	263,441
《一時金》		347,735	344,715	356,868	355,123	363,790	369,041
障害手当金		1,493,905	1,484,818	1,498,891	1,550,513	1,603,930	1,587,907
脱退手当金		210,607	219,000	237,744	248,070	254,562	258,290
脱退一時金		545,346	500,041	496,043	458,054	471,270	454,467

(注) 1 「通算老齢年金」には、特例老齢年金を含む。

2 「遺族年金」には、寡婦年金、かん夫年金及び遺児年金を含む。

3 「通算遺族年金」には、特例遺族年金を含む。

4 船員保険の旧法分を含む。

5 基金代行支給分を含む。

6 それぞれ併給している基礎年金分を含む。

7 平成9年度から旧三共済を含む。

資料:社会保険庁調べ

第98表 厚生年金保険保険料徴収状況

区分	平成8年度 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
徴収決定額	19,651,193,872	21,016,852,622	20,985,303,618	20,621,125,145	20,491,594,331	20,417,604,799
前年度からの繰越額	234,541,134	260,109,276	310,287,359	348,397,389	381,827,461	411,836,976
本年度分	19,416,652,738	20,756,743,346	20,675,016,259	20,272,727,756	20,109,766,870	20,005,767,822
収納済額	19,370,602,672	20,683,172,557	20,615,075,449	20,209,855,227	20,051,216,759	19,935,986,552
不納欠損額	17,528,582	19,415,382	18,996,555	26,672,641	25,519,148	48,604,253
収納未済額	263,062,618	314,264,683	351,231,614	384,597,277	414,858,424	433,013,994
収納率(%)	98.6	98.4	98.2	98.0	97.9	97.6

資料:社会保険庁「事業年報」

第99表 厚生年金保険収支状況

(i) 厚生年金特別会計年勘定 (単位 千円)

区分	平成8年度 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
収入	39,314,653,837	33,164,893,934	32,105,360,716	31,875,258,462	30,698,925,264	29,788,556,772
保険料	19,370,602,672	20,683,172,557	20,615,075,449	20,209,855,227	20,051,216,759	19,935,986,552
国庫負担金	2,516,903,710	2,711,454,392	2,830,224,040	3,635,618,854	3,720,885,751	3,816,383,180
拠出金収入等	9,244,153,987	1,629,606,499	920,823,173	970,032,637	634,731,798	592,786,688
国共済組合連合会等拠出金収入	・	27,333,333	32,716,859	32,716,859	32,716,859	32,716,859
積立金相当額納付金	・	702,044,460	362,545,489	484,209,387	188,778,744	162,133,485
職域等費用納付金	・	369,137,829	432,617,383	425,557,607	413,236,194	397,936,344
旧制度間調整法調整拠出金収入	9,244,153,987	531,090,877	92,943,441	27,548,784	・	・
国民年会より受入	2,549,117,021	2,549,335,521	2,495,194,693	2,303,639,745	1,957,354,774	1,556,579,221
利子(運用収入)	5,606,091,769	5,563,690,337	5,216,408,461	4,728,593,834	4,306,656,638	3,860,738,911
年金福祉事業団納付金	—	—	—	—	—	—
その他収入	27,784,679	27,634,627	27,634,899	27,518,165	28,079,544	26,082,220
支出	32,676,554,91					

(ii) 厚生年金特別会計業務勘定

(単位 千円)

区分	平成8年度 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
収入	726,594,006	733,776,568	696,078,768	643,380,906	628,152,515	629,884,656
国庫負担金	119,556,602	120,507,311	83,383,625	82,855,381	83,511,304	84,422,886
他勘定より受入	360,933,112	386,986,865	388,179,096	377,994,782	369,109,099	376,802,077
健康勘定より受入	157,498,195	157,183,219	156,153,146	150,538,060	148,234,750	145,646,607
年金勘定より受入	203,434,917	229,803,646	232,025,950	227,456,722	220,874,349	231,155,470
児童手当収入	137,060,509	141,768,101	141,494,299	138,809,298	137,716,509	136,899,332
特別保健福祉事業資金より受入	83,940,975	57,720,011	58,696,078	23,953,412	18,316,053	12,934,941
その他の収入	25,102,807	26,794,281	24,325,670	19,768,033	19,499,550	18,825,420
支出	694,564,233	703,143,636	668,038,114	619,455,035	610,692,703	611,477,118
事務費	131,059,371	138,591,592	144,261,407	141,355,305	139,860,184	145,460,094
保健事業費	82,318,633	84,122,425	83,353,783	90,101,572	90,445,838	92,765,534
福祉事業費	255,429,376	274,201,552	232,832,111	219,187,811	218,353,635	217,933,885
特別保健福祉事業	83,719,627	59,166,799	58,582,067	23,680,747	18,304,094	12,925,196
児童手当勘定へ繰入	135,433,762	140,112,464	139,761,905	137,030,437	135,906,721	135,059,923
その他の支出	6,603,464	6,948,804	9,246,840	8,099,163	7,822,230	7,332,485
差引収支過不足額	32,029,773	30,632,932	28,040,654	23,925,872	17,459,812	18,407,538

(注) 1 「差引収支過不足額」のうち、「他勘定より受入」から「保健事業費」「福祉事業費」及び「事務費」の一部を差し引いた額は、健康勘定の事業運営安定資金と年金勘定の積立金に組み入れられる。残りは業務勘定において翌年度に繰り越され、その額は翌年度の収入の「その他」に含まれる。

2 平成9年度より旧公共企業体共済組合が統合されたことにより区分等に変更があった。

資料: 社会保険庁「事業年報」

第101表 厚生年金基金年金受給権者状況

年度末現在 (単位 金額: 千円)

区分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
合計件数	3,730,173	4,027,812	4,348,990	4,682,329	4,991,811	5,292,172
金額	1,432,630,664	1,621,308,424	1,850,196,283	2,040,760,257	2,269,244,569	2,476,567,606
基金裁定件数	2,827,588	3,048,303	3,284,034	3,512,433	3,698,697	3,863,745
金額	1,388,336,964	1,572,102,626	1,795,236,766	1,978,764,112	2,199,006,189	2,397,317,951
基金連合会裁定件数	902,585	979,509	1,064,956	1,169,896	1,293,114	1,428,427
金額	44,293,700	49,205,798	54,959,517	61,996,144	70,238,380	79,249,655

資料: 厚生年金基金連合会「厚生年金基金事業年報」

第102表 厚生年金基金一時金裁定状況

(単位 金額: 千円)

区分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
合計件数	429,577	451,305	454,657	456,549	489,769	510,472
金額	418,982,295	495,899,123	569,344,863	549,687,035	647,323,533	771,590,800
脱退一時金件数	356,898	366,259	358,542	360,401	369,012	370,361
金額	104,181,946	120,341,696	128,666,119	134,104,201	143,503,489	158,433,861
死亡一時金件数	13,332	14,356	14,368	14,258	14,730	14,905
金額	38,922,469	42,989,704	44,075,172	46,357,370	49,297,070	49,744,191
選択一時金件数	59,347	70,690	81,747	81,890	106,027	125,206
金額	275,877,880	332,567,723	396,603,572	369,225,464	454,522,974	563,412,749

(注) 「選択一時金」とは、年金給付の原資の一部を退職時又は年金給付の支給開始年齢の到達時に、受給権者の選択により支給したものである。

資料: 厚生年金基金連合会「厚生年金基金事業年報」

② 厚生年金基金

第100表 厚生年金基金適用状況

年度末現在

区分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
基金数	1,874	1,858	1,835	1,801	1,737	1,656
設立事業所数	190,610	186,168	181,522	177,368	170,790	162,041
加入員数	12,253,830	12,001,647	11,691,748	11,395,527	10,871,483	10,385,707
男	8,867,804	8,707,859	8,503,087	8,298,011	7,941,899	7,590,266
女	3,385,992	3,293,751	3,188,627	3,097,478	2,929,584	2,795,441
坑内員	34	37	34	38	·	·
平均標準給与月額	341,578	341,926	343,059	349,231	350,795	348,824
男	385,794	385,112	385,271	392,351	393,213	390,061
女	225,779	227,754	230,490	233,713	235,803	236,856
坑内員	318,235	322,162	277,941	271,316	·	·

(注) 平成13年度より「坑内員」は、「男」に含まれる。

資料: 厚生年金基金連合会「厚生年金基金事業年報」

第103表 厚生年金基金給付1人当たり金額

年度末現在 (単位 円)

区分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
年金	384,065	402,528	425,431	435,843	454,593	467,968
一時金	975,337	1,098,811	1,252,251	1,204,004	1,321,692	1,511,524
脱退一時金	291,910	328,570	358,859	372,097	388,886	427,782
死亡一時金	2,919,477	2,994,546	3,067,593	3,251,323	3,346,712	3,337,416
選択一時金	4,648,556	4,704,594	4,851,598	4,508,798	4,286,861	4,499,886

(注) 一時金裁定状況等より国立社会保障・人口問題研究所にて算出。

○参考 その他企業年金（適格退職年金、確定給付企業年金）

第104表 加入件数

区分	平成9年度 (1997)	年度末現在				
		10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
《適格退職年金》						
合 計	88,312	85,047	81,463	77,563	73,913	66,752
保 営 型	78,380	75,065	71,475	67,623	64,219	57,433
共 濟 型	921	866	798	709	581	532
信 託 型	9,011	9,116	9,190	9,231	9,083	8,787
《確定給付企業年金》						
合 計	15
保 営 型	3
共 濟 型	—
信 託 型	12

(注) 1 共同受託の場合は重複を避けるため幹事会社をベースに計上している。

2 東京生命分については、平成12年度までは本表に含まれない。

資料：(社)生命保険協会調べ

第105表 加入者数

区分	平成9年度 (1997)	年度末現在（単位 万人）				
		10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
《適格退職年金》						
合 計	1,043	1,029	964	992	915	858
保 営 型	598	585	541	562	513	469
共 濟 型	12	12	12	12	12	11
信 託 型	433	432	411	418	390	377
《確定給付企業年金》						
合 計	3
保 営 型	0
共 濟 型	—
信 託 型	3

(注) 1 共同受託の場合は重複を避けるため幹事会社をベースに計上している。

2 東京生命分については、平成12年度までは本表に含まれない。

資料：(社)生命保険協会調べ

5 国民年金

第106表 国民年金被保険者数

区分	平成8年度 (1996)	年度末現在				
		9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
総 数	31,370,781	31,537,601	32,243,683	32,861,433	33,068,030	33,407,544
第1号被保険者	18,999,601	19,247,171	20,111,668	20,877,588	21,246,771	21,774,826
任意加入被保険者	355,998	341,717	313,902	297,590	290,573	299,060
第3号被保険者	12,015,182	11,948,713	11,818,113	11,686,255	11,530,686	11,333,658
(再掲)						
付加保険料納付被保険者	985,935	911,981	861,639	821,705	781,545	718,368
強 制	316,562	292,397	274,193	258,443	242,159	122,416
任 意	669,373	619,584	587,446	563,262	539,386	595,952
保険料免除被保険者	3,339,983	3,585,420	3,998,337	4,427,663	3,697,626	3,759,364
法 定 免 除	865,329	873,435	900,490	931,616	956,501	989,555
申 請 免 除	2,474,654	2,711,985	3,097,847	3,496,047	2,741,125	2,769,809

資料：社会保険庁「事業年報」

第107表 国民年金印紙売りさばき代金収納済額及び保険料収納済額状況

(単位 千円)

区分	平成8年度 (1996)	（単位 千円）				
		9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
印紙売りさばき代金収納済額	1,818,807,201	1,849,603,798	1,880,210,895	1,900,205,273	1,859,624,703	1,833,537,356
保険料収納済額	1,917,174,726	1,938,137,470	1,975,817,355	2,002,222,182	1,964,825,904	1,959,177,513
付加保険料(再掲)	4,742,968	4,357,609	4,080,553	3,835,339	3,613,147	3,475,599
印紙收入検認額	1,815,083,744	1,842,402,032	1,884,425,647	1,899,900,471	1,856,609,959	1,838,954,926
付加保険料(再掲)	4,720,520	4,340,476	4,060,692	3,820,050	3,599,233	3,459,251
過年度保険料	86,233,281	82,757,570	78,818,568	89,578,612	92,331,855	100,469,750
付加保険料(再掲)	18,767	13,912	11,803	11,348	8,649	9,942
前納保険料	747,801	736,698	1,952,806	1,197,060	1,664,473	1,910,801
付加保険料(再掲)	3,681	3,221	8,058	3,942	5,265	6,407
追納保険料	15,109,900	12,241,171	10,620,335	11,546,039	14,219,616	17,842,036

資料：社会保険庁「事業年報」

第108表 拠出制年金受給権者状況

(i) 新規裁定分

区分		平成8年度 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
合	計 人員	594,584	641,830	601,323	576,940	559,870	560,777
	金額	380,265,877	414,070,047	400,783,727	392,217,896	384,938,888	383,604,477
老齢基礎年金	人員	466,481	513,264	472,570	446,306	435,057	437,549
	金額	281,820,602	311,508,053	295,122,134	284,371,134	281,570,449	281,078,664
障害基礎年金	人員	65,057	70,909	73,240	74,749	72,724	73,606
	金額	57,934,983	62,917,137	66,054,605	67,529,415	65,581,577	66,382,672
遺族基礎年金	人員	46,435	47,729	47,259	48,123	45,164	43,320
	金額	34,934,312	35,775,661	36,080,685	36,930,633	34,705,718	33,358,729
老齢年金	人員	1,183	629	434	332	261	237
	金額	663,486	311,552	223,672	174,102	138,523	122,834
通算老齢年金	人員	9,825	3,491	2,180	1,681	1,341	1,102
	金額	1,992,940	548,748	364,239	276,462	237,733	194,806
障害年金	人員	358	423	395	325	327	231
	金額	305,767	361,471	340,138	279,643	282,119	197,588
母子年金	人員	—	—	1	—	—	1
	金額	—	—	1,260	—	—	1,267
準母子年金	人員	—	—	—	—	—	—
	金額	—	—	—	—	—	—
遺児年金	人員	—	—	—	—	—	—
	金額	—	—	—	—	—	—
寡婦年金	人員	5,245	5,385	5,244	5,424	4,996	4,731
	金額	2,613,787	2,647,426	2,596,994	2,656,507	2,422,770	2,267,916

(ii) 年度末現在

区分		平成8年度 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
合	計 人員	16,010,203	16,987,365	17,871,389	18,794,678	19,736,770	20,668,965
	金額	8,632,383,686	9,376,718,436	10,253,211,983	11,069,950,349	11,835,987,518	12,582,975,235
老齢基礎年金	人員	6,923,614	8,180,227	9,363,050	10,539,065	11,763,913	12,990,383
	金額	4,325,842,335	5,167,033,489	6,073,311,669	6,931,645,176	7,795,287,972	8,646,255,856
障害基礎年金	人員	1,138,092	1,179,134	1,220,554	1,265,675	1,309,985	1,352,764
	金額	1,031,781,024	1,065,251,930	1,118,763,373	1,165,695,594	1,202,377,510	1,237,747,808
遺族基礎年金	人員	266,150	268,640	271,496	317,410	317,321	313,849
	金額	203,193,387	205,441,383	211,818,756	248,145,238	248,589,420	246,530,293
老齢年金	人員	5,352,637	5,095,477	4,823,349	4,551,419	4,297,230	4,039,346
	金額	2,428,766,353	2,317,607,145	2,239,033,869	2,131,232,792	2,018,331,120	1,903,094,852
通算老齢年金	人員	2,063,432	2,010,573	1,951,940	1,889,982	1,828,844	1,764,146
	金額	428,127,006	418,528,136	415,122,823	405,921,636	394,454,001	382,149,592
障害年金	人員	200,396	190,701	181,052	171,805	163,315	155,035
	金額	177,961,778	169,161,369	163,325,612	155,891,405	148,085,475	140,438,150
母子年金	人員	8,139	5,616	3,760	3,732	2,278	1,261
	金額	7,698,705	5,271,597	3,550,071	3,542,518	2,140,887	1,176,925
準母子年金	人員	6	5	4	4	4	2
	金額	5,843	5,058	4,118	4,142	4,142	2,071
遺児年金	人員	140	86	53	51	29	17
	金額	102,698	64,197	40,665	39,296	22,749	13,099
寡婦年金	人員	57,597	56,906	56,131	55,535	53,851	52,162
	金額	28,904,558	28,354,134	28,241,026	27,832,551	26,694,244	25,566,590

資料:社会保険庁「事業年報」

第109表 福祉年金受給権者状況

(i) 新規裁定分

区分		平成8年度 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
合	計 件数	211	178	111	94	58	48
	金額	84,612	70,744	45,466	38,728	23,896	19,776
老齢福祉年金	件数	210	175	111	94	58	48
	金額	84,504	70,420	45,466	38,728	23,896	19,776
老齢特別給付金	件数	1	3	—	—	—	—
	金額	108	324	—	—	—	—

(ii) 年度末現在

区分		平成8年度 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
合	計 件数	433,363	355,777	285,895	229,636	185,195	144,639
	金額	174,384,094	143,163,782	117,101,687	94,609,120	76,299,428	59,590,660
老齢福祉年金	件数	433,359	355,774	285,892	229,633	185,192	144,637
	金額	174,383,662	143,163,458	117,101,363	94,608,796	76,299,104	59,590,444
(再掲)	一部支給停止 件数	49,036	39,253	30,521	23,523	18,176	14,102
	金額	12,343,351	9,891,293	7,536,075	5,715,869	4,376,094	3,313,532
全部支給停止 件数	103,886	87,509	71,191	58,444	48,437	37,303	
老齢特別給付金	件数	4	3	3	3	2	2
	金額	432	324	324	324	324	216
(再掲)	一部支給停止 件数	1	—	—	—	—	—
	金額	20	—	—	—	—	—
全部支給停止 件数	—	—	—	—	—	—	—

(注) 「一部支給停止」金額は、支給額である。

資料:社会保険庁「事業年報」、一部社会保険庁調べ

第110表 国民年金特別会計収支状況

(単位 千円)

区分	平成8年度 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
《基礎年金勘定》						
収 入	12,857,532,327	13,163,091,045	13,831,341,761	14,346,243,728	14,779,811,889	15,220,200,359
拠出金等 収入	12,781,686,269	13,095,471,406	13,787,248,394	14,302,090,122	14,743,747,920	15,194,124,371
運用 収入	69,970,376	61,551,260	38,456,505	38,620,485	30,440,730	20,910,118
雑 収入	5,875,684	6,068,379	5,636,862	5,533,120	5,623,239	5,165,869
支 出	11,624,721,210	12,024,634,676	12,789,834,134	13,384,214,597	13,773,715,750	14,074,067,289
基礎年金給付費	4,945,477,687	5,769,041,779	6,711,387,048	7,614,619,305	8,477,441,020	9,363,319,032
基礎年金相当給付費繰入及交付金	6,679,046,323	6,254,371,314	6,078,053,670	5,769,468,793	5,296,171,300	4,710,666,538
諸 支 出 金	197,200	1,221,583	393,416	126,499	103,430	81,719
収 支 差 引	1,232,811,117	1,138,456,368	1,041,507,627	962,029,131	1,006,096,139	1,146,133,070
(翌年度へ繰越)	1,232,811,117	1,138,456,368	1,041,507,627	962,029,131	1,006,096,139	1,146,133,070
年度末現在積立金	724,607,812	724,607,812	724,607,812	724,607,812	724,607,812	724,607,812
《国民年金勘定》						
収 入	6,863,492,261	6,517,237,124	6,421,868,675	6,327,637,609	6,188,788,825	6,038,863,727
保険料 収入	1,920,898,183	1,945,339,236	1,971,602,603	2,002,526,984	1,967,840,647	1,953,759,943
一般会計より受入	1,467,871,595	1,332,231,269	1,326,490,058	1,322,664,124	1,363,650,972	1,430,705,811
基礎年金勘定より受入	3,039,463,490	2,843,476,557	2,782,606,841	2,674,773,497	2,570,129,176	2,424,546,596
運用 収入	329,608,860	340,452,180	336,750,589	323,554,010	282,833,674	226,287,107
雑 収入	105,650,133	55,737,882	4,418,584	4,118,995	4,334,356	3,564,269
支 出	5,919,125,939	5,902,121,984	5,934,769,227	5,832,427,705	5,836,132,117	5,920,466,781
国民年金給付費	3,104,236,013	2,978,332,277	2,893,294,830	2,778,099,151	2,645,403,018	2,513,268,392
基礎年金勘定へ繰入	2,732,337,677	2,835,175,015	2,960,657,719	2,971,636,833	3,092,488,405	3,287,081,698
諸 支 出 金	29,606,855	32,477,581	24,266,377	24,012,319	26,306,955	25,774,465
業務勘定へ繰入	52,945,394	56,137,111	56,550,301	58,679,402	71,933,739	94,342,225
収 支 差 引	944,366,322	615,115,140	487,099,448	495,209,903	352,656,708	118,396,946
(超過受入)	51,073,789	—	—	—	—	—
(積立金へ繰入)	893,292,533	615,115,140	487,099,448	495,209,903	352,656,708	118,396,946
年度末現在積立金	7,849,327,723	8,468,289,370	8,961,936,662	9,461,723,689	9,820,795,696	9,949,014,922

《福祉年金勘定》								
収 入	171,781,944	135,480,937	105,605,667	88,584,192	78,239,807	64,013,521		
・般会計より受入	143,792,265	107,995,814	88,827,960	80,733,521	68,369,407	48,310,420		
雑 収 入 等	27,989,679	27,485,123	16,777,707	7,850,671	9,870,399	15,703,101		
支 出	出	144,565,107	118,945,423	97,998,174	78,932,547	62,669,906	49,990,198	
福祉年金給付費	144,565,033	118,945,186	97,998,113	78,932,500	62,669,846	49,989,337		
諸 支 出 金	74	237	61	47	60	861		
収 支 差 引	27,216,837	16,535,514	7,607,493	9,651,645	15,569,900	14,023,323		
《業務勘定》								
収 入	2,039,323,340	2,075,908,024	2,073,887,198	2,087,027,073	2,046,114,028	2,030,840,249		
・般会計より受入	160,554,200	162,332,622	129,939,510	124,328,759	111,425,082	99,320,519		
印紙売さばき収入	1,818,807,201	1,849,603,798	1,880,210,895	1,900,205,273	1,859,624,703	1,833,537,356		
国民年金勘定より受入	52,945,394	56,137,111	56,550,301	58,679,402	71,933,739	94,342,225		
雑 収 入 等	7,016,545	7,834,493	7,186,492	3,813,639	3,130,504	3,640,149		
支 出	出	2,028,080,293	2,065,241,702	2,063,653,644	2,080,389,162	2,036,190,573	2,018,700,757	
業務取扱費	160,365,300	162,712,986	163,980,622	163,327,575	159,096,619	167,377,281		
施設整備費	378,189	501,143	275,238	39,491	15,901	16,530		
国民年金勘定へ繰入	1,818,807,201	1,849,603,798	1,880,210,895	1,900,205,273	1,859,624,703	1,833,537,356		
福祉施設費	48,529,603	52,423,775	19,186,889	16,816,824	17,453,350	17,769,590		
収 支 差 引	11,243,047	10,666,322	10,233,553	6,637,911	9,923,455	12,139,492		
(翌年度へ繰越)	6,823,864	6,819,815	3,685,709	2,060,788	3,508,155	2,317,213		
(国民年金勘定積立金へ繰入)	4,419,183	3,846,507	6,547,123	4,577,123	6,415,299	9,822,279		

(注) 1 国民年金特別会計の決算額による。

2 「積立金」は、平成12年度までは旧大蔵省資金運用部に全額義務預託され、長期固定金利で運用されていたが、財政投融资改革により、平成13年4月に預託義務が廃止され、厚生労働大臣が直接年金積立金を年金資金運用基金に寄託して運用する仕組みとなった。ただし、平成20年度までは、年金積立金の一部は財務省財政投融资基金に引き続き預託される。平成12年度までの積立金は、旧大蔵省資金運用部への預託残高である。平成13年度の積立金は預託残高と年金資金運用基金への寄託金の合計額である。年金資金運用基金の運用に係る損益（旧年金福祉事業団からの承認資産に係る損益も含む）も含めた平成13年度末の時価ベースの積立金額は、約9.7兆円である。

資料：社会保険庁「事業年報」、一部社会保険庁調べ

6 農業者年金基金

第111表 農業者年金被保険者数

年度末現在(単位人)

区分	総数	当然加入被保険者	任意加入被保険者	30a以上50a未満の経営者	農業生産法人構成員	後継者	その他
平成4年度	479,648	256,460	223,188	5,704	1,489	215,035	960
5	441,937	228,170	213,767	4,976	1,463	206,259	1,069
6	405,803	203,144	202,659	4,335	1,393	195,825	1,106
7	371,632	180,505	191,127	3,799	1,354	184,850	1,124
8	340,477	160,642	179,835	3,338	1,300	172,501	2,696
9	313,796	144,683	169,113	2,927	1,245	161,241	3,700
10	293,867	132,998	160,869	2,608	1,193	152,697	4,371
11	275,745	122,689	153,056	2,307	1,152	144,934	4,663
12	258,452	113,136	145,316	2,059	1,110	137,598	4,549
13	247,518	107,242	140,276	1,874	1,066	132,817	4,519
13年度構成比(%)	100.0	43.3	56.7	0.8	0.4	53.7	1.8

(注) 任意加入被保険者の「その他」とは、50アール以上、高齢任意、任意継続、特例任意の被保険者である。

(なお、平成8年度以降は、50アール未満及び配偶者の被保険者を含む)

資料：農業者年金基金「数字でみる農年」

第112表 農業者年金受給権者状況

(単位 金額：千円)

区分	平成8年度 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
経営移譲年金 人員	671,091	669,283	664,892	659,442	653,767	644,467
金額	87,943,017	83,091,319	82,846,269	85,026,084	88,136,579	74,258,334
農業者老齢年金 人員	633,740	624,143	611,726	597,875	583,695	567,646
金額	92,341,793	91,928,419	91,902,414	91,180,028	90,212,898	89,163,122

資料：農業者年金基金「数字でみる農年」

第113表 農業者年金年勘定経理状況

(単位 千円)

区分	平成8年度 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
収益	630,476,582	624,450,248	634,117,163	741,386,879	766,087,722	681,256,804
年金給付関係保険料収入	624,982,998	618,852,376	628,524,856	735,892,149	760,709,093	677,367,048
運用収入	61,399,296	58,148,580	54,949,328	53,337,106	46,047,566	29,308,179
国庫補助金・負担金収入	8,193,985	5,100,770	3,236,440	2,122,690	1,217,776	241,256
支払・責任準備金戻入	89,710,367	79,932,063	76,624,163	75,319,082	77,751,181	59,889,704
雑益	439,428,095	437,192,483	440,435,540	454,639,767	564,140,858	587,927,513
当期欠損金	205,997	10,932	11,213	34,300	1,184	394
年金給付関係以外	26,045,255	38,467,545	53,268,170	150,439,203	71,550,525	—
国庫補助金収入	5,493,584	5,597,872	5,592,306	5,494,730	5,378,628	3,889,756
資産見返補助金収入	4,925,318	5,072,861	3,793,518	3,734,735	3,640,586	2,969,353
運用収入	5,157	5,070	4,596	6,066	6,685	6,040
雑益	560,294	516,581	1,791,635	1,751,489	1,728,596	910,995
費用	630,476,582	624,450,248	634,117,163	741,386,879	766,087,722	681,256,804
年金給付関係給付金	624,982,998	618,852,376	628,524,856	735,892,149	760,709,093	677,367,048
支払・責任準備金繰入	185,899,200	176,294,963	172,629,583	170,831,861	172,001,644	129,205,102
雑損	437,192,483	440,435,540	454,639,767	564,140,858	587,927,513	—
保険料還付金	12,188	9,659	76,668	11,674	7,223	728,943
当期利益金	1,879,126	2,112,213	1,178,836	907,754	772,712	512,720
年金給付関係以外	5,493,584	5,597,872	5,592,306	5,494,730	5,378,628	3,889,756
一般管理費	5,492,294	5,596,908	5,592,087	5,494,255	5,376,879	3,888,599
固定資産除却損	997	638	59	384	819	685
当期利益金	292	325	159	90	929	471

(注) 平成13年度は、制度改革(平成14年1月より)のため平成13年4月1日～平成13年12月31日までの値である。

平成14年1月1日～3月31日(単位 千円)

区分	特例付加年金勘定	農業者老齢年金勘定	旧年金勘定	農地売買	計
被保険者経理	312,989	583,860	3,862,333	583,861	65,630,127
業務経理	312,989	583,860	3,862,333	583,861	32,011,968
被保険者経理	—	—	3,861,928	—	—
業務経理	—	—	405	—	479,520
農地割賦利息収入	—	—	—	—	—
貸付金利息収入	—	—	—	—	229,210
国庫補助金収入	312,923	583,416	—	583,417	—
国庫負担金等収入	—	—	—	31,303,156	—
政府補給金収入	—	—	—	—	90,519
旧年金経理より受入	—	—	—	—	508,055
資産見返補助金戻入	—	438	—	438	—
事業外収益	—	5	—	5	80
当期欠損金	—	—	—	33,618,158	—
経常収益	312,989	583,860	3,862,333	583,861	65,630,127
給付金	312,989	583,858	3,862,333	583,858	65,438,258
借入金利息	—	—	—	—	61,694,753
信託等運用損	—	—	—	3,231,382	—
一般管理費	—	583,858	—	583,858	—
貸倒引当金繰入	—	—	—	—	229,210
給付原資積立金繰入	312,989	—	3,862,333	—	—
旧年金業務経理へ繰入	—	—	—	508,055	—
事業外費用	—	—	—	4,067	—
特別損失	—	—	—	191,868	—
当期利益金	—	2	—	2	—

(注) 平成13年度は、制度改革(平成14年1月より)のため平成14年1月1日～平成14年3月31日までの値である。

資料：農業者年金基金「事業年報」

7 国家公務員共済組合

第114表 国家公務員共済組合適用状況

年度末現在

区分	組合員数						被扶養	
	計	長期組合員	短期組合員	継続長期	任意継続	(再掲)介護保険 第2号被保険者	計	長期短期
平成8年度(1996)	1,150,733	1,120,155	98	3,529	26,951	・	1,532,425	1,509,658
9 (1997)	1,147,675	1,117,919	97	3,680	25,979	・	1,519,927	1,497,692
10 (1998)	1,136,874	1,106,895	99	3,699	26,181	・	1,510,647	1,488,336
11 (1999)	1,131,195	1,102,536	109	3,726	24,824	・	1,499,215	1,477,731
12 (2000)	1,144,960	1,115,505	126	3,701	25,628	6,520,678	1,506,717	1,484,138
13 (2001)	1,138,437	1,106,872	129	3,531	27,905	6,591,213	1,489,652	1,464,469
平成13年度								
衆議院	2,718	2,626	—	—	92	15,356	2,256	2,169
参議院	1,370	1,330	—	—	40	8,762	1,422	1,387
内閣	6,917	6,692	42	60	123	40,704	9,776	9,645
総務省	4,893	4,685	15	123	70	32,525	4,944	4,889
法務省	30,607	29,948	6	20	633	173,505	40,024	39,382
外務省	5,489	5,381	6	9	93	13,529	7,662	7,573
財務省	73,307	71,556	5	476	1,270	419,692	108,891	107,505
文部科学省	143,672	139,626	8	362	3,676	1,016,459	191,704	188,692
厚生労働省	32,099	31,396	16	483	204	181,000	39,873	39,698
農林水産省	34,390	33,376	5	248	761	209,297	55,434	54,597
経済産業省	12,987	12,248	5	467	267	78,439	16,516	16,254
国土交通省	69,895	67,832	17	1,103	943	414,304	108,406	107,629
裁判所	27,195	25,763	—	6	1,426	144,619	26,951	25,920
会計検査院	1,284	1,247	—	24	13	8,189	1,373	1,366
防衛庁	269,640	266,467	4	1	3,168	1,140,926	363,058	359,653
刑務所	21,246	20,849	—	—	397	147,963	36,267	35,900
印刷局	5,793	5,685	—	1	107	37,128	6,844	6,761
造幣局	1,367	1,324	—	—	43	10,536	1,882	1,844
厚生労働省第二	54,105	52,499	—	2	1,604	360,604	44,582	43,980
社会保険職員	16,680	16,542	—	—	138	86,115	17,234	17,151
林野庁	11,691	10,802	—	22	867	100,491	17,240	16,443
郵政	298,956	287,379	—	124	11,453	1,889,185	379,347	368,259
連合会職員	12,136	11,619	—	—	517	61,885	7,966	7,772

者数	任意継続	(再掲) 介護保険	組合員1人当たり標準報酬月額		長期組合員	継続長期	短期組合員	任意継続	平均					
			組合員1人当たり 被扶養者数	任意継続										
			1.35	0.84										
22,767	・	・	384,762	521,907	980,000	337,905	393,799	—	—					
22,235	・	・	389,580	524,383	980,000	341,721	398,709	—	—					
22,311	・	・	396,170	528,654	980,000	344,975	406,067	—	—					
21,484	・	・	401,510	533,798	980,000	349,522	411,952	—	—					
22,579	3,303,010	1.33	409,542	550,359	980,000	354,789	417,562	—	—					
25,183	3,382,636	1.32	411,788	551,015	980,000	362,680	420,055	—	—					
87	6,926	0.83	465,061	—	—	452,717	505,583	—	—					
35	4,544	1.04	492,970	—	—	515,000	539,444	—	—					
131	23,039	1.43	461,106	550,833	980,000	389,837	488,173	—	—					
55	13,622	1.04	446,967	469,187	980,000	373,286	467,447	—	—					
642	99,657	1.31	428,682	569,000	980,000	401,564	442,041	—	—					
89	10,198	1.41	463,932	570,000	980,000	455,054	497,720	—	—					
1,386	257,489	1.50	456,299	550,840	980,000	423,693	465,672	—	—					
3,012	482,487	1.35	464,126	504,337	980,000	386,766	477,797	—	—					
175	86,087	1.26	418,777	548,468	980,000	380,882	424,850	—	—					
837	121,905	1.64	421,737	550,524	980,000	378,870	428,992	—	—					
262	49,424	1.33	485,100	558,844	980,000	439,176	510,681	—	—					
777	272,314	1.59	438,827	573,599	980,000	349,875	448,195	—	—					
1,031	62,011	1.01	422,796	551,667	—	338,345	449,482	—	—					
7	4,064	1.10	477,763	577,500	—	425,385	503,087	—	—					
3,405	695,520	1.35	367,325	500,000	980,000	341,485	371,036	—	—					
367	88,996	1.72	453,923	—	—	385,869	458,912	—	—					
83	13,770	1.19	400,825	530,000	—	388,785	404,420	—	—					
38	5,931	1.39	399,476	—	—	359,070	404,000	—	—					
602	76,566	0.84	422,913	515,000	—	336,535	445,754	—	—					
83	36,280	1.04	384,346	—	—	357,754	385,651	—	—					
797	58,096	1.52	393,334	472,909	—	303,114	397,110	—	—					
11,088	896,090	1.28	395,921	555,323	—	358,006	398,479	—	—					
194	17,620	0.67	412,264	—	—	352,824	439,953	—	—					

(注) 1 「長期組合員」は短期保険及び長期保険両方の適用者、「短期組合員」は短期保険のみの適用者である。

2 長期組合員の「継続長期組合員」とは、公社又は公益等に転出した後も引き続き長期保険の適用を受ける組合員である。

3 短期組合員の「任意継続組合員」とは、退職後も引き続き短期保険の適用を受けることを希望した者である。

4 「介護保険」は、年間の数値である。

資料：財務省主計局「国家公務員共済組合事業統計年報」

第115表 国家公務員共済組合短期部門給付決定状況

(i) 保健給付		(単位 金額: 千円)				
区分	平成8年度 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
合 計 件数	19,374,049	19,454,514	19,727,104	20,028,974	20,636,841	21,395,176
合 計 金額	242,444,568	233,362,329	226,109,693	226,945,697	232,255,814	234,883,344
組 合 員 分 件数	7,266,990	7,367,195	7,178,282	7,264,109	7,518,720	7,800,715
組 合 員 分 金額	111,585,558	104,042,914	92,416,943	93,206,103	95,324,720	96,958,790
療 養 の 給 付 件数	6,272,115	6,301,126	5,980,050	5,942,838	6,028,798	6,133,162
療 養 の 給 付 日数	13,685,497	13,015,668	12,362,416	12,209,680	12,142,523	12,074,807
療 養 の 給 付 金額	100,421,701	93,037,849	81,732,981	81,587,742	82,643,258	82,944,342
訪 問 看 護 療 養 の 給 付 件数	210	336	410	397	371	431
訪 問 看 護 療 養 の 給 付 日数	1,260	2,255	2,790	2,766	2,648	3,257
訪 問 看 護 療 養 の 給 付 金額	10,274	16,702	20,184	19,804	19,065	23,643
入 院 時 食 事 療 養 の 給 付 件数	92,601	87,793	84,567	85,585	83,018	82,892
入 院 時 食 事 療 養 の 給 付 日数	1,125,951	1,052,527	978,661	947,867	920,959	876,958
入 院 時 食 事 療 養 の 給 付 金額	1,704,970	1,498,721	1,399,131	1,361,289	1,321,787	1,244,544
薬 剤 支 給 件数	821,794	901,043	1,025,681	1,151,194	1,316,240	1,478,231
薬 剤 支 給 金額	5,337,756	5,401,452	5,206,123	6,064,919	7,121,122	8,391,389
療 養 費 件数	163,899	155,634	163,005	160,247	163,846	179,325
療 養 費 金額	1,135,234	1,043,846	995,807	970,919	997,997	1,088,104
入 院 時 食 事 療 養 費 件数	13	63	139	63	122	71
入 院 時 食 事 療 養 費 日数	200	510	1,569	728	1,412	597
入 院 時 食 事 療 養 費 金額	183	725	2,228	1,014	2,019	889
看 護 料 件数	15	2	·	·	·	·
看 護 料 金額	1,345	110	·	·	·	·
移 送 費 件数	30	26	29	23	16	25
移 送 費 金額	3,309	1,987	2,973	4,351	1,222	2,111
出 産 費 件数	7,350	7,515	7,632	7,898	8,048	8,188
出 産 費 金額	2,299,963	2,373,986	2,413,073	2,514,915	2,583,673	2,647,081
育 児 手 当 金 件数	6	0	1	1	—	—
育 児 手 当 金 金額	14	0	18	2	—	—
埋 葬 料 件数	1,571	1,513	1,474	1,511	1,401	1,353
埋 葯 料 金額	670,807	667,537	644,425	681,147	634,577	616,687
被 扶 養 者 分 件数	12,107,059	12,087,319	12,548,822	12,764,865	13,118,121	13,594,461
被 扶 養 者 分 金額	130,859,010	129,319,414	133,692,750	133,739,593	136,931,094	137,924,554
療 養 の 給 付 件数	9,983,252	9,744,546	9,871,079	9,831,369	9,904,704	10,060,189
療 養 の 給 付 日数	21,482,641	20,586,434	20,671,624	20,241,671	20,093,799	19,933,938
療 養 の 給 付 金額	104,666,359	102,286,759	103,604,020	102,481,404	104,269,345	104,108,789
訪 問 看 護 療 養 の 給 付 件数	640	1,103	1,515	1,793	1,621	1,796
訪 問 看 護 療 養 の 給 付 日数	3,360	5,874	8,340	9,607	8,585	9,985
訪 問 看 護 療 養 の 給 付 金額	21,488	36,442	54,743	64,423	58,181	66,690
入 院 時 食 事 療 養 の 給 付 件数	156,207	148,192	149,810	144,421	143,256	140,502
入 院 時 食 事 療 養 の 給 付 日数	1,809,223	1,681,478	1,649,415	1,628,743	1,545,426	1,482,194
入 院 時 食 事 療 養 の 給 付 金額	2,626,456	2,290,572	2,253,193	2,178,676	2,135,944	2,022,571
薬 剤 支 給 件数	1,899,144	2,094,540	2,450,443	2,707,987	2,981,249	3,283,441
薬 剤 支 給 金額	7,282,420	7,995,562	9,057,684	10,318,783	11,567,674	13,191,860
療 養 費 件数	190,262	214,148	193,296	191,474	198,612	217,822
療 養 費 金額	1,080,937	1,080,717	1,161,437	1,148,864	1,170,398	1,277,362
入 院 時 食 事 療 養 費 件数	86	110	233	128	311	188
入 院 時 食 事 療 養 費 日数	487	980	2,477	1,609	3,467	2,260
入 院 時 食 事 療 養 費 金額	744	1,421	3,424	2,222	4,964	3,017
高 額 療 養 費 件数	46,264	48,231	69,146	68,158	68,428	64,056
高 額 療 養 費 金額	2,499,013	2,743,187	4,343,594	4,340,648	4,493,165	4,120,812
高 額 療 養 の 給 付 件数	31,296	31,617	32,756	32,508	33,693	34,594
高 額 療 養 の 給 付 金額	2,156,736	2,539,112	2,987,988	2,996,796	3,131,787	3,175,651
看 護 料 件数	22	6	·	·	·	·
看 護 料 金額	1,966	435	·	·	·	·
移 送 費 件数	33	37	32	22	24	16
移 送 費 金額	1,625	1,697	1,551	1,372	1,878	1,875
配 偶 者 出 産 費 件数	28,220	27,716	27,273	27,114	27,203	26,604
配 偶 者 出 産 費 金額	8,725,626	8,614,503	8,488,896	8,471,545	8,521,938	8,347,279
家 族 埋 葯 料 件数	5,486	5,223	5,184	5,106	4,708	4,593
家 族 埋 葯 料 金額	1,795,642	1,729,008	1,736,221	1,734,862	1,575,819	1,608,648

(注) 1 「高額療養の給付」及び「高額療養費」の件数は、療養の給付及び療養費の件数の再掲である。

2 「入院時食事療養の給付」及び「入院時食事療養費」の件数及び日数は再掲であり、件数の合計には含まれてない。

(ii) 休業給付

区分	平成8年度 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
合 計 件数	55,486	60,217	63,962	73,605	75,413	80,034
合 計 金額	1,567,178	1,758,378	1,872,871	1,988,284	2,254,241	2,454,715
傷 病 手 当 金 件数	3,476,161	3,782,087	4,019,922	4,304,972	5,082,227	6,867,996
傷 病 手 当 金 金額	11,144	11,160	11,540	11,476	13,002	13,673
出 産 手 当 金 件数	225,269	219,615	226,904	226,075	257,459	266,830
出 産 手 当 金 金額	1,024,937	1,011,389	1,004,588	1,024,972	1,166,212	1,146,932
休 業 手 当 金 件数	221,607	244,856	283,828	280,708	290,763	283,931
休 業 手 当 金 金額	181	151	152	125	202	182
育 児 休 業 手 当 金 件数	1,482	1,282	1,270	1,029	1,909	1,339
育 児 休 業 手 当 金 金額	4,793	5,906	5,036	3,796	9,560	8,131
育 児 休 業 手 当 金 (休業中分) 件数						

第116表 国家公務員共済組合短期部門療養の給付及び家族療養の給付状況（診療費分）

区分		平成8年度 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
組合員分 件数	6,272,115	6,301,126	5,980,050	5,942,838	6,028,798	6,133,162	
	日数	13,685,497	13,015,668	12,362,416	12,209,680	12,142,523	12,074,807
	金額	100,421,701	93,037,849	81,732,981	81,587,742	82,643,258	82,944,342
一般 診療 件数	5,089,606	5,130,683	4,844,288	4,816,704	4,888,231	4,986,098	
	日数	10,608,209	10,015,876	9,502,252	9,370,863	9,314,991	9,287,835
	金額	83,827,828	77,354,398	67,880,618	67,872,744	68,941,172	69,141,269
入院 件数	102,852	98,809	95,001	94,451	93,700	90,106	
	日数	1,297,870	1,226,147	1,139,594	1,107,031	1,081,156	1,024,530
	金額	29,144,883	27,457,652	24,470,639	24,955,652	25,566,050	25,048,105
外来 件数	4,986,754	5,031,874	4,749,287	4,722,253	4,794,531	4,895,992	
	日数	9,310,339	8,789,729	8,362,658	8,263,832	8,233,835	8,263,305
	金額	54,682,945	49,896,745	43,409,979	42,917,092	43,375,122	44,093,163
歯科 診療 件数	1,182,509	1,170,443	1,135,762	1,126,134	1,140,567	1,147,064	
	日数	3,077,288	2,999,792	2,860,164	2,838,817	2,827,532	2,786,972
	金額	16,593,873	15,683,451	13,852,363	13,714,998	13,702,085	13,803,073
被扶養者分 件数	9,983,252	9,744,546	9,871,079	9,831,369	9,904,704	10,060,189	
	日数	21,482,641	20,586,434	20,671,624	20,241,671	20,093,799	7,333,938
	金額	104,666,359	102,286,759	103,604,020	102,481,404	104,269,345	104,108,789
一般 診療 件数	8,158,328	7,964,185	8,109,649	8,087,157	8,159,670	8,292,811	
	日数	17,234,322	16,494,337	16,617,529	16,288,045	16,149,218	3,506,416
	金額	89,374,129	87,354,851	88,755,982	87,837,160	89,740,659	89,682,177
入院 件数	173,590	166,597	168,688	164,170	164,326	161,372	
	日数	2,073,495	1,956,126	1,916,896	1,861,337	1,826,762	1,747,225
	金額	34,890,142	34,362,065	35,564,213	35,047,747	36,838,038	36,306,950
外来 件数	7,984,738	7,797,588	7,940,961	7,922,987	7,995,344	8,131,439	
	日数	15,160,827	14,538,211	14,700,633	14,426,708	14,322,456	1,759,191
	金額	54,483,987	52,992,785	53,191,769	52,789,414	52,902,620	53,375,227
歯科 診療 件数	1,824,924	1,780,361	1,761,430	1,744,212	1,745,034	1,767,378	
	日数	4,248,319	4,092,097	4,054,095	3,953,626	3,944,581	3,827,522
	金額	15,292,230	14,931,909	14,848,037	14,644,244	14,528,687	14,426,612

資料：財務省主計局「国家公務員共済組合事業統計年報」

第117表 国家公務員共済組合短期部門給付諸率

区分		平成8年度 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
(i) 保健給付							
《組合員分》							
診療費	1000人当件数	5,459.69	5,505.07	5,252.86	5,249.92	5,275.81	5,400.41
	1件 当日数	2.18	2.07	2.07	2.05	2.01	1.97
	1件 当金額	16,011	14,765	13,668	13,729	13,708	13,524
	1人 当金額	87,414	81,284	71,794	72,075	72,321	73,035
一般 診療	1000人当件数	4,430.35	4,482.49	4,255.21	4,255.09	4,277.70	4,390.39
	1件 当日数	2.08	1.95	1.96	1.95	1.91	1.86
	1件 当金額	16,470	15,077	14,013	14,091	14,104	13,867
	1人 当金額	72,970	67,582	59,626	59,959	60,331	60,881
入院	1000人当件数	89.53	86.33	83.45	83.44	82.00	79.34
	1件 当日数	12.62	12.41	12.00	11.72	11.54	11.37
	1件 当金額	283,367	277,886	257,583	264,218	272,850	277,985
	1人 当金額	25,370	23,989	21,495	22,046	22,373	22,056
入院外	1000人当件数	4,340.82	4,396.17	4,171.76	4,171.65	4,195.70	4,311.05
	1件 当日数	1.87	1.75	1.76	1.75	1.72	1.69
	1件 当金額	10,966	9,916	9,140	9,088	9,047	9,006
	1人 当金額	47,600	43,593	38,131	37,913	37,958	38,825
歯科 診療	1000人当件数	1,029.34	1,022.57	997.65	994.83	998.11	1,010.02
	1件 当日数	2.60	2.56	2.52	2.52	2.48	2.43
	1件 当金額	14,033	13,400	12,197	12,179	12,013	12,033
	1人 当金額	14,444	13,702	12,168	12,116	11,991	12,154
出産費	1000人当件数	6.40	6.57	6.70	6.98	7.04	7.21
埋葬料	1000人当件数	1.37	1.32	1.29	1.33	1.23	1.19
《被扶養者分》							
診療費	1000人当件数	8,690.13	8,513.46	8,670.73	8,685.06	8,667.63	8,858.26
	1件 当日数	2.15	2.11	2.09	2.06	2.03	0.73
	1件 当金額	10,484	10,497	10,496	10,424	10,527	10,349
	1人 当金額	91,109	89,364	91,005	90,532	91,246	91,671
一般 診療	1000人当件数	7,101.58	6,958.02	7,123.49	7,144.22	7,140.54	7,302.04
	1件 当日数	2.11	2.07	2.05	2.01	1.98	0.42
	1件 当金額	10,955	10,968	10,944	10,861	10,998	10,814
	1人 当金額	77,798	76,319	77,963	77,596	78,532	78,968
入院	1000人当件数	151.10	145.55	148.18	145.03	143.80	142.09
	1件 当日数	11.94	11.74	11.36	11.34	11.12	10.83
	1件 当金額	200,992	206,259	210,828	213,484	224,177	224,989
	1人 当金額	30,371	30,021	31,240	30,961	32,237	31,969
入院外	1000人当件数	6,950.48	6,812.47	6,975.32	6,999.19	6,996.74	7,159.95
	1件 当日数	1.90	1.86	1.85	1.82	1.79	0.22
	1件 当金額	6,824	6,796	6,698	6,663	6,617	6,564
	1人 当金額						

(ii) 休業給付

(単位 金額: 円)

区分		平成8年度 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
合 計	1000人当件数	48.30	52.61	56.18	65.02	65.99	70.47
1 件 当 日 数		28.24	29.20	29.28	27.01	29.89	30.67
1 日 当 金 額		2,218	2,151	2,146	2,165	2,255	2,798
傷 病 手 当 金	1000人当件数	9.70	9.75	10.14	10.14	11.38	12.04
1 件 当 日 数		20.21	19.68	19.66	19.70	19.80	19.52
1 日 当 金 額		4,550	4,605	4,427	4,534	4,530	4,298
出 席 手 当 金	1000人当件数	1.06	1.06	1.30	1.18	1.22	1.08
1 件 当 日 数		23.59	24.47	23.18	24.10	23.72	26.67
1 日 当 金 額		7,738	8,242	8,263	8,686	8,813	8,713
休 業 手 当 金	1000人当件数	0.16	0.13	0.13	0.11	0.18	0.16
1 件 当 日 数		8.19	8.49	8.36	8.23	9.45	7.36
1 日 当 金 額		3,234	4,607	3,966	3,689	5,008	6,072
育児休業手当金	1000人当件数	33.51	37.41	39.97	48.67	47.24	51.11
(休 業 中 分)	1 件 当 日 数	19.89	19.66	19.34	17.29	20.01	20.09
1 日 当 金 額		2,458	2,489	2,555	2,605	2,779	3,884
育児休業手当金	1000人当件数	3.87	4.26	4.64	4.92	5.19	5.36
(復 職 後 分)	1 件 当 日 数	122.78	136.57	138.18	139.46	146.70	160.56
1 日 当 金 額		628	637	654	662	656	856
介護休業手当金	1000人当件数	·	·	·	0.00	0.79	0.72
1 件 当 日 数		·	·	·	7.25	13.01	12.86
1 日 当 金 額		·	·	·	2,149	3,746	5,896

(iii) 災害給付 (単位 金額: 円)

区分		平成8年度 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
合 計	1000人当件数	0.26	0.21	0.33	0.27	0.33	0.17
1 件 当 金 額		679,430	658,224	544,832	558,983	573,567	704,089
弔 懇 金	1000人当件数	0.02	0.03	0.03	0.02	0.02	0.01
1 件 当 金 額		429,500	420,811	388,387	472,593	478,800	425,000
家 族 弔 懇 金	1000人当件数	0.02	0.02	0.02	0.02	0.01	0.01
1 件 当 金 額		362,320	323,296	333,667	309,750	318,231	318,500
災 害 見 舞 金	1000人当件数	0.22	0.15	0.29	0.22	0.30	0.14
1 件 当 金 額		730,122	761,272	571,368	587,905	590,249	761,531

資料：財務省主計局「国家公務員共済組合事業統計年報」

第118表 国家公務員共済組合長期部門支払状況

(単位 金額: 千円)

区分	平成8年度 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
合 計 件数	4,555,530	4,661,522	4,743,744	4,815,249	4,950,397	5,066,224
金額	1,611,679,544	1,624,037,352	1,651,671,159	1,660,776,585	1,680,029,240	1,686,719,979
退職共済年金 件数	1,612,154	1,739,224	1,845,842	1,942,155	2,070,878	2,204,248
金額	604,809,407	634,112,905	667,388,041	688,254,812	715,355,584	738,982,600
障害共済年金 件数	13,839	15,830	17,660	19,655	21,927	24,364
金額	2,246,810	2,489,705	2,802,052	3,097,485	3,495,153	3,836,986
遺族共済年金 件数	564,415	624,206	685,548	748,953	819,145	881,157
金額	142,050,069	156,926,850	174,292,237	191,220,299	208,218,268	223,009,162
退職年金 件数	1,327,803	1,270,235	1,212,678	1,151,570	1,108,838	1,055,158
金額	584,742,339	559,139,828	539,047,589	515,614,575	496,377,712	471,859,121
減額退職年金 件数	475,494	467,560	459,022	450,209	442,138	432,101
金額	155,515,976	153,349,284	152,668,809	150,802,907	148,127,713	144,629,928
通算退職年金 件数	48,724	46,921	45,147	43,242	41,528	39,811
金額	6,396,591	6,138,662	5,961,017	5,739,649	5,526,728	5,285,657
退職一時金 件数	180	120	248	231	209	229
金額	131,012	101,098	181,117	210,225	174,135	220,511
障害年金 件数	33,637	32,365	30,754	29,163	28,067	27,057
金額	11,809,529	11,197,175	10,774,224	10,259,022	9,807,390	9,396,939
障害一時金 件数	1	3	7	3	5	2
金額	1,388	5,806	15,467	5,652	13,814	6,374
遺族年金 件数	473,705	459,595	441,563	424,966	412,714	397,353
金額	102,785,666	99,418,908	97,392,848	94,482,973	91,883,886	88,499,601
通算遺族年金 件数	3,167	3,065	3,008	2,926	2,868	2,771
金額	184,141	171,276	171,172	170,608	162,599	157,230
死亡一時金 件数	30	33	36	20	33	19
金額	41,150	48,989	56,124	22,060	35,678	22,025
船員給付 件数	2,034	1,976	1,910	1,867	1,778	1,700
金額	849,512	825,181	811,618	798,499	759,497	726,444
公務災害給付 件数	347	389	321	289	269	254
金額	115,954	111,685	108,844	97,818	91,083	87,404

(注) 1 「退職一時金」には、返還一時金、脱退一時金、短期在留脱退一時金を含み、「死亡一時金」には特例死亡一時金を含む。

2 本表における各種年金の件数は、各支払期の支払件数の合計である。

資料：財務省主計局「国家公務員共済組合事業統計年報」

第119表 国家公務員共済組合長期部門年金受給権者状況

区分		(単位 金額 : 千円)					
		平成8年度 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
合 計 人員 金額	人員 金額	71,379 148,679,289	73,565 150,717,949	74,253 148,723,549	72,588 142,938,413	88,542 173,426,177	88,070 149,408,798
退職共済年金 人員 金額	人員 金額	57,347 127,826,899	59,728 130,232,187	59,550 126,648,098	57,790 120,632,081	67,443 138,664,295	69,647 126,528,724
障害共済年金 人員 金額	人員 金額	908 1,000,565	937 1,002,416	946 1,018,453	943 1,033,064	1,183 1,289,164	1,186 1,337,469
遺族共済年金 人員 金額	人員 金額	12,754 19,272,223	12,489 18,796,143	13,401 20,454,554	13,647 20,919,908	15,170 22,882,099	13,906 20,998,875
退職年金 人員 金額	人員 金額	233 409,642	273 492,179	263 466,449	134 240,399	3,535 8,777,565	255 436,829
減額退職年金 人員 金額	人員 金額	61 71,447	65 76,389	39 46,518	24 25,542	308 598,846	29 28,144
通算退職年金 人員 金額	人員 金額	8 4,783	5 2,139	1 81	1 964	30 20,620	1 110
障害年金 人員 金額	人員 金額	29 61,597	46 96,799	31 68,873	29 68,858	120 256,924	29 61,747
遺族年金 人員 金額	人員 金額	36 31,549	22 19,697	19 16,222	18 15,958	746 932,258	17 16,901
通算遺族年金 人員 金額	人員 金額	3 583	— —	1 175	1 102	6 2,498	0 0
船員年金 人員 金額	人員 金額	— —	— —	1 2,592	1 1,536	— 1,909	— 0
公務災害給付 人員 金額	人員 金額	— —	— —	1 —	— —	— —	— —
		1,535					

資料:財務省主計局調べ

区分		(単位 金額 : 千円)					
		平成8年度 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
合 計 人員 金額	人員 金額	793,556 1,693,491,457	810,117 1,701,342,589	823,336 1,729,011,764	835,416 1,733,052,050	861,585 1,755,699,565	883,146 1,753,438,487
退職共済年金 人員 金額	人員 金額	290,759 672,941,011	310,350 696,564,653	327,633 725,412,720	343,696 742,419,304	367,572 770,730,967	393,119 787,512,563
障害共済年金 人員 金額	人員 金額	4,700 5,070,262	5,238 5,558,606	5,706 6,077,416	6,167 6,539,051	6,813 7,162,168	7,421 7,763,547
遺族共済年金 人員 金額	人員 金額	103,704 156,822,526	114,000 171,962,497	124,640 190,811,046	135,327 207,800,261	147,202 225,139,319	157,518 240,033,295
退職年金 人員 金額	人員 金額	219,622 577,006,290	210,128 552,233,719	199,884 534,667,357	189,650 510,395,603	183,182 492,726,589	173,346 466,247,626
減額退職年金 人員 金額	人員 金額	79,234 156,448,383	77,861 153,766,271	76,284 153,272,513	74,722 151,005,435	73,299 148,197,277	71,492 144,552,739
通算退職年金 人員 金額	人員 金額	8,109 6,493,540	7,810 6,255,862	7,502 6,109,679	7,161 5,858,109	6,877 5,637,925	6,576 5,392,834
障害年金 人員 金額	人員 金額	6,247 13,022,481	5,984 12,426,140	5,720 12,003,692	5,455 11,413,774	5,334 11,096,689	5,132 10,626,613
遺族年金 人員 金額	人員 金額	80,243 104,529,556	77,834 101,455,244	75,082 99,561,335	72,384 96,558,139	70,476 93,991,367	67,742 90,333,314
通算遺族年金 人員 金額	人員 金額	540 190,673	527 186,158	516 185,072	499 178,791	491 176,249	476 170,669
船員年金 人員 金額	人員 金額	342 855,052	330 822,707	319 811,154	309 790,829	295 751,434	283 720,659
公務災害給付 人員 金額	人員 金額	56 111,683	55 110,731	50 99,781	46 92,754	44 89,581	41 84,628

資料:財務省主計局「国家公務員共済組合事業統計年報」

第120表 国家公務員共済組合長期部門1人当たり金額

区分	平成8年度 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
《年金》						
新規裁定	2,082,956	2,048,772	2,002,930	1,969,174	1,958,688	1,756,304
退職共済年金	2,229,008	2,180,421	2,126,752	2,087,421	2,056,022	1,816,715
障害共済年金	1,101,944	1,069,814	1,076,589	1,095,508	1,089,742	1,127,714
遺族共済年金	1,511,073	1,505,016	1,526,345	1,532,931	1,508,378	1,510,059
退職年金	1,758,121	1,802,855	1,773,569	1,794,025	2,483,045	1,713,053
減額退職年金	1,171,264	1,175,221	1,192,764	1,064,240	1,944,304	970,485
通算退職年金	597,825	427,720	81,400	963,700	687,320	109,900
障害年金	2,124,045	2,104,320	2,221,706	2,374,428	2,141,035	2,129,214
遺族年金	876,364	895,323	853,782	886,564	1,249,676	994,188
通算遺族年金	194,467	—	175,000	102,300	416,250	0
船員年金	—	—	2,592,200	1,536,200	1,909,300	0
公務災害給付	—	—	1,534,500	—	—	—
年度末現在	2,134,054	2,100,120	2,100,007	2,074,478	2,037,755	1,985,446
退職共済年金	2,314,429	2,244,449	2,214,102	2,160,105	2,096,816	2,003,242
障害共済年金	1,078,779	1,061,208	1,065,092	1,060,329	1,051,250	1,046,159
遺族共済年金	1,512,213	1,508,443	1,530,897	1,535,542	1,529,458	1,523,847
退職年金	2,627,270	2,628,082	2,674,888	2,691,250	2,689,820	2,689,694
減額退職年金	1,974,511	1,974,882	2,009,235	2,020,897	2,021,819	2,021,943
通算退職年金	800,782	801,007	814,407	818,057	819,823	820,078
障害年金	2,084,598	2,076,561	2,098,548	2,092,351	2,080,369	2,070,657
遺族年金	1,302,663	1,303,482	1,326,035	1,333,971	1,333,665	1,333,491
通算遺族年金	353,098	353,241	358,667	358,298	358,958	358,548
船員年金	2,500,152	2,493,052	2,542,802	2,559,317	2,547,233	2,546,500
公務災害給付	1,994,345	2,013,293	1,995,610	2,016,385	2,035,939	2,064,102
《一時金》						
退職一時金	727,843	842,482	730,311	910,066	833,182	962,929
障害一時金	1,387,					

第121表 国家公務員共済組合短期経理状況

区分		平成8年度 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
利	益	448,426,359	445,759,319	452,379,118	465,448,925	503,587,854	513,270,026
負担金収入		186,268,586	189,095,809	191,493,488	195,226,649	221,715,662	227,011,172
短期負担金収入		・	・	・	・	209,916,992	214,045,218
介護負担金収入		・	・	・	・	11,798,670	12,965,954
掛金収入		191,824,605	194,679,953	196,870,487	200,416,885	228,947,252	235,028,722
短期掛金収入		・	・	・	・	216,455,679	221,264,010
介護掛金収入		・	・	・	・	12,491,573	13,764,712
移換金収入		・	・	・	・	3,453,135	—
雑収入		2	4	99	93	247	65
国庫補助金収入		4,514,189	2,398,210	2,778,600	2,174,465	649,401	247,161
交付金収入		1,215,928	1,322,837	1,269,549	1,579,678	1,050,552	790,863
支払準備金戻入		41,772,862	42,534,369	41,108,115	40,063,364	40,130,175	41,176,114
受取利息		904,498	598,321	1,011,967	734,508	554,658	671,698
短期受取利息		・	・	・	・	550,576	668,207
介護受取利息		・	・	・	・	4,082	3,491
有価証券利息		575,057	564,076	330,694	188,895	96,567	101,265
受取配当金		420,886	410,371	394,338	408,608	404,581	181,675
有価証券売却益		1,923	885	536	449	164	66
貸付金利息		34,521	3,512	—	—	8	—
償還差益		34	524,695	7,819	7,900	5,904	—
貸付金収入		56,097	31,371	80,979	1,006	6,674	395
償還差益		78,006	45,715	58,178	30,572	14,632	35,709
賃借金収入		371,770	406,583	310,715	325,024	280,580	289,505
雑益		171	128	52	380	133	102
前期損益修正益		217,764	196,744	194,691	252,413	231,374	290,380
前期損益修正益		20,169,461	12,945,738	16,468,810	24,037,069	6,046,154	7,445,136
当期短期損失金		・	・	・	・	5,923,507	7,212,271
当期介護損失金		・	・	・	・	122,647	232,865
損失		448,426,359	445,759,319	452,379,118	465,448,925	503,587,854	513,270,026
短期給付金		253,737,700	244,671,160	237,588,167	238,303,163	244,453,458	248,593,557
保健健給付		228,951,157	220,899,066	215,073,439	216,003,273	221,603,251	224,161,556
直営保健給付		4,742,866	4,638,240	4,605,325	4,656,230	4,707,211	4,786,476
連合会直営保健給付		8,750,545	7,825,024	6,430,929	6,286,193	5,945,352	5,935,311
休業給付		3,476,161	3,782,087	4,019,922	4,304,972	5,082,227	6,867,996
災害給付		203,829	155,999	204,312	167,695	217,382	133,777
附加加給付		7,613,142	7,370,746	7,254,240	6,884,799	6,898,035	6,708,440
老人保健拠出金		120,337,571	123,269,154	136,707,767	144,663,955	131,019,932	142,603,990
退職者給付拠出金		29,550,891	30,860,615	32,060,222	36,076,467	41,415,860	48,820,847
特別拠出金		261,973	317,737	320,403	270,046	110,599	110,780
介護納付金		・	・	・	23,639,372	26,694,530	—
二部負担金返還金		9,798	9,716	17,074	14,696	11,703	11,276
一部負担金払戻金		1,458,716	1,967,814	2,774,941	2,463,194	2,410,587	2,277,303
委託費		・	・	130,600	190,705	271,451	253,886
雜業務経理人料		—	6,300	—	—	140	3,450
支払準備金繰入		42,534,369	41,108,115	40,063,364	40,130,175	41,176,114	41,813,689
有価証券売却損		・	・	・	・	31,172	—
前期損益修正損		53,419	136,707	63,545	67,458	56,519	85,182
当期利益金		477,964	3,353,632	2,569,277	3,178,552	18,971,762	1,856,325
当期短期利益金		・	・	・	・	18,194,162	1,591,121
当期介護利益金		・	・	・	777,600	265,204	—
支払利息		181	2,831	—	—	—	—
信託等売買手数料		3,150	—	—	—	—	—
償還差		—	—	—	—	—	—
負担金損		100	—	—	—	—	—
雜損		545	55,535	33,522	39,761	—	2,769

(注) 平成12年度は、平成13年1月6日の共済組合の統廃合に伴い二重に経理されたものを控除した額である。

資料：財務省主計局「国家公務員共済組合事業統計年報」

第122表 国家公務員共済組合長期経理状況

区分	平成8年度 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
利	益	2,653,842,307	2,334,629,608	2,223,339,324	2,187,241,063	2,316,752,966
負担金収入		1,155,436,528	1,191,324,030	1,218,502,251	1,201,850,611	1,204,083,088
掛金収入		471,274,957	489,179,706	492,401,006	496,402,574	509,191,730
基礎年金交付金収入		220,861,001	219,366,161	220,127,287	215,639,261	208,331,109
制度間調整交付金収入		453,892,279	104,053,046	17,706,160	5,187,901	—
退職一時金等返還金収入		1,074,109	1,014,243	1,030,973	961,567	1,051,467
移換金収入		—	6,255	1,984	3,206	143,598,194
雑収入		7,556	6,569	1,446	9,846	12,680
受取利息		214,635,784	193,307,294	147,376,068	126,181,017	123,980,394
有価証券利息		42,803,336	54,029,457	54,192,920	51,588,781	50,104,526
受取配当金		395,573	406,634	381,557	356,773	372,908
信託収益		39,907,192	39,706,837	29,475,262	47,772,602	31,596,075
貸料		26,885,173	27,002,453	27,292,553	27,140,477	27,131,731
生命保険資産収益		10,395,788	804,140	216,311	229,078	245,347
有価証券売却益		8,940,558	10,017,706	10,355,113	10,347,468	14,337,154
償還差益		849,393	137,793	455,679	105,506	128,621
前期損益修正益		778,149	762,314	738,691	563,764	626,869
固定資産売却益		5,704,922	3,504,971	3,084,065	2,900,630	1,961,075
損失		2,653,842,307	2,334,629,608	2,223,339,324	2,187,241,063	2,316,752,966
長期給付金		1,611,679,544	1,624,037,352	1,651,671,159	1,660,776,585	1,680,029,241
退職給付		1,351,595,325	1,352,841,776	1,365,246,573	1,360,622,168	1,365,561,872
障害給付		14,057				

第123表 国家公務員共済組合業務経理状況

区分		平成8年度 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
利	益	4,418,983	4,640,226	4,716,181	4,645,255	4,516,570	4,864,612
負担金収入		4,349,552	4,553,404	3,453,972	3,448,122	3,267,671	3,533,180
移換金		・	・	・	1,938	—	
雑収入		32,711	35,001	36,604	40,551	38,688	38,537
短期経理より受入		・	・	50,236	50,754	50,103	111,271
長期経理より受入		・	・	1,100,746	1,098,991	1,038,588	1,064,302
受取利息		2,161	2,474	1,446	321	434	211
雑益		—	—	—	7	—	
前期損益修正益		0	0	158	5,083	101	27
当期損失金		34,559	49,346	73,020	1,433	119,041	117,085
損失		4,418,983	4,640,226	4,716,181	4,645,255	4,516,570	4,864,612
職員給与		1,378,091	1,428,886	1,458,052	1,448,072	1,453,342	1,571,267
厚生費		12,118	12,066	12,300	11,546	7,532	9,228
旅費		57,062	57,772	57,906	51,363	51,741	55,267
事務費		1,704,002	1,852,525	1,773,369	1,812,480	1,767,616	1,776,699
その他の		1,239,131	1,255,114	1,368,826	1,247,006	1,201,731	1,313,171
前期損益修正損		3,229	1,674	1,721	1,393	2,458	386
当期利益金		25,350	32,188	44,008	73,395	32,152	138,594

(注) 平成12年度は、平成13年1月6日の共済組合の統廃合に伴い二重に経理処理されたものを控除した額である。

資料：財務省主計局「国家公務員共済組合事業統計年報」

第124表 国家公務員共済組合保健経理状況

区分		平成8年度 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
利	益	23,204,502	22,682,132	23,049,332	22,635,618	23,694,582	22,995,963
負担金収入		6,671,372	6,738,460	6,792,640	6,862,591	7,038,633	7,042,398
掛金収入		6,966,797	7,036,049	7,093,196	7,143,210	7,336,393	7,364,532
移換金収入		・	・	・	・	134,010	—
施設収入		734,694	719,664	674,608	644,149	584,432	569,621
国庫補助金収入		418,260	458,677	603,403	167,435	104,481	248,204
交付金収入		468,371	462,076	462,447	461,859	464,911	454,722
練人金受入		6,742,916	6,801,731	6,497,558	6,702,587	7,218,473	6,932,170
受取利息等		63,231	84,822	70,912	30,222	43,730	44,378
その他の		17,329	15,580	12,810	15,918	26,938	8,952
前期損益修正益		7,054	2,817	3,093	4,054	19,438	2,057
固定資産売却益		20	0	5	25	76,137	361
当期損失金		1,114,458	362,256	838,661	603,567	647,006	328,567
損失		23,204,502	22,682,132	23,049,332	22,635,618	23,694,582	22,995,963
職員給与		431,683	428,460	425,337	448,742	457,133	444,659
厚生費		8,488,941	8,228,650	8,519,174	8,134,117	8,680,581	8,475,328
旅費		68,581	67,086	66,812	50,745	49,277	47,375
事務費		102,797	82,727	86,599	81,907	80,016	66,019
連合会練入金		5,615,765	5,670,717	5,716,061	5,761,286	5,929,314	5,927,473
他経理への練入		6,694,138	6,091,488	6,462,296	6,602,486	6,516,699	6,357,926
その他の		1,351,049	1,345,519	1,187,990	1,146,264	990,988	946,337
前期損益修正損		7,838	17,935	23,157	71,313	3,710	17,088
固定資産除却損		5,771	4,995	7,707	6,637	9,420	121,511
当期利益金		437,939	744,555	554,199	332,121	977,444	592,246

(注) 平成12年度は、平成13年1月6日の共済組合の統廃合に伴い二重に経理処理されたものを控除した額である。

資料：財務省主計局「国家公務員共済組合事業統計年報」

第125表 国家公務員共済組合旧令共済年金受給権者状況

区分		年度末現在(単位 金額:千円)						
		平成8年度 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
合 計 人 員		7,457	6,829	6,211	5,632	5,112	4,600	4,134
金 額		8,443,124	7,802,544	7,201,119	6,588,260	5,995,690	5,432,309	4,904,621
1人当金額		1,132	1,143	1,159	1,170	1,173	1,181	1,186
退職年金人員		992	802	676	534	422	355	286
金 額		1,178,202	955,524	810,398	641,438	503,913	420,315	338,488
1人当金額		1,188	1,191	1,199	1,201	1,194	1,184	1,184
障害年金人員		9	7	7	7	5	5	
金 額		2,949	2,918	2,947	2,963	2,969	1,797	1,797
1人当金額		328	417	421	423	424	359	359
遺族年金人員		5,366	4,976	4,537	4,152	3,806	3,412	3,071
金 額		4,899,730	4,571,019	4,213,971	3,878,470	3,557,769	3,187,071	2,865,879
1人当金額		913	919	929	934	935	934	933
公務傷病年金人員		235	225	213	197	185	177	166
金 額		806,551	772,661	734,374	685,993	641,529	612,968	574,607
1人当金額		3,432	3,434	3,448	3,482	3,468	3,463	3,461
公務傷病遺族年金人員		150	150	154	157	152	155	155
金 額		224,460	226,382	235,549	242,003	235,524	240,502	240,994
1人当金額		1,496	1,509	1,530	1,541	1,550	1,552	1,555
殉職年金人員		705	669	624	585	540	496	451
金 額		1,331,232	1,274,040	1,203,880	1,137,393	1,053,986	969,656	882,856
1人当金額		1,888	1,904	1,929	1,944	1,952	1,955	1,958

(注) 年金支給額の算定上、人員、金額とも各年度の2月末の数値で表示している。

資料：国家公務員共済組合連合会調べ

第126表 国家公務員共済組合等所要財源率

平成15年4月1日現在(単位 %)

区分	短期給付			長期給付		
	組合員掛金率	国庫(地方)負担率	計	組合員掛金率	国庫(地方)負担率	整理資源率
国家公務員共済組合						
衆議院	25.60	25.60	51.20			
参議院	21.30	21.30	42.60			
内閣	28.04	28.04	56.08			
総務省	27.72	27.72	55.44			
法務省	30.02	30.02	60.04			
外務省(本)	32.48	32.48	64.96			
(在)	15.09	15.09	30.18			
財務省	32.33	32.33	64.66			
文部科学省	29.62	29.62	59.24			
厚生労働省	33.43	33.43	66.86			
農林水産省	33.57	33.57	67.14			
経済産業省	25.52	25.52	51.04	71.90	72.20	
国土交通省	33.63	33.63	67.26			
裁判所	28.09	28.09	56.18			
会計検査院	20.63	20.63	41.26			
防衛庁(自)	23.54	23.54	47.08			
(文)	27.02	27.02	54.04			
刑務	35.74	35.74	71.48			
厚生労働省第二	29.57	29.57	59.14			
社会保険職員	34.02	34.02	68.04			
林野庁	35.18	35.18	70.36			
郵政省	32.33	32.33	64.66			
連合会職員	23.82	23.82	47.64			
地方公務員共済組合						
地方職員	42.14	42.14	84.28			
	(33.70)	(33.70)	(67.40)			
公立学校	38.50	38.50	77.00			
	(30.75)	(30.75)	(61.50)			
警察	47.94	47.94	95.88			
	(38.36)	(38.36)	(76.72)			
東京都職員	41.55	41.55	83.10			
	(33.24)	(33.24)	(66.48)	81.00	82.10	
指定都市職員	48.4125~55.10	48.4125~55.10	96.83~110.20			
	(38.73~44.08)	(38.73~44.08)	(77.46~88.16)			
都市職員	48.43125~51.10	48.43125~51.10	96.86~102.20			
	(38.745~40.88)	(38.745~40.88)	(77.49~81.76)			
市町村職員	40.15~55.0125	40.15~55.0125	80.30~110.03			
	(32.12~44.01)	(32.12~44.01)	(64.24~88.02)			

(注) 1 短期給付における指定都市職員共済組合の率は、札幌市職員共済組合及び名古屋市職員共済組合(名古屋市港湾管理組合職員に限る)のものであり、都市職員共済組合の率は、北海道都市職員共済組合及び仙台市職員共済組合のものである。

2 長期給付は一般組合員に係る率である。

3 財源率は給料に対する率であり、()書は給料に対する率を標準報酬に対する率とした場合の率(当該財源率を手当率1.25で除した率)である。

4 短期給付の財源率には、介護財源率、福祉財源率を含む。

5 平成15年4月より国家公務員共済組合の「印刷局」「造幣局」は「財務省」に統合された。

資料：国家公務員共済組合は財務省主計局調べ、地方公務員共済組合は総務省自治行政局調べ

8 地方公務員等共済組合

第127表 地方公務員等共済組合適用状況

年度末現在

区分	組合数	組合員数						
		合計	短期長期	短期	長期	任意継続 特例継続(再掲)	継続長期	
平成8年度	90	3,396,957	2,928,580	11	407,133	0	60,768	465
9	90	3,384,335	2,919,451	9	406,135	0	58,236	504
10	90	3,363,204	2,902,880	6	402,891	1	57,169	258
11	89	3,342,368	2,891,973	5	396,017	0	54,129	244
12	85	3,287,432	2,855,800	4	382,737	0	48,610	281
13	84	3,263,578	2,831,909	2	374,842	0	56,495	330
平成13年度								
地方職員共済組合	1	370,597	351,669	—	13,662	—	5,134	132
公立学校共済組合	1	1,047,980	1,024,085	—	—	—	23,872	23
警察共済組合	1	272,781	270,115	—	—	—	2,521	145
東京都職員共済組合	1	155,343	153,203	—	—	—	2,118	22
指定都市職員共済組合	10	209,370	16,866	—	192,235	—	269	—
市町村職員共済組合	47	1,066,404	982,203	2	62,158	—	22,034	7
都市職員共済組合	23	141,103	33,768	—	106,787	—	547	1

(注) 1 「短期長期」は短期保険及び長期保険両方の適用者、「短期」は短期保険のみの適用者、「長期」は長期保険のに転出した後も引き続き長期保険の適用を受ける者である。

2 「本俸月額」は、年度末1月間(毎年度3月)に支給したものの中の平均である。

3 地方職員共済組合には、団体共済部を含む。

資料：総務省自治行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

被扶養者数	被扶養者数		組合員1人当たり本俸月額						
	組合員1人当たり	被扶養者数	任意継続	平均	短期長期	短期	長期	任意継続	継続長期
3,781,035	47,105	1.26	0.78	345,662	346,465	456,545	344,458	314,974	350,105
3,750,310	45,884	1.26	0.79	352,637	353,781	476,667	349,158	319,487	355,202
3,709,791	46,219	1.25	0.81	357,957	359,175	480,167	353,784	325,333	391,891
3,690,999	43,639	1.25	0.81	362,306	363,713	485,000	356,890	326,692	371,168
3,634,285	38,618	1.25	0.79	365,905	367,350	485,500	359,743	329,399	389,078
3,599,172	44,737	1.25	0.79	368,639	370,342	466,000	361,115	333,076	387,403
488,137	3,780	1.37	0.74	365,735	366,946	—	346,895	332,556	378,303
1,161,046	18,659	1.11	0.78	399,611	400,730	—	—	351,605	404,435
470,893	2,701	1.73	1.07	370,793	371,133	—	—	333,080	394,262
160,087	1,385	1.03	0.65	357,006	357,176	—	—	344,199	403,727
24,035	216	1.40	0.80	358,935	369,407	—	358,110	291,677	—
1,252,199	17,534	1.25	0.80	343,534	342,267	466,000	374,614	312,328	305,429
42,775	462	1.25	0.84	359,020	354,657	—	360,485	342,364	416,000

みの適用者、「任意継続」は退職後も引き続き短期保険の適用を受けることを希望した者、「継続長期」は公社又は公庫等

第128表 地方公務員等共済組合短期部門給付支給状況

(i) 保健給付

区分		平成8年度 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
合	計 件数	55,262,786	55,469,018	56,805,109	57,851,371	58,709,515	60,293,831
	金額	702,351,234	679,785,385	655,870,612	658,375,067	662,644,482	666,305,003
組 合 員 分	件数	25,600,625	25,932,349	26,278,417	26,917,072	27,599,591	28,529,263
	金額	384,551,193	364,518,366	332,407,729	335,498,854	339,416,677	344,788,615
療 養 の 給 付	件数	21,466,922	21,345,462	21,115,375	21,133,586	21,179,253	21,435,718
	日数	46,637,335	45,448,762	43,912,323	43,380,211	42,881,647	42,226,685
	金額	337,328,087	316,917,563	285,438,964	284,825,760	285,064,637	285,698,838
入院時食事療養の給付	件数	304,160	295,076	291,054	288,198	286,602	283,244
	日数	3,513,997	3,358,612	3,248,973	3,160,546	3,074,255	2,946,597
	金額	5,227,155	4,696,848	4,553,626	4,463,434	4,337,987	4,108,300
訪問看護療養の給付	件数	695	993	1,160	1,312	1,151	1,085
	日数	3,942	6,813	7,631	8,436	8,409	8,748
	金額	31,973	52,536	54,997	62,137	61,250	63,989
療 養 費 件数	件数	750,620	772,991	750,583	773,875	784,650	822,483
	金額	5,106,708	5,098,484	4,547,408	4,680,136	4,721,332	4,907,828
入院時食事療養費 件数	件数	42	29	121	49	26	27
	日数	676	261	1,278	1,035	405	339
	金額	137	133	1,278	286	28	94
薬 剤 支 給 件数	件数	3,336,372	3,768,115	4,366,744	4,963,327	5,592,224	6,227,986
	金額	20,905,470	21,860,071	21,756,656	25,566,163	29,661,887	34,536,855
移 送 費 件数	件数	52	41	44	39	32	29
	金額	3,585	3,141	3,334	3,147	2,235	1,656
出 産 費 件数	件数	42,200	40,992	40,786	39,954	38,719	38,384
	金額	14,160,296	14,093,803	14,213,019	14,063,407	13,768,338	13,680,978
埋 葬 料 件数	件数	3,710	3,728	3,712	4,979	3,562	3,578
	金額	1,783,250	1,793,900	1,837,804	1,834,406	1,798,983	1,790,077
看 護 料 件数	件数	54	27	13	—	•	•
	日数	1,189	505	216	—	•	•
	金額	4,532	1,887	643	△ 22	•	•
被 扶 養 者 分 件数	件数	29,662,161	29,536,669	30,526,692	30,934,299	31,109,924	31,764,568
	金額	317,800,040	315,267,021	323,462,883	322,876,214	323,227,805	321,516,388
療 養 の 給 付 件数	件数	24,604,501	23,982,925	24,149,600	23,913,324	23,554,186	23,523,095
	日数	53,010,366	50,857,699	50,505,703	49,211,617	47,656,158	46,620,454
	金額	256,741,401	250,442,007	250,757,615	247,549,303	245,196,751	242,930,280
入院時食事療養の給付	件数	356,675	348,992	341,884	330,972	334,587	311,021
	日数	4,415,413	4,238,210	4,083,612	3,948,818	3,747,964	3,542,967
	金額	6,494,710	5,813,900	5,642,013	5,448,056	5,214,289	4,847,239
訪問看護療養の給付	件数	1,491	2,418	3,140	4,146	3,998	4,375
	日数	8,528	14,246	17,723	24,894	24,005	27,294
	金額	53,640	84,314	115,310	158,718	156,889	181,559
高額療養の給付	件数	98,648	104,194	109,536	106,202	108,860	108,886
	金額	7,278,276	8,304,348	9,679,307	9,640,141	9,928,336	9,713,527

(単位 金額 : 千円)

療 養 費 件数	522,373	515,414	518,589	532,181	546,584	592,949
金額	2,989,440	3,024,851	3,058,356	3,099,883	3,100,233	3,270,066
入院時食事療養費 件数	12	69	161	69	68	76
日数	72	56	1,091	444	526	669
金額	121	640	2,334	658	810	514
高額療養費 件数	127,841	155,392	202,785	207,862	214,458	186,760
金額	6,802,244	9,124,001	13,175,935	13,558,789	14,293,964	12,213,710
薬剤支給 件数	4,470,242	4,975,153	5,795,040	6,426,022	6,949,037	7,589,276
金額	17,442,152	19,225,451	21,646,490	24,569,599	27,111,254	30,490,419
移送費 件数	60	46	56	38	34	29
金額	3,301	2,083	2,257	3,378	1,632	1,388
配偶者出産費 件数	45,962	44,028	42,963	42,061	40,496	39,655
金額	14,017,658	13,484,181	13,225,439	12,986,690	12,536,571	12,292,873
家族埋葬料 件数	17,428	16,640	17,303	16,527	15,589	15,189
金額	5,968,264	5,757,052	6,157,792	5,861,019	5,687,076	5,574,813
看護料 件数	104	45	1	—	—	—
日数	2,673	924	5	—	—	—
金額	8,833	4,193	35	—	—	—

(注) 1 「高額療養の給付」及び「高額療養費」の件数は、「療養の給付」及び「療養費」の再掲である。

2 「入院時食事療養の給付」及び「入院時食事療養費」の件数及び日数は再掲であり、合計には含まれていない。

(ii) 休業給付

区分	平成8年度 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
合 計 件数	430,931	439,827	432,817	439,006	449,622	451,957
日数	7,700,942	7,755,650	7,830,730	8,077,359	8,199,535	9,186,014
金額	31,391,533	33,432,833	34,661,387	35,914,134	39,226,058	50,988,777
傷病手当金 件数	19,862	21,559	23,289	24,814	25,990	27,562
日数	410,501	435,760	474,777	521,863	531,115	576,357
金額	4,401,867	5,138,143	5,499,108	5,952,282	6,290,235	6,510,798
出産手当金 件数	1,238	1,452	1,318	1,315	1,303	1,277
日数	54,008	52,520	55,157	53,209	54,812	56,114
金額	453,457	452,525	485,399	476,632	488,343	506,740
休業手当金 件数	1,477	1,317	1,374	2,179	1,328	1,567
日数	23,252	24,583				

(iii) 災害給付

(単位 金額: 千円)

区分	平成8年度 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
合 計 件数	1,861	880	1,439	935	1,328	670
金額	1,161,372	638,467	805,737	612,845	780,780	503,039
弔 懇 金 件数	65	70	56	54	54	49
金額	26,881	30,899	25,260	23,263	25,549	23,284
家 族 弔 懇 金 件数	95	91	74	77	81	70
金額	31,028	29,901	26,318	27,267	27,605	21,655
災 害 見 舞 金 件数	1,701	719	1,309	804	1,193	551
金額	1,103,464	577,667	754,158	562,315	727,627	458,100

(iv) 附加給付

(単位 金額: 千円)

区分	平成8年度 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
合 計 件数	9,739,092	10,617,730	9,265,713	5,794,343	5,462,321	5,121,304
金額	46,472,910	49,955,617	50,453,586	40,995,657	39,412,590	39,734,141
家 族 療 養 費 件数	7,172,413	6,759,696	4,841,064	2,945,849	2,754,740	2,548,773
金額	28,272,852	27,105,081	22,368,421	17,225,314	16,230,780	16,251,281
家 族 訪 問 看 護 療 養 費 件数	260	415	1,247	515	487	602
金額	2,571	3,071	43,364	4,665	5,250	7,681
出 産 費 件数	33,462	32,192	35,522	35,107	34,042	33,584
金額	1,070,475	833,002	907,315	902,194	879,700	870,675
配 偶 者 出 産 費 件数	33,880	32,261	36,466	37,265	35,572	34,724
金額	1,058,015	925,376	1,020,241	1,059,059	1,002,027	977,879
埋 葬 料 件数	2,447	2,229	2,288	2,189	2,182	2,199
金額	192,158	141,368	141,986	144,832	138,558	146,883
家 族 埋 葯 料 件数	12,498	11,022	11,606	10,925	10,650	10,437
金額	568,499	452,056	469,867	446,316	431,821	422,512
傷 病 手 当 金 件数	2,543	2,801	3,365	3,397	3,656	3,755
金額	516,512	629,001	711,085	730,972	792,301	775,653
弔 懇 金 件数	—	—	—	—	—	1
金額	—	—	—	—	—	959
家 族 弔 懇 金 件数	—	—	10	—	—	—
金額	—	—	3,338	—	—	—
災 害 見 舞 金 件数	2,485	1,012	2,245	1,173	1,505	741
金額	910,445	410,130	730,165	426,544	521,443	326,356
入 院 附 加 金 件数	178,077	161,751	156,490	151,073	149,354	144,268
金額	1,203,300	1,084,641	1,031,163	988,656	968,528	928,475
結 婚 手 当 金 件数	52,632	49,659	49,590	48,771	46,876	44,574
金額	2,757,965	2,623,230	2,719,275	2,750,810	2,643,070	2,493,140
一部負担金の額等の払戻し 件数	2,248,395	3,564,692	4,125,820	2,558,079	2,423,257	2,297,646
金額	9,920,118	15,748,661	20,307,366	16,316,297	15,799,113	16,532,649

資料：総務省自治行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

第129表 地方公務員等共済組合短期部門療養の給付及び家族療養の給付支給状況(診療費分)

(単位 金額: 千円)

区分	平成8年度 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
組 合 員 分 件数	21,466,922	21,345,462	21,115,375	21,133,586	21,179,253	21,435,718
日数	46,637,335	45,448,762	43,912,323	43,380,211	42,881,647	42,226,685
金額	337,328,087	316,917,563	285,438,964	284,825,760	285,064,638	285,698,838
一般 診 療 件数	17,416,105	17,278,470	17,157,776	17,167,424	17,207,959	17,493,396
日数	36,308,134	35,166,708	34,003,586	33,501,916	33,009,702	32,752,435
金額	281,932,759	264,050,924	238,187,267	237,715,762	238,441,894	239,348,517
人 院 件数	333,054	323,979	320,444	315,594	312,030	305,338
日数	4,044,906	3,885,026	3,762,920	3,668,401	3,533,369	3,421,859
金額	92,926,612	88,457,089	82,843,605	83,457,694	84,866,460	84,332,364
外 来 件数	17,083,051	16,954,491	16,837,332	16,851,830	16,895,929	17,188,058
日数	32,263,228	31,281,682	30,240,666	29,833,515	29,476,333	29,330,576
金額	189,006,147	175,593,835	155,343,662	154,258,068	153,575,434	155,016,153
歯 科 診 療 件数	4,050,817	4,066,992	3,957,599	3,966,162	3,971,294	3,942,322
日数	10,329,201	10,282,054	9,908,737	9,878,295	9,871,945	9,474,250
金額	55,395,328	52,866,639	47,251,697	47,109,998	46,622,744	46,350,321
被 扶 養 者 分 件数	24,604,501	23,982,925	24,149,600	23,913,324	23,554,186	23,523,095
日数	53,010,366	50,857,699	50,505,703	49,211,617	47,656,158	46,620,454
金額	256,741,402	250,442,007	250,757,615	247,549,304	245,196,751	242,930,280
般 診 療 件数	20,154,597	19,649,601	19,878,140	19,718,342	19,439,160	19,495,860
日数	42,924,260	41,170,533	41,028,148	39,915,072	38,648,030	37,937,699
金額	221,018,491	215,517,669	216,107,069	213,476,431	211,906,067	210,272,772
入 院 件数	399,378	383,993	383,217	373,042	357,639	347,002
日数	5,112,937	4,923,247	4,751,159	4,543,159	4,349,999	4,105,090
金額	83,489,506	82,108,134	83,861,448	83,293,271	84,485,500	83,005,893
外 来 件数	19,755,219	19,265,608	19,494,923	19,345,300	19,081,521	19,148,858
日数	37,811,323	36,247,286	36,276,989	35,371,913	34,298,031	33,832,609
金額	137,528,985	133,409,535	132,245,621	130,183,160	127,420,567	127,266,879
歯 科 診 療 件数	4,449,904	4,333,324	4,271,460	4,194,982	4,115,026	4,027,235
日数	10,086,106	9,687,166	9,477,555	9,296,545	9,008,128	8,682,755
金額	35,722,911	34,924,338	34,650,546	34,072,873	33,290,684	32,657,508

資料：総務省自治行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

第130表 地方公務員等共済組合短期部門給付諸率

(i) 保健給付

区分		(単位 金額: 円)				
		平成8年度 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)
						13 (2001)
《組合員分》						
診 療 費	1000人当件数	7,181.15	7,168.52	7,133.53	7,173.51	7,292.24
	1件 当日数	2.17	2.13	2.08	2.05	2.02
	1件 当金額	15,714	14,847	13,518	13,477	13,460
	1人 当金額	112,844	106,431	96,432	98,151	98,915
一 般 診 療	1000人当件数	5,826.06	5,802.69	5,796.51	5,827.25	5,924.88
	1件 当日数	2.08	2.04	1.98	1.95	1.92
	1件 当金額	16,188	15,282	13,882	13,847	13,682
	1人 当金額	94,313	88,677	80,468	80,689	82,867
入 院	1000人当件数	111.41	108.80	108.26	107.12	107.44
	1件 当日数	12.14	11.99	11.74	11.62	11.32
	1件 当金額	279,014	273,033	258,528	264,446	271,982
	1人 当金額	31,086	29,707	27,988	28,329	29,220
入 院 外	1000人当件数	5,714.65	5,693.88	5,688.26	5,720.13	5,817.45
	1件 当日数	1.89	1.85	1.80	1.77	1.74
	1件 当金額	11,064	10,357	9,226	9,154	9,089
	1人 当金額	63,227	58,970	52,481	52,361	52,878
歯 科 診 療	1000人当件数	1,355.09	1,365.83	1,337.02	1,346.26	1,367.36
	1件 当日数	2.55	2.53	2.50	2.49	2.49
	1件 当金額	13,675	12,999	11,939	11,878	11,740
	1人 当金額	18,531	17,754	15,963	15,991	16,053
出 産 費	1000人当件数	14.12	13.77	13.78	13.56	13.33
埋 葬 料	1000人当件数	1.24	1.25	1.25	1.69	1.23
看 護 料	1000人当日数	0.40	0.17	0.07	•	•
	1日 当金額	3,812	3,737	2,977	•	•
《被扶養者分》						
診 療 費	1000人当件数	8,230.74	8,054.26	8,158.60	8,117.06	8,109.96
	1件 当日数	2.15	2.12	2.09	2.06	2.02
	1件 当金額	10,435	10,443	10,384	10,352	10,410
	1人 当金額	85,886	84,107	84,715	84,027	84,424
一 般 診 療	1000人当件数	6,742.15	6,598.99	6,715.55	6,693.13	6,693.11
	1件 当日数	2.13	2.10	2.06	2.02	1.99
	1件 当金額	10,966	10,968	10,872	10,826	10,901
	1人 当金額	73,935	72,378	73,009	72,462	72,962
入 院	1000人当件数	133.60	128.96	129.46	126.62	123.14
	1件 当日数	12.80	12.82	12.40	12.18	12.16
	1件 当金額	209,049	213,827	218,835	223,281	236,231
	1人 当金額	27,929	27,575	28,331	28,273	29,089
入 院 外	1000人当件数	6,608.55	6,470.03	6,586.09	6,566.50	6,569.97
	1件 当日数	1.91	1.88	1.86	1.83	1.80
	1件 当金額	6,962	6,925	6,784	6,729	6,678
	1人 当金額	46,006	44,803	44,677	44,189	43,872
歯 科 診 療	1000人当件数	1,488.59	1,455.27	1,443.05	1,423.93	1,416.85
	1件 当日数	2.27	2.24	2.22	2.19	2.16
	1件 当金額	8,028	8,059	8,112	8,122	8,090
	1人 当金額	11,950	11,729	11,706	11,566	11,462
配偶者出産費	1000人当件数	15.38	14.79	14.51	14.28	13.94
埋 葬 料	1000人当件数	5.83	5.59	5.85	5.61	5.37
看 護 料	1000人当日数	0.89	0.31	0.00	•	•
	1日 当金額	3,305	4,538	7,000	•	•

(ii) 休業給付

区分	平成8年度 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
合 計	1000人当件数	144.16	147.71	146.22	149.01	154.81
	1件 当日数	17.87	17.63	18.09	18.40	18.24
	1日 当金額	4,076	4,311	4,426	4,446	4,784
傷 病 手 当 金	1000人当件数	6.64	7.24	7.87	8.42	8.95
	1件 当日数	20.67	20.21	20.39	21.03	20.44
	1日 当金額	10,723	11,791	11,583	11,406	11,843
出 産 手 当 金	1000人当件数	0.41	0.49	0.45	0.45	0.44
	1件 当日数	43.63	36.17	41.85	40.46	42.07
	1日 当金額	8,396	8,616	8,800	8,958	8,909
休 業 手 当 金	1000人当件数	0.49	0.44	0.46	0.74	0.54
	1件 当日数	15.74	18.67	15.88	18.05	15.96
	1日 当金額	9,498	9,676	10,401	7,292	10,532
育児休業手当金	1000人当件数	119.78	121.67	124.09	125.32	127.49
(休業中支給分)	1件 当日数	20.14	19.99	19.82	20.21	20.04
	1日 当金額	3,029	3,104	3,176	3,166	3,462
育児休業手当金	1000人当件数	16.82	17.87	13.35	14.09	13.74
(復職後支給分)	1件 当金額	88,805	96,192	134,953	134,182	141,067
介護休業手当金	1000人当件数	•	•	•	•	3.73
	1件 当日数	•	•	•	•	15.95
	1日 当金額	•	•	•	•	5,263
						8,071

(iii) 災害給付

区分	平成8年度 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
合 計	1000人当件数	0.62	0.30	0.49	0.32	0.46
	1件 当金額	624,058	725,531	559,928	655,449	587,937
弔 慰 金	1000人当件数	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
	1件 当金額	413,554	441,414	451,071	430,796	473,130
家 族 弔 慰 金	1000人当件数	0.03	0.03	0.02	0.03	0.02
	1件 当金額	326,611	328,582	355,649	354,117	340,802
災 害 見 舞 金	1000人当件数	0.57	0.24	0.44	0.27	0.41
	1件 当金額	648,715	803,431	576,133	699,397	609,914
						831,397

資料：総務省自治行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

第131表 地方公務員等共済組合長期部門支給決定状況

(単位 金額: 千円)

区分	平成8年度 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
合 計 件数	10,358,134	10,665,990	10,943,914	11,205,813	11,420,992	11,747,188
金額	3,880,497,398	3,937,608,884	4,052,290,462	4,117,695,451	4,142,973,183	4,200,502,305
退職共済年金 件数	3,790,987	4,137,534	4,494,779	4,812,545	5,116,265	5,506,236
金額	1,470,971,163	1,566,933,282	1,687,477,958	1,779,625,930	1,857,802,547	1,962,833,494
障害共済年金 件数	38,773	43,143	47,173	46,331	51,248	55,935
金額	6,867,918	7,495,621	8,274,028	9,144,756	10,049,113	10,927,633
遺族共済年金 件数	1,217,834	1,361,041	1,476,158	1,608,210	1,730,884	1,858,165
金額	308,062,354	342,427,560	381,424,604	419,514,334	452,736,770	485,744,663
退職年金 件数	3,899,950	3,763,544	3,614,713	3,473,205	3,308,234	3,158,188
金額	1,786,154,711	1,721,846,823	1,681,508,170	1,623,713,444	1,547,847,442	1,476,650,377
減額退職年金 件数	140,935	139,797	136,751	135,994	132,537	129,987
金額	44,944,397	44,283,821	44,167,425	43,735,516	42,409,442	41,409,016
通算退職年金 件数	240,521	231,863	221,409	214,117	205,064	196,271
金額	31,282,811	30,086,068	29,376,876	28,253,720	27,001,915	25,731,152
退職一時金 件数	—	—	1	1	5	1
金額	△ 511	—	△ 2	11	△ 2,841	14
脱退一時金 件数	13	22	17	12	17	15
金額	33,836	84,576	67,258	42,534	58,594	61,339
返還一時金 件数	89	86	86	78	84	77
金額	143,631	151,828	123,553	136,143	142,402	159,392
障害年金 件数	91,484	87,093	82,859	76,158	72,265	68,731
金額	33,786,533	31,852,310	30,720,105	29,418,906	27,700,503	26,285,506
障害一時金 件数	7	7	7	6	12	11
金額	12,295	16,851	16,661	15,795	30,275	24,046
遺族年金 件数	921,349	886,353	855,212	824,887	790,655	760,458
金額	197,153,466	191,409,465	188,159,607	183,168,184	176,298,991	169,832,273
通算遺族年金 件数	16,113	15,448	14,686	14,215	13,667	13,064
金額	940,213	897,114	867,601	837,770	801,823	772,910
特例死亡一時金 件数	32	24	27	20	20	15
金額	101,039	88,134	66,730	59,844	66,758	29,704
死亡一時金 件数	19	18	19	15	13	12
金額	19,393	15,871	21,650	6,030	6,203	14,110
短期在留脱退一時金 件数	28	17	17	19	22	22
金額	24,149	19,559	18,236	22,535	23,245	26,676

(注) 各年度末の事業報告書による数値である。

資料: 総務省自治行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

第132表 地方公務員等共済組合長期部門年金受給権者状況

(単位 金額: 千円)

区分	平成8年度 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
合 計 人員	83,008	89,000	87,222	84,445	95,445	107,563
金額	177,202,531	194,863,522	193,820,310	185,419,761	212,972,584	202,920,673
退職共済年金 人員	54,999	61,115	59,267	55,722	66,134	77,181
金額	133,440,613	151,851,583	148,442,513	140,406,983	166,760,348	154,805,585
障害共済年金 人員	1,330	1,354	1,419	1,430	1,475	1,758
金額	1,507,175	1,560,079	1,693,061	1,687,473	1,759,364	2,126,182
遺族共済年金 人員	25,966	26,047	26,138	26,936	27,556	28,378
金額	40,561,801	40,512,632	42,929,061	42,660,151	44,034,940	45,625,434
退職年金 人員	460	259	199	176	104	92
金額	1,397,938	713,242	568,703	497,848	279,711	241,506
減額退職年金 人員	70	61	37	28	20	18
金額	101,308	86,658	53,721	39,642	27,427	28,229
通算退職年金 人員	45	62	60	59	84	69
金額	11,588	10,673	11,606	8,821	11,659	11,297
障害年金 人員	65	38	39	42	32	26
金額	112,928	69,116	68,771	72,347	61,781	48,469
遺族年金 人員	71	61	56	46	36	34
金額	68,212	59,005	52,182	45,203	36,683	32,687
通算遺族年金 人員	2	3	7	6	4	7
金額	967	535	692	1,293	671	1,284

(注) 旧市町村共済法給付及び恩給組合条例給付は除く。

資料: 総務省自治行政局調査

(ii) 年度末現在

区分	平成8年度 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
合 計 人員	1,792,994	1,847,915	1,897,501	1,941,584	1,984,185	2,048,583
金額	4,043,722,505	4,105,903,059	4,228,717,319	4,290,137,610	4,325,747,101	4,378,881,801
退職共済年金 人員	675,501	736,047	792,394	844,066	900,766	973,861
金額	1,585,015,992	1,681,127,535	1,800,019,270	1,886,901,609	1,976,193,987	2,069,558,370
障害共済年金 人員	12,013	13,319	14,644	15,916	17,181	18,727
金額	14,768,728	16,196,682	17,916,607	19,452,272	20,914,448	22,799,197
遺族共済年金 人員	223,773	246,790	270,468	293,232	314,639	335,829
金額	343,722,286	379,230,137	422,719,965	461,250,195	495,922,570	530,919,493
退職年金 人員	642,992	619,657	595,074	570,616	542,190	518,063
金額	1,780,443,708	1,717,821,879	1,681,074,052	1,623,389,220	1,545,016,904	1,477,853,454
減額退職年金 人員	23,645	23,371	23,046	22,708	22,039	21,631
金額	45,681,488	45,543,915	45,279,782	44,839,157	43,495,755	42,676,134
通算退職年金 人員	39,551	38,203	36,679	35,170	33,683	32,226
金額	31,598,124	30,558,734	29,911,780	28,833,342	27,634,031	26,424,408
障害年金 人員	17,042	16,370	15,724	15,077	14,359	

第133表 地方公務員等共済組合長期部門 1人当たり金額

区分	平成8年度 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
《年金》						
新規裁定	2,134,764	2,189,478	2,222,149	2,195,746	2,231,364	1,886,529
退職共済年金	2,426,237	2,484,686	2,504,640	2,519,776	2,521,552	2,005,747
障害共済年金	1,133,214	1,152,200	1,193,137	1,180,051	1,192,789	1,209,432
遺族共済年金	1,562,112	1,555,367	1,642,400	1,583,760	1,598,016	1,607,775
退職年金	3,038,996	2,753,830	2,857,804	2,828,682	2,689,529	2,625,065
減額退職年金	1,447,257	1,420,623	1,451,919	1,415,786	1,371,350	1,568,278
通算退職年金	275,511	172,145	193,433	149,508	138,798	163,725
障害年金	1,737,354	1,818,842	1,763,359	1,722,548	1,930,656	1,864,192
遺族年金	960,732	967,295	931,821	982,674	1,018,972	961,382
通算遺族年金	483,500	178,333	98,857	215,500	167,750	183,429
年度末現在	2,255,291	2,221,911	2,228,572	2,209,607	2,180,113	2,137,517
退職共済年金	2,346,430	2,283,995	2,271,622	2,235,491	2,193,904	2,125,107
障害共済年金	1,229,395	1,216,058	1,223,478	1,222,183	1,217,301	1,217,451
遺族共済年金	1,536,031	1,536,651	1,562,920	1,572,987	1,576,164	1,580,922
退職年金	2,768,998	2,772,214	2,824,983	2,844,977	2,849,586	2,852,652
減額退職年金	1,931,972	1,948,736	1,964,757	1,974,597	1,973,581	1,972,915
通算退職年金	798,921	799,904	815,502	819,828	820,415	819,972
障害年金	2,248,411	2,237,104	2,259,703	2,262,184	2,249,414	2,237,578
遺族年金	1,304,666	1,305,746	1,329,399	1,337,967	1,338,937	1,338,952
通算遺族年金	345,576	346,068	349,982	351,912	351,779	351,154
《一時金》						
脱退一時金	2,602,769	3,844,364	3,956,353	3,544,500	3,446,706	4,089,267
返還一時金	1,613,831	1,765,442	1,436,663	1,745,423	1,695,262	2,070,026
障害一時金	1,756,429	2,407,286	2,380,143	2,632,500	2,522,917	2,186,000
特例死亡一時金	3,157,469	3,672,250	2,471,481	2,992,200	3,337,900	1,980,267
死亡一時金	1,020,684	881,722	1,139,474	402,000	477,154	1,175,833
短期在留脱退一時金	862,464	1,150,529	1,072,706	1,186,053	1,056,591	1,212,545

(注) 長期部門年金受給権者状況等より国立社会保障・人口問題研究所にて算出。

第134表 地方公務員等共済組合短期経理状況

区分	平成8年度 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
収入	1,346,743,810	1,348,351,250	1,365,971,865	1,403,901,780	1,464,220,608	1,548,586,444
短期負担金	557,728,422	571,460,464	582,570,270	592,767,987	587,457,374	603,166,255
介護負担金	・	・	・	・	35,245,933	37,916,216
短期掛金	548,384,239	562,213,545	575,486,986	582,417,057	578,910,661	590,582,023
介護掛け金	・	・	・	・	35,240,600	37,907,083
短期任意継続掛け金	21,165,875	20,354,722	20,877,596	19,845,403	19,845,377	21,736,763
介護任意継続掛け金	・	・	・	・	1,600,297	1,856,549
雜収入	46,973	43,397	47,492	23,476	45,278	41,969
短期利息及び短期配当金	9,811,257	9,426,649	7,926,375	6,547,571	5,987,980	3,423,203
介護利息	・	・	・	・	7,255	1,834
償還差益	15,470	443,162	1,808	2,099,928	48,153	9,336
その他	36,199,447	40,352,913	39,377,742	40,160,712	42,962,402	56,584,773
前年度繰越支払準備金	126,657,572	128,870,998	125,718,657	121,784,973	121,500,188	121,568,339
前期損益修正益	・	・	・	180,645	185,462	332,320
当期短期損失金	46,734,555	15,185,400	13,964,940	38,074,028	34,968,204	73,144,836
当期介護損失金	・	・	・	・	215,445	314,944
支出	1,346,743,810	1,348,351,250	1,365,971,865	1,403,901,780	1,464,220,608	1,548,586,444
保健給付	695,687,265	673,357,440	649,319,340	652,143,609	656,843,564	660,702,378
直営保健給付	6,663,969	6,427,945	6,551,272	6,231,459	5,800,918	5,602,625
休業給付	31,391,533	33,432,833	34,661,387	35,914,134	39,226,058	50,988,777
災害給付	1,161,372	638,467	805,737	612,845	780,780	503,039
附加給付	36,552,792	34,206,956	30,146,220	24,679,361	23,613,478	23,201,492
老人保健拠出金	318,242,564	323,854,074	352,844,747	391,945,410	353,958,661	387,815,618
退職者給付拠出金	86,717,732	88,798,364	91,870,226	103,837,307	118,797,183	137,912,477
介護納付金	・	・	・	・	68,680,527	76,057,636
一部負担金返還金	3,520	14,083	5,838	1,327,701	4,680	5,414
一部負担金払戻金	9,916,598	15,737,209	20,301,528	14,988,595	15,794,433	16,527,235
その他	26,780,091	33,289,771	34,220,138	37,218,257	43,597,880	54,733,668
繰り入金	950,000	1,010,000	3,652,998	3,884,522	3,899,673	3,884,425
次年度繰越支払準備金	128,870,998	125,718,657	121,784,973	121,500,188	121,568,339	123,414,563
前期損益修正損	・	・	・	17,916	27,780	28,185
当期短期利益金	3,805,374	11,865,452	19,807,461	9,600,476	8,084,947	5,260,696
当期介護利益金	・	・	・	・	3,541,707	1,948,215

資料: 総務省自治行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

第135表 地方公務員等共済組合長期経理状況

(単位 千円)

区分	平成8年度 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
収入	27,515,998,869	28,572,807,888	29,407,970,011	30,305,625,414	30,675,415,758	30,817,748,811
負担金	3,310,440,522	3,390,802,798	3,379,886,648	3,356,694,071	3,313,926,974	3,310,036,270
掛金	1,408,046,244	1,473,162,615	1,487,723,530	1,496,501,155	1,484,459,141	1,483,453,744
基礎年金交付金	537,065,981	520,825,910	503,467,167	495,581,154	479,621,258	454,478,153
利息及び配当金	1,083,256,399	1,093,063,053	1,043,231,431	1,201,790,842	924,569,880	777,510,062
償還差益	4,383,350	2,131,487	5,225,235	3,867,858	2,420,007	2,670,611
その他収入	1,699,115,309	1,723,556,220	1,695,714,233	1,698,951,223	1,719,744,771	1,636,003,288
前年度繰越支払準備金	27,774	36,626	42,155	31,279	26,372	35,214
前年度繰越長期給付積立金	19,473,654,281	20,369,222,175	21,292,671,520	22,051,860,708	22,748,029,426	23,153,256,686
前年度繰越基礎年金 拠出金負担金充当金	9,010	7,003	8,092	7,726	6,028	7,627
特別利益	・	・	・	339,397	2,611,897	297,157
当期損失金	—	—	—	—	—	—
支出	27,515,998,869	28,572,807,888	29,407,970,011	30,305,625,414	30,675,415,758	30,817,748,811
退職給付	3,332,324,466	3,362,326,594	3,441,779,804	3,474,686,013	3,474,529,962	3,506,216,290
障害給付	40,636,751	39,336,313	38,983,769	38,553,286	37,754,786	37,213,776
遺族給付	502,343,837	531,122,558	567,041,915	600,347,553	626,939,737	653,674,318
基礎年金拠出金	772,786,724	802,124,721	855,753,177	914,452,893	970,302,023	986,093,968
負担調整拠出金	11,810,745	1,987,223	—	・	・	・
その他	1,698,861,909	1,741,189,783	1,716,354,151	1,721,371,858	1,885,786,610	1,699,826,831
業務経理へ繰入金	1,938,584	2,073,962	5,343,747	5,552,795	5,404,169	5,406,752
次年度繰越支払準備金	36,626	43,999	31,279	26,372	34,738	33,858
次年度繰越長期給付積立金	20,369,130,768	21,292,398,146	22,051,784,154	22,747,751,953	23,153,230,100	23,526,394,504
次年度繰越基礎年金 拠出金負担金充当金	7,003	8,092	7,726	6,028	7,627	2,303
特別損失	・	・	・	45,280	10,805,735	42,652
当期利益金	786,121,453	800,196,496	730,890,291	802,831,386	510,620,270	402,843,560
年度末現在長期給付積立金	30,522,019,428	32,245,483,770	33,735,764,977	35,234,558,785	36,150,680,296	36,926,665,167

資料：総務省自治行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

第136表 地方公務員等共済組合業務経理状況

(単位 千円)

区分	平成8年度 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
収入	31,080,358	31,269,062	31,146,635	31,845,102	32,594,522	33,053,802
負担金	25,996,978	26,097,718	19,653,768	19,911,284	20,770,304	21,445,955
補助金	317,854	318,511	352,394	509,131	457,197	369,098
利息及び配当金	292,819	325,528	315,804	186,080	186,645	142,793
その他の	1,020,880	1,064,272	1,368,151	1,375,496	1,413,537	1,337,101
練人金	3,098,315	3,286,102	9,251,343	9,741,042	9,613,757	9,700,614
特別利益	・	・	132	48,325	6,765	
当期損失金	353,514	176,930	205,173	121,938	104,758	51,476
支出	31,080,358	31,269,062	31,146,635	31,845,102	32,594,522	33,053,802
役員報酬	426,028	434,080	435,756	427,171	419,854	426,382
職員給与	13,863,030	14,310,750	14,389,442	14,354,537	14,370,110	14,258,078
厚生費	31,744	32,409	32,040	40,875	42,646	33,104
旅費	595,947	500,455	470,808	454,551	422,494	384,948
事務費	2,009,131	1,935,906	2,031,595	1,915,518	1,957,641	1,869,136
その他の	10,663,915	10,575,837	11,052,044	11,681,111	11,966,031	11,958,701
特別損失	・	・	19,587	16,664	79,335	
当期利益金	3,490,562	3,479,627	2,734,949	2,951,753	3,399,081	4,044,117

資料：総務省自治行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

第137表 地方公務員等共済組合保健経理状況

(単位 千円)

区分	平成8年度 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
収入	86,959,738	92,155,119	87,277,509	87,574,574	89,384,270	94,164,975
負担金	38,288,121	38,289,076	36,617,626	36,886,479	34,442,764	33,937,569
掛金	33,653,874	33,592,626	33,884,565	34,137,876	33,707,880	33,369,356
施設収入	1,602,290	1,928,233	2,014,792	1,957,731	1,985,013	2,105,258
補助金	5,764,828	5,546,515	5,546,791	5,639,821	5,984,141	6,066,467
利息及び配当金	689,923	582,554	610,123	405,256	616,205	419,315
その他の	1,697,567	1,596,245	1,947,586	1,935,185	2,198,892	2,114,187
練入金	4,573,245	6,362,950	3,921,463	3,601,253	3,998,201	6,092,926
特別利益	・	・	6,094	29,997	559,806	
当期損失金	689,890	4,256,921	2,734,562	3,004,881	6,421,177	9,500,091
支出	86,959,738	92,155,119	87,277,509	87,574,574	89,384,270	94,164,975
職員給与	3,642,008	3,723,953	3,847,763	3,884,868	3,844,695	3,760,449
厚生費	40,525,989	41,533,081	42,080,991	42,698,041	42,970,270	43,587,789
旅費	268,660	225,523	219,243	194,920	185,911	165,222
事務費	439,166	436,486	431,654	427,909	435,821	408,617
その他の	4,813,883	5,420,913	5,864,622	5,991,705	6,070,914	6,059,959
練入金	27,346,354	34,529,783	28,246,870	30,091,466	30,783,853	32,934,193
特別損失	・	・	10,708	19,441	93,260	
当期利益金	9,923,678	6,285,380	6,586,366	4,274,957	5,073,365	7,155,485

資料：総務省自治行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

9 私立学校教職員共済

第138表 私立学校教職員共済適用状況（学校種別）

区分	合計	甲種	乙種	丙種	任継	再掲		学校数	被扶養者数	加入者 1人当たり 被扶養者数
						短期 (甲乙任継)	長期 (甲丙)			
平成9年度 (1997)	446,387	398,397	26,710 (26,571)	2,993	18,287	443,394	401,390	13,774	381,481	0.86
10 (1998)	448,299	399,902	26,486 (26,343)	3,104	18,807	445,195	403,006	13,806	380,172	0.85
11 (1999)	449,240	400,871	26,329 (26,194)	3,083	18,957	446,157	403,954	13,802	379,435	0.85
12 (2000)	451,529	402,710	26,165 (26,036)	3,109	19,545	448,420	405,819	13,821	377,086	0.84
13 (2001)	454,151	405,134	25,617 (25,490)	3,084	20,316	451,067	408,218	13,821	374,366	0.83

(注) 乙種の()内は乙2種組合員の再掲である。

区分	合計	甲1	甲2	乙1	乙2	丙1	丙2	任継	再掲		学校数	被扶養者数	加入者 1人当たり 被扶養者数
									短期	長期			
平成14年度 (2002)	457,968	425,536	7	215	8,853	3,225	0	20,132	454,743	428,768	13,874	372,890	0.82
大 学	179,890	175,229	—	91	2,941	1,629	—	—	178,261	176,858	565	167,321	0.94
短 大	20,199	19,155	1	—	616	427	—	—	19,772	19,583	463	17,144	0.87
高 専	194	190	—	—	4	—	—	—	194	190	3	249	1.28
高 校	82,311	81,096	1	2	872	340	—	—	81,971	81,437	1,337	98,601	1.20
中 学	12,240	12,072	—	—	54	114	—	—	12,126	12,186	627	12,348	1.02
小 学	3,864	3,773	—	—	49	42	—	—	3,822	3,815	171	3,412	0.89
幼 稚 園	94,786	91,461	3	14	3,308	—	—	—	94,786	91,464	8,485	20,262	0.21
盲・ろう	362	355	—	—	7	—	—	—	362	355	15	240	0.66
各 種	8,296	8,077	1	108	110	—	—	—	8,296	8,078	396	8,051	0.97
専 修	34,196	32,631	1	—	891	673	—	—	33,523	33,305	1,786	29,167	0.87
事 業 団	1,498	1,497	—	—	1	—	—	—	1,498	1,497	26	1,383	0.92
任 継	20,132	—	—	—	—	—	—	20,132	20,132	—	—	14,712	0.73

(注) 私学共済法の一部改正(平成元年法律第94号)に伴い、組合員適用種別は、甲種組合員であった者で65歳未満者は甲1種組合員(短期・長期適用)に、65歳以上で年金受給資格期間を満たしていない者は甲2種組合員(短期・長期適用)に、65歳以上で年金受給資格期間を満たしている者は乙2種組合員(短期のみ適用)に種別変更となり、乙種組合員は乙1種組合員(短期のみ適用)と名称だけの変更となった。丙種組合員で65歳未満者は丙1種組合員(長期のみ適用)に、65歳以上で年金受給資格期間を満たしていない者は丙2種組合員(長期のみ適用)に変更になった。

資料：日本私立学校振興・共済事業団「私学共済制度事業統計」

第139表 私立学校教職員共済平均標準給与月額(学校種別)

年度末現在

区分	合計	甲種	乙種	丙種	任継	再掲	
						短期	長期
平成9年度 (1997)	368,427	365,123	464,111	462,529	285,243	367,792	353,682
10 (1998)	373,086	370,076	467,595	451,689	291,020	372,538	357,706
11 (1999)	376,634	373,878	467,982	452,540	295,713	376,110	360,832
12 (2000)	378,558	375,983	467,371	459,728	299,801	377,995	366,349
13 (2001)	379,665	377,550	466,021	460,145	300,736	379,115	367,677

(注) 甲種は、「短期」の標準給与による。

区分	合計	甲1・2種		乙1・2種	丙1・2種	任継	再掲	
		短期	長期				短期	長期
平成14年度 (2002)	379,681	381,539	369,245	434,218	468,956	301,543	379,048	369,995
大 学	449,358	445,996	423,525	604,373	522,523	—	448,689	424,437
短 大	433,919	434,537	421,273	469,273	355,204	—	435,619	419,833
高 専	477,691	481,326	470,800	305,000	—	—	477,691	470,800
高 校	428,815	428,611	422,167	425,277	486,576	—	428,575	422,436
中 学	431,589	431,667	424,623	349,963	462,018	—	431,303	424,973
小 学	418,462	417,994	412,298	381,102	504,048	—	417,521	413,309
幼 稚 園	225,447	222,701	221,313	301,050	—	—	225,447	221,313
盲・ろう	319,691	317,572	316,896	427,143	—	—	319,691	316,896
各 種	304,933	302,384	296,304	399,404	—	—	304,933	296,304
専 修	331,166	329,100	322,771	353,675	401,551	—	329,753	324,363
事 業 団	389,571	389,698	372,203	200,000	—	—	389,571	372,203
任 継	301,543	—	—	—	—	—	301,543	301,543

(注) 私学共済法の一部改正(平成元年法律第94号)に伴い、組合員適用種別は、甲種組合員であった者で65歳未満者は甲1種組合員(短期・長期適用)に、65歳以上で年金受給資格期間を満たしていない者は甲2種組合員(短期・長期適用)に、65歳以上で年金受給資格期間を満たしている者は乙2種組合員(短期のみ適用)に種別変更となり、乙種組合員は乙1種組合員(短期のみ適用)と名称だけの変更となった。丙種組合員で65歳未満者は丙1種組合員(長期のみ適用)に、65歳以上で年金受給資格期間を満たしていない者は丙2種組合員(長期のみ適用)に変更になった。

資料：日本私立学校振興・共済事業団「私学共済制度事業統計」

第140表 私立学校教職員共済加入者数(標準給与等級別)

標準給与		短期(除任継)			長期			任継給与	任継			平成15年3月末現在
等級	月額	計	男	女	計	男	女		計	男	女	
(千円)					(千円)							
総 数	434,611	212,339	222,272	428,768	207,547	221,221	20,132	13,132	7,000			
第1級	98	2,341	955	1,386	1,820	668	1,152	110以下	602	358	244	
2	104	697	266	431	639	231	408	112	58	20	38	
3	110	958	249	709	894	211	683	118	105	63	42	
4	118	1,644	575	1,069	1,563	521	1,042	119	45	18	27	
5	126	2,034	614	1,420	1,991	577	1,414	126	159	87	72	
6	134	2,796	668	2,128	2,691	601	2,090	133	53	20	33	
7	142	3,599	732	2,867	3,665	697	2,968	134	120	68	52	
8	150	5,946	1,193	4,753	5,795	1,094	4,701	140	124	60	64	
9	160	8,611	1,255	7,356	8,470	1,164	7,306	142	147	89	58	
10	170	11,810	1,351	10,459	11,689	1,275	10,414	150	229	119	110	
11	180	14,415	1,671	12,744	14,259	1,562	12,697	154	134	71	63	
12	190	14,719	1,809	12,910	14,584	1,704	12,880	160	246	132	114	
13	200	20,126	3,516	16,610	19,805	3,270	16,535	168	123	58	65	
14	220	22,800	5,043	17,757	22,585	4,860	17,725	170	351	145	206	
15	240	20,369	5,721	14,648	20,205	5,548	14,657	180	396	132	264	
16	260	20,038	6,534	13,504	19,706	6,268	13,438	182	141	66	75	
17	280	18,329	6,656	11,673	18,158	6,506	11,652	190	403	142	261	
18	300	18,047	7,194	10,853	17,810	7,014	10,796	196	163	89	74	
19	320	17,040	7,046	9,994	16,861	6,894	9,967	200	680	307	373	
20	340	15,751	7,164	8,587	15,588	7,021	8,567	210	140	79	61	
21	360	14,973	7,242	7,731	14,807	7,095	7,712	220	722	365	357	
22	380	16,637	8,749	7,888	16,467	8,597	7,870	224	157	87	70	
23	410	19,687	11,553	8,134	19,405	11,330	8,075	238	152	95	57	
24	440	18,313	11,596	6,717	18,122	11,425	6,697	240	660	336	324	
25	470	17,967	11,896	6,071	17,820	11,766	6,054	252	176	88	88	
26	500	17,669	12,289	5,380	17,499	12,146	5,353	260	750	469	281	
27	530	17,083	12,528	4,555	16,992	12,417	4,575	266	206	95	111	
28	560	15,543	11,882	3,661	15,467	11,792	3,675	280	624	359	265	
29	590	13,993	11,033	2,960	13,888	10,942	2,946	287	278	162	116	
30	620	12,236	10,111	2,125	59,523	52,351	7,172	300	589	361	228	
31	650	10,214	8,697	1,517	—	—	—	308	251	129	122	
32	680	8,527	7,459	1,068	—	—	—	320	542	327	215	
33	710	8,545	7,598	947	—	—	—	329	262	149	113	
34	750	7,888	7,210	678	—	—	—	340	518	325	193	
35	790	5,343	4,952	391	—	—	—	350	349	199	150	
36	830	3,382	3,169	213	—	—	—	360	395	253	142	
37	880	1,831	1,699	132	—	—	—	371	506	316	190	
38	930	876	826	50	—	—	—	380	448	311	137	
39	980	1,834	1,638	196	—	—	—	383	8,128	6,583	1,545	

資料：日本私立学校振興・共済事業団「私学共済制度事業統計」

第141表 私立学校教職員共済短期部門給付決定状況

(i) 保健給付

区分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
合 計	7,445,233	7,615,380	7,747,189	7,952,373	8,198,286	8,390,562
組 合 員 分	92,640,306	88,159,362	88,721,615	90,406,498	91,194,176	90,647,717
療 養 の 給 付	4,203,820	4,240,231	4,315,658	4,440,231	4,611,360	4,722,718
訪問看護療養の給付	56,788,193	51,162,412	51,529,902	52,382,716	53,496,494	53,048,036
人院時食事療養費	3,438,897	3,394,133	3,386,628	3,406,543	3,469,007	3,495,469
調 剤 費	7,121,776	6,893,614	6,859,574	6,786,002	6,742,694	6,602,146
療 養 費	49,651,562	44,285,851	44,044,905	44,174,501	44,565,390	43,504,174
看 護 料	143	206	230	157	205	219
移 送 料	989	1,681	1,505	1,405	1,544	1,351
出 産 費	7,552	11,959	11,115	10,059	11,315	10,248
育 児 手 当 金	40,467	39,422	38,852	39,023	38,047	37,647
被 扶 養 者 分	450,366	426,532	415,974	403,624	382,526	365,154
療 養 の 給 付	3,819,728	3,666,430	4,184,620	4,805,236	5,545,001	6,093,615
訪問看護療養の給付	113,443	112,694	116,973	121,858	130,022	140,522
入院時食事療養費	805,458	718,093	739,616	773,572	817,546	858,547
調 剤 費	213	234	379	651	923	736
看 護 料	—	—	—	—	—	—
移 送 料	8	18	13	11	12	11
出 産 費	472	5,073	513	727	1,297	529
育 児 手 当 金	1,518,086	1,541,102	1,606,444	1,660,218	1,684,354	1,745,457
埋 葬 料	796	724	789	831	718	719
被 扶 養 者 分	345,030	326,778	348,523	378,610	330,026	316,800
療 養 の 給 付	3					

(ii) 休業給付

(単位 金額: 千円)

区分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
合 計 件数	13,369	12,942	12,727	13,313	13,117	12,973
日数	506,139	501,627	501,852	503,000	437,082	442,901
金額	3,537,049	3,616,157	3,630,234	3,908,169	3,783,890	3,890,789
傷病手当金 件数	9,879	9,341	9,071	9,322	9,140	8,829
日数	234,701	221,928	214,883	206,761	177,140	170,692
金額	1,768,859	1,777,642	1,710,577	1,811,350	1,669,128	1,655,960
出産手当金 件数	3,479	3,577	3,642	3,988	3,968	4,134
日数	271,185	279,272	286,695	296,160	259,864	272,044
金額	1,767,151	1,837,024	1,918,418	2,096,561	2,114,124	2,233,390
休業手当金 件数	11	24	14	3	9	10
日数	253	427	274	79	78	165
金額	1,039	1,492	1,239	258	637	1,439

(iii) 災害給付

(単位 金額: 千円)

区分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
合 計 件数	97	141	125	218	78	50
金額	65,654	70,665	61,845	88,645	55,167	33,323
弔慰金 件数	13	10	6	9	8	6
金額	5,290	4,560	1,840	3,480	3,520	3,030
家族弔慰金 件数	9	4	17	8	11	2
金額	3,780	1,400	6,241	2,766	3,697	503
災害見舞金 件数	75	127	102	201	59	42
金額	56,584	64,705	53,764	82,399	47,950	29,790

資料：日本私立学校振興・共済事業団「私学共済制度事業統計」

第142表 私立学校教職員共済短期部門療養の給付及び家族療養費決定状況（診療費分）

(単位 金額: 千円)

区分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
組合員 分 件数	3,438,897	3,394,133	3,386,628	3,406,543	3,469,007	3,495,469
日数	7,121,776	6,893,614	6,859,574	6,786,002	6,742,694	6,602,146
金額	49,651,562	44,285,851	44,044,905	44,174,501	44,565,390	43,504,174
一般 診 療 件数	2,758,942	2,733,290	2,723,303	2,741,602	2,803,840	2,818,956
日数	5,542,300	5,263,667	5,230,986	5,173,328	5,161,417	5,025,134
金額	41,176,145	36,716,811	36,483,931	36,624,257	37,010,203	35,959,368
入院 件数	43,610	42,590	42,217	42,384	41,558	41,067
日数	518,363	485,832	484,848	473,708	450,948	429,275
金額	13,591,263	12,558,194	12,673,293	12,801,465	12,695,913	12,129,409
入院外 件数	2,715,332	2,690,700	2,681,086	2,699,218	2,762,282	2,777,889
日数	5,023,937	4,777,835	4,746,138	4,699,620	4,710,469	4,595,859
金額	27,584,882	24,158,617	23,810,637	23,822,792	24,314,290	23,829,959
歯科 診 療 件数	679,955	660,843	663,325	664,941	665,167	676,513
日数	1,579,476	1,629,947	1,628,588	1,612,674	1,581,277	1,577,012
金額	8,475,417	7,569,040	7,560,974	7,550,244	7,555,187	7,544,806
被扶養者 分 件数	2,598,142	2,632,419	2,620,806	2,624,975	2,635,148	2,647,764
日数	5,589,837	5,590,386	5,474,411	5,407,216	5,308,352	5,208,774
金額	28,402,554	28,548,378	28,328,597	28,785,940	28,505,868	28,214,302
一般 診 療 件数	2,110,343	2,149,189	2,141,583	2,146,090	2,160,918	2,167,640
日数	4,477,352	4,495,540	4,395,676	4,337,694	4,268,860	4,178,094
金額	24,358,196	24,535,662	24,344,467	24,800,285	24,575,317	24,304,990
入院 件数	38,333	38,441	37,525	37,940	36,674	36,326
日数	512,211	505,115	486,170	488,412	466,368	451,680
金額	9,300,990	9,565,823	9,482,378	9,961,334	9,758,472	9,761,668
入院外 件数	2,072,010	2,110,748	2,104,058	2,108,150	2,124,244	2,131,314
日数	3,965,141	3,990,425	3,909,506	3,849,282	3,802,492	3,726,414
金額	15,057,206	14,969,838	14,862,088	14,838,951	14,816,846	14,543,322
歯科 診 療 件数	487,799	483,230	479,223	478,885	474,230	480,124
日数	1,112,485	1,094,846	1,078,735	1,069,522	1,039,492	1,030,680
金額	4,044,358	4,012,716	3,984,130	3,985,655	3,930,551	3,909,312

資料：日本私立学校振興・共済事業団「私学共済制度事業統計」

第143表 私立学校教職員共済短期部門給付諸率

(i) 保健給付

区分		平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	(単位 金額: 円)
《組合員分》								
診療費	1000人当件数	7,876.95	7,751.69	7,720.27	7,734.81	7,840.59	7,830.72	
	1件当日数	2.07	2.03	2.03	1.99	1.94	1.89	
	1件当金額	14,438	13,048	13,006	12,968	12,847	12,446	
	1人当金額	113,729	101,142	100,406	100,302	100,726	97,460	
一般診療	1000人当件数	6,319.49	6,242.43	6,208.13	6,225.01	6,337.19	6,315.16	
	1件当日数	2.01	1.93	1.92	1.89	1.84	1.78	
	1件当金額	14,925	13,433	13,397	13,359	13,200	12,756	
	1人当金額	94,316	83,856	83,170	83,158	83,650	80,558	
入院	1000人当件数	99.89	97.27	96.24	96.24	93.93	92.00	
	1件当日数	11.89	11.41	11.48	11.18	10.85	10.45	
	1件当金額	311,655	294,863	300,194	302,035	305,499	295,357	
	1人当金額	31,131	28,681	28,890	29,067	28,695	27,173	
入院外	1000人当件数	6,219.59	6,145.16	6,111.89	6,128.78	6,243.26	6,223.16	
	1件当日数	1.85	1.78	1.77	1.74	1.71	1.65	
	1件当金額	10,159	8,979	8,881	8,826	8,802	8,578	
	1人当金額	63,184	55,175	54,280	54,091	54,955	53,385	
歯科診療	1000人当件数	1,557.47	1,509.27	1,512.14	1,509.80	1,503.40	1,515.56	
	1件当日数	2.32	2.47	2.46	2.43	2.38	2.33	
	1件当金額	12,465	11,454	11,399	11,355	11,358	11,152	
	1人当金額	19,413	17,287	17,236	17,143	17,076	16,902	
看護料	1000人当日数	—	—	—	—	—	—	
	1日当金額	—	—	—	—	—	—	
出産費	1000人当件数	10.93	11.07	11.46	11.72	11.75	12.07	
埋葬料	1000人当件数	1.82	1.65	1.80	1.89	1.62	1.61	
《被扶養者分》								
診療費	1000人当件数	5,951.17	6,012.05	5,974.48	5,960.20	5,955.92	5,931.65	
	1件当日数	2.15	2.12	2.09	2.06	2.01	1.97	
	1件当金額	10,932	10,845	10,809	10,966	10,818	10,656	
	1人当金額	65,057	65,200	64,579	65,361	64,428	63,207	
一般診療	1000人当件数	4,833.84	4,908.43	4,882.02	4,872.86	4,884.07	4,856.05	
	1件当日数	2.12	2.09	2.05	2.02	1.98	1.93	
	1件当金額	11,542	11,416	11,368	11,556	11,373	11,213	
	1人当金額	55,794	56,036	55,496	56,311	55,545	54,449	
入院	1000人当件数	87.80	87.79	85.54	86.15	82.89	81.38	
	1件当日数	13.36	13.14	12.96	12.87	12.72	12.43	
	1件当金額	242,637	248,844	252,695	262,555	266,087	268,724	
	1人当金額	21,304	21,847	21,616	22,618	22,056	21,869	
入院外	1000人当件数	4,746.04	4,820.63	4,796.48	4,786.71	4,801.18	4,774.67	
	1件当日数	1.91	1.89	1.86	1.83	1.79	1.75	
	1件当金額	7,267	7,092	7,064	7,039	6,975	6,824	
	1人当金額	34,489	34,189	33,880	33,693	33,489	32,581	
歯科診療	1000人当件数	1,117.33	1,103.63	1,092.45	1,087.34	1,071.85	1,075.60	
	1件当日数	2.28	2.27	2.25	2.23	2.19	2.15	
	1件当金額	8,291	8,304	8,314	8,323	8,288	8,142	
	1人当金額	9,264	9,164	9,082	9,050	8,884	8,758	
看護料	1000人当日数	0.17	—	—	—	—	—	
	1日当金額	3,318	—	—	—	—	—	
配偶者出産費	1000人当件数	11.26	10.85	10.55	10.42	9.82	10.17	
家族埋葬料	1000人当件数	3.69	3.68	3.70	3.36	3.37	3.17	

(注) 組合員の数は、各年4月～3月の平均を使用。

(ii) 休業給付

(単位 金額: 円)

区分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
合計	1000人当件数	30.62	29.56	29.01	30.23	29.65
1件当日数	37.86	38.76	39.43	37.78	33.32	34.14
1日当金額	6,988	7,209	7,234	7,770	8,657	8,785
傷病手当金	1000人当件数	22.63	21.33	20.68	21.17	20.66
1件当日数	23.76	23.76	23.69	22.18	19.38	19.33
1日当金額	7,537	8,010	7,961	8,761	9,423	9,701
出産手当金	1000人当件数	7.97	8.17	8.30	9.06	9.26
1件当日数	77.95	78.07	78.72	74.26	65.49	65.81
1日当金額	6,516	6,578	6,691	7,079	8,136	8,210
休業手当金	1000人当件数	0.03	0.05	0.03	0.01	0.02
1件当日数	23.00	17.79	19.57	26.33	8.67	16.50
1日当金額	4,108	3,494	4,524	3,266	8,171	8,719

(iii) 災害給付

(単位 金額: 円)

区分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
合計	1000人当件数	0.22	0.32	0.28	0.49	0.18
1件当金額	676,845	501,167	494,762	406,630	707,265	666,452
弔慰金	1000人当件数	0.03	0.02	0.01	0.02	0.01
1件当金額	406,923	456,000	306,667	386,667	440,000	505,000
家族弔慰金	1000人当件数	0.02	0.01	0.04	0.02	0.00
1件当金額	420,000	350,000	367,129	345,800	336,064	251,300
災害見舞金	1000人当件数	0.17	0.29	0.23	0.46	0.13
1件当金額	754,453	509,484	527,098	409,945	812,712	709,286

資料：日本私立学校振興・共済事業団「私学共済制度事業統計」

第144表 私立学校教職員共済長期部門支給決定状況

区分		平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
合	計 件数	1,047,482	1,103,296	1,154,400	1,211,644	1,275,297	1,340,455
	金額	169,381,605	179,350,829	186,400,818	194,170,973	202,261,809	211,232,647
退職共済年金	件数	630,699	688,005	738,832	796,078	859,915	924,527
	金額	104,453,570	114,348,840	121,923,823	130,295,560	139,125,703	148,522,910
障害共済年金	件数	4,079	4,442	4,806	5,215	5,701	6,245
	金額	666,992	735,992	814,979	913,219	976,294	1,108,374
遺族共済年金	件数	140,355	153,583	167,919	181,907	195,173	208,875
	金額	15,608,878	17,353,038	19,124,486	20,791,293	22,387,201	24,079,224
退職年金	件数	73,935	71,224	68,449	65,405	62,716	59,969
	金額	26,732,229	26,069,594	24,917,085	23,742,736	22,598,744	21,542,386
減額退職年金	件数	2,321	2,308	2,292	2,256	2,231	2,227
	金額	607,403	612,080	610,546	596,575	590,857	593,715
通算退職年金	件数	132,866	123,300	114,366	105,638	97,224	88,960
	金額	13,312,676	12,457,632	11,543,254	10,617,437	9,736,884	8,848,101
退職一時金	件数	—	—	—	—	—	—
	金額	—	—	—	—	—	—
返還一時金	件数	25	24	27	17	28	30
	金額	38,741	28,340	24,290	19,302	31,921	46,682
脱退一時金	件数	27	21	18	26	18	13
	金額	71,397	52,943	47,087	76,155	58,294	47,487
新脱退一時金	件数	229	297	280	280	254	276
	金額	159,496	223,357	207,604	223,635	202,709	213,068
障害年金	件数	3,750	3,496	3,362	3,237	3,101	2,967
	金額	1,006,528	946,713	900,694	880,737	832,618	789,026
障害一時金	件数	—	—	2	1	—	—
	金額	—	—	4,808	2,262	—	—
遺族年金	件数	35,662	34,347	32,997	31,792	30,398	29,006
	金額	5,448,676	5,323,359	5,129,244	4,948,826	4,727,677	4,522,699
通算遺族年金	件数	22,799	21,600	20,448	19,286	18,105	16,978
	金額	1,117,541	1,071,457	1,016,808	961,428	902,448	841,246
死亡一時金	件数	6	1	2	—	2	—
	金額	5,490	938	2,089	—	—	1,636
特例死亡一時金	件数	2	—	1	—	2	1
	金額	3,079	—	9,605	—	6,356	1,239
恩給財団給付年金	件数	711	642	586	499	429	376
	金額	131,196	119,814	109,750	93,878	81,838	71,455
恩給財団給付一時扶助金	件数	16	6	13	7	2	3
	金額	17,713	6,732	14,665	7,929	2,265	3,398

資料：日本私立学校振興・共済事業団「私学共済制度事業統計」

第145表 私立学校教職員共済長期部門年金受給権者状況

(i) 新規裁定分 (単位 金額 : 千円)

区分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
合 計 人員	23,913	23,915	25,802	27,533	28,890	28,717
金額	27,031,296	26,928,195	28,993,167	32,289,343	29,469,513	28,247,290
退職共済年金 人員	20,701	20,909	21,891	23,979	24,816	24,611
金額	24,607,003	24,642,293	25,946,538	29,410,969	26,537,203	25,353,128
障害共済年金 人員	188	181	212	212	197	227
金額	189,220	202,003	245,281	249,934	226,077	245,715
遺族共済年金 人員	2,939	2,766	3,564	3,196	3,251	3,349
金額	2,097,769	1,991,256	2,652,452	2,453,520	2,464,561	2,446,815
退職年金 人員	60	40	45	58	35	32
金額	105,668	68,337	78,054	96,938	66,868	55,971
減額退職年金 人員	2	1	—	—	1	2
金額	2,717	924	—	—	1,593	3,099
通算退職年金 人員	8	3	35	58	562	475
金額	2,823	521	21,466	36,950	137,584	112,363
障害年金 人員	14	7	11	17	16	12
金額	25,610	14,367	19,381	27,996	24,957	22,279
遺族年金 人員	—	8	43	13	10	9
金額	—	8,493	29,818	13,036	9,507	7,919
通算遺族年金 人員	1	—	1	—	2	—
金額	486	—	178	—	1,165	—

(注) 1 平成12年度までは、在職と他年金の複数分調整前の数値だったが、平成13年度より在職と他年金の複数分調整後の数値である。

2 平成13年度より、在職分(既裁定)を除く。

(ii) 年度末現在

区分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
合 計 人員	196,339	205,165	215,062	224,588	235,257	245,888
金額	218,280,476	229,361,742	238,244,249	244,582,484	249,720,103	258,680,993
退職共済年金 人員	126,375	135,527	145,093	154,441	164,989	175,596
金額	151,418,667	162,166,878	171,016,726	177,653,934	183,186,089	192,755,702
障害共済年金 人員	901	981	1,080	1,163	1,223	1,315
金額	931,050	1,035,282	1,142,017	1,227,881	1,286,916	1,375,446
遺族共済年金 人員	24,538	26,599	29,328	31,717	34,043	36,346
金額	17,671,928	19,484,248	21,662,064	23,518,111	25,354,752	27,088,199
退職年金 人員	12,319	11,823	11,291	10,827	10,350	9,815
金額	26,919,161	26,261,108	25,184,784	24,113,220	23,033,709	21,784,625
減額退職年金 人員	389	384	380	376	375	372
金額	618,484	619,416	617,369	611,225	609,021	601,397
通算退職年金 人員	21,444	19,931	18,394	17,012	15,685	14,300
金額	13,072,318	12,340,885	11,447,820	10,582,650	9,728,730	8,857,689
障害年金 人員	676	643	608	583	530	499
金額	1,051,900	1,020,938	960,494	928,902	847,513	798,473
遺族年金 人員	5,868	5,642	5,442	5,231	5,007	4,802
金額	5,389,454	5,268,7				

第146表 私立学校教職員共済長期部門 1人当たり金額

区分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
《年金》						
新規裁定	1,130,402	1,125,996	1,123,679	1,172,751	1,020,059	983,643
退職共済年金	1,188,687	1,178,550	1,185,260	1,226,530	1,069,359	1,030,154
障害共済年金	1,006,490	1,116,038	1,156,986	1,178,932	1,147,597	1,082,447
遺族共済年金	713,770	719,905	744,235	767,685	758,093	730,611
退職年金	1,836,684	1,732,956	1,780,016	1,704,376	1,910,509	1,749,094
減額退職年金	1,358,600	924,400	—	—	1,593,300	1,549,650
通算退職年金	352,825	173,567	613,320	637,071	244,810	236,553
障害年金	1,829,286	2,052,443	1,761,900	1,646,800	1,559,788	1,856,575
遺族年金	—	1,061,613	693,435	1,002,769	950,670	879,867
通算遺族年金	486,000	—	177,700	—	582,400	—
年度末現在	1,111,753	1,117,938	1,107,793	1,089,027	1,061,478	1,052,028
退職共済年金	1,198,169	1,196,565	1,178,670	1,150,303	1,110,293	1,097,723
障害共済年金	1,033,351	1,055,333	1,057,423	1,055,787	1,052,262	1,045,967
遺族共済年金	720,186	732,518	738,614	741,499	744,786	745,287
退職年金	2,186,888	2,222,712	2,231,955	2,228,821	2,225,479	2,219,524
減額退職年金	1,589,933	1,613,062	1,624,654	1,625,598	1,624,057	1,616,657
通算退職年金	609,603	619,180	622,367	622,070	620,257	619,419
障害年金	1,589,784	1,622,654	1,612,669	1,622,887	1,599,082	1,600,145
遺族年金	918,448	933,851	939,050	939,577	939,049	941,388
通算遺族年金	291,892	296,661	298,017	298,244	298,358	297,081
恩給財団年金	1,108,800	1,122,000	1,129,900	1,132,700	1,132,700	1,132,700
《一時金》						
退職一時金	—	—	—	—	—	—
返還一時金	1,549,652	1,180,854	899,647	1,135,400	1,140,032	1,556,057
脱退一時金	2,644,337	2,521,081	2,615,928	2,929,046	3,238,528	3,652,846
新脱退一時金	696,490	752,043	741,443	798,698	798,068	771,987
障害一時金	—	—	2,403,850	2,262,100	—	—
死亡一時金	914,983	937,500	1,044,250	—	—	818,000
特例死亡一時金	1,539,600	—	9,604,600	—	3,178,200	1,239,000
恩給財団給付一時扶助金	1,107,056	1,122,000	1,128,077	1,132,700	1,132,700	1,132,700

(注) 1 平成12年度までは、在職と他年金の複数分調整前の数値だったが、平成13年度より在職と他年金の複数分調整後の数値である。

2 平成13年度より、在職分(既裁定)を除く。

資料：日本私立学校振興・共済事業団「私学共済制度事業統計」

第147表 私立学校教職員共済短期経理状況

区分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
収入	170,095,414	173,002,052	174,683,723	179,385,957	187,368,721	189,407,925
掛金	160,712,335	163,650,172	165,873,151	159,583,223	160,071,229	161,469,416
助成金	—	—	—	—	—	—
介護掛金収入	—	—	—	8,238,301	9,103,190	9,236,427
事業雑収入	736	1,495	2,400	2,817	2,411	2,076
支払準備金戻入	8,921,856	8,773,675	8,530,433	8,378,668	8,542,204	8,617,040
事業外収益	448,338	555,817	270,157	296,311	265,449	302,885
利息及び配当金	—	—	—	—	—	—
延滞金	—	—	—	—	—	—
損害賠償金	—	—	—	—	—	—
前期損益修正益	12,149	20,893	7,583	7,657	15,525	15,653
当期損失金	—	—	—	2,878,980	9,368,713	9,764,429
支出	170,095,414	173,002,052	174,683,723	179,385,957	187,368,721	189,407,925
保健給付	92,640,306	88,159,362	88,721,615	90,406,498	91,194,176	90,647,717
休業給付	3,537,049	3,616,157	3,630,234	3,908,169	3,783,890	3,890,789
災害給付	65,654	70,665	61,845	88,645	55,167	33,323
附加給付	6,304,303	6,139,848	5,087,234	5,055,171	5,091,522	4,593,726
老人保健拠出金	40,087,831	43,061,742	49,154,433	44,944,206	48,407,350	49,468,300
退職者給付拠出金	11,016,187	11,574,113	13,221,424	15,046,969	17,560,823	20,106,088
介護納付金	—	—	—	8,110,426	9,158,012	9,066,173
その他	2,856,541	4,513,306	3,224,912	3,262,486	3,471,635	3,052,420
支払準備金繰入	8,773,675	8,530,433	8,378,668	8,542,204	8,617,040	8,505,509
事業外費用	16	—	8	11	1,027	11
前期損益修正損	55,113	19,626	19,799	21,172	20,626	21,099
財産処分損	—	—	—	—	7,455	22,771
当期利益金	4,758,737	7,316,801	3,183,550	—	—	—

(注) 平成9年度から会計区分の変更により、利息及び配当金、延滞金、損害賠償金は「事業外収益」として計上した。

資料：日本私立学校振興・共済事業団調べ

第148表 私立学校教職員共済長期経理状況

区分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
収入	3,065,436,352	3,214,947,244	4,823,647,928	5,014,560,534	5,203,580,366	5,419,494,752
掛金	223,813,330	228,136,940	231,473,021	235,083,812	238,449,346	250,836,719
基礎年金交付金	28,462,083	27,723,144	26,173,795	24,483,378	23,227,216	21,812,705
厚生保険特別会計からの繰入金	10	6	2	1	—	—
退職一時金等返還金	412,702	419,731	383,037	439,103	521,025	568,054
事業雑収入	27,783	1,848	1,246	1,326	2,243	964
運用収入	99,600,178	98,924,654	101,311,727	87,460,342	78,289,211	66,737,219
国庫補助金	32,683,996	34,380,352	36,827,127	40,386,527	41,517,780	42,931,088
都道府県補助金	8,819,191	8,860,695	8,471,831	7,863,556	7,668,407	7,801,506
助成勘定より受入	311,129	311,129	102,233	46,449	56,908	64,525
責任準備金戻入	2,632,262,594	2,775,907,472	2,935,995,332	4,530,589,997	4,703,868,998	4,881,406,997
延滞金	49,092	47,697	46,174	57,418	54,659	44,930
事業外雑益	95	133	2,823	8,808	10,177	2,582
前期損益修正益	871,013	807,613	317,035	108,233	68,710	83,787
固定資産売却益	917,914	—	6,727	—	—	1,040,429
当期損失金	37,205,242	39,425,830	1,482,535,818	88,031,583	109,845,686	146,163,248
支出	3,065,436,352	3,214,947,244	4,823,647,928	5,014,560,534	5,203,580,366	5,419,494,752
退職給付	145,375,512	153,792,786	159,273,690	165,571,400	172,345,112	179,814,349
障害給付	1,673,520	1,682,705	1,720,481	1,796,218	1,808,912	1,897,400
遺族給付	22,183,664	23,748,791	25,282,232	26,701,548	28,023,682	29,446,045
恩給財団給付	148,909	126,546	124,415	101,807	84,103	74,853
基礎年金拠出金	87,913,521	93,383,418	100,386,340	110,289,174	113,666,407	118,400,027
年金保険者拠出金	4,833,333	5,814,761	5,814,761	5,814,761	5,133,756	—
調整拠出金	210,952	—	—	—	—	—
不動産管理費	25,099	3,370	4,714	1,766	15,200	7,995
負担金	214,066	—	—	—	—	—
責任準備金繰入	2,775,907,472	2,935,995,332	4,530,589,997	4,703,868,998	4,881,406,997	5,084,362,997
事業外支出等	144,433	394,539	450,064	413,249	413,688	356,001
前期損益修正損	1,947	4,997	1,235	1,613	1,504	1,328
当期利益金	26,803,923	—	—	—	—	—
年度末現在責任準備金	2,775,907,472	2,935,995,332	4,530,589,997	4,703,868,998	4,881,406,997	5,084,362,997

資料：日本私立学校振興・共済事業団調べ

第149表 私立学校教職員共済業務経理状況

区分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
収入	4,414,294	4,344,371	4,324,115	4,359,622	4,440,058	4,550,479
掛金	3,631,095	3,695,642	3,744,597	3,791,494	3,831,457	3,940,619
補助金	599,150	493,707	540,967	493,011	504,046	507,204
利息及び配当金	45,531	38,240	17,462	54,152	83,648	83,514
事業雑収入	3	•	•	•	•	•
貸料	7,081	•	•	•	•	•
事業外雑益	12,954	20,071	20,361	20,774	20,707	19,142
前期損益修正益	18,297	4,396	728	191	200	—
当期損失金	100,183	92,314	—	—	—	—
支出	4,414,294	4,344,371	4,324,115	4,359,622	4,440,058	4,550,479
一般管理費	4,391,538	4,343,631	4,295,433	4,018,079	4,333,203	4,462,479
給与	•	•	•	•	•	•
委員手当	•	•	•	•	•	•
厚生費	•	•	•	•	•	•
旅費	•	•	•	•	•	•
事務費	•	•	•	•	•	•
その他	•	•	•	•	•	•
前期損益修正損	449	624	1,215	239	262	256
固定資産却損	108	116	40	7,016	1,217	—
財産処分損	•	•	•	•	27	502
当期利益金	22,198	—	27,427	334,288	105,349	87,242

(注) 平成9年度から会計区分の変更により、給与等の経費は「一般管理費」として計上した。

資料：日本私立学校振興・共済事業団調べ

第150表 私立学校教職員共済保健経理状況

区分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
収入	5,652,531	5,753,197	6,989,554	6,908,560	5,992,383	6,738,953
施設収入	5,604,838	5,695,955	5,768,769	5,837,991	5,895,940	5,977,957
事業雑収入	•	•	•	•	9,123	40,807
特別保健福祉事業費	•	•	•	•	1,403	—
助成金	5,177	6,816	7,117	2,044	2,044	2,044
拠出金特別事業費	•	•	•	•	73,388	—
利息及び配当金	41,095	48,825	15,808	18,080	9,356	6,817
その他	1,357	1,450	1,467	1,339	1,088	1,385
前期損益修正益	64	152	30	—	41	3,852
当期損失金	•	•	•	•	706,092	—
支出	5,652,531	5,753,197	6,989,554	6,908,560	5,992,383	6,738,953
保健事業費	2,025,040	1,981,608	2,024,289	2,041,717	2,081,228	1,878,869
一般管理費	636,943	616,771	576,024	571,269	572,709	556,504
職員給与	•	•	•	•	•	•
厚生費	•	•	•	•	•	•
旅費	•	•	•	•	•	•
事務費	•	•	•	•	•	•
他経理への繰入	2,277,036	2,136,793	4,388,874	4,295,218	3,106,414	4,071,600
事業資産減価償却費	•	•	•	•	62,973	151,129
事業外費用	•	•	•	•	38,599	79,692
その他	•	•	•	•	•	•
前期損益修正損	470	4,604	368	356	393	384
財産処分損	•	•	•	•	49	775
当期利益金	713,041	1,013,421	—	—	130,018	—

(注) 平成9年度から会計区分の変更により、職員給与等の経費は「一般管理費」として計上した。

資料：日本私立学校振興・共済事業団調べ

10 農林漁業団体職員共済組合

第151表 農林漁業団体職員共済組合適用状況

年度末現在						
区分	平成8年度 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
団体数	9,833	9,415	8,956	8,571	8,096	7,691
組合員数	501,247	489,880	481,982	474,724	466,979	458,530
男	308,844	302,027	297,069	292,244	287,623	282,897
女	192,403	187,853	184,913	182,480	179,356	175,633
平均標準給与月額	282,375	286,727	289,986	292,577	295,153	296,925
男	322,281	326,930	330,354	333,149	335,999	337,545
女	218,317	222,089	225,133	227,601	229,649	231,496

資料：農林漁業団体職員共済組合「農林年金事業統計年報」

第152表 農林漁業団体職員共済組合組合員数（標準給与等級別）

平成13年度末現在									
標準給与		被保険者数			標準給与		被保険者数		
等級	月額	計	男	女	等級	月額	計	男	女
総数	(千円)	458,530	282,897	175,633					
第1級	98	2,029	213	1,816	第16級	260	27,593	17,418	10,175
2	104	1,324	64	1,260	17	280	26,234	16,912	9,322
3	110	2,586	161	2,425	18	300	25,923	17,233	8,690
4	118	4,765	396	4,369	19	320	24,682	17,095	7,587
5	126	6,683	692	5,991	20	340	22,980	16,765	6,215
6	134	8,334	1,094	7,240	21	360	21,505	16,472	5,033
7	142	8,903	1,537	7,366	22	380	24,030	19,185	4,845
8	150	11,312	2,679	8,633	23	410	24,861	20,671	4,190
9	160	13,288	3,966	9,322	24	440	18,944	16,215	2,729
10	170	14,220	5,039	9,181	25	470	14,101	12,490	1,611
11	180	15,628	6,391	9,237	26	500	9,992	9,072	920
12	190	16,121	7,355	8,766	27	530	6,836	6,382	454
13	200	25,172	12,689	12,483	28	560	4,535	4,320	215
14	220	31,533	17,733	13,800	29	590	3,184	3,052	132
15	240	28,904	17,716	11,188	30	620	12,328	11,890	438

資料：農林漁業団体職員共済組合「農林年金事業統計年報」

第153表 農林漁業団体職員共済組合支給状況

(単位 金額：千円)

区分	平成8年度 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
合計 件数	1,559,453	1,634,954	1,709,315	1,781,599	1,856,135	1,947,519
金額	346,669,497	356,670,042	370,700,086	377,419,622	385,377,007	391,634,289
退職共済年金 件数	661,426	736,390	810,255	882,165	956,279	1,045,747
金額	144,693,222	156,027,233	168,281,884	175,215,761	183,729,069	192,629,844
障害共済年金 件数	8,699	9,451	10,625	11,772	12,801	13,822
金額	1,481,956	1,537,320	1,784,607	1,903,287	2,089,925	2,189,236
遺族共済年金 件数	193,409	215,229	237,437	261,136	284,486	307,622
金額	33,150,862	36,789,307	41,125,607	45,345,104	49,161,777	52,915,851
退職年金 件数	382,520	370,497	358,221	344,968	331,308	318,615
金額	123,671,711	119,918,083	117,844,164	114,460,643	111,001,590	105,993,239
減額退職年金 件数	37,111	36,691	36,299	35,754	35,193	34,648
金額	9,156,467	9,034,896	9,037,113	8,925,631	8,796,927	8,618,317
通算退職年金 件数	137,600	131,845	125,611	119,171	113,444	108,420
金額	12,134,583	11,589,276	11,163,327	10,637,075	10,246,882	9,623,786
退職一時金 件数	24	25	35	13	17	21
金額	660	230	2,372	312	191	169
脱退一時金 件数	8	5	8	4	6	12
金額	16,398	3,043	14,450	5,033	18,644	19,919
障害年金 件数	12,923	12,381	11,776	11,223	10,729	10,321
金額	3,501,740	3,312,651	3,203,577	3,042,482	2,928,804	2,774,787
障害一時金 件数	3	3	3	—	3	2
金額	3,879	6,304	6,497	—	5,862	3,412
遺族年金 件数	111,494	108,667	105,804	102,641	99,553	96,458
金額	18,183,252	17,760,517	17,593,828	17,249,229	16,771,667	16,279,459
通算遺族年金 件数	14,184	13,723	13,193	12,715	12,239	11,770
金額	640,565	619,690	604,468	586,380	566,203	542,422
遺族一時金 件数	—	—	—	—	—	—
金額	—	—	—	—	—	—
返還一時金 件数	12	18	19	21	47	36
金額	8,493	21,035	22,026	23,401	35,191	25,686
死亡一時金 件数	33	13	19	7	19	19
金額	14,745	7,237	5,164	2,016	5,527	7,143
特例死亡一時金 件数	7	14	7	8	7	5
金額	10,964	42,968	10,666	23,155	17,708	10,909
外国人一時金 件数	•	2	3	1	4	1
金額	•	252	336	113	1,040	110

資料：農林漁業団体職員共済組合「農林年金事業統計年報」

第154表 農林漁業団体職員共済組合年金受給権者状況

(i) 新規裁定分

区分		平成8年度 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
合 計 人員	18,041	18,566	19,279	19,889	23,295	25,518	
金額	21,254,180	23,282,439	22,077,305	22,699,435	26,007,340	22,524,607	
退職共済年金 人員	13,291	13,787	14,321	14,241	17,704	19,651	
金額	16,374,606	18,367,309	16,990,790	16,918,989	20,522,877	16,792,745	
障害共済年金 人員	298	321	418	348	352	334	
金額	281,235	302,635	393,846	346,642	350,114	332,398	
遺族共済年金 人員	4,319	4,366	4,432	5,195	4,858	5,276	
金額	4,463,741	4,521,190	4,580,370	5,366,911	4,981,089	5,295,665	
退職年金 人員	23	19	42	21	45	28	
金額	41,368	29,051	72,013	32,745	72,435	47,078	
減額退職年金 人員	28	24	13	7	6	8	
金額	37,243	30,072	14,683	8,553	6,779	9,226	
通算退職年金 人員	45	29	35	58	307	206	
金額	6,617	2,889	5,192	6,281	46,831	33,010	
障害年金 人員	35	18	16	15	20	11	
金額	49,157	27,421	20,045	18,919	26,423	14,107	
遺族年金 人員	—	2	—	—	—	—	
金額	—	1,872	—	—	—	—	
通算遺族年金 人員	2	—	2	4	3	4	
金額	213	—	367	395	791	379	

(ii) 年度末現在

区分		平成8年度 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
合 計 人員	278,162	290,383	302,757	314,899	330,718	348,134	
金額	371,023,603	380,636,171	394,672,223	403,579,017	412,932,463	417,984,728	
退職共済年金 人員	120,478	132,854	145,503	157,682	173,329	190,604	
金額	155,039,265	166,182,108	178,248,688	187,771,228	198,879,746	205,783,710	
障害共済年金 人員	2,254	2,477	2,800	3,030	3,272	3,497	
金額	2,285,856	2,484,174	2,819,468	3,049,918	3,274,949	3,486,642	
遺族共済年金 人員	34,885	38,620	42,214	46,484	50,347	54,490	
金額	36,829,795	40,746,582	45,138,514	49,761,849	53,680,811	57,796,501	
退職年金 人員	67,446	65,068	62,728	60,116	57,747	55,287	
金額	131,504,182	127,146,151	125,028,378	120,811,565	116,249,148	111,440,843	
減額退職年金 人員	6,333	6,260	6,182	6,071	5,975	5,868	
金額	9,523,759	9,397,122	9,443,760	9,315,627	9,165,732	9,002,147	
通算退職年金 人員	22,655	21,634	20,577	19,483	18,701	17,708	
金額	12,082,621	11,533,760	11,149,827	10,603,334	10,087,954	9,527,573	
障害年金 人員	2,716	2,607	2,504	2,395	2,310	2,223	
金額	4,284,429	4,115,267	4,004,660	3,835,278	3,693,506	3,555,245	
遺族年金 人員	18,996	18,547	18,014	17,495	16,964	16,465	
金額	18,824,883	18,405,613	18,226,406	17,842,212	17,331,831	16,846,390	
通算遺族年金 人員	2,399	2,316	2,235	2,143	2,073	1,992	
金額	648,814	625,395	612,522	588,007	568,786	545,677	

資料：農林漁業団体職員共済組合「農林年金事業統計年報」

第155表 農林漁業団体職員共済組合給付1人当たり金額

(単位 円)

区分	平成8年度 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
《年金》						
新規裁定	1,178,104	1,254,036	1,145,148	1,141,306	1,116,434	882,695
退職共済年金	1,232,007	1,332,219	1,186,425	1,188,048	1,159,223	854,549
障害共済年金	943,741	942,789	942,215	996,098	994,641	995,204
遺族共済年金	1,033,513	1,035,545	1,033,477	1,033,092	1,025,337	1,033,727
退職年金	1,798,613	1,528,995	1,714,583	1,559,300	1,609,669	1,681,343
減額退職年金	1,330,114	1,253,017	1,129,469	1,221,843	1,129,867	1,153,225
通算退職年金	147,038	99,624	148,334	108,298	152,544	160,241
障害年金	1,404,491	1,523,389	1,252,781	1,261,240	1,321,160	1,282,482
遺族年金	—	936,100	—	—	—	—
通算遺族年金	106,250	—	183,550	98,800	263,700	94,750
年度末現在	1,333,840	1,310,807	1,303,594	1,281,614	1,248,594	1,200,643
退職共済年金	1,286,868	1,250,863	1,225,052	1,190,822	1,147,412	1,079,640
障害共済年金	1,014,133	1,002,896	1,006,953	1,006,573	1,000,901	997,038
遺族共済年金	1,055,749	1,055,064	1,069,278	1,070,516	1,066,217	1,060,681
退職年金	1,949,770	1,954,050	1,993,183	2,009,641	2,013,077	2,015,679
減額退職年金	1,503,831	1,501,138	1,527,622	1,534,447	1,534,014	1,534,108
通算退職年金	533,331	533,131	541,859	544,235	539,434	538,038
障害年金	1,577,478	1,578,545	1,599,305	1,601,369	1,598,920	1,599,300
遺族年金	990,992	992,377	1,011,791	1,019,846	1,021,683	1,023,164
通算遺族年金	270,452	270,032	274,059	274,385	274,378	273,934
《一時金》						
退職一時金	27,498	9,214	67,765	23,992	11,254	8,064
脱退一時金	2,049,738	608,540	1,806,188	1,258,275	3,107,284	1,659,942
障害一時金	1,293,033	2,101,400	2,165,567	—	1,954,167	1,705,850
遺族一時金	—	—	—	—	—	—
返還一時金	707,725	1,168,600	1,159,289	1,114,329	748,743	713,494
死亡一時金	446,837	556,724	271,783	287,944	290,890	375,921
特例死亡一時金	1,566,257	3,069,150	1,523,757	2,894,338	2,529,715	2,181,840
外国人一時金	—	126,000	112,000	112,900	260,000	110,000

資料：農林漁業団体職員共済組合「農林年金事業統計年

第156表 農林漁業団体職員共済組合給付経理状況

(単位 千円)

区分	平成8年度 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
収入	519,873,764	523,136,155	518,737,555	516,042,637	520,834,143	532,425,572
掛金収入	321,283,639	334,549,592	333,394,847	331,730,226	328,905,969	324,896,863
国庫補助金	53,943,740	53,048,908	52,328,244	53,920,138	57,968,463	59,976,822
基礎年金交付金	58,921,017	50,390,976	48,098,778	53,322,122	56,251,371	52,487,843
制度間調整交付金	・	5,780,066	1,788,074	—	—	—
助成金	7,060,000	7,130,000	7,110,000	7,060,000	7,020,000	7,000,000
給付金返還金	595,616	583,352	541,843	620,273	918,874	640,769
雑収入	9	30	25	24	1,195	246
運用収入	78,069,285	77,433,063	71,483,707	67,600,971	69,768,242	50,682,595
引当金等戻入	・	・	・	・	36,740,124	—
事業外収益	458	234	45	810	29	310
支出	519,873,764	523,136,155	518,737,555	516,042,637	520,834,143	532,425,572
退職給付金	289,681,534	296,594,047	306,365,672	309,267,969	313,829,534	316,911,070
障害給付金	4,987,575	4,856,276	4,994,680	4,945,768	5,024,591	4,967,435
遺族給付金	52,000,388	55,219,719	59,339,733	63,205,884	66,522,882	69,755,783
基礎年金拠出金	113,235,072	112,374,846	115,632,538	121,114,016	127,946,017	135,577,351
制度間調整拠出金	885,169	148,136	5,773,543	1,777,845	—	—
年金保険者拠出金	・	666,667	846,846	846,846	846,846	846,846
その他事業費用	485,589	606,601	440,024	344,944	402,146	315,448
業務経理へ繰入金	2,657,229	2,641,356	2,866,926	2,769,003	2,807,129	3,092,612
引当金等繰入	55,940,191	50,026,926	22,474,336	11,767,222	3,422,205	—
前期損益修正損	1,018	1,579	3,257	3,141	32,794	4,782
固定資産売却損	・	・	・	・	954,243	—
年度末現在給付準備金	1,923,641,196	1,973,668,122	1,996,142,458	2,007,909,680	2,011,331,885	1,974,591,761

資料：農林漁業団体職員共済組合「農林年金事業統計年報」

第157表 農林漁業団体職員共済組合業務経理状況

(単位 千円)

区分	平成8年度 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
収入	3,302,194	3,313,272	3,451,356	3,371,070	3,391,302	3,633,204
国庫補助金	578,480	605,463	466,665	536,241	499,415	510,497
給付経理より受入	2,629,149	2,615,299	2,857,511	2,752,292	2,795,173	3,081,396
資産見返繰入金戻入	49,797	48,097	50,308	58,212	72,450	24,737
受取利息	31,654	31,394	64,481	12,346	13,398	5,117
雜益	13,114	13,019	12,390	11,980	10,865	11,457
支出	3,302,194	3,313,272	3,451,356	3,371,070	3,391,302	3,633,204
人件費	1,775,192	1,785,136	1,857,035	1,765,657	1,814,320	1,773,649
事務費	1,477,205	1,480,040	1,544,019	1,557,823	1,476,539	1,834,819
減価償却費	46,365	47,788	48,674	46,925	30,735	24,003
雜損	3,432	309	1,628	665	28,379	734
固定資産除却損	・	・	・	・	41,329	—

資料：農林漁業団体職員共済組合「農林年金事業統計年報」

11 船員保険

第158表 船員保険適用状況

年度末現在

区分	平成8年度 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
《船舶所有者数》						
普通保険	8,026	7,822	7,536	7,318	7,100	6,912
漁船	3,315	3,210	3,070	2,972	2,849	2,754
その他	4,720	4,621	4,475	4,354	4,258	4,164
失業保険	5,401	5,234	4,985	4,822	4,700	4,541
《被保険者数》						
普通保険	96,050	91,292	84,171	79,521	75,889	71,317
強制適用	35,773	33,779	31,230	29,969	28,405	26,218
漁船	60,277	57,513	52,941	49,552	47,484	45,099
その他	8,864	8,967	9,698	9,243	7,802	6,836
任意継続適用	80,761	76,451	69,778	65,736	62,830	58,794
《被扶養者数》						
被保険者1人当たり被扶養者数	186,826	178,044	164,866	155,425	144,575	134,211
平均標準報酬月額	1,781	1,776	1,756	1,751	1,727	1,717
《平均標準報酬月額》						
普通保険	379,579	382,606	380,501	379,634	372,001	372,691
強制適用	304,531	305,580	302,111	306,485	290,804	290,641
漁船	424,118	427,719	426,743	423,874	420,573	420,390
その他	329,630	331,882	335,003	332,606	329,385	326,440
失業保険	401,598	405,844	405,455	404,140	397,399	398,860

(注) 船舶所有者数の「漁船」「その他」は延数である。

資料：社会保険庁「事業年報」、一部社会保険庁調べ

資料：農林漁業団体職員共済組合「農林年金事業統計年報」

第159表 船員保険被保険者数(標準報酬等級別)

標準報酬		普通保険(強制適用)			失業保険
等級	月額	合計	漁船	その他	
総数	(千円)	71,317	26,218	45,099	58,794
1	98	860	754	106	170
2	104	194	181	13	101
3	110	394	383	11	128
4	118	330	317	13	72
5	126	284	266	18	153
6	134	400	393	7	134
7	142	436	401	35	135
8	150	779	688	91	206
9	160	500	451	49	141
10	170	721	594	127	430
11	180	967	727	240	415
12	190	1,023	826	197	519
13	200	1,964	1,404	560	896
14	220	2,219	1,591	628	1,153
15	240	2,637	1,593	1,044	1,789
16	260	3,312	1,842	1,470	2,436
17	280	4,107	2,221	1,886	3,339
18	300	5,636	2,154	3,482	4,815
19	320	4,532	1,975	2,557	3,886
20	340	4,002	1,233	2,769	3,682
21	360	4,040	1,061	2,979	3,728
22	380	4,726	1,120	3,606	4,456
23	410	5,383	984	4,399	5,038
24	440	4,669	725	3,944	4,425
25	470	3,724	485	3,239	3,587
26	500	3,052	348	2,704	2,928
27	530	2,208	235	1,973	2,150
28	560	1,794	228	1,566	1,739
29	590	1,303	197	1,106	1,248
30	620	977	150	827	912
31	650	843	139	704	812
32	680	640	77	563	625
33	710	543	85	458	522
34	750	436	73	363	425
35	790	365	86	279	351
36	830	320	68	252	307
37	880	290	53	237	271
38	930	168	18	150	162
39	980	539	92	447	508

資料:社会保険庁「事業年報」

第160表 船員保険疾病部門給付決定状況

区分	平成8年度 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
合計	件数 2,276,904	金額 45,294,782	件数 2,197,596	金額 42,018,032	件数 2,134,539	金額 38,848,163
被保険者分	件数 881,170	金額 27,032,642	件数 853,640	金額 24,724,014	件数 817,049	金額 22,301,105
診療費	件数 722,664	日数 2,089,796	件数 683,484	日数 1,917,671	件数 634,639	日数 1,737,792
薬剤支給	件数 18,205,001	金額 16,217,961	件数 14,133,512	金額 13,242,919	件数 12,410,391	金額 11,316,177
入院時食事療養費	件数 25,953	日数 423,034	件数 23,188	日数 364,948	件数 21,125	日数 292,377
訪問看護療養費	件数 713,782	金額 619,980	件数 619,490	金額 549,490	件数 497,072	金額 444,168
入院時食事療養費	件数 1	日数 1,007	件数 24	日数 3,861	件数 16	日数 2,456
疗養費	件数 21,905	金額 21,339	件数 19,779	金額 18,174	件数 17,611	金額 16,631
看護費	件数 290,646	金額 293,713	件数 275,620	金額 275,620	件数 253,302	金額 254,583
移送費	件数 64	金額 21,593	件数 54	金額 23,999	件数 64	金額 29,519
高額療養費	件数 1,212	金額 70,220	件数 1,816	金額 139,157	件数 3,252	金額 258,280
傷病手当金	件数 27,516	日数 27,847	件数 26,048	日数 27,687	件数 24,441	日数 27,247
葬祭料	件数 433	金額 27,516	件数 395	金額 26,048	件数 386	金額 22,342
出産育児一時金	件数 12	金額 845,159	件数 11	金額 802,301	件数 9	金額 754,391
分娩費	件数 3,600	金額 (231,910)	件数 2,700	金額 (229,626)	件数 4,500	金額 (216,841)

出産手当金件数	25	18	23	14	7	17
日数	3,105	2,387	3,197	2,071	1,218	2,469
金額	14,681	9,999	15,069	9,897	6,259	13,281
育児手当金件数	—	—	—	—	—	—
金額	—	—	—	—	—	—
被扶養者分件数	1,395,507	1,343,707	1,317,160	1,255,025	1,206,368	1,168,110
金額	18,241,816	17,267,991	16,509,707	15,846,493	14,772,141	14,046,981
診療費件数	1,163,377	1,094,893	1,040,686	967,068	904,082	857,103
日数	2,788,651	2,581,285	2,418,129	2,223,020	2,024,097	1,880,421
金額	15,151,604	14,298,797	13,466,592	12,825,025	11,811,806	11,162,988
薬剤支給件数	195,484	214,343	243,179	255,221	271,498	281,561
枚数	318,836	344,720	388,006	402,362	419,800	428,931
金額	818,484	893,710	993,963	1,100,518	1,189,511	1,282,570
入院時食事療養費件数	22,552	21,058	19,890	18,256	16,578	15,391
(標準負担額差額支給除く)日数	328,467	304,345	280,693	259,684	226,178	206,952
金額	466,514	415,043	383,752	359,054	312,021	285,455
訪問看護療養費件数	64	97	150	288	248	209
日数	265	377	559	1,117	1,026	931
金額	1,812	2,543	3,874	7,670	7,005	6,210
入院時食事療養費件数	5	1	3	1	—	—
(標準負担額差額支給)日数	87	41	145	45	—	—
金額	12	5	30	5	—	—
療養費件数	28,437	26,786	25,704	25,176	23,829	23,330
金額	160,584	153,881	160,259	153,211	142,408	140,266
看護費件数	2	1	—	—	—	—
日数	10	75	—	—	—	—
金額	34	250	—	—	—	—
移送送費件数	5	7	5	5	2	3
金額	140	261	160	105	23	188
高額療養費件数	4,749	4,560	4,434	4,534	4,134	3,601
金額	309,609	298,752	285,448	294,167	292,481	243,600
家族葬祭料件数	1,353	1,218	1,264	1,141	1,027	963
金額	723,723	664,448	695,130	629,438	552,488	523,704
配偶者出産育児一時金件数	2,031	1,801	1,735	1,591	1,548	1,340
金額	609,300	540,300	520,500	477,300	464,400	402,000
配偶者分娩費件数	—	—	—	—	—	—
金額	—	—	—	—	—	—
配偶者育児手当金件数	—	—	—	—	—	—
金額	—	—	—	—	—	—
世帯合算高額療養費件数	227	249	330	342	289	338
金額	20,324	26,027	37,351	42,759	31,288	31,554

(注) 1 ()内の数字は職務上(再掲)を示す。

2 「傷病手当金」「(家族)埋葬料」「(配偶者)出産育児一時金」「出産手当金」には、老人保健対象者を含むが、それ以外の給付には含まれない。

3 「入院時食事療養費(標準負担額差額支給除く)」の件数は診療費の再掲であり、件数の合計には含まれていない。

4 「薬剤支給」の枚数は、処方箋枚数である。

資料:社会保険庁「事業年報」

第161表 船員保険疾病部門診療費決定状況

(単位 金額:千円)

区分	平成8年度 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
被保険者分件数	722,664	683,484	634,639	586,686	551,518	515,967
日数	2,089,796	1,917,671	1,737,792	1,584,608	1,448,670	1,307,727
金額	18,205,001	16,217,961	14,133,512	13,242,919	12,410,391	11,316,177
般診療件数	593,802	560,070	518,917	479,287	450,323	420,462
日数	1,727,480	1,573,945	1,414,541	1,286,390	1,173,948	1,051,567
金額	15,664,123	13,915,998	12,017,599	11,282,449	10,576,398	9,557,049
人院件数	28,690	25,751	23,372	21,399	19,324	17,361
日数	487,065	425,352	373,939	340,648	301,028	263,293
金額	8,357,872	7,650,552	6,718,498	6,420,948	6,079,332	5,433,538
人院外件数	565,112	534,319	495,545	457,888	430,999	403,101
日数	1,240,415	1,148,593	1,040,602	945,742	872,920	788,274
金額	7,306,251	6,265,446	5,299,101	4,861,501	4,497,066	4,123,511
歯科診療件数	128,862	123,414	115,722	107,399	101,195	95,505
日数	362,316	343,726	323,251	298,218	274,722	256,160
金額	2,540,878	2,301,963	2,115,913	1,960,470	1,833,993	1,759,127
被扶養者分件数	1,163,377	1,094,893	1,040,686	967,068	904,082	857,103
日数	2,788,651	2,581,285	2,418,129	2,223,020	2,024,097	1,880,421
金額	15,151,604	14,298,797	13,466,592	12,825,025	11,811,806	11,162,988
般診療件数	965,925	909,333	868,834	808,805	756,887	718,753
日数	2,280,035	2,107,842	1,981,272	1,821,723	1,655,003	1,541,493
金額	13,198,592	12,462,540	11,759,569	11,252,596	10,351,953	9,796,857
人院件数	24,310	22,711	21,394	19,736	18,031	16,781
日数	363,402	335,528	309,484	287,326	251,419	231,055
金額	5,645,972	5,499,260	5,241,250	5,137,588	4,693,927	4,460,414
人院外件数	941,615	886,622	847,440	789,069	738,856	701,972
日数	1,916,633	1,772,314	1,671,788	1,534,397	1,403,584	1,310,438
金額	7,552,620	6,963,280	6,518,319	6,115,008	5,658,026	5,336,443
歯科診療件数	197,452	185,560	171,852	158,263	147,195	138,350
日数	508,616	473,443	436,857	401,297	369,094	338,928
金額	1,953,012	1,836,257	1,707,023	1,572,429	1,459,852	1,366,132

(注) 老人保健による給付分を除く。

資料:社会保険庁「事業年報」

第162表 船員保険疾病部門給付諸率

区分		平成8年度 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
《被保険者分》							
診療費	1000人当件数	6,755.77	6,658.76	6,556.48	6,441.57	6,430.18	6,408.73
	1件当日数	2.89	2.81	2.74	2.70	2.63	2.53
	1件当金額	25,192	23,728	22,270	22,572	22,502	21,932
	1人当金額	170,188	158,002	146,014	145,402	144,693	140,556
一般診療	1000人当件数	5,551.11	5,456.43	5,360.93	5,262.38	5,250.36	5,222.48
	1件当日数	2.91	2.81	2.73	2.68	2.61	2.50
	1件当金額	26,379	24,847	23,159	23,540	23,486	22,730
	1人当金額	146,435	135,575	124,154	123,877	123,311	118,706
入院	1000人当件数	268.21	250.88	241.46	234.95	225.30	215.64
	1件当日数	16.98	16.52	16.00	15.92	15.58	15.17
	1件当金額	291,317	297,097	287,459	300,058	314,600	312,974
	1人当金額	78,133	74,535	69,409	70,499	70,879	67,489
入院外	1000人当件数	5,282.91	5,205.54	5,119.49	5,027.42	5,025.04	5,006.84
	1件当日数	2.19	2.15	2.10	2.07	2.03	1.96
	1件当金額	12,929	11,726	10,693	10,617	10,434	10,229
	1人当金額	68,302	61,040	54,745	53,377	52,432	51,217
歯科診療	1000人当件数	1,204.66	1,202.35	1,195.53	1,179.20	1,179.84	1,186.25
	1件当日数	2.81	2.79	2.79	2.78	2.71	2.68
	1件当金額	19,718	18,652	18,284	18,254	18,123	18,419
	1人当金額	23,753	22,427	21,860	21,525	21,383	21,850
看護費	1000人当日数	—	0.06	—	—	—	—
	1日当金額	—	4.137	—	—	—	—
傷病手当金	1000人当件数	256.43	252.80	251.36	244.02	245.82	204.76
	1人当日数	7.88	7.79	7.76	7.70	7.89	6.44
	1件当金額	240,578	242,256	243,810	248,818	253,144	240,436
	1000人当件数	4.04	4.23	4.06	4.22	4.40	3.61
葬祭料	1000人当件数	—	—	—	—	—	—
分娩費	1000人当件数	—	—	—	—	—	—
出産手当金	1000人当件数	0.23	0.17	0.24	0.15	0.08	0.21
	1件当金額	587,231	555,502	655,189	706,928	894,204	781,214
《被扶養者分》							
診療費	1000人当件数	6,840.72	6,806.13	6,940.35	6,881.82	6,905.39	7,023.39
	1件当日数	2.40	2.36	2.32	2.30	2.24	2.19
	1件当金額	13,024	13,060	12,940	13,262	13,065	13,024
	1人当金額	89,092	88,885	89,809	91,252	90,219	91,473
一般診療	1000人当件数	5,679.71	5,652.63	5,794.27	5,754.74	5,781.12	5,889.68
	1件当日数	2.36	2.32	2.28	2.25	2.19	2.14
	1件当金額	13,664	13,705	13,535	13,913	13,677	13,630
	1人当金額	77,609	77,470	78,425	80,063	79,068	80,278
入院	1000人当件数	142.92	141.18	142.68	140.42	137.72	137.51
	1件当日数	14.95	14.77	14.47	14.56	13.94	13.77
	1件当金額	232,249	242,141	244,987	260,316	260,325	265,801
	1人当金額	33,199	34,185	34,954	36,555	35,852	36,550
入院外	1000人当件数	5,536.75	5,511.46	5,651.59	5,614.33	5,643.39	5,752.19
	1件当日数	2.04	2.00	1.97	1.94	1.90	1.87
	1件当金額	8,021	7,854	7,692	7,750	7,658	7,602
	1人当金額	44,410	43,285	43,471	43,509	43,216	43,729
歯科診療	1000人当件数	1,161.03	1,153.49	1,146.08	1,126.06	1,124.28	1,133.69
	1件当日数	2.58	2.55	2.54	2.54	2.51	2.45
	1件当金額	9,891	9,896	9,933	9,936	9,918	9,874
	1人当金額	11,484	11,415	11,384	11,188	11,150	11,195
看護費	1000人当日数	0.06	0.47	—	—	—	—
	1日当金額	3,400	3,336	—	—	—	—
家族葬祭料	1000人当件数	7.07	6.71	7.46	7.18	6.92	6.95
配偶者分娩費	1000人当件数	—	—	—	—	—	—

(注) 1 「1人当金額」及び「1人当日数」は、年度平均被保険者1人当たりの診療費及び日数であり、「1000人当件数」及び「1000人当日数」は、年度平均1000人当たり件数及び日数である。

2 「診療費」「看護費」は、老人保健対象者を含まない数値で割って計算しているが、その外の給付については老人保健対象者を含む数値で割って計算している。

3 平成13年度の平均被保険者数：80,501人（老人保健対象者除く）、81,091人（老人保健対象者含む）
平成13年度の平均被扶養者数：122,036人（老人保健対象者除く）、138,528人（老人保健対象者含む）

資料：社会保険庁「事業年報」

第163表 船員保険年金部門(職務上)年金受給権者状況

(i) 新規裁定分

区分	平成8年度 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
合計人員	108	115	88	82	84	97
金額	209,023	242,107	204,561	167,695	191,645	183,876
障害年金人員	42	19	18	20	21	18
金額	91,086	38,970	41,442	37,447	45,952	37,569
遺族年金人員	66	96	70	62	63	79
金額	117,937	203,138	163,120	130,248	145,693	146,306

(ii) 年度末現在

区分	平成8年度 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
合計人員	1,573	1,661	1,738	1,797	1,857	1,936
金額	3,199,645	3,432,008	3,627,372	3,749,298	3,899,522	4,052,788
障害年金人員	418	421	445	457	470	479
金額	870,247	895,543	945,994	960,710	991,865	1,020,680
遺族年金人員	1,155	1,240	1,293	1,340	1,387	1,457
金額	2,329,397	2,536,465	2,681,379	2,788,589	2,907,657	3,032,108

資料：社会保険庁「事業年報」

第164表 船員保険年金部門(職務上)一時金裁定状況

区分	平成8年度 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)

</tbl

第166表 船員保険失業部門給付決定状況

(単位 金額：千円)

区分		平成8年度 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
合	計 件数	43,638	43,783	54,626	52,815	39,484	36,187
	金額	8,437,331	8,620,736	10,960,614	10,032,034	7,471,459	6,749,175
失業保険金	件数	38,830	38,715	49,323	47,573	35,120	31,858
	日数	931,831	924,694	1,187,615	1,141,633	842,580	746,603
	金額	7,190,918	7,241,535	9,505,858	8,928,387	6,659,087	5,829,406
傷病給付金	件数	207	182	205	177	148	127
	日数	5,615	5,172	6,016	4,556	3,953	3,775
	金額	44,593	39,718	47,536	34,439	30,206	28,639
技能習得手当							
受講手当	件数	2,236	2,444	2,415	2,354	1,997	1,748
	日数	42,372	43,938	44,554	43,003	37,135	33,635
	金額	24,999	25,923	26,287	25,764	22,281	20,181
通所手当	件数	1,784	1,961	1,954	1,971	1,607	1,437
	月数	1,827	1,980	2,404	2,723	1,683	1,789
	金額	20,472	23,382	23,255	23,486	17,092	14,210
教育訓練給付金	件数	·	·	6	225	292	357
	金額	·	·	871	28,051	36,682	49,520
寄宿手当	件数	206	157	226	180	152	93
	日数	5,911	4,377	6,479	5,167	4,021	3,624
	金額	2,078	1,634	2,300	1,862	1,460	1,292
再就職手当	件数	1,336	1,278	1,453	1,433	1,073	1,128
	日数	64,980	62,550	71,130	70,835	56,330	·
	金額	466,289	448,509	528,874	528,275	416,202	450,110
高齢求職者給付金	件数	823	1,007	992	873	702	876
	日数	94,472	115,393	113,119	63,339	40,408	51,542
	金額	687,982	840,034	825,633	461,770	288,447	355,816
移転に要する費用	件数	241	220	297	271	238	214
	金額	14,553	12,860	18,087	16,531	14,434	12,988
失業保険金	月末受給者数(年間平均)	2,739	2,750	3,441	3,250	2,467	2,133
	1000人当失業者数	33.04	34.77	47.10	47.98	38.30	35.48
	1件当たり数	24.00	23.90	24.08	24.00	23.99	23.44
	1日当金額	7,717	7,831	8,004	7,821	7,903	7,808
	1件当たり日数	185,190	187,047	192,727	187,678	189,610	182,981
傷病給付金	1件当たり数	27.13	28.42	29.35	25.74	26.71	29.72
	1日当金額	7,942	7,679	7,902	7,559	7,641	7,586
	1件当たり金額	215,423	218,230	231,883	194,573	204,098	225,504
受講手当	1件当たり数	18.95	17.98	18.45	18.27	18.60	19.24
	1日当金額	590	590	590	599	600	600
	1件当たり金額	11,180	10,607	10,885	10,945	11,157	11,545
寄宿手当	1件当たり数	28.69	27.88	28.67	28.71	26.45	38.97
	1日当金額	352	373	355	360	363	357
	1件当たり金額	10,086	10,409	10,178	10,342	9,607	13,897

(注) 1 「通所手当」の件数は、「受講手当」の支給と併せて支給を受けた件数を示し、件数の合計には含まれていない。
また、「通所手当」の日数は、月数を示す。

2 「移転に要する費用」は、合計には含まれていない。

資料：社会保険庁「事業年報」

第167表 船員保険収支状況

(単位 千円)

区分		平成8年度 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
収入	保険料	103,921,996	100,100,746	94,060,446	87,551,654	84,357,656	82,551,642
	疾病給付	90,135,750	87,265,041	81,873,766	76,338,367	71,865,805	70,992,714
	医療分	59,559,185	57,674,523	54,360,119	50,728,118	48,186,318	48,402,937
	介護分	59,559,185	57,674,523	54,360,119	50,728,118	46,787,813	43,931,932
	年金給付	15,438,172	15,009,168	13,955,654	13,021,844	11,968,397	11,403,864
	失業給付	8,366,121	8,035,385	7,455,042	6,910,048	6,446,865	6,198,466
	福祉施設費	5,869,509	5,673,233	5,289,245	4,921,266	4,562,344	4,322,454
	業務取扱費	902,763	872,732	813,706	757,091	701,881	664,993
利子	子	4,631,677	4,604,615	4,362,275	3,831,913	3,071,230	3,004,010
国庫負担金	金	6,413,243	6,309,823	6,147,342	6,308,303	5,734,638	5,667,834
	疾病給付	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,257,876	3,043,558	3,000,000
	年金給付	36,029	35,180	31,294	27,012	24,780	24,304
	失業給付	2,038,456	1,941,885	1,840,251	1,794,803	1,495,166	1,509,731
	事務費	1,338,758	1,332,758	1,275,797	1,228,612	1,171,134	1,133,799
積立金より受入	入	—	—	—	—	—	—
厚生保険特会業務勘定より受入	入	2,106,758	1,344,444	1,231,129	627,052	2,254,232	2,372,508
雑収入	入	340,158	246,642	230,192	315,656	1,315,119	257,272
前年度剩余金受入	入	294,410	330,181	215,742	130,363	116,632	257,300
支出	出	100,462,492	96,594,822	95,154,200	94,042,114	87,222,122	85,697,456
	保険給付費	57,326,854	54,658,224	53,858,100	50,876,795	46,409,506	42,649,786
	疾病給付	45,519,191	42,492,806	39,301,279	37,245,120	35,110,022	32,017,660
	年金給付	3,325,423	3,467,568	3,554,895	3,558,636	3,755,004	3,806,318
	失業給付	8,482,240	8,697,850	11,001,926	10,073,039	7,544,480	6,825,808
	老人保健拠出金	15,355,727	14,881,342	14,782,324	17,029,811	14,100,378	13,304,377
	退職者給付拠出金	2,754,317	2,572,709	2,596,751	2,928,902	2,988,656	3,134,107
	介護納付金	·	·	·	·	1,548,192	5,411,051
	福祉事業費	6,775,451	6,574,992	6,331,887	5,700,151	5,140,888	4,665,980
	事務費	2,609,958	2,554,289	2,472,676	2,375,092	2,245,449	2,154,206
	諸支出金	15,640,140	15,352,853	15,112,251	15,131,337	14,789,053	14,377,949
厚生保険特別会計児童手当勘定へ繰入	入	45	413	211	26	0	0
収支差引剩余金	入	3,459,504	3,505,924	△ 1,093,754	△ 6,490,460	△ 2,864,466	△ 3,145,814
翌年度へ繰越	入	330,181	215,743	130,363	116,632	257,301</	

第168表 船員保険保険料徴収状況

区分	平成8年度 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
徴 収 決 定 額	94,310,528	91,393,578	86,264,994	80,843,231	77,675,204	77,449,614
前年度からの繰越額	4,032,198	3,672,961	3,773,561	4,196,592	4,255,246	5,484,589
本 年 度 分	90,278,330	87,720,616	82,491,433	76,646,639	73,419,958	71,965,025
収 納 済 額	90,135,750	87,265,041	81,873,766	76,338,367	71,865,805	70,992,714
不 納 欠 損 額	501,094	353,817	194,534	248,859	323,545	221,938
収 納 未 済 額	3,673,684	3,774,720	4,196,693	4,256,005	5,485,854	6,234,963
収 納 率 (%)	95.6	95.5	94.9	94.4	92.5	91.7

資料：社会保険庁「事業年報」

(単位 千円)

12 雇用保険

第169表 雇用保険適用状況

区分	平成8年度 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
《一般・高年齢及び短期雇用特例被保険者関係》							
適 用 事 業 所 数	1,958,664	1,988,192	2,001,082	2,008,610	2,026,679	2,028,693	2,018,978
新 規 加 入	90,520	83,199	76,861	87,471	98,150	89,552	82,778
廃 止 ・ 脱 退	48,159	54,288	62,465	79,381	80,988	88,507	93,506
被 保 険 者 数	33,770,717	33,848,916	33,586,088	33,447,210	33,523,678	33,607,057	33,624,383
資 格 取 得 者 数	513,308	529,639	495,585	492,377	541,285	578,012	578,725
資 格 売 失 者 数	493,338	522,863	516,327	505,589	534,468	570,483	576,694
《日雇労働被保険者関係》							
被 保 険 者 数	52,655	51,193	48,460	47,080	45,396	41,600	37,675

(注) 1 「適用事業所数」「被保険者数」は、年度末現在。

2 「資格取得者数」「資格喪失者数」は、年度平均。

3 日雇労働被保険者関係の「被保険者数」は、日雇求職者手帳交付数より推計。

資料：厚生労働省職業安定局「雇用保険事業年報」

第170表 雇用保険適用状況（一般・高年齢及び短期雇用特例）（産業・規模別）

平成14年3月現在

区分	総数	4人以下	5~29人	30~99人	100~199人	500人以上
《事業所数》						
合 計	2,028,693	1,213,675	638,804	124,033	45,101	7,080
農 業	9,385	6,190	2,856	291	48	0
林 業	3,109	2,014	906	173	16	0
漁 業	2,565	1,881	616	56	10	2
鉱 業	3,942	1,803	1,836	256	42	5
建 設 業	330,311	211,045	107,392	9,640	1,977	257
製 造 業	382,243	198,809	133,354	34,562	13,241	2,277
電 気・ガス・熱供給・水道業	1,913	876	549	233	158	97
運 輸・通 信 業	81,066	29,864	34,678	11,782	4,149	593
卸 売・小 売 業・飲 食 店	495,488	321,391	140,465	23,456	8,718	1,458
金 融・保 険・不 動 産 業	61,448	38,567	16,444	4,048	1,845	544
サ 一 ビ ス 業	638,559	390,902	194,071	37,610	14,202	1,774
公 務	17,795	9,750	5,417	1,881	675	72
分 類 不 能	869	583	220	45	20	1
《被保険者数》						
合 計	33,607,057	2,064,380	7,079,919	6,420,403	8,893,895	9,148,460
農 業	61,520	9,159	30,291	13,911	8,159	0
林 業	23,401	2,597	10,320	8,360	2,124	0
漁 業	14,547	2,037	6,507	2,559	2,046	1,398
鉱 業	50,361	3,135	21,857	12,309	8,206	4,854
建 設 業	2,565,101	342,817	1,105,229	468,372	374,531	274,152
製 造 業	9,282,894	341,068	1,570,141	1,807,231	2,605,897	2,958,557
電 气・ガス・熱供給・水道業	232,132	1,545	6,922	13,361	31,542	178,762
運 輸・通 信 業	2,861,739	53,090	445,753	613,931	788,644	960,321
卸 売・小 売 業・飲 食 店	7,023,126	526,646	1,508,393	1,201,000	1,730,983	2,056,104
金 融・保 険・不 動 産 業	1,694,779	57,968	202,875	206,129	396,684	831,123
サ 一 ビ ス 業	9,407,905	707,908	2,101,948	1,972,217	2,809,344	1,816,488
公 務	379,165	15,431	67,345	98,514	131,835	66,040
分 類 不 能	10,387	979	2,338	2,509	3,900	661

平成15年3月現在

区分	総数	4人以下	5~29人	30~99人	100~499人	500人以上
《事業所数》						
合 計	2,018,978	1,215,989	627,826	122,581	45,446	7,136
農 業	9,531	6,260	2,923	301	47	0
林 業	3,023	1,942	893	173	15	0
漁 業	2,491	1,826	602	52	9	2
鉱 業	3,824	1,797	1,742	241	39	5
建 設 業	325,637	211,126	103,348	9,049	1,878	236
製 造 業	370,951	193,547	128,636	33,608	12,969	2,191
電気・ガス・熱供給・水道業	1,936	889	571	232	149	95
情 報 通 信 業	46,006	25,348	14,772	3,730	1,813	343
運 輸 業	74,443	26,067	32,889	11,100	3,885	502
卸 売 小 売 業	427,856	273,154	123,759	21,418	8,163	1,362
金 融 保 険 業	23,269	10,287	8,355	2,629	1,516	482
不 動 産 業	39,082	29,415	7,915	1,225	452	75
飲 食 店 宿 泊 業	79,806	54,997	20,190	3,384	1,070	165
医 療 福 祉 業	163,657	90,972	54,946	12,333	4,983	423
教 育 学 習 支 援 業	24,957	10,631	11,504	2,172	598	52
複 合 サ 一 ビ ス 業	20,893	15,081	3,916	1,033	706	157
サ 一 ビ ス 業	382,314	251,980	105,111	17,899	6,359	965
公 務 業	18,389	10,050	5,528	1,961	.772	78
分 類 不 能	913	620	226	41	23	3
《被保険者数》						
合 計	33,624,383	2,052,147	6,965,185	6,366,056	9,011,459	9,229,536
農 業	62,570	9,222	30,592	14,421	8,335	0
林 業	22,792	2,476	9,927	8,437	1,952	0
漁 業	14,187	1,976	6,433	2,580	1,814	1,384
鉱 業	48,054	3,104	20,592	11,506	7,461	5,391
建 設 業	2,446,223	338,380	1,059,188	438,407	355,837	254,411
製 造 業	9,012,827	330,605	1,518,365	1,766,614	2,562,150	2,835,093
電気・ガス・熱供給・水道業	225,966	1,557	7,160	13,095	29,707	174,447
情 報 通 信 業	1,226,357	39,567	172,523	195,537	365,445	453,285
運 輸 業	2,563,354	47,647	424,740	575,929	731,984	783,054
卸 売 小 売 業	6,503,760	450,019	1,340,520	1,102,410	1,629,733	1,981,078
金 融 保 険 業	1,345,127	15,952	114,976	133,803	347,461	732,935
不 動 産 業	379,411	43,606	82,450	62,554	91,746	99,055
飲 食 店 宿 泊 業	884,021	82,429	215,908	174,264	207,947	203,473
医 療 福 祉 業	2,784,435	200,639	591,705	668,440	973,203	350,448
教 育 学 習 支 援 業	444,066	18,459	142,456	111,440	112,689	59,022
複 合 サ 一 ビ ス 業	414,926	23,846	41,840	57,581	160,239	131,420
サ 一 ビ ス 業	4,821,934	425,856	1,114,167	924,655	1,266,562	1,090,694
公 務 業	411,233	15,749	69,160	102,188	152,351	71,785
分 類 不 能	13,140	1,058	2,483	2,195	4,843	2,561

資料：厚生労働省職業安定局「雇用保険事業年報」

第171表 雇用保険給付状況

(単位 人、千円)

区分	平成12年度(2000)			平成13年度(2001)			平成14年度(2002)		
	初回受給者数 年度合計	受給者実人員 年度平均	給付額 年度合計	初回受給者数 年度合計	受給者実人員 年度平均	給付額 年度合計	初回受給者数 年度合計	受給者実人員 年度平均	給付額 年度合計
失業給付計	—	—	2,486,594,821	—	—	2,561,385,318	—	—	2,460,940,796
I 一般求職者給付	—	—	2,012,898,264	—	—	2,089,913,917	—	—	1,996,888,164
基本手当	—	—	1,990,934,341	—	—	2,067,196,005	—	—	1,977,035,926
基本分	2,099,963	1,029,410	1,892,314,121	2,375,228	1,106,457	2,012,792,519	2,312,366	1,048,391	1,935,994,284
(うち短時間分)	65,514	26,307	—	81,737	31,072	—	92,896	34,657	—
個別延長給付	132,318	31,543	51,015,377	5,395	4,928	79,909,663	0	0	168
訓練延長給付	115,136	26,260	47,134,838	129,698	26,873	45,968,695	89,816	22,226	40,647,580
広域延長給付	0	0	0	0	0	0	7	2	2,575
特例訓練給付	604	245	470,005	659	239	444,128	515	208	391,319
技能習得手当	—	—	14,416,253	—	—	15,140,308	—	—	12,963,844
受講手当	172,642	53,666	7,278,240	218,341	57,299	7,878,039	174,420	50,234	6,800,905
特定職種受講手当	2,892	1,611	39,873	2,906	1,641	40,275	3,373	1,959	48,283
通所手当	165,492	51,302	7,098,140	208,165	54,465	7,221,994	166,968	47,890	6,114,656
寄宿手当	79	58	7,531	52	39	5,138	76	50	6,677
傷病手当	16,796	3,392	7,540,139	17,417	3,389	7,572,466	16,800	3,025	6,881,717
II 高年齢求職者給付	127,480	—	45,010,810	131,857	—	46,107,290	134,714	—	46,673,531
(うち短時間分)	9,543	—	—	10,778	—	—	12,773	—	—
III 短期雇用特例求職者給付	329,094	—	93,198,729	319,257	—	89,542,515	293,101	—	80,901,285
IV 就職促進給付	—	—	163,844,544	—	—	125,438,493	—	—	98,375,140
再就職手当	402,859	—	159,786,208	393,599	—	122,130,663	382,798	—	95,238,765
常用就職支度金	20,419	—	3,987,105	17,949	—	3,241,968	20,433	—	3,060,242
移転費	558	—	68,439	528	—	62,406	573	—	71,295
広域求職活動費	56	—	2,792	103	—	3,436	83	—	4,838
V 雇用継続給付	267,061	—	146,314,948	307,523	—	186,105,076	325,806	—	215,633,799
高年齢雇用継続給付	114,672	—	108,455,785	141,484	—	125,084,653	147,363	—	143,680,531
基本給付金	106,150	—	103,179,079	133,748	—	119,841,982	143,014	—	139,967,272
再就職給付金	8,522	—	5,276,707	7,736	—	5,242,672	4,349	—	3,713,259
育児休業給付	148,482	—	37,228,842	161,469	—	59,863,523	173,955	—	70,794,835

第172表 一般求職者給付の状況

	計(短時間を含む)	うち男	うち女	平成13年度
受給資格決定件数(件)	2,718,301	1,337,355	1,380,946	
受給者実人員(人)	1,128,573	566,817	561,756	
基本手当基本分(人)	1,106,457	555,251	551,207	
一般求職者給付支給総額(円)	2,090,473,474,973	1,257,141,993,473	833,601,481,500	
基本手当支給総額(円)	2,068,025,563,142	1,244,904,253,870	823,121,309,272	

(注) 「支給金額」は、業務統計による暫定値である。

	計(短時間を含む)	うち男	うち女	平成14年度
受給資格決定件数(件)	2,631,398	1,309,654	1,321,744	
受給者実人員(人)	1,063,779	562,803	500,975	
基本手当基本分(人)	1,048,391	553,994	494,398	
一般求職者給付支給総額(円)	1,999,073,889,844	1,268,487,685,307	730,586,204,537	
基本手当支給総額(円)	1,979,221,651,530	1,256,742,316,804	722,479,334,726	

(注) 「支給金額」は、業務統計による暫定値である。

基本手当基本分	初回受給者数			受給者実人員			支給終了者数			平成13年度
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	
計	2,375,228	1,133,440	1,241,788	1,106,457	555,251	551,207	1,748,918	753,716	995,202	
特定受給資格者	700,216	417,915	282,301	226,553	133,126	93,427	174,477	92,602	81,875	
特定受給資格者(短時間以外)	677,245	416,824	260,421	220,342	132,804	87,538	168,443	92,237	76,206	
29歳以下	124,029	68,915	55,114	30,515	16,621	13,894	54,417	28,527	25,890	
被保険者期間1年未満(90日)	19,757	10,852	8,905	4,603	2,530	2,074	9,019	4,931	4,088	
1~4年(90日)	70,442	38,669	31,773	16,549	8,963	7,586	32,975	17,413	15,562	
5~9年(120日)	29,774	16,919	12,855	8,021	4,359	3,662	11,420	5,659	5,761	
10~19年(180日)	4,056	2,475	1,581	1,342	769	573	1,003	524	479	
20年以上(210日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
30~44歳	194,670	123,031	71,639	56,726	35,118	21,607	60,418	33,933	26,485	
被保険者期間1年未満(90日)	16,497	9,583	6,914	4,027	2,315	1,712	8,495	4,809	3,686	
1~4年(90日)	63,780	35,874	27,906	15,298	8,441	6,857	31,658	17,044	14,614	
5~9年(180日)	38,879	23,519	15,360	12,574	7,302	5,272	9,124	4,996	4,128	
10~19年(210日)	60,966	43,008	17,958	19,922	13,465	6,457	9,512	5,952	3,560	
20年以上(240日)	14,548	11,047	3,501	4,905	3,595	1,310	1,629	1,132	497	
45~59歳	303,474	188,326	115,148	112,803	67,756	45,047	38,296	20,041	18,255	
被保険者期間1年未満(90日)	13,827	9,300	4,527	3,339	2,223	1,116	6,980	4,538	2,442	
1~4年(180日)	62,538	37,156	25,382	20,931	11,984	8,947	16,669	9,034	7,635	
5~9年(240日)	45,096	20,929	24,167	17,339	7,665	9,673	7,022	2,959	4,063	
10~19年(270日)	70,572	33,745	36,827	28,200	12,821	15,379	6,600	2,767	3,833	
20年以上(330日)	111,441	87,196	24,245	42,995	33,063	9,932	1,025	743	282	
60~64歳	55,072	36,552	18,520	20,298	13,309	6,990	15,312	9,736	5,576	
被保険者期間1年未満(90日)	1,814	1,300	514	450	320	130	947	656	291	
1~4年(150日)	11,046	7,652	3,394	3,582	2,466	1,116	4,371	2,951	1,420	
5~9年(180日)	9,259	5,349	3,910	3,324	1,885	1,439	3,072	1,708	1,364	
10~19年(210日)	14,036	7,673	6,363	5,385	2,882	2,503	3,563	1,861	1,702	
20年以上(240日)	18,917	14,578	4,339	7,557	5,756	1,801	3,359	2,560	799	

資料：厚生労働省職業安定局「雇用保険事業年報」

基本手当基本分	初回受給者数			受給者実人員			支給終了者数			平成14年度
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	
計	2,312,366	1,136,096	1,176,270	1,048,391	553,994	494,398	1,856,693	843,789	1,012,904	
特定受給資格者	823,869	512,298	311,571	461,976	286,247	175,728	593,927	331,122	262,805	
特定受給資格者(短時間以外)	794,068	510,682	283,386	446,962	285,482	161,479	569,447	329,720	239,727	
29歳以下	129,845	69,592	60,253	40,071	21,014	19,056	94,013	47,610	46,403	
被保険者期間1年未満(90日)	18,057	9,719	8,338	5,204	2,786	2,418	13,796	7,401	6,395	
1~4年(90日)	72,858	38,458	34,400	20,609	10,728	9,881	53,244	27,118	26,126	
5~9年(120日)	33,657	18,352	15,305	11,767	6,145	5,622	23,648	11,456	12,192	
10~19年(180日)	5,273	3,063	2,210	2,491	1,356	1,135	3,325	1,635	1,690	
20年以上(210日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
30~44歳	227,347	144,850	82,497	97,627	61,015	36,613	152,310	88,791	63,519	
被保険者期間1年未満(90日)	16,610	9,957	6,653	4,791	2,821	1,970	12,719	7,324	5,395	
1~4年(90日)	70,012	40,115	29,897	20,087	11,269	8,818	53,519	29,444	24,075	
5~9年(180日)	46,423	28,021	18,402	21,676	12,563	9,113	29,993	16,626	13,367	
10~19年(210日)	75,177	52,504	22,673	39,585	26,214	13,371	45,158	28,102	17,056	
20年以上(240日)	19,125	14,253	4,872	11,489	8,148	3,341	10,921	7,295	3,626	
45~59歳	364,827	248,453	116,374	265,820	174,714	91,106	255,960	150		

第173表 労働保険保険料徴収状況(雇用勘定)

区分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
徴収決定額	1,892,375,848	1,895,339,140	1,809,355,874	1,785,127,753	2,403,709,832	2,515,861,489
取納済歳入額	1,856,977,089	1,857,926,674	1,772,645,942	1,747,978,036	2,358,987,005	2,445,858,054
不納欠損額	2,198,852	2,975,602	2,396,848	2,372,754	2,461,230	2,819,088
取納未済歳入額	33,199,907	34,436,865	34,313,084	34,776,964	42,261,597	67,184,347
取納率(%)	98.1	98.0	98.0	97.9	98.1	97.2
郵政事業特別会計より受入	962,597	903,172	833,363	840,347	784,161	778,301

資料:厚生労働省職業安定局調べ

第174表 労働保険特別会計雇用勘定収支状況

区分	平成8年度 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
収入	2,723,947,031	2,826,900,404	3,177,927,059	3,327,583,630	3,352,740,703	3,415,884,065
徴収勘定より受入	1,819,375,559	1,858,504,687	1,859,383,950	1,774,025,062	1,749,303,412	2,360,232,073
一般会計より受入	328,168,438	439,649,296	308,635,241	402,003,605	336,279,000	489,275,298
運用収入	234,287,720	190,775,941	122,774,639	79,860,857	38,359,388	19,220,893
積立金より受入	305,989,494	318,284,497	871,694,934	1,055,286,149	1,186,469,783	345,683,934
雇用安定資金より受入	22,431,802	—	—	—	—	135,225,032
雑収入	10,447,552	14,508,730	12,346,115	14,438,417	29,961,620	20,378,554
前年度繰越資金受入	3,246,466	5,177,253	3,092,180	1,969,539	12,367,500	45,868,282
支出	2,715,028,540	2,821,577,391	3,168,466,425	3,308,137,444	3,231,607,182	3,327,139,524
失業給付費	2,015,387,346	2,193,928,580	2,576,173,814	2,654,979,835	2,513,835,033	2,600,665,565
業務取扱費	78,871,987	83,322,062	85,530,991	87,114,269	88,413,594	90,711,389
施設整備費	14,429,759	18,535,572	16,369,856	14,578,433	13,129,019	12,089,737
雇用安定等事業費	497,034,033	435,348,463	411,202,794	493,886,324	557,258,136	573,073,624
雇用・能力開発機構出資金	85,067,764	67,317,432	55,731,601	35,180,666	35,940,212	27,440,801
徴収勘定へ繰入	24,237,651	23,125,282	23,457,370	22,397,917	23,031,188	23,158,408
雇用安定資金へ繰入	—	—	—	—	—	—
収支差引残	8,918,491	5,323,013	9,460,634	19,446,186	121,133,521	88,744,541

資料:財務省主計局「特別会計決算参考書」

(単位 千円)

13 労働者災害補償保険

第175表 労働者災害補償保険適用状況

区分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	年度末現在
適用事業場数	2,698,597	2,699,013	2,687,662	2,700,055	2,692,395	2,646,286	
新規加入	292,470	275,421	260,166	274,648	253,029	252,888	
消滅	278,461	275,005	271,517	262,255	260,689	298,997	
適用労働者数	48,435,492	48,823,930	48,492,908	48,546,453	48,578,841	48,194,705	
新規加入	6,828,986	6,560,075	6,716,859	6,628,210	7,205,914	7,489,492	
消滅	6,289,994	6,171,637	7,047,881	6,574,665	7,173,526	7,873,628	

《業種別》

区分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	年度末現在
全業種	2,698,597 (48,435,492)	2,699,013 (48,823,930)	2,687,662 (48,492,908)	2,700,055 (48,546,453)	2,692,395 (48,578,841)	2,646,286 (48,194,705)	
林業	24,535 (107,961)	23,811 (106,240)	23,037 (96,258)	22,230 (95,706)	21,256 (95,466)	20,351 (89,435)	
漁業	5,510 (53,513)	5,384 (50,698)	5,266 (42,782)	5,116 (36,519)	4,997 (33,229)	4,860 (34,433)	
鉱業	5,680 (49,841)	5,508 (46,711)	5,386 (44,429)	5,284 (43,280)	5,117 (40,521)	4,897 (37,356)	
建設事業	690,928 (6,109,575)	689,706 (6,014,495)	672,478 (5,450,406)	665,208 (5,325,359)	658,304 (5,208,560)	643,617 (4,991,693)	
製造業	532,014 (11,172,387)	522,362 (10,961,625)	510,851 (10,695,099)	502,958 (10,445,610)	491,848 (10,445,959)	476,981 (9,948,744)	
運輸業	72,555 (2,441,057)	72,719 (2,424,321)	72,668 (2,391,848)	72,714 (2,418,152)	72,950 (2,417,701)	71,872 (2,402,684)	
電気・ガス・水道又は熱供給の事業	2,245 (190,979)	2,287 (186,992)	2,272 (179,065)	2,264 (180,206)	2,279 (176,215)	2,269 (173,258)	
その他事業	1,365,130 (28,310,179)	1,377,236 (29,032,848)	1,395,704 (29,593,021)	1,424,281 (30,001,621)	1,435,644 (30,161,190)	1,421,439 (30,517,102)	

(注) () は適用労働者数。

資料:厚生労働省労働基準局「労災保険事業月報」

第176表 労働者災害補償保険保険給付支払状況

区分		(単位 金額: 千円)					
		平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
合 計	件数	5,312,704	5,298,930	5,260,235	5,306,851	5,394,339	5,326,800
	金額	846,360,811	838,958,560	825,025,164	820,227,361	818,620,104	794,166,504
療養補償給付	件数	2,975,485	2,969,170	2,942,325	2,987,785	3,066,044	3,008,259
	日数	64,016,748	63,614,189	62,481,581	62,958,217	64,362,377	62,604,347
	金額	240,107,654	233,830,080	226,220,810	226,437,407	224,437,443	208,716,689
休業補償給付	件数	729,629	714,748	697,020	694,847	697,120	679,010
	日数	22,481,787	22,008,039	21,454,122	21,326,586	21,441,864	20,754,849
	金額	135,821,695	133,069,426	129,056,148	127,646,505	127,547,492	122,765,193
障害補償一時金	件数	30,202	29,039	27,855	26,558	26,414	25,237
	金額	59,724,026	56,446,829	53,660,845	50,308,735	49,296,424	46,202,531
遺族補償一時金	件数	899	833	761	807	817	790
	金額	6,984,469	6,436,227	5,742,289	5,919,298	6,227,769	6,171,640
葬祭料	件数	3,666	3,330	3,349	3,231	3,244	3,239
	金額	2,368,925	2,203,705	2,234,919	2,155,744	2,169,309	2,223,902
介護補償給付	件数	39,270	40,009	41,098	41,924	43,054	43,841
	金額	5,210,783	5,519,641	5,799,603	5,818,373	6,013,773	6,092,724
二次健康診断等給付	件数	・	・	・	・	3,187	10,633
	金額	・	・	・	・	91,266	300,769
年金等給付	件数	1,533,553	1,541,801	1,547,827	1,551,699	1,554,459	1,555,791
	金額	396,143,257	401,452,652	402,310,549	401,941,298	402,836,629	401,693,055
障害補償年金	件数	549,848	555,918	561,324	565,467	568,107	570,432
	金額	145,509,603	149,216,464	150,673,180	151,387,183	152,377,324	153,027,287
遺族補償年金	件数	611,979	620,982	629,299	636,851	643,377	649,139
	金額	180,663,744	184,223,606	186,488,782	187,693,566	189,767,525	192,094,755
傷病補償年金	件数	94,154	90,559	86,232	82,489	79,107	75,424
	金額	44,068,052	42,680,940	40,648,521	38,792,040	37,199,911	35,380,907
傷病補償年金に係る療養補償給付	件数	277,572	274,342	270,972	266,892	263,868	260,796
	金額	25,901,858	25,331,642	24,500,066	24,068,509	23,491,869	21,190,105

(注) 「障害補償年金」「遺族補償年金」には、前払一時金を含む。

資料：厚生労働省労働基準局「労災保険事業月報」

第177表 労働保険保険料徴収状況(労災勘定)

(単位 千円)						
区分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
徴収決定済額	1,588,507,282	1,474,578,516	1,373,162,843	1,369,463,253	1,313,698,926	1,261,276,332
収納済額	1,548,568,963	1,433,934,903	1,333,834,386	1,330,053,899	1,272,931,257	1,218,545,237
不納欠損額	2,507,070	3,661,084	2,395,298	2,670,724	2,754,718	3,024,259
収納未済入額	37,431,249	36,982,529	36,933,158	36,738,630	38,012,950	39,706,836
収納率(%)	97.49	97.24	97.14	97.12	96.90	96.61

資料：厚生労働省労働基準局調査

第178表 労働者災害補償保険保険給付平均支払額

区分		平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
療養補償給付	1件当日数	21.5	21.4	21.2	21.1	21.0	20.8
	1日当金額	3,751	3,676	3,621	3,597	3,487	3,334
休業補償給付	1件当日数	30.8	30.8	30.8	30.7	30.8	30.6
	1日当金額	6,041	6,046	6,015	5,985	5,949	5,915
障害補償一時金	1件当金額	1,977,486	1,943,828	1,926,435	1,894,297	1,866,299	1,830,746
遺族補償一時金	1件当金額	7,769,154	7,726,564	7,545,715	7,334,942	7,622,728	7,812,203
葬祭料	1件当金額	646,188	661,773	667,339	667,206	668,714	686,601
介護補償給付	1件当金額	・	137,960	141,116	138,784	139,680	138,973
平均給付基礎日額		10,069	10,077	10,026	9,976	9,914	9,858
1日当たり療養費の平均給付基礎日額に対する比(%)		37.2	36.5	36.1	35.2	33.8	

資料：厚生労働省労働基準局「労災保険事業月報」

第179表 労働保険特別会計労災勘定収支状況

区分	平成8年度 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
収入	2,061,493,208	2,074,554,638	1,938,437,247	1,811,378,464	1,775,288,601	1,688,524,570
徴収勘定より受入	1,535,912,854	1,549,185,674	1,434,512,249	1,334,363,353	1,330,590,270	1,273,386,342
一般会計より受入	1,307,000	1,307,000	1,307,000	1,307,000	1,307,000	1,307,000
未経過保険料受入	49,382,077	47,896,465	43,549,400	37,190,436	33,211,011	31,353,699
支払備金受入	196,158,373	199,471,086	201,232,550	199,989,517	197,377,155	195,989,091
雜取入	275,516,292	271,012,315	253,964,956	233,587,311	210,643,475	185,778,652
前年度繰越資金受入	3,216,612	5,682,097	3,871,093	4,940,847	2,159,690	709,785
支出	1,280,352,695	1,319,828,185	1,285,255,111	1,244,804,465	1,240,618,401	1,234,138,168
保険給付費	839,572,949	846,360,811	838,958,560	825,025,164	820,227,361	818,620,104
業務取扱費等	50,399,586	52,992,944	53,283,943	55,470,392	57,071,659	55,414,771
労働福祉事業費	256,701,892	286,676,504	261,428,828	259,010,115	250,602,407	248,244,197
独立行政法人運営費等	・	・	・	・	・	1,809,785
労働福祉事業団出資	35,651,120	33,748,693	35,524,487	27,404,812	25,582,329	24,039,959
徴収勘定へ繰入	98,027,148	100,049,233	96,059,293	77,893,982	87,134,645	86,009,352
収支差引残	781,140,513	754,726,453	653,182,136	566,573,999	534,670,200	454,386,402

資料：財務省主計局「特別会計決算参考書」

(単位 千円)

14 公務災害補償

第180表 国家公務員災害補償費支払状況

区分	平成8年度 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
合計	26,115	25,010	25,531	24,801	25,626	26,237
療養補償	10,105,238	10,691,605	10,805,750	10,641,499	11,040,021	11,000,741
休業補償	4,342,596	4,431,376	4,474,125	4,232,169	4,278,248	4,391,434
傷病補償年金	1,108,588	1,142,760	1,132,904	1,141,272	1,152,603	1,134,464
障害補償年金	1,088,013	1,158,191	1,201,082	1,157,706	1,190,935	1,252,514
障害補償一時金	228,708	265,026	175,963	228,251	363,245	286,893
介護補償常時	31,935	44,516	42,406	39,645	37,333	39,698
介護補償随時	6,838	10,050	12,375	11,431	12,080	12,834
遺族補償年金	1,521	1,532	1,555	1,569	1,577	1,568
遺族補償一時金	3,097,124	3,375,495	3,526,375	3,593,654	3,772,496	3,653,079
葬祭補償	13,884	45,373	31,587	12,504	56,392	54,464
障害補償年金差額一時金	11,372	22,489	31,067	18,519	24,618	16,129
遺族補償年金前払一時金	721	—	—	—	1,210	—
金額	—	—	—	—	—	—
金額	—	16,243	—	—	—	12,241

(注) 1 一般職の国家公務員に対するものである。

2 通勤災害を含む。

資料：人事院労務条件局「国家公務員災害補償統計」

第181表 国家公務員災害補償1件当たり金額

区分	平成8年度 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
療養補償	216,870	233,316	229,725	222,208	216,511	217,678
休業補償	293,899	313,257	307,187	344,275	339,400	310,302
傷病補償年金	3,078,237	3,463,228	3,487,565	4,298,916	3,352,446	3,674,760
障害補償年金	2,026,094	2,140,833	2,224,227	2,188,480	2,277,123	2,385,740
障害補償一時金	2,006,211	2,070,515	1,852,238	1,304,293	1,825,354	1,749,350
介護補償常時	665,310	809,382	757,254	695,530	717,943	735,155
介護補償随時	341,920	358,919	374,993	336,209	326,478	401,067
遺族補償年金	2,036,242	2,203,326	2,267,765	2,290,410	2,392,198	2,329,770
遺族補償一時金	4,628,100	11,343,170	10,529,000	3,125,953	11,278,400	10,892,841
葬祭補償	631,771	803,187	913,723	771,642	794,142	896,031
障害補償年金差額一時金	720,708	—	—	—	1,210,171	—
遺族補償年金前払一時金	—	16,243,000	—	—	—	12,241,000

資料：人事院労務条件局「国家公務員災害補償統計」

第182表 地方公務員災害補償費支払状況

(単位 金額:千円)

区分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
合 計 件数	41,645	42,609	41,872	41,901	43,504	42,944
金額	20,995,475	21,623,347	21,102,255	20,819,091	21,320,421	21,043,866
療養補償 件数	33,780	34,823	34,376	34,244	35,623	35,300
日数	613,850	613,483	587,042	545,204	559,697	577,784
金額	7,409,512	7,707,248	7,449,768	6,994,739	7,130,509	6,870,561
休業補償 件数	2,866	2,776	2,516	2,620	2,739	2,566
日数	118,705	116,858	110,473	110,981	106,280	106,288
金額	1,049,538	1,091,953	1,046,305	1,033,803	987,825	990,741
傷病補償 年金 件数	92	82	73	72	71	68
金額	378,578	359,713	309,258	303,061	341,259	298,859
障害補償 年金 件数	1,158	1,180	1,184	1,198	1,229	1,226
金額	2,965,912	3,104,822	3,105,061	3,144,340	3,373,691	3,323,970
障害補償一時金 件数	492	444	413	435	500	405
金額	1,263,480	1,091,743	1,019,540	1,052,629	1,208,479	995,259
介護補償 件数	121	135	144	145	149	147
金額	80,511	94,103	99,271	91,121	98,847	95,186
遺族補償 年金 件数	3,046	3,084	3,099	3,118	3,128	3,154
金額	7,632,136	7,962,057	7,908,534	8,073,384	8,007,049	8,223,203
遺族補償一時金 件数	9	9	8	4	10	13
金額	99,205	83,693	88,873	67,759	111,114	152,660
葬祭補償 件数	77	71	55	65	51	63
金額	66,396	60,688	48,106	58,257	47,405	57,252
障害補償年金差額一時金 件数	1	4	3	—	1	2
金額	14,191	62,414	25,522	—	10,341	36,177
障害補償年金前払一時金 件数	—	1	1	—	—	—
金額	—	4,913	2,018	—	—	—
遺族補償年金前払一時金 件数	3	—	—	—	—	—
金額	36,015	—	—	—	—	—
行方不明補償 件数	—	—	—	—	3	—
金額	—	—	—	3,903	—	—

(注) 1 通勤災害を含む。

2 「休業補償」については、特別補償経理分を含む。

資料:地方公務員災害補償基金「常勤地方公務員災害補償統計」

第183表 地方公務員災害補償1件当たり補償費

(単位 円)

区分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
療養補償	219,346	221,326	216,714	204,257	200,166	194,633
休業補償	366,203	393,355	415,860	394,581	360,652	386,103
傷病補償年金	4,114,979	4,386,745	4,236,410	4,209,182	4,806,470	4,394,989
障害補償年金	2,561,237	2,631,205	2,622,518	2,624,658	2,745,070	2,711,231
障害補償一時金	2,568,050	2,458,880	2,468,619	2,419,837	2,416,957	2,457,429
介護補償	665,377	697,058	689,379	628,419	663,402	647,522
遺族補償年金	2,505,626	2,581,730	2,551,963	2,589,283	2,559,798	2,607,230
遺族補償一時金	11,022,778	9,299,207	11,109,125	16,939,625	11,111,382	11,743,074
葬祭補償	862,290	854,765	874,657	896,260	929,509	908,761
障害補償年金差額一時金	14,191,042	15,603,473	8,507,247	—	10,340,971	18,088,433
障害補償年金前払一時金	—	4,912,880	2,017,790	—	—	—
遺族補償年金前払一時金	—	—	—	—	—	—
行方不明補償	—	—	—	—	1,300,957	—

(注) 1 通勤災害を含む。

2 「休業補償」については、特別補償経理分を含む。

資料:地方公務員災害補償基金「常勤地方公務員災害補償統計」

15 介護保険

第184表 介護保険適用状況

年度末現在(単位 人)

区分	平成12年度 (2000)	13 (2001)
被保険者数	2,899	2,877
世帯数(第1号被保険者のいる世帯)	15,832,694	16,306,097
被保険者数		
第1号被保険者数	22,422,221	23,168,174
65歳以上 75歳未満	13,191,688	13,423,681
75歳以上	9,230,533	9,744,493
(再掲)		
外国人被保険者	85,275	88,587
住所地特例被保険者	84,735	81,912
第2号被保険者数	43,000,000	42,860,000

(注) 1 「被保険者数」とは、市町村及び特別区(広域連合及び一部事務組合を含む。)の数である。

2 平成13年度の「第2号被保険者数」は見込み数であり、社会保険審議会資料による。

資料:厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告(年報)」、一部厚生労働省老健局調べ

第185表 介護保険要介護(要支援)認定者数

平成13年度末現在(単位 人)

区分	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
被保険者数	389,869	874,720	562,942	388,646	389,075	377,431	2,982,683
第1号被保険者数	385,413	847,523	535,678	372,916	375,600	360,119	2,877,249
65歳以上75歳未満	71,992	154,320	103,860	65,544	59,957	63,864	519,537
75歳以上	313,421	693,203	431,818	307,372	315,643	296,255	2,357,712
第2号被保険者数	4,456	27,197	27,264	15,730	13,475	17,312	105,434

資料:厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告(年報)」

第186表 介護保険認定者の年齢階級別（男女別）・要介護度別状況

平成14年5月末現在（単位 人、%）

区分	総人口(A)	計(B)	(B/A)	要支援(C) (C/A)	要介護1(D) (D/A)	要介護2(E) (E/A)	要介護3(F) (F/A)	要介護4(G) (G/A)
総 数	126,697,282	3,110,391	2.5	407,804 (C/A)	0.3	913,492 (D/A)	0.7	
65歳未満	104,692,130	118,789	0.1	5,338 (C/A)	0.0	32,057 (D/A)	0.0	
65～70歳未満	7,105,939	186,592	2.6	21,671 (C/A)	0.3	53,948 (D/A)	0.8	
70～75歳未満	5,900,576	352,252	6.0	54,134 (C/A)	0.9	106,728 (D/A)	1.8	
75～80歳未満	4,150,600	560,732	13.5	99,880 (C/A)	2.4	178,589 (D/A)	4.3	
80～85歳未満	2,614,689	703,625	26.9	115,857 (C/A)	4.4	226,172 (D/A)	8.7	
85～90歳未満	1,532,323	682,632	44.5	81,018 (C/A)	5.3	202,625 (D/A)	13.2	
90～95歳未満	570,281	390,963	68.6	26,625 (C/A)	4.7	95,205 (D/A)	16.7	
95歳以上	130,744	114,806	87.8	3,281 (C/A)	2.5	18,168 (D/A)	13.9	
男 性	61,962,573	925,525	1.5	96,269 (C/A)	0.2	245,088 (D/A)	0.4	
65歳未満	52,740,457	62,043	0.1	2,347 (C/A)	0.0	15,460 (D/A)	0.0	
65～70歳未満	3,357,281	90,087	2.7	6,844 (C/A)	0.2	22,093 (D/A)	0.7	
70～75歳未満	2,670,270	147,472	5.5	13,768 (C/A)	0.5	36,839 (D/A)	1.4	
75～80歳未満	1,625,822	181,575	11.2	21,144 (C/A)	1.3	48,288 (D/A)	3.0	
80～85歳未満	915,268	180,064	19.7	23,570 (C/A)	2.6	49,827 (D/A)	5.4	
85～90歳未満	477,083	162,125	34.0	19,818 (C/A)	4.2	45,889 (D/A)	9.6	
90～95歳未満	149,295	82,102	55.0	7,722 (C/A)	5.2	22,299 (D/A)	14.9	
95歳以上	27,097	20,057	74.0	1,056 (C/A)	3.9	4,393 (D/A)	16.2	
女 性	64,734,709	2,184,866	3.4	311,535 (C/A)	0.5	668,404 (D/A)	1.0	
65歳未満	51,951,673	56,746	0.1	2,991 (C/A)	0.0	16,597 (D/A)	0.0	
65～70歳未満	3,748,658	96,505	2.6	14,827 (C/A)	0.4	31,855 (D/A)	0.8	
70～75歳未満	3,230,306	204,780	6.3	40,366 (C/A)	1.2	69,889 (D/A)	2.2	
75～80歳未満	2,524,778	379,157	15.0	78,736 (C/A)	3.1	130,301 (D/A)	5.2	
80～85歳未満	1,699,421	523,561	30.8	92,287 (C/A)	5.4	176,345 (D/A)	10.4	
85～90歳未満	1,055,240	520,507	49.3	61,200 (C/A)	5.8	156,736 (D/A)	14.9	
90～95歳未満	420,986	308,861	73.4	18,903 (C/A)	4.5	72,906 (D/A)	17.3	
95歳以上	103,647	94,749	91.4	2,225 (C/A)	2.1	13,775 (D/A)	13.3	

要介護2(E) (E/A)	要介護3(F) (F/A)	要介護4(G) (G/A)	要介護5(H) (H/A)
584,526 0.5	403,483 0.3	404,886 0.3	396,200 0.3
30,582 0.0	17,384 0.0	14,759 0.0	18,669 0.0
39,923 0.6	24,599 0.3	22,061 0.3	24,390 0.3
66,999 1.1	42,936 0.7	39,586 0.7	41,869 0.7
98,426 2.4	63,529 1.5	59,803 1.4	60,505 1.5
122,986 4.7	82,224 3.1	78,744 3.0	77,642 3.0
128,656 8.4	91,393 6.0	93,272 6.1	85,668 5.6
76,571 13.4	61,450 10.8	69,080 12.1	62,032 10.9
20,383 15.6	19,968 15.3	27,581 21.1	25,425 19.4
201,102 0.3	137,805 0.2	127,452 0.2	117,809 0.2
16,581 0.0	9,743 0.0	8,061 0.0	9,851 0.0
21,558 0.6	13,977 0.4	12,486 0.4	13,129 0.4
32,760 1.2	22,539 0.8	20,766 0.8	20,800 0.8
38,491 2.4	26,016 1.6	24,663 1.5	22,973 1.4
36,845 4.0	25,237 2.8	23,305 2.5	21,280 2.3
33,055 6.9	23,565 4.9	21,866 4.6	17,932 3.8
17,452 11.7	13,036 8.7	12,472 8.4	9,121 6.1
4,360 16.1	3,692 13.6	3,833 14.1	2,723 10.0
383,424 0.6	265,678 0.4	277,434 0.4	278,391 0.4
14,001 0.0	7,641 0.0	6,698 0.0	8,818 0.0
18,365 0.5	10,622 0.3	9,575 0.3	11,261 0.3
34,239 1.1	20,397 0.6	18,820 0.6	21,069 0.7
59,935 2.4	37,513 1.5	35,140 1.4	37,532 1.5
86,141 5.1	56,987 3.4	55,439 3.3	56,362 3.3
95,601 9.1	67,828 6.4	71,406 6.8	67,736 6.4
59,119 14.0	48,414 11.5	56,608 13.4	52,911 12.6
16,023 15.5	16,276 15.7	23,748 22.9	22,702 21.9

平成15年5月末現在 (単位 人、%)

区分	総人口(A)	計(B)	(B/A)	要支援(C)	(C/A)	要介護1(D)	(D/A)		
総 数	126,697,282	3,567,165	2.8	511,742	0.4	1,093,733	0.9		
65歳未満	104,692,130	136,794	0.1	7,224	0.0	39,804	0.0		
65~70歳未満	7,105,939	208,221	2.9	27,709	0.4	63,672	0.9		
70~75歳未満	5,900,576	408,429	6.9	70,721	1.2	129,925	2.2		
75~80歳未満	4,150,600	653,378	15.7	127,362	3.1	216,059	5.2		
80~85歳未満	2,614,689	814,236	31.1	145,933	5.6	272,487	10.4		
85~90歳未満	1,532,323	763,900	49.9	96,728	6.3	235,615	15.4		
90~95歳未満	570,281	445,376	78.1	31,964	5.6	113,499	19.9		
95歳以上	130,744	136,831	104.7	4,101	3.1	22,672	17.3		
男 性	61,962,573	1,064,223	1.7	124,036	0.2	298,054	0.5		
65歳未満	52,740,457	71,200	0.1	3,089	0.0	19,085	0.0		
65~70歳未満	3,357,281	99,682	3.0	8,815	0.3	26,311	0.8		
70~75歳未満	2,670,270	168,334	6.3	18,207	0.7	44,884	1.7		
75~80歳未満	1,625,822	216,878	13.3	28,306	1.7	60,936	3.7		
80~85歳未満	915,268	207,844	22.7	30,394	3.3	61,028	6.7		
85~90歳未満	477,083	182,387	38.2	24,399	5.1	53,688	11.3		
90~95歳未満	149,295	94,040	63.0	9,515	6.4	26,571	17.8		
95歳以上	27,097	23,858	88.0	1,311	4.8	5,551	20.5		
女 性	64,734,709	2,502,942	3.9	387,706	0.6	795,679	1.2		
65歳未満	51,951,673	65,594	0.1	4,135	0.0	20,719	0.0		
65~70歳未満	3,748,658	108,539	2.9	18,894	0.5	37,361	1.0		
70~75歳未満	3,230,306	240,095	7.4	52,514	1.6	85,041	2.6		
75~80歳未満	2,524,778	436,500	17.3	99,056	3.9	155,123	6.1		
80~85歳未満	1,699,421	606,392	35.7	115,539	6.8	211,459	12.4		
85~90歳未満	1,055,240	581,513	55.1	72,329	6.9	181,927	17.2		
90~95歳未満	420,986	351,336	83.5	22,449	5.3	86,928	20.6		
95歳以上	103,647	112,973	109.0	2,790	2.7	17,121	16.5		

(注) 1 受給者台帳に登録された要支援、要介護の人数である。

2 介護保険の被保険者でない生活保護における要介護者を含む。

資料：国民健康保険中央会「認定者・受給者の状況」、総人口は「平成12年国勢調査」(平成12年10月1日現在)

人口に対する割合は、上記資料より国立社会保障・人口問題研究所にて算出。

要介護2(E)	(E/A)	要介護3(F)	(F/A)	要介護4(G)	(G/A)	要介護5(H)	(H/A)
648,303	0.5	443,418	0.3	438,285	0.3	431,684	0.3
34,265	0.0	19,340	0.0	15,887	0.0	20,274	0.0
42,723	0.6	25,929	0.4	23,152	0.3	25,036	0.4
74,675	1.3	46,608	0.8	42,148	0.7	44,352	0.8
109,130	2.6	70,075	1.7	64,890	1.6	65,862	1.6
136,905	5.2	89,874	3.4	85,341	3.3	83,696	3.2
140,124	9.1	99,721	6.5	98,759	6.4	92,953	6.1
86,070	15.1	68,367	12.0	75,996	13.3	69,480	12.2
24,411	18.7	23,504	18.0	32,112	24.6	30,031	23.0
224,804	0.4	152,030	0.2	138,063	0.2	127,236	0.2
18,665	0.0	10,861	0.0	8,765	0.0	10,735	0.0
23,076	0.7	14,938	0.4	13,155	0.4	13,387	0.4
36,708	1.4	24,456	0.9	22,276	0.8	21,803	0.8
44,408	2.7	29,824	1.8	27,457	1.7	25,947	1.6
40,841	4.5	27,700	3.0	25,339	2.8	22,542	2.5
36,392	7.6	25,541	5.4	22,981	4.8	19,386	4.1
19,534	13.1	14,379	9.6	13,794	9.2	10,247	6.9
5,180	19.1	4,331	16.0	4,296	15.9	3,189	11.8
423,499	0.7	291,388	0.5	300,222	0.5	304,448	0.5
15,600	0.0	8,479	0.0	7,122	0.0	9,539	0.0
19,647	0.5	10,991	0.3	9,997	0.3	11,649	0.3
37,967	1.2	22,152	0.7	19,872	0.6	22,549	0.7
64,722	2.6	40,251	1.6	37,433	1.5	39,915	1.6
96,064	5.7	62,174	3.7	60,002	3.5	61,154	3.6
103,732	9.8	74,180	7.0	75,778	7.2	73,567	7.0
66,536	15.8	53,988	12.8	62,202	14.8	59,233	14.1
19,231	18.6	19,173	18.5	27,816	26.8	26,842	25.9

第187表 介護保険居宅介護(支援)サービス受給者数

区分	年度累計(単位人)					
	平成12年度(2000)		13(2001)		合計	第1号被保険者
合計	第1号被保険者	第2号被保険者	合計	第1号被保険者	第2号被保険者	
合計	13,606,880	13,121,594	475,806	18,241,085	17,567,565	673,520
区分計	13,597,400	13,121,594	475,806	18,241,085	17,567,565	673,520
要支援	2,320,263	2,303,398	16,865	2,750,976	2,727,565	23,411
要介護1	4,292,893	4,178,984	113,909	6,225,495	6,052,636	172,859
要介護2	2,662,375	2,537,323	125,052	3,757,052	3,566,414	190,638
要介護3	1,709,891	1,632,390	77,501	2,252,176	2,144,331	107,845
要介護4	1,396,555	1,331,349	65,206	1,729,158	1,646,675	82,483
要介護5	1,215,423	1,138,150	77,273	1,526,228	1,429,944	96,284
未区分	6,480	—	—	—	—	—

(注)1 平成12年度累計は、平成12年4月サービス分から平成13年2月サービス分まである。

2 平成13年度累計は、平成13年3月サービス分から平成14年2月サービス分まである。

資料：厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告(年報)」

第188表 介護保険施設介護サービス受給者数

区分	年度累計(単位人)					
	平成12年度(2000)		13(2001)		合計	第1号被保険者
合計	第1号被保険者	第2号被保険者	合計	第1号被保険者	第2号被保険者	
合計	6,644,718	6,541,309	103,123	7,862,716	7,738,251	124,465
区分計	6,644,432	6,541,309	103,123	7,862,716	7,738,251	124,465
介護老人福祉施設	3,135,112	3,096,432	38,680	3,696,438	3,656,705	39,733
介護老人保健施設	2,412,838	2,387,720	25,118	2,863,228	2,821,776	41,452
介護療養型医療施設	1,096,482	1,057,157	39,325	1,303,050	1,259,770	43,280
未区分	286	—	—	—	—	—

(注)1 平成12年度累計は、平成12年4月サービス分から平成13年2月サービス分まである。

2 平成13年度累計は、平成13年3月サービス分から平成14年2月サービス分まである。

資料：厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告(年報)」

第189表 居宅サービス受給者・施設サービス受給者の年齢階級別・要介護度別状況

区分	平成14年5月サービス分(単位人)						
	計	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
《居宅サービス》							
総数	1,750,026	264,467	618,919	361,096	210,697	158,086	136,761
65歳未満	64,186	2,326	17,395	18,410	10,059	7,548	8,448
65~70歳未満	109,062	12,360	34,658	25,590	14,692	10,968	10,794
70~75歳未満	207,068	32,690	71,164	43,263	24,655	18,480	16,816
75~80歳未満	331,939	64,696	123,248	63,260	34,764	24,846	21,125
80~85歳未満	410,303	77,794	158,796	77,021	42,821	29,302	24,569
85~90歳未満	379,122	54,929	140,098	78,323	45,531	33,496	26,745
90~95歳未満	198,702	17,626	62,756	44,500	29,467	24,318	20,035
95歳以上	49,644	2,046	10,804	10,729	8,708	9,128	8,229
《施設サービス》							
総数	690,684	1,643	68,746	111,535	130,079	189,569	189,112
65歳未満	11,282	31	657	1,660	1,908	2,768	4,258
65~70歳未満	25,111	90	2,213	4,258	4,556	6,454	7,540
70~75歳未満	54,723	194	5,327	8,964	10,031	14,148	16,059
75~80歳未満	98,880	311	10,336	16,208	18,509	25,809	27,707
80~85歳未満	147,994	371	16,256	24,904	27,922	38,885	39,656
85~90歳未満	176,970	386	18,835	29,430	33,978	48,468	45,873
90~95歳未満	127,492	204	11,854	19,846	24,467	37,316	33,805
95歳以上	48,232	56	3,268	6,265	8,708	15,721	14,214

区分	平成15年5月サービス分(単位人)						
	計	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
《居宅サービス》							
総数	2,042,923	320,074	751,340	413,970	238,678	174,045	144,816
65歳未満	74,465	3,059	21,630	21,158	11,409	8,219	8,990
65~70歳未満	123,240	15,311	41,256	28,349	15,726	11,630	10,968
70~75歳未満	243,007	41,041	87,340	49,571	27,609	20,062	17,384
75~80歳未満	391,357	78,694	150,557	72,341	39,459	27,722	22,584
80~85歳未満	483,932	94,622	193,621	89,079	48,422	32,552	25,636
85~90歳未満	434,388	64,020	166,014	88,233	51,656	36,299	28,166
90~95歳未満	231,872	20,786	76,860	51,817	33,812	26,960	21,637
95歳以上	60,662	2,541	14,062	13,422	10,585	10,601	9,451
《施設サービス》							
総数	724,634	939	65,139	112,179	136,286	201,910	208,181
65歳未満	11,929	11	664	1,687	2,045	2,913	4,609
65~70歳未満	24,978	42	2,015	3,843	4,511	6,623	7,944
70~75歳未満	55,398	112	4,767	8,815	10,155	14,461	17,088
75~80歳未満	101,342	176	9,383	15,853	19,114	26,940	29,876
80~85歳未満	153,626	225	15,526	24,705	28,835	41,140	43,195
85~90歳未満	183,179	214	17,667	29,317	35,332	50,501	50,148
90~95歳未満	138,089	121	11,705	20,837	26,192	40,896	38,338
95歳以上							

第190表 介護保険給付における介護給付・予防給付の要介護度別状況

区分	非該当	要支援	要介護1	要介護2	要介護3
《件数》					
合 計	4,180	6,255,881	16,626,764	11,835,828	8,551,630
居宅介護(支援)サービス	—	6,229,623	15,773,351	10,510,880	6,992,570
施設介護サービス	4,180	26,258	853,413	1,324,948	1,559,060
《単位数》					
合 計	99,082,685	10,700,994,500	62,847,297,281	69,606,489,174	72,381,520,762
居宅介護(支援)サービス	—	10,073,617,161	41,824,270,784	34,676,075,474	29,337,012,775
施設介護サービス	99,082,685	627,377,339	21,023,026,497	34,930,413,700	43,044,507,987
《費用額》					
合 計	1,252,610	115,020,445	699,812,463	791,787,401	829,419,905
居宅介護(支援)サービス	—	107,109,639	438,105,699	361,845,954	303,863,947
施設介護サービス	1,252,610	7,910,806	261,706,765	429,941,446	525,555,958
《支給額》					
合 計	1,142,917	105,244,391	627,682,466	704,174,830	735,381,088
居宅介護(支援)サービス	—	98,036,178	398,473,919	328,047,950	275,179,789
施設介護サービス	1,142,917	7,208,213	229,208,547	376,126,880	460,201,299

(注) 平成13年度累計は、平成13年3月サービス分から平成14年2月サービス分までである。

資料：厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告(年報)」

平成13年度累計(単位 金額:千円)

要介護4	要介護5	計
8,357,111	8,259,977	59,891,371
6,107,413	6,130,062	51,743,899
2,249,698	2,129,915	8,147,472
93,437,141,705	93,639,533,035	402,712,059,142
26,235,350,145	26,816,909,903	168,963,236,242
67,201,791,560	66,822,623,132	233,748,822,900
1,080,895,863	1,073,735,476	4,591,924,164
270,760,757	274,647,801	1,756,333,796
810,135,107	799,087,675	2,835,590,367
958,971,736	955,849,669	4,088,447,098
244,447,199	248,461,103	1,592,646,138
714,524,537	707,388,566	2,495,800,960

第191表 介護保険給付の高額介護(居宅支援)サービス費(世帯類型別)

(i) 件数

区分	平成12年度 (2000)	13 (2001)
合 計	1,927,890	3,825,969
世 带 合 算	162,768	377,199
そ の 他	1,765,122	3,448,770
老齢福祉年金受給者等	189,589	330,627
世 带 合 算	3,881	6,608
そ の 他	185,708	624,019
市町村民税世帯非課税者等	1,305,488	2,706,208
世 帯 合 算	83,570	192,902
そ の 他	1,221,918	2,513,306
上 記 以 外 の 者	432,813	789,134
世 帯 合 算	75,317	177,689
そ の 他	357,496	611,445

(ii) 支給額

区分	平成12年度 (2000)	13 (2001)
合 計	13,575,768	25,809,562
世 带 合 算	1,514,543	3,281,567
そ の 他	12,061,225	22,527,994
老齢福祉年金受給者等	2,500,546	4,143,008
世 帯 合 算	48,252	75,499
そ の 他	2,452,294	4,067,510
市町村民税世帯非課税者等	8,314,283	16,807,584
世 帯 合 算	849,594	1,833,182
そ の 他	7,464,690	14,974,402
上 記 以 外 の 者	2,760,939	4,858,969
世 帯 合 算	616,698	1,372,886
そ の 他	2,144,241	3,486,083

資料：厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告(年報)」

第192表 介護保険における保険料収納額

平成13年度(単位 千円)

区分	調定額累計	収納額累計	還付未済額 (別掲)	不納欠損額	未収額	減免額 (別掲)
合 計	596,503,271	588,128,315	851,746	718	8,373,112	200,548
特 別 徵 収	480,073,315	480,072,189	736,976	—	—	42,726
普 通 徼 収	116,429,956	108,056,126	114,771	718	8,373,112	157,822

(注) 1 調定額の変更等に関する事務処理の不備により、特別徴収の「調定額累計」と「収納額累計」が一致しない。

2 この他滞納額越分は、調停額累計2,496,965千円、収納額累計891,814千円である。

資料：厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告(年報)」

第193表 介護保険特別会計経理状況(保険事業勘定)

(単位 千円)

区分	平成12年度 (2000)	13 (2001)
収入	3,800,035,085	4,656,612,435
介護保険料	192,361,649	589,869,265
分担金及び負担金	5,597,663	6,975,465
使用料及び手数料	54,296	104,663
国庫支出金	886,850,706	1,074,984,804
介護保険給付負担金	701,988,207	841,123,813
調整交付金	159,994,029	202,433,760
事務費交付金	23,410,445	27,699,067
その他の	1,458,026	3,728,164
支払基金交付金	1,124,289,189	1,339,045,996
都道府県支出金	420,567,088	523,850,237
相互財政安定化事業交付金	87,231	167,061
財産収入	670,097	329,044
寄附金	206,265	766,325
繰入金	1,166,918,928	908,979,958
一般会計繰入金	417,712,662	515,799,984
円滑導入基金繰入金	575,434,229	204,305,925
その他の	173,772,039	188,874,048
繰越金	484,515	197,897,860
市町村債	837,685	11,046,891
諸収入	1,109,772	2,594,865
支出	3,589,876,869	4,552,963,053
総務費	199,453,695	210,602,166
保険給付費	3,251,939,645	4,122,544,972
介護サービス等諸費	3,148,670,322	3,990,453,488
支援サービス等諸費	84,188,371	98,248,020
高額介護サービス等費	13,647,747	25,814,478
市町村特別給付費	419,118	754,758
審査支払手数料	4,595,823	7,067,337
その他の	418,264	206,892
財政安定化基金拠出金	22,141,788	23,074,660
相互財政安定化事業負担金	87,231	167,061
保健福祉事業費	173,907	229,532
基積立金	113,983,413	86,786,864
公債費	17,765	348,099
予備費	26,051	50,469
諸支出金	2,053,374	109,159,229
収入支出差引残額	210,158,216	103,649,381
うち基金繰入額	58,539,022	42,065,827
国庫支出金精算額等	124,399,549	27,699,735
国庫支出金精算額等差引額	85,758,591	75,949,646
介護給付費準備基金保有額	112,251,876	188,764,522

資料:厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告(年報)」

第5節 高齢者保健(医療)福祉

1 総括

第194表 ゴールドプラン21の推進

区分	平成14年度 整備量	(参考) 平成16年度 見込量
特別養護老人ホーム	13,000人分	36万人分
介護老人保健施設	7,000人分	29.7万人分
痴呆対応型共同生活介護 (痴呆性高齢者グループホーム)	500か所	3,200か所
短期入所生活介護/ 短期入所療養介護	— 6,000人分 (ショートステイ専用床)	4,785千週 9.6万人分 (短期入所生活介護専用床)
通所介護(デイサービス)/ 通所リハビリテーション(デイ・ケア)	— 1,200か所	105百万回 (2.6万か所)
訪問看護	—	44百万時間
訪問看護ステーション	1,000か所	(9,900か所)
介護利用型軽費老人ホーム (ケアハウス)	4,000人分	10.5万人分
高齢者生活福祉センター (生活支援ハウス)	230か所	1,800か所

(注)1 平成16年度()の数値については、一定の前提条件の下で試算した参考値である。

2 特別養護老人ホームについては、4人部屋を主体としていた従来の居住環境を抜本的に改善し、入居者の尊厳を重視したケアを実現するため、個室・ユニットケアを特徴とする新型特別養護老人ホームの整備を推進する。これに伴い新型特養の入居者については、低所得者に配慮しつつ、ホテルコストの負担を求めることする。(平成15年度から)

3 ケアハウスについては、規制改革推進3カ年計画を受け、設置主体を民間企業等に拡大し、自治体がPFI選定事業者に貸与することを目的としてケアハウスを整備する場合の買取費用についても、施設整備費の補助対象とすることにより、整備を促進する。

資料:厚生労働省社会保障審議会介護給付費分科会資料

第195表 介護保険施設等の比較

	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設
	介 護 保 險		
対象者	當時介護が必要で生活が困難な要介護者	病状安定期にあり、入院治療をする必要はないが、リハビリテーションや看護・介護を必要とする要介護者	病状が安定している長期療養患者であつて、カテーテルを装着している等の當時医学的管理が必要な要介護者（右に該当する者を除く）
指 定 基 準	居室（1人当たり10.65m ² 以上） 医務室 機能訓練室 食堂 浴室 等	療養室（1人当たり8m ² 以上） 診察室 機能訓練室 談話室 浴室 食堂 等	病室（1人当たり6.4m ² 以上） 機能訓練室 談話室 浴室 食堂 等
	廊下幅 片廊下 1.8m 両廊下 2.7m	廊下幅 片廊下 1.8m 両廊下 2.7m	廊下幅 片廊下 1.8m 両廊下 2.7m
【小規模生活単位型】 ユニット	居室（個室13.2m ² 以上） 共同生活室、洗面設備、便所 浴室 医務室 等		
	医師（非常勤可） 1人 看護師 3人 介護職員 31人 介護支援専門員 1人	医師（常勤可） 1人 看護師 9人 介護職員 25人 理学療法士 又は作業療法士 1人 介護支援専門員 1人	医師 3人 看護師 17人 介護職員 17人 介護支援専門員 1人
その他	その他 生活相談員 等	その他 支援相談員 等	その他 薬剤師・栄養士等
その他	・法施行時の特別養護老人ホームは「みなし指定」 ・旧措置入所者に対する経過措置 …5年間	・法施行時の老人保健施設は「みなしの開設許可」 ・短期入所療養介護の「みなし指定」あり	・短期入所療養介護の「みなし指定」あり

(注) 人員基準については100人当たり。

資料：厚生労働省老健局調べ

医療保険適用の療養病床
医療保険
病状が安定している長期療養患者のうち、
・密度の高い医学的管理や積極的なリハビリテーションを必要とする者
・40歳未満の者及び40～65歳未満の特定疾病以外の者
病室（1人当たり6.4m ² 以上） 機能訓練室 談話室 浴室 食堂 等
廊下幅 片廊下 1.8m 両廊下 2.7m
医師 3人 看護師 17人 介護職員 17人
その他 薬剤師・栄養士等

2 老人福祉

第196表 老人福祉施設の施設数及び在所者数

区分	平成8年 (1996)	各年10月1日現在				
		9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
総 数 施 設 数	15,000	17,036	19,106	21,820	28,643	31,037
在所者数	330,279	351,518	372,025	396,338	416,176	434,872
養護老人ホーム施設数	947	949	949	949	949	951
在所者数	64,446	64,584	64,553	64,450	64,026	63,681
特別養護老人ホーム施設数	3,458	3,713	3,942	4,214	4,463	4,651
在所者数	234,946	250,482	264,937	281,060	296,082	309,740
軽費老人ホーム施設数	740	912	1,082	1,272	1,444	1,580
在所者数	30,326	35,728	41,568	49,202	56,068	61,451
老人短期入所施設施設数	22	33	43	79	·	·
在所者数	561	724	967	1,626	·	·
短期入所生活介護施設数	·	·	·	4,515	4,887	
老人福祉センター施設数	2,226	2,234	2,249	2,269	2,271	2,270
老人日帰り介護施設施設数	4,793	5,625	6,462	7,401	·	·
通所介護施設数	·	·	·	8,037	9,138	
老人介護支援センター施設数	2,814	3,570	4,379	5,636	6,964	7,560

(注) 1 平成12年以降の「特別養護老人ホーム」は、「平成12年介護サービス施設・事業所調査」において介護老人福祉施設として把握した数値である。

2 平成12年以降の「通所介護」「短期入所生活介護」は、「平成12年介護サービス施設・事業所調査」において通所介護、短期入所生活介護として把握した数値である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉施設等調査報告」

第197表 職種別にみた従事者数

(i) 訪問介護

平成14年10月1日現在

区分	訪問介護			訪問入浴介護			訪問看護ステーション		
	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤
従事者総数	118,178	56,155	62,023	10,836	7,517	3,319	23,027	16,686	6,341
平成13年10月1日現在	104,019	50,911	53,108	10,890	7,875	3,015	21,534	15,442	6,092
介護職員(訪問介護員)	112,920	51,762	61,158	7,054	5,062	1,992	·	·	·
介護福祉士(再掲)	19,126	16,690	2,436	1,155	1,052	103	·	·	·
ホームヘルパー1級(再掲)	11,345	8,688	2,657	336	285	51	·	·	·
ホームヘルパー2級(再掲)	72,622	23,764	48,857	3,074	1,971	1,102	·	·	·
ホームヘルパー3級(再掲)	1,411	272	1,139	121	72	49	·	·	·
保健師	·	·	·	·	·	·	699	606	93
助産師	·	·	·	·	·	·	44	31	12
看護師	·	·	·	1,426	837	589	17,245	12,373	4,872
准看護師	·	·	·	1,702	1,139	563	2,776	1,962	815
理学療法士	·	·	·	·	·	·	1,033	699	334
作業療法士	·	·	·	·	·	·	460	346	113
その他職員	5,257	4,393	864	654	479	175	771	669	102
サービス提供責任者(再掲)	22,253	·	·	·	·	·	·	·	·

(注) 1 「常勤」は兼務者の換算数と専従者の合計であり、「非常勤」は常勤換算数である。

2 訪問介護の「サービス提供責任者(再掲)」は、「介護職員(訪問介護員)」の再掲であり、実人数である。

(ii) 通所介護

平成14年10月1日現在

区分	通所介護			通所リハビリテーション (介護老人保健施設)	
	総数	常勤	非常勤	総数	常勤
従事者総数	101,350	72,678	28,670	23,089	19,889
平成13年10月1日現在	83,092	60,966	22,126
医師	153	117	36	968	819
歯科医師
看護師	6,596	4,401	2,195	1,387	1,137
准看護師	7,899	5,728	2,170	2,143	1,831
機能訓練指導員	3,405	2,320	1,086	.	.
理学療法士	236	132	103	837	647
作業療法士	138	91	46	702	594
言語聴覚士	21	13	8	69	55
柔道整復師・あん摩マッサージ指圧師	502	326	176	.	.
栄養士	1,368	1,184	184	.	.
管理栄養士(再掲)	515	461	54	.	.
調理員	6,393	3,696	2,697	.	.
介護支援専門員
生活相談員・支援相談員	14,131	13,686	445	1,736	1,720
社会福祉士(再掲)	1,514	1,453	61	352	349
介護職員	55,673	37,845	17,829	15,247	13,088
介護福祉士(再掲)	10,894	9,792	1,102	4,659	4,532
その他他の職員	5,733	3,703	2,030	.	.

(注) 1 「常勤」は兼務者の換算数と専従者との合計であり、「非常勤」は常勤換算数である。

2 短期入所生活介護には空床利用型の従事者を含まない。

3 通所介護・短期入所生活介護の「理学療法士」「作業療法士」「言語聴覚士」「柔道整復師・あん摩マッサージ指圧師」は、「機能訓練指導員」の再掲である。

5

(iii) 居宅介護等

平成14年10月1日現在

区分	痴呆対応型共同生活介護			総数
	総数	常勤	非常勤	
従事者総数	18,616	15,047	3,569	14,559
平成13年10月1日現在	9,566	7,829	1,736	11,984
介護職員	17,833	14,474	3,359	.
看護師(再掲)	428	347	81	.
准看護師(再掲)	569	490	79	.
福祉用具専門相談員	.	.	.	11,535
介護支援専門員
その他他の職員	783	572	211	3,024

(注) 「常勤」は兼務者の換算数と専従者との合計であり、「非常勤」は常勤換算数である。

資料: 厚生労働省大臣官房統計情報部「介護サービス施設・事業所調査の概況」

ヨン 設	通所リハビリテーション (医療施設)			短期入所生活介護		
	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤
3,200	22,598	19,343	3,255	60,484	52,138	8,346
...	51,629	45,003	6,626
150	1,999	1,926	73	534	174	360
.
251	4,921	4,459	462	2,119	1,889	230
312	2,646	2,330	316	3,213	2,868	345
.	.	.	.	1,060	914	146
191	1,267	975	293	108	50	58
108	879	755	125	62	47	15
14	44	28	16	15	13	2
.	.	.	.	141	118	23
.	.	.	.	1,719	1,682	37
.	.	.	.	996	985	11
.	.	.	.	4,571	3,563	1,008
.	.	.	.	1,203	1,184	19
16	.	.	.	2,460	2,438	23
3	.	.	.	487	485	2
2,159	10,841	8,869	1,972	39,235	34,093	5,142
127	1,823	1,730	92	15,164	14,861	303
.	.	.	.	4,371	3,334	1,037

第198表 性・年齢階級別にみた自立の状況別手助けや見守りをする者の数

平成13年(単位 千人)

区分	手助けや見守りをする者	何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しているが、介助なしには外出できない	屋内での生活はおおむね自立しているが、介助なしには外出できない	屋内での生活は何らかの介助を要し、日常もベッド上の生活が主体であるが座位を保つ	1日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替において介助を要する	不詳
総 数	2,935	826	1,029	461	425	194
6～39歳	213	77	97	15	20	4
40～64歳	324	126	111	42	34	11
65～69歳	223	72	74	35	28	14
70～74歳	324	92	112	52	39	28
75～79歳	460	142	158	69	61	29
80～84歳	533	154	186	76	76	42
85歳以上	858	164	290	172	167	65
(再掲) 65歳以上	2,398	623	821	405	371	179
男	1,100	326	385	166	156	67
6～39歳	135	49	62	10	12	2
40～64歳	167	73	49	21	17	8
65～69歳	113	36	38	18	14	7
70～74歳	146	37	47	25	23	14
75～79歳	165	43	58	29	27	10
80～84歳	152	42	51	20	27	11
85歳以上	221	46	80	43	37	15
(再掲) 65歳以上	797	204	274	135	128	57
女	1,835	500	644	295	269	127
6～39歳	78	28	35	5	9	1
40～64歳	157	53	62	21	17	4
65～69歳	110	36	36	17	14	8
70～74歳	178	55	66	27	16	14
75～79歳	295	99	101	41	35	19
80～84歳	381	112	134	56	48	31
85歳以上	637	118	210	129	130	50
(再掲) 65歳以上	1,601	420	546	269	243	122

(注) 1 「手助けや見守りをする者」とは、在宅の6歳以上の世帯員であって、歩行・移動、着替え、洗面、食事、排泄、入浴等に際して何らかの手助けや見守りを必要とする者や、意志疎通が困難な者、介護保険法による「要介護者」「要支援者」の認定を受けている者などをいう。

2 「国民生活基礎調査」の大調査は、3年ごとの調査である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」

第199表 性・年齢階級別にみた手助けや見守りをする者の数及び率

平成13年(単位 千人)

区分	世帯人員数	手助けや見守りをする者の数	手助けや見守りをする者の率(人口千対)
総 数	118,740	2,935	24.7
6～39歳	51,561	213	4.1
40～64歳	44,106	324	7.4
65～69歳	7,684	223	29.0
70～74歳	6,301	324	51.3
75～79歳	4,437	460	103.6
80～84歳	2,593	533	205.7
85歳以上	2,057	858	417.1
(再掲) 65歳以上	23,073	2,398	103.9
男	57,427	1,100	19.1
6～39歳	25,898	135	5.2
40～64歳	21,655	167	7.7
65～69歳	3,627	113	31.0
70～74歳	2,862	146	51.0
75～79歳	1,797	165	91.9
80～84歳	924	152	164.6
85歳以上	664	221	333.0
(再掲) 65歳以上	9,874	797	80.7
女	61,313	1,835	29.9
6～39歳	25,663	78	3.0
40～64歳	22,451	157	7.0
65～69歳	4,058	110	27.2
70～74歳	3,439	178	51.7
75～79歳	2,640	295	111.6
80～84歳	1,669	381	228.4
85歳以上	1,393	637	457.2
(再掲) 65歳以上	13,199	1,601	121.3

(注) 1 「手助けや見守りをする者」とは、在宅の6歳以上の世帯員であって、歩行・移動、着替え、洗面、食事、排泄、入浴等に際して何らかの手助けや見守りを必要とする者や、意志疎通が困難な者、介護保険法による「要介護者」「要支援者」の認定を受けている者などをいう。

2 「国民生活基礎調査」の大調査は、3年ごとの調査である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」

3 老人医療

第200表 老人医療受給対象者数

(単位 人)						
区分	平成8年度 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
総 数	12,439,506	13,013,328	13,604,750	14,185,625	14,778,127	15,405,438
政府管掌健康保険						
一般被保険者	2,029,887	2,078,567	2,102,500	2,096,795	2,083,753	2,055,799
法第69条の7被保険者	7,996	6,846	6,455	5,783	3,961	3,553
組合管掌健康保険	937,449	945,253	945,910	919,222	893,546	867,843
船員保険	22,906	22,453	21,150	20,080	19,054	17,879
国民健康保険	8,961,368	9,498,368	10,085,800	10,704,757	11,342,078	12,028,508
共済組合	479,901	461,842	442,936	438,988	435,735	731,856

(注) 1 市町村からの老人医療実施状況報告を集計したものである。

2 各年度における各月末平均である。

資料: 厚生労働省保険局「老人医療事業年報」

第201表 老人医療費の状況

(単位 金額: 千円)						
区分	平成8年度 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
総 数 件数	249,596,073	271,337,863	303,488,703	334,119,971	356,934,542	380,433,713
金額	9,723,247,057	10,278,614,040	10,893,240,478	11,803,965,403	11,199,688,472	11,656,034,186
診療費 件数	201,971,832	214,158,324	231,601,646	247,919,201	262,081,569	273,675,820
金額	8,218,144,164	8,547,504,261	8,888,080,667	9,465,342,787	9,463,956,118	9,795,437,586
薬剤支給 件数	38,705,881	47,227,100	60,620,516	73,604,121	87,353,989	99,367,769
金額	461,975,115	560,616,748	690,005,099	880,915,876	1,056,880,019	1,246,227,639
食事療養費 件数	10,711,316	10,892,814	11,418,433	11,828,173	11,205,559	11,428,371
金額	481,574,167	486,885,740	496,745,278	511,522,174	461,233,271	467,675,505
老人訪問看護 件数	681,014	988,579	1,316,158	1,686,512	422,833	313,711
金額	32,268,673	47,869,870	65,673,872	85,750,140	23,467,511	19,145,758
医療費の支給 件数	5,781,251	5,796,400	6,075,612	6,396,632	6,676,376	7,078,995
金額	109,436,882	107,263,436	110,121,280	116,853,781	127,142,102	127,717,667
施設療養費 件数	2,456,095	3,167,460	3,874,771	4,513,505	399,775	△ 2,582
金額	419,847,757	528,473,985	642,614,282	743,580,646	67,009,451	△ 169,969
1人当たり老人医療費 (円)	781,643	789,853	800,694	832,108	757,856	756,618

(注) 1 金額は一部負担金、食事療養費の標準負担額及び老人訪問看護に係る基本利用料を含む。

2 「食事療養費」の件数については、再掲である。

資料: 厚生労働省保険局「老人医療事業年報」

第202表 制度別老人医療費の状況

(単位 金額: 億円)

年 度	被用者保険					国民健康保険			合計
	政管一般	組合	69条の7	船保	共済	小計	市町村	組合	
《実額》									
平成2(1990)	10,370	5,460	46	164	2,712	18,751	39,043	1,474	40,517
3(1991)	11,297	5,796	43	168	2,814	20,118	42,374	1,603	43,977
4(1992)	12,196	6,128	40	170	2,933	21,466	46,164	1,742	47,905
5(1993)	13,071	6,392	35	171	3,069	22,737	49,912	1,862	51,774
6(1994)	14,170	6,770	33	176	3,270	24,419	55,149	2,028	57,177
7(1995)	15,211	7,069	33	181	3,448	25,941	61,027	2,183	63,210
8(1996)	16,287	7,327	29	179	3,561	27,383	67,516	2,333	69,849
9(1997)	16,828	7,686	26	182	3,275	27,996	72,390	2,400	74,790
10(1998)	17,273	7,687	23	175	3,326	28,484	78,023	2,425	80,448
11(1999)	17,872	7,703	23	170	3,463	29,230	86,276	2,534	88,810
12(2000)	15,841	6,604	18	144	3,045	25,653	84,012	2,332	86,344
13(2001)	15,552	6,377	17	136	3,028	25,110	89,082	2,368	91,450
《構成比 (%)》									
平成2(1990)	17.50	9.21	0.08	0.28	4.58	31.64	65.88	2.49	68.36
3(1991)	17.62	9.04	0.07	0.26	4.39	31.39	66.11	2.50	68.61
4(1992)	17.58	8.83	0.06	0.25	4.23	30.94	66.55	2.51	69.06
5(1993)	17.54	8.58	0.05	0.23	4.12	30.52	66.99	2.50	69.48
6(1994)	17.37	8.30	0.04	0.22	4.01	29.93	67.59	2.49	70.07
7(1995)	17.06	7.93	0.04	0.20	3.87	29.10	68.45	2.45	70.90
8(1996)	16.75	7.54	0.03	0.18	3.66	28.16	69.44	2.40	71.84
9(1997)	16.37	7.48	0.02	0.18	3.19	27.24	70.43	2.33	72.76
10(1998)	15.86	7.06	0.02	0.16	3.05	26.15	71.63	2.23	73.85
11(1999)	15.14	6.53	0.02	0.14	2.93	24.76	73.09	2.15	75.24
12(2000)	14.14	5.90	0.02	0.13	2.72	22.91	75.01	2.08	77.09
13(2001)	13.34	5.47	0.01	0.12	2.60	21.54	76.43	2.03	78.46

(注) 市町村からの老人医療実施状況報告を集計したものである。

資料: 厚生労働省保険局「老人医療事業年報」

第203表 老人医療費(診療費)の状況

(単位 金額: 千円)

区 分	平成8年度 (1996)	9 (1997)
-----	-----------------	-------------

第204表 老人医療受給対象者数及び老人医療費の推移

年 度	老人医療受給対象者数	対前年度比	老人医療費	対前年度比	1人当たり老人医療費	対前年度比
昭和50 (1975)	千人 4,700	% 4.6	億円 8,666	% 30.3	千円 184	% 24.5
51 (1976)	4,894	4.1	10,780	24.4	220	19.5
52 (1977)	5,146	5.1	12,872	19.4	250	13.6
53 (1978)	5,408	5.1	15,948	23.9	295	17.9
54 (1979)	5,675	4.9	18,503	16.0	326	10.6
55 (1980)	5,907	4.1	21,269	14.9	360	10.4
56 (1981)	6,158	4.3	24,281	14.2	394	9.5
昭和57 (1982)	6,465	(5.0)	27,487	(13.2)	425	(7.8)
58 (1983)	7,491	(15.9)	33,185	(20.7)	443	(4.2)
59 (1984)	7,823	4.4	36,098	8.8	461	4.2
60 (1985)	8,157	4.3	40,673	12.7	499	8.1
61 (1986)	8,484	4.0	44,377	9.1	523	4.9
62 (1987)	8,805	3.8	48,309	8.9	549	4.9
63 (1988)	9,084	3.2	51,593	6.8	568	3.5
平成元 (1989)	9,363	3.1	55,578	7.7	594	4.5
2 (1990)	9,732	3.9	59,269	6.6	609	2.6
3 (1991)	10,112	3.9	64,095	8.1	634	4.1
4 (1992)	10,488	3.7	69,372	8.2	661	4.4
5 (1993)	10,884	3.8	74,511	7.4	685	3.5
6 (1994)	11,345	4.2	81,596	9.5	719	5.1
7 (1995)	11,853	4.5	89,152	9.3	752	4.6
8 (1996)	12,440	5.0	97,232	9.1	782	3.9
9 (1997)	13,013	4.6	102,786	5.7	790	1.1
10 (1998)	13,605	4.5	108,932	6.0	801	1.4
11 (1999)	14,186	4.3	118,040	8.4	832	3.9
12 (2000)	14,778	4.2	111,997	△ 5.1	758	△ 8.9
13 (2001)	15,405	4.2	116,560	4.1	757	△ 0.2

(注) 老人医療費は、昭和58年1月以前は旧老人医療費支給制度の対象者に係るものであり、昭和58年2月以降は老人保健法による医療の対象者に係るものであって、老人保健制度の創設に伴う対象者の拡大のため昭和56年度と57年度、57年度と58年度は単純に比較できない。

資料：厚生労働省保険局「老人医療事業年報」

第205表 老人医療費と国民医療費の推移

年 度	老人医療費		国民医療費		老人医療費の 国民医療費に に対する割合	国民所得に対する割合	
	実 数	伸 率	実 数	伸 率		老人医療費	国民医療費
昭和50 (1975)	億円 8,666	% 30.3	億円 64,779	% 20.4	% 13.4	% 0.70	% 5.22
51 (1976)	10,780	24.4	76,684	18.4	14.1	0.77	5.46
52 (1977)	12,872	19.4	85,686	11.7	15.0	0.83	5.50
53 (1978)	15,948	23.9	100,042	16.8	15.9	0.93	5.82
54 (1979)	18,503	16.0	109,510	9.5	16.9	1.02	6.01
55 (1980)	21,269	14.9	119,805	9.4	17.8	1.07	6.00
56 (1981)	24,281	14.2	128,709	7.4	18.9	1.16	6.14
57 (1982)	27,487	(13.2)	138,659	7.7	19.8	1.25	6.32
58 (1983)	33,185	(20.7)	145,438	4.9	22.8	1.44	6.30
59 (1984)	36,098	8.8	150,932	3.8	23.9	1.48	6.20
60 (1985)	40,673	12.7	160,159	6.1	25.4	1.56	6.15
61 (1986)	44,377	9.1	170,690	6.6	26.0	1.64	6.30
62 (1987)	48,309	8.9	180,759	5.9	26.7	1.70	6.37
63 (1988)	51,593	6.8	187,554	3.8	27.5	1.71	6.22
平成元 (1989)	55,578	7.7	197,290	5.2	28.2	1.73	6.12
2 (1990)	59,269	6.6	206,074	4.5	28.8	1.69	5.88
3 (1991)	64,095	8.1	218,260	5.9	29.4	1.72	5.85
4 (1992)	69,372	8.2	234,784	7.6	29.5	1.87	6.32
5 (1993)	74,511	7.4	243,631	3.8	30.6	2.01	6.56
6 (1994)	81,596	9.5	257,908	5.9	31.6	2.17	6.86
7 (1995)	89,152	9.3	269,577	4.5	33.1	2.37	7.16
8 (1996)	97,232	9.1	285,210	5.8	34.1	2.50	7.33
9 (1997)	102,786	5.7	290,651	1.9	35.4	2.62	7.41
10 (1998)	108,932	6.0	298,251	2.6	36.5	2.86	7.84
11 (1999)	118,040	8.4	309,337	3.7	38.2	3.15	8.26
12 (2000)	111,997	△ 5.1	303,583	△ 1.9	36.9	2.94	7.98
13 (2001)	116,560	4.1	313,234	3.2	37.2	3.15	8.46

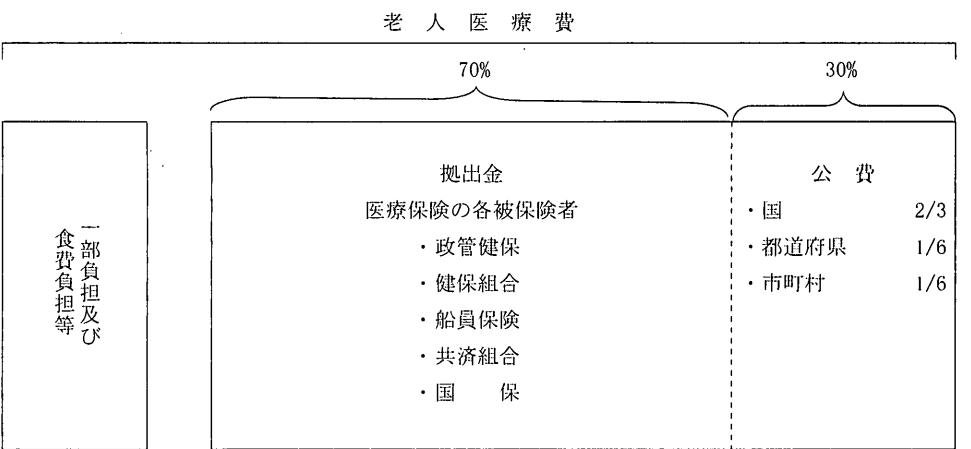
(注) 1 「国民医療費」は、厚生労働省大臣官房統計情報部「国民医療費」による。

2 「国民所得額」は、内閣府経済社会総合研究所「国民経済計算」による。

3 老人医療費は、昭和58年1月以前は旧老人医療費支給制度の対象者に係るものであり、昭和58年2月以降は老人保健法による医療の対象者に係るものであって、老人保健制度の創設に伴う対象者の拡大のため昭和56年度と57年度、57年度と58年度は単純に比較できない。

資料：厚生労働省保険局「老人医療事業年報」

第206表 老人医療費の負担



(注) 平成12年4月の介護保険制度の施行に伴い、老人医療の給付は全て、抛出金70%、公費30%となった。
なお、平成14年改正により、公費負担割合は平成14年10月から毎年10月に4%ずつ引き上げられ、平成18年10月以降は50%になることになった。

資料：厚生労働省保険局「老人医療事業年報」

第207表 老人医療費の負担の状況

区分	平成8年度 (1996)		9 (1997)		10 (1998)		11 (1999)		12 (2000)		13 (2001)	
	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合
公 費	30,088	30.9	31,706	30.8	33,535	30.8	36,517	30.9	31,374	28.0	32,166	27.6
国	20,059	20.6	21,137	20.6	22,357	20.5	24,345	20.6	20,916	18.7	21,444	18.4
都道府県	5,015	5.2	5,284	5.1	5,589	5.1	6,086	5.2	5,229	4.7	5,361	4.6
市町村	5,015	5.2	5,284	5.1	5,589	5.1	6,086	5.2	5,229	4.7	5,361	4.6
保 険 者	62,078	63.8	64,687	62.9	67,556	62.0	72,925	61.8	72,095	64.4	75,059	64.4
被用者保険	39,925	41.1	41,327	40.2	43,146	39.6	46,080	39.0	44,326	39.6	45,308	38.9
政管一般	18,933	19.5	19,761	19.2	20,585	18.9	21,945	18.6	21,365	19.1	21,889	18.8
組 合	15,258	15.7	16,297	15.9	17,085	15.7	18,228	15.4	17,347	15.5	17,631	15.1
法第69条の7	28	0.03	26	0.03	24	0.02	24	0.02	21	0.02	19	0.02
船 保	154	0.2	157	0.2	154	0.1	154	0.1	140	0.1	136	0.1
共 濟	5,552	5.7	5,087	4.9	5,297	4.9	5,730	4.9	5,453	4.9	5,633	4.8
国 保	22,153	22.8	23,359	22.7	24,411	22.4	26,845	22.7	27,770	24.8	29,751	25.5
患 者 負 担	5,067	5.2	6,394	6.2	7,840	7.2	8,597	7.3	8,528	7.6	9,336	8.0
(臨時特例措置分)	·	·	·	·	·	(875)	(0.7)	(1,186)	(1.1)	·	·	·
合 計	97,232	100.0	102,786	100.0	108,932	100.0	118,040	100.0	111,997	100.0	116,560	100.0

(注) 平成11年度及び平成12年度の()内は、薬剤臨時特例措置による国の支給分(再掲)である。

資料：厚生労働省保険局「老人医療事業年報」

第208表 老人医療費拠出金積算内訳

平成13年度(単位 億円)

区分	被用者保険						国民健康保険			合計
	政管一般	組合	69条の7	船保	共済	小計	市町村	組合	小計	
医 療 費	15,552	6,377	17	136	3,028	25,110	89,082	2,368	91,450	116,560
一部負担金等	1,278	531	1	12	253	2,075	7,074	187	7,261	9,336
医 療 給 付 費	14,274	5,846	16	124	2,775	23,036	82,008	2,181	84,189	107,225
拠 出 金	21,889	17,631	19	136	5,633	45,308	27,309	2,441	29,751	75,059
調整対象外	—	3	—	—	0	3	3	—	3	6
老人加入率(%)	5.597	2.757	6.847	7.772	4.282	4.299	26,620	7.724	24,986	12,235
特別調整対象額	—	20	—	—	0	20	—	—	—	20
特別調整額	6	5	0	0	1	12	7	1	8	20
加入者調整率(%)	2.191	4.314	1.779	1.567	2.900	2.811	0.476	1.599	0.505	1.000

(注) 医療給付費は、医療費から一部負担金、標準負担額及び老人訪問看護に係る基本利用料を控除したものである。

資料：厚生労働省保険局「老人医療事業年報」

第209表 開設者別老人病院数、病床数

平成11年10月1日現在

区分	総数		特例許可老人病院		特例許可以外の老人病院	
	施設数	病床数	施設数	病床数	施設数	病床数
総 数	1,032	114,418	1,017	113,814	15	604
国	2	22	1	10	1	12
公的医療機関	11	700	8	601	3	99
社会保険関係団体	2	137	2	137	—	—
医 療 法 人	779	90,776	771	90,480	8	296
個 人 人	176	17,044	174	16,946	2	98
そ の 他	62	5,739	61	5,640	1	99

(注) 「医療施設(静態)調査・病院報告」は、3年ごとの調査である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「医療施設(静態・動態)調査・病院報告」

第210表 老人病院等の区分別状況

各年10月1日現在

区分	平成5年度 (1993)		8 (1996)		11 (1999)	
	施設数	病床数	施設数	病床数	施設数	病床数
全 病 院 数	9,844 (100.0)		9,490 (100.0)		9,286 (100.0)	
老 人 病 院		1,518 (15.4)		1,701 (17.9)		1,032 (11.1)
特 例 許 可		1,390 (14.1)		1,520 (16.0)		1,017 (11.0)
特 例 許 可 以 外		112 (1.1)		133 (1.4)		15 (0.2)
特 例 許 可・許 可 以 外 両 病 棟 を 有 す る		16 (0.2)		48 (0.5)		·

(注) 1 () 内は全病院数に占める割合である。

2 「医療施設(静態)調査・病院報告」は、3年ごとの調査である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「医療施設(静態・動態)調査・病院報告」

4 老人保健施設

第211表 開設者別にみた施設数及び入所定員数

平成13年10月1日現在		
開設者	施設数	入所定員数
総 数	2,779	244,627
都道府県	5	328
市町村	119	8,427
広域連合・事務組合	28	2,131
日赤・社保関係団体	60	5,276
医療法人	2,027	179,708
社協	2	160
社福(社協以外)	438	39,543
社団・財団法人	84	7,623
その他の法人	16	1,431

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「介護サービス施設・事業所調査」

5 老人保健(ヘルス事業)

第212表 老人保健事業の概要

種類等	対象者	内容	実施場所
健康手帳の交付	・老人保健法の医療の受給資格がある者 ・健康診査の受診者、要介護者等で希望する者	○医療受給者証及び医療の記録並びに医療の記録の補足 ○健康診査、健康教育、健康相談、機能訓練、訪問指導の記録 ○生活習慣行動等の把握 ○生活習慣病の予防及び老後における健康の保持と適切な医療のための知識等については、市町村が創意工夫し作成	
個別健康教育	・基本健康診査の結果「要指導」の者等	○個人の生活習慣を具体的に把握しながら、継続的に個別に健康教育を行う ・高血圧個別健康教育 ・高脂血症個別健康教育 ・糖尿病個別健康教育 ・喫煙者個別健康教育	市町村保健センター 医療機関等
健康教育	・集団健康教育 ・40歳以上の者 ・必要に応じ、その家族等	○健康教室、講演会等により、以下の健康教育を行う ・歯周疾患健康教育 ・骨粗鬆症(転倒予防)健康教育 ・病態別健康教育 ・薬健康教育 ・一般健康教育	
	・介護家族健康教育 ・40歳以上の者のうち、家族の介護を担う者等	○介護を行う者に発生しやすい健康上の問題に関する一般的な知識や留意事項	
健康相談	・重点健康相談 ・40歳以上の者 ・必要に応じ、その家族等	○幅広く相談できる窓口を開設し、以下の健康相談を行う ・高血圧健康相談・高脂血症健康相談・糖尿病健康相談・歯周疾患健康相談・骨粗鬆症健康相談	市町村保健センター等
	・総合健康相談 ・介護家族健康相談	○対象者の心身の健康に関する一般的事項に関する指導、助言 ○家族等の介護を行う者の心身の健康に関する指導、助言	

種類等	対象者	内容	実施場所
基本健康診査	・基本健康診査 ・訪問基本健康診査 ・介護家族訪問健康診査	・40歳以上の者 ・問診・身体計測（身長、体重等）・理学的検査（視診、打聴診、腹部触診等）・血圧測定・検尿（糖、蛋白、潜血）・循環器検査（血液化学検査）総コレステロール、HDL-コレステロール、中性脂肪・肝機能検査（GOT、GPT、γ-GTP）、腎機能検査（クレアチニン）・血糖検査・選択項目【医師の判断に基づき実施】・心電図検査・眼底検査・貧血検査（赤血球数、ヘモグロビン値、ヘマトクリット値）・ヘモグロビンA1C検査	市町村保健センター 保健所 検診車 医療機関等
	・40歳以上の寝たきり者等	○基本健康診査の検査項目に準ずる	
	・40歳以上で家族等の介護を担う者	○基本健康診査の検査項目に準ずる	
	歯周疾患検診	・40歳及び50歳の者 ○検診項目・問診 ・歯周組織検査	
	骨粗鬆症検診	・40歳及び50歳の女性 ○検診項目・問診 ・骨量測定	
	健康度評価 ・生活習慣病の予防に関する健康度評価 ・介護を要する状態等の予防に関する健康度評価 ・生活習慣行動の改善指導	・40歳以上の者 ○生活習慣行動質問票及び社会、生活環境等訪問表の配布 ○質問票の回答結果及び基本健康診査の結果等並びに問診等の方法による食生活、運動、休養等に関する個人の生活習慣を把握、評価し、当該対象者にふさわしい保健サービスを提供するための計画を策定 ○個人に即した具体的な生活習慣改善方法の提示	
	肝炎ウイルス検診	節目検診（5歳刻み） 「40, 45, 50, 55, 60, 65, 70歳で老人保健法に基づく基本健康診査の受診者」 節目外検診 「上記節目検診以外の対象者のうち、過去に肝機能異常を指摘されたことのある者、広範な外科的処置を受けたことのある者又は妊娠・分娩時に多量に出血したことのある者であって定期的に肝機能検査を受けていない者、及び、基本健康診査においてALT(GPT)値により要指導とされた者」	市町村保健センター 保健所 検診車 医療機関等
	受診指導	・基本健康診査の結果「要医療」等と判定された者 ○医療機関への受診指導	

種類等	対象者	内容	実施場所
機能訓練	〔A型（基本型）〕 ・40歳以上の者で、疾患、外傷その他の原因による身体又は精神機能の障害又は低下に対する訓練を行う必要がある者 〔B型（地域参加型）〕 ・虚弱老人（寝たきり判定基準のランクJに相当する者）	○市町村保健センター等適切と認められる施設で実施 ・転倒予防、失禁予防、体力増進等を目的とした体操 ・習字、絵画、陶芸、革細工等の手芸 ・レクリエーション及びスポーツ、交流会・懇談会等	市町村保健センター 老人福祉センター特別養護老人ホーム 介護老人保健施設等
		○集会場、公民館等の身近な施設や公園等の屋外で実施 ・スポーツや絵画・手芸等の創作を主体とした活動 ・交流会・懇談会及び地域の諸行事への参加等を主体とした活動	公民館、集会場、体育馆、公園等の地域住民の身近な場所
訪問指導	・40歳以上の者であつて、その心身の状況、その置かれている環境等に照らして療養上の保健指導が必要であると認められる者	○家庭における療養方法等に関する指導 ○介護を要する状態になることの予防に関する指導 ○家庭における機能訓練方法、住宅改造、福祉用具の使用に関する指導 ○家族介護を担う者の健康管理に関する指導 ○生活習慣病の予防に関する指導 ○関係諸制度の活用方法等に関する指導 ○痴呆に対する正しい知識等に関する指導	対象者の居宅

(注) 1 平成12年度以降、第4次計画による。

2 「介護家族健康教育」「介護家族健康相談」「機能訓練B型」については、平成13年度から費用負担を介護予防・生活支援事業で対応。

資料：厚生労働省老健局調べ

第213表 老人保健事業実施状況

事業	項目	(単位 人)					
		平成8年度 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
健康手帳の交付	医療受給資格者(年度末現在)						
	総 数	12,765,491	13,317,352	13,944,926	14,458,448	15,047,457	15,724,928
	70歳以上	12,435,543	12,969,481	13,575,650	14,082,399	14,665,055	15,332,580
	65～69歳	329,948	347,871	369,276	376,049	382,402	392,348
健康教育	医療受給者以外の者(年度中)	1,656,857	2,122,706	1,801,987	1,617,982	1,786,398	1,609,389
	個別健康教育						
	基本健診要指導者						
	指導開始	・	・	・	・	13,767	24,810
	指導終了	・	・	・	・	10,704	20,109
	集団健康教育						
	開催回数	・	・	・	・	306,073	305,179
	参加延人員	・	・	・	・	9,174,341	8,703,046
	1回当たり参加人員	・	・	・	・	30.0	28.5
	開催回数	343,229	340,829	332,972	345,804	・	・
	参加延人員	12,302,929	11,905,207	11,336,531	11,248,877	・	・
	1回当たり参加人員	35.8	34.9	34.0	32.5	・	・
健康相談	従事者延人員	781,590	・	・	・	・	・
	開催回数	524,125	525,571	529,595	526,349	527,811	527,618
	被指導延人員	8,715,557	8,488,856	8,236,996	7,991,090	7,436,060	7,330,040
	1回当たり被指導延人員	16.6	16.2	15.6	15.2	14.1	13.9
基本健康診査	受診者数	985,679	・	・	・	・	・
	基本診査	10,226,478	10,574,008	10,894,548	11,210,009	11,532,716	11,824,748
	選択・精密診査	9,223,720	9,144,051	9,475,852	9,563,649	—	—
	(再掲)要指導・要医療者						
	総 数	8,350,681	8,707,709	9,097,826	9,447,569	9,790,212	10,070,514
がん検診	高血圧境界域	2,001,618	2,095,026	2,170,421	2,229,833	—	—
	高 血 壓	1,530,247	1,603,106	1,638,840	1,714,151	—	—
	受診者数	4,244,456	4,272,814	4,186,620	4,171,075	4,206,543	4,302,562
	胃がん	6,926,451	7,061,535	7,030,639	7,127,240	7,267,718	7,412,212
	肺がん	4,623,388	4,872,954	5,062,822	5,271,196	5,480,593	5,755,703
	大腸がん	3,847,779	3,766,047	3,565,682	3,508,486	3,577,540	3,825,670
	子宮がん	247,264	265,176	261,590	266,292	287,759	332,495
	子宮体がん(再掲)	3,187,084	3,228,711	3,079,185	3,057,444	3,093,798	3,279,212
機能訓練	訓練実施施設数	7,265	5,318	6,130	7,292	9,809	9,552
	実施回数	226,612	237,162	257,907	269,022	226,169	216,222
	被指導実人員	136,360	149,561	167,199	188,187	236,392	222,537
	傷病事由	脳血管疾患の後遺症	74,621	76,422	78,965	75,851	—
	その他	61,712	73,139	88,234	112,336	—	—
	被指導延人員	2,593,293	2,811,585	2,975,540	2,986,153	2,481,288	2,367,839
	1回当たり被指導人員	11.4	11.9	11.5	11.1	11.0	11.0
訪問指導	従事者延人員	908,671	978,106	1,048,184	1,062,742	869,735	790,037
	被訪問指導実人員	976,799	1,002,951	1,097,277	1,019,976	1,088,296	1,007,470
	傷病事由	脳血管疾患の後遺症	231,949	236,837	255,076	231,453	—
	その他	744,850	766,114	842,201	788,523	—	—
	被訪問指導延人員	2,887,002	2,863,391	2,887,953	2,517,453	2,102,547	1,897,940
	訪問従事者延人員	1,872,834	1,760,161	1,746,025	1,538,791	1,113,440	1,012,271

(注) 1 平成11年度までの「健康教育」は、一般健康教育と重点健康教育の合計。

2 平成11年度までの「健康相談」は、一般健康相談と重点健康相談の合計。平成12年度の「健康相談」は、重点健康相談と介護家族健康相談と総合健康相談の合計。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「地域保健・老人保健事業報告」

第214表 老人保健健康手帳の交付状況

区分	平成8年度 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
《総数》						
新規交付	1,449,293	1,499,958	1,563,201	1,489,917	1,597,339	1,560,653
資格喪失	870,363	859,258	906,774	909,100	900,002	941,214
年度末	12,765,491	13,317,352	13,944,926	14,458,448	15,047,457	15,724,928
《70歳以上の者(再掲)》						
新規交付	1,354,634	1,406,486	1,470,710	1,402,190	1,505,999	1,472,243
資格喪失	792,421	792,795	838,503	840,571	832,888	870,306
年度末	12,435,543	12,969,481	13,575,650	14,082,399	14,665,055	15,332,580

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「地域保健・老人保健事業報告」

第215表 基本健康診査・一般健康診査の受診者及び判定・指導区分別状況

区分	平成8年度 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
《総数》						
受診者						
基本健康診査	10,226,478	10,574,008	10,894,548	11,210,009	11,532,716	11,824,748
選択実施人員(再掲)	9,223,720	9,144,051	9,475,852	9,563,649	—	—
判定・指導区分						
異常認めず	1,875,797	1,866,299	1,796,722	1,762,440	1,742,982	1,754,845
要指導	4,017,198	4,122,663	4,222,137	4,278,842	4,316,033	4,347,284
要医療	4,333,483	4,585,046	4,875,689	5,168,727	5,474,179	5,723,230
《70歳以上の者(再掲)》						
受診者						
基本健康診査	2,754,794	3,004,828	3,269,715	3,512,549	3,736,568	3,965,853
選択実施人員(再掲)	2,513,627	2,643,292	2,889,222	3,057,433	—	—
判定・指導区分						
異常認めず	327,671	348,497	355,608	356,998	372,032	392,946
要指導	949,406	1,035,311	1,115,750	1,176,730	1,223,549	1,273,291
要医療	1,477,717	1,621,020	1,798,357	1,978,821	2,141,239	2,299,962

(注) 受診者及び判定結果は、各年度中に受診し、及び診査結果の判定した者の数である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「地域保健・老人保健事業報告」

第216表 基本健康診査による検査結果別要指導・要医療者数

区分	平成8年度 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
《総 数》						
血 壓	—	—	—	—	3,832,798	4,061,552
総コレステロール	—	—	—	—	4,539,818	4,955,027
高 血 壓 境 界 領 域	2,001,618	2,095,026	2,170,421	2,229,833	—	—
高 血 壓	1,530,247	1,603,106	1,638,840	1,714,151	—	—
心 電 図 异 常 あ り	1,785,774	1,916,350	2,023,269	2,129,482	—	—
糖 尿 病	1,188,724	1,385,674	1,449,379	1,498,451	1,456,885	1,456,715
貧 血 (疑いを含む)	1,311,032	1,379,158	1,460,802	1,544,276	1,703,698	1,637,477
肝 疾 患 (疑いを含む)	1,246,674	1,360,451	1,442,172	1,537,736	1,745,923	1,742,937
腎機能障害(疑いを含む)	831,515	881,732	983,820	1,063,085	1,193,569	1,128,523
《70歳以上の者(再掲)》						
血 壓	—	—	—	—	1,613,869	1,758,651
総コレステロール	—	—	—	—	1,308,532	1,460,285
高 血 壓 境 界 領 域	675,768	745,104	813,336	870,048	—	—
高 血 壓	600,899	647,872	689,585	745,482	—	—
心 電 図 异 常 あ り	767,921	861,534	944,675	1,027,250	—	—
糖 尿 病	402,948	483,578	533,869	574,315	591,471	637,533
貧 血 (疑いを含む)	499,561	550,424	605,038	673,446	750,267	768,980
肝 疾 患 (疑いを含む)	268,195	309,375	345,325	392,666	482,901	490,212
腎機能障害(疑いを含む)	309,855	346,209	400,293	451,255	504,867	508,350

(注) 1 「高血圧境界領域」とは、最大血圧 140~159mmHg、最小血圧 90~94mmHgのいずれか一方又は両者に該当する場合をいう。(WHO本態性高血圧分類)

2 「高血圧」とは、最大血圧 160mmHg以上、最小血圧 95mmHg以上 のいずれか一方又は両者に該当する場合をいう。(WHO本態性高血圧分類)

3 平成11年度までの「糖尿病」には、疑い分を含む。

4 同一人が、複数の区分に該当する場合は、それぞれの区分に計上してある。

資料:厚生労働省大臣官房統計情報部「地域保健・老人保健事業報告」

第217表 がん検診の受診人員・結果別人員状況

区分	平成8年度 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
《総 数》						
胃がん						
受診人員	4,244,456	4,272,814	4,186,620	4,171,075	4,206,543	4,302,562
要精密検査者	553,212	538,595	518,450	496,766	495,675	495,174
がん・がんの疑いのある人員	7,274	7,479	7,279	7,133	7,469	7,670
肺がん						
胸部エックス線検査受診人員	—	—	—	—	7,267,718	7,412,212
要精密検査者	—	—	—	—	191,200	198,725
がん・がんの疑いのある人員	—	—	—	—	6,762	6,907
喀痰細胞診受診人員	—	—	—	—	459,155	445,774
要精密検査者	—	—	—	—	4,808	5,554
がん・がんの疑いのある人員	—	—	—	—	387	367
受診人員	6,926,451	7,061,535	7,030,369	7,127,240	—	—
要精密検査者	179,671	172,561	180,527	189,302	—	—
がん・がんの疑いのある人員	5,459	5,811	6,117	6,326	—	—
大腸がん						
受診人員	4,623,388	4,872,954	5,062,822	5,271,196	5,480,593	5,755,703
要精密検査者	335,632	354,215	356,013	372,176	394,225	411,856
がん・がんの疑いのある人員	9,479	10,440	10,637	11,245	11,903	12,062
子宮がん						
頸部受診人員	3,847,779	3,766,047	3,565,682	3,508,486	3,577,540	3,825,670
要精密検査者	38,012	36,356	34,636	34,491	33,913	36,614
がん・がんの疑いのある人員	7,798	7,378	6,991	6,936	6,755	7,327
体部受診人員	247,264	265,176	261,590	266,292	287,759	332,495
要精密検査者	4,476	4,511	5,041	4,625	4,729	5,546
がん・がんの疑いのある人員	540	554	631	652	647	667
乳がん						
視触診方式のみ受診人員	—	—	—	—	2,784,095	2,830,296
要精密検査者	—	—	—	—	117,187	124,605
がん・がんの疑いのある人員	—	—	—	—	4,123	4,206
マンモグラフィ併用方式受診人員	—	—	—	—	309,703	448,916
要精密検査者	—	—	—	—	23,844	34,137
がん・がんの疑いのある人員	—	—	—	—	827	1,182
受診人員	3,187,084	3,228,711	3,079,185	3,057,444	—	—
要精密検査者	134,244	139,279	133,507	134,788	—	—
がん・がんの疑いのある人員	4,279	4,450	4,446	4,393	—	—

区分	平成8年度 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
《70歳以上の者(再掲)》						
胃がん						
受診人員	752,973	824,637	880,023	939,455	1,002,480	1,073,537
要精密検査者	114,673	120,416	125,599	127,195	134,963	142,054
がん・がんの疑いのある人員	2,565	2,736	2,860	3,025	3,266	3,401
肺がん						
胸部エックス線検査受診人員	—	—	—	—	2,203,764	2,323,799
要精密検査者	—	—	—	—	85,412	90,230
がん・がんの疑いのある人員	—	—	—	—	3,748	3,864
喀痰細胞診受診人員	—	—	—	—	137,395	138,073
要精密検査者	—	—	—	—	1,748	1,954
がん・がんの疑いのある人員	—	—	—	—	223	233
受診人員	1,740,998	1,877,432	1,969,213	2,084,287	—	—
要精密検査者	69,788	68,531	74,531	81,684	—	—
がん・がんの疑いのある人員	2,707	3,057	3,281	3,404	—	—
大腸がん						
受診人員	965,794	1,104,691	1,236,223	1,379,883	1,516,978	1,667,166
要精密検査者	88,774	101,310	108,833	120,820	134,209	148,028
がん・がんの疑いのある人員	3,402	3,770	4,091	4,538	4,882	5,209
子宮がん						
頸部受診人員	212,932	236,140	252,187	272,792	297,402	332,808
要精密検査者	1,775	1,820	1,875	2,128	2,086	2,208
がん・がんの疑いのある人員	376	418	418	446	443	482
体部受診人員	6,300	7,420	8,199	9,023	10,381	12,966
要精密検査者	196	206	232	248	277	351
がん・がんの疑いのある人員	39	36	48	56	55	51
乳がん						
視触診方式のみ受診人員	—	—	—	—	314,254	336,791
要精密検査者	—	—	—	—	8,014	9,105
がん・がんの疑いのある人員	—	—	—	—	487	493
マンモグラフィ併用方式受診人員	—	—	—	—	25,720	43,820
要精密検査者	—	—	—	—	1,564	2,726
がん・がんの疑いのある人員	—	—	—	—	93	160
受診人員	223,470	257,756	283,378	310,570	—	—
要精密検査者	5,568	6,545	7,485	8,481	—	—
がん・がんの疑いのある人員	323	389	436	455	—	—

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「地域保健・老人保健事業報告」

第6節 医療供給と医療費

1 総 括

第218表 国民医療費推計額

	推計額(億円)						構成割合(%)					
	平成8年度 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	平成8年度 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
国民医療費	285,210	290,651	298,251	309,337	303,583	313,234	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
公費負担医療給付分	13,405	14,008	14,686	15,567	16,051	16,899	4.7	4.8	4.9	5.0	5.3	5.4
生活保護法	8,909	9,254	9,793	10,474	10,650	11,314	3.1	3.2	3.3	3.4	3.5	3.6
結核予防法	125	130	134	133	120	112	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
精神保健福祉法	543	627	711	785	853	963	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3	0.3
その他の	3,828	3,997	4,048	4,176	4,427	4,510	1.3	1.4	1.4	1.3	1.5	1.4
医療保険等給付分	145,156	140,159	137,823	138,456	140,214	141,871	50.9	48.2	46.2	44.8	46.2	45.3
医療保険	141,741	136,826	134,575	135,298	137,073	138,755	49.7	47.1	45.1	43.7	45.2	44.3
被用者保険	86,864	81,976	78,474	77,457	77,603	77,833	30.5	28.2	26.3	25.0	24.8	24.8
被保険者	51,685	47,473	43,785	43,155	43,180	43,259	18.1	16.3	14.7	14.0	14.2	13.8
被扶養者	35,178	34,503	34,689	34,303	34,423	34,573	12.3	11.9	11.6	11.1	11.3	11.0
政府管掌健康保険	43,741	41,086	39,032	38,426	38,431	38,562	15.3	14.1	13.1	12.4	12.7	12.3
組合管掌健康保険	31,163	30,463	29,387	29,073	29,123	29,267	10.9	10.5	9.9	9.4	9.6	9.3
船員保険	370	342	314	299	281	264	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
国家公務員共済組合	3,575	2,262	2,192	2,190	2,245	2,255	1.3	0.8	0.7	0.7	0.7	0.7
地方公務員共済組合	7,046	6,875	6,632	6,572	6,609	6,558	2.5	2.4	2.2	2.1	2.2	2.1
私立学校教職員共済	963	948	918	898	914	927	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
国民健康保険	54,877	54,849	56,101	57,841	59,470	60,922	19.2	18.9	18.8	18.7	19.6	19.4
退職者医療制度(再掲)	12,706	12,924	13,522	14,584	15,254	15,891	4.5	4.4	4.5	4.7	5.0	5.1
その他の	3,415	3,334	3,248	3,158	3,141	3,116	1.2	1.1	1.1	1.0	1.0	1.0
労働者災害補償保険	2,707	2,660	2,592	2,507	2,505	2,479	0.9	0.9	0.9	0.8	0.8	0.8
その他の	708	674	657	651	636	636	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
老人保健給付分	92,898	96,762	101,737	110,275	102,399	107,623	32.6	33.3	34.1	35.6	33.7	34.4
患者負担分	33,751	39,721	44,004	45,039	44,919	46,841	11.8	13.7	14.8	14.6	14.8	15.0
全額自費	3,727	3,792	3,796	3,904	4,005	4,005	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3
公費・保険又は老人保健の一部負担	30,024	35,929	40,208	41,135	40,915	42,837	10.5	12.4	13.5	13.3	13.5	13.7
臨時特例措置分(再掲)	995	1,055	0.3	0.3	...

- (注) 1 「精神保健福祉法」は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律。
 2 公費負担医療給付分の「その他の」は、母子保健法、児童福祉法、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律、身体障害者福祉法、戦傷病者特別援護法等による医療費及び地方公共団体単独実施に係る医療費である。
 3 旧適用法人共済組合は、平成9年度から組合管掌健康保険に含まれる。
 4 医療保険等給付分その他の「その他の」は、國家公務員災害補償法、地方公務員災害補償法、日本体育・学校健康センター法、防衛庁職員給与法、公害健康被害の補償等に関する法律及び医薬品副作用被害救済制度による救済給付による医療費である。
 5 患者負担分の「臨時特例措置分」は、平成11年7月から平成12年12月の老人薬剤一部負担に関する臨時特例措置による国庫負担分である。
 6 平成12年4月から介護保険制度が施行されたことに伴い、従来国民医療費の対象となっていた費用のうち、介護保険の費用に移行したものがあるが、これらは平成12年以降、国民医療費に含んでいない。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「国民医療費」

第219表 治療費支払方法別患者数(病院・診療所別)

(単位 千人)

区分	総 数					病 院			
	昭和 62.10.	平成 2.10.	5.10.	8.10.	11.10.	昭和 62.10.	平成 2.10.	5.10.	8.10.
総 数	8,069.5	8,366.3	8,402.5	8,810.3	8,318.5	3,090.9	3,384.1	3,430.3	3,656.8
全額自費	154.8	180.2	178.7	193.7	196.2	67.4	74.8	84.1	86.4
健保・共済の本人	1,641.0	1,695.3	1,826.2	1,787.7	1,481.7	527.4	578.8	615.3	607.2
健保・共済の家族	1,695.2	1,711.2	1,664.0	1,594.6	1,456.0	504.8	544.8	545.6	527.9
国保	1,854.8	1,817.3	1,693.7	1,701.4	1,599.9	696.7	734.1	709.9	720.4
老人保健法	1,806.0	2,037.7	2,195.5	2,642.3	2,666.9	812.6	975.6	1,028.4	1,255.3
労災・公災	76.6	71.7	57.5	49.5	48.0	49.8	46.9	38.8	35.2
自賠法	64.0	56.5	39.2	36.5	44.1	36.7	36.0	24.2	21.6
その他	754.9	756.1	709.0	760.5	787.2	387.8	377.6	366.1	388.5
不詳	22.2	40.2	38.5	44.2	38.6	7.8	15.5	17.9	14.3
結核予防法(再掲)	23.3	13.5	10.9	12.1	10.8	21.8	13.1	10.2	10.6
精神保健法(再掲)	36.7	42.4	27.2	48.1	45.1	33.0	28.3	23.1	31.5
生活保護法(再掲)	282.4	247.1	226.6	232.9	255.0	190.5	171.0	154.3	161.4

(注) 1 全国推計数である。

2 船員保険は、「その他」に含む。

3 昭和59年以降の調査については、日雇健保・退職者医療の本人・家族を「その他」に含む。

4 昭和59年以降の調査については、10月中旬の3日間のうち医療施設ごとに定めた1日である。

5 昭和59年以降「患者調査」は、3年ごとの調査である。

資料: 厚生労働省大臣官房統計情報部「患者調査」

	一般診療所					歯科診療所					
	昭和 11.10.	平成 62.10.	2.10.	5.10.	8.10.	昭和 11.10.	平成 62.10.	2.10.	5.10.	8.10.	11.10.
3,534.0	3,768.4	3,737.8	3,713.2	3,851.9	3,634.9	1,210.3	1,244.4	1,258.9	1,301.6	1,149.7	
83.0	73.1	85.3	77.5	95.1	92.4	14.4	20.2	17.1	12.2	20.8	
514.8	756.8	745.0	798.0	775.6	634.7	356.7	371.5	412.8	404.6	332.2	
475.8	853.2	815.8	781.0	744.2	707.6	337.3	350.5	337.5	322.6	272.5	
683.1	817.6	745.1	682.4	667.1	646.4	340.5	338.1	301.5	313.9	270.4	
1,295.1	898.5	959.7	1,046.7	1,218.7	1,192.8	94.9	102.5	120.3	168.3	178.9	
33.7	26.7	24.8	18.6	14.3	14.3	0.0	0.0	0.1	—	0.0	
22.5	27.3	20.5	14.7	14.9	21.5	0.0	—	0.3	—	0.0	
409.5	305.8	320.5	276.9	301.6	308.2	61.4	58.0	66.1	70.3	69.5	
16.7	9.4	21.1	17.3	20.3	16.8	5.0	3.6	3.2	9.6	5.2	
10.5	1.5	0.5	0.7	1.4	0.3	0.0	—	0.0	—	—	
32.3	3.3	14.1	4.1	16.6	12.8	0.4	—	0.0	—	—	
178.0	80.1	67.1	62.8	64.2	64.9	11.8	9.0	9.4	7.3	12.0	

第220表 患者数及び受療率(入院・外来、病院・診療所別)

(単位 千人)

区分	総 数					病 院			
	昭和 62.10.	平成 2.10.	5.10.	8.10.	11.10.	昭和 62.10.	平成 2.10.	5.10.	8.10.
《全国推計患者数》									
総 数	8,069.5	8,366.3	8,402.4	8,810.3	8,318.6	3,090.9	3,384.1	3,430.3	3,656.8
入院	1,436.0	1,500.9	1,429.5	1,480.5	1,482.6	1,324.6	1,407.0	1,347.3	1,396.2
外来	6,633.5	6,865.4	6,973.0	7,329.8	6,835.9	1,766.2	1,977.1	2,083.0	2,260.6
《受療率(人口10万対)》									
総 数	6,600	6,768	6,735	7,000	6,566	2,528	2,738	2,750	2,905
入院	1,174	1,214	1,146	1,176	1,170	1,083	1,138	1,080	1,109
外来	5,426	5,554	5,589	5,824	5,396	1,445	1,599	1,670	1,796

(注) 1 昭和59年以降の調査については、10月中旬の3日間のうち医療施設ごとに定めた1日である。

2 平成8年からは、歯科診療所には往診の推計患者数は含まれていない。

3 平成11年の歯科診療所については、外来のみの調査である。

4 昭和59年以降「患者調査」は、3年ごとの調査である。

資料: 厚生労働省大臣官房統計情報部「患者調査」

	一般診療所					歯科診療所					
	昭和 11.10.	平成 62.10.	2.10.	5.10.	8.10.	昭和 11.10.	平成 62.10.	2.10.	5.10.	8.10.	11.10.
3,534.0	3,768.4	3,737.8	3,713.2	3,851.9	3,634.9	1,210.4	1,244.4	1,258.9	1,301.6	1,149.7	
1,401.3	111.3	93.9	82.1	84.2	81.3	—	—	—	—	—	
2,132.7	3,657.0	3,644.0	3,631.1	3,767.7	3,553.6	1,210.3	1,244.4	1,258.9	1,301.6	1,149.7	
2,789	3,082	3,024	2,976	3,060	2,869	990	1,007	1,009	1,034	907	
1,106	91	76	66	67	64	—	—	—	—	—	
1,683	2,991	2,948	2,910	2,993	2,805	990	1,007	1,009	1,034	907	

2 医療機関

第221表 病院・診療所数(開設者別)

各年10月1日現在

区分	病院				一般診療所			歯科診療所	
	総数	精神病院	伝染病院	結核療養所	一般病院	総数	有床	無床	
平成8年(1996)	9,490	1,057	5	7	8,421	87,909	20,452	67,457	59,357
9(1997)	9,413	1,055	5	6	8,347	89,292	19,796	69,496	60,579
10(1998)	9,333	1,057	5	5	8,266	90,556	19,397	71,159	61,651
11(1999)	9,286	1,060	·	4	8,222	91,500	18,487	73,013	62,484
12(2000)	9,266	1,058	·	3	8,205	92,824	17,853	74,971	63,361
13(2001)	9,239	1,065	·	3	8,171	94,019	17,218	76,801	64,297
平成13年									
国	349	4	·	—	345	575	234	341	1
厚生労働省	209	4	·	—	205	9	1	8	—
文部科学省	59	—	·	—	59	100	—	100	—
労働福祉事業団	39	—	·	—	39	10	—	10	—
その他の	42	—	·	—	42	456	233	223	1
公的医療機関	1,375	52	·	—	1,323	4,217	381	3,836	331
都道府県	313	41	·	—	272	344	16	328	11
市町村	763	7	·	—	756	3,560	356	3,204	319
日赤	95	—	·	—	95	206	2	204	—
済生会	77	1	·	—	76	42	2	40	1
北海道社会事業協会	6	—	·	—	6	2	—	2	—
厚生連	118	3	·	—	115	63	5	58	—
国民健康保険団体連合会	3	—	·	—	3	—	—	—	—
社会保険関係団体	130	—	·	—	130	828	6	822	15
全国社会保険協会連合会	53	—	·	—	53	24	—	24	—
厚生年金事業振興団	7	—	·	—	7	3	—	3	—
船員保険会	3	—	·	—	3	14	1	13	—
健康保険組合及びその連合会	18	—	·	—	18	449	5	444	8
共済組合及びその連合会	48	—	·	—	48	326	—	326	7
国民健康保険組合	1	—	·	—	1	12	—	12	—
公益法人	395	63	·	1	331	1,012	59	953	171
医療法人	5,445	828	·	—	4,617	25,418	7,081	18,337	7,599
学校法人	99	2	·	—	97	110	2	108	14
会社	66	—	·	—	66	2,709	17	2,692	36
その他の法人	295	14	·	—	281	5,828	113	5,715	113
個人	1,085	102	·	2	981	53,322	9,325	43,997	56,017
医育機関(再掲)	169	2	·	—	167	·	·	·	·

資料: 厚生労働省大臣官房統計情報部「医療施設(動態)調査・病院報告」

第222表 病床数(開設者・種類別)

各年10月1日現在

区分	病院						一般診療所病床数
	病院病床数合計	精神病床	感染症病床	結核病床	療養病床	経過的旧その他病床	
平成8年(1996)	1,664,629	360,896	9,716	31,179	·	1,262,838	· 246,779
9(1997)	1,660,784	359,778	9,408	29,488	·	1,262,110	· 239,771
10(1998)	1,656,415	359,159	9,210	27,197	·	1,260,849	· 235,530
11(1999)	1,648,217	358,449	3,321	24,773	·	1,261,674	· 224,134
12(2000)	1,647,253	358,153	2,396	22,631	·	1,264,073	· 216,755
13(2001)	1,646,797	357,385	2,033	20,847	33,139	55,310	1,178,083 209,544
平成13年							
国	141,288	9,066	241	11,014	—	11,056	109,911 2,319
厚生労働省	87,033	6,655	186	10,387	—	4,705	65,100 5
文部科学省	33,171	1,885	12	314	—	5,640	25,320 —
労働福祉事業団	15,323	20	—	176	—	660	14,467 —
その他の	5,761	506	43	137	—	51	5,024 2,314
公的医療機関	356,696	29,864	1,618	5,255	1,165	13,298	305,496 3,940
都道府県	88,288	17,091	322	2,280	—	4,397	64,198 120
市町村	166,880	7,657	978	2,060	1,016	6,480	148,689 3,698
日赤	39,893	1,570	163	555	—	1,027	36,578 36
済生会	21,803	487	30	156	87	670	20,373 21
北海道社会事業協会	1,649	60	4	—	—	—	1,585 —
厚生連	37,552	2,999	121	171	62	724	33,475 65
国民健康保険団体連合会	631	—	—	33	—	—	598 —
社会保険関係団体	38,197	349	42	625	139	2,353	34,689 38
全国社会保険協会連合会	15,027	42	36	420	—	1,393	13,136 —
厚生年金事業振興団	2,909	—	—	—	139	110	2,660 —
船員保険会	861	—	—	—	—	—	861 10
健康保険組合及びその連合会	3,424	—	—	—	—	456	2,968 28
共済組合及びその連合会	15,656	307	6	205	—	394	14,744 —
国民健康保険組合	320	—	—	—	—	—	320 —
公益法人	93,810	27,343	55	1,303	823	3,575	60,711 811
医療法人	802,903	259,462	6	1,712	25,717	19,355	496,651 97,892
学校法人	52,997	2,496	61	134	40	1,778	48,488 38
会社	14,182	302	4	2	45	755	13,074 162
その他の法人	51,817	6,386	6	314	779	1,109	43,223 1,234
個人	94,907	22,117	—	488	4,431	2,031	65,840 103,110
医育機関(再掲)	94,372	4,875	87	680	40	8,356	80,334 ·

資料: 厚生労働省大臣官房統計情報部「医療施設(動態)調査・病院報告」

第223表 医療法人の推移

各年末現在

	平成8年(1996)	9年度(1997)	10(1998)	11(1999)	12(2000)	13(2001)	14(2002)
厚生労働大臣所管	257	333	361	406	455	491	525
都道府県知事所管	26,469	28,859	30,595	32,302	33,817	35,304	36,781
全医療法人数	26,726	29,192	30,956	32,708	34,272	35,795	37,306

(注) 平成9年以前は、年末現在である。

資料: 厚生労働省医政局調べ</

第224表 薬局数・無薬局町村数及び医薬品販売業数

区分	平成8年 (1996)	9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
薬局数	40,310	42,412	44,085	45,171	46,763	48,252	49,332
開設者が自ら管理している薬局	13,155	12,777	12,576	11,822	11,289	10,914	10,519
開設者が自ら管理していない薬局	27,155	29,635	31,509	33,349	35,474	37,338	38,813
無薬局町村	796	754	724	686	673	639	621
医薬品販売業	57,757	55,296	54,546	52,163	51,222	49,662	48,900
一般販売業	13,875	14,117	13,914	13,694	13,667	12,794	12,397
薬種商販売業	17,324	16,764	16,359	15,888	15,622	15,293	14,986
特例販売業	12,809	11,510	11,444	10,403	10,309	9,947	9,905
配販売業	13,749	12,905	12,829	12,178	11,624	11,628	11,612

(注) 平成8年までは年報、平成9年より年度報となる。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「衛生行政報告例」

第225表 1病院当り収支状況(構成比率、病院種類、開設者別)

	一般病院					精神病院				
	法人・その他		個人		全 体	法人・その他		個人		全 体
	金額 (千円)	構成比率 (%)								
I 医業収入	239,214	100.0	62,901	100.0	217,562	100.0	106,675	100.0	47,859	100.0
1. 入院収入	157,696	65.9	34,981	55.6	142,625	65.6	93,874	88.0	40,413	84.4
2. 特別の療養環境収入	2,757	1.2	529	0.8	2,483	1.1	199	0.2	21	0.0
3. 外来収入	72,929	30.5	26,458	42.1	67,222	30.9	11,479	10.8	6,862	14.3
4. その他の医業収入	5,833	2.4	933	1.5	5,231	2.4	1,123	1.1	563	1.2
II 医業費用	245,465	102.6	58,406	92.9	222,493	102.3	102,876	96.4	45,374	94.8
1. 給与費	128,567	53.7	27,352	43.5	116,137	53.4	68,470	64.2	25,971	54.3
2. 医薬品費	42,258	17.7	8,389	13.3	38,099	17.5	7,600	7.1	4,705	9.8
3. 経費	22,312	9.3	12,365	19.7	21,090	9.7	12,531	11.7	6,889	14.4
4. 減価償却費	11,397	4.8	1,532	2.4	10,186	4.7	4,220	4.0	1,155	2.4
5. その他	40,930	17.0	8,769	13.9	36,981	17.0	10,054	9.5	6,652	13.9
III 医業収支差額(Ⅰ-Ⅱ)	△ 6,251	△2.6	4,495	7.1	△ 4,931	△2.3	3,799	3.6	2,485	5.2
IV その他の医業関連収入	16,208	6.8	710	1.1	14,305	6.6	7,250	6.8	1,078	2.3
V その他の医業関連費用	6,731	2.8	1,137	1.8	6,044	2.8	2,628	2.5	840	1.8
VI 総収支差額(Ⅲ+Ⅳ-V)	3,226	1.3	4,067	6.5	3,330	1.5	8,420	7.9	2,723	5.7
病院数	450		63		513		107		14	
										121

(注) 1 「II医業費用」の「5.その他」は、診療材料費、給食用材料費、委託費などの費用の合計額である。

2 個人病院の総収支差額からは、開設者の報酬となる部分以外に、建物、設備についての現存物の価値以上の改善を行うための内部資金に充てられることが考えられる。

3 介護保険事業に係る収入のない一般病院・精神病院の集計である。

資料：中央社会保険医療協議会「平成13年6月医療経済実態調査報告」

第226表 一般診療所1施設当り収支状況(構成比率、有床・無床、開設者別)

	有床診療所						無床診療所					
	個人		その他		全体		個人		その他		全体	
	金額 (千円)	構成比率 (%)										
I 医業収入	10,452	100.0	18,245	100.0	13,624	100.0	6,642	100.0	12,148	100.0	8,456	100.0
1. 保険診療収入	8,716	83.4	15,962	87.5	11,665	85.6	6,287	94.7	11,235	92.5	7,917	93.6
2. 公害等・その他診療収入	1,523	14.6	2,000	11.0	1,717	12.6	191	2.9	577	4.7	318	3.8
3. その他の医業収入	213	2.0	284	1.6	242	1.8	164	2.5	336	2.8	221	2.6
II 医業費用	7,609	72.8	15,487	84.9	10,815	79.4	4,215	63.5	10,151	83.6	6,170	73.0
1. 給与費	3,016	28.9	7,708	42.2	4,925	36.1	1,489	22.4	5,204	42.8	2,713	32.1
2. 医薬品費	1,882	18.0	2,930	16.1	2,309	16.9	1,272	19.2	1,923	15.8	1,487	17.6
3. 材料費	328	3.1	569	3.1	426	3.1	87	1.3	267	2.2	146	1.7
4. 委託費	417	4.0	668	3.7	519	3.8	225	3.4	418	3.4	288	3.4
5. その他の医業費用	1,966	18.8	3,614	19.8	2,636	19.3	1,141	17.2	2,340	19.2	1,536	18.2
III 医業収支差額(Ⅰ-Ⅱ)	2,844	27.2	2,758	15.1	2,809	20.6	2,427	36.5	1,998	16.4	2,286	27.0
診療所数	153		105		258		566		278		844	

(注) 1 「II医業費用」の「5.その他の医業費用」は、賃借料、光熱水費、福利厚生費などの経費、減価償却費の費用の合計額である。

2 個人の一般診療所の収支差額からは、開設者の報酬となる部分以外に、建物、設備についての現存物の価値以上の改善を行うための内部資金に充てられることが考えられる。

3 介護保険事業に係る収入のない一般診療所の集計である。

資料：中央社会保険医療協議会「平成13年6月医療経済実態調査報告」

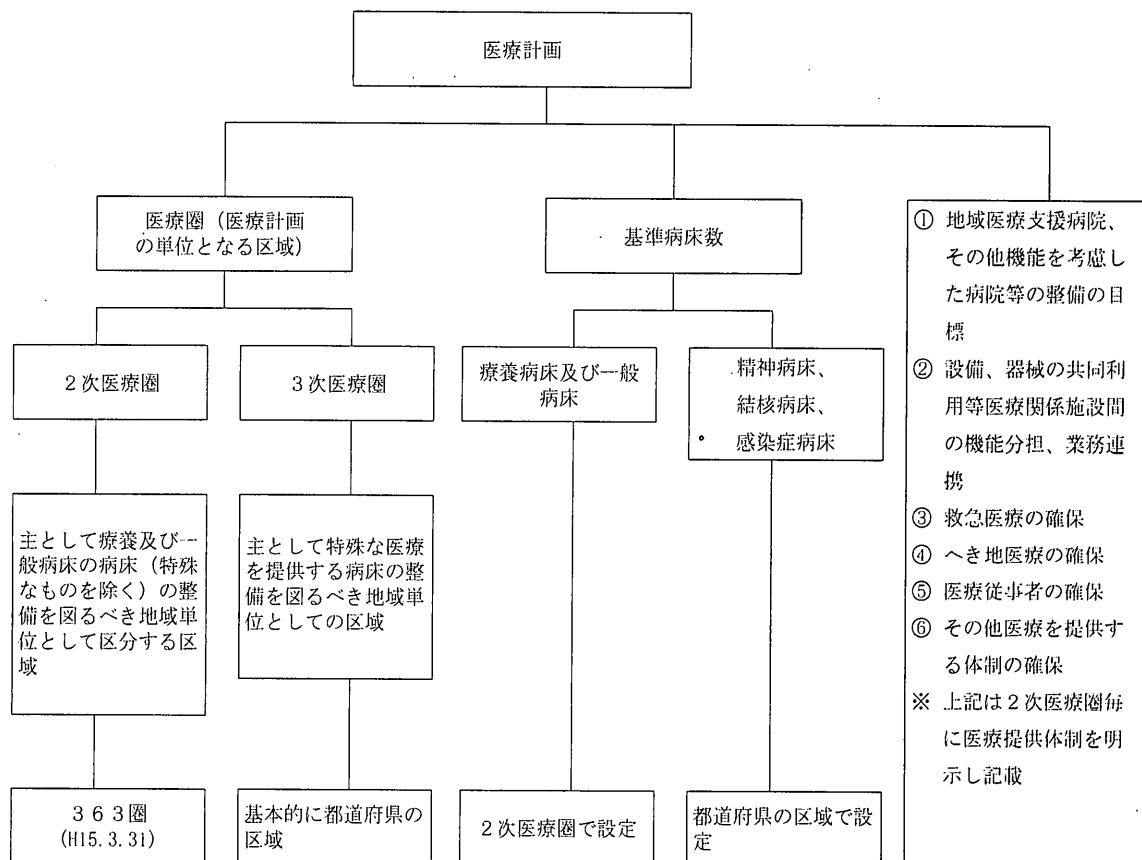
第227表 歯科診療所(個人立)1施設当り収支状況(構成比率)

	個人	
	金額 (千円)	構成比率 (%)
I 医業収入	3,830	100.0
1. 保険診療収入	3,331	87.0
2. 労災等診療収入	0	0.0
3. その他の診療収入	462	12.1
4.		

3 地域医療計画

第228表 地域医療計画の内容

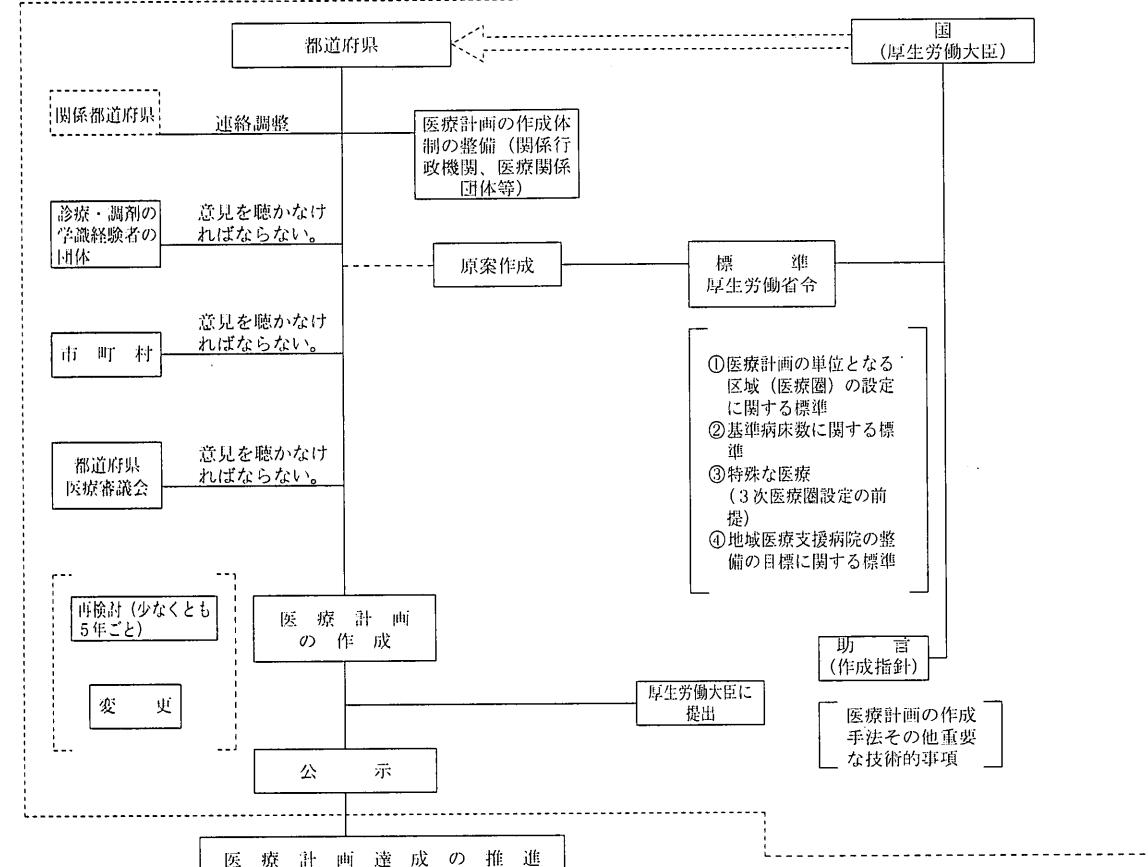
医療計画の内容



資料：厚生労働省医政局作成

第229表 地域医療計画の作成手続きと達成の推進

医療計画の作成手続



資料：厚生労働省医政局作成

第230表 都道府県別必要病床数及び既存病床数の状況

平成15年3月31日現在

	公示年月日 (平成)	一般病床			精神病床		結核病床	
		二次医療圈数	基準病床数	既存病床数	基準病床数	既存病床数	基準病床数	既存病床数
総 数		363	1,197,046	1,290,978	338,796	356,166	15,148	16,524
北 海 道	10. 3. 27	21	78,146	84,685	21,110	21,007	766	818
青 森	15. 3. 14	6	13,259	15,390	4,906	4,677	114	277
岩 手	12. 2. 18	9	14,194	16,152	4,557	4,890	201	280
宮 城	14. 11. 15	5	18,727	19,953	7,497	6,056	177	254
秋 田	14. 3. 29	8	11,862	13,349	4,139	4,493	103	199
山 形	15. 2. 7	4	11,764	11,691	4,147	3,415	108	50
福 島	10. 3. 27	7	19,584	22,811	6,911	8,102	269	320
茨 城	11. 4. 8	9	26,221	25,760	6,734	7,961	303	310
栃 木	10. 6. 25	5	17,549	17,353	4,414	5,400	295	190
群 埼	12. 3. 31	10	19,565	19,184	4,380	5,388	194	196
千 玉	14. 3. 29	9	43,788	48,998	15,392	12,836	367	395
葉 千	13. 12. 28	8	43,656	42,705	14,018	13,471	389	539
東 京	14. 12. 26	13	100,181	107,315	26,111	26,264	910	1,115
神 奈 川	14. 2. 19	11	57,988	61,159	17,442	14,777	538	624
新 石 川	13. 3. 30	13	22,102	24,057	5,555	7,292	184	224
富 山	14. 8. 12	4	13,880	15,558	3,379	3,627	173	107
石 川	14. 4. 1	4	14,114	16,335	3,457	3,899	163	254
福 井	10. 3. 31	4	10,265	10,096	2,473	2,459	121	130
山 梨	15. 1. 16	8	8,136	9,294	1,917	2,607	62	110
長 岐 阜	9. 12. 8	10	20,547	20,137	4,998	5,499	254	233
静 知	11. 3. 31	5	16,834	16,503	4,172	4,360	320	293
岡 三	12. 3. 7	10	34,167	32,456	7,507	7,467	544	447
愛 知	13. 3. 30	11	49,661	56,664	12,358	13,758	498	668
三 重	10. 12. 25	4	16,864	16,569	3,745	5,036	266	196
滋 賀	14. 4. 5	7	12,717	11,830	2,646	2,465	201	132
京 都	11. 4. 30	6	28,364	29,808	6,653	6,574	517	383
大 阪	14. 12. 27	8	77,354	90,688	18,901	19,575	1,412	2,006
兵 府	13. 4. 1	10	51,247	53,441	11,432	11,757	818	505
奈 良	10. 3. 31	3	13,922	13,649	3,346	3,009	297	200
和 歌 山	10. 10. 13	7	11,508	12,082	2,194	2,595	258	284
鳥 取	10. 9. 4	3	7,220	7,555	2,219	2,122	100	76
島 根	11. 8. 31	7	10,270	9,671	2,727	2,659	145	158
岡 山	13. 3. 30	5	22,196	24,032	6,395	6,076	212	371
広 岛	14. 3. 28	7	33,281	32,962	9,148	9,561	238	205
山 口	13. 8. 21	9	19,484	22,093	5,147	6,299	166	229
徳 島	14. 10. 11	6	10,605	12,725	3,006	4,303	122	219
香 川	11. 3. 30	5	13,000	13,647	4,094	4,094	237	210
愛 姫	14. 4. 1	6	16,861	19,477	5,238	5,158	220	257
高 知	14. 9. 10	4	11,734	15,465	2,898	4,066	128	315
福 岡	14. 3. 29	13	56,542	68,303	19,938	21,905	708	1,074
佐 賀	12. 4. 3	5	10,967	11,559	4,411	4,477	220	153
長 崎	13. 12. 28	9	18,131	20,457	6,147	8,314	245	326
熊 本	10. 5. 19	11	24,052	27,107	8,275	9,037	447	358
大 分	11. 3. 31	10	15,499	15,865	5,484	5,460	323	170
宮 崎	10. 11. 6	7	13,911	14,328	5,149	6,225	259	219
鹿児 島	14. 10. 1	12	22,824	26,898	7,174	10,064	324	264
沖縄	11. 10. 8	5	12,303	13,162	4,855	5,630	232	181

(注) 公示年月日は、見直し公示年月日を示す。

資料：厚生労働省医政局調べ

第7節 公衆衛生

1 結核等

第231表 結核医療費推計額

(単位 億円)

区分	平成8年度 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
合計	972	1,098	1,091	1,049	1,039	901

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「国民医療費」

第232表 結核医療費公費負担額

(単位 百万円)

区分	合計	法第34条1項による一般患者に対する適正医療費		法第35条1項による措置患者に対する医療費	
		平成8年度(1996)	9(1997)	10(1998)	11(1999)
平成8年度(1996)	12,524			893	11,631
9(1997)		12,908		1,049	11,859
10(1998)			12,715	1,244	11,471
11(1999)				13,387	1,400
12(2000)				12,144	1,301
13(2001)				11,274	990
14(2002)				10,383	893

資料：厚生労働省健康局調べ

第233表 結核登録者

(i) 結核登録者数

区分	総数	活動性全結核		活動性肺結核(再掲)		活動性肺外結核(再掲)	不活動性結核	不明
		患者数	有病率 (人口10万対)	患者数	有病率 (人口10万対)			
平成8年(1996)	132,958	59,760	47.5	56,195	44.6	3,565	49,260	23,938
9(1997)	121,762	55,409	43.9	52,105	41.3	3,304	45,749	20,604
10(1998)	107,058	49,						

(ii) 新登録結核患者数

区分	全結核		活動性肺結核 (再掲)		菌陽性肺結核 (再掲)		塗抹陽性肺結核 (再掲)	
	実数	罹患率 (人口10万対)	実数	罹患率 (人口10万対)	実数	罹患率 (人口10万対)	実数	罹患率 (人口10万対)
平成8年(1996)	42,472	33.7	39,489	31.4	18,111	14.4	15,035	11.9
9(1997)	42,715	33.9	39,949	31.7	19,213	15.2	15,967	12.7
10(1998)	41,033	32.4	33,981	26.9	18,575	14.7	13,405	10.6
	<44,016>	<34.8>	<40,749>	<32.2>	<20,587>	<16.3>	<16,294>	<12.9>
11(1999)	43,818	34.6	36,190	28.6	20,617	16.3	14,482	11.4
	<48,430>	<38.2>	<44,990>	<35.5>	<22,173>	<17.5>	<17,242>	<13.6>
12(2000)	39,384	31.0	32,338	25.5	19,347	15.2	13,220	10.4
	<44,379>	<35.0>	<40,939>	<32.3>	<20,990>	<16.5>	<15,909>	<12.5>
13(2001)	35,489	27.9	28,868	22.7	18,284	14.3	12,656	9.9
14(2002)	32,828	25.8	26,472	20.8	17,534	13.8	11,933	9.4

(注) 1 平成10年の分類改正により、平成9年までは旧活動性分類、平成10年以降は新活動性分類。

平成10~12年は、<>に旧活動性分類による数値を表示。

2 塗抹陽性肺結核の新分類は、喀痰塗抹陽性肺結核である。

資料：厚生労働省健康局調べ

第234表 結核病床数・患者数・病床利用率

区分	平成8年 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
結核病床数	31,813	29,895	27,374	25,174	22,835	21,067
1日平均在院患者数	13,607	12,713	11,896	11,332	10,036	9,123
病床利用率(%)	42.8	42.5	43.5	45.0	43.8	43.7

(注) 「病床数」は、6月末現在の値である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「医療施設(動態)調査・病院報告」

7

第235表 ハンセン病療養所入所者数

区分	前年度 継越患者数	本年度 入所患者数	退所患者数	本年度末 患者数
平成8年度 (1996) 9 (1997) 10 (1998) 11 (1999) 12 (2000) 13 (2001) 14 (2002)	5,535 5,333 5,150 5,110 4,841 4,614 4,413 4,227 4,013 3,788 3,763 2,563	73 71 64 65 61 61 68 46 46 485 484 254	275 254 373 371 292 262 261 254 251 3,788 3,763 25	5,333 5,293 5,110 4,841 4,614 4,413 4,227 4,013 3,788 3,763 25
計 國立療養所 公益法人立病院	5,494 41 40 40 38 30 29 26 0 1 40	73 0 0 0 0 0 0 0 0 1 40	274 0 0 0 0 0 0 0 0 0 40	5,293 5,110 4,841 4,614 4,413 4,227 4,013 3,788 3,763 25

資料：厚生労働省健康局調べ

7

第236表 ハンセン病療養所入所者家族生活援護委託費・療養所運営費国庫負担額

(単位 百万円)

区分	ハンセン病療養所入所者 家族生活援護委託費	ハンセン病療養所運営費	
		国立療養所	公益法人立病院
平成8年度 (1996) 9 (1997) 10 (1998) 11 (1999) 12 (2000) 13 (2001) 14 (2002)	205 180 186 179 165 153 139	40,151 40,758 41,227 41,577 41,470 41,373 41,639	336 323 294 283 283 274 263

資料：厚生労働省健康局調べ

第237表 エイズ対策の概要

原因の明確	
<input type="checkbox"/> エイズ発生動向調査の強化 <input type="checkbox"/> 個別施策層に対する施策の実施 <input type="checkbox"/> 国際的な発生動向の把握	
発生の予防及びまん延の防止	
<input type="checkbox"/> 基本的な取組 <input type="checkbox"/> 個別施策層に対する施策の実施 <input type="checkbox"/> 性感染症対策との連携 <input type="checkbox"/> 検査体制の維持及び強化 <input type="checkbox"/> 検査時の相談（カウンセリング）体制の充実 <input type="checkbox"/> 保健医療相談体制の充実	
医療の提供	
<input type="checkbox"/> 医療提供体制の確保 - 医療機関の確保 - 総合的な診療体制の確保 - 十分な説明と同意に基づく医療の推進 - 主要な合併症及び併発症への対応の強化 - 情報ネットワークの整備 - 在宅療養支援体制の整備 - 外国人に対する医療への対応 - 人材の活用 - 治療薬剤の円滑な供給確保 <input type="checkbox"/> 個別施策層に対する施策の実施 <input type="checkbox"/> 日常生活を支援するための保健医療サービスと福祉サービスの連携強化	
研究開発の推進	
<input type="checkbox"/> 研究の充実 <input type="checkbox"/> 特効薬等の研究開発 <input type="checkbox"/> 研究評価の充実	
国際的な連携	
<input type="checkbox"/> 諸外国との情報交換の推進 <input type="checkbox"/> 国際的な感染拡大抑制への貢献 <input type="checkbox"/> 国内施策のためのアジア諸国等への協力	
人権の尊重	
<input type="checkbox"/> 人権の擁護及び個人情報の保護 <input type="checkbox"/> 偏見や差別の撤廃への努力 <input type="checkbox"/> 十分な説明と同意に基づいた個人を尊重した保健医療サービスの提供	
普及啓発及び教育	
<input type="checkbox"/> 感染予防のための普及啓発の強化 <input type="checkbox"/> 患者等及び個別施策層に対する普及啓発の強化 <input type="checkbox"/> 医療従事者等に対する教育 <input type="checkbox"/> 関係機関との連携の強化	
関係機関との新たな連携	
<input type="checkbox"/> 省庁、NGO等を含めた関係機関の連携の強化 <input type="checkbox"/> 保健所の役割の強化 <input type="checkbox"/> 本指針の進捗状況の評価と展開	

資料：厚生労働省健康局作成

7

7

第238表 HIV感染者及びエイズ患者の現状

平成15年9月28日現在

診断区分	感染経路	日本国籍			外国国籍			合計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
HIV感染者	異性間の性的接觸	1,084	361	1,445	226	640	866	1,310	1,001	2,311
	同性間の性的接觸	1,856	1	1,857	161	0	161	2,017	1	2,018
	静注薬物濫用	11	1	12	16	1	17	27	2	29
	母子感染	13	7	20	3	7	10	16	14	30
	その他	52	27	79	15	11	26	67	38	105
	不明	349	48	397	224	459	683	573	507	1,080
合 計		3,365	445	3,810	645	1,118	1,763	4,010	1,563	5,573
エイズ患者	異性間の性的接觸	850	101	951	170	120	290	1,020	221	1,241
	同性間の性的接觸	617	1	618	58	1	59	675	2	677
	静注薬物濫用	5	1	6	11	0	11	16	1	17
	母子感染	9	3	12	1	3	4	10	6	16
	その他	38	12	50	14	8	22	52	20	72
	不明	399	41	440	216	97	313	615	138	753
合 計		1,918	159	2,077	470	229	699	2,388	388	2,776
凝固因子製剤による感染者		1,414	18	1,432	—	—	—	1,414	18	1,432

(注) 1 「同性間の性的接觸」には、両性間性的接觸を含む。

2 「その他」には、輸血などに伴う感染例や推定される感染経路が複数ある例を含む。

3 「エイズ患者合計」には、平成11年3月31日までの病状変化によるエイズ患者報告数154件を含む。

4 「凝固因子製剤による感染者」は、『血液凝固異常症全国調査』による2002年5月31日現在の凝固因子製剤による感染者数（生存中のAIDS既発症者数168名及び死亡者数544名を含む）。

5 平成15年9月28日現在累積死者数は、1,306名（『血液凝固異常症全国調査』の累積死亡報告数544名を含む）。

資料：厚生労働省健康局調べ

2 感染症(伝染病)

第239表 感染症患者数

区分	平成12年(2000)		13(2001)		14(2002)	
	年間報告件数	1定点当たり報告件数	年間報告件数	1定点当たり報告件数	年間報告件数	1定点当たり報告件数
1類感染症						
エボラ出血熱	0	—	0	—	0	—
クリミヤ・コンゴ出血熱	0	—	0	—	0	—
ペースト	0	—	0	—	0	—
マールブルグ病	0	—	0	—	0	—
ラッサ熱	0	—	0	—	0	—
2類感染症						
急性灰白髄炎	1	—	0	—	0	—
コレラ	58	—	50	—	51	—
細菌性赤痢	843	—	844	—	699	—
ジフテリア	1	—	0	—	0	—
腸チフス	86	—	65	—	63	—
パラチフス	20	—	22	—	35	—
3類感染症						
腸管出血性大腸菌感染症	3,642	—	4,435	—	3,183	—
4類感染症						
急性ウイルス性肝炎	991	—	929	—	948	—
後天性免疫不全症候群	794	—	947	—	916	—
ツツガムシ病	791	—	491	—	338	—
梅毒	759	—	585	—	575	—
破傷風	91	—	80	—	106	—
マラリア	154	—	109	—	83	—
《定点把握感染症》						
インフルエンザ	769,964	167.93	305,441	65.70	747,010	159.01
百日咳	3,804	1.28	1,760	0.58	1,458	0.48
感染性胃腸炎	886,174	297.57	874,241	289.58	889,927	293.12
水痘	275,036	92.36	271,409	89.90	263,308	86.73
手足口病	205,365	68.96	127,754	42.32	91,024	29.98
麻疹(成人麻疹を除く)	22,552	7.57	33,812	11.20	12,473	4.11
流行性耳下腺炎	132,877	44.62	254,711	84.37	180,827	59.56
流行性角膜炎	40,873	65.40	39,499	62.30	34,569	54.53
成人麻疹	426	0.93	931	1.98	440	0.93

(注) 1 旧感染症法に基づく値である。(改正は平成15年11月)

旧法による1~4類感染症は、以下のとおり。

1類感染症: 感染力、罹患した場合の重篤性等に基づく総合的な観点からみた危険性が極めて高い感染症

2類感染症: 感染力、罹患した場合の重篤性等に基づく総合的な観点からみた危険性が高い感染症

3類感染症: 感染力、罹患した場合の重篤性等に基づく総合的な観点からみた危険性は高くないが、特定の職業への就業によって感染症の集団発生を起こし得る感染症

4類感染症: 国が感染症発生動向調査を行い、その結果等に基づいて必要な情報を一般国民や医療関係者に提供・公開していくことによって、発生・拡大を防止すべき感染症

2 4類感染症の「定点把握感染症」とは、各地域の人口に応じて指定された定点(指定届出医療機関)より報告された感染症。

資料: 厚生労働省健康局調べ

第240表 予防接種被接種者数

平成13年度

区分		被接種者数(法による)
D	P	T 1,212,178
急性	灰白髄炎	1,207,259
麻疹	しん	1,235,575
風疹	しん	1,149,785
日本脳炎		1,039,482

(注) 2回以上に分けて接種されるものについては、第1回の被接種者による。

資料: 厚生労働省大臣官房統計情報部「地域保健・老人保健事業報告」

3 精神保健

第241表 精神病床数・患者数・病床利用率

区分	平成8年 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
精神病床数	361,073	360,432	359,563	358,609	358,597	357,388
1日平均在院患者数	340,419	337,634	336,369	334,222	333,712	332,934
病床利用率(%)	94.3	93.7	93.5	93.2	93.1	93.2

(注) 病床数は、6月末現在の数である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「医療施設(動態)調査・病院報告」

第242表 措置入院患者数及び医療費国庫負担額

区分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
措置入院患者数	4,338	3,547	3,201	2,964	2,817	2,600
措置入院医療費国庫負担額	6,118	6,147	5,902	5,531	4,082	3,927

(注) 1 「国庫負担額」は、当初予算額である。

2 「措置入院患者数」は、3月末現在。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「衛生行政報告例」、一部厚生労働省社会・援護局調べ

第243表 通院医療公費負担承認件数及び医療費国庫補助金額

区分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
承認件数	393,242	294,446	426,845	357,829	501,963	452,577
通院医療費国庫補助額	24,118	30,267	33,265	36,333	41,456	41,926

(注) 1 「国庫補助額」は、当初予算額である。

2 「承認件数」は、3月末現在。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「衛生行政報告例」、一部厚生労働省社会・援護局調べ

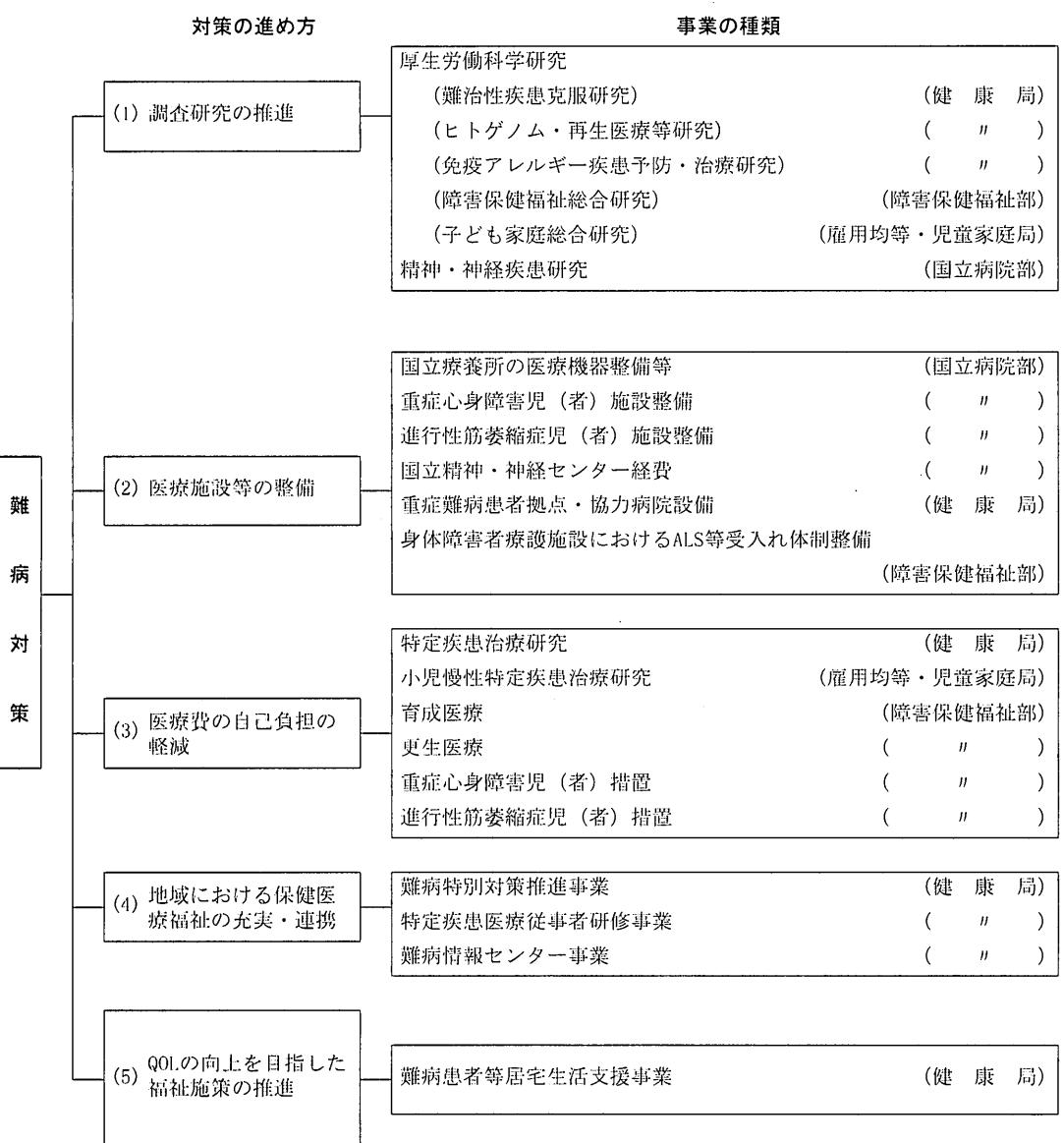
第244表 医療保護入院届出件数

区分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
入院届出数	94,105	101,767	116,857	147,551	140,450	145,387

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「衛生行政報告例」

4 難病

第245表 難病対策の概要



資料：厚生労働省健康局作成

第246表 特定疾患治療研究事業対象疾患及び特定疾患医療受給者証交付件数

疾 患 名		受給者証 交付件数	疾 患 名	受給者証 交付件数
1	ペーチェット病	16,834	24 モヤモヤ病(ウィリス動脈輪閉塞症)	9,669
2	多発性硬化症	10,101	25 ウエグナー肉芽腫症	989
3	重症筋無力症	13,785	26 特発性拡張型(うつ血型)心筋症	14,500
4	全身性エリテマトーデス	52,452	27 シャイ・ドレーガー症候群	779
5	スモン	2,062	28 表皮水疱症(接合部型及び栄養障害型)	339
6	再生不良性貧血	10,593	29 膜胞性乾癬	1,338
7	サルコイドーシス	21,334	30 広範脊柱管狭窄症	2,119
8	筋萎縮性側索硬化症	6,646	31 原発性胆汁性肝硬変	11,937
9	強皮症、皮膚筋炎及び多発性筋炎	31,568	32 重症急性膀胱炎	1,277
10	特発性血小板減少性紫斑病	31,429	33 特発性大腿骨頭壞死症	10,981
11	結節性動脈周囲炎	3,749	34 混合性結合組織病	6,602
12	潰瘍性大腸炎	77,073	35 原発性免疫不全症候群	1,158
13	大動脈炎症候群	5,378	36 特発性間質性肺炎	3,482
14	ビュルガー病	9,758	37 網膜色素変性症	21,830
15	天疱瘡	3,481	38 プリオニン病	280
16	脊髄小脳変性症	23,483	39 原発性肺高血圧症	637
17	クローン病	22,010	40 神経線維腫症	1,800
18	難治性の肝炎のうち劇症肝炎	366	41 亜急性硬化性全脳炎	101
19	悪性闘争リウマチ	5,304	42 バッド・キアリ(Budd-Chiari)症候群	186
20	ペーキンソン病	66,041	43 特発性慢性肺血栓塞栓症(肺高血圧型)	464
21	アミロイドーシス	948	44 ライソゾーム病(ファブリー(Fabry)病含む)	263
22	後縫綱帶骨化症	22,146	45 副腎白質ジストロフィー	107
23	ハンチントン病	645		
合 計				528,024

資料:厚生労働省健康局調べ

平成14年度末現在

5 環境衛生

第247表 全国水道普及状況

区分	平成8年度 (1996)		9 (1997)		10 (1998)		11 (1999)		12 (2000)		13 (2001)	
	箇所	給水人口	箇所	給水人口	箇所	給水人口	箇所	給水人口	箇所	給水人口	箇所	給水人口
合 計	15,784	120,730	15,493	121,289	15,281	121,777	15,051	122,184	14,802	122,560	14,580	122,977
上水道	1,960	113,246	1,962	113,897	1,964	114,477	1,962	115,001	1,958	115,533	1,956	116,069
簡易水道	9,709	6,809	9,540	6,738	9,370	6,647	9,195	6,552	8,979	6,434	8,790	6,334
専用水道	4,005	675	3,881	654	3,837	653	3,784	631	3,754	593	3,723	574
水道用水供給	110	—	110	—	110	—	110	—	111	—	111	—
普及率(%)	96.0	—	96.1	—	96.3	—	96.4	—	96.6	—	96.7	—

資料:厚生労働省健康局調べ

第248表 下水道終末処理施設処理人口及びごみ・し尿処理施設の処理能力状況

区分	平成8年度 (1996)		9 (1997)		10 (1998)		11 (1999)		12 (2000)		13 (2001)	
	下水道終末処理(万人)	ごみ処理(トン)	下水道終末処理(万人)	ごみ処理(トン)	下水道終末処理(万人)	ごみ処理(トン)	下水道終末処理(万人)	ごみ処理(トン)	下水道終末処理(万人)	ごみ処理(トン)	下水道終末処理(万人)	ごみ処理(トン)
下水道終末処理(万人)	6,852	7,088	7,311	7,548	7,803	8,032						
ごみ処理(トン)	191,239	192,243	192,618	195,125	201,557	—						
し尿処理(kl)	104,643	105,039	103,764	100,625	99,860	—						

(注) 1 現有処理能力(着工ベース含む)

2 平成13年度の「ごみ処理」「し尿処理」は、資料が未刊行のため更新していない。

資料:「下水道終末処理」は、国土交通省都市・地域整備局調べ。

「ごみ処理」「し尿処理」は、環境省廃棄物・リサイクル対策部「日本の廃棄物処理」

第249表 下水道終末処理施設及びごみ・し尿処理施設事業費

区分	平成8年度 (1996)		9 (1997)		10 (1998)		11 (1999)		12 (2000)		13 (2001)	
	下水道終末処理	ごみ処理	下水道終末処理	ごみ処理	下水道終末処理	ごみ処理	下水道終末処理	ごみ処理	下水道終末処理	ごみ処理	下水道終末処理	ごみ処理
総事業費	2,686,126	2,513,638	2,541,525	2,661,679	2,427,685	2,293,273						
国庫支出金	837,854	737,255	798,034	842,124	755,522	732,181						
地方債	1,631,685	1,474,942	1,459,024	1,464,425	1,435,495	1,180,979						
その他	216,587	301,441	284,467	355,130	236,668	380,113						
ごみ処理	2,002,354	1,998,145	2,026,456	2,048,327	2,049,820	—						
国庫支出金	78,110	79,643	81,232	107,211	114,969	—						
地方債	322,578	299,738	236,737	275,518	274,990	—						
その他	1,601,666	1,618,764	1,708,487	1,665,598	1,659,861	—						
し尿処理	335,708	338,759	325,554	313,662	302,582	—						
国庫支出金	8,586	10,288	7,643	7,974	7,518	—						
地方債	15,788	18,203	18,023	16,375	17,593	—						
その他	311,334	310,267	299,888	289,313	277,471	—						

(注) 1 「下水道終末処理」は、公共下水道の管渠及び終末処理場の公共事業費である。

2 「ごみ処理」「し尿処理」は、市町村分のみの数値である。

3 「ごみ処理」「し尿処理」の「その他」には、都道府県支出金、使用料・手数料及び一般財源等を含む。

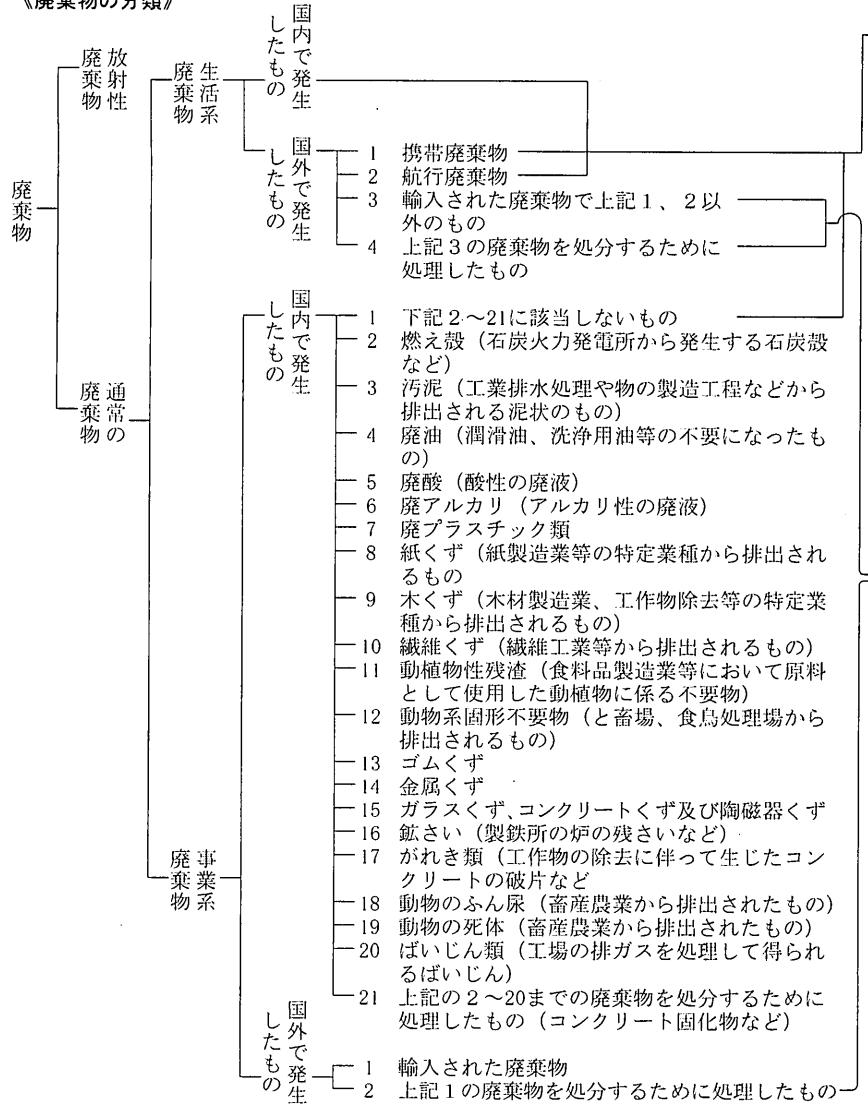
4 平成13年度の「ごみ処理」「し尿処理」は、資料が未刊行のため更新していない。

資料:「下水道終末処理」は、国土交通省都市・地域整備局調べ。

「ごみ処理」「し尿処理」は、環境省廃棄物・リサイクル対策部「日本の廃棄物処理」

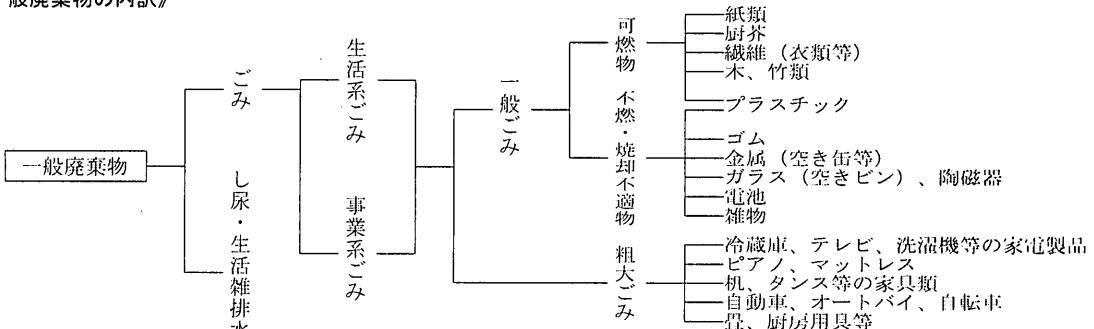
第250表 廃棄物の分類と処理体制

《廃棄物の分類》

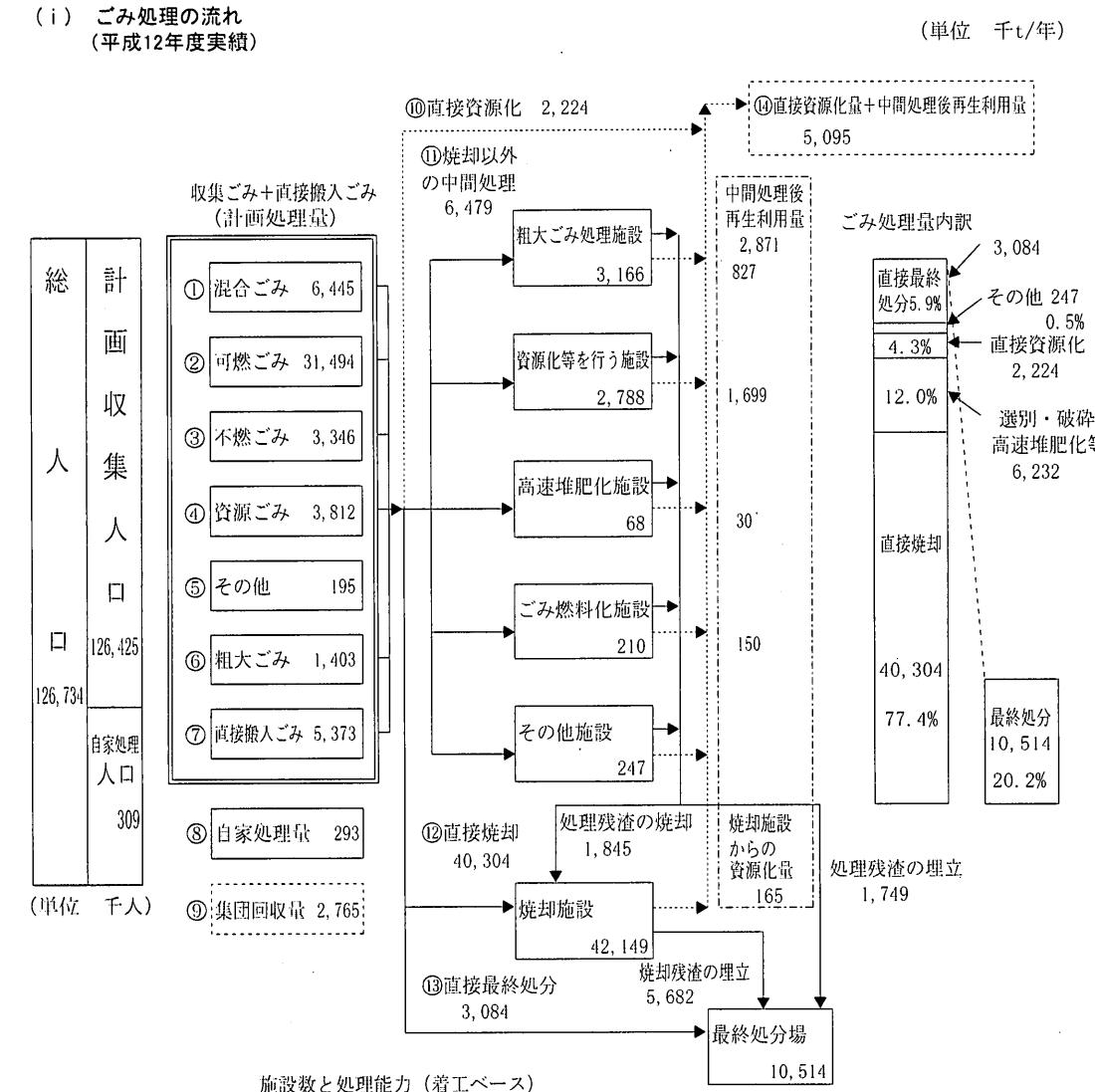


(注) 「その他の有害産業廃棄物等」には、当該廃棄物を処分するために処理したものも含まれる。

《一般廃棄物の内訳》

資料：「一般廃棄物」は、環境省廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課調べ
「産業廃棄物」は、同部産業廃棄物課調べ

第251表 ごみ処理等の流れ

(i) ごみ処理の流れ
(平成12年度実績)

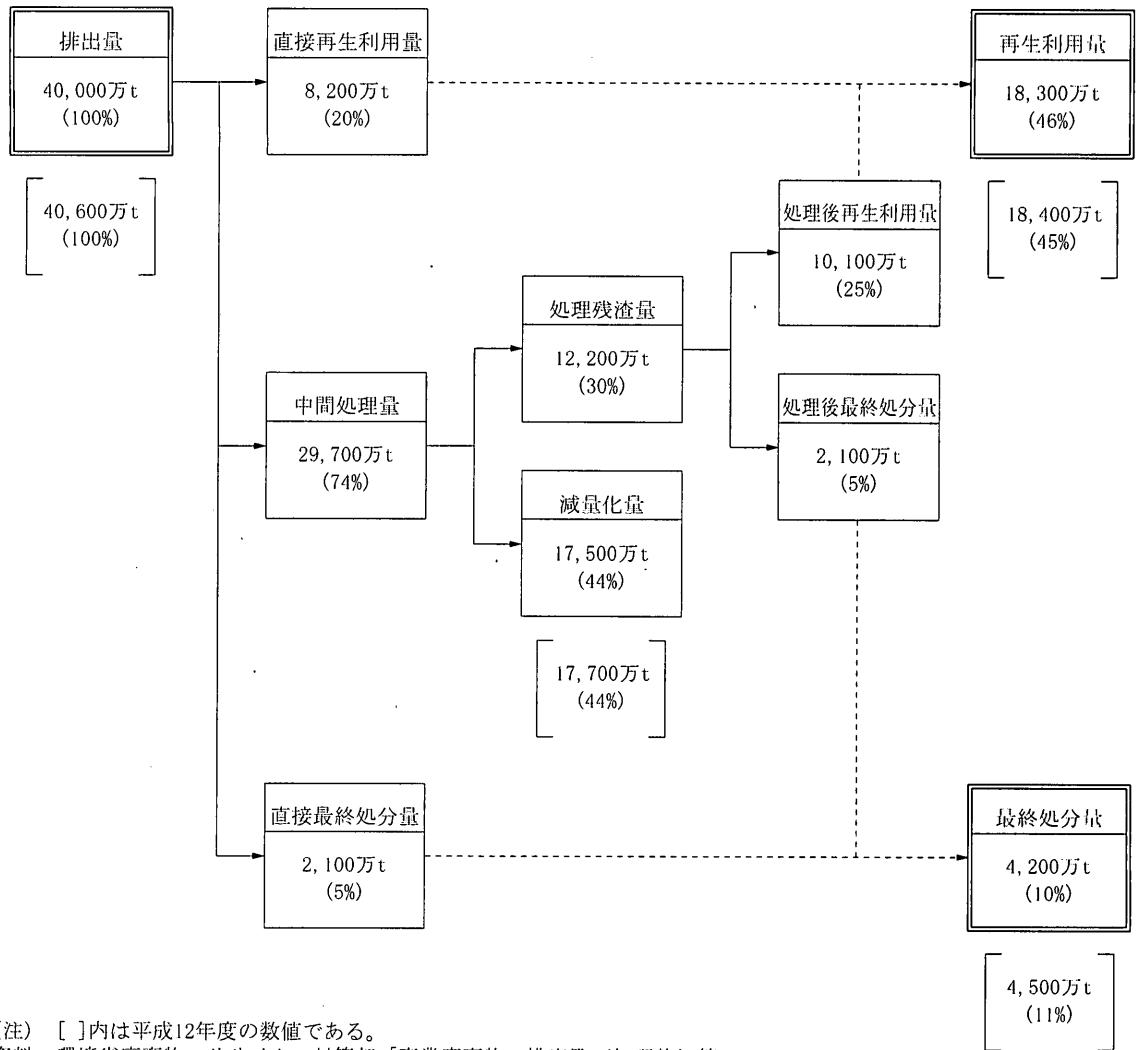
市町村数	3,228
市※	672
町	1,989
村	567
ごみ処理事業を行なう事務組合数	635

※(東京都23区は1市とした)

焼却施設	1,715 所	201,557 t/日
全連続燃焼式	534	156,934
准連続燃焼式	362	28,337
機械化バッチ式	672	15,006
固定バッチ式	147	1,280
最終処分場	2,077 所	157,200 m ³

- ・収集ごみ=①+②+③+④+⑤+⑥=46,695千t/年
- ・収集ごみ+直接輸入ごみ=①+②+③+④+⑤+⑥+⑦=52,069千t/年 (計画処理量)
- ・ごみ総排出量=①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧=52,362千t/年
- ・1人1日当たり排出量=(①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧)/総人口=1,132g/人・日
- ・ごみの総処理量=⑩+⑪+⑫+⑬=52,090千t/年
- ・総資源化量=⑩+⑪=7,860千t/年
- ・リサイクル率=(⑩+⑪)/(⑩+⑪+⑫+⑬)=14.3%

資料：環境省廃棄物・リサイクル対策部「日本の廃棄物処理」

(ii) 産業廃棄物の処理の流れ
(平成13年度)

第252表 市町村のごみ処理費用の推移

区分	平成7年度 (1995)	8 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)
処理費用総額(百万円)	2,216,755	2,284,259	2,236,769	2,249,039	2,264,424	2,370,775
対前年度増加率(%)	2.3	3.0	△ 2.1	0.5	0.7	4.7
国民1人当たりの処理費用(円)	17,684	18,159	17,733	17,790	17,900	18,700
対前年度増加率(%)	2.2	2.6	△ 2.3	0.3	0.6	4.5

(注) 人件費、委託費等の運営費のほか、処理施設の整備費等を含む。

資料：環境省廃棄物・リサイクル対策部「日本の廃棄物処理」

6 公害

第253表 公害等調整委員会に係属した事件の処理件数

区分	あっせん			調停			仲裁			裁定			業務履行勧告			計			
	受付	終結	未済	受付	終結	未済	受付	終結	未済	受付	終結	未済	受付	終結	未済	係属	うち新規受付	終結	未済
昭和45・46年度	0	0	0	8	1	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	8	1	7
47	0	0	0	14	2	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21	14	2	19
48	0	0	0	36	8	47	0	0	0	0	0	0	0	0	0	55	36	8	47
49	0	0	0	20	26	41	0	0	0	6	2	4	0	0	0	73	26	28	45
50	0	0	0	45	22	64	1	0	1	2(1)	1	5(1)	0	0	0	93	48	23	70
51	0	0	0	55	43	76	0	1	0	2	3(1)	4	0	0	0	127	57	47	80
52	0	0	0	62	33	105	0	0	0	0	2	2	0	0	0	142	62	35	107
53	0	0	0	42	89	58	0	0	0	1(1)	2	1(1)	0	0	0	150	43	91	59
54	0	0	0	48	36	70	0	0	0	0	0	1(1)	0	0	0	107	48	36	71
55	0	0	0	34	49	55	0	0	0	1	1(1)	1	0	0	0	106	35	50	56
56	0	0	0	45	33	67	0	0	0	0	0	1	0	0	0	101	45	33	68
57	0	0	0	48	40	75	0	0	0	1(1)	0	2(1)	0	0	0	117	49	40	77
58	0	0	0	42	46	71	0	0	0	0	1	1(1)	0	0	0	119	42	47	72
59	0	0	0	31	40	62	0	0	0	0	0	1(1)	0	0	0	103	31	40	63
60	0	0	0	31	38	55	0	0	0	1	1	1(1)	0	0	0	95	32	39	56
61	0	0	0	31	61	25	0	0	0	1	0	2(1)	1	0	1	89	33	61	28
62	0	0	0	25	29	21	0	0	0	3	0	5(1)	0	0	1	56	28	29	27
63	0	0	0	14	22	13	0	0	0	1(1)	6(2)	0	0	0	1	42	15	28	14
平成元年度	0	0	0	11	18	6	0	0	0	0	0	0	0	0	1	25	11	18	7
2	0	0	0	21	14	13	0	0	0	2(1)	1(1)	1	0	1	0	30	23	16	14
3	0	0	0	5	16	2	0	0	0	1(1)	2(1)	0	0	0	0	20	6	18	2
4	0	0	0	3	1	4	0	0	0	3	0	3	0	0	0	8	6	1	7
5	0	0	0	10	5	9	0	0	0	2	0	5	0	0	0	19	12	5	14
6	1	1	0	2	4	7	0	0	0	2	0	7	0	0	0	19	5	5	14
7	0	0	0	2	2	7	0	0	0	0	0	7	0	0	0	16	2	2	14
8	0	0	0	4	4	7	0	0	0	6(1)	0	13(1)	0	0	0	24	10	4	20
9	0	0	0	1	2	6	0	0	0	4(1)	0	17(2)	1	0	1	26	6	2	24
10	0	0	0	1	1	6	0	0	0	1(1)	15(1)	3(2)	0	1	0	26	2	17	9
11	0	0	0	1	1	6	0	0	0	3	3(1)	3(1)	0	0	0	13	4	4	9
12	0	0	0	2	5	3	0	0	0	2	1	4(1)	0	0	0	13	4	6	7
13	0	0	0	3	3	3	0	0	0	3	1	6(1)	0	0	0	13	6	4	9
14	1	0	1	2	1	4	0	0	0	4(2)	5(1)	5(2)	0	0	0	16	7	6	10
計	2	1	—	699	695	—	1	1	—	52(1)	47(9)	—	2	2	—	—	756	746	—

(注) 1 昭和45・46年度の期間は、昭和45年11月1日～47年3月31日である。

2 「調停」の平成8年度の受付件数のうち、2件は分離事件である。

3 「裁定」の()内の数字は、原因裁定事件数で内数である。

資料：総務省公害等調整委員会「年次報告」

第254表 都道府県公害審査会等に係属した事件の受付及び終結状況

区分	受付件数					終結件数					年度末 係属件数
	合計	あっせん	調停	仲裁	業務履行勧告	合計	成立	打切り	取下げ	その他	
昭和45・46年度	25	8	17	0	0	15	10	2	2	1	10
47	25	3	20	2	0	14	8	4	1	1	21
48	30	6	23	1	0	28	19	6	3	0	23
49	24	4	19	1	0	27	22	5	0	0	20
50	21	3	18	0	0	22	9	9	4	0	19
51	22	3	19	0	0	21	12	5	4	0	20
52	25	1	24	0	0	15	12	1	2	0	30
53	22	2	20	0	0	21	11	6	4	0	31
54	22	1	21	0	0	24	12	7	5	0	29
55	27	0	27	0	0	22	13	8	1	0	34
56	19	1	18	0	0	21	4	13	4	0	32
57	15	0	15	0	0	23	13	8	2	0	24
58	26	0	26	0	0	19	12	5	0	2	31
59	20	1	19	0	0	24	14	5	5	0	27
60	29	0	29	0	0	21	11	9	1	0	35
61	23	0	23	0	0	26	18	6	2	0	32
62	29	0	28	0	1	28	15	10	1	2	33
63	28	1	25	0	2	22	11	7	4	0	39
平成元年度	36	0	36	0	0	25	13	6	4	2	50
2	57	0	57	0	0	40	9	23	5	3	67
3	43	0	43	0	0	43	15	20	8	0	67
4	51	0	51	0	0	36	7	22	6	1	82
5	44	0	44	0	0	53	24	22	5	2	73
6	32	0	30	0	2	52	16	28	4	4	53
7	39	0	39	0	0	41	16	19	6	0	51
8	43	0	42	0	1	36	9	24	1	2	58
9	51	1	49	0	1	40	14	18	6	2	69
10	39	1	38	0	0	45	22	17	5	1	63
11	26	0	25	0	1	36	10	24	2	0	53
12	31	0	30	0	1	35	13	16	5	1	49
13	31	0	30	0	1	28	9	18	0	1	52
14	30	0	30	0	0	35	15	15	4	1	47
計	985	36	935	4	10	938	418	388	106	26	—

(注) 1 昭和45・46年度の期間は、昭和45年11月1日～47年3月31日である。

2 昭和45年11月1日～49年10月31日の間の「和解の仲介」は、「あっせん」に含めた。

3 昭和56年度受付件数欄の「あっせん」1件は、職権によるあっせんである。

資料：総務省公害等調整委員会「年次報告」

第255表 典型7公害の種類別苦情件数の推移

区分	合計	大気汚染	水質汚濁	土壤汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭
昭和45年度	59,467	12,911	8,913	67	22,568		11	14,997
50	67,315	11,873	13,453	593	23,812		68	17,516
55	54,809	9,282	8,269	230	21,063	3,031	34	12,900
60	51,413	9,036	7,617	222	19,364	2,582	39	12,553
平成2年度	49,359	9,496	7,739	233	18,287	2,144	37	11,423
3	46,650	9,489	7,753	208	16,830	1,827	37	10,506
4	44,976	9,108	8,099	204	15,315	1,808	33	10,409
5	43,175	8,837	7,570	215	14,779	1,774	22	9,978
6	45,642	10,319	7,279	183	15,016	1,776	34	11,035
7	42,701	10,013	6,763	213	13,492	2,060	29	10,131
8	45,378	10,961	7,168	229	14,281	1,877	23	10,839
9	53,625	19,668	6,990	201	13,010	1,590	25	12,141
10	64,928	30,499	7,019	312	12,437	1,448	32	13,181
11	58,915	26,181	7,038	299	12,089	1,547	39	11,722
12	63,782	26,013	8,272	308	13,505	1,640	31	14,013
13	67,632	28,456	8,983	295	14,114	1,758	22	14,004

(注) 平成6年度から調査方法を変更したため、不連続となっている。

資料：総務省公害等調整委員会「年次報告」

第256表 典型7公害以外の種類別苦情件数

区分	合計	廃棄物の不法投棄	害虫等の発生	動物の死骸放置	火災の危険	ふん・尿の害	電波障害	土砂の散乱	土砂の流出	光害	日照	通風障害	その他
平成2年度	24,935	5,029	4,314	2,423	2,432	594	372	129	119	64	408	23	9,028
3	30,063	6,175	4,137	4,050	3,113	720	648	118	102	71	262	3	10,664
4	31,210	6,741	4,940	4,014	2,569	646	536	111	76	66	324	12	11,175
5	36,142	8,320	4,411	5,784	2,487	847	467	113	321	74	220	2	13,096
6	20,914	5,175	2,868	3,003	1,034	727	414	189	129	62	42	17	7,254
7	18,663	4,065	2,749	2,091	873	635	387	202	113	55	53	18	7,422
8	16,937	4,095	2,233	1,700	594	635	351	196	133	64	27	15	6,894
9	17,350	4,169	2,273	1,865	563	647	370	189	106	59	23	7	7,079
10	17,210	5,049	2,154	1,660	565	495	292	136	107	60	16	21	6,655
11	17,165	5,790	1,924	1,591	638	498	158	167	106	53	23	5	6,212
12	20,099	7,158	2,152	1,703	684	543	170	156	123	81	25	14	7,290
13	27,135	12,397	1,980	2,231	914	576	174	193	117	65	47	11	8,430

資料：総務省公害等調整委員会「年次報告」

第257表 公害健康被害の補償等に関する法律の指定地域及び被認定者数等

地 域	疾 病 名	指 定 地 域	実施主体	指 定 年 月 日	現存被認定者数	平成14年12月末現在
						56,642
旧第一種地域 非特異的疾患	千葉市	南 部 臨 海 地 域	千葉市	昭和49.11.30	395	
	東京都	千代田区 全域	千代田区	"	166	
	"	中 央 区 全域	中 央 区	昭和50.12.19	267	
	"	港 区 全域	港 区	昭和49.11.30	518	
	"	新 宿 区 全域	新 宿 区	"	1,420	
	"	文 京 区 全域	文 京 区	"	594	
	"	台 東 区 全域	台 東 区	昭和50.12.19	560	
	"	品 川 区 全域	品 川 区	昭和49.11.30	1,109	
	"	大 田 区 全域	大 田 区	"	2,775	
	"	目 黒 区 全域	目 黑 区	昭和50.12.19	635	
	"	渋 谷 区 全域	渋 谷 区	昭和49.11.30	706	
	"	豊 島 区 全域	豊 島 区	昭和50.12.19	786	
	"	北 区 全域	北 区	"	1,306	
	"	板 橋 区 全域	板 橋 区	"	1,881	
	"	墨 田 区 全域	墨 田 区	"	768	
	"	江 東 区 全域	江 東 区	昭和49.11.30	1,723	
	"	荒 川 区 全域	荒 川 区	昭和50.12.19	953	
	"	足 立 区 全域	足 立 区	"	2,200	
	"	葛 飾 区 全域	葛 飾 区	"	1,346	
	"	江 戸 川 区 全域	江 戸 川 区	"	2,022	
	東 京 都 計				21,730	
	横 浜 市	鶴 見 臨 海 地 域	横 浜 市	昭和47.2.1	594	
	川 崎 市	川 崎 区 幸 区	川 崎 市	昭和44.12.27	2,107	
	富 士 市	中 部 地 域	富 士 市	昭和47.2.1	515	
	名 古 屋 市	中 南 部 地 域	名 古 屋 市	昭和48.2.1	2,971	
	東 海 市	北 部 中 部 地 域	愛 知 県	昭和48.2.1	532	
	四 日 市 市	臨 海 地 域	四 日 市 市	昭和44.12.27	523	
	楠 町	全 域	三 重 県	昭和49.11.30	50	
	大 阪 市	全	大 阪 市	昭和44.12.27	10,057	
	豊 中 市	南 部 地 域	豊 中 市	昭和48.2.1	285	
	吹 田 市	南 部 地 域	吹 田 市	昭和49.11.30	281	
	守 口 市	全 城	守 口 市	昭和52.1.13	1,601	
	東 大 阪 市	中 西 部 地 域	東 大 阪 市	昭和53.6.2	1,863	
	八 尾 市	中 西 部 地 域	八 尾 市	"	1,041	
	堺 市	西 部 地 域	堺 市	昭和48.8.1	2,360	
	神 戸 市	臨 海 地 域	神 戸 市	昭和45.12.1	1,216	
	尼 崎 市	東 部 南 部 地 域	尼 崎 市	昭和49.11.30	2,915	
	倉 敷 市	水 島 地 域	倉 敷 市	昭和50.12.19	1,785	
	玉 野 市	南 部 臨 海 地 域	岡 山 県	"	60	
	備 前 市	片 上 湾 周 边 地 域	"	"	76	
	北 九 州 市	洞 海 湾 周 边 地 域	北 九 州 市	昭和48.2.1	1,186	
	大 牟 田 市	中 部 地 域	大 牟 田 市	昭和48.8.1	1,331	
	計				55,474	
特 第 二 種 疾 地 患 域	水 俣 病	阿 賀 野 川 下 流 地 域	新 潟 県	昭和44.12.27	130	
	"	"	新 潟 市	"	179	
	"	水 俣 湾 沿 岸 地 域	鹿 尾 島 県	"	205	
	"	"	熊 本 県	"	580	
	イ タイ 症	神 通 川 下 流 地 域	富 山 県	"	4	
	慢 性 硒 素 中 毒 症	島 根 県 笹 ケ 谷 地 区	島 根 県	昭和49.7.4	5	
	"	宮 崎 県 土 呂 久 地 区	宮 崎 県	昭和48.2.1	65	
計					1,168	

(注) 旧指定地域の表示は、いずれも指定当時の行政区画等による。

資料：環境省「環境白書」

第258表 環境事業団事業状況

(i) 譲渡(売買予約)契約ベース (単位 金額：千円)

区 分	平成8年度(1996)	9(1997)	10(1998)	11(1999)	12(2000)	13(2001)	14(2002)
造 成 建 設 事 業 件 数	18	15	13	14	11	9	6
金 額	32,376,000	33,900,000	31,600,000	20,000,000	14,507,000	27,050,000	10,217,000
集 团 設 置 建 物 件 数	7	3	2	1	1	1	—
金 額	13,625,000	17,143,000	14,100,000	6,300,000	2,420,000	4,200,000	—
工 場 移 転 用 地 件 数	—	—	—	—	—	—	—
金 額	—	—	—	—	—	—	—
共 同 福 利 施 設 件 数	2	2	2	2	3	1	1
金 額	9,712,000	6,054,000	9,207,000	1,835,000	3,260,000	2,600,000	2,651,000
大 気 汚 染 対 策 緑 地 件 数	4	6	6	7	3	3	2
金 額	6,043,000	6,140,000	6,269,000	9,434,000	7,772,000	9,570,000	5,032,000
地 球 温 暖 化 対 策 緑 地 件 数	•	•	•	1	2	3	3
金 額	•	•	•	500,000	624,000	1,686,000	2,534,000
国 立・国 定 公 園 施 設 件 数	—	—	—	—	—	—	—
金 額	—	—	—	—	—	—	—
産 業 廃 物 处 理 施 設 件 数	3	3	3	3	2	1	—
一 体 緑 地 金 額	2,136,000	4,063,000	2,024,000	1,931,000	431,000	8,994,000	—
国 立・国 定 公 園 複 合 施 設 件 数	2	1	—	—	—	—	—
金 額	860,000	500,000	—	—	—	—	—
貸 付 事 業 件 数	42	28	50	1	—	—	—
金 額	22,799,490	18,285,450	15,406,650	93,000	—	—	—

(注) 1 「集団設置建物」の昭和63年9月までの区分(名称)は「共同利用建物」である。

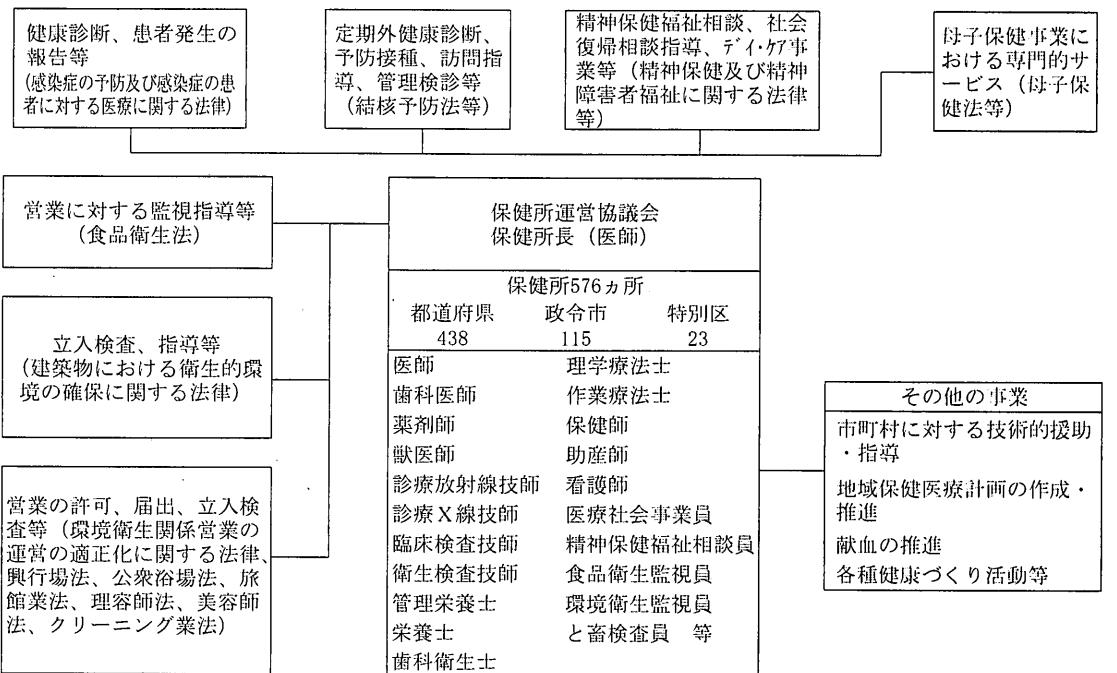
2 「貸付事業」は、平成11年10月1日に日本政策投資銀行に移管された。

(ii) 確定(売買)契約ベース

区 分	平成8年度(1996)	9(1997)	10(1998)	11(1999)	12(2000)	13(2001)	14(2002)
集 团 設 置 建 物 件 数	8	5	4	2	2	2	2
金 額	22,334,601	17,714,344	5,366,823	5,823,177	17,830,131	4,547,878	11,073,573
工 場 移 転 用 地 件 数	0	2	—	—	—	—	—
金 額	0	3,482,820	—	—	—	—	—
共 同 福 利 施 設 件 数	0	0	1	2	2	0	—
金 額	0	0	3,677,325	9,474,909	13,473,595	0	—
大 気 汚 染 対 策 緑 地 件 数	3	5	2	5	1	1	3
金 額	11,313,791	7,237,237	1,408,135	7,357,252	4,852,222	0	22,741,892
地 球 温 暖 化 対 策 緑 地 件 数	•	•	•	—	—	0	1
金 額	•	•	•	—</td			

7 保健所及び保健センター

第259表 保健所の活動



資料:厚生労働省健康局調べ

第260表 保健所数及び保健所職員総数

	平成8年 (1996)	9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
保 健 所 数	845	706	663	641	594	592
都 道 府 縿 立	625	525	490	474	460	459
政 令 市	167	142	137	136	108	109
特 別 区	53	39	36	31	26	24
職 員 総 数	33,698	29,948	30,021	30,531	30,353	30,104
医 師	1,265	1,173	1,132	1,102	1,088	1,055
歯 科 医 師	80	86	82	79	94	88
薬剤師・獣医師	4,629	4,800	4,860	4,894	4,898	4,896
保 健 師	8,512	7,978	7,859	7,981	7,905	7,880
看 護 師	275	263	265	222	231	198
助 産 師	77	63	66	66	65	68
放 射 線・X線技師	1,186	1,051	1,004	966	957	907
管 理 栄 養 士	1,219	1,122	1,114	1,130	1,152	1,090
栄 養 士	107	185	169	132	133	170
歯 科 衛 生 士	360	356	358	359	357	353
検 查 技 師	1,386	1,353	1,309	1,329	1,262	1,249
理 学 療 法 士・作 業 療 法 士	51	62	91	109	118	109
そ の 他	14,551	11,456	11,712	12,162	12,093	12,041

(注) 1 「保健所数」は、各年4月1日現在。

2 「職員総数」の平成9年度以降は、年度末現在。

3 平成9年度以降の「職員総数」は、常勤職員数である。

4 平成9年度以降の「看護師」は、准看護師を含む。

資料:平成8年以前は厚生省保健医療局調べ、平成9~10年度は厚生省大臣官房統計情報部「地域保健事業報告」、平成11年度以降は厚生労働省大臣官房統計情報部「地域保健・老人保健事業報告」

第261表 保健所活動状況

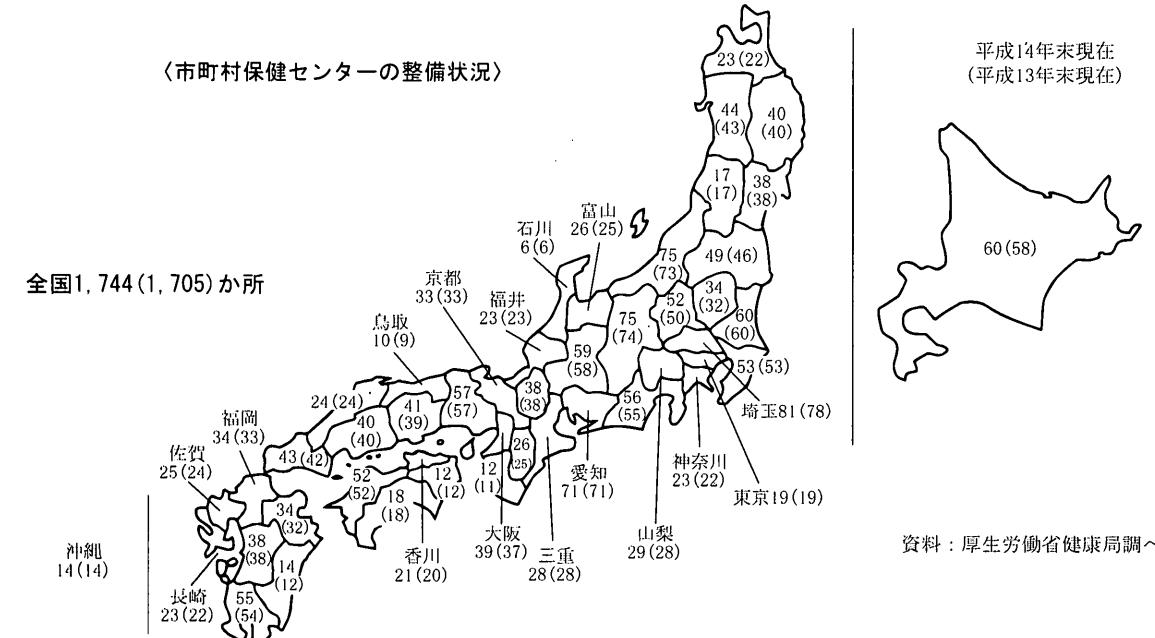
区分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
健 康 診 断					
受 診 延 人 数	4,006,931	3,608,330	3,180,728	3,320,035	3,402,284
梅毒血清反応検査被検査者数	37,279	31,516			
母子保健(保健所活動分)					
妊婦保健指導延人員	98,917	102,880	101,865	107,591	113,592
産婦保健指導延人員	51,341	58,698	58,630	57,989	57,474
乳児保健指導延人員	214,369	241,394	244,860	269,986	238,333
幼児保健指導延人員	238,726	263,870	258,613	277,205	264,540
歯 科 保 健					
検診・保健指導受診延人員	1,152,800	1,146,084	1,213,990	1,236,300	1,117,635
予防処置延人員	222,003	193,198	202,424	221,837	202,482
治 療 延 人 員	534	928	545	2,495	2,488
健 康 増 進					
個 別 指 導					
栄 養 指 導 延 人 員	593,387	547,841	557,456	590,247	471,743
集 团 指 導					
栄 養 指 導 延 人 員	1,336,763	1,339,259	1,314,731	1,281,324	1,181,616
衛 生 教 育 開 催 回 数	161,671	152,262	152,626	145,405	137,504
環境衛生監視指導延施設数	530,243	506,939	593,822	479,142	363,196
試 験 検 査 検 体 数	15,434,416	13,052,163	11,731,759	10,506,458	9,385,268

資料:平成9~10年度は厚生省大臣官房統計情報部「地域保健事業報告」、

平成11年度以降は厚生労働省大臣官房統計情報部「地域保健・老人保健事業報告」

第262表 市町村保健センター数

区分	平成8年 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
市町村保健センター数	1,408	1,494	1,577	1,630	1,661	1,705	1,744



第8節 福祉サービス

1 身体障害者及び知的障害者福祉

第263表 身体障害者手帳交付台帳登載数

平成14年度末						
区分	総 数	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語・そしゃく機能障害	肢体不自由	内部障害
総 数	4,448,948	389,508	435,997	54,077	2,512,260	1,057,106
18歳未満	108,280	5,853	18,384	1,076	65,437	17,530
18歳以上	4,340,668	383,655	417,613	53,001	2,446,823	1,039,576

資料:厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第264表 福祉事務所における知的障害者相談状況

区分	相談実人員	相談内容								
		総 数	施設	職親委託	職業	医療保健	生活	教育	その他	
平成7年度(1995)	177,521	327,571	135,564	1,290	23,230	19,906	41,481	10,610	95,490	
8(1996)	186,866	302,518	98,046	1,046	24,310	21,326	46,019	10,818	100,953	
9(1997)	195,648	311,113	103,036	1,009	24,276	21,096	47,109	11,416	103,171	
10(1998)	197,182	314,709	101,671	996	26,383	20,959	47,895	11,029	105,776	
11(1999)	220,237	350,416	116,451	977	27,942	23,515	53,466	12,898	115,167	
12(2000)	206,415	337,227	107,031	957	26,675	23,689	53,940	12,392	112,543	
13(2001)	219,272	355,935	111,273	920	27,769	24,048	61,149	12,326	118,450	
14(2002)	242,208	399,165	127,436	707	28,418	24,546	67,571	12,571	137,916	

(注) 精神薄弱者は、平成11年4月法律改正により知的障害者となった。

資料:厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第265表 身体障害者更生援護施設・知的障害者援護施設の施設数及び在所者数

各年10月1日現在

区分	平成8年 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
身体障害者更生援護施設	1,394	1,488	1,577	1,668	1,766	1,883
在所者数	42,837	44,532	45,713	47,343	48,905	50,156
肢體不自由者更生施設	41	38	37	37	37	36
在所者数	1,026	941	880	837	806	777
視覚障害者更生施設	14	14	14	14	14	14
在所者数	1,138	1,106	844	898	920	920
聴覚・言語障害者更生施設	3	3	3	3	3	3
在所者数	142	124	101	94	99	102
内部障害者更生施設	6	6	6	6	6	6
在所者数	314	288	291	301	308	289
身体障害者療護施設	285	310	327	352	377	397
在所者数	17,857	19,336	20,270	21,365	22,641	23,386
重度身体障害者更生援護施設	71	72	72	73	73	73
在所者数	4,315	4,309	4,311	4,373	4,341	4,273
身体障害者福祉ホーム	24	28	34	39	42	50
在所者数	310	352	414	458	495	568
身体障害者授産施設	85	83	83	81	81	80
在所者数	3,742	3,558	3,508	3,433	3,417	3,374
重度身体障害者授産施設	127	127	127	127	128	128
在所者数	8,018	8,019	7,979	8,090	8,151	8,123
身体障害者通所授産施設	195	213	233	244	252	259
在所者数	4,573	5,154	5,770	6,155	6,361	6,565
身体障害者小規模通所授産施設	·	·	·	·	·	26
在所者数	·	·	·	·	·	391
身体障害者福祉工場	35	35	35	35	37	37
在所者数	1,402	1,345	1,345	1,339	1,366	1,388
身体障害者福祉センター	240	242	246	248	251	253
在宅障害者デイサービス施設	133	179	220	271	325	371
障害者更生センター	10	10	10	9	9	9
補装具製作施設	26	26	26	24	23	23
盲導犬訓練施設	·	·	·	·	7	7
点字図書館	73	73	73	73	73	74
点字出版施設	13	14	14	14	13	13
聴覚障害者情報提供施設	13	15	17	18	22	24
知的障害者援護施設	2,449	2,590	2,726	2,884	3,002	3,364
在所者数	126,030	132,556	137,830	144,143	150,873	157,300
知的障害者デイサービスセンター	·	·	·	·	·	157
知的障害者更生施設	1,380	1,460	1,515	1,589	1,653	1,710
在所者数	84,652	88,997	91,564	94,973	98,864	101,816
知的障害者授産施設	869	919	993	1,065	1,118	1,186
在所者数	37,533	39,536	42,148	44,754	47,531	49,759
知的障害者小規模通所授産施設	·	·	·	·	·	71
在所者数	·	·	·	·	·	1,115
知的障害者通勤寮	113	117	116	119	120	121
在所者数	2,563	2,634	2,582	2,628	2,662	2,671
知的障害者福祉ホーム	62	65	67	68	70	70
在所者数	643	685	686	708	692	711
知的障害者福祉工場	25	29	35	43	43	49
在所者数	639	704	850	1,080	1,124	1,228

(注) 精神薄弱者は平成11年4月法律改正により知的障害者となった。

資料:厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉施設等調査報告」

第266表 身体障害者更生援護状況

区分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
18歳以上の身体障害者手帳新規交付者数	287,659	309,150	317,370	303,868	308,042	332,979
更生援護取扱実人員	1,645,768	1,792,186	1,839,200	1,824,652	1,875,008	1,986,910
相談指導及び措置件数	2,400,414	2,607,222	2,657,808	2,663,363	2,733,090	2,395,037
身体障害者更生援護施設等への人所その利用及び紹介(再掲)	49,024	53,019	47,527	46,975	48,445	53,360
補装具件数						
交付	820,658	912,082	967,901	979,601	1,057,585	1,111,827
修理	85,063	93,872	103,806	112,700	119,724	127,559
更生医療給付決定件数	71,525	82,079	92,164	102,180	123,324	139,277

資料:厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

8

第267表 身体障害者に対する補装具交付等の状況

区分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
交 付 件 数	820,658	912,082	967,901	979,601	1,057,585	1,111,827
公費負担額	19,964,839	21,709,753	23,351,124	20,585,733	19,387,490	20,048,307
義 肢						
義 手 件 数	2,418	2,431	2,243	2,233	2,153	2,019
公費負担額	280,334	302,753	265,938	279,965	271,557	264,548
義 足 件 数	7,423	7,520	7,368	7,319	7,035	6,897
公費負担額	2,050,281	2,136,215	2,137,143	2,218,886	2,175,703	2,215,752
装 具 件 数	25,049	25,680	26,173	26,479	26,405	27,497
公費負担額	1,700,077	1,722,671	1,731,078	1,790,255	1,751,777	1,791,971
盲 人 安 全 つ え 件 数	7,574	7,360	7,720	7,447	7,331	7,018
公費負担額	22,658	22,592	23,583	23,284	23,063	24,841
補 聽 器 件 数	36,800	37,321	38,264	35,192	35,065	36,651
公費負担額	1,867,056	1,944,441	2,027,423	1,890,823	1,915,913	2,035,501
車 い す 件 数	62,403	68,313	74,875	34,203	26,653	24,546
公費負担額	8,111,553	9,042,484	10,067,240	5,363,630	4,499,451	4,267,197
歩 行 补 助 つ え 件 数	14,918	15,038	16,592	10,459	10,497	10,135
公費負担額	75,461	79,151	89,150	54,850	50,697	47,389
そ の 他 件 数	664,073	748,419	794,666	856,269	942,446	997,064
公費負担額	5,857,419	6,459,446	7,009,569	8,964,040	8,699,329	9,401,108
修 理 件 数	85,063	93,872	103,806	112,700	119,724	127,559
公費負担額	1,949,822	2,203,343	2,421,539	2,742,759	2,989,342	3,064,341
義 肢						
義 手 件 数	1,094	1,089	1,092	1,048	958	929
公費負担額	65,255	66,472	75,255	76,301	74,184	75,516
義 足 件 数	5,611	5,990	5,930	6,115	6,291	6,033
公費負担額	597,369	651,890	695,000	752,691	814,701	790,300
装 具 件 数	9,343	9,640	10,518	10,679	10,971	11,086
公費負担額	157,181	162,079	177,908	184,946	192,986	194,469
盲 人 安 全 つ え 件 数	53	38	63	58	69	52
公費負担額	62	38	89	80	201	70
補 聽 器 件 数	39,848	44,178	49,883	55,677	59,976	66,868
公費負担額	162,877	184,325	208,024	253,833	275,240	308,691
車 い す 件 数	25,528	29,186	32,483	35,064	36,705	37,025
公費負担額	942,746	1,104,125	1,225,351	1,423,277	1,557,007	1,585,357
歩 行 补 助 つ え 件 数	2,106	2,099	2,193	2,052	2,132	2,104
公費負担額	3,295	3,387	3,415	3,234	5,124	3,201
そ の 他 件 数	1,480	1,652	1,644	2,007	2,622	3,462
公費負担額	21,037	31,027	36,497	48,397	69,899	106,737

(注) 車いすには電動車いすを含む。

資料:厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

8

第268表 身体障害者に対する更生医療給付決定状況

区分		平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
合	計 件 数	71,525	82,079	92,164	102,180	123,324	139,277
	公費負担額	7,926,554	9,147,889	10,530,947	11,859,169	13,394,000	15,986,937
視覚障害	件 数	51	31	46	115	129	111
	公費負担額	4,102	2,462	3,558	9,937	12,182	12,318
聴覚・平衡機能障害	件 数	92	111	99	171	166	180
	公費負担額	10,112	7,809	8,660	12,264	16,654	21,805
音声・言語・そしゃく機能障害	件 数	146	191	217	247	302	404
	公費負担額	6,305	8,237	10,021	11,537	12,514	23,170
肢体不自由	件 数	5,574	6,665	7,931	8,647	11,077	14,272
	公費負担額	757,297	886,144	989,302	1,099,989	1,354,270	1,673,566
心臓機能障害	件 数	23,319	27,405	29,533	32,805	40,180	46,019
	公費負担額	2,229,408	2,735,018	3,061,285	3,380,777	4,447,505	4,967,100
じん臓機能障害	件 数	42,038	46,664	52,624	57,376	67,554	74,078
	公費負担額	4,887,475	5,363,065	6,138,221	6,929,955	6,948,856	8,480,240
小腸障害	件 数	61	86	136	89	93	184
	公費負担額	9,040	18,926	18,598	22,085	24,753	37,501
免疫機能障害	件 数	·	427	806	1,236	1,817	2,875
	公費負担額	·	76,903	196,396	316,368	491,012	612,317
訪問看護	件 数	244	499	772	1,494	2,006	1,154
	公費負担額	22,815	49,325	104,906	76,257	86,254	158,920

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第269表 障害者職業能力開発校修了者数

区分		平成8年度 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
総	数	1,339	1,444	1,214	1,205	1,146	1,151
※電気・電子機器		88	106	178	180	182	175
※被服縫製		136	134	119	122	108	99
※木工		50	46	48	47	35	30
※製図		84	97	83	82	88	91
※印刷・製本		186	178	153	173	164	135
塗装		13	11	8	5	7	7
皮革工芸		13	8	21	14	13	—
義肢装具		27	20	23	20	17	23
印章彫刻		15	2	4	—	—	—
陶磁器		23	18	19	20	20	21
デザイナー		32	38	60	53	39	59
園芸		18	30	19	8	12	15
※一般事務		239	271	234	250	235	258
臨床検査		12	11	8	8	12	6
その他の		403	474	237	223	214	232

(注) ※印は類似のものをまとめた数を掲げた。

資料：厚生労働省職業能力開発局調べ

第270表 訪問介護(ホームヘルパー)設置市町村数・訪問介護員数及び派遣対象世帯数

年度末現在		区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
設置市町村					
市町村数			2,634	2,761	2,775
訪問介護員数			78,405	92,285	108,859
委託市町村(再掲)					
実施市町村数			2,408	2,532	2,544
市町村社会福祉協議会					
市町村数			1,972	2,039	2,050
訪問介護員数			27,039	29,557	32,535
社会福祉法人					
市町村数			591	666	699
訪問介護員数			15,220	19,749	26,282
その他					
市町村数			345	433	529
訪問介護員数			31,138	35,530	47,377
派遣対象世帯数			49,101	56,858	62,534

(注) 平成12年度から介護保険導入により介護保険分と分割された。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

2 児童福祉

第271表 児童相談所処理件数

区分	平成8年度 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
総 数	316,531	325,925	335,182	346,183	361,124	381,843	398,025
訓 戒 ・ 暫 約	807	834	740	730	827	1,146	1,113
児童福祉司の指導	3,383	3,340	3,604	3,528	4,094	4,284	3,773
福祉事務所へ送致又は通知	894	853	799	723	750	596	590
児童委員の指導	41	35	29	31	38	37	36
里親・保護受託者委託	613	667	728	723	795	982	1,148
児童福祉施設に入所通所	22,041	22,774	22,823	23,068	23,594	23,814	22,870
法第27条の3により家庭裁判所に送致されたもの(再掲)	26	34	44	47	34	58	62
他の機関にあつ旋紹介	3,806	4,057	4,371	4,846	5,571	6,740	5,711
面接指導	255,520	259,951	268,283	275,820	284,621	297,934	304,024
その他	29,426	33,414	33,805	36,714	20,834	46,310	58,760
年度末現在未処理件数	16,129	16,661	17,725	19,339	20,502	20,683	21,193

資料:厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第272表 児童福祉施設数及び在所者数

各年10月1日現在

区分	平成8年 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
総 数	33,217	33,243	33,198	33,166	33,089	33,217
在所者数	1,772,258	1,809,905	1,860,804	1,915,645	1,976,976	2,022,530
助産施設	555	547	537	530	516	502
乳児院	117	115	114	114	114	115
在所者数	2,644	2,652	2,706	2,772	2,784	2,912
母子生活支援施設	307	302	300	293	290	286
在所者数	11,406	11,320	11,390	11,525	11,555	11,774
保育所	22,438	22,387	22,327	22,275	22,199	22,231
在所者数	1,701,655	1,738,802	1,789,599	1,844,244	1,904,067	1,949,899
児童養護施設	527	526	555	553	552	551
在所者数	26,012	26,046	28,041	28,448	28,913	29,610
知的障害児施設	291	284	280	278	272	270
在所者数	14,185	13,520	13,014	12,586	12,276	11,927
自閉症児施設	6	6	7	7	7	7
在所者数	225	321	232	283	258	251
知的障害児通園施設	223	226	229	230	234	239
在所者数	6,847	7,338	7,388	7,581	7,911	8,102
盲児施設	16	15	14	14	14	13
在所者数	202	194	176	188	178	163
ろうあ児施設	17	16	16	16	16	15
在所者数	236	220	215	218	231	231
難聴幼児通園施設	27	27	27	27	26	25
在所者数	710	835	849	849	944	755
虚弱児施設	32	32	•	•	•	•
在所者数	1,435	1,483	•	•	•	•
肢体不自由児施設	69	69	67	66	65	65
在所者数	5,014	4,838	4,658	4,457	4,248	3,800
肢体不自由児通園施設	81	81	82	83	85	88
在所者数	2,562	2,665	2,591	2,614	2,932	2,802
肢体不自由児療護施設	7	7	7	7	7	6
在所者数	286	272	272	264	257	236
重症心身障害児施設	79	82	88	88	91	97
在所者数	7,887	8,298	8,392	8,629	9,322	9,329
情緒障害児短期治療施設	16	16	17	17	17	19
在所者数	579	593	673	650	865	719
児童自立支援施設	57	57	57	57	57	57
在所者数	1,779	1,828	1,998	1,862	1,790	1,794
児童家庭支援センター	•	•	•	•	•	29
小型児童館	2,736	2,754	2,771	2,785	2,790	2,821
施設数	1,279	1,325	1,366	1,401	1,445	1,583
児童センター	13	13	14	15	16	17
大型児童館A型	3	3	4	4	4	4
施設数	1	1	1	1	1	1
大型児童館B型	170	171	167	162	164	151
施設数	4,150	4,181	4,152	4,143	4,107	4,025
大型児童館C型	4,150	4,181	4,152	4,143	4,107	4,025
その他児童館	4,150	4,181	4,152	4,143	4,107	4,025
児童遊園	4,150	4,181	4,152	4,143	4,107	4,025

(注) 在所者数には母子生活支援施設を含まない。

資料:厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉施設等調査報告」

第273表 里親・保護受託者及び委託児童数

区分	平成8年度 (1996)	年度末現在					
		9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
登録里親数	7,975	7,760	7,490	7,446	7,403	7,372	7,161
児童が委託されている里親数	1,841	1,725	1,697	1,687	1,699	1,729	1,873
里親に委託されている児童数	2,242	2,155	2,132	2,122	2,157	2,211	2,517
登録保護受託者数	244	241	234	227	213	190	169
児童が委託されている保護受託者数	2	—	—	—	—	2	1
保護受託者に委託されている児童数	2	—	—	—	—	2	1

(注) 1 現行里親制度は里親を希望する者を登録しておき、適当な場合に児童の養育を委託するという仕組みをとっている。
2 「保護受託者」とは、義務教育を終了した養護に欠ける児童の保護及び技能指導を行うものである。

資料: 厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第274表 育成医療等の給付及び補装具等の交付状況

区分	平成8年度 (1996)	(単位 金額: 千円)					
		9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
《育成医療》							
給付決定件数	55,968	57,437	59,044	61,538	61,852	63,935	66,523
肢 体 不 自 由	9,975	10,328	10,485	11,108	10,784	12,224	13,052
視 覚 障 害	7,036	7,089	7,454	7,360	6,985	7,111	7,111
聴 覚 平 衡 機 能 障 害	2,581	2,602	2,605	2,818	3,007	3,178	3,631
音 声 言 語 そ シ や く 機能障害	12,025	12,633	12,941	12,956	13,213	14,884	16,009
心 臓 機 能 障 害	7,883	8,136	8,644	9,340	9,241	8,775	8,917
腎 臓 機 能 障 害	923	1,209	1,280	1,179	1,070	991	1,015
そ の 他	15,545	15,440	16,005	16,683	17,177	16,898	16,788
公 費 負 担 額	3,368,282	3,478,370	3,562,617	3,677,674	4,026,469	4,849,976	4,722,765
社会保険・結核予防法による負担額	43,073,922	44,829,358	46,819,545	47,914,698	52,196,128	53,165,592	53,729,276
《養育医療》							
給付決定件数	21,038	22,560	26,021	26,854	27,524	28,526	27,688
公 費 負 担 額	3,337,713	3,697,057	3,814,288	3,868,811	4,341,650	4,619,592	5,023,579
社会保険・結核予防法による負担額	33,867,152	38,467,498	41,008,152	44,917,329	50,594,638	54,681,976	58,060,539
《療育の給付》							
給付決定件数	52	57	52	56	42	50	33
骨 関 節 結 核	—	2	1	4	1	—	2
骨 関 節 結 核 以 外 の 結 核	52	55	51	52	41	50	31
公 費 負 担 額	19,548	20,377	22,024	31,024	38,081	19,759	16,615
社会保険・結核予防法による負担額	66,064	62,849	51,327	46,720	50,079	41,671	35,581
《補装具交付》							
決 定 件 数	64,291	67,599	74,472	83,120	109,781	138,984	161,796
義 手	127	109	123	119	115	91	86
義 足	513	424	411	491	404	364	385
装 具	18,379	19,189	20,809	21,986	22,185	22,195	23,172
盲 人 安 全 つ え	75	112	96	112	89	119	141
補 行 聽 助 つ え	6,657	6,566	6,882	6,515	5,697	5,295	5,048
歩 行 补 助 つ え	1,257	1,222	1,469	1,353	1,346	1,435	1,750
車 い す	10,328	10,554	10,877	11,694	11,438	10,687	10,773
そ の 他	26,955	29,423	33,805	40,850	68,507	98,798	120,441
児童福祉法による公費負担額	4,578,697	5,304,268	5,950,109	6,488,300	7,152,863	7,925,396	8,627,553
《補装具修理》							
決 定 件 数	21,828	23,599	26,974	29,107	31,305	34,009	35,030
義 手	14	19	23	11	24	25	8
義 足	124	142	125	182	165	157	132
装 具	1,382	1,646	1,702	1,816	2,118	2,143	2,245
盲 人 安 全 つ え	—	2	3	—	—	—	13
補 行 聽 助 つ え	17,108	18,141	20,720	21,880	23,203	24,907	24,965
歩 行 补 助 つ え	57	63	57	48	75	153	115
そ の 他	2,194	2,472	2,860	3,017	3,471	3,840	4,249
児童福祉法による公費負担額	228,797	287,461	350,615	417,241	487,743	532,716	594,774

(注) 1 「養育医療」及び「療育の給付」の公費負担額には、自己負担額を含む。
2 車いすには電動車いすを含む。

資料: 厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第275表 1歳6か月児健診実施件数

区分	平成8年度 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
件 数	1,093,684	1,059,901	1,093,908	1,099,713	1,095,026	1,091,662	1,086,075

資料: 厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

第276表 3歳児健康診査成績

区分	平成8年度 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
被 檢 者 数	1,062,088	1,043,343	1,043,761	1,055,579	1,050,717	1,062,409
精密健康診査受診実人数	—	64,862	66,945	67,610	66,991	63,453
健康管理上注意すべきもの	255,187	•	•	•	•	•
身 体 面	162,345	•	•	•	•	•
精 神 発 達 面	62,842	•	•	•	•	•

資料: 平成8年以前は厚生省大臣官房統計情報部「保健所運営報告」、平成9~10年度は厚生省大臣官房統計情報部「地域保健事業報告」、平成11年度以降は厚生労働省大臣官房統計情報部「地域保健・老人保健事業報告」

第277表 児童扶養手当受給世帯数

区分	平成8年度 (1996)</th
----	---------------------

第279表 児童手当受給者数、支給対象児童数及び支給額の状況

平成14年2月末現在

区分	受給者数			支給対象児童数及び支給額		
	総計	支給対象児童数別		総計	支給額	千円
		1人	2人			
総計	人	人	人	人	403,623,779.5	
児童手当	5,752,231	4,790,002	909,723	52,506	6,769,412	
特例給付	2,117,482	1,833,710	267,289	16,483	2,418,627	135,313,055.0
就学前特例給付	592,805	518,995	69,641	4,169	670,909	59,422,567.5
市町村支給分計	3,041,944	2,437,297	572,793	31,854	3,679,876	208,888,057.0
児童手当	5,187,681	4,325,335	815,582	46,764	6,099,022	364,695,893.0
特例給付	2,023,332	1,754,048	253,698	15,586	2,309,046	129,771,578.0
就学前特例給付	416,432	367,726	46,054	2,652	467,864	45,248,189.0
被用者	2,747,917	2,203,561	515,830	28,526	3,322,112	189,676,126.0
児童手当	3,832,834	3,205,597	596,400	30,837	4,492,078	269,687,523.0
特例給付	1,405,086	1,221,325	174,113	9,648	1,598,898	85,648,620.0
就学前特例給付	416,432	367,726	46,054	2,652	467,864	45,248,189.0
非被用者	2,011,316	1,616,546	376,233	18,537	2,425,316	138,790,714.0
児童手当	1,354,847	1,119,738	219,182	15,927	1,606,944	95,008,370.0
就学前特例給付	618,246	532,723	79,585	5,938	710,148	44,122,958.0
公務員分	564,550	464,667	94,141	5,742	670,390	38,927,886.5
児童手当	736,601	587,015	139,597	9,989	896,796	50,885,412.0
特例給付	94,150	79,662	13,591	897	109,581	5,541,577.0
就学前特例給付	176,373	151,269	23,587	1,517	203,045	14,174,378.5
	294,027	233,736	56,963	3,328	357,764	19,211,931.0

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局「児童手当事業年報」

第280表 児童手当拠出金徴収状況

(単位 円)

区分	平成12年度		平成13年度	
	徴収決定済額	収納済額	徴収決定済額	収納済額
総計	142,552,690,951	139,617,412,795	142,271,535,849	139,065,469,934
厚生年金保険関係	138,841,783,852	135,906,887,967	138,265,637,230	135,059,947,106
船員保険関係	382,271	0	375,791	0
共済組合関係	3,710,524,828	3,710,524,828	4,005,522,828	4,005,522,828

(注) 船員保険は過年度に係る額である。

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局「児童手当事業年報」

第281表 児童手当の新規認定及び受給資格の消滅状況

平成13年度(単位 人)

区分	平成13年2月末現在受給者数	新規認定期数	受給資格消滅件数	被用者と非被用者の区分の変更による増減数	平成14年2月末現在受給者数
総計	4,831,225	3,931,175	3,010,169	0	5,752,231
児童手当	1,084,992	1,622,405	589,915	0	2,117,482
特例給付	1,247,741	438,878	1,093,814	—	592,805
就学前特例給付	2,498,492	1,869,892	1,326,440	0	3,041,944
市町村支給分計	4,477,211	3,509,433	2,798,963	0	5,187,681
児童手当	1,074,534	1,524,420	575,622	0	2,023,332
特例給付	1,071,153	324,210	978,931	—	416,432
就学前特例給付	2,331,524	1,660,803	1,244,410	0	2,747,917
被用者	3,399,313	2,827,585	2,416,139	22,075	3,832,834
児童手当	577,733	1,174,942	359,434	11,845	1,405,086
特例給付	1,071,153	324,210	978,931	—	416,432
就学前特例給付	1,750,427	1,328,433	1,077,774	10,230	2,011,316
非被用者	1,077,898	681,848	382,824	△ 22,075	1,354,847
児童手当	496,801	349,478	216,188	△ 11,845	618,246
就学前特例給付	581,097	332,370	166,636	△ 10,230	736,601
公務員分	354,014	421,742	211,206	—	564,550
児童手当	10,458	97,985	14,293	—	94,150
特例給付	176,588	114,668	114,883	—	176,373
就学前特例給付	166,968	209,089	82,030	—	294,027

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局「児童手当事業年報」

第282表 児童手当制度の費用負担

平成15年度									
費用負担	0歳から3歳未満								被用者(サラリーマン)
									被用者(サラリーマン)
特例給付 (法附則第6条給付) →	事業主拠出金	10/10	574.0万円						非被用者(自営業者等)
児童手当 →	事業主拠出金	国 7/10	地 方 2/10	415.0万円	児童手当 →	国 2/3	地 方 1/3		415.0万円
3歳から義務教育就学前	被用者(サラリーマン)		非被用者(自営業者等)						
就学前特例給付 (法附則第8条給付) →	国 2/3	地 方 1/3	574.0万円						415.0万円
就学前特例給付 (法附則第7条給付) →	国 2/3	地 方 1/3		415.0万円	就学前特例給付 (法附則第7条給付) →	国 2/3	地 方 1/3		
・地方負担分は都道府県と市町村で折半									
・公務員分の児童手当、特例給付は、所属庁が全額負担									
・所得制限限度額については、4人世帯(夫婦+子ども2人)の場合の所得額									
拠出比率	標準報酬月額及び標準賞与額それぞれの1,000分の0.9厚生年金等の保険料に上乗せして徴収								

資料: 厚生労働省雇用均等・児童家庭局作成

3 社会福祉関係機関・施設等

第283表 社会福祉行政機関等設置状況

区分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
福祉事務所						
事務所数 都道府県	339	340	340	341	335	333
区市町村	854	858	858	859	860	865
職員数 査察指導員	2,853	2,879	2,892	2,852	2,893	2,913
現業員	16,573	16,837	17,170	17,015	17,371	18,146
身体障害者福祉司	66	75	72	72	69	70
知的障害者福祉司	80	78	79	83	82	86
老人福祉指導主事	117	122	143	98	82	93
家庭児童福祉主事	28	32	39	26	27	30
身体障害者更生相談所 相談所数	69	69	68	68	68	68
知的障害者更生相談所 相談所数	72	72	72	72	72	72
児童相談所 相談所数	175	174	174	174	175	180
職員数	5,495	5,569	5,574	5,770	6,046	6,502
民生委員・児童委員定数	211,547	216,824	216,824	216,824	226,695	226,695

- (注) 1 福祉事務所は10月1日現在。なお、査察指導員の他は専任職員の数である。
 2 身体障害者更生相談所は、10月末現在。平成11年度については12月1日現在。平成10、12~14年度については4月1日現在。
 3 知的障害者更生相談所は、4月1日現在。平成11年度については12月1日現在。
 4 児童相談所は、5月1日現在。
 5 民生委員・児童委員数については、主任児童委員数を含む(平成6年に主任児童委員制度を創設)。平成10、13年度については12月1日現在。

資料: 「福祉事務所」「民生員・児童委員定数」は、厚生労働省社会・援護局調べ
 「身体障害者更生相談所」「知的障害者更生相談所」は、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部調べ
 「児童相談所」は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

第284表 社会福祉施設数(施設の種類別)

区分	昭和35年 (1960)	40 (1965)	45 (1970)	50 (1975)	55 (1980)	60 (1985)	平成2年 (1990)	7 (1995)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
総 保 護 施 設	13,707	16,453	23,917	33,096	41,931	47,943	51,006	58,786	63,550	65,845	68,856	75,875	79,140
救 护 施 設	1,208	504	400	349	347	353	351	340	339	336	335	296	295
更 生 施 設	81	108	131	145	160	169	173	174	177	177	178	178	177
医 療 保 護 施 設	54	40	22	16	16	18	18	17	17	19	19	19	19
授 産 提 供 施 設	103	88	78	72	68	69	68	65	65	65	64	64	64
宿 所 提 供 施 設	245	184	118	81	76	76	76	68	67	65	62	24	24
養 老 施 設	118	84	51	35	27	21	16	15	13	12	12	11	11
老 人 福 祉 施 設	607	·	·	·	·	·	·	·	·	·	·	·	·
養護老人ホーム(一般)	795	1,194	2,155	3,354	4,610	6,506	12,904	17,036	19,106	21,820	28,643	31,037	·
養護老人ホーム(盲)	702	810	909	910	902	904	900	901	901	902	902	903	·
特別養護老人ホーム	27	152	539	1,031	1,619	2,260	3,201	3,713	3,942	4,214	4,463	4,651	·
軽費老人ホーム(A型)	99	170	242	254	252	251	250	249	246	246	245	245	·
軽費老人ホーム(B型)	52	22	36	38	38	38	38	38	38	38	38	38	·
軽費老人ホーム(介護利用型)	·	·	·	·	·	3	261	623	794	985	1,160	1,297	·
老人福祉センター(特A型)	1,767	1,457	1,594	1,603	1,612	1,627	1,624	1,624	1,618	1,618	1,618	1,618	·
老人福祉センター(A型)	30	180	561	1,173	1,767	326	354	364	369	373	378	382	·
老人福祉センター(B型)	·	·	·	·	·	265	407	486	·	·	·	·	·
老人日帰り介護施設(A型)	·	·	·	·	·	977	2,863	3,826	4,256	6,195	·	·	·
老人日帰り介護施設(B型)	·	·	·	·	·	307	348	367	·	·	·	·	·
老人日帰り介護施設(C型)	·	·	·	·	·	187	326	419	·	·	·	·	·
老人日帰り介護施設(D型)	·	·	·	·	·	326	718	934	1,206	·	·	·	·
老人日帰り介護施設(E型)	·	·	·	·	·	15	33	43	79	·	8,037	9,138	·
通 所 介 護	·	·	·	·	·	·	·	·	·	·	4,515	4,887	·
老人短期入所施設	·	·	·	·	·	·	2,028	3,570	4,379	5,636	6,964	7,560	·
短 期 入 所 生 活 介 護	·	·	·	·	·	·	·	·	·	·	·	·	·
老人介護支援センター	·	·	·	·	·	·	2,028	3,570	4,379	5,636	6,964	7,560	·
身体障害者更生援護施設	139	169	263	394	574	848	1,033	1,321	1,488	1,577	1,668	1,766	1,883
肢体不自由者更生施設	43	44	50	53	51	48	44	41	38	37	37	37	36
視覚障害者更生施設	11	14	13	12	13	16	15	14	14	14	14	14	14
聴覚・言語障害者更生施設	3	3	3	3	4	3	3	3	3	3	3	3	3
内部障害者更生施設	·	·	28	24	21	15	13	6	6	6	6	6	6
身体障害者療護施設	·	·	·	36	109	167	210	269	310	327	352	377	397
重度身体障害者更生援護施設	·	3	18	30	39	52	61	71	72	72	73	73	73
身体障害者福祉ホーム	·	·	·	·	·	10	21	28	34	39	42	50	·
身体障害者授産施設	31	43	59	67	76	87	85	82	83	83	81	80	·
重度身体障害者授産施設	·	·	12	43	79	110	119	125	127	127	128	128	·
身体障害者通所授産施設	·	·	·	·	8	64	109	185	213	233	244	252	259
身体障害者小規模通所授産施設	·	·	·	·	·	·	·	·	·	·	·	26	·
身体障害者福祉工場	·	·	·	12	19	21	24	34	35	35	37	37	·
身体障害者福祉センター(A型)	·	·	·	10	14	24	33	36	38	40	40	41	40
身体障害者福祉センター(B型)	·	·	·	·	30	114	157	197	204	206	208	210	213
在宅障害者デイサービス施設	·	·	·	·	·	25	103	179	220	271	325	371	·
障害者更生センター	·	·	·	·	·	8	9	9	10	9	9	9	·
補 装 具 製 作 施 設	28	30	30	31	29	34	28	26	26	26	24	23	23
盲 尊 大 訓 練 施 設	·	·	·	·	·	·	·	·	·	·	·	7	·
点 字 図 書 館	18	26	41	63	70	73	74	74	73	73	73	74	·
点 字 出 版 施 設	5	6	9	10	12	13	13	14	14	14	13	13	·
聴覚障害者情報提供施設	·	·	·	·	·	·	11	15	17	18	22	24	·
婦 人 保 護 施 設	65	67	61	60	58	56	53	52	52	52	51	50	50
児 童 福 祉 施 設	11,916	14,020	20,484	26,546	31,980	33,309	33,176	33,231	33,243	33,198	33,166	33,089	33,217
助 産 施 設	288	479	960	1,032	937	780	635	560	547	537	530	516	502
乳 女 院	131	127	126	129	125	122	118	116	115	114	114	114	115
母 子 生 活 支 援 施 設	650	621	527	424	369	348	327	309	302	300	293	290	286
保 育 所	9,782	11,199	14,101	18,238	22,036	22,899	22,703	22,488	22,387	22,327	22,275	22,199	22,231
兒 童 義 護 施 設	551	546	522	525	531	538	533	528	526	555	553	552	551
知 的 障 害 児 施 設	131	219	315	349	349	321	307	295	284	280	278	272	270
自 閉 症 兒 施 設	·	·	·	·	3	8	7	6	6	7	7	7	·
知 的 障 害 児 通 園 施 設	28	56	96	175	217	218	215	222	226	229	230	234	239

区分	昭和35年 (1960)	40 (1965)	45 (1970)	50 (1975)	55 (1980)	60 (1985)	平成2年 (1990)	7 (1995)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)

<tbl_r cells="14" ix

第285表 生活福祉資金貸付状況

区分	平成9年度(1997)		10(1998)		11(1999)		12(2000)		13(2001)		14(2002)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
合計	16,827	16,188,729	16,892	15,746,692	14,017	12,789,886	13,893	10,636,145	11,523	9,600,950	13,016	10,437,145
更生資金	938	1,254,489	892	1,213,532	859	1,183,861	656	810,658	563	580,154	585	583,419
障害者更生資金	744	1,429,645	604	1,117,152	450	797,802	357	612,150	293	497,376	246	413,681
生活資金	458	233,389	475	242,896	435	210,346	2,140	527,430	308	149,003	402	197,365
福祉資金	1,783	1,853,716	1,917	1,836,333	1,695	1,594,191	1,772	1,546,506	1,448	1,253,316	1,524	1,246,518
住宅資金	1,123	1,739,458	999	1,498,684	731	1,068,703	580	857,087	477	721,421	412	531,153
修学資金	11,152	9,409,708	11,377	9,609,419	9,217	7,654,622	7,802	6,091,731	7,921	6,182,824	9,090	7,258,703
療養・介護資金	529	146,920	556	152,805	493	136,734	538	146,427	431	120,024	691	168,966
災害援護資金	100	121,404	72	75,869	137	143,627	48	44,156	82	96,832	37	35,920
緊急小口資金	·	·	·	·	·	·	·	·	·	29	·	1,420

資料：厚生労働省社会・援護局調べ

第286表 母子福祉資金貸付状況

区分	平成8年度(1996)		9(1997)		10(1998)		11(1999)		12(2000)		13(2001)	
	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
合計	57,241	19,356,592	54,499	19,081,515	55,168	19,683,348	55,782	20,930,372	55,251	21,742,587	54,666	21,863,883
事業開始資金	159	345,053	125	270,902	128	271,390	96	188,177	110	242,630	141	308,980
事業継続資金	104	113,394	99	108,474	94	111,030	66	74,119	102	111,025	66	70,676
修学資金	41,897	14,943,906	39,503	14,839,596	38,528	14,910,944	38,260	16,008,085	38,370	16,799,785	38,006	16,945,613
技能習得資金	335	93,744	400	110,641	556	161,174	771	278,016	905	337,954	963	365,286
修業資金	813	242,690	804	245,077	905	300,283	1,014	391,546	954	398,045	920	394,567
就職支度資金	155	26,455	158	25,050	192	31,390	176	30,707	208	38,961	160	31,171
医療介護資金	66	12,061	89	15,122	83	13,802	82	12,788	82	13,868	78	11,027
生活資金	739	273,963	800	307,788	1,043	412,418	1,252	527,837	1,366	556,302	1,488	612,990
住宅資金	248	319,320	174	212,879	196	220,781	140	154,651	138	145,237	106	97,077
転宅資金	851	192,754	939	219,709	1,260	289,796	1,326	305,499	1,381	318,353	1,360	311,774
就学支度資金	11,802	2,783,133	11,337	2,716,524	11,597	2,834,734	11,897	2,848,689	11,360	2,735,763	11,195	2,683,408
結婚資金	22	6,050	21	5,930	22	6,440	14	4,200	16	4,800	16	4,740
児童扶養資金	50	4,069	50	3,823	564	119,165	688	106,057	259	39,865	167	26,573

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

第287表 災害救助法適用状況及び災害救助費国庫負担状況

区分	平成9年度(1997)	10(1998)	11(1999)	12(2000)	13(2001)	14(2002)	(単位 金額:千円)
							(単位 金額:千円)
法適用都道府県延数	4	12	10	9	2	2	2
法適用都道府県実数	3	11	9	8	2	2	2
法適用市町村延数	7	27	30	48	4	2	2
災害救助費国庫負担額	1,062,575	3,718,384	5,262,443	2,752,723	90,774	10,994	10,994
国庫負担対象都道府県数	5	11	11	9	2	2	2

資料：厚生労働省社会・援護局調べ

第9節 生活保護

第288表 被保護実世帯・被保護実人員・保護率

区分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
被保護世帯数						
年 度 合 計	7,577,856	7,956,725	8,448,659	9,015,632	9,662,022	10,451,173
1か月平均	631,488	663,060	704,055	751,303	805,169	870,931
被保護人員						
年 度 合 計	10,867,069	11,363,923	12,053,666	12,866,887	13,777,056	14,912,681
1か月平均	905,589	946,994	1,004,472	1,072,241	1,148,088	1,242,723
保護率(人口千対)	7.2	7.5	7.9	8.4	9.0	9.8
総人口(千人)	126,166	126,486	126,686	126,926	127,291	127,435

(注) 保護率の算出は、1か月平均の被保護実人員を総務省統計局発表による各年10月1日現在の推計人口(総人口)で除した。平成12年度については、国勢調査統計表による人口で除した。

資料: 厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第289表 被保護実世帯数(世帯主の労働力類型別)

区分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
被保護実世帯数	631,488	663,060	704,055	751,303	805,169	870,931
現に保護を受けた世帯数	630,577	662,094	703,072	750,181	803,993	869,637
世帯主が働いている世帯	62,987	63,838	66,508	71,151	75,726	82,746
常 用	38,058	39,027	41,592	45,552	49,397	54,504
日 雇	8,529	8,596	8,713	9,318	9,910	11,057
内 職	6,599	6,403	6,341	6,360	6,339	6,364
そ の 他	9,802	9,812	9,863	9,921	10,079	10,820
そ の 他 の 世 帯	567,589	598,255	636,564	679,031	728,267	786,891
世帯員が働いている世帯	16,724	16,907	17,568	18,509	19,569	20,965
働いている者のいない世帯	550,865	581,348	618,996	660,522	708,698	765,926
保 護 停 止 中 の 世 帯	911	967	983	1,121	1,176	1,294

(注) 年度1か月の平均である。

資料: 厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第290表 扶助別人員

区分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
被保護実人員	905,589	946,994	1,004,472	1,072,241	1,148,088	1,242,723
生活扶助	783,840	821,931	877,080	943,025	1,014,524	1,105,499
住宅扶助	668,756	707,094	763,315	824,129	891,223	975,486
教育扶助	84,006	86,254	91,042	96,944	104,590	114,213
介護扶助	·	·	·	66,832	84,463	105,964
医療扶助	715,662	753,366	803,855	864,231	928,527	1,002,886
入院	126,530	130,358	134,043	132,751	134,956	135,197
単給	74,456	75,352	76,160	71,380	70,260	67,725
併給	52,074	55,006	57,883	61,371	64,696	67,472
入院外	589,132	623,008	669,812	731,480	793,572	867,689
単給	16,799	18,063	18,800	17,952	19,042	20,098
併給	572,334	604,945	651,012	713,529	774,530	847,591
出産扶助	70	80	82	95	91	101
生業扶助	1,228	943	711	713	706	743
葬祭扶助	1,301	1,377	1,442	1,508	1,641	1,791

(注) 年度1か月の平均である。

資料: 厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第291表 保護開始世帯数(世帯類型・構造別)

平成14年9月

区分	総数	高齢者世帯	母子世帯	傷病者世帯	障害者世帯	その他の世帯
総数	16,894	4,137	1,591	7,782	595	2,789
世帯主の傷病	6,692	909	298	4,843	315	327
世帯員の傷病	213	27	14	78	6	88
働いていた者の死亡	49	21	18	1	—	9
働いていた者の離別等	892	110	623	51	17	91
定年・失業	1,096	238	77	111	28	642
老齢による収入減少	858	794	·	17	4	43
事業不振・倒産	165	68	6	13	2	76
その他の働きによる収入減少	687	131	168	50	13	325
要介護状態	43	25	3	6	3	6
社会保障給付金の減少・喪失	235	140	8	25	20	42
仕送りの減少・喪失	533	275	77	68	42	71
貯金等の減少・喪失	2,065	921	180	237	104	623
その他の	3,366	478	119	2,282	41	446

資料: 厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第292表 保護廃止世帯数（世帯類型・構造別）

平成14年9月

区分	総数	高齢者世帯	母子世帯	傷病者世帯	障害者世帯	その他の世帯
総 数	10,817	2,854	616	5,562	468	1,317
世帯主の傷病治癒	1,055	109	3	898	23	22
世帯員の傷病治癒	14	—	—	9	—	5
死 亡	2,252	1,397	1	659	138	57
失 そ う	1,265	150	16	735	32	332
働きによる収入の増加・取得	1,140	65	282	339	41	413
働き手の転入	115	27	47	17	1	23
社会保障給付金の増加	508	181	12	156	85	74
仕送りの増加	82	43	17	15	3	4
親類・縁者等の引取り	295	136	45	77	11	26
施設入所	200	155	4	18	16	7
医療費の他法負担	38	11	1	16	9	1
そ の 他	3,853	580	188	2,623	109	353

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第293表 保護費（扶助別）

(単位 千円)

区分	平成8年度 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
総額	1,545,328,134	1,637,579,103	1,729,857,095	1,860,271,760	1,973,420,396	2,111,757,630
生活扶助費	488,825,236	521,340,874	557,855,734	593,605,715	641,003,527	695,069,736
住宅扶助費	137,626,003	149,639,778	161,522,006	180,232,535	200,684,532	223,992,950
教育扶助費	6,939,936	7,158,316	7,386,347	7,819,249	8,348,790	8,930,353
介護扶助費	·	·	·	·	14,333,250	22,163,237
医療扶助費	877,290,963	923,005,201	965,857,352	1,041,626,043	1,071,099,195	1,122,908,438
出産扶助費	140,790	148,733	173,257	180,700	218,744	214,920
生業扶助費	266,214	235,697	172,308	149,101	171,934	188,171
葬祭扶助費	2,608,005	2,756,465	3,094,059	3,237,751	3,423,498	3,697,152
施設事務費及び委託事務費	31,630,988	33,294,039	33,796,033	33,420,665	34,136,926	34,592,672
《1人当り月額(円)》						
総額	145,111	150,692	152,224	154,332	153,372	153,281
生活扶助費	53,163	55,426	56,559	56,400	56,644	57,093
住宅扶助費	17,683	18,647	19,036	19,677	20,293	20,944
教育扶助費	6,806	7,101	7,136	7,157	7,177	7,115

資料：厚生労働省社会・援護局調べ

第294表 医療扶助決定状況（診療費分）

(単位 金額：千円)

区分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
合計件数	13,181,567	13,980,772	15,159,400	16,419,553	18,940,662	20,967,568
金額	883,152,886	911,044,073	964,940,762	996,347,313	1,039,079,270	1,064,435,714
一般診療件数	12,082,934	12,849,904	13,922,628	15,064,306	17,462,856	19,311,290
金額	859,469,855	885,777,214	936,971,731	965,935,928	1,004,845,357	1,027,740,309
入院件数	1,772,033	1,803,699	1,845,905	1,833,626	1,854,063	1,880,038
金額	627,569,781	650,295,871	683,256,220	695,562,860	713,717,220	722,195,460
入院外件数	10,310,901	11,046,205	12,076,723	13,230,680	15,608,793	17,431,252
金額	231,900,074	235,481,343	253,715,511	270,373,068	291,128,137	305,544,849
歯科診療件数	1,098,633	1,130,868	1,236,772	1,355,247	1,477,806	1,656,278
金額	23,683,031	25,266,859	27,969,031	30,411,385	34,233,913	36,695,405

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第295表 生活保護基準額改定の推移

区分	実施年月日	生活扶助	改定率(%)		住宅扶助
			改定率(%)		
第1回	21.3.13	199,80	—	—	—
第1次	21.4.1	252	126.6	—	—
第5次	22.7.1	912	144.8	—	—
第10次	24.5.1	5,200	114.7	—	—
第15次	34.4.1	9,346	105.6	—	—
第16次	35.4.1	9,621	102.9	—	—
第17次	36.4.1	10,344	116.0	—	—
第20次	39.4.1	16,147	113.0	2,000	—
第21次	40.4.1	18,084	112.0	2,000	—
第25次	44.4.1	29,945	113.0	2,800	—
第30次	49.4.1	60,690	120.0	5,500	—
第35次	54.4.1	114,340	108.3	9,000	—
第40次	59.4.1	152,960	102.9	9,000	—
第42次	61.4.1	126,977	102.0	9,000	—
第43次	62.4.1	129,136	101.7	9,000	—
第44次	63.4.1	130,944	101.4	9,000	—
第45次	元.4.1	136,444	104.2	13,000	—
第46次	2.4.1	140,674	103.1	13,000	—
第47次	3.4.1	145,457	103.4	13,000	—
第48次	4.4.1	149,966	103.1	13,000	—
第49次	5.4.1	153,265	102.2	13,000	—
第50次	6.4.1	155,717	101.6	13,000	—
第51次	7.4.1	157,274	101.0	13,000	—
第52次	8.4.1	158,375	100.7	13,000	—
第53次	9.4.1	161,859	102.2	13,000	—
第54次	10.4.1	163,316	100.9	13,000	—
第55次	11.4.1	163,806	100.3	13,000	—
第56次	12.4.1	163,970	100.1	13,000	—
第57次	13.4.1	163,970	100.0 (据置)	13,000	—
第58次	14.4.1	163,970	100.0 (据置)	13,000	—
第59次	15.4.1	175,490	99.1	13,000	—

(注) 1 第16次改定までは1級地標準5人世帯(64歳男、35歳女、9歳男、5歳女、1歳男)、第17次以降は1級地標準4人世帯(35歳男、30歳女、9歳男、4歳女)である。

なお、第21次の基準額は18,204円であるが、前年との比較上乳幼児分120円を除いている。

第42次以降は1級地標準3人世帯(33歳男、29歳女、4歳子)である。

第43次以降は1級地-1である。

2 上記の他に、米価補正による改定等がある。

資料：厚生労働省社会・援護局調べ

第296表 保護施設の施設数及び在所者数

各年10月1日現在

区分	平成8年度 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
総 数 施 設 数	340	339	336	335	296	295
在所者数	21,292	21,609	21,747	21,621	19,891	20,009
救護施設 施設数	177	177	177	177	178	177
在所者数	16,884	17,133	17,113	17,047	16,851	16,789
更生施設 施設数	17	17	17	19	19	19
在所者数	1,538	1,658	1,943	1,956	1,890	2,033
医療保護施設 施設数	65	65	65	65	64	64
授産施設 施設数	67	67	65	62	24	24
在所者数	2,305	2,284	2,205	2,117	699	703
宿所提供之施設 施設数	14	13	12	11	11	11
在所者数	565	534	486	501	451	484

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉施設等調査報告」

第10節 恩給・戦争犠牲者援護

1 恩 給

第297表 文官恩給年金受給権者状況

区分	合計			普通恩給			増加恩給			人員
	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額	
平成8年度 (1996)	65,459	77,698,990	1,186,987	14,015	19,365,389	1,381,762	413	1,359,526	3,291,831	66
9 (1997)	61,057	72,441,286	1,186,453	12,469	17,165,736	1,376,673	384	1,269,497	3,305,982	64
10 (1998)	56,281	67,189,985	1,193,831	11,022	15,336,511	1,391,445	348	1,152,782	3,312,592	56
11 (1999)	51,836	61,819,728	1,192,602	9,675	13,423,938	1,387,487	322	1,073,260	3,333,105	49
12 (2000)	48,309	57,620,556	1,192,750	8,645	12,218,038	1,413,307	300	994,366	3,314,554	46
13 (2001)	44,508	52,900,554	1,188,563	7,585	10,864,587	1,432,378	274	897,088	3,274,042	41
平成13年度										
文 官	23,629	28,442,325	1,203,704	2,911	3,739,459	1,284,596	144	479,960	3,333,058	24
教育職員	5,790	8,106,296	1,400,051	1,046	1,749,697	1,672,750	28	87,187	3,113,821	3
警察監獄職員	13,782	12,620,586	915,730	2,915	2,668,712	915,510	100	323,958	3,239,583	13
待遇職員	207	222,831	1,076,476	17	17,331	1,019,441	2	5,982	2,990,900	1
執行官	136	227,483	1,672,666	136	227,483	1,672,666	—	—	—	—
帰外国人	43	78,975	1,836,628	43	78,975	1,836,628	—	—	—	—
国会議員	921	3,202,059	3,476,720	517	2,382,932	4,609,152	—	—	—	—

資料：総務省人事・恩給局調べ

第298表 軍人恩給年金受給権者状況

区分	合計			普通恩給			増加恩給			傷病年金	
	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額	人員	金額
平成8年度(1996)	1,604,839	1,409,095,276	878,029	642,648	402,232,634	625,918	25,837	84,342,529	3,264,409	44,559	57,607,499
9 (1997)	1,560,727	1,367,179,120	875,989	600,657	379,369,501	631,591	24,104	79,283,652	3,289,232	41,850	54,415,152
10 (1998)	1,505,748	1,323,169,718	878,746	554,986	355,118,650	639,870	22,301	74,109,033	3,323,126	38,891	50,992,032
11 (1999)	1,455,300	1,275,211,847	876,254	510,361	329,711,209	646,035	20,526	68,636,635	3,343,887	35,993	47,428,677
12 (2000)	1,408,032	1,226,913,548	871,368	470,422	306,243,931	650,998	18,926	63,463,374	3,353,238	33,369	44,005,103
13 (2001)	1,354,237	1,167,980,340	862,464	428,094	278,349,658	650,207	17,283	57,920,515	3,351,300	30,653	40,333,970

資料：総務省人事・恩給局調べ

傷病年金	扶助料						傷病者遺族特別年金			
	普通扶助料			公務扶助料						
	金額	平均額	人員	金額	平均額	人員				
89,061	1,349,409	45,897	47,192,139	1,028,218	5,044	9,681,597	1,919,428	24	11,278	469,910
86,568	1,352,625	43,359	44,711,497	1,031,193	4,757	9,196,607	1,933,279	24	11,381	474,210
75,736	1,352,429	40,427	41,999,761	1,038,904	4,406	8,614,585	1,955,194	22	10,611	482,310
66,968	1,366,690	37,668	39,170,894	1,039,898	4,099	8,073,435	1,969,611	23	11,233	488,410
62,594	1,360,748	35,430	36,698,489	1,035,803	3,863	7,634,734	1,976,374	25	12,335	493,410
55,510	1,353,893	32,982	33,952,640	1,029,429	3,600	7,117,774	1,977,159	26	12,956	498,310
31,878	1,328,258	17,702	18,590,527	1,050,194	2,830	5,591,530	1,975,806	18	8,970	498,310
3,999	1,333,000	4,501	5,822,393	1,293,578	212	443,021	2,089,723	—	—	—
18,350	1,411,554	10,223	8,587,705	840,038	523	1,017,874	1,946,222	8	3,986	498,310
1,282	1,282,200	152	132,888	874,264	35	65,348	1,867,086	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	404	819,127	2,027,542	—	—	—	—	—	—

第299表 都道府県知事裁定恩給年金受給権者状況

区分	合計			普通恩給			増加恩給		
	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額
	千円	円	千円	千円	円	千円	千円	円	円
平成8年度(1996)	75,400	100,498,595	1,332,873	24,810	39,157,112	1,578,279	106	303,683	2,864,932
9 (1997)	69,942	92,896,859	1,328,198	22,177	34,746,937	1,566,801	103	292,677	2,841,525
10 (1998)	64,554	85,812,395	1,329,312	19,727	30,799,177	1,561,270	94	271,867	2,892,205
11 (1999)	59,454	78,525,237	1,320,773	17,499	27,040,056	1,545,234	86	244,379	2,841,617
12 (2000)	54,758	71,644,336	1,308,381	15,535	23,720,010	1,526,875	82	234,148	2,855,463
13 (2001)	50,118	64,717,753	1,291,308	13,621	20,508,661	1,505,665	73	206,855	2,833,625
平成13年度									
文官	3,722	4,703,480	1,263,697	401	762,376	1,901,187	12	32,736	2,727,958
教育職員	25,735	39,033,809	1,516,760	8,146	14,117,773	1,733,093	6	22,185	3,697,500
警察監獄職員	20,469	20,794,886	1,015,921	5,069	5,622,528	1,109,199	55	151,934	2,762,438
待遇職員	192	185,579	966,555	5	5,985	1,196,940	—	—	—

資料：総務省人事・恩給局調べ

人員	傷病年金			扶助料				傷病者遺族特別年金			
				普通扶助料		公務扶助料					
	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額	人員	
8	10,905	1,363,125	49,562	59,276,708	1,196,011	905	1,745,958	1,929,236	9	4,229	469,910
7	9,664	1,380,571	46,769	56,136,993	1,200,303	877	1,706,320	1,945,633	9	4,268	474,210
5	7,544	1,508,800	43,873	53,062,987	1,209,468	845	1,665,997	1,971,594	10	4,823	482,310
5	7,597	1,519,400	41,045	49,619,256	1,208,899	809	1,609,066	1,988,956	10	4,884	488,410
5	7,612	1,522,400	38,354	46,137,189	1,202,930	772	1,540,443	1,995,392	10	4,934	493,410
5	7,226	1,445,120	35,681	42,536,207	1,192,125	728	1,453,822	1,997,008	10	4,983	498,310
—	—	—	3,237	3,757,821	1,160,896	72	150,548	2,090,944	—	—	—
—	—	—	17,452	24,604,068	1,409,814	131	289,784	2,212,089	—	—	—
5	7,226	1,445,120	14,805	13,994,725	945,270	525	1,013,490	1,930,457	10	4,983	498,310
—	—	—	187	179,594	960,395	—	—	—	—	—	—

2 戦争犠牲者援護

第300表 未帰還者留守家族等援護法による援護状況

(単位 金額: 千円)

区分	平成9年度 (1997)		10 (1998)		11 (1999)		12 (2000)		13 (2001)		14 (2002)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
合 計	53	2,601	170	13,257	419	37,182	76	9,027	49	5,623	57	6,053
帰郷旅費	34	31	34	31	30	28	3	3	4	4	5	5
葬祭料	15	2,550	74	12,916	209	36,259	51	8,914	31	5,549	32	5,948
遺骨引取経費	4	20	62	310	180	895	22	110	14	70	20	100

資料: 厚生労働省社会・援護局調べ

第301表 戦傷病者特別援護法による療養の給付等の援護状況

(単位 金額: 千円)

区分	平成9年度 (1997)		10 (1998)		11 (1999)		12 (2000)		13 (2001)		14 (2002)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
合 計	35,101	2,492,204	42,906	2,287,311	29,540	2,094,318	27,137	1,921,888	25,250	1,757,013	23,115	1,465,549
療養の給付	32,643	2,255,197	40,809	2,087,571	27,583	1,901,183	25,462	1,746,841	23,718	1,597,611	21,767	1,334,021
療養手当	228	6,697	216	6,414	197	5,870	180	5,364	174	5,185	173	5,155
葬祭費	127	21,413	103	17,954	77	13,365	65	11,602	59	10,558	53	9,967
補装具給付費	2,103	208,897	1,778	175,372	1,683	173,900	1,430	158,081	1,299	143,659	1,122	116,406

資料: 厚生労働省社会・援護局調べ

第302表 戦傷病者特別援護法による補装具交付状況

(単位 金額: 千円)

区分	平成9年度 (1997)		10 (1998)		11 (1999)		12 (2000)		13 (2001)		14 (2002)	
	件数	公費負担額	件数	公費負担額	件数	公費負担額	件数	公費負担額	件数	公費負担額	件数	公費負担額
交付	1,280	162,490	1,085	138,544	1,056	137,045	878	126,541	808	109,527	676	89,069
修理	823	46,407	693	36,828	627	36,855	552	31,540	491	34,132	446	27,337

資料: 厚生労働省社会・援護局調べ

第303表 戦傷病者戦没者遺族等援護法給付状況

年度末現在 (単位 金額: 千円)

区分	平成9年度 (1997)		10 (1998)		11 (1999)		12 (2000)		13 (2001)		14 (2002)	
	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
合 計	50,210	95,044,151	46,636	88,574,649	43,332	84,551,440	40,074	77,495,767	37,673	71,602,393	34,331	66,650,153
障害年金	4,006	9,246,518	3,856	8,885,125	3,672	8,580,914	3,478	8,214,178	3,314	7,798,593	3,175	7,303,801
遺族年金	31,698	58,861,775	29,536	54,780,635	27,487	51,733,582	25,439	47,750,674	23,959	44,099,947	21,822	41,128,772
遺族給与金	14,506	26,935,858	13,244	24,908,889	12,173	24,236,944	11,157	21,530,915	10,400	19,703,853	9,334	18,217,580
弔慰金 (国債) 支給人數	2,084,068		2,084,204		2,084,352		2,084,461		2,084,550		2,084,624	

(注) 「遺族年金」「遺族給与金」の人員数は、後順位の人員を含めた数である。

資料: 厚生労働省社会・援護局調べ

第304表 原爆被爆者対策状況

(単位 金額: 千円)

区分	平成9年度 (1997)		10 (1998)		11 (1999)		12 (2000)		13 (2001)		14 (2002)	
	健 手帳交付	認定被爆者(再掲)	健診受診証交付	医療給付総額	原爆疾病	支払総額	件 数	1件当たり金額(円)	一般疾病	支払総額	件 数	1件当たり金額(円)
健 手帳交付	311,704	304,455	297,613	291,824	285,620	279,174			健 手帳交付	24,724,991	24,429,293	22,660,518
認定被爆者(再掲)	2,092	2,074	2,166	2,238	2,169	2,223			認定被爆者(再掲)	4,393,941	4,113,873	3,825,926
健診受診証交付	1,829	1,604	1,495	1,379	1,274	1,185			健診受診証交付	3,563,330	3,344,606	3,151,555
医療給付総額	24,935,829	24,604,536	22,853,220	21,478,606	20,398,503	19,286,709			医療給付総額	5,627	5,938	5,984
原爆疾病	210,838	175,243	192,702	155,760	151,694	187,000			原爆疾病	6,053	6,053	6,060
支払総額	6,785	6,006	6,030	5,938	6,117	5,876			支払総額	5,923	5,984	6,060
件 数												

第11節 関連制度・関係機関

1 関連制度

① 住宅関係

第305表 住宅数・世帯数・世帯人員・1戸当り居住室数・畳数・延べ面積・1人当り居住室の畳数

平成10(1998)年10月1日現在								
区分	住宅数	世帯数	世帯人員	1戸当り居住室数	1戸当り居住室の畳数	1戸当り延べ面積(m ²)	1人当り居住室の畳数	
全 国	43,922,100	44,211,300	123,646,700	4.79	31.77	92.43	11.24	
持 家	26,467,800	26,658,700	86,613,600	6.02	40.98	122.74	12.52	
借 家	16,730,000	16,824,200	35,476,600	2.84	17.19	44.49	8.11	
公 営 の 借 家	2,086,700	2,088,400	5,451,000	3.41	18.92	50.19	7.24	
公 団 ・ 公 社 の 借 家	864,300	865,300	2,152,200	3.11	17.42	46.97	7.00	
民営借家(木造・設備専用)	5,248,900	5,274,600	11,093,600	2.94	17.43	46.86	8.25	
民営借家(木造・設備共用)	177,300	177,900	195,800	1.28	6.90	15.98	6.24	
民営借家(非木造・設備専用)	6,575,200	6,606,800	12,322,600	2.49	15.97	39.07	8.52	
民営借家(非木造・設備共用)	48,400	49,600	53,800	1.17	7.00	16.20	6.29	
給 与 住 宅	1,729,200	1,761,500	4,207,500	3.22	20.24	53.52	8.32	
市 部	35,700,900	35,957,400	97,012,600	4.49	29.70	84.97	10.88	
持 家	19,850,200	20,022,700	63,745,100	5.79	39.47	116.69	12.29	
借 家	15,153,900	15,234,000	31,778,300	2.79	16.91	43.42	8.06	
公 営 の 借 家	1,727,500	1,728,300	4,497,000	3.42	18.86	49.66	7.25	
公 団 ・ 公 社 の 借 家	819,900	820,800	2,023,200	3.09	17.36	46.79	7.04	
民営借家(木造・設備専用)	4,707,200	4,729,200	9,796,500	2.87	16.93	45.01	8.14	
民営借家(木造・設備共用)	171,600	172,100	188,700	1.27	6.78	15.67	6.17	
民営借家(非木造・設備専用)	6,189,400	6,216,900	11,522,800	2.47	15.84	38.73	8.51	
民営借家(非木造・設備共用)	39,800	40,900	44,700	1.17	6.85	16.07	6.09	
給 与 住 宅	1,498,600	1,525,700	3,705,400	3.21	20.14	52.69	8.15	
人口集中地区(再掲)	30,290,600	30,521,500	79,086,300	4.22	27.64	77.99	10.54	
持 家	15,468,200	15,624,500	48,183,600	5.54	37.60	110.15	12.07	
借 家	14,157,800	14,228,900	29,492,100	2.77	16.76	42.85	8.05	
公 営 の 借 家	1,524,500	1,525,200	3,936,600	3.42	18.84	49.39	7.30	
公 団 ・ 公 社 の 借 家	790,400	791,400	1,943,400	3.10	17.34	46.71	7.05	
民営借家(木造・設備専用)	4,371,600	4,391,500	8,970,600	2.83	16.58	43.76	8.08	
民営借家(木造・設備共用)	164,400	164,800	180,500	1.27	6.76	15.63	6.16	
民営借家(非木造・設備専用)	5,885,400	5,910,200	10,970,300	2.47	15.83	38.68	8.50	
民営借家(非木造・設備共用)	38,600	39,600	43,100	1.16	6.77	15.82	6.05	
給 与 住 宅	1,382,900	1,406,200	3,447,700	3.21	20.14	52.34	8.08	

(注) 1 「市部」「人口集中地区」は、住宅の所有の関係「不詳」を含む。

2 標本調査による推定結果であるため、10位を四捨五入して100位までを有効数字として表章した。したがって、表中の個々の数字の合計が必ずしも総数とは一致しない。

3 「住宅・土地統計調査報告」は、5年ごとの調査である。

資料：総務省統計局「平成10年住宅・土地統計調査報告」

第306表 居住状況(地域別)

平成10(1998)年10月1日現在

区分	全 国	市 部
世 帯 総 数	44,133,900	35,876,000
持 家	26,467,800	19,850,200
借 家	16,730,000	15,153,900
公 営	2,086,700	1,727,500
公 团 ・ 公 社	864,300	819,900
民 木	12,049,800	11,107,900
非 木	5,426,200	4,878,800
給 与 住 宅	6,623,600	6,229,100
住 宅 所 有 関 係 不 詳	1,729,200	1,498,600
同 居	724,400	696,800
住 宅 以 外 の 建 物 に 居 住	156,600	141,600

(注) 1 標本調査による推定結果であるため、10位を四捨五入して100位までを有効数字として表章した。したがって、表中の個々の数字の合計が必ずしも総数とは一致しない。

2 「住宅・土地統計調査報告」は、5年ごとの調査である。

資料：総務省統計局「平成10年住宅・土地統計調査報告」

第307表 住宅の所有関係

区分	全 国			京浜葉大都市圏		
	世帯総数	持 家	借 家	世帯総数	持 家	借 家
昭和43年(1968)	24,197,900	14,594,200	9,603,600	5,668,700	2,719,400	2,949,200
48 (1973)	29,232,800	17,395,000	11,837,900	7,311,200	3,498,000	3,813,200
53 (1978)	32,504,200	19,650,100	12,782,600	8,459,100	4,213,000	4,196,900
58 (1983)	34,903,200	21,758,500	13,040,600	9,253,800	4,966,300	4,242,900
63 (1988)	37,595,200	23,034,100	14,109,100	10,324,700	5,357,000	4,704,500
平成5年(1993)	40,970,700	24,484,800	15,777,700	11,697,800	5,899,400	5,417,400
10 (1998)	44,211,300	26,658,700	16,824,200	12,743,000	6,692,500	5,731,200

(注) 1 世帯総数は、「主世帯」と「同居世帯又は住宅以外の建物に居住する世帯」の合計である。ただし昭和43年は、「主世帯」のみの数である。

2 世帯総数は、「持家」「借家」のほか、住宅の所有関係「不詳」を含む。

3 京浜葉大都市圏は、東京都特別区部、千葉市、横浜市、川崎市及びこれらの周辺市町村(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県)からなる。

4 「住宅・土地統計調査報告」は、5年ごとの調査である。

資料：総務省統計局「平成10年住宅・土地統計調査報告」

第308表 1か月当たり家賃階級別にみた借家数（住宅の所有関係別）

区分	総数	50円未満	50~4,999	5,000~9,999	10,000~14,999	15,000~19,999	20,000~24,999	25,000~29,999	30,000~39,999
全 国	167,300	4,464	2,858	6,689	7,341	7,330	7,771	7,459	22,203
借 家 (専用住宅)	163,695	4,021	2,837	6,642	7,255	7,258	7,657	7,362	21,868
公 営 の 借 家	20,853	418	1,478	2,848	2,990	2,999	2,622	2,029	2,606
公 団・公 社 の 借 家	8,632	—	1	16	103	387	321	709	2,111
民営借家(木造・設備専用)	50,712	1,256	146	350	779	1,013	2,205	2,796	10,223
民営借家(木造・設備共用)	1,749	19	5	35	181	367	401	296	305
民 営 借 家 (非木造)	64,891	619	70	194	282	316	515	764	5,554
給 与 住 宅	16,857	1,708	1,136	3,199	2,921	2,176	1,592	768	1,069
借 家 (併用住宅)	3,606	443	22	47	86	72	114	96	335

(注) 1 標本調査による推定結果であるため、10位を四捨五入して100位までを有効数字として表記した。したがって、表中の個々の数字の合計がからならずしも総数とは一致しない。

2 「住宅・土地統計調査報告」は、5年ごとの調査である。

資料：総務省統計局「平成10年住宅・土地統計調査報告」

40,000~49,999	50,000~59,999	60,000~69,999	70,000~79,999	80,000~89,999	90,000~99,999	100,000~109,999	110,000~119,999	120,000~129,999	130,000円以上	不詳
24,203	22,017	18,109	11,613	7,432	4,073	3,402	2,090	1,836	4,267	2,143
23,846	21,596	17,776	11,318	7,235	3,953	3,238	2,017	1,756	3,984	2,076
1,320	765	371	153	71	21	12	3	3	5	138
1,669	986	651	409	289	216	196	153	114	244	56
9,543	7,861	5,771	3,332	1,906	761	670	289	287	795	729
60	29	10	4	5	2	1	0	—	1	27
10,770	11,556	10,679	7,199	4,792	2,845	2,238	1,498	1,279	2,742	980
484	398	293	221	172	109	120	74	73	197	146
356	421	334	294	197	119	164	73	81	283	67

第309表 公営住宅等建設戸数

区分	平成11年度(1999)		12(2000)		13(2001)		14(2002)	
	予算戸数	実績戸数	予算戸数	実績戸数	予算戸数	実績戸数	予算戸数	実績戸数
建設戸数合計	85,000	56,278	86,000	45,784	79,000	42,587	83,000	34,024
公 営 住 宅	37,000	32,196	37,000	26,574	33,000	27,821	33,000	22,868
木 造	1,775	—	1,561	—	2,150	—	1,642	—
簡易耐火構造平家建	138	—	129	—	101	—	87	—
簡易耐火構造2階建	1,249	—	1,143	—	1,476	—	1,387	—
準耐火構造3階建	169	—	98	—	210	—	102	—
中高層耐火構造	28,865	—	23,643	—	23,884	—	19,650	—
特 定 優 良 貸 住 宅	42,000	20,108	42,000	15,052	30,000	10,844	29,000	6,435
高齢者向け優良貸住宅	6,000	3,974	7,000	4,158	16,000	3,922	21,000	4,721
予 算 額 (千円)	292,195,000	275,237,000	266,789,000	211,928,000				

(注) 1 予算戸数は、年度当初予算に係るものである。

2 平成10年度以降の予算額については、公営住宅建設費等補助の額である。

資料：国土交通省住宅局調べ

第310表 住宅建設戸数

区分	公営住宅等	改良住宅等	高齢者向け優良貸住宅等	特定優良貸住宅	公庫住宅	公団住宅	公的助成民間住宅	その他の住宅	公的資金による住宅計
平成3年度(実績)	45	2	•	•	483	22	13	68	634
4(実績)	48	1	•	•	498	22	15	70	653
5(実績)	69	2	•	•	688	23	17	71	870
6(実績)	72	2	•	•	898	20	19	57	1,068
7(実績)	90	2	•	•	571	22	23	84	792
8(実績)	46	•	—	30	758	22	22	71	949
9(実績)	29	•	—	27	474	19	17	58	623
10(実績)	35	•	4	23	486	14	17	59	638
11(実績)	34	•	9	20	541	15	15	53	688
12(実績見込)	28	•	11	15	459	13	13	51	590
13(実績見込)	45	•	4	11	294	25	12	40	431
14(実績見込)	33	•	5	6	180	21	8	43	296
15(計画)	52	•	23	28	299	25	18	42	487

(注) 1 戸数は、住宅建設5カ年計画ベースのものである。

2 平成7年度までの公営住宅等には、特定優良貸住宅等を含む。

3 平成12年度～平成14年度の実績見込戸数は平成15年3月末日現在のものである。

4 公的助成民間住宅は、農地所有者等賃貸住宅、住宅市街地総合整備事業による住宅等である。(昭和62年度から平成2年度までは、その他の住宅に含まれる)

5 「その他の住宅」は、年金資金運用基金融資住宅、地方公共団体単独住宅等である。

6 「公庫住宅」については、既存住宅購入融資戸数及び財形住宅融資戸数等を含まない。

7 平成8年度より、改良住宅等の区分が「高齢者向け優良貸住宅等」及び「特定優良貸住宅」に分けられた。

8 「公営住宅等」には、第7期住宅建設五箇年計画(平成8～12年度)で「高齢者向け優良貸住宅等」に計上されていた公営住宅の戸数を含む。

9 建設戸数は、四捨五入を行ったため合計が合わないことがある。

資料：国土交通省住宅局調べ

② 雇用関係一般

区分	総人口	15歳以上人口	労働力人口			非労働力人口			労働力人口比率(%)
			総数	就業者	完全失業者	総数	家事	通学	
《男女計》									
昭和45年 (1970)	10,357	7,885	5,153	5,094	59	2,723	1,379	735	609 65.4
55 (1980)	11,683	8,932	5,650	5,536	114	3,249	1,568	834	847 63.3
平成2年 (1990)	12,354	10,089	6,384	6,249	134	3,657	1,528	989	1,140 63.3
7 (1995)	12,520	10,510	6,666	6,457	210	3,836	1,659	914	1,263 63.4
11 (1999)	12,664	10,783	6,779	6,462	317	3,989	1,731	830	1,429 62.9
12 (2000)	12,688	10,836	6,766	6,446	320	4,057	1,775	815	1,466 62.4
13 (2001)	12,715	10,886	6,752	6,412	340	4,125	1,792	801	1,533 62.0
14 (2002)	12,740	10,927	6,689	6,330	359	4,229	1,758	788	1,683 61.2
《男》									
昭和45年 (1970)	5,090	3,825	3,129	3,091	38	691	6	412	273 81.8
55 (1980)	5,753	4,341	3,465	3,394	71	859	8	464	386 79.8
平成2年 (1990)	6,072	4,911	3,791	3,713	77	1,095	14	538	543 77.2
7 (1995)	6,139	5,108	3,966	3,843	123	1,139	22	489	627 77.6
11 (1999)	6,196	5,232	4,024	3,831	194	1,199	30	442	727 76.9
12 (2000)	6,202	5,253	4,014	3,817	196	1,233	36	435	761 76.4
13 (2001)	6,211	5,273	3,992	3,783	209	1,277	42	429	806 75.7
14 (2002)	6,224	5,294	3,956	3,736	219	1,333	38	419	877 74.7
《女》									
昭和45年 (1970)	5,268	4,060	2,024	2,003	21	2,032	1,373	323	335 49.9
55 (1980)	5,930	4,591	2,185	2,142	43	2,391	1,560	370	461 47.6
平成2年 (1990)	6,282	5,178	2,593	2,536	57	2,562	1,514	451	597 50.1
7 (1995)	6,381	5,402	2,701	2,614	87	2,698	1,637	424	636 50.0
11 (1999)	6,469	5,552	2,755	2,632	123	2,790	1,701	387	701 49.6
12 (2000)	6,486	5,583	2,753	2,629	123	2,824	1,739	381	705 49.3
13 (2001)	6,504	5,613	2,760	2,629	131	2,848	1,750	372	726 49.2
14 (2002)	6,517	5,632	2,733	2,594	140	2,895	1,720	369	807 48.5

(注) 統計表の数字は、推定値の千位で四捨五入、又は総数に分類不能の数を含めたため、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない。

資料：総務省統計局「労働力調査年報」

第312表 年齢階級別労働力人口比率の推移(年平均)

(単位 %)

区分	総数	15~19歳	20~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳	45~49歳	50~54歳	55~59歳	60~64歳	65歳以上
《男女計》												
昭和45年 (1970)	65.4	32.5	75.6	71.2	72.9	77.7	80.1	78.6	75.6	68.6	59.2	31.8
55 (1980)	63.3	17.9	69.8	72.7	73.0	77.9	80.8	80.5	77.4	68.9	55.9	26.3
平成2年 (1990)	63.3	18.0	73.4	79.0	74.8	80.2	83.6	84.3	80.7	72.7	55.5	24.3
7 (1995)	63.4	17.0	74.1	81.7	75.9	79.4	83.8	84.5	82.0	75.2	56.7	24.5
11 (1999)	62.9	17.7	72.7	83.0	77.3	79.8	83.8	84.7	82.4	76.3	56.3	23.4
12 (2000)	62.4	17.5	72.8	83.2	77.7	79.8	83.7	84.7	82.3	76.1	55.5	22.6
13 (2001)	62.0	17.7	71.9	83.5	78.3	80.2	84.0	84.8	82.2	75.8	55.1	21.8
14 (2002)	61.2	17.3	70.8	83.4	78.8	79.7	84.0	84.8	82.0	75.6	54.8	20.7
《男》												
昭和45年 (1970)	81.8	31.4	80.7	97.1	97.8	97.8	97.5	97.0	95.8	91.2	81.5	49.4
55 (1980)	79.8	17.4	69.6	96.3	97.6	97.6	97.6	96.5	96.0	91.2	77.8	41.0
平成2年 (1990)	77.2	18.3	71.7	96.1	97.5	97.8	97.6	97.3	96.3	92.1	72.9	36.5
7 (1995)	77.6	17.9	74.0	96.4	97.8	98.0	97.8	97.7	97.3	94.1	74.9	37.3
11 (1999)	76.9	18.5	72.8	95.6	97.5	97.7	97.7	97.5	97.1	94.7	74.1	35.5
12 (2000)	76.4	18.4	72.7	95.8	97.7	97.8	97.7	97.3	96.7	94.2	72.6	34.1
13 (2001)	75.7	17.9	71.9	95.4	97.2	97.8	97.7	97.2	96.3	93.9	72.0	32.9
14 (2002)	74.7	17.8	71.4	94.6	96.9	97.3	97.4	97.1	96.3	93.8	71.2	31.1
《女》												
昭和45年 (1970)	49.9	33.6	70.6	45.5	48.2	57.5	62.8	63.0	58.8	48.7	39.1	17.9
55 (1980)	47.6	18.5	70.0	49.2	48.2	58.0	64.1	64.4	59.3	50.5	38.8	15.5
平成2年 (1990)	50.1	17.8	75.1	61.4	51.7	62.6	69.6	71.7	65.5	53.9	39.5	16.2
7 (1995)	50.0	16.0	74.1	66.4	53.7	60.5	69.5	71.3	67.1	57.0	39.7	15.6
11 (1999)	49.6	16.8	72.4	69.7	56.7	61.5	69.5	71.8	67.9	58.7	39.7	14.9
12 (2000)	49.3	16.6	72.7	69.9	57.1	61.4	69.3	71.8	68.2	58.7	39.5	14.4
13 (2001)	49.2	17.5	72.0	71.1	58.8	62.3	70.1	72.7	68.2	58.4	39.5	13.8
14 (2002)	48.5	16.7	70.1	71.8	60.3	61.8	70.5	72.4	67.7	58.1	39.2	13.2

(注) 労働力人口比率 = (労

第313表 就業者数（産業別、年平均）

区分	就業者数(万人)								
	全産業	農林業	漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給、水道業、運輸・通信業	卸売・小売業、飲食店、金融・保険業、不動産業	サービス業
《男女計》									
昭和45年 (1970)	5,093	842	44	20	394	1,377	353	1,144	751
55 (1980)	5,536	532	45	11	548	1,367	381	1,439	1,001
平成2年 (1990)	6,249	411	40	6	588	1,505	406	1,674	1,394
7 (1995)	6,457	340	27	6	663	1,456	444	1,712	1,566
11 (1999)	6,462	307	28	6	657	1,345	443	1,735	1,686
12 (2000)	6,446	297	29	5	653	1,321	449	1,722	1,718
13 (2001)	6,412	286	27	5	632	1,284	441	1,713	1,768
14 (2002)	6,330	268	28	5	618	1,222	435	1,678	1,804
《男》									
昭和45年 (1970)	3,091	401	35	17	341	859	307	618	372
55 (1980)	3,394	260	34	10	472	840	335	776	494
平成2年 (1990)	3,713	206	29	5	492	910	347	858	687
7 (1995)	3,843	178	20	5	557	915	370	855	751
11 (1999)	3,831	164	21	5	555	873	363	857	800
12 (2000)	3,817	160	21	5	555	860	366	849	811
13 (2001)	3,783	155	20	5	536	842	359	840	834
14 (2002)	3,736	148	20	4	526	811	354	823	847
《女》									
昭和45年 (1970)	2,003	442	9	3	53	518	45	526	379
55 (1980)	2,142	272	11	1	77	527	46	663	508
平成2年 (1990)	2,536	204	11	1	96	595	59	817	706
7 (1995)	2,614	162	7	1	106	542	73	856	814
11 (1999)	2,632	143	8	1	102	471	80	878	887
12 (2000)	2,629	137	8	1	98	461	83	873	907
13 (2001)	2,629	131	7	1	96	442	82	872	935
14 (2002)	2,594	120	7	1	92	411	81	855	957

(注) 1 統計表の数字は推定値の千位で四捨五入、又は総数に分類不能の数を含めたため、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない。

2 産業別構成比は、国立社会保障・人口問題研究所で算出した。

資料：総務省統計局「労働力調査年報」

公務	産業別構成比 (%)									
	全産業	農林業	漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給、水道業、運輸・通信業	卸売・小売業、飲食店、金融・保険業、不動産業	サービス業	公務
161	100.0	16.5	0.9	0.4	7.7	27.0	6.9	22.5	14.7	3.2
199	100.0	9.6	0.8	0.2	9.9	24.7	6.9	26.0	18.1	3.6
195	100.0	6.6	0.6	0.1	9.4	24.1	6.5	26.8	22.3	3.1
218	100.0	5.3	0.4	0.1	10.3	22.5	6.9	26.5	24.3	3.4
214	100.0	4.8	0.4	0.1	10.2	20.8	6.9	26.8	26.1	3.3
214	100.0	4.6	0.4	0.1	10.1	20.5	7.0	26.7	26.7	3.3
211	100.0	4.5	0.4	0.1	9.9	20.0	6.9	26.7	27.6	3.3
217	100.0	4.2	0.4	0.1	9.8	19.3	6.9	26.5	28.5	3.4
136	100.0	13.0	1.1	0.5	11.0	27.8	9.9	20.0	12.0	4.4
166	100.0	7.7	1.0	0.3	13.9	24.7	9.9	22.9	14.6	4.9
159	100.0	5.5	0.8	0.1	13.3	24.5	9.3	23.1	18.5	4.3
176	100.0	4.6	0.5	0.1	14.5	23.8	9.6	22.2	19.5	4.6
168	100.0	4.3	0.5	0.1	14.5	22.8	9.5	22.4	20.9	4.4
166	100.0	4.2	0.6	0.1	14.5	22.5	9.6	22.2	21.2	4.3
166	100.0	4.1	0.5	0.1	14.2	22.3	9.5	22.2	22.0	4.4
170	100.0	4.0	0.5	0.1	14.1	21.7	9.5	22.0	22.7	4.6
25	100.0	22.1	0.4	0.1	2.6	25.9	2.2	26.3	18.9	1.2
33	100.0	12.7	0.5	0.0	3.6	24.6	2.1	31.0	23.7	1.5
36	100.0	8.0	0.4	0.0	3.8	23.5	2.3	32.2	27.8	1.4
42	100.0	6.2	0.3	0.0	4.1	20.7	2.8	32.7	31.1	1.6
46	100.0	5.4	0.3	0.0	3.9	17.9	3.0	33.4	33.7	1.7
47	100.0	5.2	0.3	0.0	3.7	17.5	3.2	33.2	34.5	1.8
46	100.0	5.0	0.3	0.0	3.7	16.8	3.1	33.2	35.6	1.7
47	100.0	4.6	0.3	0.0	3.5	15.8	3.1	33.0	36.9	1.8

第314表 就業者数（従業上の地位・職業別、年平均）

(単位 万人)

区分	総数	全産業						専門的・技術的職業従事者	
		自営業主	家族従事者	雇用者					
				計	常雇	臨時雇	日雇		
《男女計》									
昭和45年 (1970)	5,094	977	805	3,306	3,023	165	118	295	
55 (1980)	5,536	951	603	3,971	3,586	256	130	438	
平成2年 (1990)	6,249	878	517	4,835	4,316	393	126	690	
7 (1995)	6,457	784	397	5,263	4,709	433	120	790	
11 (1999)	6,462	754	356	5,331	4,690	516	125	846	
12 (2000)	6,446	731	340	5,356	4,684	552	119	856	
13 (2001)	6,412	693	325	5,369	4,677	570	122	873	
14 (2002)	6,330	670	305	5,331	4,604	607	120	890	
《男》									
昭和45年 (1970)	3,091	692	186	2,210	2,082	62	66	178	
55 (1980)	3,394	658	112	2,617	2,476	74	67	233	
平成2年 (1990)	3,713	607	93	3,001	2,836	108	58	401	
7 (1995)	3,843	550	70	3,215	3,039	124	52	448	
11 (1999)	3,831	538	66	3,215	3,006	154	55	474	
12 (2000)	3,817	527	63	3,216	2,995	169	52	475	
13 (2001)	3,783	506	60	3,201	2,971	177	54	480	
14 (2002)	3,736	495	58	3,170	2,925	191	54	485	
《女》									
昭和45年 (1970)	2,003	285	619	1,096	941	103	52	117	
55 (1980)	2,142	293	491	1,354	1,109	182	63	205	
平成2年 (1990)	2,536	271	424	1,834	1,480	286	68	290	
7 (1995)	2,614	234	327	2,048	1,670	310	68	342	
11 (1999)	2,632	217	291	2,116	1,684	362	71	372	
12 (2000)	2,629	204	278	2,140	1,689	383	67	381	
13 (2001)	2,629	187	265	2,168	1,706	393	68	393	
14 (2002)	2,594	175	247	2,161	1,679	417	66	405	

(注) 1 統計表の数字は、推定値の千位で四捨五入、又は総数に分類不能の数を含めたため、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない。

2 職業は、国勢調査の職業分類に基づいて分類している。なお、昭和62年1月から昭和60年国勢調査に合わせて職業の分類の一部改訂を行った。

資料：総務省統計局「労働力調査年報」

職業別								
管理的職業従事者	事務従事者	販売従事者	保安職業、サービス職業従事者	農林漁業作業者	運輸・通信従事者	採掘作業者	製造・制作・機械運転及び建設作業者	労務作業者
134	755	662	387	880	232	11	1,511	218
220	924	797	501	570	248	5	1,653	168
239	1,157	940	535	448	233	3	1,702	274
236	1,252	945	610	363	237	3	1,687	310
215	1,273	921	668	332	228	3	1,604	334
206	1,285	911	677	321	221	3	1,580	347
202	1,249	968	693	309	214	3	1,506	353
187	1,228	934	717	291	211	4	1,468	349
129	388	390	160	431	210	11	1,048	141
209	429	490	228	290	233	5	1,169	100
220	462	579	245	235	223	3	1,172	155
216	495	582	276	198	224	2	1,215	173
195	501	574	292	186	216	3	1,181	186
186	509	570	299	182	210	3	1,166	194
183	487	600	306	176	204	3	1,119	197
168	475	584	317	169	200	4	1,108	196
5	367	272	228	449	22	1	463	76
11	495	307	273	280	15	0	485	67
19	695	360	290	213	10	0	530	118
21	757	362	335	165	13	0	472	136
20	772	347	376	146	12	0	424	148
19	777	341	379	139	11	0	415	153
18	762	368	386	134	10	0	387	155
18	753	350	401	122	11	—	361	153

第315表 年齢別有効求人倍率

		(単位 倍)						
区分	平成8年 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	
合 計	0.74	0.71	0.49	0.49	0.64	0.55	0.56	
19歳以下	2.60	2.64	1.63	1.62	2.31	1.92	2.20	
20歳～24歳	0.83	0.84	0.59	0.63	0.87	0.73	0.78	
25歳～29歳	0.86	0.80	0.54	0.56	0.73	0.58	0.58	
30歳～34歳	1.31	1.22	0.80	0.79	0.99	0.73	0.72	
35歳～39歳	1.54	1.47	0.96	0.95	1.17	0.91	0.87	
40歳～44歳	1.22	1.23	0.83	0.81	1.04	0.83	0.79	
45歳～49歳	0.64	0.63	0.42	0.42	0.56	0.52	0.50	
50歳～54歳	0.55	0.52	0.31	0.27	0.32	0.29	0.26	
55歳～59歳	0.27	0.26	0.17	0.14	0.18	0.21	0.19	
60歳～64歳	0.08	0.07	0.06	0.06	0.08	0.11	0.15	
65歳以上	0.25	0.26	0.20	0.20	0.24	0.52	0.62	

(注) 各年10月の常用労働者(新規学卒者及び臨時・季節を除きパートタイムを含む)の有効求職者数に対する有効求人倍率である。

資料:厚生労働省職業安定局「職業安定業務統計」

第316表 職業転換給付金関係予算の推移

区分	平成8年度 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
合 計	30,026,644	27,315,478	24,396,640	23,288,192	23,082,382	23,581,101	23,770,694
就職促進手当	1,230,756	1,077,030	998,324	1,313,005	2,336,124	1,963,534	2,695,143
職業転換特別給付金	167,875	162,129	155,028	150,682	148,951	147,676	351,646
職業転換訓練費負担金	3,469,308	3,393,019	3,318,849	3,271,618	3,279,298	3,306,705	3,269,961
職業転換訓練費補助金	71,989	2,774	0	•	•	•	•
高年齢者労働能力活用事業費等補助金	19,629,317	17,441,455	7,931,530	7,824,267	0	•	•
地域人材育成推進事業費等補助金	•	•	7,346,695	6,305,488	624,460	163,226	130,101
高年齢者就業機会確保事業費等補助金	•	•	•	•	12,712,730	14,019,141	13,721,338
職業転換訓練費交付金	5,450,262	5,460,657	4,914,591	4,423,132	3,980,819	3,980,819	3,602,505

(注) 1 平成8年度、9年度、11年度～14年度は補正後予算額である。

2 「高年齢者労働能力活用事業費等地方公共団体補助金」は、平成11年度より「高年齢者就業機会確保事業費等補助金」と名称変更。

資料:厚生労働省職業安定局調べ

第317表 地域別最低賃金額の改定状況

	最低賃金額		発効年月日
	日額	時間額	
北海道	—	637	14.10.1
青森	—	605	14.10.1
岩手	—	605	14.10.1
宮城	—	617	14.10.2
秋田	—	605	14.9.30
山形	—	606	15.10.1
福島	—	610	14.10.1
茨城	—	647	14.10.1
栃木	—	648	14.10.1
群馬	—	644	14.10.1
埼玉	—	678	14.10.1
千葉	—	677	14.10.4
東京	—	708	14.10.1
神奈川	—	707	15.10.1
新潟	—	641	14.9.30
富山	—	644	14.10.1
石川	—	645	14.10.1
福井	—	642	14.10.1
山梨	—	647	14.10.1
長野	—	646	14.10.1
岐阜	—	668	14.10.1
静岡	—	671	14.10.1
愛知	—	681	14.10.1
三重	—	667	14.10.1

(注)1 「時間額」は、賃金の大部分が時間によって定められている労働者に適用される。

2 平成14年度改正時から「日額」の表示がなくなった。

資料：厚生労働省労働基準局「地域別最低賃金額改定状況」

第318表 産業別最低賃金決定件数、適用使用者数及び適用労働者数

区分	決定件数	適用使用者数	適用労働者数
総合計	249	138,900	4,034,000
新産業別計	246	137,900	4,031,700
食料品・飲料製造業関係	7	400	16,400
織維工業関係	9	2,200	35,800
木材・木製品製造業関係	1	100	1,200
家具・装備品製造業関係	1	100	1,900
パルプ・紙・紙加工品製造業関係	3	300	22,600
印刷・同関連産業関係	2	1,400	15,700
塗料製造業関係	4	200	7,800
ゴム製品製造業関係	1	200	6,000
窯業・土石製品製造業関係	5	2,200	30,000
鉄鋼業関係	22	3,800	177,200
非鉄金属製造業関係	9	1,200	46,200
金属製品製造業関係	6	1,700	34,800
一般機械器具製造業関係	28	35,900	665,200
電気機械器具製造業等関係	46	37,800	1,472,900
輸送用機械器具製造業関係	34	16,700	768,300
精密機械器具製造業関係	10	1,900	53,900
新聞・出版業関係	2	2,800	54,300
各種商品小売業関係	31	3,500	389,900
自動車小売業関係	23	24,300	225,800
自動車整備業関係	1	1,000	3,600
道路貨物運送業関係	1	200	2,200
従来の産業別計	3	1,000	2,300
木材・木製品・家具・装備品製造業関係	1	800	1,600
道路貨物運送業関係	1	100	300
全国非金属鉱業(厚生労働大臣決定)関係	1	100	400

(注)1 複数の業種にまたがって設定されているものについては、主な業種に計上している。

2 「適用使用者数」及び「労働者数」は、平成11年事業所・企業統計調査等に基づき推計した適用使用者数及び適用労働者数である。

資料：労働調査会「最低賃金決定要覧」

2 関係機関

第319表 社会保険診療報酬支払基金取扱件数及び金額

(単位 金額：千円)

区分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
合 計 件数	724,123,442	739,396,335	750,520,072	760,649,097	789,751,622	793,166,639
金額	11,459,226,456	11,071,678,679	11,157,394,817	10,828,988,062	10,938,941,087	10,626,623,832
《審査及び支払取扱分》						
医 療 保 険 合 計 件数	627,244,978	635,559,627	641,699,074	647,957,015	672,411,006	673,670,645
金額	7,800,902,708	7,334,728,105	7,284,512,848	7,265,772,430	7,361,646,906	7,159,521,578
政府管掌健康保険 件数	302,534,449	304,674,818	306,462,611	308,798,047	319,999,057	319,061,999
金額	4,045,957,457	3,756,770,860	3,710,501,566	3,689,396,091	3,729,857,976	3,600,459,793
船 員 保 険 件数	2,122,808	2,051,695	1,963,501	1,876,763	1,824,989	1,713,595
金額	33,486,828	30,532,850	29,044,112	27,279,968	25,767,543	23,323,484
共 濟 組 合 件数	79,354,459	80,087,659	81,919,513	82,992,290	86,474,163	87,086,622
金額	898,669,492	852,003,722	860,881,411	866,523,206	884,305,466	868,586,905
健 康 保 険 組 合 件数	243,233,262	248,745,455	251,353,449	254,289,915	264,112,797	265,808,429
金額	2,822,788,932	2,695,420,672	2,684,085,759	2,682,573,165	2,721,715,921	2,667,151,396
医療保険以外の合計 件数	96,853,544	103,813,028	108,798,557	112,671,291	117,320,793	119,477,447
金額	3,658,323,747	3,736,950,574	3,872,881,969	3,563,215,632	3,577,294,182	3,467,102,255
老 人 保 健 件数	70,070,006	74,984,393	78,109,892	78,532,953	78,824,244	77,933,931
金額	2,598,002,269	2,617,953,833	2,685,162,267	2,342,691,239	2,281,762,195	2,131,320,779
自 衛 官 等 件数	692,258	691,354	705,947	710,583	740,869	766,748
金額	11,453,926	10,338,241	10,263,130	10,393,664	10,536,335	10,701,586
結 核 予 防 件数	257,423	272,493	288,939	272,339	258,760	230,729
金額	9,326,657	9,526,924	9,334,171	8,462,565	7,889,466	7,242,168
生 活 保 護 件数	14,963,848	16,399,683	18,017,752	19,713,445	22,951,648	25,485,077
金額	913,536,479	966,895,358	1,033,202,269	1,055,173,987	1,118,475,616	1,152,909,745
戦 傷 病 者 件数	5,763	5,355	4,753	3,914	3,407	2,827
金額	623,737	598,947	515,392	437,716	391,660	317,357
身 体 障 害 件数	239,174	262,972	270,169	290,092	319,687	343,028
金額	3,625,575	4,180,813	4,557,935	4,967,598	6,172,204	6,745,471
児 童 福 祉 件数	91,077	91,421	94,025	99,014	98,228	98,561
金額	2,802,935	2,848,986	2,957,594	3,185,361	3,427,388	3,534,609
原 爆 医 療 件数	1,624,484	1,567,267	1,449,702	1,340,834	1,249,170	1,139,284
金額	10,211,708	10,747,255	10,231,015	9,880,663	9,540,296	9,052,931

精 神 保 健 件数	3,113,555	3,648,619	4,058,737	4,581,583	5,137,862	5,757,811
金額	39,657,386	45,218,707	49,873,003	54,922,439	61,521,279	66,896,885
麻 薬 取 締 件数	—	—	—	2	1	—
金額	—	—	—	437	56	—
母 子 保 健 件数	44,922	46,466	47,341	48,979	50,109	50,677
金額	3,237,058	3,420,272	3,464,882	3,661,953	4,142,563	4,256,748
感 染 症 件数	—	—	237	263	198	162
金額	—	—	10,772	13,152	9,632	7,233
老 人 被 爆 件数	587,640	690,070	609,582	568,835	632,198	673,497
金額	1,715,987	2,115,915	2,005,546	1,780,613	2,096,551	2,181,998
特 定 疾 患 件数	2,831,781	2,753,248	2,692,037	3,264,813	3,595,582	3,506,971
金額	23,543,391	23,164,274	22,623,087	25,731,221	28,242,113	28,837,825
小 児 慢 性 件数	1,357,527	1,395,514	1,423,497	1,595,230	1,651,712	1,656,830
金額	20,932,771	20,154,867	18,984,845	19,891,849	20,273,350	20,169,172
措 置 医 療 件数	974,086	1,004,173	1,025,947	1,048,102	1,082,802	1,092,665
金額	19,653,869	19,786,181	19,696,063	20,016,348	20,445,546	20,547,715
自 治 体 医 療 件数	—	—	—	600,310	724,316	738,649
金額	—	—	—	2,004,826	2,367,932	2,380,033
《審査のみ取扱分》						
戦傷病者・引揚患者 件数	24,920	23,680	22,441	20,791	19,823	18,547

資料：社会保険診療報酬支払基金「基金年報」

第320表 年金資金運用基金の資金別、融資実行額・回収額・融資残高

(単位 金額: 千円)

区分	合計		厚生年金保険	
	件数	金額	件数	金額
平成11年度(1999)				
融資実行	210,848	912,956,420	98,004	756,574,550
回収	309,206	1,442,832,454	195,443	1,251,065,202
年度末残高	1,657,610	9,792,567,953	1,342,924	9,215,274,216
平成12年度(2000)				
融資実行	208,867	697,121,900	73,944	519,362,740
回収	286,525	1,307,941,186	162,741	1,107,013,653
年度末残高	1,580,101	9,181,748,668	1,254,276	8,627,623,303
平成13年度(2001)				
融資実行	25,061	253,020,600	24,211	248,571,000
被保険者住宅資金	25,049	228,793,000	24,199	224,343,400
分譲住宅等資金	12	24,227,600	12	24,227,600
回収	294,859	1,396,160,186	169,110	1,224,466,429
被保険者住宅資金	163,194	1,208,904,505	146,193	1,152,758,762
分譲住宅等資金	287	49,331,531	282	49,074,599
年金担保資金	131,378	137,924,150	22,635	22,633,067
年度末残高	1,310,333	8,038,609,081	1,109,407	7,651,727,874
被保険者住宅資金	1,227,505	7,859,302,660	1,093,631	7,498,078,968
分譲住宅等資金	1,452	149,274,041	1,439	147,691,455
年金担保資金	81,376	30,032,380	14,337	5,957,451

(注) 1 平成13年度の「融資実行」「回収」及び「年度末残高」については、福祉施設設置整備資金を含んでいる。

2 年度末残高件数については、分譲住宅の既貸付分を分割したため、平成11年度では178件、平成12年度では149件、平成13年度では30件増加している。

資料: 年金資金運用基金「事業年報」

件数	船員保険		国民年金		国民年金・厚生年金保険	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
32	54,150	20,230	30,387,570	92,582	125,940,150	
23	47,045	37,773	79,144,288	75,967	112,575,919	
38	42,320	192,949	475,512,656	121,699	101,738,760	
27	47,500	19,465	24,677,540	115,431	153,034,120	
30	53,282	34,265	71,261,639	89,489	129,612,612	
35	36,539	178,149	428,928,558	147,641	125,160,268	
—	—	850	4,449,600	—	—	
—	—	850	4,449,600	—	—	
—	—	0	0	—	—	
29	33,544	33,152	67,595,898	92,568	104,064,315	
—	—	17,001	56,145,743	—	—	
—	—	5	256,931	—	—	
29	33,544	16,146	111,931,224	92,568	104,064,315	
6	2,995	145,847	365,782,259	55,073	21,095,953	
—	—	133,874	361,223,692	—	—	
—	—	13	1,582,586	—	—	
6	2,995	11,960	2,975,982	55,073	21,095,953	

第321表 年金資金運用基金の運用資産状況

区分	平成13年度(2001)		14(2002)	
	時価総額	構成比(%)	時価総額	構成比(%)
合計	266,877	100.00	315,988	100.00
国内債券	143,673	53.84	162,269	51.35
国内株式	68,251	25.57	73,818	23.36
外国債券	13,459	5.04	25,458	8.06
外国株式	38,203	14.31	44,676	14.14
短期資産	3,291	1.23	9,766	3.09
財投債(簿価)	119,138	—	186,155	—

(注) 1 数値は四捨五入のため、数値の合算は合計の値と必ずしも合致しない。

2 「時価総額」は、未収収益及び未払費用等を含む。

3 財投債(簿価)は、償却原価法による簿価に未収収益を加えたもの。

資料：年金資金運用基金「資金運用業務概況書」

第322表 年金資金運用基金の資金別被保険者住宅資金融資決定状況

区分	合計			厚生年金保険			国民年金		
	件数	戸数	金額	件数	戸数	金額	件数	戸数	金額
平成7年度	195,818	195,818	1,852,899,400	175,823	175,823	1,777,591,700	19,995	19,995	75,307,700
	(41,064)	(41,064)	(373,525,400)	(34,598)	(34,598)	(347,977,800)	(6,466)	(6,466)	(25,547,600)
8	236,762	236,762	2,295,847,800	218,017	218,017	2,223,011,200	18,745	18,745	72,836,600
	(49,755)	(49,755)	(437,799,500)	(43,456)	(43,456)	(412,682,500)	(6,299)	(6,299)	(25,117,000)
9	122,942	122,942	1,135,151,500	111,976	111,976	1,091,765,300	10,966	10,966	43,386,200
	(27,554)	(27,554)	(227,387,900)	(24,144)	(24,144)	(214,456,000)	(3,410)	(3,410)	(12,931,900)
10	92,439	92,439	848,562,600	87,916	87,916	828,967,900	4,523	4,523	19,594,700
	(19,973)	(19,973)	(168,425,600)	(18,693)	(18,693)	(162,992,200)	(1,280)	(1,280)	(5,433,400)
11	58,637	58,637	580,320,500	56,519	56,519	568,819,700	2,118	2,118	11,500,800
	(12,748)	(12,748)	(120,033,900)	(12,121)	(12,121)	(116,573,900)	(627)	(627)	(3,460,000)
12	39,553	39,553	380,034,400	38,496	38,496	374,247,100	1,057	1,057	5,787,300
	(1,583)	(1,583)	(19,720,000)	(1,482)	(1,482)	(19,039,500)	(101)	(101)	(680,500)
13	13,347	13,347	117,329,400	12,724	12,724	114,367,200	623	623	2,962,200
	(594)	(594)	(7,687,600)	(534)	(534)	(7,263,600)	(60)	(60)	(424,000)
平成11年度									
転貸融資	47,493	47,493	482,489,700	47,493	47,493	482,489,700	—	—	—
	(8,960)	(8,960)	(86,414,600)	(8,960)	(8,960)	(86,414,600)	(—)	(—)	(—)
個人融資	11,144	11,144	97,830,800	9,026	9,026	86,330,000	2,118	2,118	11,500,800
	(3,788)	(3,788)	(33,619,300)	(3,161)	(3,161)	(30,159,300)	(627)	(627)	(3,460,000)
平成12年度									
転貸融資	32,526	32,526	316,380,400	32,526	32,526	316,380,400	—	—	—
	(973)	(973)	(12,505,700)	(973)	(973)	(12,505,700)	(—)	(—)	(—)
個人融資	7,027	7,027	63,654,000	5,970	5,970	57,866,700	1,057	1,057	5,787,300
	(610)	(610)	(7,214,300)	(509)	(509)	(6,533,800)	(101)	(101)	(680,500)
平成13年度									
転貸融資	9,114	9,114	83,278,400	9,114	9,114	83,278,400	—	—	—
	(284)	(284)	(4,283,900)	(284)	(284)	(4,283,900)	(—)	(—)	(—)
個人融資	4,233	4,233	34,051,000	3,610	3,610	31,088,800	623	623	2,962,200
	(310)	(310)	(3,403,700)	(250)	(250)	(2,979,700)	(60)	(60)	(424,000)

(注) () 内は大型住宅の再掲である。

資料：年金資金運用基金「事業年報」

第323表 社会福祉・医療事業団医療貸付状況（施設・資金別）

(単位 金額：百万円)

区分	昭和35年度 (1960) 発足		55 (1980)		平成2年度 (1990)		7 (1995)		12 (2000)		13 (2001)		14 (2002)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
《施設種類別》														
総 数	1,230	2,865	1,764	82,842	557	101,000	1,040	219,000	975	243,747	878	248,246	737	224,625
病 院	381	2,179	308	39,382	99	28,994	160	59,769	311	144,929	261	152,978	238	138,117
介護老人保健施設	—	—	—	—	241	62,277	407	138,693	221	76,934	190	74,706	152	69,202
診 療 所														
一般 診 療 所	609	550	1,059	38,007	147	7,335	398	18,194	392	20,253	390	19,238	320	16,771
歯 科 診 療 所	240	136	377	4,783	55	934	70	1,331	37	752	28	528	22	487
共同利用施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
助 産 所	—	—	—	—	—	—	1	9	—	—	—	—	—	—
薬 局	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5	27	5	48
医療従事者養成施設	—	—	4	585	7	1,393	2	485	9	861	2	764	—	—
歯 科 技 工 所	—	—	2	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
衛 生 検 查 所	—	—	2	48	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
施 術 所	—	—	12	32	6	31	1	2	3	9	2	7	—	—
疾病予防運動施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
温泉療養運動施設	—	—	—	—	2	36	—	—	—	—	—	—	—	—
国立病院等購入資金	—	—	—	—	—	—	1	517	•	•	•	•	•	•
指定老人訪問看護事業	—	—	—	—	—	—	—	—	2	10	—	—	—	—
《資金種類別》														
総 数	1,230	2,865	1,764	82,842	557	101,000	1,040	219,000	975	243,747	878	248,246	737	224,625
新 築 資 金	233	863	701	45,107	317	72,033	503	146,491	387	94,289	369	100,394	325	80,716
甲種増改築資金	317	1,280	305	25,034	69	15,151	136	29,215	162	56,642	147	54,152	149	56,851
乙種増改築資金	216	383	102	7,972	48	11,775	117	37,813	175	85,075	156	88,064	154	84,235
國立病院等購入資金	•	•	•	•	•	•	•	•	3	1,658	2	131	3	600
機 械 購 入 資 金	420	326	481	4,547	62	1,558	163	4,269	131	3,802	122	4,116	71	1,733
長 期 運 転 資 金	44	13	175	182	61	483	121	1,212	117	2,282	82	1,391	35	491

(注) 「老人保健施設」は、平成12年度より「介護老人保健施設」となった。

資料：社会福祉・医療事業団「業務統計」

第324表 社会福祉・医療事業団福祉貸付状況（事業種別）

(単位 金額：千円)

区分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
合計	件数 907	697	946	2,392	1,041	1,069
	金額 136,237,200	125,279,000	115,082,700	164,973,500	113,662,600	132,607,700
保護施設	件数 2	1	2	5	7	3
	金額 492,700	20,000	573,600	591,500	892,600	452,800
老人福祉施設	件数 480	518	573	1,781	546	545
	金額 103,144,900	101,055,100	93,198,100	135,848,600	87,550,200	101,679,300
身体障害者	件数 43	34	38	37	48	42
更生援護施設	金額 5,683,600	3,101,100	3,815,300	3,789,400	5,273,700	3,492,500
婦人保護施設	件数 —	—	—	—	—	—
	金額 —	—	—	—	—	—
児童福祉施設	件数 233	254	204	246	272	288
	金額 13,540,300	10,782,200	9,013,800	11,693,000	11,098,400	15,052,900
知的障害者援護施設	件数 126	138	110	122	145	165
	金額 11,482,600	9,395,800	7,570,700	7,595,200	8,003,100	11,043;200
母子福祉施設	件数 —	—	—	—	—	—
	金額 —	—	—	—	—	—
精神障害者	件数 11	14	14	13	17	23
社会復帰施設	金額 585,300	474,400	495,700	464,400	580,100	669,600
社会福祉事業法に よる施設及び事業	件数 9	6	3	41	2	1
	金額 924,900	285,200	93,500	634,800	106,900	184,900
その他施設	件数 3	1	1	2	3	—
	金額 382,900	65,200	20,000	42,400	140,100	—
有料老人ホーム	件数 —	1	1	—	—	1
	金額 —	100,000	302,000	—	—	10,000
在宅サービス事業等	件数 —	—	—	145	1	1
	金額 —	—	—	4,314,200	17,500	22,500
償還額	58,517,104	65,921,568	70,180,372	75,324,174	97,754,158	102,062,414

資料：社会福祉・医療事業団「業務統計」

第325表 労働福祉事業団経営施設数

年曆未現在

区分	平成8年度 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
合計	102	106	110	113	118	122	123
労災病院	37	37	37	37	37	37	37
医療リハビリテーションセンター	1	1	1	1	1	1	1
総合せき損センター	1	1	1	1	1	1	1
労働者予防医療センター	・	・	・	・	・	2	4
健康診断センター	8	8	8	8	8	6	4
海外勤務健康管理センター	1	1	1	1	1	1	1
看護専門学校	13	13	13	13	13	13	13
リハビリテーション大学校	1	1	1	1	1	1	1
労災リハビリテーション工学センター	1	1	1	1	1	1	1
産業保健推進センター	20	24	29	33	38	42	45
労災リハビリテーション作業所	8	8	8	8	8	8	8
労災保険会館	1	1	1	1	1	1	1
休養所	9	9	8	7	7	7	5
納骨堂	1	1	1	1	1	1	1

資料：労働福祉事業団調べ

第326表 雇用・能力開発機構設置運営施設数

区分	年度末現在						
	平成8年度 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
合 計	145,245	146,483	146,705	146,707	146,163	145,357	143,719
職業能力開発総合大学校	・	・	・	1	1	1	1
職業能力開発大学校(新)	・	・	・	3	7	10	10
職業能力開発大学校(旧)	1	1	1	・	・	・	・
職業能力開発短期大学校	26	26	26	19	10	3	1
職業能力開発促進センター	65	65	60	60	60	60	60
移転就職者用宿舎	143,102	144,323	144,540	144,544	144,027	143,338	143,056
全国勤労青少年会館	1	1	1	1	1	1	1
簡易宿泊所	20	19	18	17	15	15	15
福祉センター等	2,030	2,048	2,059	2,062	2,042	1,929	575

資料:雇用・能力開発機構調べ

第327表 中小企業退職金共済加入状況

区分	平成14年度末現在									
	合計	農・林・漁業	鉱業	建設業	製造業	運輸・通信・公益事業	商業	金融・保険・不動産業	サービス業	
共済契約者数	406,303	4,920	812	70,492	97,797	14,662	105,964	7,662	103,994	
被共済者数	2,598,824	30,088	8,103	414,207	903,505	217,433	483,455	31,195	510,838	
(ii) 規模別										平成14年度末現在
区分	合計	1人~4人	5~9	10~19	20~30	31~50	51~100	101~200	201~300	301人以上
共済契約者数	406,303	160,558	114,124	74,803	27,108	16,630	9,658	2,750	491	181
被共済者数	2,598,824	286,761	427,745	544,965	348,779	343,077	356,425	195,816	58,524	36,732

資料: 勤労者退職金共済機構「中小企業退職金共済事業年報」

第328表 中小企業退職金共済支給状況

区分	(単位 金額:千円)					
	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
合 計 件数	290,326	297,635	288,942	292,741	314,548	323,280
金額	311,483,554	342,235,133	352,400,793	363,570,887	402,095,390	421,831,704
退職金 件数	277,111	284,278	276,064	279,883	300,791	305,161
金額	302,521,353	332,333,846	342,004,119	353,205,686	390,505,679	406,291,051
解約手当金 件数	13,215	13,357	12,878	12,858	13,757	18,119
金額	8,962,200	9,901,287	10,396,674	10,365,202	11,589,711	15,540,653
1件当たり金額(円)	1,072,875	1,149,848	1,219,625	1,241,954	1,278,328	1,304,849

資料: 勤労者退職金共済機構「中小企業退職金共済事業年報」

第12節 社会保障分野における人的資源の状況

第329表 医師数(業務別)

区分	年末現在					
	平成4年 (1992)	6 (1994)	8 (1996)	10 (1998)	12 (2000)	14 (2002)
総 数	219,704	230,519	240,908	248,611	255,792	262,687
医療施設の従事者	211,498	220,853	230,297	236,933	243,201	249,574
病院の開設者又は法人の代表者	6,443	6,344	6,096	6,015	5,898	5,834
診療所の開設者又は法人の代表者	63,221	63,947	66,488	66,461	69,274	69,936
病院(医育機関附属病院を除く)の勤務者	90,339	96,321	100,940	105,984	106,845	110,159
診療所の勤務者	12,432	13,494	15,610	17,372	19,339	20,507
医育機関附属病院の勤務者	39,063	40,747	41,163	41,101	41,845	43,138
介護老人保健施設の従事者	349	861	1,128	1,838	2,114	2,315
介護老人保健施設の開設者又は法人の代表者	35	156	144	244	275	263
介護老人保健施設の勤務者	314	705	984	1,594	1,839	2,052
医療施設・介護老人保健施設以外の従事者	6,219	6,929	7,577	7,777	8,154	8,611
臨床以外の医学の教育機関又は研究機関の勤務者	3,904	4,374	4,946	5,269	5,426	5,374
行政機関・産業医・保健衛生施設の従事者	2,315	2,555	2,631	2,508	2,728	3,237
その他	1,638	1,876	1,906	2,063	2,323	2,178

(注) 1 昭和57年より隔年報。

2 昭和63年より「老人保健施設の開設者・勤務者」を業態の種別に加えた。

3 平成4年より「開設者数」に「法人の代表者数」を加えた。

4 平成12年4月より介護保険法が施行されたことに伴い、「老人保健施設」は「介護老人保健施設」に変更された。

5 平成12年の「その他」には、不詳を含む。

資料: 厚生労働省大臣官房統計情報部「医師・歯科医師・薬剤師調査」

第330表 歯科医師数(業務別)

区分	年末現在					
	平成4年 (1992)	6 (1994)	8 (1996)	10 (1998)	12 (2000)	14 (2002)
総 数	77,416	81,055	85,518	88,061	90,857	92,874
医療施設の従事者	75,628	79,091	83,403	85,669	88,410	90,499
病院の開設者又は法人の代表者	17	16	12	13	14	12
診療所の開設者又は法人の代表者	49,588	51,495	53,789	55,056	56,866	57,784
病院(医育機関附属病院を除く)の勤務者	2,030	2,173	2,082	2,217	2,267	2,502
診療所の勤務者	16,503	17,382	18,891	19,070	20,018	21,041
医育機関附属病院の勤務者	7,490	8,025	8,629	9,313	9,245	9,160
介護老人保健施設の勤務者	1	1	1	2	6	11
医療施設・介護老人保健施設以外の従事者	714	804	962	1,176	1,252	1,273
臨床以外の医学の教育機関又は研究機関の勤務者	549	619	767	971	1,039	1,021
衛生行政機関又は保健衛生施設の従事者	165	185	195	205	213	252
その他	1,073	1,159	1,152	1,214	1,189	1,088

(注) 1 昭和57年より隔年報。

第331表 歯科衛生士数（就業場所別）

区分	平成2年 (1990)	4 (1992)	6 (1994)	8 (1996)	10年度 (1998)	12 (2000)	14 (2002)
総 数	40,932	44,219	48,659	56,466	61,331	67,376	73,297
保 健 所	602	686	765	781	593	634	648
市 町 村	・	462	600	799	1,427	1,481	1,613
病 院	2,764	3,002	3,103	3,288	3,575	3,604	3,881
診 療 所	36,258	38,966	43,080	50,403	54,402	60,428	65,761
介護老人保健施設	・	4	3	2	109	27	54
事 業 所	・	252	204	197	235	204	352
学校又は養成所	535	592	540	561	587	574	550
そ の 他	773	255	364	435	403	424	438

(注) 1 昭和57年を初年とする隔年報。

2 平成10年より年度報となった。

3 平成12年4月より介護保険法が施行されたことに伴い、「老人保健施設」は「介護老人保健施設」に変更された。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「衛生行政報告例」

第332表 歯科技工士数（就業場所別）

区分	平成2年 (1990)	4 (1992)	6 (1994)	8 (1996)	10年度 (1998)	12 (2000)	14 (2002)
総 数	32,433	32,629	34,543	36,652	36,569	37,244	36,765
技 工 所	14,862	16,987	19,487	21,377	22,309	23,194	23,552
病院・診療所	16,085	14,907	14,402	14,492	13,667	13,097	12,534
そ の 他	1,486	735	654	783	593	953	679

(注) 1 昭和57年を初年とする隔年報。

2 平成10年より年度報となった。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「衛生行政報告例」

第333表 薬剤師数（業務別）

区分	平成2年 (1990)	4 (1992)	6 (1994)	8 (1996)	10 (1998)	12 (2000)	14 (2002)
総 数	150,627	162,021	176,871	194,300	205,953	217,477	229,744
薬局の開設者又は法人の代表者	17,461	16,923	20,333	20,460	20,500	20,608	20,446
薬局の勤務者	31,350	35,303	40,533	49,410	60,720	74,152	86,446
病院・診療所の従事者	41,214	43,416	45,553	48,984	49,039	48,150	47,536
大学の従事者	2,969	3,146	5,107	5,708	6,038	6,393	7,077
衛生行政機関又は保健衛生施設の従事者	4,931	5,168	5,312	5,441	5,592	5,691	5,673
医薬品関係企業の従事者	31,358	36,248	40,881	45,116	45,821	44,803	45,542
毒物劇物営業(製造・輸入・販売)従事者	179	180	・	・	・	・	・
そ の 他 の 化 学 工 業 従 事 者	1,142	1,246	・	・	・	・	・
そ の 他	20,023	20,391	19,152	19,181	18,243	17,680	16,998

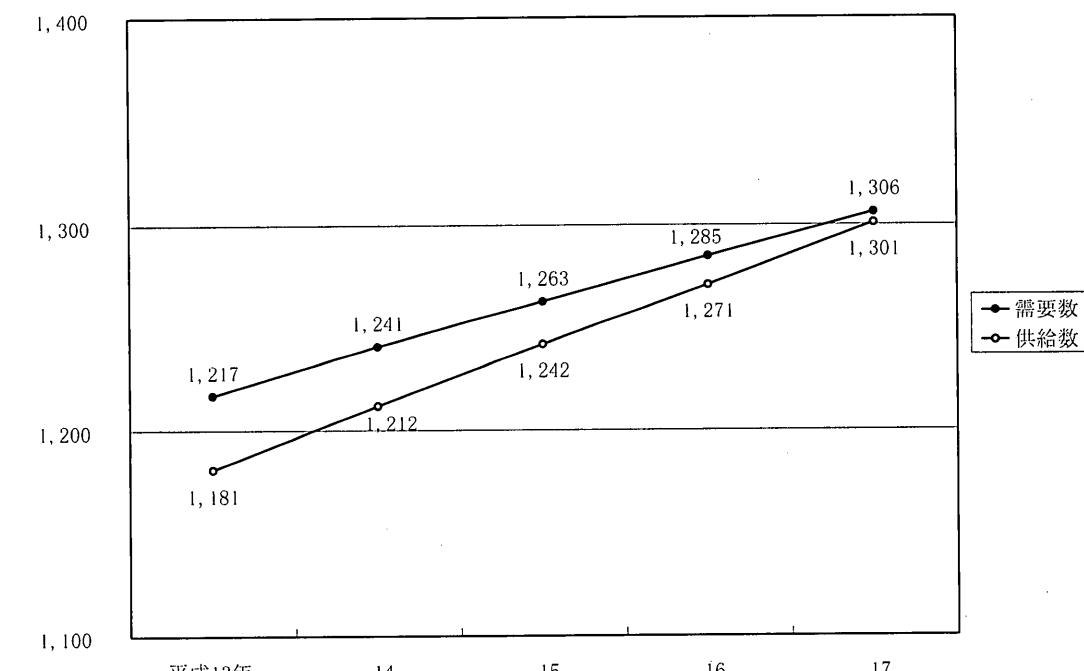
(注) 1 昭和57年より隔年報。

2 平成12年の「その他」には、不詳を含む。

3 平成13年の「総数」には、施設・業務の種別不詳を含む。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「医師・歯科医師・薬剤師調査」

第334表 看護職員需給見通し



区分	平成13年 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
需 要 数	1,216,700	1,240,700	1,263,100	1,284,900	1,305,700
供 給 数					
年 当 初 就 業 者 数	1,151,100	1,181,300	1,212,000	1,242,000	1,271,400
新 卒 就 業 者 数	61,300	60,300	58,600	57,600	56,200
再 就 業 者 数	35,400	37,900	40,100	42,000	43,800
退職等による減少数	66,600	67,400	68,700	70,100	71,000
年 末 就 業 者 数	1,181,300	1,212,000	1,242,000	1,271,400	1,300,500

資料：厚生労働省医政局調べ

第335表 保健師数(就業場所別)

区分	平成4年 (1992)	6 (1994)	8 (1996)	10年度 (1998)	12 (2000)	14 (2002)
総 数	26,909	29,008	31,581	34,468	36,781	38,366
保健師学校・養成所	310	331	379	519	641	826
保健所						7,670
所内勤務	8,536	8,694	8,703	7,755	7,570	·
市町村駐在	299	261	184	59	60	·
市町村	12,563	13,802	15,641	18,410	20,646	21,645
病院	1,512	1,644	1,615	1,744	1,770	1,653
診療所	1,043	1,222	1,362	1,448	1,388	1,323
老人保健施設	35	58	70	54	52	·
訪問看護ステーション						
管理者	·	·	·	·	·	213
従事者	·	·	·	·	·	284
介護保険施設等	·	·	·	·	·	629
社会福祉施設	·	·	·	·	·	472
助産所従事者	·	·	·	·	·	4
事業所	1,377	1,532	1,475	1,659	1,672	1,910
その他	1,234	1,464	2,152	2,820	2,982	1,737

(注) 1 昭和57年を初年とする隔年報。
 2 平成8年以降は保健士数を含む。
 3 平成10年より年度報となった。
 4 平成14年度より保健婦(士)が保健師と変更になった。
 5 平成14年度より就業場所の区分が変更になった。

資料: 厚生労働省大臣官房統計情報部「衛生行政報告例」

第336表 助産師数(就業場所別)

区分	平成4年 (1992)	6 (1994)	8 (1996)	10年度 (1998)	12 (2000)	14 (2002)
総 数	22,690	23,048	23,615	24,202	24,511	24,340
助産師学校・養成所	380	375	502	559	638	960
保健所	292	336	347	257	249	222
市町村	·	·	·	·	·	480
病院	15,643	16,370	16,958	17,486	17,914	17,336
診療所	2,256	2,397	2,545	2,746	2,864	3,389
助産所	3,452	2,811	2,539	2,078	1,858	1,706
開設者	1,290	1,059	947	805	802	730
従事者	190	196	190	166	150	195
出張のみによる者	1,972	1,556	1,402	1,107	906	781
訪問看護ステーション	·	·	·	·	·	13
社会福祉施設	·	·	·	·	·	11
事業所	·	·	·	·	·	11
その他	667	759	724	1,076	988	212

(注) 1 昭和57年を初年とする隔年報。
 2 平成10年より年度報となった。
 3 平成14年度より助産婦が助産師と変更になった。
 4 平成14年度より就業場所の区分が変更になった。

資料: 厚生労働省大臣官房統計情報部「衛生行政報告例」

第337表 看護師数及び准看護師数(就業場所・資格別)

区分	平成4年 (1992)	6 (1994)	8 (1996)	10年度 (1998)	12 (2000)	14 (2002)
総 数	795,810	862,013	928,896	985,821	1,042,468	1,097,326
《就業場所別》						
看護師学校・養成所	7,192	7,873	9,150	9,651	10,102	11,120
保健所	1,331	1,732	1,888	1,392	1,323	1,376
市町村	·	·	·	·	·	7,570
病院	616,360	660,180	695,855	720,905	736,646	761,961
診療所	147,310	158,308	170,989	181,324	196,506	202,183
助産所従事者	·	·	·	·	·	82
訪問看護ステーション	·	·	·	7,465	14,498	21,667
介護保険施設等	·	·	·	·	·	67,396
老人保健施設	4,547	8,334	13,111	20,422	26,749	·
社会福祉施設	·	·	17,583	22,098	31,363	13,119
事業所	·	·	·	·	·	4,091
学校	847	1,055	1,259	1,436	1,265	·
派出看護婦	272	176	·	·	·	·
その他	17,951	24,355	11,596	14,095	16,847	5,141
《資格別》						
看護師	·	·	·	·	·	703,913
准看護師	·	·	·	·	·	393,413
看護婦	430,499	479,584	530,044	576,640	631,428	·
准看護婦	338,771	353,087	365,378	370,885	367,582	·
看護士	10,810	12,768	14,885	17,807	22,189	·
准看護士	15,730	16,574	18,589	20,489	21,269	·

(注) 1 昭和57年を初年とする隔年報。

2 平成10年より年度報となった。

3 平成14年度より看護婦(士)が看護師、准看護婦(士)が准看護師と変更になった。

4 平成14年度より就業場所の区分が変更になった。

資料: 厚生労働省大臣官房統計情報部「衛生行政報告例」

第338表 就業あん摩指圧師・はり師・きゅう師及び柔道整復師数

区分	平成4年 (1992)	6 (1994)	8 (1996)	10年度 (1998)	12 (2000)	14 (2002)
あん摩指圧師	94,150	95,365	98,070	94,655	96,788	97,313
はり師	63,543	66,322	69,231	69,236	71,551	73,967
きゅう師	62,428	65,363	68,214	67,746	70,146	72,307
柔道整復師	24,776	26,221	28,244	29,087	30,830	32,483

(注) 1 昭和57年を初年とする隔年報。

2 平成10年より年度報となった。

資料: 厚生労働省大臣官房統計情報部「衛生行政報告例」

第339表 理学療法士及び作業療法士数(登録者数)

区分	平成8年 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
理学療法士	17,316	19,112	21,330	23,896	26,944	30,084	33,439
作業療法士	8,741	9,808	11,039	12,627	14,880	17,227	19,817

資料: 厚生労働省医政局調べ

第340表 社会福祉士・介護福祉士登録者数

区分	社会福祉士	介護福祉士					年末現在
		法第39条1号	法第39条2号	法第39条3号	法第39条4号	合計	
平成4年(1992)	1,903	7,086	40	878	15,821	23,825	
5(1993)	2,795	11,422	93	1,335	22,017	34,867	
6(1994)	3,819	16,766	158	1,859	28,971	47,754	
7(1995)	5,347	23,498	227	2,441	36,655	62,821	
8(1996)	7,549	31,798	325	3,118	45,906	81,147	
9(1997)	10,323	41,529	439	3,936	57,671	103,575	
10(1998)	13,734	53,412	555	4,893	73,195	132,055	
11(1999)	18,456	67,125	676	6,045	93,899	167,745	
12(2000)	24,111	82,298	837	7,380	120,670	211,185	
13(2001)	30,077	99,439	974	8,811	147,213	256,437	
14(2002)	38,304	117,840	1,130	10,081	172,034	301,085	

(注) 社会福祉士及び介護福祉士法第39条1号:高卒後養成施設(2年課程)卒業者
 社会福祉士及び介護福祉士法第39条2号:福祉系大卒後養成施設(1年課程)卒業者
 社会福祉士及び介護福祉士法第39条3号:高卒後保育士養成所等終了後養成施設(1年課程)卒業者
 社会福祉士及び介護福祉士法第39条4号:介護福祉士試験に合格した者

資料:社会福祉振興・試験センター調べ

第341表 全医療施設の従事者数(業務の種類別)

区分	昭和62年 (1987)	平成2年 (1990)	5 (1993)	8 (1996)	11 (1999)
総数	1,989,163.1	2,182,975.5	2,380,092.8	2,568,253.5	2,690,373.0
医師	229,789.4	250,471.0	263,807.8	277,325.4	283,654.2
常勤	187,360	201,316	212,246	223,731	234,263
非常勤	42,429.4	49,155.0	51,561.8	53,594.4	49,391.2
歯科医師	74,304.7	81,709.5	88,472.0	92,942.1	97,601.8
常勤	67,538	72,734	78,449	82,779	85,995
非常勤	6,766.7	8,975.5	10,023.0	10,163.1	11,606.8
介輔・歯科介輔	34	20	15	12	7
薬剤師	39,308	44,125	48,922	51,555	52,087
保健師(士)	2,836	4,706	5,991	6,962	8,106
助産婦	17,803	18,231	18,827	20,017	21,048
看護婦(士)	356,224	403,286	459,961	527,004	597,138
准看護婦(士)	327,361	354,092	375,048	384,493	380,520
看護業務補助者	166,835	178,401	197,607	240,512	250,358
理学療法士(PT)	7,114	9,849	12,315	15,620	20,736
作業療法士(OT)	2,558	3,816	4,838	6,397	9,145
視能訓練士	1,218	1,509	1,750	2,463	3,176
言語聴覚士	·	·	·	·	2,492
義肢装具士	·	55	147	121	132
歯科衛生士	41,992	48,974	56,553	65,276	71,936
歯科技工士	22,049	20,898	19,042	17,705	16,100
歯科業務補助者	85,446	93,586	107,429	107,951	107,014
社会福祉士	·	·	·	·	705
介護福祉士	·	·	·	·	8,005
診療放射線技師	24,109	28,207	32,173	35,599	38,892
診療エックス線技師	3,507	2,978	2,860	2,703	2,726
臨床検査	·	·	·	·	·
臨床検査技師	43,605	47,353	50,517	53,258	54,753
衛生検査技師	1,496	1,252	1,065	1,099	831
その他の	4,894	3,991	3,387	2,698	2,032
臨床工学技士	·	1,857	4,988	6,544	8,174
あん摩マッサージ指圧師	10,350	11,048	11,447	11,561	10,751
柔道整復師	·	·	·	·	1,610
管理栄養士	5,509	7,452	9,978	13,355	14,765
栄養士	20,451	20,187	19,503	17,863	16,511
精神保健福祉士	·	·	·	·	1,625
その他の技術員	27,721	30,009	31,584	33,807	29,775
医療社会事業従事者	3,957	4,630	5,359	6,837	9,096
事務職員	270,296	303,416	332,920	353,544	363,828
その他の職員	198,396	206,867	213,587	213,030	205,043

(注) 1 非常勤職員を含む。

2 昭和62年から非常勤の医師・歯科医師については、各施設における常勤医師・歯科医師の通常の勤務時間に換算して計上した。ただし、その他の職種については、常勤換算は行っていない。

3 「医療施設(静態)調査・病院報告」は、3年ごとの調査である。

資料:厚生労働省大臣官房統計情報部「医療施設(静態・動態)調査・病院報告」

第13節 財政

第342表 一般関係歳出予算額の推移（当初予算）

(単位 億円、%)

区分	平成6年度 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
一般会計予算	730,817	709,871	751,049	773,900	776,692	808,601	849,871	826,524	812,300	817,891
対前年度伸び率	1.0	△ 2.9	5.8	3.0	0.4	5.4	3.8	△ 2.7	△ 1.7	0.7
1. 国債費	143,602	132,213	163,752	168,023	172,628	198,319	219,653	171,705	166,712	167,981
対前年度伸び率	△ 7.0	△ 7.9	23.9	2.6	2.7	14.9	10.8	△ 21.8	△ 2.9	4.6
2. 地方交付税交付金	127,578	132,154	136,038	154,810	158,702	135,230	149,304	168,230	170,116	173,988
対前年度伸び率	△ 18.3	3.6	2.9	13.8	2.5	△ 14.8	10.4	12.7	1.1	2.3
3. 一般歳出	408,548	421,417	431,409	438,067	445,362	468,878	480,914	486,589	475,472	475,922
対前年度伸び率	2.3	3.1	2.4	1.5	△ 1.3	5.3	2.6	1.2	△ 2.3	0.1
4. 産業投資特別会計へ繰入等	35,641	24,087	13,000	—	—	—	—	—	—	—
社会保障関係費	134,816	139,244	142,879	145,501	148,431	160,950	167,666	175,552	182,795	189,907
対前年度伸び率	2.6	3.3	2.6	1.8	2.0	8.4	4.1	4.7	3.8	3.9
一般会計に占める割合	18.4	19.6	19.0	18.8	19.1	19.7	19.7	21.2	22.5	23.2
一般歳出に占める割合	33.0	33.0	33.1	33.2	33.3	34.3	34.9	36.1	38.4	39.9
厚生労働省予算	136,109	140,115	143,778	147,167	149,990	162,478	172,644	180,421	186,684	193,787
対前年度伸び率	3.3	2.9	2.6	2.4	1.9	8.3	...	4.5	3.5	3.8
一般会計に占める割合	18.6	19.7	19.1	19.0	19.3	19.9	20.3	21.8	23.0	23.7
一般歳出に占める割合	33.3	33.2	33.3	33.6	33.7	34.7	35.9	37.1	39.3	40.7
防衛関係費	46,835	47,236	48,455	49,475	49,397	49,322	49,358	49,553	49,560	49,530
対前年度伸び率	0.9	0.9	2.6	2.1	△ 0.2	△ 0.2	0.1	0.4	0.0	△ 0.1
一般会計に占める割合	6.4	6.7	6.5	6.4	6.4	6.0	5.8	6.0	6.1	6.1
一般歳出に占める割合	11.5	11.2	11.2	11.3	11.1	10.5	10.3	10.2	12.5	10.4

(注) 平成12年度厚生労働省予算の対前年度伸び率は、平成13年1月の省庁再編により厚生労働省となったため比較に不適当のため不計上。

資料：財務省財務総合政策研究所「財政金融統計月報」

第343表 一般会計歳入・歳出（目的別）

(単位 百万円)

区分	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
歳 入	87,991,485	89,018,897	89,770,227	86,352,554	83,688,984	81,789,078
租税及び印紙収入	50,165,000	45,678,000	49,895,000	49,625,000	44,276,000	41,786,000
租 稅	48,603,000	44,094,000	48,384,000	48,120,000	42,832,000	40,657,000
印 紙 収 入	1,562,000	1,584,000	1,511,000	1,505,000	1,444,000	1,129,000
専 売 納 付 金	20,324	20,327	15,429	—	—	—
官 業 益 金 及 び 官 業 収 入	22,172	18,038	23,613	18,657	20,062	16,601
政府資産整理収入	468,201	328,778	349,136	357,744	342,182	322,513
雑 収 入	3,314,974	3,399,145	3,377,072	5,867,236	4,081,700	3,218,964
公 債 金	34,000,000	38,616,000	34,598,000	30,000,000	34,968,000	36,445,000
前 年 度 剩 余 金 受 入	814	958,609	1,511,977	483,918	1,041	—
歳 出	87,991,485	89,018,897	89,770,227	86,352,554	83,688,984	81,789,078
国 家 機 関 費	4,414,211	4,319,488	4,859,799	4,811,495	4,286,448	4,194,074
地 方 財 政 費	14,326,376	13,105,217	15,849,374	16,725,786	16,501,087	17,419,967
防 衛 関 係 費	4,986,918	4,941,489	4,958,452	4,999,241	4,944,722	4,976,904
國土保全及び開発費	12,702,117	10,386,837	9,849,146	8,462,209	8,756,395	7,002,482
産 業 経 済 費	5,142,670	4,124,528	4,122,476	5,923,917	3,697,321	3,084,786
教 育 文 化 費	7,197,590	6,661,837	6,646,472	6,415,340	6,609,439	6,224,394
社会保険関係費	18,502,019	21,296,730	19,793,433	21,007,150	21,225,206	20,381,012
社会保険費	9,033,975	10,846,069	11,482,581	14,666,689	14,844,789	14,908,729
生 活 保 護 費	1,298,591	1,397,044	1,483,656	1,581,977	1,676,919	1,521,684
社 会 福 祉 費	5,002,767	5,945,918	4,142,975	1,927,904	1,944,639	1,825,871
住 宅 対 策 費	1,671,436	1,507,429	1,321,287	1,151,103	979,868	931,090
失 業 対 策 費	133,443	443,108	81,027	412,280	546,596	42,980
保 健 術 生 費	1,240,267	1,032,054	1,051,030	950,776	910,349	833,385
そ の 他	121,542	125,108	230,874	316,421	322,047	317,272
恩 給 費	1,530,422	1,477,635	1,424,841	1,355,230	1,271,879	1,202,252
文 官 恩 給 費	71,652	65,928	60,725	56,229	51,364	47,545
旧軍人遺族等恩給費	1,354,155	1,314,099	1,275,320	1,217,960	1,143,897	1,082,885
そ の 他	104,615	97,608	88,797	81,042	76,618	71,822
国 債 費	18,150,013	20,271,924	21,446,082	16,284,001	16,060,543	16,798,069
予 備 費	150,000	700,000	700,000	250,000	200,000	350,000
そ の 他	889,148	1,733,212	120,151	118,187	135,945	155,138

(注) 1 平成15年度は当初予算額、他は補正後予算額。

2 平成11、12年度の「予備費」には、公共事業等予備費を含んでいる。

資料：財務省財務総合政策研究所「財政金融統計月報」

第344表 地方財政(普通会計)歳入歳出

区分		平成8年度 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
歳 入 合 計		106,990,573	105,672,938	109,679,117	110,586,638	107,219,061	106,900,572
地 方 税		35,093,735	36,155,510	35,922,183	35,026,119	35,546,434	35,548,783
地 方 諸 与 税		1,996,955	1,080,532	595,210	608,905	620,177	623,971
利 子 割 交 付 金		256,712	210,800	169,319	173,482	662,368	688,942
地 方 消 費 税 交 付 金		295,291	1,301,466	1,219,283	1,257,514	1,233,793	
ゴルフ場利用税交付金		68,646	68,456	64,372	61,407	57,036	55,212
特別地方消費税交付金		20,629	43,186	44,520	41,232	9,162	482
自動車取得税交付金		453,212	397,679	342,463	320,896	321,138	318,039
軽油引取税交付金		126,848	124,713	122,067	117,342	112,597	111,963
地 方 特 例 交 付 税				639,860	914,014	901,818	
地 方 交 付 税		16,889,102	17,127,557	18,048,865	20,864,236	21,776,420	20,349,760
交通安全対策特別交付金		86,987	87,893	87,528	86,947	74,841	76,708
分担金及び負担金		1,550,828	1,537,438	1,642,177	1,567,450	1,269,563	1,247,605
使 用 料		1,863,293	1,890,867	1,852,861	1,877,977	1,889,729	1,907,186
手 数 料		548,017	523,391	527,614	571,569	587,316	590,939
国 庫 支 出 金		14,665,677	14,256,386	15,628,392	16,482,930	14,350,300	14,443,288
義務教育費負担金		2,968,116	3,010,885	3,011,625	3,000,161	2,980,092	3,011,382
生活保護費負担金		1,161,925	1,234,800	1,292,028	1,390,790	1,477,814	1,575,117
児童保護費負担金		527,902	558,527	592,404	618,227	649,059	691,751
結核医療費負担金		11,029	9,530	9,122	9,804	9,495	9,087
精神衛生費負担金		30,198	24,510	29,289	34,291	37,767	38,912
老人保護費負担金		395,649	431,045	453,689	470,014	87,858	72,283
普通建設事業費支出金		6,301,252	5,850,150	6,303,855	6,106,835	5,551,536	5,159,193
災害復旧事業費支出金		472,727	281,687	310,918	411,389	317,737	238,955
失業対策事業費支出金		19,619	17,283	16,183	15,230	14,427	17,599
委 託 金		338,647	284,762	351,971	289,006	408,630	323,684
財 政 补 給 金		9,169	8,981	9,925	8,549	15,682	14,383
そ の 他		2,329,812	2,544,227	3,247,384	4,128,634	2,800,203	3,290,940
国有提供施設等所在市町村助成交付金		28,150	28,150	29,150	29,150	29,150	30,150
都 道 府 県 支 出 金		2,624,577	2,547,416	2,581,084	2,608,211	2,385,230	2,328,904
財 産 収 入		895,235	803,407	794,858	720,374	769,401	716,539
寄 附 金		183,496	160,519	159,376	142,425	130,659	119,937
繰 入 金		3,188,331	3,402,770	3,233,554	2,694,247	2,136,094	2,277,231
繰 越 金		2,266,760	2,208,383	2,099,626	2,589,011	2,253,102	2,534,961
諸 収 入		7,734,582	7,839,824	8,465,449	8,314,487	8,062,372	8,090,443
地 方 債		15,718,172	14,172,595	15,226,982	13,150,076	11,173,506	11,873,420
特別区財政調整交付金・納付金		730,628	710,176	739,999	679,024	830,938	830,497

区分		平成8年度 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
歳 出 合 計		104,666,175	103,458,924	107,007,759	108,209,244	104,560,321	104,328,178
議 會 費		602,093	604,459	602,290	581,347	576,033	573,504
総 務 費		10,279,007	9,268,242	9,281,003	9,782,082	9,786,366	9,542,960
民 生 費		13,205,947	13,821,811	14,610,708	16,312,923	14,557,908	15,322,713
社 会 福 祉 費		3,595,523	3,737,044	3,864,073	3,982,647	3,924,331	4,097,456
老 人 福 祉 費		4,132,392	4,393,680	4,793,214	5,993,445	4,024,846	4,212,348
兒 童 福 祉 費		3,659,898	3,815,276	3,976,606	4,213,638	4,385,941	4,658,027
生 活 保 護 費		1,763,489	1,848,890	1,950,244	2,079,923	2,192,640	2,347,175
災 害 救 助 費		54,645	26,921	26,571	43,269	30,150	7,707
衛 生 費		6,818,846	6,903,851	6,815,372	6,756,811	6,669,140	6,836,628
公 衆 衛 生 費		3,545,677	3,715,317	3,609,755	3,571,321	3,449,350	3,463,485
結 核 対 策 費		39,080	40,582	40,710	41,027	39,618	38,845
保 健 所 費		332,830	311,404	309,738	299,129	286,811	271,803
清 潔 払 費		2,901,259	2,836,548	2,855,170	2,845,333	2,893,361	3,062,495
勞 動 働 費		519,037	495,427	467,684	676,644	524,292	834,064
失 業 対 策 費		56,401	44,212	42,483	100,648	60,899	175,916
そ の 他		462,636	451,216	425,201	575,996	463,393	658,148
農 林 水 産 業 費		8,100,085	7,682,958	7,531,148	7,270,943	6,810,338	6,408,417
商 工 費		5,436,209	5,433,445	6,324,277	6,077,600	5,480,701	5,422,576
土 木 費		22,939,384	21,768,646	22,436,787	21,374,494	19,912,479	18,913,708
消 防 費		1,923,116	1,951,368	1,977,442	1,947,025	1,948,849	1,937,153
警 察 費		3,383,963	3,423,949	3,456,830	3,418,136	3,428,936	3,393,850
教 育 費		18,952,997	18,895,146	18,706,600	18,271,769	18,167,789	18,096,382
災 害 復 旧 費		826,861	536,011	620,742	787,704	566,438	436,799
公 債 費		9,599,802	10,422,811	11,035,535	11,917,761	12,507,369	12,967,329
諸 支 出 金		415,764	394,491	351,971	380,668	363,060	373,454
前 年 度 繼 上 充 用 金		6,388	6,008	5,167	40,672	9,870	29,709
特別区財政調整交付金・納付金		730,628	710,176	739,999	679,024	830,938	830,497
利 子 割 交 付 金		256,712	210,800	169,319	173,482	662,368	688,942
地 方 消 費 税 交 付 金		295,291	1,301,466	1,219,283	1,257,514	1,233,793	1,233,793
ゴルフ場利用税交付金		68,646	68,456	64,372	61,407	57,036	55,212
特別地方消費税交付金		20,629	43,186	44,520	41,232	9,162	482
自動							

第345表 地方の民生費と衛生費の状況

(i) 民生費の状況

その1 目的別内訳

区分	平成13年度(2001年度)				
	都道府県	市町村	純計		
合計	4,414,560	100.0	10,908,154	104.3	14,054,411
社会福祉費	1,088,152	24.6	3,009,304	27.6	3,796,537
老人福祉費	1,740,986	39.4	2,471,362	22.7	3,688,104
児童福祉費	1,244,192	28.2	3,413,835	31.3	4,255,391
生活保護費	338,557	7.7	2,008,618	18.4	2,307,878
災害救助費	2,673	0.1	5,034	0.0	6,502

(単位 百万円、%)

額	平成12年度(2000年度)			比較		
	純計額	増減額	増減率	前年度 増減率		
104.9	13,392,030	100.0	662,381	100.0	4.9	△ 11.1
27.0	3,641,465	27.2	155,072	23.4	4.3	△ 1.8
26.2	3,540,265	26.4	147,838	22.3	4.2	△ 34.1
30.3	4,029,873	30.1	225,517	34.0	5.6	3.4
16.4	2,154,780	16.1	153,098	23.1	7.1	5.4
0.0	25,646	0.2	△ 19,145	△ 2.9	△ 74.6	△ 36.8

その2 性質別内訳

区分	平成13年度(2001年度)				
	都道府県	市町村	純計		
合計	4,414,560	100.0	10,908,154	100.0	14,054,411
人件費	291,186	6.6	1,852,174	17.0	2,143,360
物件費	111,251	2.5	737,741	6.8	848,993
扶助費	1,198,584	27.2	4,777,435	43.8	5,976,019
補助費等	2,276,773	51.6	536,950	4.9	1,603,744
普通建設事業費	379,053	8.6	565,516	5.2	887,647
補助事業費	278,803	6.3	193,455	1.8	428,323
単独事業費	100,251	2.3	371,412	3.4	459,324
県営事業負担金	—	—	—	—	—
貸付金	76,421	1.7	43,182	0.4	118,202
繰出金	3,346	0.1	2,358,549	21.6	2,361,895
その他の	77,945	1.8	36,608	0.3	114,552

(単位 百万円、%)

額	平成12年度(2000年度)			比較		
	純計額	増減額	増減率	前年度 増減率		
100.0	13,392,030	100.0	662,381	100.0	4.9	△ 11.1
15.3	2,144,437	16.0	△ 1,077	△ 0.2	△ 0.1	△ 8.2
6.0	823,095	6.1	25,898	3.9	3.1	△ 34.4
42.5	5,623,482	42.0	352,537	53.2	6.3	△ 12.9
11.4	1,457,494	10.9	146,250	22.1	10.0	19.1
6.3	871,604	6.5	16,042	2.4	1.8	△ 25.2
3.0	403,379	3.0	24,943	3.8	6.2	△ 21.0
3.3	468,225	3.5	△ 8,901	△ 1.3	△ 1.9	△ 28.4
—	—	—	—	—	—	—
0.8	116,835	0.9	1,367	0.2	1.2	0.3
16.8	2,225,839	16.6	136,055	20.5	6.1	41.4
0.8	129,243	1.0	△ 14,691	△ 2.2	△ 11.4	△ 86.2

その3 財源内訳

区分	平成13年度(2001年度)				
	都道府県	市町村	純計		
合計	4,414,560	100.0	10,908,154	100.0	14,054,411
国庫支出金	1,092,459	24.7	2,827,731	25.9	3,920,189
都道府県支出金	—	—	906,236	8.3	—
使用料・手数料	49,913	1.1	255,959	2.3	305,873
分担金・負担金・寄附金	94,191	2.1	331,064	3.0	345,215
地方債	46,316	1.0	159,475	1.5	202,598
その他特定財源	162,771	3.7	237,856	2.2	397,039
一般財源等	2,968,909	67.3	6,189,832	56.7	8,883,497

(単位 百万円、%)

額	平成12年度(2000年度)			比較		
	純計額	増減額	増減率	前年度 増減率		
100.0	13,392,030	100.0	662,381	100.0	4.9	△ 11.1
27.9	3,571,271	26.7	348,918	52.7	9.8	△ 27.4
—	—	—	—	—	—	—
2.2	297,227	2.2	8,646	1.3	2.9	△ 3.7
2.5	330,673	2.5	14,542	2.2	4.4	△ 38.2
1.4	234,425	1.8	△ 31,826	△ 4.8	△ 13.6	△ 34.7
2.8	436,693	3.3	△ 39,654	△ 6.0	△ 9.1	△ 6.9
63.2	8,521,742	63.6	361,755	54.6	4.2	0.6

(ii) 衛生費の状況

その1 目的別内訳

区分	平成13年度(2001年度)				
	都道府県	市町村	純計		
合計	1,614,235	100.0	5,222,393	100.0	6,675,965
公衆衛生費	1,383,385	85.7	2,080,100	39.8	3,345,526
結核対策費	10,282	0.6	28,563	0.5	38,088
保健所費	160,183	9.9	111,620	2.1	269,211
清掃費	60,385	3.7	3,002,109	57.5	3,023,140

(単位 百万円、%)

額	平成12年度(2000年度) 純計額	比較		
		増減額	増減率	前年度 増減率
100.0	6,519,660	100.0	156,304	2.4
50.1	3,336,683	51.2	8,843	0.3
0.6	38,975	0.6	△ 888	△ 2.3
4.0	283,970	4.4	△ 14,760	△ 5.2
45.3	2,860,032	43.9	163,108	5.7

その2 性質別内訳

区分	平成13年度(2001年度)				
	都道府県	市町村	純計		
合計	1,614,235	100.0	5,222,393	100.0	6,675,965
人件費	333,257	20.6	1,145,114	21.9	1,478,371
物件費	123,970	7.7	1,505,835	28.8	1,629,805
扶助費	236,368	14.6	165,777	3.2	402,145
補助費等	510,206	31.6	605,455	11.6	1,001,180
普通建設事業費	185,878	11.5	1,405,036	26.9	1,545,444
補助事業費	81,318	5.0	834,354	16.0	911,346
単独事業費	104,559	6.5	561,146	10.7	634,098
県営事業負担金	—	—	9,535	0.2	—
貸付金	130,283	8.1	42,146	0.8	171,717
繰出金	27,603	1.7	115,213	2.2	142,816
その他	66,670	4.1	237,817	4.6	304,487

(単位 百万円、%)

額	平成12年度(2000年度) 純計額	比較		
		増減額	増減率	前年度 増減率
100.0	6,519,660	100.0	156,304	2.4
22.1	1,501,831	23.0	△ 23,460	△ 1.6
24.4	1,573,253	24.1	56,552	3.6
6.0	381,495	5.9	20,650	5.4
15.0	1,001,501	15.4	△ 321	△ 0.0
23.1	1,387,265	21.3	158,179	11.4
13.7	726,358	11.1	184,988	25.5
9.5	660,907	10.1	△ 26,809	△ 4.1
—	—	—	—	—
2.6	184,300	2.8	△ 12,584	△ 6.8
2.1	145,237	2.2	△ 2,421	△ 1.7
4.6	344,778	5.3	△ 40,291	△ 11.7

その3 財源内訳

区分	平成13年度(2001年度)				
	都道府県	市町村	純計		
合計	1,614,235	100.0	5,222,393	100.0	6,675,965
国庫支出金	240,257	14.9	385,301	7.4	625,558
都道府県支出金	—	—	110,646	2.1	—
使用料・手数料	38,036	2.4	304,641	5.8	342,676
分担金・負担金・寄附金	4,193	0.3	58,874	1.1	28,927
地方債	77,198	4.8	778,174	14.9	845,782
その他特定財源	153,615	9.5	191,372	3.7	343,457
一般財源等	1,100,937	68.2	3,393,386	65.0	4,489,564

(単位 百万円、%)

額	平成12年度(2000年度) 純計額	比較		
		増減額	増減率	前年度 増減率
100.0	6,519,660	100.0	156,304	2.4
9.4	580,752	8.9	44,806	7.7
—	—	—	—	—
5.1	338,848	5.2	3,828	1.1
0.4	30,873	0.5	△ 1,946	△ 6.3
12.7	780,455	12.0	65,328	8.4
5.1	359,670	5.5	△ 16,212	△ 4.5
67.2	4,429,062	67.9	60,502	38.7

資料：総務省自治財政局「地方財政統計年報」

第346表 国内総支出に対する財政規模

区分	平成8年度 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
国内総支出(A)	5,167,288	5,211,532	5,144,179	5,106,873	5,154,779	5,026,023
歳出総額						
国 (B)	873,154	849,085	923,131	1,019,345	1,007,263	939,081
地方 (C)	990,261	976,738	1,001,975	1,016,291	976,164	974,317
国から地方に対する支出 (D)	336,669	325,805	343,891	387,120	377,649	365,011
地方から国に対する支出 (E)	12,694	12,543	17,384	16,106	15,467	15,347
歳出純計額						
国 (B)-(D) (F)	536,485	523,280	579,240	632,225	629,614	574,070
地方 (C)-(E) (G)	977,567	964,195	984,591	1,000,185	960,697	958,970
合計 (F)+(G) (H)	1,514,052	1,487,475	1,563,831	1,632,410	1,590,311	1,533,040
国内総支出に対する比率 (%)						
(F)/(A)×100	10.4	10.0	11.3	12.4	12.2	11.4
(G)/(A)×100	18.9	18.5	19.1	19.6	18.6	19.1
(H)/(A)×100	29.3	28.5	30.4	32.0	30.9	30.5

(注) 1 「国内総支出」は、内閣府経済社会総合研究所の推計により、「国民経済計算(93SNA、平成7年基準)」によつており名目値である。

2 「国の歳出額」は、一般会計と交付税及び譲与税配付金、国有林野事業（治山勘定のみ）、国営土地改良事業、港湾整備、道路整備、空港整備、治水、石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策、厚生保険（児童手当勘定のみ）及び電源開発促進対策（電源立地勘定のみ）の10特別会計との純計決算額である。

3 「国から地方に対する支出」は、地方交付税（地方分与税、地方財政平衡交付金、臨時地方特例交付金及び特別事業償還交付金等を含む）、地方譲与税及び国庫支出金（交通安全対策特別交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金及び地方債のうち特定資金公共事業債を含む）の合計額であり、地方の歳入決算額によつている。

4 「地方から国に対する支出」は、地方財政法第17条の2の規定による地方公共団体の負担金（地方の歳出決算額中、国直轄事業負担金に係る国への現金納付額及び国に対する交付公債の元利償還額の合計額）である。

5 決算額からは、特定資金公共事業債償還時補助金及び同補助金と相殺された償還金を除いている。

資料：総務省自治財政局「地方財政統計年報」

(単位 億円)

第347表 国税及び地方税

区分	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
国税及び地方税合計	878,678	842,400	882,673	855,172	810,121	764,864
国 税	519,456	492,139	527,209	499,684	462,828	438,566
直 接 税	309,690	281,293	323,193	297,393	262,290	242,760
所 得 税	171,730	154,468	187,889	178,065	147,080	138,100
源 泉 分	137,440	126,186	158,785	150,301	120,910	112,410
申 告 分	34,290	28,282	29,104	27,764	26,170	25,690
法 人 税	117,200	107,951	117,472	102,578	99,900	91,140
法 人 特 別 税	—	—	1	—	—	—
相 続 税	20,700	18,050	17,822	16,745	15,300	13,510
地 価 税	60	17	9	8	10	10
旧 税	—	2	0	△ 3	—	—
法人臨時特別税(特)	—	1	—	—	—	—
間 接 税 等	209,766	210,846	204,016	202,291	200,538	195,806
地 方 税	359,222	350,261	355,464	355,488	347,293	326,298
道 府 県 税	153,195	145,862	155,850	155,303	147,464	136,350
市 町 村 税	206,027	204,399	199,614	200,185	199,829	189,948

(注) 国税は、平成13年度以前は決算額、平成14年度は補正後予算額、平成15年度は当初予算額である。
地方税は、平成13年度以前は決算額、平成14年度以降は当初予算額又は地方財政計画額（計画外税収見込額を含む）である。

資料：財務省財務総合政策研究所「財政金融統計月報」

第348表 高齢社会対策関係予算（一般会計分）の推移

区分	就業・所得	健康・福祉	学習・社会参加	生活環境	調査研究等の推進	計
平成10年度	44,078	45,476	593	404	380	90,932
11	52,095	49,694	583	399	445	103,215
12	53,386	52,297	516	418	851	107,467
13	54,884	55,862	356	329	968	112,398
14	56,387	59,264	358	292	1,187	117,488
15	57,704	61,302	347	274	1,115	120,742

(注) 1 平成7年度以前は、長寿社会対策関係予算である。

2 本表の予算額は、高齢者社会対策関係予算として特掲できるもののみを合計した額である。

資料：内閣府「高齢社会白書」

第349表 市町村税納稅義務者数

平成14年7月1日現在(単位人)

区分	市町村数	個人均等割	法人均等割		市町村民税所得割	法人税割	固定資産税
			法人	法人でない 社団等			
合 計	3,219	46,422,617	3,591,667	4,364	50,811,474	3,434,660	44,364,075
人口50万以上の市	24	13,507,347	1,431,472	1,572	14,687,520	1,337,745	10,684,595
人口5万以上50万未満の市	425	21,324,727	1,435,474	1,426	23,438,729	1,412,086	19,262,854
人口5万未満の市 町 村	227 2,543	2,613,538 8,977,005	184,212 540,509	390 976	2,886,257 9,798,968	180,355 504,474	3,073,924 11,342,702

資料：総務省自治税務局調べ

第14節 國際統計及び比較

1人 口

第350表 世界の主要地域別人口及び人口増加率

(単位千人)

区分	1950年	1975年	2000年	2005年	2025年	2050年	年平均人口増加率(%)		
							1950~ 55年	2000~ 2005年	2045~ 50年
世界全域	2,518,629	4,068,109	6,070,581	6,453,628	7,851,455	8,918,724	1.82	1.23	0.33
先進地域	812,771	1,047,474	1,193,872	1,208,817	1,241,377	1,219,662	1.21	0.25	△ 0.14
発展途上地域	1,705,858	3,020,634	4,876,709	5,244,811	6,610,079	7,699,061	2.10	1.47	0.40
アフリカ	221,214	408,160	795,671	887,964	1,292,085	1,803,298	2.21	2.22	1.09
東部アフリカ	65,565	124,826	262,515	282,269	423,117	614,457	2.27	2.25	1.26
中部アフリカ	26,316	46,215	92,960	106,241	172,134	266,301	1.82	2.71	1.40
北部アフリカ	53,302	97,543	173,615	190,494	254,150	306,046	2.31	1.87	0.48
南部アフリカ	15,619	29,208	50,448	52,040	49,576	46,602	2.32	0.62	△ 0.15
西部アフリカ	60,412	110,369	226,133	256,921	393,108	569,891	2.19	2.59	1.20
アメリカ	338,713	565,331	836,144	890,438	1,081,170	1,215,616	2.20	1.27	0.27
ラテンアメリカ	167,097	321,906	520,229	558,281	686,857	767,985	2.69	1.42	0.20
カリブ海	17,037	27,153	37,673	39,355	44,586	45,814	1.79	0.88	△ 0.10
中央アメリカ	37,065	78,657	135,213	146,884	186,441	221,758	2.78	1.67	0.23
南アメリカ	112,995	216,096	347,343	372,042	455,829	510,113	2.79	1.38	0.22
北部アメリカ	171,616	243,425	315,915	332,156	394,312	447,931	1.72	1.01	0.40
アジア	1,398,488	2,397,512	3,679,737	3,917,508	4,742,232	5,222,058	1.97	1.26	0.18
東部アジア	670,985	1,096,726	1,481,110	1,531,567	1,655,784	1,590,070	1.81	0.67	△ 0.38
南部・中央アジア	498,508	879,443	1,486,049	1,614,573	2,097,128	2,463,916	2.06	1.67	0.43
南東部アジア	178,073	321,368	520,355	558,155	687,621	767,250	2.10	1.41	0.21
西部アジア	50,922	99,975	192,222	213,213	301,699	400,822	2.68	2.09	0.86
ヨーロッパ	547,403	675,542	727,986	724,722	696,036	631,938	1.00	△ 0.09	△ 0.46
東部ヨーロッパ	220,199	285,700	304,538	297,321	267,070	221,736	1.49	△ 0.48	△ 0.82
北部ヨーロッパ	77,294	88,210	94,123	95,234	99,134	100,072	0.40	0.23	△ 0.02
南部ヨーロッパ	108,993	132,467	145,822	146,426	140,630	125,596	0.83	0.08	△ 0.59
西部ヨーロッパ	140,916	169,164	183,502	185,741	189,201	184,534	0.66	0.24	△ 0.16
欧州連合(別掲)	295,351	348,522	377,335	371,152	383,939	369,771	0.60	0.20	△ 0.23
オセアニア	12,812	21,564	31,043	32,998	39,933	45,815	2.17	1.23	0.39

(注) 1 UN, World population Prospects The 2002 Revision による。

2 先進地域：ヨーロッパ、北部アメリカ、日本、オーストラリア及びニュージーランドからなる地域。

3 発展途上地域：先進地域以外の地域。

4 歐州連合：1995年1月現在歐州連合を構成する15カ国（ドイツ、フランス、イタリア、ベルギー、オランダ、ルクセンブルグ、デンマーク、アイルランド、イギリス、ギリシャ、スペイン、ポルトガル、オーストリア、スウェーデン、フィンランド）の合計。

5 年平均人口増加率は、 $(n\sqrt{P_1/P_0} - 1) \times 100$ によって算出。ただし、P₀、P₁はそれぞれ期首、期末人口、nは期間。

資料：国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」

第351表 平均寿命の国際比較

区分	1926~1930年	1947年	1955年	1965年	1975年	1985年	1995年	直近の実績
《男》								
日本	44.82	50.06	63.60	67.74	71.73	74.78	76.38	78.40 (2002)
アメリカ	57.71 (1929~31)	…	66.60	66.80	68.70	71.20	72.50	74.60 (2002)
イギリス	58.74 (1930~32)	66.39 (1948)	67.52	68.30 (1963~65)	69.62 (1974~76)	71.90 (1985~87)	74.06 (1994)	75.80 (2002)
ドイツ	55.97 (1924~26)	57.72 (1946~47)	66.21 (1957~58)	67.41 (1963~65)	68.30 (1974~76)	71.54 (1984~86)	73.30 (1994~96)	75.60 (2002)
フランス	54.30 (1928~33)	61.87 (1946~49)	65.04 (1952~56)	67.80	69.00 (1974)	71.31 (1984~86)	73.92 (1994)	75.90 (2002)
スウェーデン	60.97 (1921~30)	69.04 (1946~50)	70.49 (1951~55)	71.60 (1961~65)	72.12	73.79 (1994)	76.08 (2002)	78.00
《女》								
日本	46.54	53.96	67.75	72.92	76.89	80.48	82.85	85.30 (2002)
アメリカ	60.99 (1929~31)	…	72.70	73.70	76.50	78.20	78.90	79.80 (2002)
イギリス	62.88 (1930~32)	71.15 (1948)	72.99	74.40 (1963~65)	75.82 (1974~76)	77.64 (1985~87)	79.32 (1994)	80.50 (2002)
ドイツ	58.82 (1924~26)	63.44 (1946~47)	71.34 (1957~58)	73.22 (1963~65)	74.81 (1974~76)	78.10 (1984~86)	79.70 (1994~96)	81.60 (2002)
フランス	59.02 (1928~33)	67.43 (1946~49)	71.15 (1952~56)	75.00 (1974)	76.90 (1984~86)	79.49 (1994)	81.86 (2002)	83.50
スウェーデン	63.16 (1921~30)	71.58 (1946~50)	73.43 (1951~55)	75.70 (1963~65)	77.37	79.68 (1994)	81.38 (2002)	82.60

(注) 1 1995年までの日本は、厚生労働省大臣官房統計情報部「完全生命表」による。1995年までの諸外国はUN, *Demographic Yearbook*による。

2 直近の実績の日本は、厚生労働省大臣官房統計情報部「簡易生命表」による。直近の実績の諸外国はWHO, *The World Health Report 2003*による。

3 1982以前のイギリスは、イングランド＝ウェールズ。1957~86年までのドイツは、旧西ドイツである。

4 () 内の年次は、作成基礎期間。

5 平均寿命とは0歳児の平均余命をいう。

資料：国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」

第352表 主要国の65歳以上人口比率の推移と予測

(i) 主要国の65歳以上人口割合(1850~2050年)

区分	日本	カナダ	アメリカ	オーストリア	ベルギー	ブルガリア	デンマーク	フランス	ドイツ ¹⁾
1850年	…	…	…	…	5.87 ¹⁵⁾	…	5.45	6.47 ²³⁾	…
1860	…	…	…	…	5.64 ¹⁶⁾	…	5.20	6.89 ²⁴⁾	…
1870	…	…	…	3.92 ¹²⁾	5.88 ¹⁷⁾	…	5.81	7.41 ²⁵⁾	…
1880	5.72 ²⁾	…	…	4.39	6.10	…	6.08	8.11 ²⁶⁾	4.72
1890	5.49 ³⁾	…	…	4.87	5.98	5.62 ¹⁸⁾	6.97	8.28 ²⁷⁾	5.10
1900	5.49 ⁴⁾	5.07 ⁷⁾	4.07	4.98	5.74	5.13	6.66	8.20 ⁷⁾	4.88
1910	5.25 ⁵⁾	4.66 ⁸⁾	4.30	5.27	5.84	5.34 ¹⁹⁾	6.62 ⁸⁾	8.36 ⁹⁾	5.04
1920	5.26	4.78 ⁹⁾	4.67	6.23	5.83	5.66	6.85 ⁹⁾	9.05 ⁹⁾	5.77 ²⁸⁾
1930	4.75	5.56 ¹⁰⁾	5.41	6.77 ¹³⁾	6.91	5.21 ²⁰⁾	7.52 ²¹⁾	9.35 ¹⁰⁾	7.36 ²⁹⁾
1940	4.80 ⁶⁾	6.67 ¹¹⁾	6.85	8.81 ¹⁴⁾	…	…	8.38 ²²⁾	11.42	8.86 ³⁰⁾
1950	4.94	7.67	8.26	10.37	11.05	6.73	9.13	11.38	9.72
1960	5.73	7.50	9.19	12.05	11.97	7.51	10.59	11.64	11.52
1970	7.06	7.90	9.84	14.08	13.38	9.59	12.27	12.87	13.69
1980	9.10	9.40	11.21	15.40	14.37	11.86	14.41	13.97	15.60
1990	12.05	11.27	12.21	14.94	14.92	12.99	15.60	13.99	14.96
2000	17.34	12.62	12.28	15.50	17.01	16.13	14.99	15.96	16.31
2005	19.88	13.23	12.28	16.46	17.66	16.43	15.28	16.31	18.59
2010	22.54	14.37	12.82	18.07	18.01	16.66	16.89	16.54	20.19
2020	27.85	18.74	15.89	20.88	21.06	19.45	20.70	20.30	22.11
2030	29.57	23.73	19.18	26.33	25.02	22.04	23.59	23.63	26.42
2040	33.23	25.25	19.85	30.50	27.09	25.35	25.84	25.87	28.68
2050	35.65	25.71	19.98	30.63	27.19	29.91	24.87	26.44	27.95

1)全ドイツ。2)1884年。3)1888年。4)1898年。5)1908年。6)国勢調査の「全人口から内外地にいた軍人・軍属等の年齢別推計数を差し引いて得た補正人口。7)1901年。8)1911年。9)1921年。10)1931年。11)1941年。12)1869年。13)1927年。14)1939年。15)1846年。16)1856年。17)1866年。18)1893年。19)1905年。20)1934年。21)1935年。22)1945年。23)1851年。24)1861年。25)1872年。26)1881年。27)1891年。28)1925年。29)1933年。30)西ドイツ 1946年。31)1879年。32)1889年。33)1907年。34)1928年。35)1871年。36)1936年。37)1849年。38)1859年。39)1909年。40)1855年。41)1865年。42)1875年。43)1864年。44)1878年。

(単位 %)										
区分	ギリシャ	イタリア	オランダ	ノルウェー	ポルトガル	スウェーデン	スイス	イギリス	オーストラリア	
1850年	…	…	4.75 ³⁷⁾	…	4.78	…	4.64 ²³⁾	…		
1860	…	4.19 ²⁴⁾	4.89 ³⁸⁾	5.75 ⁴⁰⁾	4.67 ⁴³⁾	5.22	5.11	4.68 ²⁴⁾	…	
1870	3.63	5.11 ³⁵⁾	5.52 ¹²⁾	6.23 ⁴¹⁾	…	5.43	5.54	4.79 ³⁵⁾	…	
1880	3.53 ³¹⁾	5.12 ²⁶⁾	5.45 ³¹⁾	6.10 ⁴²⁾	4.73 ⁴⁴⁾	5.90	5.53	4.62 ²⁶⁾	…	
1890	3.51 ³²⁾	…	6.01 ³²⁾	7.63 ²⁷⁾	6.00	7.68	5.81 ³³⁾	4.77 ²⁷⁾	…	
1900	…	6.16 ⁷⁾	6.01	7.91	5.72	8.37	5.84	4.69 ⁷⁾	…	
1910	4.13 ³³⁾	6.50 ⁸⁾	6.12 ³⁹⁾	7.79	5.90	8.44	5.80	5.22 ⁸⁾	4.29 ⁸⁾	
1920	5.66 ⁹⁾	6.74 ⁹⁾	5.88	7.70	5.92	8.40	5.83	6.03 ⁹⁾	4.42	
1930	5.86 ³¹⁾	…	6.21	8.29	6.19	9.20	6.87	7.40 ¹⁰⁾	6.49 ²⁹⁾	
1940	6.31	7.43 ³⁶⁾	7.01	…	6.46	9.41	8.56	8.97 ¹⁴⁾	…	
1950	6.79	8.26	7.74	9.68	6.98	10.25	9.61	10.73	8.13	
1960	8.25	9.31	9.01	11.11	7.99	11.97	10.05	11.68	8.46	
1970	11.15	10.89	10.16	12.89	9.20	13.67	11.35	12.94	8.35	
1980	13.14	13.15	11.51	14.76	10.45	16.29	13.85	15.07	9.59	
1990	13.69	15.32	12.84	16.31	13.61	17.78	14.35	15.94	11.15	
2000	17.50	18.07	13.62	15.37	15.61	17.40	15.99	15.86	12.30	
2005	18.97	19.56	14.11	15.08	16.38	17.72	17.30	15.92	12.78	
2010	19.80	20.59	15.10	15.91	16.98	19.28	19.51	16.44	13.71	
2020	22.27	23.72	19.24	19.75	19.26	22.72	24.22	18.62	17.27	
2030	25.87	28.22	23.28	23.26	22.48	25.18	29.78	21.11	20.74	
2040	30.29	33.70	25.72	26.20	27.00	27.25	31.87	22.99	22.87	
2050	33.20	34.42	24.73	26.06	29.75	27.04	30.75	23.33	23.86	

(注) 1 1940年以前はUN, *The Aging of Population and Its Economic and Social Implications* (Population Studies, No. 26, 1956)、1950年以降はUN, *World Population Prospects The 2002 Revision*による。各年央推計人口に基づく。

2 日本は、総務省統計局「国勢調査報告」及び国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成14年1月推計)による人口(中位推計値)。

資料：国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」

(ii) 主要国の65歳以上人口割合別の到達年次とその倍化年数

区分	65歳以上人口割合(到達年次)									倍化年数(年間)	
	7%	10%	14%	15%	20%	23%	25%	30%	7%→14%	10%→20%	
日本	1970	1985	1994	1996	2006	2012	2014	2033	24	21	
フィンランド	1958	1973	1994	2001	2015	2021	2027	…	36	42	
ドイツ	1932	1952	1972	1976	2010	2023	2028	…	40	58	
ギリシャ	1951	1968	1992	1994	2011	2023	2028	2040	41	43	
オーストリア	1929	1945	1970	1976	2017	2025	2028	2038	41	72	
ポルトガル	1951	1977	1992	1998	2023	2032	2037	…	41	46	
ルーマニア	1962	1977	2003	2016	2035	2041	2045	…	41	58	
ブルガリア	1952	1972	1993	1996	2022	2034	2040	…	41	50	
スペイン	1947	1975	1991	1995	2019	2026	2030	2038	44	44	
イギリス	1929	1946	1976	1980	2020	2041	…	…	47	74	
ベルギー	1925	1946	1976	1991	2017	2026	2030	…	51	71	
スイス	1931	1959	1982	1996	2011	2018	2022	3031	51	52	
デンマーク	1925	1957	1978	1985	2017	2029	2036	…	53	60	
イタリア	1927	1966	1988	1990	2008	2018	2024	2033	61	42	
カナダ	1945	1984	2009	2012	2023	2029	2037	…	64	39	
オランダ	1940	1969	2005	2010	2023	2030	2035	…	65	54	
オーストラリア	1939	1984	2011	2014	2028	2041	…	…	72	44	
アメリカ	1942	1972	2015	2018	…	…	…	…	73	…	
スウェーデン	1887	1948	1972	1975	2012	2022	2030	2041	85	64	
ノルウェー	1885	1954	1977	1982	2021	2030	2035	…	92	67	
フランス	1864	1943	1979	1995	2020	2028	2036	…	115	77	

(注) 1 1950年以前はUN, *The Aging of Population and Its Economic and Social Implications* (Population Studies, No. 26, 1956) 及び *Demographic Yearbook*による。

1950年以降はUN, *World Population Prospects The 2002 Revision*による。

2 日本は、総務省統計局「国勢調査報告」「人口推計年報」及び国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成14年1月推計)による人口(中位推計値)。

3 1950年以前は既知年次のデータを基に補間推計したものによる。それぞれの人口割合を超えた最初の年次を示す。

4 倍化年数は、7%から14%へ、あるいは10%から20%へそれぞれ要した期間。国の配列は、倍化年数7%→14%の短い順。

資料：国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」

第353表 主要先進国の合計特殊出生率（1950～2002年）

区分	日本	カナダ	アメリカ合衆国	オーストリア	ベルギー	ブルガリア	デンマーク	フランス	ドイツ
1950年	3.65	3.37	3.02	…	2.35	…	2.58	2.92	…
1955	2.37	3.75	3.52	2.23	2.39	2.38	2.58	2.70	…
1960	2.00	3.81	3.64	2.70 E	2.53	2.31	2.54	2.72	2.37 E
1965	2.14	3.11	2.93	2.69	2.60	2.08	2.60	2.82	2.50 E
1970	2.13	2.26	2.46	2.31	2.24	2.18	1.97	2.47	2.03 E
1975	1.91	1.82	1.80	1.84	1.74	2.24	1.92	1.96	1.48 E
1980	1.75	1.71	1.84	1.68	1.69	2.06	1.54	1.99	1.53 E
1985	1.76	1.65	1.84	1.48	1.51 E	1.98	1.45	1.83	1.37 E
1986	1.72	1.62	1.84	1.46	1.54 E	2.04	1.48	1.85	1.43 E
1987	1.69	1.62	1.87	1.44	1.54 E	1.95	1.49	1.82	1.46 E
1988	1.66	1.66	1.93	1.46	1.58 E	1.97	1.56	1.83	1.42 E
1989	1.57	1.73	2.01	1.46	1.59 E	1.87	1.62 E	1.81	1.45 E
1990	1.54	1.83	2.08 U	1.47	1.62 E	1.73	1.68	1.78	1.45 E
1991	1.53	…	2.07	1.52	1.66 E	1.57 E	1.69	1.80	1.33 E
1992	1.50	1.69	2.05 U	1.53	1.66	1.54	1.77	1.73 E	1.30 E
1993	1.46	…	2.05	1.48 E	1.60 E	1.46	1.75 E	1.65	1.28 E
1994	1.50	1.66	2.04	1.46	1.55 E	1.37	1.82	1.65 E	1.24
1995	1.42	1.64	2.02	1.41	1.55 E	1.23	1.82	1.71 E	1.25
1996	1.43	…	1.98 U	1.43	1.59 E	1.23 E	1.76	1.72 E	1.31
1997	1.39	1.55	2.04	1.37	1.60 E	1.09	1.75 E	1.71 E	1.36
1998	1.38	…	2.06	1.35	1.59 E	1.11 E	1.72 E	1.76 E	1.36 E
1999	1.34	…	2.01 U	1.32	1.61 E	1.23 E	1.74	1.79 E	1.36 E
2000	1.36	…	2.06 U	1.34 E	1.66 E	1.26 E	1.77 E	1.89 E	1.38 E
2001	1.33	…	2.03 U	1.31 E	1.65 S	1.24 S	1.74 E	1.90 E	1.42 E
2002	1.32	…	2.01 U	1.37 S	1.64 S	1.23 S	1.73 S	1.88 S	1.40 S

区分	ハンガリー	イタリア	オランダ	ノルウェー	スペイン	スウェーデン	スイス	イギリス	オーストリア
1950年	…	2.52	3.10	2.53	2.46	2.32	2.40	2.19	3.06
1955	2.81	…	3.05	2.76	…	2.25	2.33	2.16	3.27
1960	2.02	2.31	3.11	2.85	2.81	2.17	2.34	2.57	3.45
1965	1.81	2.55	3.03	2.93	2.95 E	2.39	2.57	2.86 E	2.98
1970	1.96	2.43 E	2.58	2.50	2.82	1.94	2.09	2.43 E	2.86
1975	2.38	2.14	1.67	1.99	2.80 E	1.78	1.60	1.81 E	2.22
1980	1.93	1.61	1.60	1.73	2.20 E	1.68	1.53	1.89 E	1.92
1985	1.83	1.42 E	1.51	1.68	1.64 E	1.74	1.51	1.80	…
1986	1.83	1.34 E	1.55	1.71	1.54	1.80	1.53	1.78	1.92
1987	1.81	1.32	1.56	1.74	1.48 E	1.84	1.52	1.82	1.85
1988	1.79	1.33	1.55	1.84	1.43 E	1.96	1.57 E	1.84	1.84
1989	1.78	1.33 E	1.56	1.89	1.38 E	2.02	1.57	1.81	1.85
1990	1.85	1.33 E	1.62	1.93	1.36 E	2.13	1.60	1.85	1.91
1991	1.86	1.27	1.62	1.92	1.35	2.11	1.58 E	1.83	…
1992	1.77	1.33 E	1.60	1.89	1.32 E	2.09	1.60	1.81	1.89
1993	1.69	1.26 E	1.58	1.86 E	1.27 E	1.99	1.53	1.77	1.87
1994	1.65	1.22 E	1.58	1.87 E	1.21	1.88	1.51	1.75	1.85
1995	1.57	1.19	1.54	1.87 E	1.18	1.73 E	1.50	1.71	1.82
1996	1.46	1.19 E	1.54	1.90	1.17	1.61	1.53	1.73	1.86
1997	1.38	1.18 E	1.56 E	1.87	1.19	1.54	1.48 E	1.72	…
1998	1.34	1.20 E	1.64	1.75	1.16 E	1.50 E	1.50	1.71 E	1.75
1999	1.29	1.22 E	1.65 E	1.85	1.20 E	1.50	1.48 E	1.69 E	…
2000	1.32 E	1.24 E	1.72 E	1.85 E	1.24 E	1.54 E	1.50 E	1.65 E	…
2001	1.31 E	1.24 S	1.71 E	1.78 E	1.26 E	1.57 E	1.41 E	1.63 E	…
2002	1.30 S	1.26 S	1.73 S	1.75 S	1.25 S	1.65 S	1.39 S	1.64 S	…

(注) 1 UN, Demographic Yearbookによる。

2 E=Council of Europe, Recent Demographic developments in Europe, 2002

3 U=U.S. Department of Health and Human Services, National Vital Statistics Reports, Vol.51, NO.2

4 S=Eurostat Statistics in Focus Theme 3 20/2003

5 日本は、国立社会保障・人口問題研究所の算出による。

資料：国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」

第354表 諸外国の出生率

区分	(単位 人口千対)										
	1970年 (昭和45年)	1975 (50)	1980 (55)	1985 (60)	1990 (平成2)	1994 (6)	1995 (7)	1996 (8)	1997 (9)	1998 (10)	1999 (11)
日本	18.8	17.1	13.6	11.9	10.0	10.0	9.6	9.7	9.5	9.6	9.4
エジプト	34.8	36.0	…	37.5	…	28.6	27.9	28.0	27.5	…	…
カナダ	17.4	15.8	15.5	14.9	15.2	13.3	12.9	12.3	11.6	…	…
アメリカ合衆国	18.2	14.6	15.9	15.6	16.6	15.2	14.8	14.7	14.5	14.6	…
アルゼンチン	22.9	…	24.7	21.5	20.9	19.6	18.9	19.2	19.4	18.9	…
インド	36.8	35.2	33.7	32.9	30.2	28.7	28.3	27.3	…	…	…
ターキイ	41.9 ¹⁾	37.9 ²⁾	32.3 ³⁾	27.8 ⁴⁾	19.4 ⁵⁾	…	16.2	…	14.8	14.7	…
チェコ共和国	15.9	19.6	16.3	14.6	13.4	10.3	9.3	8.8	8.8	8.8	8.7*
デンマーク	14.4	14.2	11.2	10.5	12.3	13.4	13.3	12.9	12.8	12.5	12.4*
フランス	16.7	14.1	14.9	13.9	13.4	12.3	12.5	12.6	12.4	12.6	12.6*
ドイツ	13.4	9.7	10.1	9.6	11.4	9.5	9.4	9.7	9.9	9.7*	9.5*
イタリア	16.8	14.8	11.4	10.3	9.8	9.3	9.2	9.2	9.2	9.3*	…
イギリス	16.3	12.5	13.4	13.3	13.9	12.9	12.5	12.5	12.3	12.1*	11.9*
オーストラリア	20.6	16.9	15.3	15.7	15.4	14.5	14.2	13.9	13.7	13.3*	13.0*
ロシア	17.4	18.1	18.3	19.4	13.4	9.5	9.2	8.8	8.6	8.8	•

(注) 1 UN, *Demographic Yearbook*による。

2 日本は、厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」による。

3 国連人口部による推計。1)1965~1970年、2)1970~1975年、3)1975~1980年、4)1980~1985年、5)1985~1990年。

4 1990年以前のチェコ共和国は、旧チェコスロバキア。

5 1990年以前のドイツは、西ドイツ。

6 *印は、暫定値である。

資料: 厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」

第355表 障害者雇用の現状

(i) 一般の民間企業における障害者の雇用状況

企業数	雇用状況			雇用率未達成企業の割合 (%)
	常用労働者数	障害者数	実雇用率 (%)	
60,938 (61,115)	16,749,384 (16,936,056)	246,284 (252,870)	1.47 (1.49)	57.5 (56.3)

(注) () 内は前年度の状況。

《規模別》

56~99人	1.52%
100~299人	1.31%
300~499人	1.46%
500~999人	1.43%
1,000人以上	1.56%

《主な産業別》

製造業	1.68%
サービス業	1.42%
建設業	1.34%
金融・保険・不動産業	1.37%
卸売・小売業、飲食店	1.14%

(ii) 公共職業安定所における障害者の求職登録の状況

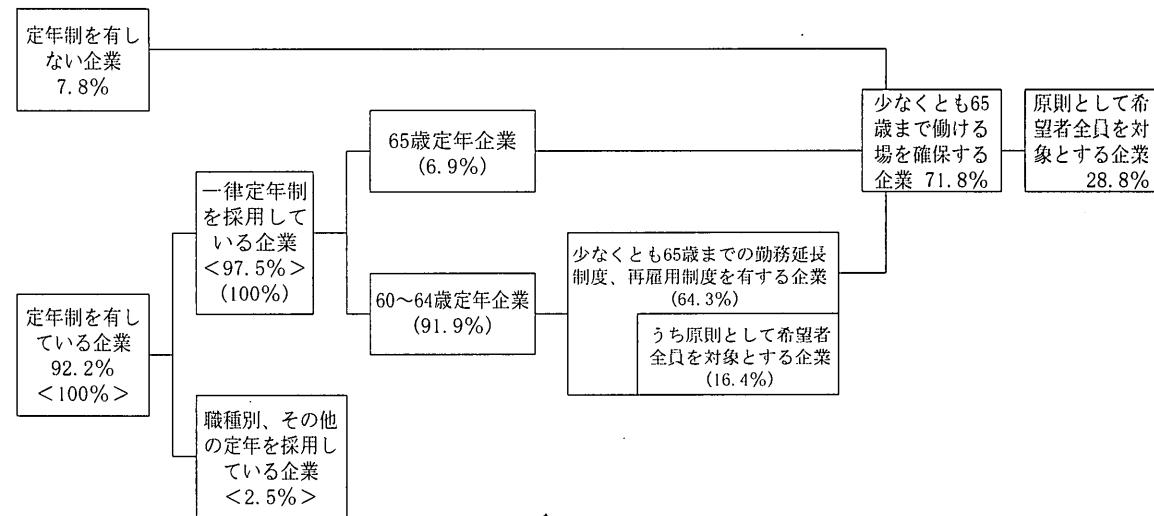
平成15年3月現在

区分	総数	身体障害者	身体障害者以外	
			重度身体障害者	知的障害者
登録者数 (%)	484,375 100.0	330,208 68.2	133,232 27.5	154,167 31.8
有効求職者 (%)	155,180 32.0	110,807 22.9	46,783 9.7	44,373 9.2
就業中の者 (%)	292,472 60.4	194,614 40.2	75,603 15.6	97,858 20.2
保留中の者 (%)	36,723 7.6	24,787 5.1	10,846 2.2	11,936 2.5

資料: 厚生労働省職業安定局調べ

第356表 定年制等の状況

65歳まで働ける場を確保する企業割合（平成15年）=71.8%
65歳まで希望者全員を雇用する企業割合（平成15年）=28.8%



(注) 1 < >内は定年制を有している企業を100%とした場合の割合

2 () 内は一律定年制を有している企業を100%とした場合の割合

3 事業規模30人以上の企業が調査対象

4 「職種別、その他の定年を採用している企業」でも、65歳までの雇用を確保する企業が若干存在する。

5 「65歳定年企業」でも、65歳を超える定年企業も若干存在する。

資料：厚生労働省「雇用管理調査」（平成15年）より厚生労働省職業安定局作成

2 社会保障

第357表 ILO条約及び勧告（社会保障関係）

(i) ILO条約

2003年12月31日現在

総会会期	条約番号	条 約 の 名 称	批准国数	日本批准登録
1(1919)	2	失業ニ関スル条約	55	大11. 11. 23
1(1919)	3	産前産後に於ける婦人使用に関する条約	33	
2(1920)	8	船舶の滅失又は沈没の場合における失業の補償に関する条約	59	昭30. 8. 22
3(1921)	12	農業に於ける労働者補償に関する条約	76	
7(1925)	17	労働者災害補償に関する条約	71	
7(1925)	18	労働者職業病補償ニ関スル条約	66	昭3. 10. 8
7(1925)	19	労働者災害補償ニ付テノ内外人労働者ノ均等待遇ニ関スル条約	120	昭3. 10. 8
9(1926)	23	海員の送還に関する条約	45	
10(1927)	24	工業及商業に於ける労働者並に家庭使用人の為の疾病保険に関する条約	28	
10(1927)	25	農業労働者の為の疾病保険に関する条約	20	
17(1933)	35	工業的又は商業的企業に使用せらるる者、自由職業に使用せらるる者並に家内労働者及家庭使用人の為の強制老齢保険に関する条約	11	
17(1933)	36	農業的企業に使用せらるる者の為の強制老齢保険に関する条約	10	
17(1933)	37	工業的又は商業的企業に使用せらるる者、自由職業に使用せらるる者並に家内労働者及家庭使用人の為の強制廢疾保険に関する条約	11	
17(1933)	38	農業的企業に使用せらるる者の為の強制廢疾保険に関する条約	10	
17(1933)	39	工業的又は商業的企業に使用せらるる者、自由職業に使用せらるる者並に家内労働者及家庭使用人の為の強制寡婦及孤児保険に関する条約	8	
17(1933)	40	農業的企業に使用せらるる者の為の強制寡婦及孤児保険に関する条約	7	
18(1934)	42	労働者職業病補償ニ関スル条約(1934年改正)	53	昭11. 6. 6
18(1934)	44	非任意的失業者に対し給付又は手当を確保する条約	14	
19(1935)	48	廢疾、老齢並に寡婦及孤児保険に基く権利の保全の為の国際制度の確立に関する条約	11	
21(1936)	55	海員の疾病、傷病又は死亡の場合に於ける船舶所有者の責任に関する条約	16	
21(1936)	56	海員の為の疾病保険に関する条約	19	
28(1946)	70	船員のための社会保障に関する条約	7	
28(1946)	71	船員の年金に関する条約	13	
35(1952)	102	社会保障の最低基準に関する条約	41	昭51. 2. 2
35(1952)	103	母性保護に関する条約(1952年改正)	40	
46(1962)	118	社会保障における内国民及び非内国民の均等待遇に関する条約	38	
48(1964)	121	業務災害の場合における給付に関する条約	23	昭49. 6. 7
51(1967)	128	障害、老齢及び遺族給付に関する条約	16	
53(1969)	130	医療及び疾病給付に関する条約	14	

67(1981)	156	家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約	34	平 7. 6. 9
68(1982)	157	社会保障についての権利の維持のための国際制度の確立に関する条約	3	
68(1982)	158	使用者の発意による雇用の終了に関する条約	33	
69(1983)	159	障害者の職業リハビリテーション及び雇用に関する条約	75	平 3. 6. 1
74(1987)	164	船員の健康の保護及び医療に関する条約	11	
74(1987)	165	船員のための社会保障に関する条約(1987年改正)	2	
75(1988)	168	雇用の促進及び失業に対する保護に関する条約	6	
81(1994)	175	パートタイム労働に関する条約	10	
83(1996)	177	在宅形態の労働に関する条約	4	
85(1997)	181	民間職業仲介事業所に関する条約	14	平 11. 7. 28
87(1999)	182	最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する条約	147	平 13. 3. 1
88(2000)	183	千九百五十二年の母性保護条約(改正)に関する改正条約	6	
89(2001)	184	農業における安全及び健康に関する条約(仮称)	3	

67(1981)	165	男女労働者特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する勧告
68(1982)	166	使用者の発意による雇用の終了に関する勧告
69(1983)	167	社会保障についての権利の維持のための国際制度の確立に関する勧告
69(1983)	168	職業リハビリテーション及び雇用(障害者)に関する勧告
75(1988)	176	雇用の促進及び失業に対する保護に関する勧告
81(1994)	182	パートタイム労働に関する勧告
83(1996)	184	在宅形態の労働に関する勧告
85(1997)	188	民間職業事業所に関する勧告
88(2000)	191	千九百五十二年の母性保護勧告に関する改正勧告

(注) 1 「社会保障」の範囲は、ILO第102号条約第2部～第10部（医療、傷病給付、失業給付、老齢給付、業務災害給付、家族給付、母性給付、廃疾給付、遺族給付）を参考にして、これらの社会保障関連事項について、その条項の一部にでも直接の規定がなされている条約及び勧告も掲げた。従って、社会保障に関する事項を主に取り扱っているものとは限らない。

2 条約及び勧告の配列は、会期別、採択順とした。

3 1980年ILO第66回総会において「業務災害の場合における給付に関する条約の付表I（職業病の一覧表）」の改正（第121号）が採択され、我が国は1981年にこの改正の受諾を行った。

資料：厚生労働省大臣官房国際課調べ

(ii) ILO勧告

総会会期	勧告番号	勧告の名称
1(1919)	1	失業に関する勧告
2(1920)	10	海員の失業保険に関する勧告
3(1921)	12	産前産後に於ける農業婦人賃金労働者の保護に関する勧告
3(1921)	17	農業に於ける社会保険に関する勧告
7(1925)	22	労働者補償の最小限度の規模に関する勧告
7(1925)	23	労働者補償に付ての争議の裁判に関する勧告
7(1925)	24	労働者職業病補償に関する勧告
7(1925)	25	労働者災害補償に付ての内外人労働者の均等待遇に関する勧告
9(1926)	27	船員及見習の送還に関する勧告
10(1927)	29	疾病保険の一般原則に関する勧告
17(1933)	43	疾病、老令並に寡婦及孤児保険の一般原則に関する勧告
18(1934)	44	失業保険及失業者の為の各種の扶助に関する勧告
26(1944)	67	所得保障に関する勧告
26(1944)	68	軍隊及び類似の任務から解除された者並びに戦時雇用から解除された者に対する所得保障及び医的保護に関する勧告
26(1944)	69	医的保護に関する勧告
28(1946)	75	船員の社会保障に関する協定に関する勧告
28(1946)	76	船員の被扶養者に対する医的保護に関する勧告
35(1952)	95	母性保護に関する勧告
48(1964)	121	業務災害の場合における給付に関する勧告
51(1967)	131	障害、老齢及び遺族給付に関する勧告
53(1969)	134	医療及び疾病給付に関する勧告
66(1980)	162	高齢労働者に関する勧告

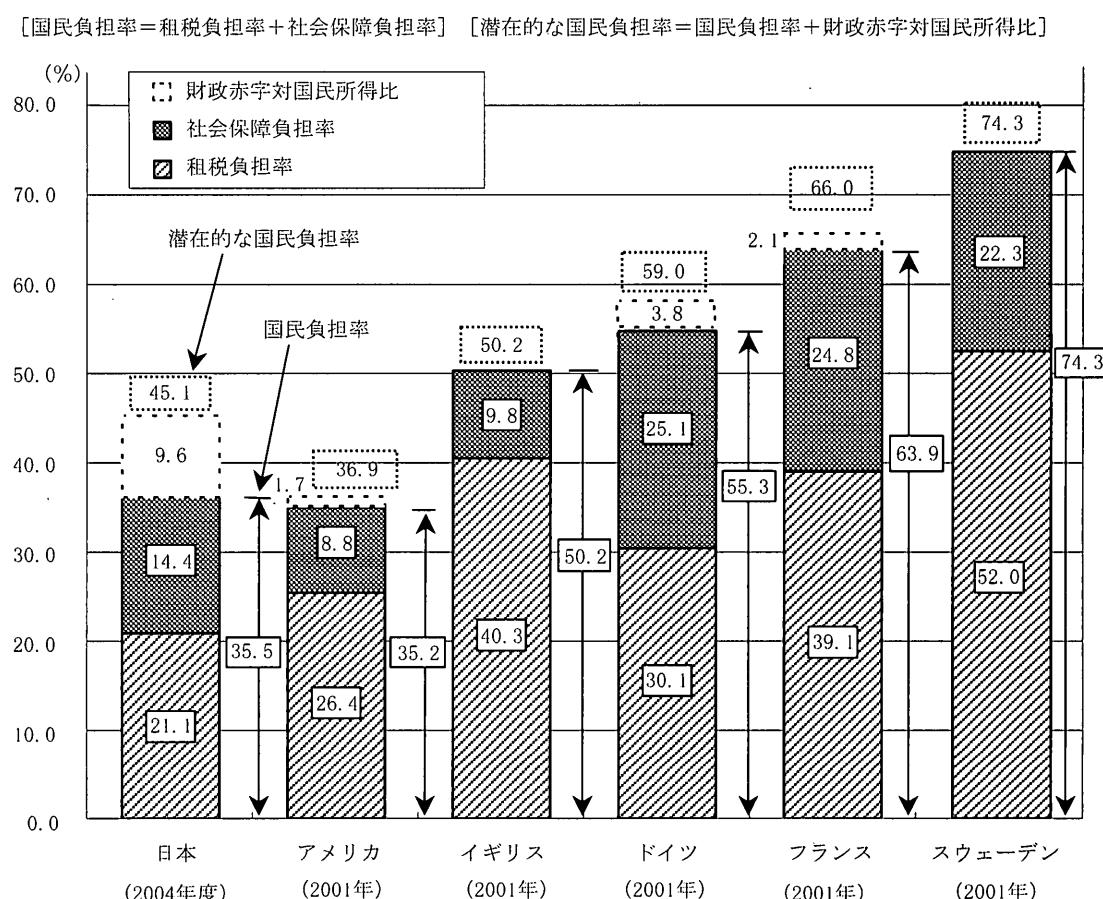
(参考) ILOの現勢

各年12月31日現在

	1999年	2000	2001	2002	2003
加盟国数	174	175	175	175	177
条約数	182	183	184	184	185
勧告数	190	191	192	194	194
加盟国の平均批准数	38	39	40
OECD諸国の平均批准数	65	66	67
日本の批准条約数	43	44	45	46	46

資料：厚生労働省大臣官房国際課調べ

第358表 国民負担率の国際比較等



(注) 1 日本は年度見通し。諸外国は曆年実績。

2 財政赤字の国民所得比は、日本及びアメリカについては一般政府から社会保障基金を除いたベース、その他 の国は一般政府ベースである。

資料:財務省調べ

第359表 諸外国の社会保障費 ILO基準第19次調査収入表

(単位 百万各国通貨)

区分	日本			アメリカ合衆国		ドイツ		
	1994年度	1995	1996	1994年	1995	1994年度	1995	1996
総 収 入	67,742,633	72,865,252	74,986,491	1,215,863.2	1,287,845.6	956,528.7	997,050.2	1,056,423.3
I. 社会保険料	47,492,209	51,222,116	52,708,994	593,736.8	615,768.4	650,153.9	677,246.7	699,743.3
I. 事業主拠出	24,945,388	26,807,523	27,464,906	325,166.7	331,236.8	364,804.5	380,047.3	387,379.4
実際の社会保険料拠出	24,945,388	26,807,523	27,464,906	—	—	270,863.9	280,136.0	289,243.3
内民間事業主	19,997,166	21,656,362	22,231,081	—	—	232,333.2	241,024.5	248,994.1
内政府事業主	4,948,222	5,151,161	5,233,825	—	—	38,530.7	39,111.5	40,249.2
インピューテッド拠出	—	—	—	—	—	93,940.6	99,911.3	98,136.1
II. 被保険者からの拠出	22,546,821	24,414,593	25,244,088	268,570.1	284,531.6	285,349.4	297,199.4	312,363.9
内被用者	17,607,652	19,290,417	19,885,883	—	—	235,023.0	243,171.3	253,912.5
内自営業者	4,939,169	5,124,176	5,358,205	—	—	11,606.5	12,739.2	12,963.2
内年金生活者	—	—	—	—	—	38,359.9	40,938.9	44,958.2
内その他の人	—	—	—	—	—	360.0	350.0	530.0
II. 税	19,476,561	20,790,117	21,330,400	461,856.4	503,344.2	286,566.4	296,821.2	330,777.2
I. 目的税	—	—	—	33,671.2	34,365.0	—	—	—
中央政府	—	—	—	—	—	—	—	—
その他地方政府	—	—	—	—	—	—	—	—
II. 一般歳入	19,476,561	20,790,117	21,330,400	428,185.2	468,979.2	286,566.4	296,821.2	330,777.2
中央政府	15,693,411	16,568,263	16,832,857	—	—	184,925.3	191,645.0	201,012.8
その他地方政府	3,783,150	4,221,854	4,497,543	—	—	101,641.2	105,176.2	129,764.5
III. 他の収入	—	—	—	156,744.4	164,613.0	19,808.3	22,982.3	25,902.8
資産収入	—	—	—	156,325.7	164,254.0	13,976.7	14,550.0	15,316.5
その他	—	—	—	418.7	359.0	5,831.7	8,432.3	10,586.3
IV. 積立金からの受入	773,863	853,019	947,097	3,525.6	4,120.0	—	—	—
総 収 入	67,742,633	72,865,252	74,986,491	1,215,863.2	1,287,845.6	956,528.7	997,050.2	1,056,423.3
A. 老齢・障害	—	—	—	642,584.6	688,909.6	430,446.9	452,572.6	476,080.3
I. 社会保険料拠出	—	—	—	424,017.3	440,951.4	298,091.5	312,496.0	329,717.0
II. 税	—	—	—	73,947.0	95,097.2	119,928.6	125,169.9	129,009.5
III. 他の収入	—	—	—	141,094.7	148,741.0	12,426.9	14,906.7	17,353.9
IV. 積立金からの受入	—	—	—	3,525.6	4,120.0	—	—	—
B. 労働災害	—	—	—	60,296.0	56,915.0	21,290.2	22,311.6	21,858.0
I. 社会保険料拠出	—	—	—	59,150.0	55,834.0	19,316.7	20,359.8	19,803.3
II. 税	—	—	—	1,146.0	1,081.0	799.6	797.4	848.0
III. 他の収入	—	—	—	—	—	1,173.9	1,154.4	1,206.6
IV. 積立金からの受入	—	—	—	—	—	—	—	—
C. 保健医療	—	—	—	259,041.6	274,364.0	251,933.2	261,609.5	267,798.6
I. 社会保険料拠出	—	—	—	109,776.4	118,299.0	246,765.1	256,525.4	262,434.9
II. 税	—	—	—	136,137.5	142,900.0	2,071.6	2,138.4	2,136.6

区分	日本			アメリカ合衆国		ドイツ		
	1994年度	1995	1996	1994年	1995	1994年度	1995	1996
III. 他の収入	-	-	-	13,127.7	13,165.0	3,096.6	2,945.7	3,227.1
IV. 積立金からの受入	-	-	-	-	-	-	-	-
D. 家族	-	-	-	-	-	137,067.0	140,429.7	185,882.2
I. 社会保険料拠出	-	-	-	-	-	68,533.5	70,214.9	92,941.1
II. 税	-	-	-	-	-	66,140.6	67,866.8	90,704.9
III. 他の収入	-	-	-	-	-	2,392.9	2,348.1	2,236.2
IV. 積立金からの受入	-	-	-	-	-	-	-	-
E. 失業	-	-	-	33,815.3	32,818.0	125,778.9	129,730.9	137,986.5
I. 社会保険料拠出	-	-	-	793.1	684.0	85,980.7	87,865.4	87,788.1
II. 税	-	-	-	30,500.2	29,427.0	39,080.1	40,238.0	48,319.3
III. 他の収入	-	-	-	2,522.0	2,707.0	718.1	1,627.5	1,879.0
IV. 積立金からの受入	-	-	-	-	-	-	-	-
F. 住宅・生活保護その他	-	-	-	220,125.7	234,839.0	58,545.9	60,610.7	59,758.8
I. 税	-	-	-	220,125.7	234,839.0	58,545.9	60,610.7	59,758.8
A. 老齢・遺族・障害	-	-	-	642,584.6	688,909.6	430,446.9	452,572.6	476,080.3
I. 社会保険料拠出	-	-	-	424,017.3	440,951.4	298,091.5	312,496.0	329,717.0
I. 事業主拠出	-	-	-	221,537.3	228,455.8	166,671.4	172,695.5	179,686.8
実際の社会保険料拠出	-	-	-	-	-	135,060.7	141,725.2	148,047.0
内民間事業主	-	-	-	-	-	112,746.9	118,650.3	124,261.5
内政府事業主	-	-	-	-	-	22,313.8	23,074.9	23,785.5
インピューテッド拠出	-	-	-	-	-	31,610.7	30,970.3	31,639.8
2. 被保険者からの拠出	-	-	-	202,480.0	212,495.6	131,420.1	139,800.5	150,030.1
内被用者	-	-	-	-	-	119,097.6	124,768.1	131,890.7
内自営業者	-	-	-	-	-	7,711.5	8,696.0	9,030.4
内年金生活者	-	-	-	-	-	4,611.0	6,336.4	9,109.0
内その他の人	-	-	-	-	-	-	-	-
II. 税	-	-	-	73,947.0	95,097.2	119,928.6	125,169.9	129,009.5
I. 目的税	-	-	-	5,726.6	5,511.0	-	-	-
中央政府	-	-	-	-	-	-	-	-
その他地方政府	-	-	-	-	-	-	-	-
2. 一般歳入	-	-	-	68,220.4	89,586.2	119,928.6	125,169.9	129,009.5
中央政府	-	-	-	-	-	109,805.4	114,216.5	117,636.8
その他地方政府	-	-	-	-	-	10,123.2	10,953.4	11,372.7
III. 他の収入	-	-	-	141,094.7	148,741.0	12,426.9	14,906.7	17,353.9
資産収入	-	-	-	141,094.7	148,741.0	11,077.9	11,840.0	13,096.3
その他の	-	-	-	-	-	1,349.0	3,066.7	4,257.6
IV. 積立金からの受入	-	-	-	3,525.6	4,120.0	-	-	-
B. 労働災害	-	-	-	60,296.0	56,915.0	21,290.2	22,311.6	21,858.0
I. 社会保険料拠出	-	-	-	59,150.0	55,834.0	19,316.7	20,359.8	19,803.3

区分	日本			アメリカ合衆国		ドイツ		
	1994年度	1995	1996	1994年	1995	1994年度	1995	1996
I. 事業主拠出	-	-	-	-	-	59,150.0	55,834.0	16,831.7
実際の社会保険料拠出	-	-	-	-	-	-	-	17,726.7
内民間事業主	-	-	-	-	-	-	-	17,280.5
内政府事業主	-	-	-	-	-	-	-	15,011.2
インピューテッド拠出	-	-	-	-	-	-	-	15,828.8
2. 被保険者からの拠出	-	-	-	-	-	-	-	15,382.6
内被用者	-	-	-	-	-	-	-	1,820.5
内自営業者	-	-	-	-	-	-	-	1,897.9
II. 税	-	-	-	-	-	-	-	-
1. 目的税	-	-	-	-	-	-	-	-
中央政府	-	-	-	-	-	-	-	-
その他地方政府	-	-	-	-	-	-	-	-
2. 一般歳入	-	-	-	-	-	1,146.0	1,081.0	799.6
中央政府	-	-	-	-	-	-	-	797.4
その他地方政府	-	-	-	-	-	-	-	848.0
III. 他の収入	-	-	-	-	-	-	-	-
資産収入	-	-	-	-	-	-	-	1,154.4
その他の	-	-	-	-	-	-	-	1,206.6
IV. 積立金からの受入	-	-	-	-	-	-	-	-
C. 保健医療	-	-	-	-	-	259,041.6	274,364.0	251,933.2
I. 社会保険料拠出	-	-	-	-	-	109,776.4	118,299.0	246,765.1
I. 事業主拠出	-	-	-	-	-	43,686.3	46,263.0	136,220.4
実際の社会保険料拠出	-	-	-	-	-	-	-	143,951.7
内民間事業主	-	-	-	-	-	-	-	144,947.5
内政府事業主	-	-	-	-	-	-	-	73,890.5
インピューテッド拠出	-	-	-	-	-	-	-	75,010.7
2. 被保険者からの拠出	-	-	-	-	-	66,090.1	72,036.0	110,544.7
内被用者	-	-	-	-	-	-	-	112,573.7
内自営業者	-	-	-	-	-	-	-	117,487.4
内年金生活者	-	-	-	-	-	-	-	76,561.2
内その他の人	-	-	-	-	-	-	-	80,228.2
II. 税	-	-	-	-	-	-	-	-
1. 目的税	-	-	-	-	-	-	-	-
中央政府	-	-	-	-	-	-	-	-
その他地方政府	-	-	-	-	-	-	-	-
2. 一般歳入	-	-	-	-	-	136,137.5	142,900.0	2,071.6
中央政府	-	-	-	-	-	-	-	2,138.4
その他地方政府	-	-	-	-	-	-	-	2,136.6
III. 他の収入	-	-	-	-	-	-	-	-
資産収入	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の	-	-	-	-	-	-	-	-
IV. 積立金からの受入	-	-	-	-	-	-	-	-
B. 労働災害	-	-	-	-	-	-	-	-
I. 社会保険料拠出	-	-	-	-	-	-	-	-

区分	日本			アメリカ合衆国		ドイツ		
	1994年度	1995	1996	1994年	1995	1994年度	1995	1996
資産収入	—	—	—	12,709.0	12,806.0	1,666.3	1,521.7	1,086.0
その他の	—	—	—	418.7	359.0	1,430.3	1,424.0	2,141.1
IV. 積立金からの受入	—	—	—	—	—	—	—	—
D. 家族	—	—	—	—	—	68,533.5	70,214.9	92,941.1
I. 社会保険料拠出	—	—	—	—	—	—	—	—
1. 事業主拠出	—	—	—	—	—	—	—	—
実際の社会保険料拠出	—	—	—	—	—	—	—	—
内民間事業主	—	—	—	—	—	—	—	—
内政府事業主	—	—	—	—	—	—	—	—
インピューテッド拠出	—	—	—	—	—	—	—	—
2. 被保険者からの拠出	—	—	—	—	—	—	—	—
内被用者	—	—	—	—	—	—	—	—
内自営業者	—	—	—	—	—	—	—	—
内年金生活者	—	—	—	—	—	—	—	—
内その他の人	—	—	—	—	—	—	—	—
II. 税	—	—	—	—	—	66,140.6	67,866.8	90,704.9
1. 目的税	—	—	—	—	—	—	—	—
中央政府	—	—	—	—	—	—	—	—
その他地方政府	—	—	—	—	—	—	—	—
2. 一般歳入	—	—	—	—	—	66,140.6	67,866.8	90,704.9
中央政府	—	—	—	—	—	29,953.1	30,887.6	28,572.3
その他地方政府	—	—	—	—	—	36,187.5	36,979.2	62,132.7
III. 他の収入	—	—	—	—	—	2,392.9	2,348.1	2,236.2
資産収入	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の	—	—	—	—	—	2,392.9	2,348.1	2,236.2
IV. 積立金からの受入	—	—	—	—	—	—	—	—
E. 失業	—	—	—	33,815.3	32,818.0	125,778.9	129,730.9	137,986.5
I. 社会保険料拠出	—	—	—	793.1	684.0	85,980.7	87,865.4	87,788.1
1. 事業主拠出	—	—	—	793.1	684.0	45,081.0	45,673.4	45,464.6
実際の社会保険料拠出	—	—	—	—	—	45,081.0	45,673.4	45,464.6
内民間事業主	—	—	—	—	—	39,709.0	40,325.8	40,107.7
内政府事業主	—	—	—	—	—	5,372.0	5,347.6	5,356.8
インピューテッド拠出	—	—	—	—	—	—	—	—
2. 被保険者からの拠出	—	—	—	—	—	40,899.7	42,192.1	42,323.6
内被用者	—	—	—	—	—	40,539.7	41,842.1	41,793.6
内自営業者	—	—	—	—	—	—	—	—
内年金生活者	—	—	—	—	—	—	—	—
内その他の人	—	—	—	—	—	360.0	350.0	530.0
II. 税	—	—	—	30,500.2	29,427.0	39,080.1	40,238.0	48,319.3

区分	日本			アメリカ合衆国		ドイツ		
	1994年度	1995	1996	1994年	1995	1994年度	1995	1996
I. 目的税	—	—	—	—	—	27,944.6	28,854.0	—
中央政府	—	—	—	—	—	—	—	—
その他地方政府	—	—	—	—	—	—	—	—
2. 一般歳入	—	—	—	2,555.6	573.0	39,080.1	40,238.0	48,319.3
中央政府	—	—	—	—	—	38,161.6	39,344.6	47,475.3
その他地方政府	—	—	—	—	—	918.6	893.4	844.0
III. 他の収入	—	—	—	2,522.0	2,707.0	718.1	1,627.5	1,879.0
資産収入	—	—	—	2,522.0	2,707.0	133.4	118.7	87.2
その他の	—	—	—	—	—	584.7	1,508.7	1,791.8
IV. 積立金からの受入	—	—	—	—	—	—	—	—
F. 住宅・生活保護その他	—	—	—	220,125.7	234,839.0	58,545.9	60,610.7	59,758.8
I. 税	—	—	—	220,125.7	234,839.0	58,545.9	60,610.7	59,758.8
I. 目的税	—	—	—	—	—	—	—	—
中央政府	—	—	—	—	—	—	—	—
その他地方政府	—	—	—	—	—	—	—	—
2. 一般歳入	—	—	—	220,125.7	234,839.0	58,545.9	60,610.7	59,758.8
中央政府	—	—	—	—	—	4,357.0	4,489.0	4,616.0
その他地方政府	—	—	—	—	—	54,188.9	56,121.7	55,142.8

(注) 1 アメリカ
(1) 老齢・障害・遺族：「事業主拠出」は、老齢遺族年金保険、鉄道従業者退職年金保険、公務員退職年金保険、障害年金保険、鉄道従業員一時障害年金保険、公務員一時障害年金保険
「被保険者からの拠出」は、老齢遺族年金保険、鉄道従業者退職年金保険、公務員退職年金保険、障害年金保険
「目的税」は、老齢遺族年金保険、鉄道従業者退職年金保険、障害年金保険
「一般歳入」は、老齢遺族年金保険、鉄道従業者退職年金保険、公務員退職年金保険、退役軍人年金および補償、障害年金保険
「他の収入および資産収入」は、老齢遺族年金保険、鉄道従業者退職年金保険、公務員退職年金保険、障害年金保険

(2) 労働災害：「事業主拠出」は、労働災害補償保険
(3) 保健医療：「事業主拠出」は、メディケイド

「被保険者からの拠出」は、メディケア、補足的医療保険
「一般歳入」は、メディケア、補足的医療保険、公衆衛生、退役軍人医療保険

「資産収入」は、メディケア、補足的医療保険
「その他」は、メディケア、補足的医療保険のその他の収入

(4) 失業：「事業主拠出」は、失業保険、鉄道従業員失業保険
「目的税」「一般歳入」「資産収入」は、失業保険

(5) 住宅・生活保護その他：「一般歳入」は、公的扶助、住宅にかかる収入

2 スウェーデンの財源のデータなし。

資料：Cost of Social Security 1990-1996, ILO

第360表 諸外国の社会保障費 ILO基準第19次調査支出表

(単位 百万各国通貨)

区分	日本			アメリカ合衆国	
	1994年度	1995	1996	1994年	1995
総支 出	61,632,171	65,946,853	68,800,361	1,037,867.8	1,080,881.4
A. 社会保障給付	60,472,707	64,731,417	67,547,515	997,952.1	1,050,728.6
I. 高齢	25,054,969	27,395,279	28,752,053	420,668.7	442,497.4
現金給付	24,148,404	26,305,122	27,598,394	420,668.7	442,497.4
現物給付	906,564	1,090,157	1,153,659	—	—
II. 遺族	5,007,197	5,261,672	5,390,292	—	—
現金給付	5,005,809	5,260,156	5,389,002	—	—
現物給付	1,388	1,518	1,290	—	—
III. 障害	1,589,992	1,665,069	1,690,594	39,860.9	43,213.2
現金給付	1,432,347	1,495,257	1,515,023	39,808.8	43,170.0
現物給付	157,645	167,812	175,570	52.1	43.2
IV. 労働災害	1,028,321	1,049,765	1,066,317	44,626.0	43,450.0
現金給付	743,815	759,907	767,894	27,426.0	26,750.0
現物給付	284,506	289,858	298,423	17,200.0	16,700.0
V. 保健医療	23,526,498	24,756,221	25,876,800	255,218.6	277,359.0
現金給付	929,033	975,186	981,412	—	—
現物給付	22,597,466	23,781,035	24,895,388	255,218.6	277,359.0
VI. 家族	1,570,123	1,661,616	1,902,074	—	—
現金給付	493,337	543,869	570,833	—	—
現物給付	1,076,787	1,117,747	1,331,241	—	—
VII. 失業	1,903,685	2,195,234	2,187,333	29,981.8	21,772.0
現金給付	1,903,685	2,195,234	2,187,333	29,981.8	21,772.0
現物給付	—	—	—	—	—
VIII. 住宅	120,651	127,512	134,822	24,724.4	28,136.0
現金給付	120,651	127,512	134,822	24,724.4	28,136.0
現物給付	—	—	—	—	—
IX. 生活保護その他	671,271	619,050	547,230	182,871.7	194,301.0
現金給付	530,713	539,376	532,930	54,662.6	52,319.0
現物給付	140,558	79,674	14,300	128,209.1	141,982.0
B. 管理費	1,159,464	1,215,436	1,252,846	35,995.3	25,674.8
C. その他の支出し	—	—	—	—	—
D. 積立金への繰入	—	—	—	3,920.4	4,478.0

区分	ドイツ			スウェーデン	
	1994年度	1995	1996	1994年度	1995
総支 出	937,362.1	992,399.7	1,051,386.6	568,988.0	580,920.0
A. 社会保障給付	900,375.3	953,706.6	1,011,675.0	568,988.0	580,920.0
I. 高齢	263,731.6	290,099.5	305,815.1	196,302.0	201,757.0
現金給付	240,668.7	442,497.4	—	—	—
現物給付	21,072.9	47,168.3	98,663.0	13,691.0	13,977.0
II. 遺族	5,261,672	5,390,292	—	—	—
現金給付	5,005,809	5,260,156	5,389,002	—	—
現物給付	1,388	1,518	1,290	—	—
III. 障害	1,589,992	1,665,069	1,690,594	39,860.9	43,213.2
現金給付	1,432,347	1,495,257	1,515,023	39,808.8	43,170.0
現物給付	157,645	167,812	175,570	52.1	43.2
IV. 労働災害	1,028,321	1,049,765	1,066,317	44,626.0	43,450.0
現金給付	743,815	759,907	767,894	27,426.0	26,750.0
現物給付	284,506	289,858	298,423	17,200.0	16,700.0
V. 保健医療	23,526,498	24,756,221	25,876,800	255,218.6	277,359.0
現金給付	929,033	975,186	981,412	—	—
現物給付	22,597,466	23,781,035	24,895,388	255,218.6	277,359.0
VI. 家族	1,570,123	1,661,616	1,902,074	—	—
現金給付	493,337	543,869	570,833	—	—
現物給付	1,076,787	1,117,747	1,331,241	—	—
VII. 失業	1,903,685	2,195,234	2,187,333	29,981.8	21,772.0
現金給付	1,903,685	2,195,234	2,187,333	29,981.8	21,772.0
現物給付	—	—	—	—	—
VIII. 住宅	120,651	127,512	134,822	24,724.4	28,136.0
現金給付	120,651	127,512	134,822	24,724.4	28,136.0
現物給付	—	—	—	—	—
IX. 生活保護その他	671,271	619,050	547,230	182,871.7	194,301.0
現金給付	530,713	539,376	532,930	54,662.6	52,319.0
現物給付	140,558	79,674	14,300	128,209.1	141,982.0
B. 管理費	1,159,464	1,215,436	1,252,846	35,995.3	25,674.8
C. その他の支出し	—	—	—	—	—
D. 積立金への繰入	—	—	—	3,920.4	4,478.0

区分	日本			アメリカ合衆国	
	1994年度	1995	1996	1994年	1995
一括給付金	5,791	7,519	7,395	—	—
遺族給付金	—	—	—	—	—
その他の現金給付	95,772	94,937	86,165	—	—
埋葬補助給付	—	—	—	—	—
現物給付	1,388	1,518	1,290	—	—
埋葬費	—	—	—	—	—
その他	1,388	1,516	1,290	—	—
III. 障害金	1,589,992	1,665,069	1,690,594	39,860.9	43,213.2
障害年金	1,432,347	1,495,257	1,515,023	39,808.8	43,170.0
障害年金	1,431,278	1,495,324	1,513,084	39,808.8	43,170.0
家族や扶養者対象の付加給付	—	—	—	—	—
軽度障害年金	—	—	—	—	—
家族や扶養者対象の付加給付	—	—	—	—	—
早期退職年金	—	—	—	—	—
家族や扶養者対象の付加給付	—	—	—	—	—
一括給付金	—	—	4	—	—
障害給付金	252	362	379	—	—
その他の現金給付	—	—	—	—	—
IV. 労働災害	157,645	167,812	175,570	52.1	43.2
被保険者に対する現金給付	1,028,321	1,049,765	1,066,317	44,626.0	43,450.0
短期現金給付	510,042	513,592	517,501	27,426.0	26,750.0
家族や扶養者対象の付加給付	—	—	—	—	—
長期現金給付(年金)	231,942	235,488	239,444	—	—
家族や扶養者対象の付加給付	1,610	1,794	1,943	—	—
その他の現金給付	71,408	72,256	72,412	—	—
遺族に対する現金給付	233,773	246,315	250,393	—	—
定期的給付	208,949	218,499	226,138	—	—
家族や扶養者対象の付加給付	147	77	132	—	—
その他の現金給付	24,824	27,816	24,255	—	—
現物給付	284,506	289,858	298,423	17,200.0	16,700.0
医療の現物給付	283,171	288,462	296,963	—	—
その他の現物給付	1,335	1,396	1,461	—	—
V. 保健健医療	23,526,498	24,756,221	25,876,800	255,218.6	277,359.0
現金給付	929,033	975,186	981,412	—	—
疾病給付	292,508	301,199	301,738	—	—
家族や扶養者対象の付加給付	—	—	—	—	—
出産給付	422,390	475,252	459,399	—	—
家族や扶養者対象の付加給付	205,594	220,368	223,166	—	—
その他の現金給付	214,134	198,735	220,276	—	—
現物給付(保健)	22,597,466	23,781,035	24,895,388	255,218.6	277,359.0
入院患者に対する現物給付	—	—	—	—	—
外来患者に対する現物給付	—	—	—	—	—
診療薬剤	—	—	—	—	—
その他の現物給付	8,080	10,160	13,495	—	—
VI. 家族	1,570,123	1,661,616	1,902,074	—	—
現金給付	493,337	543,869	570,833	—	—
定期的現金給付	493,337	543,869	570,833	—	—
その他の現金給付	—	—	—	—	—
現物給付	1,076,787	1,117,747	1,331,241	—	—
VII. 失業	1,903,685	2,195,234	2,187,333	29,981.8	21,772.0
現金給付	1,903,685	2,195,234	2,187,333	29,981.8	21,772.0
正規失業手当	1,588,097	1,740,437	1,802,399	29,981.8	21,772.0

区分	ドイツ			スウェーデン		
	1994年度	1995	1996	1994年度	1995	1996
—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—
1,205.5	1,251.2	1,239.3	—	—	—	—
468.9	487.7	506.3	—	—	—	—
10.0	10.0	10.0	—	—	—	—
10.0	10.0	10.0	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—
42,448.3	48,081.3	55,854.8	65,266.0	71,357.0	69,541.0	—
32,998.0	37,699.3	39,435.1	47,861.0	48,001.0	46,380.0	—
30,530.7	32,802.1	33,791.0	43,459.0	43,538.0	42,739.0	—
—	—	—	—	—	—	—
2,467.3	4,897.2	5,644.1	4,402.0	4,463.0	3,641.0	—
9,450.3	10,382.0	16,419.7	17,405.0	23,356.0	23,161.0	—
15,712.3	16,110.0	16,269.4	—	—	—	—
10,429.9	10,618.1	10,815.0	—	—	—	—
1,149.8	1,155.8	1,173.1	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—
8,483.5	8,656.1	8,776.8	—	—	—	—
190.1	194.6	198.5	—	—	—	—
606.5	611.6	666.7	—	—	—	—
1,536.2	1,550.2	1,549.8	—	—	—	—
1,478.6	1,492.0	1,491.1	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—
57.6	58.2	58.7	—	—	—	—
3,746.3	3,941.7	3,904.7	—	—	—	—
3,394.3	3,541.7	3,472.1	—	—	—	—
352.0	400.0	432.5	—	—	—	—
276,429.4	293,632.6	298,477.2	121,848.0	125,732.0	127,907.0	—
66,411.0	73,546.9	70,319.2	29,587.0	28,702.0	25,110.0	—
60,898.6	67,913.6	64,658.4	—	—	—	—
3,875.5	4,019.3	4,022.4	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—
1,636.8	1,614.1	1,638.4	—	—	—	—
210,018.5	220,085.7	228,158.0	92,261.0	97,030.0	102,797.0	—
85,253.4	89,466.7	90,802.0	45,742.0	48,710.0	49,974.0	—
116,773.7	124,518.1	131,960.4	44,434.0	46,394.0	51,017.0	—
—	—	—	33,400.0	33,986.0	37,500.0	—
31,039.3	33,421.3	35,558.1	11,034.0	12,408.0	13,517.0	—
7,991.4	6,100.9	5,395.5	2,085.0	1,926.0	1,806.0	—
66,430.4	68,009.8	91,381.2	67,747.0	65,876.0	61,273.0	—
39,863.8	40,847.0	64,108.0	37,933.0	35,168.0	29,607.0	—
39,863.8	40,847.0	64,108.0	37,911.0	35,144.0	29,583.0	—
—	—	—	22.0	24.0	24.0	—
26,566.5	27,162.9	27,273.2	29,814.0	30,708.0	31,666.0	—
87,877.2	84,696.4	90,141.1	66,378.0	64,606.0	59,679.0	—
77,169.4	73,298.1	77,562.0	57,407.0	54,610.0	51,593.0	—
44,942.6	43,053.5	48,947.0	40,347.0	40,564.0	37,565.0	—

区分	日本			アメリカ合衆国	
	1994年度	1995	1996	1994年	1995
家族や扶養者対象の付加給付	—	—	—	—	—
特 別 失 業 手 当	123,886	159,022	198,053	—	—
家族や扶養者対象の付加給付	—	—	—	—	—
退 職 / 余 剰 手 当	—	—	—	—	—
そ の 他 の 現 金 給 付	191,702	295,776	186,881	—	—
現 物 給 付	—	—	—	—	—
求 職 サ ー ビ ス	—	—	—	—	—
訓 練	—	—	—	—	—
そ の 他 の 現 物 給 付	—	—	—	—	—
VIII. 住 宅	120,651	127,512	134,822	24,724.4	28,136.0
現 金 給 付	120,651	127,512	134,822	—	—
家 貸 补 助 金	120,651	127,512	134,822	—	—
現 物 給 付	—	—	—	—	—
家 貸 补 助	—	—	—	—	—
家 主 补 助 金	—	—	—	—	—
そ の 他 の 現 金 給 付	—	—	—	—	—
IX. 生 活 保 護 そ の 他	671,271	619,050	547,230	182,871.7	194,301.0
現 金 給 付	530,713	539,376	532,930	54,662.6	52,319.0
定 期 的 現 金 給 付	506,608	516,065	529,865	—	—
そ の 他 の 現 金 給 付	24,105	23,311	3,065	—	—
現 物 給 付	140,558	79,674	14,300	128,209.1	141,982.0
B. 管 理 費	1,159,464	1,215,436	1,252,846	35,995.3	25,674.8
高 齢	—	—	—	14,637.6	4,297.3
遺 族	—	—	—	—	—
障 害	—	—	—	1,222.9	1,281.1
労 働 災 害	—	—	—	1,394.0	1,360.0
保 健 医 療	—	—	—	2,996.6	3,019.4
家 族	—	—	—	—	—
失 業	—	—	—	3,214.6	3,315.0
住 宅	—	—	—	—	—
生 活 保 護 そ の 他	—	—	—	12,529.6	12,402.0
C. そ の 他 支 出	—	—	—	—	—
D. 積 立 金 へ の 繰 入	—	—	—	3,920.4	4,478.0
法 律 上 定 め ら れ た 移 転	—	—	—	3,920.4	4,478.0

(注) 1 アメリカ(集計期間は各年10月1日～9月30日である)

- (1) 高齢：遺族給付を含む。「現金給付」は、老齢保険、遺族年金保険、鉄道従業員退職年金、公務員退職年金、退役軍人年金、補償などの制度における給付
- (2) 障害：「現金給付」は、障害年金保険、鉄道従業員一時障害年金保険、公務員一時障害年金
「現物給付」は、一時障害年金保険
- (3) 労働災害：労働補償保険制度
- (4) 保健医療：「現物給付」は、メディケア、補足的医療保険、公衆衛生、退役軍人の入院及び治療給付
- (5) 家族：該当無し
- (6) 失業：「現金給付」は、失業保険、鉄道従業者失業保険
- (7) 住宅：公共住宅及びその関連の住宅政策
- (8) 生活保護その他：「現金給付」は、生活扶助の有期限手当
「現物給付」は、メディケイド、福祉サービス給付

1994年度	ドイツ		スウェーデン		
	1995	1996	1994年度	1995	1996
—	—	—	—	—	—
—	—	—	77.0	45.0	—
—	—	—	—	—	—
32,226.8	30,244.6	28,615.0	16,983.0	14,001.0	14,028.0
10,707.8	11,398.4	12,579.1	8,971.0	9,996.0	8,086.0
92.3	110.2	126.2	78.0	205.0	232.0
6,717.5	7,192.2	8,002.1	8,886.0	9,771.0	7,854.0
3,898.1	4,096.0	4,450.8	7.0	20.0	—
5,716.0	5,756.0	6,146.0	19,839.0	19,825.0	18,441.0
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
5,716.0	5,756.0	6,146.0	19,839.0	19,825.0	18,441.0
5,044.0	5,149.0	5,508.2	—	—	—
672.0	607.0	637.8	—	—	—
—	—	—	19,839.0	19,825.0	18,441.0
48,319.0	50,152.6	48,927.1	17,917.0	17,790.0	18,251.0
28,959.6	30,543.2	31,813.9	11,070.0	11,228.0	12,208.0
26,415.7	27,696.5	28,864.6	11,070.0	11,228.0	12,208.0
2,543.9	2,846.8	2,949.2	—	—	—
19,359.3	19,609.4	17,113.2	6,847.0	6,562.0	6,043.0
34,679.4	36,187.8	37,073.5	—	—	—
5,288.7	6,337.0	6,361.3	—	—	—
1,879.2	2,122.6	2,052.3	—	—	—
851.2	1,050.3	1,161.8	—	—	—
2,124.5	2,202.6	2,208.0	—	—	—
12,028.9	11,769.8	12,471.3	—	—	—
2,696.3	2,875.0	2,233.7	—	—	—
6,570.6	6,485.4	7,310.4	—	—	—
475.0	464.1	493.5	—	—	—
2,765.0	2,881.0	2,781.2	—	—	—
2,307.4	2,505.2	2,638.1	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—

2 スウェーデン

- (1) 障害：労働災害給付を含む。

3 ドイツ

- (1) 高齢、遺族、障害：社会保険拠出が移転されている事実に加え、それぞれ互いに影響
- (2) 遺族：寡夫（寡婦）年金保険、遺児年金
- (3) 保健医療：様々な巡回した拠出
- (4) 生活保護その他：社会援助のもとに東ねられている
- (5) 失業：早期退職年金は、「高齢」に含む
- (6) 管理費：「高齢」「遺族」「障害」は、給付拠出の割合で按分

資料：Cost of Social Security 1990-1996, ILO

第361表 諸外国の社会保護支出欧州委員会統計局調べ

(単位 百万ユーロ)

区分	1985年	1990	1991	1992	1993
EU全體の合計	—	—	—	—	1,658,852
EU11カ国との合計	690,570 *	1,008,216	1,142,376	1,255,075	1,314,236
EU12カ国との合計	—	1,022,459	1,157,359	1,270,917	1,331,165
ベルギー	28,932 *	38,961	42,220	45,657	50,862
デンマーク	20,746	29,322	31,348	33,499	36,803
ドイツ	209,349	288,913	360,513	415,210	456,022
ドイツ(1990年10月3日以前)	209,349	288,913	360,513	341,593	372,091
ギリシャ	—	14,243	14,982	15,842	16,929
スペイン	41,940	77,411	90,488	99,919	98,174
フランス	188,584 *	254,197	266,996	289,084	316,934
アイルランド	5,706 *	6,563	7,219	8,023	8,225
イタリア	119,564 *	205,434	266,132	238,374	214,298
ルクセンブルク	1,170	1,796	2,061	2,254	2,654
オランダ	51,793 *	68,828	72,652	78,162	85,056
オーストリア	23,065	32,488	35,223	38,684	43,745
ポルトガル	3,981 *	7,504	9,990	12,310	13,481
フィンランド	16,486	26,122	28,882	27,397	24,786
スウェーデン	—	—	—	—	63,199
イギリス	137,876 *	170,862	205,327	220,752	227,684
アイスランド	—	827	948	959	957
ノルウェー	—	23,409	25,442	27,162	27,554
欧州経済地域	—	—	—	—	1,687,364
スイス	—	32,089	36,051	39,673	45,719
スロバキア	—	—	—	—	—
スロベニア	—	—	—	—	—

1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000
1,722,796	1,781,952	1,886,825	1,958,974	2,018,965 p	2,116,333 *	2,239,229 *
1,360,062	1,421,428	1,499,000	1,511,610	1,549,687 p	1,618,135 *	1,677,798 *
1,377,978	1,440,793	1,520,620	1,535,668	1,575,217 p	1,647,230 *	1,709,234 *
53,132	56,283	57,447	56,590	58,597 p	60,997 *	62,821 *
40,879	43,146	44,124	44,126	45,309	47,320	48,698
480,407	522,118	541,716	530,371	541,634	564,576	577,927 p
392,337	425,524	440,547	432,362	439,525	458,217	470,162 p
17,916	19,366	21,620	24,058	25,530	29,094	31,436 p
93,494	95,543	102,693	102,542	105,529 p	111,368 p	119,329 p
329,500	344,692	360,545	363,113	375,076	388,223	400,304 p
8,702	9,220	9,836	11,241	11,442	12,529	13,880
214,524	200,183	232,323	253,226	257,979	270,202 p	282,913 p
2,866	3,164	3,309	3,390	3,531	3,875	4,129
87,494	92,661	92,262	91,945	93,858	98,271	103,456 p
47,582	50,625	51,314	50,719	52,294	55,531	57,785
14,638	16,361	16,735	17,686	19,311	21,238	23,195 p
27,723	30,578	30,821	30,787	30,436	31,328	32,058 p
64,527	64,195	70,550	70,310	70,352	73,703	78,781 p
239,413	233,818	251,532	308,870	328,086	348,080	402,517 p
953	993	1,052	1,187	1,323	1,517	1,780
28,140	29,529	31,807	34,250	35,494	39,363	43,625
1,751,889	1,812,475	1,919,684	1,994,411	2,055,781 p	2,157,212 *	2,284,634 *
50,557	55,529	57,431	58,022	59,996	62,383	65,768
—	2,634	3,056	3,454	3,756	3,661	3,973 p
—	—	3,796	4,181	4,558	4,865	5,058

(注) 1 p: 暫定値、*: 推計値

2 1980年、1985年の推計値は、欧州連合統計局推計による。

3 EU11カ国: ベルギー、ドイツ、スペイン、フランス、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、オーストリア、ポルトガル、フィンランド

4 EU12カ国: EU11カ国、ギリシャ

5 EU15カ国: EU12カ国、デンマーク、スウェーデン、イギリス

6 欧州経済地域: EU15カ国、アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー

資料: European social statistics Social protection Expenditure and receipts, 1991-2000 2003 edition

第362表 諸外国の社会保護支出歐州委員会統計局調べ（対国内総生産比）

(単位 %)

区分	1985年	1990	1991	1992	1993
EU 全体の合計	—	24.4 *	25.4 *	26.6 *	27.5
EU 11カ国 の合計	24.8 *	24.5	25.1	26.2	27.2
EU 12カ国 の合計	—	24.4	25.1	26.1	27.1
ベルギー	26.5 *	25.1	25.8	26.2	27.6
デンマーク	26.2	27.9	28.9	29.5	31.0
ドイツ	25.6	24.4	25.2	26.6	27.3
ドイツ(1990年10月3日以前)	25.6	24.4	—	—	—
ギリシャ	—	21.5	20.5	20.6	21.2
スペイン	19.0	19.4	20.6	21.8	23.4
フランス	27.3 *	26.5	27.0	27.8	29.1
アイルランド	22.9 *	17.6	18.7	19.4	19.3
イタリア	21.4 *	23.7	24.1	25.1	25.2
ルクセンブルク	22.9	21.2	21.7	21.8	22.9
オランダ	30.6 *	30.9	31.0	31.5	32.0
オーストリア	26.4	25.9	26.1	26.7	28.0
ポルトガル	12.8 *	13.3	15.2	16.3	18.3
フィンランド	22.9	24.2	28.9	32.7	33.7
スウェーデン	—	—	—	—	38.5
イギリス	22.9 *	21.9	24.6	26.7	27.6
アイスランド	—	16.6	17.3	17.9	19.0
ノルウェー	—	25.7	26.7	27.8	27.8
欧州経済地域	—	24.4 *	—	—	27.5
スイス	—	17.8	19.2	21.1	22.6
スロバキア	—	—	—	—	—
スロベニア	—	—	—	—	—

1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000
27.2	27.1	27.3	26.9	26.5 p	26.4 *	26.2 *
26.9	26.8	27.1	26.8	26.3 p	26.3 *	26.0 *
26.8	26.7	27.0	26.7	26.3 p	26.3 *	26.0 *
26.8	26.6	27.0	26.2	26.1 p	25.9 *	25.3 *
31.9	31.3	30.6	29.6	29.4	29.0	28.0
27.2	27.8	28.8	28.5	28.3	28.5	28.5 p
—	—	—	—	—	—	—
21.2	21.5	22.1	22.5	23.4	24.7	25.5 p
22.3	21.4	21.4	20.7	20.1 p	19.7 p	19.6 p
28.9	29.0	29.4	29.3	28.9	28.6	28.3 p
18.9	18.1	17.1	15.9	14.8	14.1	13.4
24.8	23.9	23.9	24.6	24.1	24.4 p	24.3 p
22.2	22.9	23.1	21.8	20.9	21.1	20.2
29.8	29.2	28.4	27.6	26.7	26.3	25.7 p
28.8	28.7	28.6	27.9	27.5	28.0	27.9
19.2	19.8	19.0	18.8	19.3	19.7	20.2 p
32.9	30.9	30.7	28.5	26.4	26.0	24.4 p
37.0	35.0	34.2	33.4	32.9	32.4	31.7 p
27.3	26.9	26.9	26.4	25.8	25.4	25.8 p
18.0	18.6	18.4	18.2	18.2	18.8	19.2
27.2	26.3	25.6	25.1	27.0	27.3	24.9
27.2	27.0	27.2	26.8	26.5 p	26.4 *	26.1 *
22.9	23.6	24.7	25.7	25.5	25.9	26.1
—	18.0	18.9	18.6	19.2	19.3	18.6 p
—	—	25.5	26.0	26.0	25.9	25.9

(注) 1 以下の対国民総生産比(GDP)はESA95で算出されている。

ベルギー、デンマーク、ギリシャ、1990年以降のフランス、アイルランド、イタリア、ポルトガル、1991年以降のドイツ、1993年以降のフィンランド、スウェーデン、イギリス、アイスランド、ノルウェー、スロベニア、スロバキア、1994年以降のオランダ、1995年以降のスペイン、ルクセンブルク。

2 オーストリア、スイス他の国については、対国民総生産比(GDP)はESA79で算出されている。

3 p : 暫定値、* : 推計値

4 1980年、1985年の推計値は、欧州連合統計局推計による。

5 EU11カ国：ベルギー、ドイツ、スペイン、フランス、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、オーストリア、ポルトガル、フィンランド

6 EU12カ国：EU11カ国、ギリシャ

7 EU15カ国：EU12カ国、デンマーク、スウェーデン、イギリス

8 欧州経済地域：EU15カ国、アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー

資料：European social statistics Social protection Expenditure and receipts, 1991-2000 2003 edition

第363表 イギリスの社会保障概況

(i) 国民保険の適用状況

区分	1985年度	1990	1994	1995	2000
被保険者総数	2,401	2,561	2,427	2,457	2,795
標準保険料適用被保険者	2,035	2,238	2,166	2,199	2,536
付加年金適用者	1,088	1,254	1,276	1,296	1,599
付加年金適用除外者	833	842	728	726	760
同年度に付加年金の適用者でも適用除外者でもあった者	114	142	121	143	163
減額保険料適用被用者(既婚婦人、寡婦)	150	73	41	34	14
自営業者	173	206	208	208	202
同年度に被用者でも自営業者でもあった者	26	32	33	33	46
無業者等	10	9	20	17	10

(注) 1 各年度は4月6日に始まり、翌年4月5日に終わる1年。その間に被保険者であった者の数を示す。
同年度に被用者か自営業者であり、かつ無業者としても加入していたことのある者は、無業者の項ではなく、被用者か自営業者の項に含めている。

2 Annual Abstract of Statistics, 2003 Editionによる。

(ii) 社会保障給付受給者数

区分	1985年	1990	1995	2000	2001
求職者手当金	901	331.4	426.5	972.7	848.3
労働不能給付	1,098	1,312.3	1,894.1	1,504.3	1,515.2
付添手当金	—	871.0	1,109.0	1,249.6	1,290.0
障害者生活手当金	—	615.0	1,579.0	2,130.5	2,240.5
保護者手当金	3.2	1.8	2.1	2.5	2.1
寡婦給付	398	365.2	323.1	261.0	255.5
退職年金	9,732	10,179.6	10,505.9	10,967.4	11,043.6
老人年金	39	36.0	31.0	23.4	23.5
労災障害年金	191	196.3	235.2	280.8	280.4
児童給付	7,034	6,732.0	6,996.0	7,107.8	7,065.9
世帯給付	214	315.0	608.0	1,167.8	1,293.7
所得補助	4,771	4,376.0	5,670.2	3,810.5	3,927.9
住宅給付	—	3,995.3	4,734.4	4,033.5	3,874.4
戦争年金	291	248.0	315.4	295.7	284.3

(注) 1 求職者手当金は、1997年より始まり、それまでの失業給付と失業扶助はこれに一本化された。従って、国民保険の失業給付だけを示す1996年までの数値より大きくなっている。
他方、所得補助の受給者は、失業者が求職者手当に移ったことにより、1997年以降に大きく減少している。
労働不能給付は1995年4月より支給された。1995年までの数値は、疾病・障害給付の数値である。
障害者生活手当金の1990年の数値は、移動手当金受給者である。1985年は不明。
世帯給付と所得補助は、1988年4月以降実施された。それ以前は、世帯所得補助と補足給付の数値である。
世帯給付は、1999年10月より常勤有子世帯給付に変わっている。
児童給付は、受給世帯数である。

2 Annual Abstract of Statistics, 2003 Editionによる。

(iii) 社会保障費用

(単位 100万ポンド)

区分	1985年度	1990	1995	1999	2000
社会保険	42,665	58,131	90,406	96,969	99,492
国民保険	23,173	31,323	40,829	47,043	48,282
退職年金	16,837	22,725	30,162	37,918	39,361
年金受給者への一時金	105	114	124	123	128
寡婦給付・保護者手当金	801	893	1,018	990	982
失業給付	1,589	892	1,099	—	—
求職者手当金	—	—	—	462	435
疾病給付	276	222	12	—	—
障害給付	2,349	4,544	271	—	—
労働不能給付	—	—	7,615	6,897	6,677
出産給付	164	35	28	40	52
死亡一時金	18	—	—	—	—
労働災害給付	465	588	—	—	—
法定傷病手当金	561	966	24	28	36
法定出産手当金	—	344	476	585	611
社会基金	—	123	216	920	1,957
戦争年金	563	688	1,247	1,254	1,201
児童給付	4,770	5,067	6,642	8,212	8,528
世帯給付	142	466	1,739	1,927	—
出産一時金	17	—	—	—	—
所得補助	7,813	9,106	16,650	12,227	13,076
その他無拠出給付	4,452	8,152	19,007	21,649	22,512
老人年金	41	38	36	28	28
年金受給者への一時金	7	8	15	17	17
付添手当金	686	1,698	2,194	2,834	2,957
障害者介護手当金	13	229	617	814	849
障害者移動手当金	422	895	—	—	—
障害者生活手当金	—	—	3,802	5,653	6,021
障害者就労手当金	—	—	19	40	—
重度障害手当金	266	407	820	1,016	1,024
労働災害給付	—	142	731	—	—
住宅給付	3,017	4,735	10,773	11,247	11,616
事務費	1,735	3,206	4,076	3,737	3,936
国民保健サービス	16,343	26,063	40,375	49,081	51,855
病院・家庭医等サービス	16,407	26,255	38,514	48,275	52,599
患者負担	△ 489	△ 1,198	△ 919	△ 1,026	△ 1,068
中央政府事務費	142	268	242	231	324
その他サービス	283	738	2,538	1,601	...
社会福祉サービス	3,092	5,185	9,856	11,613	12,097
合計	62,100	89,379	140,633	157,663	163,444
対国内総生産比(%)	17.4	16.1	19.6	17.5	17.2

(注) 1 国民保健サービス、社会福祉サービスの資本支出は除いている。国内総生産比は暦年値である。

1988年より、世帯所得補助は世帯給付に、補足給付は所得補助に変わっている。

1993年より、付添手当金と移動手当金は障害者生活手当金に変わっている。

1995年より、疾病給付と障害給付に変わって労働不能給付が支払われている。

1995年より、世帯給付は常勤有子世帯給付に変わっている。

1997年より、失業給付は求職者手当金に変わっている。

2 Annual Abstract of Statistics, 2003 Editionによる。

資料: 健康保険組合連合会「社会保障年鑑」

第364表 フランスの社会保障概況

(i) 社会保障適用諸率

区分	1980年	1985	1990	1995	1996
総 人 口 千人	53,731	55,157	56,577	58,020	58,258
被用者(商・工・サービス業) 千人	…	…	14,920	15,038	15,346
失 業 率 %	…	10.2	8.9	11.6	12.3
老齢補足手当受給者数 千人	…	1,539.5	1,212.9	989.0	943.0
老齢扶助受給者数(国費分) 人	12,330	…	6,500	1,010	…
" (県費分) 人	163,140	…	143,800	137,490	…
家族給付受給者数(世帯数) 千世帯	5,701	5,890	5,848	5,854	5,836
" (児童数) 千人	12,588	12,446	12,406	12,296	12,349

(注) INSEE, *Annuaire statistique de la France*.
CNAMTS, Validation. CNAF, CAF その他による。

(ii) 給付部門別社会保障給付費

区分	1985年	1990	1993	1994	1995	1996
合 計	1,127,439	1,504,777	1,811,251	1,864,538	1,931,266	1,998,012
疾 病 給 付	201,277	282,453	336,532	344,932	356,938	371,283
障 害 給 付	77,006	105,107	119,683	123,846	131,283	137,040
労 災 ・ 職 業 病 補 償	30,572	35,845	36,888	36,777	36,441	36,967
老 齢 給 付	481,005	645,103	761,350	787,870	820,685	853,681
遺 族 給 付	102,421	116,966	135,787	138,319	144,273	148,902
出 産 給 付	16,420	19,132	20,854	21,314	22,314	22,256
家 族 給 付	141,150	177,281	211,564	219,448	228,309	234,634
雇 用 ・ 失 業 補 償	74,426	109,052	167,312	167,842	163,369	164,554
そ の 他	3,162	13,588	21,281	24,190	27,654	28,695

(注) INSEE, *Annuaire statistique de la France*. による。

(iii) 一般制度社会保障機関別収支状況

(単位 100万フラン、%)

区分	1997年		1998		1999		2000	
		対前年度比		対前年度比		対前年度比		対前年度比
(1) 疾病保険金庫								
(a) 疾病給付部門								
収 入	558,795	6.0	577,411	3.3	602,028	4.3	630,705	4.8
支 出	573,210	1.8	593,336	3.5	614,137	3.5	634,428	3.3
収 支 差	△ 14,415		△ 15,925		△ 12,110		△ 3,723	
(b) 労災・職業病補償部門								
収 入	44,171	1.6	45,723	3.5	46,599	1.9	47,916	2.8
支 出	48,897	1.4	44,153	0.6	46,155	4.5	27,267	2.4
収 支 差	274		1,570		444		648	
(2) 老齢保険金庫								
収 入	366,314	4.4	385,386	5.2	404,700	5.0	416,019	2.8
支 出	371,480	3.5	385,610	3.8	400,304	3.8	409,505	2.3
収 支 差	△ 5,166		△ 224		4,396		6,513	
(3) 家族手当金庫								
収 入	242,513	6.1	252,543	4.1	269,385	6.7	268,194	△ 0.4
支 出	257,053	7.9	254,446	△ 1.0	266,126	4.6	265,651	△ 0.2
収 支 差	△ 14,540		△ 1,903		3,259		5,982	
(4) 一般制度計								
収 入	1,211,793	5.4	1,261,063	4.1	1,322,711	4.9	1,362,834	3.0
支 出	1,245,640	3.5	1,777,545	2.6	1,326,723	3.8	1,356,852	2.3
収 支 差	△ 33,847		△ 16,482		△ 4,012		5,982	

(注) 1 1999年、2000年の数値は暫定値である。
2 疾病給付部門には、障害給付・遺族給付が含まれる。
3 INSEE, *Annuaire statistique de la France*. による。

資料: 健康保険組合連合会「社会保障年鑑」

第365表 ドイツの社会保障概況

(i) 社会保険の適用状況

区分		1990年度	1995	1996	1997	1998	1999
労 働 者 年 金 保 険							
被 保 険 者 総 数	16,541	21,542	21,073	20,680	20,704	20,166	
拠 出 義 務 者	11,377	16,283	15,811	15,470	15,914	15,569	
そ の 他 の 者	5,164	5,259	5,262	5,211	4,790	4,599	
職 員 年 金 保 険							
被 保 険 者 総 数	16,788	21,583	22,039	22,173	22,176	22,488	
拠 出 義 務 者	11,438	15,839	16,093	16,128	16,474	16,685	
そ の 他 の 者	5,350	5,745	5,945	6,045	5,698	5,803	
鉱 山 従 業 員 年 金 保 険							
被 保 険 者 総 数	204	230	230	...	230	...	
農 業 者 老 齢 扶 助							
被 保 険 者 総 数	506	544	487	465	440	417	
拠 出 者	427	348	
疾 病 保 険							
被 保 険 者 総 数	37,939	50,702	50,830	50,847	50,686	50,927	
加 入 義 務 者	22,494	30,146	29,794	29,552	29,270	29,341	
任 意 加 入 者	4,435	5,637	5,983	6,113	6,202	6,326	
年 金 受 給 者	11,011	14,883	15,053	15,155	15,216	15,259	
労 災 保 険							
被 保 険 者 総 数	41,134	55,055	55,422	56,854	56,341	58,072	
失 業 保 険							
被 保 険 者 総 数	22,442	22,829	
拠 出 者	22,442	22,829	
介 護 保 険							
被 保 険 者 総 数	...	71,901	72,263	71,688	71,402	71,545	

(注) 1 労働者年金保険および職員年金保険は4月現在。

1995年度の鉱山従業員年金保険は1996年7月1日現在。1998年度は1996年度の数値である。

農業者老齢扶助は各年末現在。

疾病保険は年平均、被用者本人のみの数値。このほかに2001年1月現在、家族被保険者（被扶養者）数が1,999万7千人。

また1999年4月のミクロセンサ結果によれば、特別の制度で対応されている者が197万人、無保険者（超富裕層）が15万人（うち旧東独州は2万人）を数える。

なお、民間疾病保険の加入者数は90年度661万4千人、95年度694万5千人、97年度706万5千人、98年度720万6千人、99年度735万6千人、2000年度752万2千人である。

2 Statistisches Jahrbuch 1992-2001, Bundesarbeitsblatt, 9/1997, STATISTISCHES TASCHENBUCH GESUNDHEIT 2000, Monatsstatistik der Krankenversicherung über Mitglieder und Kranke, Januar 2001.

Daten Gesundheitswesens, Ausgabe 2001.

Die Private Krankenversicherung, Zahlenbericht 2000/2001. による。

(ii) 社会保障費用

区分	1990年度	1995	1997	1998	1999
合 計	568,207	997,854	1,032,115	1,018,596	1,037,019
労 働 者 年 金 保 険	115,182	190,991	202,870	208,574	213,774
年 金	98,128	161,391	172,792	178,089	200,798
リ ハ ビ リ 対 策	3,495	5,989	4,948	4,651	4,720
職 員 年 金 保 険	93,100	180,572	189,151	190,364	193,407
年 金	77,746	137,086	149,236	155,407	176,180
リ ハ ビ リ 対 策	2,081	3,770	3,022	3,152	3,119
鉱 山 従 業 者 年 金 保 険	17,225	26,519	27,484	27,790	28,025
年 金	14,663	22,746	23,645	23,947	26,533
リ ハ ビ リ 対 策	89	245	179	152	140
農 業 者 老 齢 扶 助	4,131	5,754	6,106	6,050	6,057
老 齢 扶 助 金	3,481	4,497	5,146
疾 病 保 険	141,654	262,825	267,930	249,315	256,054
一 般 ・ 歯 科 医 療	112,472	185,625	193,117	195,696	201,239
薬 剤 ・ 治 療 材 料					
病 院 医 療					
現 金 給 付	12,721	18,406	14,444	13,784	13,976
勞 災 保 険	13,462	25,411	26,239	25,952	25,971
年 金	7,449	10,714	11,004	11,024	11,070
治 療	3,019	5,196	5,297	5,520	5,692
勞 災 予 防					
介 護 保 険	...	10,356	30,780	31,045	31,924
雇 用 促 進	49,289	97,103	102,723	98,852	101,104
児 童 手 当	14,619	21,244	428	161	187
公 務 員 等 児 童 手 当	9,772	13,042	13,258	13,364	14,314
育 児 手 当	4,597	7,243	7,012	7,156	6,890
戰 爭 犯 性 者 援 護	12,999	14,315	12,688	11,362	10,864
社 会 扶 助	31,782	53,328	50,827	50,137	50,233
青 少 年 扶 助	13,686	29,170	29,536	30,940	32,851
負 担 調 整	1,097	620	462	357	314
公 衆 保 健 サ ー ビ ス	2,330	3,394	3,081	3,341	...
公 務 員 恩 給	43,282	55,967	61,540	63,836	65,050
對 国 民 所 得 比 (%)	30.4	38.2	37.3	36.1	36.1

(注) 1 1990年度までは旧西ドイツ。

2 1998年度、99年度の疾病保険はリスク構造調整額を含まない。

3 介護保険は1995年1月施行、同4月から在宅介護給付、1996年7月から施設介護給付が実施されている。
1999年8月からデイケアおよびナイトケアの給付改善が行われた。

4 児童手当について、1996年1月から家族調整給付の枠組みの中で規定されている。

5 各制度の費用は他制度への繰入を含むが、合計は各制度間の相互繰入を含まない。

6 Statistisches Jahrbuch, 1992-2001. による。

資料：健康保険組合連合会「社会保障年鑑」

第366表 アメリカの社会保障概況

(i) 社会保険の適用状況

区分	1985年	1990	1995	1997	(単位 100万人)
公的年金制度	106.6	117.7	
老齢・遺族・障害・健康保険	100.3	110.2	141.0	146.7	
鉄道従業員退職年金制度	0.3	0.3	
公務員等退職年金制度	6.0	7.2	
その他の社会保険制度					
失業保険	98.2	109.5	113.5	119.4	
労災補償保険	85.1	96.7	96.1	...	
一時障害保険	19.8	...	20.2	20.9	

(注) 1 鉄道従業員退職年金制度・公務員等退職年金制度の1995年以降について、1984年から新規採用の鉄道従業員や公務員は老齢・遺族・障害・健康保険に加入することになっているため、これらの特定制度はやがて消滅することになっている。

2 労災補償保険の1995年は、1993年度の数値である。1997年は調査中止。

3 一時障害保険の1995年は、1993年度の数値である。1997年は1994年度の数値である。

4 *Statistical Abstract of the U.S.*, 1989, 1993, 1996.

*Annual Statistical Supplement, 1999 to the Social Security Bulletin.*による。

(ii) 社会保障費用

区分	1980年度	1985	1990	1994	1995	(単位 100万ドル)
合計	492,713.7	732,570.1	1,048,950.8	1,435,714.3	1,505,136.4	
社会保険	229,754.4	369,595.2	513,821.8	683,778.7	705,488.3	
老齢・遺族・障害・健康保険	152,110.4	257,535.1	355,264.5	477,339.7	496,355.8	
健康保険(メディケア)	34,991.5	71,384.3	109,709.0	161,392.7	164,713.3	
鉄道従業員退職年金	4,768.7	6,275.6	7,229.9	8,025.2	8,106.2	
公務員退職年金	39,490.2	63,044.0	90,391.2	119,253.1	128,001.8	
失業保険・雇用事業	18,326.4	18,343.8	19,973.7	31,251.1	26,302.0	
鉄道従業員失業保険	155.4	138.4	64.6	53.5	48.4	
鉄道従業員一時障害保険	68.7	50.6	40.3	29.3	30.0	
州一時障害保険	1,377.7	1,944.1	3,224.2	3,200.8	3,189.1	
労働者災害補償	13,457.2	22,263.6	37,633.4	44,626.0	43,450.0	
公的援助	72,703.1	98,361.8	146,811.1	238,025.3	253,530.0	
公的扶助	45,064.3	66,170.2	105,093.8	171,755.1	187,219.0	
補足的保障所得	8,226.5	11,840.0	17,230.4	30,085.5	30,138.0	
食料スタンプ	9,083.3	12,512.7	16,254.5	25,273.6	25,319.0	
その他の公的援助	10,329.0	7,838.9	8,232.4	10,911.1	10,854.0	
保健及び医療	27,263.0	39,373.0	61,684.0	80,130.0	85,507.0	
病院及び医療	12,303.0	16,373.0	25,971.0	31,562.0	31,904.0	
母子保健	870.0	1,222.0	1,865.0	2,272.0	2,348.0	
医学調査研究	4,924.0	6,903.0	10,848.0	13,988.0	14,982.0	
学校保健	575.0	790.0	1,113.0	1,384.0	1,667.0	
その他の公衆衛生活動	6,931.0	11,919.0	19,354.0	27,685.0	30,808.0	
医療機関整備	1,660.0	2,166.0	2,533.0	3,239.0	3,798.0	
退役軍人関係制度	21,465.5	27,042.3	30,916.2	37,894.8	39,072.0	
年金・所得補償	11,306.0	14,333.0	15,792.6	17,481.0	18,070.4	
保健・医療	6,203.9	9,493.2	12,004.1	16,231.4	16,654.4	
教育	2,400.7	1,170.8	522.8	1,098.3	1,118.2	
生命保険	664.5	795.5	1,037.8	971.5	946.3	
福祉その他	890.4	1,249.8	1,588.9	2,112.6	2,282.7	
教育	121,049.6	172,047.5	258,331.6	344,091.0	365,625.3	
住宅関係	6,879.0	12,598.5	19,468.5	27,032.0	29,361.1	
その他の社会福祉	13,599.1	13,551.8	17,917.6	24,762.5	26,557.7	
職業リハビリテーション	1,251.1	1,536.7	2,126.6	2,560.1	2,630.3	
施設福祉	482.4	379.6	629.4	783.1	874.0	
学校給食	4,852.3	5,308.5	7,165.4	10,099.1	10,653.4	
児童福祉	800.0	200.0	252.6	294.6	292.0	
特別計画・OEO・Action	2,302.7	503.8	169.4	204.4	222.0	
その他の	3,910.6	5,623.2	7,574.2	10,821.2	11,886.0	

(注) 1 健康保険(メディケア)は、病院保険と補足的医療保険分を再掲。

2 病院および医療は、軍人家族の医療を含む。

3 母子保健は、障害児へのサービスを含む。

4 生命保険は、団体生命保険を除く。

5 *Annual Statistical Supplement, 1999 to the Social Security Bulletin.*による。

資料：健康保険組合連合会「社会保障年鑑」

第367表 スウェーデンの社会保障概況

(i) 分野別社会保障支出の推移(国民経済計算ベース)

区分	(単位 100万クローナ)				
	1996年度	1997	1998	1999	2000
保健医療	131,652	136,925	149,400	164,323	180,125
うち現金給付	25,114	26,507	34,635	42,785	51,411
うち現金給付以外	106,538	110,418	114,765	121,538	128,714
障害者	69,838	69,008	72,788	76,648	80,036
うち現金給付	46,380	46,374	46,679	47,567	48,871
うち現金給付以外	23,458	23,486	26,109	29,081	31,165
高齢者	221,274	227,667	233,925	241,820	245,405
うち現金給付	173,955	179,017	182,710	187,874	188,368
うち現金給付以外	47,319	48,650	51,215	53,946	57,037
遺族	14,556	14,004	14,071	14,388	14,707
うち現金給付	14,556	14,004	14,071	14,388	14,707
うち現金給付以外	—	—	—	—	—
家庭・児童	65,016	63,373	66,694	68,129	71,926
うち現金給付	29,611	28,141	31,100	31,393	33,774
うち現金給付以外	35,405	35,232	35,594	36,736	38,152
失業	62,098	62,241	57,802	52,301	43,106
うち現金給付	55,569	53,955	55,722	44,388	36,533
うち現金給付以外	9,669	8,143	6,519	7,913	6,573
住宅	18,441	15,903	15,356	15,006	13,996
うち現金給付	—	—	—	—	—
うち現金給付以外	18,441	15,903	15,356	15,006	13,996
その他	17,836	18,291	17,215	16,529	16,022
うち現金給付	12,211	12,652	11,738	10,961	10,075
うち現金給付以外	5,625	5,639	5,477	5,568	5,947
合計	600,711	608,264	627,251	649,144	665,323
対 GDP 比	34.2	33.4	32.9	32.4	31.7
うち現金給付	355,782	362,417	371,350	379,356	383,739
うち現金給付以外	244,929	245,847	255,901	269,788	281,584
(参考) GDP	1,756,358	1,823,799	1,905,349	2,004,651	2,098,451

(注) SCB, Statistisk Arsbok for Sverige 2003による。

(ii) 社会保険制度収支

2001年(単位 100万クローナ)

区分	収入				支出		
	保険料	国庫負担	その他	計	給付費	事務費	計
合計	318,571	69,801	△ 21,116	367,256	343,667	9,080	352,747
傷病手当	82,546	13,811	—	96,357	93,353	3,004	96,357
薬剤給付等	—	2,377	—	2,377	2,198	179	2,377
障害手当	—	1,145	—	1,145	1,060	85	1,145
労災手当	13,077	176	—	13,253	7,246	376	7,622
自動車補助	—	260	—	260	226	34	260
介助者手当	—	6,444	1,896	8,340	8,238	102	8,340
老齢年金							
A P 基本金	156,811	—	△ 25,036	131,775	143,564	1,943	145,507
国庫	10,803	0	—	10,803	10,116	100	10,216
積立年金制度	18,376	—	—	18,376	0	442	442
遺族年金	16,109	0	—	16,109	14,007	58	14,065
住宅費補助(BTP)	—	10,683	13	10,696	10,420	276	10,696
部分年金	0	266	—	266	260	6	266
両親保険	20,849	0	—	20,849	18,002	802	18,804
児童手当	—	21,232	—	21,232	21,108	124	21,232
住宅手当	—	4,371	—	4,371	3,994	377	4,371
障害児介護手当	—	2,180	—	2,180	2,053	127	2,180
養育費補助	—	2,885	1,884	4,769	4,380	389	4,769
児童養育期間中の年金権	—	3,276	—	3,276	3,276	—	3,276
その他の給付	—	45	127	172	166	6	172
その他の事務費	—	650	—	650	—	650	650

(注) RFV, Socialforskringsboken 2002による。

資料: 健康保険組合連合会「社会保障年鑑」

3 医 療

第368表 医療保障制度の国際比較

	日本	ドイツ
制度の種類	社会保険方式	社会保険方式
適用対象	全国民を対象（加入率100%） 健康保険 民間企業の被用者とその家族 共済組合 公務員とその家族 国民健康保険 自営業者、農業従事者等	全国民を対象（ただし、加入義務免除・任意加入有）（加入率90%） 一般疾病保険 年収40,500ユーロ以下の被用者、年金受給者、学生等（上限年収を超える被用者は任意加入） 農業者疾病保険 自営農業従事者等
医療給付	現物給付 患者負担 ・3歳未満 2割 ・3歳～69歳 3割 ・70歳以上 1割	現物給付 患者負担 ・入院時：1日につき9ユーロ ・薬剤：包装の大きさに応じて4ユーロ、4.5ユーロ、5ユーロ ・義歯：費用の35%～50% ・補装具、めがねは一定差額
現金給付	傷病手当金・出産手当金・出産育児一時金・埋葬料	傷病手当金・出産手当金・出産一時金
費用負担	被用者等 政管健保：総報酬の4.1%（2003年） 国保：166,990円（1世帯平均、2000年）	基本賃金の6.8%（2000年上半期平均）
	使用者等 政管健保：総報酬の4.1%（2003年）	被保険者に同じ
	国庫 政管健保：給付費等の13.0%（老人保健拠出金の16.4%） 国保：保険給付費等の50% 共済組合：なし（いずれも2003年）	原則としてなし

(注) 上記は基本的な給付内容等について単純化して記述してあることに留意。

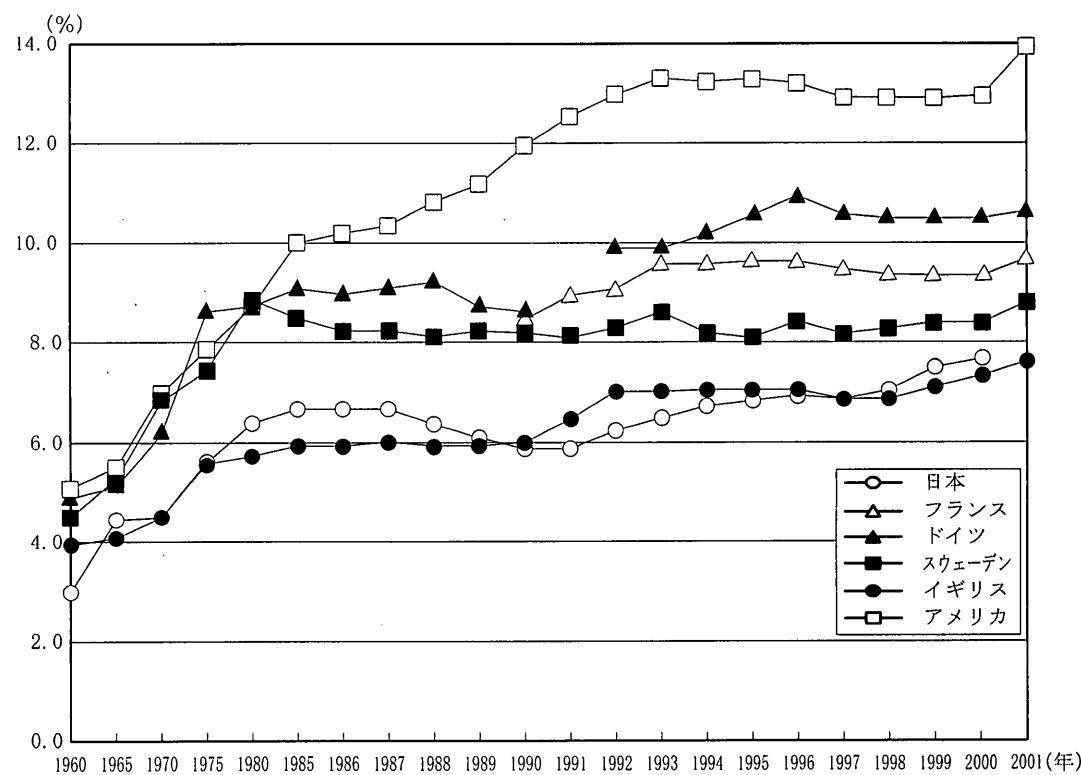
資料：年金金融研究所「新 財政と社会保障のポイント」

フランス	イギリス	アメリカ
社会保険方式	保健サービス方式	社会保険方式
全国民を対象（加入率99%） 一般制度 民間商工業の被用者、公務員 特別制度 鉱業労働者、船員、国鉄職員等特定業種の被用者 その他の制度 農業従事者、自営業者等	全国民を対象（加入率100%）	全国民対象の公的医療保険制度はない。（加入率約25%） メディケア 65歳以上の者、障害年金受給者、慢性腎臓病患者等、ただし、パートBは任意加入 メディケイド 低所得者等
償還制（制度・給付科目毎に償還率が異なる） （一般制度の例） ・入院：入院費は80%を償還（30日限度） ・外来：費用の70%を償還 ・薬剤：費用の65%を償還（代替不可能かつ高額の薬剤は100%、軽治療薬は35%、ビタミン剤等は全額負担）	現物給付 患者負担 ・薬剤：処方1件6.10ポンド ・歯科：費用の80% （ただし上限は1件360ポンド）	メディケア・パートA：入院サービス等 患者負担（入院の例）： 60日まで…期間792ドル 61～90日…1日198ドル 91～150日…1日396ドル* 151日～…全額患者負担 （*生涯60日を限度） メディケア・パートB：入院・外来の医師サービス等 患者負担：年間100ドルまでは全額負担、それを超える部分は20% メディケイド：州政府管轄 患者負担：原則としてなし
傷病手当金・出産手当金・育児手当金	傷病手当金・出産手当金（国民保険制度からの給付）	傷病手当金・出産手当金（一部の州において州法に基づき実施）
総報酬の0.75%（一般制度）	なし	メディケア・パートA：報酬の1.45%（自営業者2.9%） メディケア・パートB：月50ドル メディケイド：なし
総報酬の12.8%（一般制度）	なし	メディケア・パートA：報酬の1.45% メディケア・パートB：なし メディケイド：なし
原則としてなし	国民保健サービス費用の約78%（国民保険からの拠出金12%）（2001年）	メディケア・パートA：原則としてなし メディケア・パートB：保険料で費用の約25%をカバー（残りは国庫補助） メディケイド：連邦、州にて負担

第369表 医療費の対国内総生産比の国際比較

区分	日本	フランス	ドイツ	スウェーデン	イギリス	アメリカ	(単位 %)
1960年	3.0	—	4.8	4.5	3.9	5.0	
1965	4.4	—	5.1	5.3	4.1	5.5	
1970	4.5	—	6.2	6.7	4.5	6.9	
1975	5.6	—	8.6	7.4	5.5	7.8	
1980	6.4	—	8.7	8.8	5.6	8.7	
1985	6.6	—	9.0	8.5	5.9	10.0	
1986	6.6	—	8.9	8.2	5.9	10.2	
1987	6.6	—	9.0	8.2	6.0	10.4	
1988	6.3	—	9.1	8.1	5.9	10.8	
1989	6.1	—	8.6	8.2	5.9	11.2	
1990	5.9	8.6	8.5	8.2	6.0	11.9	
1991	5.9	8.8	—	8.1	6.5	12.6	
1992	6.2	9.0	9.9	8.3	6.9	13.0	
1993	6.4	9.4	9.9	8.6	6.9	13.3	
1994	6.7	9.4	10.2	8.2	7.0	13.2	
1995	6.8	9.5	10.6	8.1	7.0	13.3	
1996	6.9	9.5	10.9	8.4	7.0	13.2	
1997	6.8	9.4	10.7	8.2	6.8	13.0	
1998	7.1	9.3	10.6	8.3	6.9	13.0	
1999	7.5	9.3	10.6	8.4	7.2	13.0	
2000	7.6	9.3	10.6	8.4	7.3	13.1	
2001	—	9.5	10.7	8.7	7.6	13.9	

資料：OECD “HEALTH DATA 2003”, Total Expenditure on Health



第370表 診療報酬支払方式の国際比較

	アメリカ(メディケア)	イギリス	ドイツ	フランス	日本
診療所開業医	出来高払い制 (診療報酬点数表に基づいて支払う) R B R V S 方式 (医師の各医療行為の価値を、当該行為に使用した資源の量に基づき評価し、その結果を点数として表す考え方)	登録人頭制（登録患者数に応じて支払う）+ 基本診療手当（各種加算あり）	総額請求制 (保険医協会に保険診療を一括して請求させ、その費用を保険者より一括して支払う。個々の医師については、個々の医師ごとに定められた予算の枠内において、医師会より点数表に基づき出来高払いで配分される)	出来高払い制 (毎年、国会で決められた医療費の伸びの枠内で、全国疾病金庫と医師組合が協約(診療報酬)を締結。枠を超えた場合は、次年度の診療報酬減額又は払い戻しが行われる)	出来高払い制 (各診療行為についてそれぞれ評価を行い、評価額の合計額を診療報酬として支払う方式) 一部包括払い制
	D R G - P P S 方式 (入院患者の診断群分類に従いあらかじめ定めた額を支払う)	N H S 病院トラストは保健当局との契約に基づき支払を受ける。 N H S 病院トラストの運営は独立採算にて行われる。	入院費用 ・特定の療養について1件当たり包括払制 ・一定の給付について特別報酬 ・1件当たり包括払の対象とならない給付について、1人1日当たり定額の形で支払われる診療科別療養費+基礎療養費の組み合わせ	公的病院 ・特定の療養について1件当たり包括払制 私的病院 地方疾病保険金庫と各病院の契約により決定された患者1人1日当たり定額のホスピタルフィーと全国協約方式によるドクターフィー	外來 同上 入院 ・療養環境、看護及び医学的管理費用については、入院基本料で患者1人1日当たり定額払い ・手術料等については、原則として出来高払い ・特定の病棟については、入院基本料と技術料を包括払いするしくみ(特定入院料)

資料：年金金融研究所「新財政と社会保障のポイント」

第371表 医療供給に関する指標の国際比較（人口 1,000 人当たり）

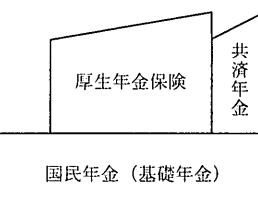
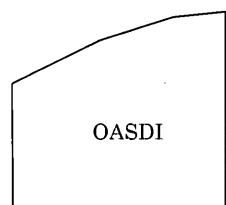
区分	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン	(単位 人、床)
医師数	1.9	2.7	1.8	3.5	3.0	3.1	
病床数	16.4	3.6	4.1	9.3	8.5	3.7	

(注) 各国とも1990~99年のうち、最新の数値。

資料：総務省統計局「世界の統計」

4 年 金

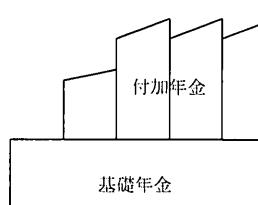
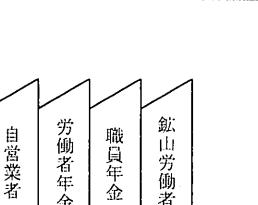
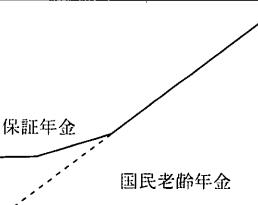
第372表 諸外国の公的年金制度の概要

制度体系	日本	アメリカ
		
適用	<p>(被用者)</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般被用者は厚生年金保険と国民年金（基礎年金）に強制加入 公務員等は共済年金と国民年金（基礎年金）に強制加入 <p>(自営業者)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国民年金に強制加入 <p>(無業の者)</p> <ul style="list-style-type: none"> OASDIに強制加入 <p>・国民年金に強制加入（ただし、第3号被保険者と低所得の第1号被保険者は保険料を納付しない）</p>	<p>(被用者)</p> <ul style="list-style-type: none"> OASDIに強制加入 鉄道労働者は、鉄道退職者制度に強制加入 州・地方政府公務員は、州・地方退職制度に強制加入 <p>(自営業者)</p> <ul style="list-style-type: none"> OASDIに強制加入 <p>(無業の者)</p> <ul style="list-style-type: none"> 適用なし
保険料率 (2002年)	<p>厚生年金保険：17.35%（月給ベース）</p> <p>・年収ベースに換算した場合13.58%（労使折半）</p> <p>・第1号被保険者は定額（月あたり13,300円）</p>	12.4%（被用者は労使折半）
支給開始年齢 (2002年)	<p>国民年金（基礎年金）：65歳</p> <p>厚生年金：60歳</p> <p>（男子は2025年までに、女子は2030年までに、65歳引上げ）</p>	65歳（2027年までに67歳に引上げ）
老齢年金平均受給額 (月額)	<p>[2001年]</p> <p>厚生年金全受給者：176,953円</p>	<p>[2000年]</p> <p>単身：845ドル（91,500円）</p> <p>夫婦：1,276ドル（138,200円）</p>
国庫負担	基礎年金給付費の1/3	なし

(注) 1 各国通貨の換算レートは、日本銀行「基準外国為替市場・裁定外國為替相場」より引用。それぞれの調査年の平均レ

2 スウェーデンについては、新制度の内容を記載。ただし、新制度の給付（2001年開始）は移行段階のため、表中給付

資料：厚生労働省「厚生労働白書」

イギリス	ドイツ	スウェーデン
		
<p>(被用者)</p> <ul style="list-style-type: none"> 基礎年金と付加年金に強制加入 一定の要件を満たす職域年金または個人年金に加入する場合には、付加年金への加入を免除される <p>(自営業者)</p> <ul style="list-style-type: none"> 基礎年金に強制加入 <p>(無業の者)</p> <ul style="list-style-type: none"> 基礎年金に任意加入 	<p>(被用者)</p> <ul style="list-style-type: none"> 労働者（ブルーカラー）、職員（ホワイトカラー）はそれぞれ労働者年金、職員年金に強制加入 （自営業者） <ul style="list-style-type: none"> 一部（農業者等）は特別制度に強制加入 一部（芸術家等）は労働者年金または職員年金に強制加入 その他の者は労働者年金または職員年金に任意加入 <p>(無業の者)</p> <ul style="list-style-type: none"> 労働者年金または職員年金に任意加入 	<p>(被用者)</p> <ul style="list-style-type: none"> 強制加入 （自営業者） <ul style="list-style-type: none"> 強制加入（無業者） 適用なし（最低保証年金の対象となる）
<p>被用者：21.8%</p> <p>（本人10.0%、事業主11.8%）</p> <p>*自営業者は週あたり2.0ポンドの定額と年収4,385ポンドを超えた金額の7.0%</p>	19.1%（被用者は労使折半）	17.21%
男子65歳、女子60歳（女子は2010年から2020年にかけて65歳に引上げ）	65歳	65歳以降本人が選択（保障年金は65歳から）
<p>[2000年]</p> <p><基礎年金></p> <p>単身：289ポンド（47,400円）</p> <p>夫婦：462ポンド（75,700円）</p> <p><付加年金></p> <p>全受給者：1,104マルク（82,400円）</p> <p><職員年金></p> <p>全受給者：1,505マルク（112,400円）</p> <p>全受給者：89ポンド（14,600円）</p>	<p>[1998年]</p> <p><労働者年金></p> <p>全受給者：1,104マルク（82,400円）</p> <p><職員年金></p> <p>全受給者：1,505マルク（112,400円）</p>	<p>[2001年]（旧制度）</p> <p><基礎年金></p> <p>全受給者：2,780クローナ（32,600円）</p> <p><付加年金></p> <p>全受給者：6,090クローナ（71,300円）</p>
原則なし ミーンズテスト付給付と保険料の伴わない給付については国庫負担	給付費の約20%（1997年）	最低保証年金部分（旧制度では基礎年金の約40%）

(注) 1 各国通貨の換算レートは、日本銀行「基準外国為替市場・裁定外國為替相場」より引用。それぞれの調査年の平均レ

2 スウェーデンについては、新制度の内容を記載。ただし、新制度の給付（2001年開始）は移行段階のため、表中給付

第373表 公的老齢年金のみ受給者の課税最低限の国際比較(夫婦世帯の場合)

日本		イギリス	ドイツ	フランス	(単位 千円)
一般の 給与所得者					
3,399	2,200	1,292 〔6,728〕 [ポンド]	5,263 〔83,538〕 [マルク]	1,361 〔68,062〕 [フラン]	

(注) 年金受給者の年齢が65歳以上であり、公的老齢年金のみを有する場合である。

資料：年金金融研究所「新 財政と社会保障のポイント」

第374表 主要国における公的年金に対する税制の概要

区分	保険料 (被保険者)	年金給付
日本	所得から控除される (全額)	老齢………課税 障害・遺族………非課税
ドイツ	〃 (限度あり)	課 稅
フランス	〃 (限度あり)	課 稅
イギリス	所得から全く控除されない (自営業者負担分は一部控除される)	課 税
アメリカ	所得から全く控除されない	非課税(限度あり)

(注) 事業主負担の保険料は、いずれの国においても損金算入されている。

資料：年金金融研究所「新 財政と社会保障のポイント」

5 児童手当

第375表 主要国の児童手当制度

各國の児童手当制度を見るに當たっては、各々の国の人団策に関する考え方（例えば、フランスの伝統的取組み）、ノンは扶養控除がない、フランスはN分N乗制度を採る等）などに留意する必要がある。

	日本	アメリカ	イギリス
支給対象児童	第1子から 6歳到達後最初の年度末まで (義務教育就学前)		第1子から 16歳未満 全日制教育を受けている場合は19歳未満
児童手当等	第1・2子 5,000円 第3子～ 10,000円	制度なし	第1子 69.55ポンド [13,215円] 第2子～ 46.58ポンド [8,850円]
所得制限	一定の年収（4人世帯：年収ベース596.3万円）以上の者には支給しない 被用者については一定年収（4人世帯：年収ベース780万円）未満まで支給		なし
財源	<0～3歳未満> 被用者 事業主7/10： 国 2/10：地方1/10 非被用者 国 2/3：地方1/3 特例給付 全額事業主負担 <3歳～義務教育就学前> 国 2/3：地方1/3		国庫負担
運営	政府		政府
税制上の児童控除	扶養控除 扶養親族 38万円 特定扶養親族 63万円 (16歳以上23歳未満)	扶養控除：被扶養者1人につき3,050ドル[36.3万円]の所得控除 児童税額控除：17歳未満の扶養児童1人につき1,000ドル[11.9万円]の税額控除又は給付 *児童税額控除は世帯年収10,500ドル[125万円]以上の全ての児童養育世帯に適用（非課税者等に対しては給付）	児童税額控除：16歳未満（学生等は19歳未満）の児童のいる世帯に対し、児童数及び世帯の所得に応じて税額控除又は給付 (例) ・年収15,000ポンド[285万円]の世帯 児童1人 1,335ポンド [25.4万円] 2人 2,780ポンド [52.8万円] 3人 4,225ポンド [80.3万円] ・年収25,000ポンド[475万円]の世帯 児童の数に関わらず一律545ポンド[10.4万円] *全ての児童養育世帯に適用（非課税者等に対しては給付）

(注) 1 イギリスの児童手当額は週単位であり、これを月額に換算した。

2 換算レートは基準外國為替相場及び裁定外國為替相場（平成14年12月から平成15年5月までの間における実勢相場の平均値）

1米ドル=¥119、1英ポンド=¥190、1ユーロ=¥129、1クローネ=¥14

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

賃金体系（欧米は概ね能力給体系、我が国は概ね生活給・年功給体系）、税制（イギリス、スウェーデンは扶養控除がない、フランスはN分N乗制度を採る等）などに留意する必要がある。

ドイツ	フランス	スウェーデン
第1子から 18歳未満 学生等は27歳未満 失業者は21歳未満	第2子から 20歳未満	第1子から 16歳未満（義務教育終了前） 20歳の春学期まで奨学手当等
第1～3子 154ユーロ [19,866円] 第4子～ 179ユーロ [23,091円]	第1子 なし 第2子 109.40ユーロ [14,113円] 第3子～ 140.17ユーロ [18,082円] <割増給付> 11～16歳未満 30.77ユーロ の加算 [3,969円] 16歳～ 54.70ユーロ の加算 [7,056円]	第1・2子 950クローナ [13,300円] 第3子 1,204クローナ [16,856円] 第4子 1,710クローナ [23,940円] 第5子～ 1,900クローナ [26,600円] 奨学手当等も同額
18歳未満：なし 18歳以上：児童の年収が7,118ユーロ[約92万円]以上の場合は支給しない	なし	なし
公費（税額控除方式） 児童手当及び児童扶養控除に要する費用の負担割合は連邦74%、州及び自治体26%	家族給付全国基金 事業主拠出金 (65%) 税(一般社会拠出金等) (35%)	国庫負担
政府	家族手当金庫	政府
児童控除：扶養児童1人につき5,808ユーロ[74.9万円]の所得控除 *児童控除と児童手当（扶養児童1人につき1,848ユーロ[23.8万円]）の有効な方を適用	N分N乗課税 *家族除数 独身者 1 夫婦者 2 夫婦子1人 2.5 夫婦子2人 3 夫婦子3人 4 夫婦子4人 5 以下扶養児童1人増ず毎に1を加算する	なし 政府 なし

6 労 働

第376表 主要国の失業者数及び失業率

(単位 万人、%)

区分	日本		アメリカ		イギリス		ドイツ(登録)		フランス(登録)	
	失業者数	失業率	失業者数	失業率	失業者数	失業率	失業者数	失業率	失業者数	失業率
1986年	167	2.8	824	7.0	329	11.8	223	7.9	252	10.4
1987	170	2.8	743	6.2	295	10.5	223	7.9	262	10.5
1988	155	2.5	670	5.5	237	8.3	224	7.7	256	10.0
1989	139	2.3	653	5.3	180	6.3	204	7.1	253	9.4
1990	134	2.1	687	5.6	166	5.8	188	7.2	250	8.9
1991	136	2.1	864	6.9	229	8.0	169	6.3	271	9.5
1992	142	2.2	961	7.5	283	9.9	298	7.8	283	10.3
1993	166	2.5	894	6.9	300	10.5	342	8.9	308	11.6
1994	192	2.9	800	6.1	280	9.8	370	9.6	306	12.3
1995	210	3.2	740	5.6	252	8.8	361	9.4	300	11.5
1996	225	3.4	724	5.4	239	8.3	397	10.4	309	12.1
1997	230	3.4	674	4.9	209	7.2	438	11.5	305	12.3
1998	279	4.1	621	4.5	182	6.3	428	11.1	292	11.6
1999	317	4.7	588	4.2	180	6.1	410	10.5	258	11.0
2000	320	4.7	566	4.0	166	5.6	389	9.6	216	9.5
2001	340	5.0	674	4.8	145	4.9	385	9.4	221	8.8

(注) 1 イギリスは、3~5月期の数値。

2 ドイツは、職業安定機関に登録している失業者。1993年までは旧西ドイツ地域、1994年以降は統一ドイツの数値。

3 フランスは、職業安定機関に登録している失業者。

4 日本：総務省統計局「労働力調査」

アメリカ：労働省「Employment and Earnings」

イギリス：国家統計局「Labor Market Trends」

ドイツ：連邦統計局「Wirtschaft und Statistik」

フランス：国立統計経済研究所「Bulletin Mensuel de Statistique」

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「労働統計要覧」

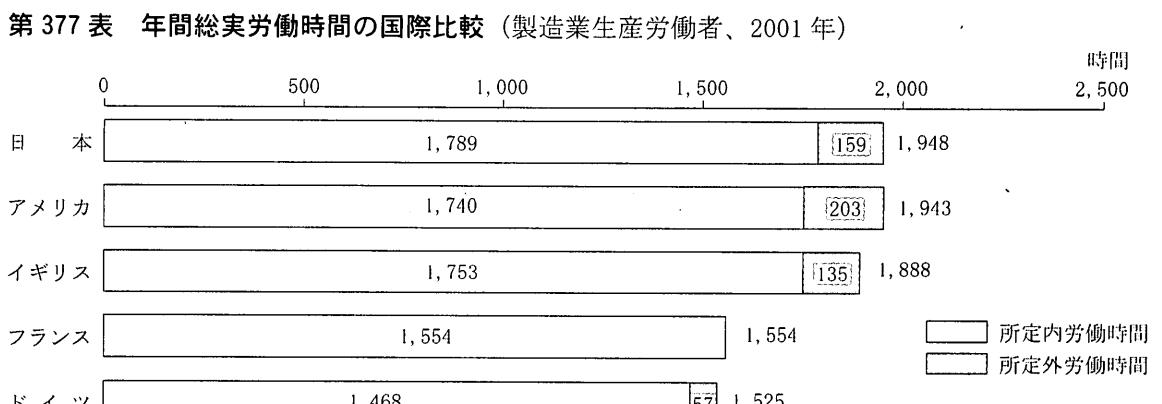
(注) 1 ドイツは1999年の数値。

2 フランスの所定外労働時間は不明。

3 日本は厚生労働省「毎月勤労統計調査」

諸外国はEU及び各國資料より厚生労働省労働基準局推計

資料：年金金融研究所「新・財政と社会保障のポイント」



第378表 ILO労働統計報告による週当たり労働時間 (製造業)

(単位 時間)

区分	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
1983年	41.1	40.1	—	40.5	38.9
1984	41.7	40.7	—	41.0	38.7
1985	41.5	40.5	—	40.7	38.6
1986	41.1	40.7	41.9	40.4	38.7
1987	41.3	41.0	42.0	40.1	38.7
1988	41.8	41.1	42.3	40.0	38.8
1989	41.4	41.0	42.5	39.9	38.8
1990	40.8	40.8	42.3	39.5	38.8
1991	40.0	40.7	41.3	39.2	38.7
1992	38.8	41.0	41.5	38.9	38.8
1993	37.7	41.4	41.3	37.6	38.6
1994	37.6	42.0	41.6	38.0	38.7
1995	37.8	41.6	42.1	38.3	38.8
1996	38.2	41.6	41.9	37.4	38.7
1997	38.2	42.0	42.0	37.4	38.6
1998	37.5	41.7	41.8	37.5	—
1999	37.4	41.7	41.4	—	—
2000	38.0	41.6	41.3	—	—

① 定義	実労働時間	支払労働時間	支払労働時間	支払労働時間	実労働時間
② 対象	雇用労働者	生産労働者	常用雇用労働者	生産労働者	男女計

(注) 1 日本は、1985年からサンプル替えにより、それ以前の数値と接続しない。

2 アメリカは、1988年から新しい産業分類による調査で、それ以前の数値と接続しない。

3 イギリスは、北アイルランドを除く。4月の数値。

4 ドイツは、1990年3月10日以降、統一ドイツ。

5 フランスは、1985年より4月始まり。フランスの1995年は、産業分類の変更。公企業を含む。

6 定義の「支払労働時間」とは、実労働時間のほかに実際に就業しないが、賃金の支払われた時間（有給休暇、有効特定休日等）を含む。

7 ILO “Yearbook of Labour Statistics 2001”による。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「労働統計要覧」

第379表 労働費用構成の国際比較

(単位 %)

区分	日本		アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
	1995年	1998年	2001年	1996年	1996年	1996年
労働費用計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
賃金計	82.3	81.2	80.7	83.8	74.3	65.6
賃金・俸給	82.3	81.2	73.1	73.7	63.3	58.2
不就業給			7.6	10.1	11.0	7.4
その他の労働費用計	17.7	18.8	19.3	16.2	25.7	34.4
法定福利費	8.9	9.5	8.0	8.4	15.4	21.2
法定外福利費	3.1	2.9		5.0	7.8	7.4
退職金等の費用	4.9	5.5	0.0	0.6	2.0	2.0
現物給与	0.4	0.3	11.3	2.6	0.1	0.1
教育訓練費	0.2	0.2		0.1	1.2	1.7
その他	0.3	0.2		0.0	0.7	2.3

(注) 1 日本は企業規模30人以上、アメリカは1人以上、EUは10人以上の全労働者。

2 日本は、厚生労働省「賃金労働時間制度等総合調査」(企業規模30人以上)による。

アメリカは、Bureau of Labor Statistics「Employer Costs for Employee Compensation」

その他は、Eurostat「Labour Costs 1988-1999」

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「労働統計要覧」

第380表 諸外国の育児休業制度について

	日本	アメリカ
法律名	育児・介護休業法	家族及び医療休暇法
施行年	1992年（2002年改正）	1993年
取得の要件等	勤続1年以上の常用労働者。 取得事由は、子又は養子の育児のため、家族の看護のため、本人の病気療養のためである。 50人以上の企業規模に勤務し、雇用された期間が1年以上あり、かつ、直近の12ヶ月間に1,250時間以上勤務した者。パートタイム労働者やその他臨時労働者であっても、要件を満たせば休暇の比例付与が認められる。 休暇終了後は、元の職場・地位への復帰又はそれと同等な条件の別の職へ復帰する権利が認められる。	・取得事由は、子又は養子の育児のため、家族の看護のため、本人の病気療養のためである。 ・50人以上の企業規模に勤務し、雇用された期間が1年以上あり、かつ、直近の12ヶ月間に1,250時間以上勤務した者。パートタイム労働者やその他臨時労働者であっても、要件を満たせば休暇の比例付与が認められる。 ・休暇終了後は、元の職場・地位への復帰又はそれと同等な条件の別の職へ復帰する権利が認められる。
休業対象期間	子が1歳に達するまで。 ・すべての休暇取得事由の合計で12週間。 ・育児については、子の誕生あるいは養子受入れの時点から12ヶ月以内で合計12週間。	子の8歳の誕生日または小学1年終了時までの480日。
休業の柔軟性 (短時間制度)	可	可
分割取得	不可	可
両親の取得	可	可
手当の支給	休業前資金の40%を育児休業給付（雇用保険制度）として支給。	なし
子どもの病気への対応	看護休暇制度の導入の事業主への努力義務を規定。 「重大な健康危機の状態」にある場合には可。	

（注） 内閣府「男女共同参画諸外国制度等調査研究報告書」（平成13、14年度）等より作成。
資料：内閣府「男女共同参画白書」

スウェーデン	ドイツ	イギリス
親休暇法	育児手当及び親時間の付与に関する法律 (連邦育児手当法)	雇用関係法
1974年	1986年（2000年改正）	1999年
同一の使用者の下で過去6ヶ月の勤務または過去2年間の間で12ヶ月。	・2000年改正により、父親の取得促進を目的の一つとして改正。育児手当の支給期間及び育児休業期間も延長。 ・事業主は、親時間終了後は、元の職場又は同価値の職場へ復帰させる義務。 ・親時間中短時間労働をした労働者はフルタイム労働に戻すことを求める権利あり。	1年以上勤務している男女労働者。
子の8歳の誕生日または小学1年終了時までの480日。	子が3歳に達するまで（最後の1年は子が8歳になるまで繰り延べ可能）。	子が5歳に達するまで13週間（無給）。ただし1年につき最大4週間（取得単位は1週間単位）。
可（子が8歳に達するまで、通常の労働時間の4分の3まで短縮可）	可（週30時間の範囲）。両親同時取得可なので、合計週60時間までの労働が可能。これにより両親とも就業継続のまま育児が可能になる。	不可
可	可	可
可（80%の所得保障付き休業期間390日のうち、60日は父母の間で譲渡不可。したがって、390日すべて利用するには父親も60日取得しなければならない）	可（同時に取得できる）	可 2003年から有給の父親休暇を導入（子の出生後8週間の間に2週間休暇をとる権利）。
390日は80%の所得保障、残りの90日は1日当たり定額（60クローナ）。	子が2歳に達するまで育児手当支給。	無給
子が12歳に達するまで、子ども1人当たり両親合計で年間最高120日の臨時親保険の受給が可。	病児看護休暇制度（社会法典）により傷病手当金を支給。	なし

第381表 諸外国の介護休業制度について

	スウェーデン	アメリカ	ドイツ
対象者	・国民保険の被保険者である男女労働者(養親、継親、監護者を含む)	・従業員50人以上の事業主に雇用されている男女労働者(公務員も適用)	・公的医療保険の被保険者である男女労働者
資格要件	・12歳に達しない子供の病気等 ・12歳以上16歳未満の子供の病気、精神的障害又はその他の障害のために特別な援助又は介護が必要な場合	・事業主に12ヶ月以上雇用され、過去12ヶ月間の労働時間が1,250時間以上であること ・子の出生、養子縁組、又は里子を受け入れ、その養育の場合 ・重大な健康状態にある配偶者、子、又は親の世話の場合等	・12歳未満の病児を監督、世話、看護する場合(家庭に子供を監督等する人がいないこと) ・診断書により証明することが必要
形態	・全日休暇 ・1/2又は1/4に労働時間を短縮	・全日休暇 (労働時間短縮の方法も可)	・全日休暇
期間	・一時介護両親手当を受給している間(各子供各年ごと最高年間60日間)	・12ヶ月ごとに合計12週間まで	・疾病手当を請求できる間(各子供につき1暦年最大限10労働日)
手当	・一時介護両親手当(収入の80%)	・無給(医療給付は休暇中も継続)	・疾病手当(賃金の80%)
罰則	・なし	・なし	・なし

資料:労働省女性局の資料に基づき国立社会保障・人口問題研究所作成

7 國際協力

第382表 WHOへの分担率(分担金の占有率)の推移

(単位 %)

区分	平成5年 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
アメリカ	25.00	25.00	25.00	25.00	25.00	25.00	25.00	25.00	25.00	22.00	22.00
日本	12.24	12.24	12.24	15.17	15.38	15.38	19.67	20.24	20.24	19.35	19.35
ドイツ	8.78	8.78	8.78	8.89	8.90	8.90	9.65	9.70	9.70	9.69	9.69
フランス	5.90	5.90	5.90	6.30	6.31	6.31	6.44	6.44	6.44	6.41	6.41
イギリス	4.94	4.94	4.94	5.23	5.23	5.23	5.01	5.01	5.01	5.49	5.49

資料:厚生労働省「厚生労働白書」

第383表 厚生労働省が実施及び協力した研修員等受入数・専門家派遣数の推移

(単位 人)

区分	平成9年 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
研修員等受入	963	2,093	2,061	2,277	1,925	1,406
国際協力事業団(JICA)	719	897	822	869	774	770
世界保健機関(WHO)	61	23	45	13	48	22
国際労働機関(ILO)	—	23	33	48	47	39
国際厚生事業団(JICWELS)他	183	1,150	1,161	1,347	1,056	575
専門家派遣	329	481	544	440	384	338
国際協力事業団(JICA)	314	420	504	408	375	329
国際厚生事業団(JICWELS)他	15	61	40	32	9	9

資料:厚生労働省「厚生労働白書」

8 国民所得

第384表 国民所得(総額)

(単位 億ドル)

区分	1993年	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001
アメリカ	57,902	61,377	64,826	68,422	72,823	77,371	81,906	87,476	88,921
日本	33,431	36,423	39,711	35,222	32,429	29,354	33,201	34,908	30,338
ドイツ	16,732	17,736	20,818	20,192	17,867	18,119	17,832	15,828	15,700
イギリス	8,310	9,128	9,932	10,451	11,769	12,793	12,995	12,859	12,884
イタリア	8,422	8,694	9,348	10,561	10,050	10,296	10,173	9,253	9,408
カナダ	4,627	4,628	4,848	5,026	5,238	5,043	5,424	6,027	5,913
スペイン	4,328	4,306	5,069	5,267	4,833	5,047	5,164	4,787	4,941
オーストラリア	2,446	2,756	3,000	3,368	3,392	3,030	3,308	3,162	2,998
オランダ	2,730	2,963	3,571	3,517	3,249	3,282	3,391	3,158	3,216
スウェーデン	1,589	1,772	2,087	2,279	2,094	2,115	2,150	2,046	1,854
ベルギー	1,887	2,075	2,430	2,362	2,150	2,203	2,204	1,998	1,974
イスラエル	2,042	2,246	2,695	2,614	2,331	2,399	2,377	2,246	—
インドネシア	858	1,118	1,419	1,677	3,586	10,117	9,774	14,875	18,728
南アフリカ	1,949	2,448	2,914	4,069	4,408	5,953	6,603	8,542	14,495
オーストリア	1,579	1,697	1,987	1,970	1,741	1,794	1,767	1,604	1,581
デンマーク	1,141	1,251	1,492	1,514	1,397	1,433	1,445	1,302	1,317
ベネズエラ	77	208	576	1,971	2,889	4,087	5,485	7,443	8,652
ノルウェー	946	1,013	1,225	1,333	1,322	1,255	1,320	1,420	1,447
フィンランド	642	763	1,014	1,012	993	1,050	1,047	988	1,001
韓国	3,095	3,616	4,350	4,605	4,201	2,700	3,497	4,046	3,751
ギリシャ	882	944	1,106	1,165	1,138	1,142	1,168	1,045	1,074
タイ	1,094	1,309	1,542	1,660	2,938	2,307	2,320	2,728	2,800
ニュージーランド	347	412	487	528	535	455	456	412	417

(注) 市場価格表示。

資料：日本は、内閣府国民経済計算部推計値

OECD加盟国はOECD “National Accounts 2003 edition (vol.2)”

その他の国はIMF “International Financial Statistics” January 2004

内閣府政策統括官付海外経済担当で集計

第385表 1人当たり国民所得

(単位 ドル)

区分	1993年	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001
アメリカ	22,269	23,320	24,341	25,393	26,706	28,044	29,350	31,006	31,220
日本	26,793	29,109	31,658	28,017	25,734	23,231	26,226	27,522	23,866
ドイツ	20,611	21,783	25,493	24,655	21,775	22,089	21,723	19,258	19,068
イギリス	14,402	15,786	17,137	17,995	20,220	21,925	22,201	21,923	21,916
イタリア	14,762	15,199	16,313	18,401	17,475	17,878	17,647	16,019	16,241
カナダ	16,119	15,937	16,515	16,938	17,467	16,673	17,779	19,575	19,006
スペイン	11,070	10,995	12,924	13,410	12,283	12,793	13,032	11,988	12,271
オーストラリア	13,768	15,345	16,488	18,285	18,213	16,085	17,367	16,406	15,399
オランダ	17,853	19,262	23,098	22,653	20,815	20,900	21,447	19,835	20,045
スウェーデン	18,224	20,184	23,647	25,774	23,666	23,896	24,267	23,060	20,835
ベルギー	18,705	20,512	23,973	23,259	21,123	21,593	21,565	19,496	19,203
イスラエル	29,429	32,112	38,272	36,968	32,886	33,747	33,267	31,265	—
インドネシア	449	575	720	838	1,766	4,914	4,682	7,031	8,737
南アフリカ	4,955	6,096	7,120	9,767	10,413	13,857	15,176	19,414	32,631
オーストリア	19,754	21,137	24,687	24,450	21,573	22,205	21,842	19,783	19,438
デンマーク	21,997	24,052	28,523	28,776	26,442	27,014	27,154	24,393	24,590
ベネズエラ	367	974	2,632	8,813	12,644	17,526	23,046	30,653	34,959
ノルウェー	21,929	23,354	28,115	30,434	30,021	28,324	29,588	31,617	32,073
フィンランド	12,670	14,985	19,859	19,755	19,316	20,384	20,272	19,091	19,296
韓国	7,002	8,100	9,646	10,115	9,143	5,833	7,501	8,607	7,924
ギリシャ	8,352	8,905	10,401	10,874	10,564	10,542	10,733	9,575	9,816
タイ	1,937	2,290	2,666	2,840	4,973	3,866	3,846	4,478	4,549
ニュージーランド	9,646	11,286	13,148	14,046	14,068	11,617	11,837	10,634	10,660

(注) 市場価格表示。

資料：日本は、内閣府国民経済計算部推計値

OECD加盟国はOECD “National Accounts 2003 edition (vol.2)”

その他の国はIMF “International Financial Statistics” January 2004

内閣府政策統括官付海外経済担当で集計

